

國際經濟研究

年 報

VII



神戶大學

經濟經營研究所

1957

國際經濟研究

VII



神戸大學經濟經營研究所

國際經濟研究 VII

目次

カナダの經濟構造と外國貿易	柴田銀次郎	一
米比通商協定の研究	川田富久雄	五
新中國の對外貿易	宮下忠雄	二二
歐洲航路競争史	佐々木誠治	一四
國際決濟制度の新展開	藤田正寛	一五
——ラテン・アメリカに於ける多角化傾向を繞つて——		
國際均衡について	片野彦二	三七
マルクスの Nutzeffekt について	山本泰督	二九
——交通業を産業資本と規定する根拠——		
(資料) ラテン・アメリカに於ける通貨・為替問題	藤田正寛	二六
事業要録		二七
國際經濟に関する文献目録		卷末一—四〇
英文要約 (卷末)		

カナダの經濟構造と外國貿易

柴田銀次郎

目次

- 一、カナダの經濟構造
- 二、カナダの貿易実態
- 三、カナダの貿易政策

一、カナダの經濟構造

カナダは一九二五年七月以前は旧マライ、旧インド、旧オーストラリアなどと同じように英國の植民地であつて、英國政府の植民地庁の直轄するところであつたけれども、この時以降は自治領となつて新に設けられた自治領庁の管轄となり、更に一九二六年には英國から本国と同等地位たる宣言がなされ、一九三一年の英議會に於てウェストミンスター法令 (The Statute of Westminster) を可決確定してから、英本国政府の行政から離脱して独立自治権を確立した。英國議會はカナダ議會の推選した総督 (Governor-General) の任命権とカナダ憲法の基本法たる英領北米法 (the British North America Act, 1867) の修正権とを保持するだけとなり、且つ英國国王は英連邦諸国を通じての象徴としてのみの存在と

なつた。そして、カナダ総督はカナダを代表すると共に、カナダ国民に対しては英国国王の代理者である。しかし、その政治行為は総理及び閣僚を以て構成されている枢密院 (the King's Privy Council For Canada) の勸告に基いてのみ行うことができる。カナダは九の州に分たれ、それぞれ政府と議会 (ケベックのみ二院制) とを持ち中央政府から、任命された知事 (Lieutenant Governor) によつて代表され統治されている。

カナダ全土の面積は約三百六十二万平方哩であつて、ソ連の約四割四分、中国の八割四分に当る程度であるけれども、アメリカ合衆国 (三、五七四千方哩) よりやや広く、濠洲 (二、九七四千方哩) よりも遙かに広い。それにも拘わらず、人口は極めて稀薄であつて面積一平方哩当り四・三人である。これは濠洲の一平方哩当り二・九人に次ぐ稀薄度である。ソ連の二四・〇人、アメリカ合衆国の四三・九人に比べると極端な開きがある。

しかし、カナダの人口増加は著しいものがあり、一九〇一年以降の五十五年間に約三倍の増加を見ている。これを日本の同期間の約二倍増に比べるとその著しさに驚く。但し、この増加のうち約二百二十五万七千人は移住によるものであるから、これを差引くと二倍半の増加となり、それでも日本よりも増加率は高かつたということになる。しかし、この増加率も今次大戦後急激に高まつている現象が第一表によつて知られる。即ち、一般的にいつて先進国家としては出生率が甚だ高く、又死亡率は低い。これを他国に比すると、出生率はアメリカ合衆国の二五・〇%、英国の一五・六%日本の二〇・一%に比してカナダ二八・五%を示しており、死亡率はアメリカ合衆国九・二%、英国一一・四%、日本八・二%に対してカナダ八・一%である。このように増加率は甚だ激しいけれども人口密度はまだ極めて低い。

一方、その国土資源は農水林を通じて甚だ豊富であり、いずれも相当の域までは開発されつつあるが、しかし尙十分に開発されていない。又、鉱工業も近年著しく発達して部分的には他国に決して劣らないけれども、その業種と規模と

に於てはまだまだ発展の途中にある。そのため、国民の生活は甚だ安定している反面に（第2表）、労働力の不足が大なる隘みとなつてゐる。

第1表 カナダの人口

年 度	総人口	エニローニア セント	プリンス エドワード	ノヴァ スコチア	ニュー フアン スワカ	クベック	オンタリオ	マニトバ	サスカ チワン	アルバー タ	ブリティ ッシュ コロンビ ア	エニロー ニア 北西部 域
1901	5,371	—	103	460	331	1,649	2,183	255	91	73	179	47
1911	7,207	—	94	492	352	2,006	2,527	461	492	374	392	15
1921	8,788	—	89	524	388	2,361	2,934	610	757	588	525	12
1931	10,376	—	88	513	408	2,874	3,432	700	922	732	694	13
1941	11,507	—	95	578	457	3,332	3,788	730	896	796	818	17
1951	14,009	361×	98	643	516	4,056	4,598	776	832	939	1,165	25
1955	15,601	412	108	683	538	4,520	5,183	849	889	1,066	1,305	28

単位：1,000

× 1949, 3月31日を以てカナダの州となつた。
Source: Dominion Bureau of Statistics

第2表
賃銀生活者のエンゲル係数
(総支出に対する食糧費の%)

国 名	調査年度	%
カナダ	1947-48	32.9
U. S. A.	1952	32.4
日 本	1953	49.1
英 国	1937-38	39.5
スウェーデン	1948	37.9
オランダ	1951	36.7
ベルギー	1948-49	47.4

Source: International Labor Office

第3表
カナダ労働人口 単位：1000

年 度	農 業	其 他
1931	1,203	2,427
1935	1,284	2,452
1940	1,329	2,809
1945	1,134	3,277
1950	1,018	3,979
1951	940	4,171
1952	892	4,295
1953	858	4,387
1954	873	4,320

Source: Dominion Bureau of
Statistics

凡そ、カナダは始めは他の植民地と同じように先ず農業から起り、林牧漁業の原始産業に労働力が集中され、第一次大戦を契機として工業の発達を促し、これに伴つてその資材たる地下資源の開発にも大量の労働力が要求されるようになった。限られた労働力の下に於てこのような現象が生じたことは、一部分は移住民によつて補うとしても大部分は農業労働を鉱工労働に割くということが起り、このため労働力の絶対数に於ても著しくこの移動傾向を窺取することができる。この傾向は特に最近に於て著しく現われている。(第3表)

故に、カナダに於ける人口は単に面積に対してばかりでなく資源に対しても稀薄である。今次戦争以後十年間の鉱業開発は戦前百年間の開発の程度に匹敵するという。過少の人口を以てこのような開発をなし得つつあるというのは、結局は国民の移住当時から保持している自然と闘うことに慣れた開拓精神と清教徒の簡素な生活様式に基くものというべきであろう。人口移動が農業から鉱工業へ行われつつあるということは、又カナダの自然的環境から当然に地理的移動が行われつつあることを意味する。カナダの開拓が大西洋岸である東部から始まつたことはアメリカ合衆国と国しく当然であろう。このようにして始まつた開拓はその後東から西へ移動し、終にはブリチシ・コロンビアに及んで、少くとも一九三〇年頃までは人口の大量移動は東から西へという方向をとつた。しかも、この人口移動は合衆国との国境からせいぜい一〇〇哩程度の範囲に於て集中的に行われ、この結果現在でも人口の九〇%は国境から二〇〇—二二五哩までの地域に住居を持つている。且つ、この人口は偏在的であつて、オンタリオ、ケベック及び西海岸に集中している。しかるに第二次大戦中及び以後に起り、又現在起りつつある人口移動は南から北への方向であつて、大西洋岸から太平洋岸に跨り全緯度に亘つて一様に行われている。この移動の理由は農業は極めて部分的であつて、大部分は戦時からの鉱産物の探索と開発とにある。例えば従来住民のなかつたケベック州ラブラドア (Labrador) 地域の Knob Lake の附近に

大鉄鉱脈の発見があり、又ブリチシ・コロンビアの北部の *Kimat* にアルミニウム大鉄脈が見出され、又、北西部の *Yellow-Knife* と *Yukon* とでは金鉄の開發が行われている。ウラニウムも *Great Bear Lake* に、銀、鉛、亜鉛も *Keno Hill* 附近に豊富にあることが発見されて、これら北部の地下資源はカナダの最大資源になりつつあるという。

もつとも、南から北への人口移動は大部分は経済的理由であるけれども、必ずしもそればかりではなく、世界交通網の変化という理由も相当にあることは否めない。即ち、東半球の航空路は大西洋から北極近くに移り、そのためヨーロッパ特に北欧の航空路はカナダを通過することが非常に多くなつた。カナダ国内でも北極地帯の航空路の開發ということが自然に多少とも人口の北部への移動を促しつゝあることは事実である。

カナダの農業は穀類を中心としており、現在ではアメリカ合衆国と並んで自由主義世界の穀倉たる地位を占めている。カナダ農業の九割以上は中央カナダの所謂草原諸州 (*Prairie Provinces*) といわれているアルバータ、マニトバ及びサスカッチワン (*Saskatchewan*) に集中している。その農作物の主たるものは勿論小麦が第一位であり、燕麥、大麦がこれに次いでいる。農作物の自然的豊凶と共に世界景気に著しく左右され、これが作付反別と收穫高とに影響を与えて年々に動揺を來たしている。趨勢としては近年やや頭打ちの傾が見られる。これは限られた人口と資本とを鉱工方面に吸収されるためであつて、第一次大戦前には雇傭人口の四〇%は農業であつたものが、一九五一年にはこれが一九%に減じたことによつても明白である。(第4表) 又、これらの地方に於ては穀類を主とする農作の外に牧畜、酪農が盛に行われている。殊に、牧畜は全国的に見て収益額の点では穀類のそれに優るとも劣らぬ成績を収めている。(第5表)

農業と並んで、林業がカナダの世界的な重要産業となつている。カナダの森林はアメリカ合衆国よりは一%も広大な地域を保有し、このうち三分の一の未踏の地を除いて即時伐採可能の森林だけでも尚アメリカ合衆国に匹敵する面積を

有する。主要自由諸国の保有森林の面積は第6表に示した。カナダに於ける立木の量は八十八億立方メートルと推定されている。アメリカ合衆国の約三分の二に相当する。しかるに、その成長量は八千八百立方メートルと推定され、一九四九年の消費量は九千万立方メートルといわれ、且つ火災病虫害合せて二千五百万立方メートルと見積られているから、現在までの状態は伐採過剰であるといえる。そのため政府は森林保護の対策をいろいろと講じつつある。

第 4 表 カナダ農作物作付反別及収穫高

	作付反別(100万エーカー)			収 穫 高 (註以外は100 万ブッシェル)		
	1935-39 平均	1953	1954	1935-39 平均	1953	1954
小 麦	25.60	25.51	24.27	312.4	614.0	298.9
燕 麦	13.25	9.83	10.16	338.1	407.0	306.8
大 麦	4.29	8.91	7.86	88.9	262.1	177.5
ライ 麦	0.82	1.49	0.85	9.2	28.8	14.2
亜 麻 仁	0.31	0.97	1.21	1.5	9.9	11.2
混 穀	1.17	1.45	1.63	38.5	62.2	61.5
トーマロコシ(脱穀)	0.17	0.36	0.42	7.0	20.9	22.3
ソ バ	0.38	0.14	0.12	7.6	3.2	2.2
豆 類	0.16	0.13	0.12	2.6	2.4	1.9
馬 鈴 薯	0.52	0.32	0.30	1.9	67.0	50.3
乾 草 (註1)	9.62	10.70	10.80	15.7	19.7	19.5
飼料トーマロコシ (註1)	0.46	0.36	0.36	4.0	3.6	3.0
砂糖大根 (註1)	0.05	0.08	0.09	0.5	0.9	1.0
タバコ (註2)	0.07	0.10	0.13	76.6	139.2	184.8

註1. 単位: 100万噸

註2. 単位: 100万封度

Source: Dominion Bureau of Statistics

鉱業は前述のように今次大戦から目立って開発されつつあるけれども第7表に示すように国民所得の上からいえば農工商の各産業に比べればまだ遙かに及ばない。しかし、その生産高の増加は逐年著しいものがあり、特に金属精煉、鉱物加工製造をこれに加えれば驚くべき発達を見てとることができる(第8表)特に、金は南阿に次ぐ世界第二位の生産国であつて、最近是世界総生産額の一割八分に当る生産額を保持している。(第9表)原油生産も近年著しく増進し、その生産量はアメリカ合衆国、ヴェネズエラ、中東諸国には遠く及ばないけれども、尚メキシコ、インドネシ

第 5 表 カナダ農民の現金収入額
各年4半期平均 単位：100万カナダ幣

	総 額	穀類及乾草		野菜類	牧 畜	酪 農	其 他 ^x
		全 計	内小麦				
1926	241	120	100	12	55	30	25
1929	234	102	84	11	62	30	30
1933	106	34	30	7	25	22	17
1935	134	43	37	9	38	25	20
1939	179	63	54	16	51	28	21
1940	184	55	47	13	62	29	25
1941	221	56	43	18	82	39	28
1942	275	58	36	22	101	55	39
1943	352	97	52	25	122	61	47
1944	457	169	126	27	141	67	53
1945	424	125	84	30	147	67	55
1946	436	131	95	34	137	72	62
1947	491	162	105	37	137	81	74
1948	616	202	141	41	197	97	79
1949	622	216	170	39	207	88	71
1950	553	141	97	38	224	83	68
1951	703	230	174	41	255	94	83
1952	712	270	188	55	208	100	80
1953	694	266	195	41	198	104	85
1954	594	158	105	42	210	107	78

×印： 果実，卵，羊毛，蜂蜜，毛皮其他を含む。

Source : Dominion Bureau of Statistics

第 6 表 自由諸国の生産的森林面積 (1948)

	100 万ヘクタール	総面積に 対する%	人口 1 当 り面積(ヘ クタール)
U.S.A. 及アラスカ	240	12	1.6
カナダ	214	11	16.2
欧州自由諸国	98	5	0.3
中南米	715	37	4.7
其他自由諸国	1667	35	0.7

Source : The Paley Report

アに優るものがある。(第10表) 鉄鉱生産は米、仏には及ばないとしても、英、スウェーデンの線に次第に接近し、印度の約二倍に及んでいる。(第11表)

以上の外、ニッケル、プラチナ及び石綿では世界第一位の生産額を有し、亜鉛はアメリカ合衆国に次ぐ第二位、鉛は米、メキシコ、濠洲、ソ連に次ぎ第五位の生産額、コバルトはベルギーコンゴに次ぐ第二位を占めている。

カナダの経済構造と外国貿易

第 7 表 カナダ産業別国民所得

単位：100万カナダ弗

産 業	1926		1945		1954 ⁽¹⁾	
農 業	788	18.8%	1,161	11.8%	1,279	6.8%
林 業	67	1.6	162	1.6	338	1.8
水 産 業	29	0.6	61	0.6	66	0.3
鉱 業	138	3.3	274	2.8	656	2.6
製 造 工 業	914	21.8	2,707	27.5	5,456	29.1
建 設	201	4.8	340	3.5	1,233	6.7
交通倉庫及公共企業	536	12.8	1,081	11.0	2,044	10.9
売 買 業	507	12.1	1,169	11.9	2,643	14.1
金 融 保 険	390	9.3	603	6.1	1,708	9.1
役 務	503	12.0	677	6.9	1,598	8.9
政 府 行 政 ⁽²⁾	320	7.6	1,776	18.0	2,041	10.8
在 外 者 所 得	-208	-5.0	-171	-1.7	-288	-1.5
合 計	4,185	100.0	9,840	100.0	18,774	100.0
(参 考)						
卸 売 物 価 1935-39=100	126.0		124.0		176.0	
消 費 者 物 価 1949=100	75.9		75.0		116.2	

カナダの経済構造と外国貿易

(1) 1949以降 Newfoundland を含む。

(2) 公営企業を含めぬ。公営企業はそれぞれの部門に含まれている。

Source: Dominion Bureau of Statistics

第 8 表 カナダ金属並鉱物生産高

1 カ月平均

	銅	ニッケル	鉛	亜鉛	鉄鉱	金	銀	石棉	石膏	長石	セメント	石灰	塩
	100万封度				1,000トン	1,000オンス		1,000トン			1,000樽	1,000トン	
1929	20.7	9.2	27.2	16.4	—	161	1,929	25.5	101	3.1	1,021	56.2	27.5
1940	54.6	20.5	39.3	35.3	34.6	443	1,986	28.9	121	1.8	579	59.7	38.7
1945	39.6	20.4	28.9	43.1	94.6	225	1,079	38.9	70	2.5	653	69.4	55.9
1950	44.0	20.6	27.6	52.2	300.4	370	1,935	72.9	306	3.0	1,394	93.7	71.6
1954	50.5	26.4	36.5	62.2	611.6	364	2,577	77.0	329	1.3	1,882	101.2	80.3

Source: Dominion Bureau of Statistics

第 9 表 世界金生産額 (1953)

単位: 100万米弗

年度	世界生産	U. S. A.	カナダ	南 阿	オースト ラリア	ソ 連
1910	455.2	96.3	10.2	不明	不明	35.6
1915	472.3	101.0	19.0	188.0	40.2	28.6
1920	333.8	51.2	15.9	168.7	19.8	1.5
1925	384.0	49.9	35.9	198.4	11.6	11.1
1930	432.1	47.2	43.6	221.5	9.6	31.0
1935	1,050.0	126.3	115.4	377.1	32.0	167.4
1940	1,437.3	210.1	186.7	491.6	57.5	140.0
1945	738.5	32.5	94.4	427.9	23.0	不明
1950	857.5	80.1	155.4	408.2	30.4	//
1954	不明	65.4	152.8	462.4	39.1	//

Source: Federal Reserve Board

第 10 表 世界石油生産高

単位: 1,000トン

	世界 ⁽¹⁾	U. S. A.	カナダ	インド ネシア	イラン ⁽²⁾	イラク	クウェ イト	メキシコ	サウジ アラビア	ヴェネ ズエラ
1935	201,000	134,679	128	6,082	7,608	3,664	—	5,758	—	21,723
1940	261,000	182,873	1,128	7,939	8,765	2,514	—	6,301	700	26,889
1945	332,000	231,582	1,091	976	17,110	4,607	—	6,231	2,872	47,304
1946	354,000	234,323	966	302	19,497	4,680	800	7,045	8,200	56,822
1947	388,000	250,952	982	1,113	20,519	4,702	2,200	8,053	12,300	63,611
1948	439,000	273,007	1,597	4,327	25,270	3,427	6,400	8,372	19,078	71,672
1949	432,000	248,919	2,815	5,933	27,237	4,086	12,378	7,818	23,239	70,546
1950	485,000	266,708	3,878	6,414	32,259	6,480	17,291	10,363	26,649	79,975
1951	550,000	303,754	6,435	7,445	16,844	8,403	28,226	11,062	37,122	91,007
1952	576,000	309,447	8,276	8,523	1,360	18,351	37,637	11,057	40,313	96,571
1953	605,000	318,540	10,932	10,224	1,344	27,684	43,284	10,368	41,172	94,224
1954	628,000	312,948	12,984	10,776	2,940	29,784	47,724	11,964	46,188	101,184

註: (1) コロンビア, アルゼンチン, トリニダド其他を含む。

(2) 1951. 9月以前は Anglo-Iranian Oil Company の数字, それ以降は National Iranian Oil Company の数字。

Source: United Nations "Bulletin."

第 11 表 主要国鉄鉱産出高

単位: 1,000トン

	U. S. A.	カナダ	チリー	フランス	英 国	スウェーデン	インド	南 アフリカ	オースト ラリア
1949	86,301	3,334	2,597	31,428	13,612	13,729	2,854	1,242	1,484
1950	99,619	3,271	2,976	30,016	13,171	13,611	3,005	1,189	2,403
1951	118,375	4,246	3,252	35,201	15,014	15,383	3,716	1,421	2,475
1952	99,490	4,783	2,209	40,716	16,493	16,949	3,989	1,759	2,954
1953	119,889	5,898	2,165	42,368	16,072	17,128	3,617	1,971	3,352
1954	79,114	6,657	1,987	43,600	15,800	15,400	3,900	不明	不明

Source: Bureau of Mines, U. S. A.

カナダの経済構造と外国貿易

第 12 表 カナダ製造工業生産高

1 カ月平均

	ビール	合成 ゴム	靴	綿織物	挽材	パルプ	新聞 用紙	鉄鉄	鋼材	自動車	電気 冷蔵庫	同 洗濯機	ラジオ セット	テレビ セット
	1,000樽 =2,500 ガロン	100万 封度	1,000 足	1,000 ヤール	100万 方呎	1,000トン		1,000トン		1,000 個				
1929	207.0	—	1,705	17,870	395.2	335.1	227.1	100.8	128.6	21.89	—	8.35	12.5	—
1940	241.3	—	2,146	25,774	385.7	440.9	292.0	109.1	187.8	18.58	4.43	9.79	40.4	—
1945	429.7	8.53	3,257	20,442	376.2	466.7	277.0	148.2	239.8	11.05	0.20	4.99	4.2	—
1950	593.5	10.91	2,825	26,540	546.2	706.1	443.2	193.1	282.0	32.51	28.47	25.09	68.4	2.7
1954	698.4	16.16	3,097	21,998	611.3	791.4	498.7	184.5	266.2	29.18	19.67	17.94	38.1	49.7

2.749.7 Source: Dominion Bureau of Statistics

第 13 表 世界新聞用紙生産額

単位: 1,000 トン

	1939	1952
カ ナ ダ	3,175	5,690
其 他 諸 国	4,865	4,966
世 界 全 体	8,040	10,656

Source: Newsprint Association of Canada

製造工業に至つてはカナダの近年の躍進に甚だ目覚ましいものがある。カナダの工業の主たるものは従来から盛であつた製材及びパルプ、製紙、綿紡織、製革などの外に、今次大戦からは製鉄鋼、自動車、合成ゴム、ビール、家庭用諸機器（電気冷蔵庫、同洗濯機、ラジオ及びテレビ・セットなど）等一様に激増を見ている。（第12表）

これら工業のうち最大を誇り得るものは、製紙、パルプ及び製材など木材を原料とする一連の工業である。殊に新聞用紙は世界生産額の五三%（一九五二年）を占める大工業であつて、その世界への供給は既にスエーデン、ノールウェイ諸国に取つて代つたといふことができる。（第13表）

しかし、カナダの製造工業はアメリカ合衆国は勿論のこと英独仏等の先進国に比較すれば、その種類も規模も未だ小さく、従つてその資源の豊富さから見ると發展は将来に待つべきものと思われる。現在は尚農林鉱の原始生産国としての方が寧ろ世界的地位を占めているといふべきであろう。殊に人口総数が僅か一千五百六十万（一九五五年）であり、労働可能人口五百四十万という構成は、生産及び消費の經濟の底の浅さを意味しているものであつて、莫大な農鉱労働の移民を入れて、この方面のカナダ人口を工業に移さるのでなければ急激な工業發展を期し得ない事情にある。のみならず、後に述べるように、資本不足ということも又カナダの大なる悩みであつて、茲にアメリカ合衆国依存を避け得ない事実が存在し、合衆国資本が合衆国産業と競合するようなカナダ産業には向けられ難いことも又納得できることである。

カナダの經濟活動は英米流の資本主義機構の下に行われていることは勿論であるけれども、寧ろ英米よりは多少は民主的であり自由主義的であるといえる。即ち、經濟活動の大綱は他の資本主義国と同様に政府が定めてはいるけれども、一般的にいつてこの活動の過程に於て政府が干渉を加えるといふことは緊急時を除いては今までになかつた。例えば、

政府が市場安定のためにとつた今までの政策も決して価格の自由競争性を妨ぐるものではなかつた。一九三五年前後にカナダの農作地帯を襲つた凶作の上に、当時尚続いていた世界恐慌の影響が加わつて、価格暴落の危機が起つたときに政府が行つた農産物価格維持策（パリテイ価格制 Parity prices）及び最低価格制（Floor prices）を除いては、価格市場に對する政府の干渉はアメリカ合衆国のそれに比べれば遙かに弱いものであつた。賃銀統制も第二次大戦中には原価の高騰を予想して採用したけれども、その後の朝鮮動乱のときはアメリカ合衆国はこれを採用したけれどもカナダは採らなかつた。金融に對する政府の統制も合衆国に比べれば遙かに稀薄であつた。只、民間団体の申合せにより自主的に統制するという事は往々行われている。しかし、民間自主統制の行過ぎによる独占は団体等查察法（The Combines Investigation Act）があつて、適当に規正しているため、アメリカ合衆国の嚴格さには及ばないけれども概ね避けられている。又、企業その他経済施設の国有化、公有化ということも経済的理由からは行つていない。例えば、国有鉄道、国营のラジオ、テレビ、航空なども稀薄人口の連絡目的と企業として民間で行い得ない方面に限り事業として政府が経営しているのである。即ち、鉄道は Canadian Pacific Railway は私営であるけれども、その他の鉄道は資金難克服のために一九一七年国有とした。航空事業も南北航空路は私営であるが、東西航空路は国营である。その他電力、国有資源の開発も国营民営が併存し、又合成ゴム工場（Polymer Corporation）やウラニウム精鍊工場（El Drado Uranium Refinery）や原子力に關する企業は国营であるが、その他の新発見の国有資源の類は開発を民間に委されている。これらは総べて他国に比して政府干渉が遙かに少いことを物語る事例である。

カナダは労働人口がその経済發展の程度に比較して過剩となつていない点からいえば、その雇傭水準を高く維持することは英米その他に比べると容易な地位にある。今次大戦後は英米と共に雇傭水準を最高に保つ政策がとられた。英米

のつた雇傭維持策は財政投資を行い公営事業を企てることに重点が置かれた。しかるに、カナダ中央政府は一九四五年の議会に於て雇傭を高水準に維持するためには財政投資は却つて民間企業を圧迫する結果となるから問題の解決にはならないとして (Submission and Discussions of the Dominion-Provincial Conference of 1945, pp. 76—77) 全然別箇の政策を企図した。これは周期予算 (Cyclical Budget) といわれる予算の建て方を採用してその目的を達せんとしたことである。周期予算というのは政府は好景気のとときに民間からの収税増加を計つて余剰を作つて置き、一旦不況が襲来したとき適度の減税を行つて民間企業の維持振興を計るといふ策である。政府は統計的に調査研究してその可能であることを確かめ、更に当時過去七年間連続した好景気の結果としてこれを実施する自信を高めた。即ち、カナダは米英と異り財政投資を極力避けて民間企業育成の途を求め策をとつてゐる。

これらの政策は当然に国家財政の面に於て具体化してゐる。カナダの財政は戦前に於ては消費税に重点を置いた成行財政の形態をとつていたが、戦後は所得税を中心とする政策財政の形態となり、自由から多少とも計画への政策転換を示している。又、その歳出の面に於ては戦前は総予算の僅か六%に過ぎなかつた国防費が戦後は四二%を超えて国民の最大負担となつてゐること、これに反し戦前には相当に支出していた交通施設、資源開発、産業育成の費用が比重を著しく減じたことであり、特に前述の周期予算計画に基き、財政余剰を甚だ多額に蓄積してゐることは注目し値するところである。(第十四表)

カナダの未開発資源が豊富であることは前述の通りであるけれども、近年までその産業は植民地的色彩を免れず、英本国産業の補充的役割の一役を果しているに過ぎず、国際経済上の一環としての役割を果たすまでには至つていなかった。第一次大戦の結果によつてやや独立国家の形態を整え、第二次大戦に参加することによつて資材の上で可なり重大

第 14 表 カナダ中央政府の歳出入

毎年3月31日に終る年度 単位：100万カナダ弗

項 目	1939	1949	1951	1953	1954	1955
歳 入						
関 税	79	223	296	389	407	397
消 費 税	51	205	241	242	227	226
物 品 税	162	636	687	842	883	824
個 人 所 得 税	47	763	652	1,180	1,188	1,183
法 人 所 得 税	85	492	799	1,240	1,191	1,021
海外支払利子及配当税	10	43	62	54	54	61
超 過 利 得 税	—	45	10	—	—	—
其 他 租 税	2	30	39	51	54	60
其 他 歳 入	66	335	327	363	392	350
歳 入 合 計	502	2,771	3,113	4,361	4,396	4,124
歳 出						
公 債 費	133	475	439	465	496	未詳
州 補 助 金 其 他	21	102	124	339	341	〃
国 防 費	36	272	787	1,973	1,858	〃
恩 給	56	277	217	241	239	〃
社 会 保 障 費	65	434	563	490	513	〃
資 源 開 発 及 産 業 振 興 費	60	155	240	216	222	〃
交 通 施 設 費	131	203	218	258	306	〃
一 般 行 政 費	48	139	246	247	293	〃
其 他 歳 出	4	120	94	109	83	〃
歳 出 合 計	553	2,176	2,901	4,337	4,351	4,275
超 過 額	-51	+595	+212	+24	+46	-152

カナダの経済構造と外国貿易

Source : Department of Finance

な役目を果たした結果として、俄然国際
 経済上に乗り出し始めたというのが実情
 である。この発展の経過はカナダの経済
 をしてその特殊な経済構造の上からして
 国際分業上の一経済たらしめており、他
 国経済に対する依存度を高めている。殊
 に今次大戦中からはその開発のために特
 に急激に資本拡大の必要を生じ、アメリ
 カ合衆国からの投資及び借款に待った事
 実は、益々経済自主性を弱化して対外依
 存度を強めたことを否めない。経済自主
 性の弱いことは当然に外国特に合衆国の
 経済変動に著しく支配され勝ちであると
 いうことになる。この点がカナダ経済の
 最大の悩みであるというべきである。
 カナダに於ける投資の性格は歴史的に
 見て三段階に亘つて変化したと見ること

ができる。第一段階は一八九六年乃至一九一三年であつて、数百万の移民がヨーロッパから渡つて来て草原諸州 (prairie provinces) といわれるアメリカ合衆国との国境中央に於て開拓に従事し、人口増加即資本投資、投資増加即労働需要、労働需要即定住奨励という時代である。この時代の投資は五十億弗以上に上り、その約半分は外国特に英国の資本によつた。この外国投資は大部分が資本財の輸入という形で行われ、国際經常収支の不均衡を促した。しかし、生産設備はこのときに多く建設され、これが第一次大戦に際してカナダが連合国に対し大に貢献する所以となつた。第二段階は第一第二大戦の中間期であつて、この期間も一九二〇年代に於ては約六十億弗の投資があつたが、このうち外国からの投資は第一期に比べると遙かに少く、且つこの期間から英国投資に代わるにアメリカ合衆国からの投資が勢力を占めるようになった。一九三〇年代の世界恐慌後は、投資は殆ど休止状態で不況の常として産金鉱業以外は産業は極めて不振であつた。この状態は第二次大戦の当初まで続いた。第三段階は第二次大戦以降である。屏息されていた国内需要が爆発したと、輸出が激増したことなどのため産業投資が急激に増し、カナダの歴史が始まつて以来の旺盛な投資が行われ始めた。この投資は第一次産業のみならず、第二次産業の未曾有の拡張新設に向けられた。しかし、この間海外からの投資は全投資の僅か一五%に過ぎないということも特記すべきである。しかもこの大部分はアメリカ合衆国からの投資であつて、アメリカ合衆国にとつても又対カナダ投資はその海外投資の最高を占めている。カナダは所得貯蓄率の高いことに於ては世界第一位にある。戦前に於ける政策は民間の直接貯蓄及び投資の形で行われたけれども、戦後は前述の周期予算の方式を採つたため、インフレーション防止の意味をも含蓄して、租税の形で所得を吸収し、これを政府貯蓄として保留することになつた点が著しい政策の変化である。(第15、16、17表参照)

第 15 表 カナダ企業利潤の行方

	1927-29 平均	1948-50 平均	1951
租 税	9%	41%	53%
分 配	42	23	19
貯蓄及投資	49	36	28
合 計	100	100	100

Source: Van der Valk: The Economic Future of Canada, p. 37.

第 16 表 カナダの民間産業投資⁽³⁾

単位: 100万カナダ弗

	原始産業	製造工業	公共企業	商業及金融	合 計
1934-39 (年平均)	105	92	104	46	347
1948	543	579	566	281	1,969
1949	622	536	678	294	2,130
1950	697	502	720	397	2,316
1951	820	793	900	412	2,925
1952	878	973	1,159	344	3,354
1953	928	969	1,209	526	3,632
1954 ⁽¹⁾	749	795	1,114	577	3,235
1955 ⁽²⁾	803	904	1,077	592	3,376

註: (1) 暫定
(2) 推算
(3) 住宅・学校病院な
どの公益施設・政府
投資などを除く。

Source: Canadian Department
of Trade and Commerce.

第 17 表 海外からの投資額

単位: 100万弗

	英 国		U. S. A.		其 の 他		合 計	
	1939	1949	1939	1949	1939	1949	1939	1949
公 債 投 資	453	81	1,221	1,467	29	51	1,703	1,599
公 共 企 業	1,304	793	1,020	1,090	95	89	2,420	1,972
一 般 産 業	598	650	1,805	2,868	102	126	2,505	3,644
製 造 工 業	257	340	1,160	1,958	28	41	1,445	2,339
鉱 業	61	56	251	347	17	21	329	424
商 業	55	61	129	194	5	7	189	262
金 融	221	188	201	297	51	56	473	541
其 他	4	5	64	72	1	1	69	78
各 種 資 産	120	69	105	163	60	66	285	298
合 計	2,476	1,593	4,151	5,588	286	332	6,913	7,513
1949 末 現 在 高	1,694		5,932		340		7,966	

Source: Overseas Economic Surveys; "Canada," 1950, p. 199.

一、カナダの貿易實態

政治的に独立してからでもカナダの経済は悉く海外に依存しつつ発展して来ている。従てカナダの外国貿易がその国民経済にもつ重要性は頗る大である。しかも、カナダが相手とする外国は甚だ簡單である。戦前戦後を通じてアメリカ合衆国と英本国だけでその貿易の約八割を占めている。戦後の変化は只英米の比重に変化を来しているだけである。

カナダは戦前に於て通貨が自由交換であつた時期には、アメリカ合衆国と英国との経済關係に於て甚だ有利な三角關係にあつた。即ち、一九一九年乃至一九三九年の二十一年間に於けるカナダの輸出入総額は三八〇億弗に達した。このうち、アメリカ合衆国とは一九〇億弗で総額の丁度五〇%に當つている。この期間英国とは約一〇〇億弗の輸出入を行い、これは総額の約二七%に當る。その他の二二%、八五億弗は英国の属領と英国以外のヨーロッパ諸国との貿易であり、一%がアジアその他の諸国である。

しかして、この期間に於けるカナダの輸入はアメリカ合衆国からの一一五億弗が最高であつて、これは又アメリカから見ても最大の顧客であつたことを示している。しかるに、カナダからアメリカへの輸出は僅かに七五億弗に過ぎなかつた。即ち、カナダの輸入の六五%はアメリカから、又カナダの輸出の僅か三八%がアメリカへ向けられたのに過ぎないこととなる。同じ時期に於てカナダは英国に向けその輸出総額の三六%、約七〇億弗を輸出し、英国からカナダへは一七%、約三〇億弗が輸入されている。即ち、カナダはアメリカとの輸出入に於ける支払超過四〇億弗を、英国との輸出入に於ける受取超過四〇億弗を以つて正に相殺し得たわけである。この二国以外の諸外国との間ではカナダは悉く輸出超過になつていたから、カナダの国際経済は極めて安定しており、收支余剰を以つて経済発展に資することが出来た。

カナダの国際収支が戦前このように非常に好都合に運び、その経済も着々と且つ確実に発展し得たことは、要するに米ドルとポンドとの自由交換性が存在したからである。この間、英国は幾度かの経済危機に見舞われてポンド価はパーの三〇%以下の相場に大巾に暴落するという破目に陥り（一九一九年—二二年及び一九三一年—三二年）、カナダもこれにつれて一二%乃至一五%の下落率を見たけれども、英国の経済政策がその都度ポンド安定に重点を置いていたため、為替制限はいつも一時的措置としてのみ採られ、ドルとの自由交換もその実質を失うことがなかつた。この英米通貨の自由交換性がカナダをして英米加三角貿易の利益を十分に享受せしめ、これが又カナダの経済発展が滞りなく進出した理由でもある。（第18、19表）

第18表 カナダドル及びポンドの対米ドル
為替相場

単位：\$ 0.01

	カナダドル	英ポンド
1924	88.7	441.71
1925	100.0	482.89
1926	100.0	485.82
1927	100.0	486.10
1928	99.9	486.62
1929	99.3	485.69
1930	99.8	486.21
1931	96.3	453.50
1932	88.1	350.61
1933	92.0	423.68
1934	101.0	503.93
1935	99.5	490.18
1936	99.9	497.09
1937	100.0	494.40
1938	99.4	488.94
1939	96.0	443.54
1940	90.9	403.50
1941	90.9	403.50
1942	90.9	403.50
1943	90.9	403.50
1944	90.9	403.50
1945	90.9	403.50
1946	95.2	403.28
1947	100.0	402.86
1948	100.0	403.13
1949	97.5	368.72
1950	90.9	280.07
1951	94.9	279.96
1952	102.2	279.26
1953	101.7	281.27
1954	102.7	280.87

Source: Federal Reserve Board

しかるに、第二次大戦は英国の経済を徹底的に破壊すると同時に、カナダの経済構造をも著しく変化させるに至つた。英国経済の破壊はポンドの自由交換性を永久的に近く停止させた。これは独りカナダにとつての不幸であるばかりでな

く、全世界の貿易の不自由を齎らした重大原因である。特に対英米依存度の高いカナダ経済の現下の困難は一に懸つてこの点に帰する。

ポンドの自由交換性の喪失は勢いカナダをして英国から離れてアメリカ合衆国に接近せしめる結果となることは自然の成行である。英国は経済建直しの立場から全面的に輸入を手控える傾向があり、カナダは英国へ輸出してもその代金がドルとの交換不能となれば、カナダは英国その他のポンド地域へ輸出するよりはアメリカ合衆国などのドル地域へ輸出する方が経済の円滑を計ることができからである。殊にカナダの欲する製造品は英国よりもアメリカ合衆国に於てより多く製造され且つ地理的關係からもアメリカ合衆国から輸入する方が利便であるから、アメリカ合衆国への接近はいよいよ益々濃厚となつた。更に今次大戦に参加し、又一九五〇年の朝鮮戦争にも自由国側に立つてアメリカ合衆国を後援する態度をとつたため、資材の莫大なる量がアメリカに向つて輸出されたことは、アメリカ合衆国との關係を特に密にし且つ恒久的な最重要地位にしたものといわなければならない。今やカナダはその輸出総額の六〇%をアメリカ合衆国に輸出し、カナダ経済の合衆国依存度は最早抜くべからざるものとなるに至つた。これに反し、対英輸出は戦前に総額の凡そ四〇%あつたものが、次第に減じて最近は一六%内外という低位になつた。米英以外の地域も殆ど發展の跡を示さず殊に英属領及び自治領に対する輸出は徐々にその比重を減じる傾向にある。これらは概ねポンドの不交換性と世界の輸出国アメリカに隣接していることに由来するといえる。(第19表)

カナダは従来概ね常に輸出超過を示している。輸出品は(一)木材及びこれを原料とするパルプ、紙類、(二)農牧産品、(三)鉄鉱及び、(四)非鉄金属材料の四種類に集中しており、この四種類の商品の輸出だけで輸出総額に対し戦前(一九三五―三九年)は九五%、最近(一九五〇―五四年)でも九三%を占めている。即ち、可なり完全に近い特化質

単位：100万カナダ幣

其他英自治領属領				ヨーロッパ諸国				中南米諸国				其他諸国			
出		入		出		入		出		入		出		入	
	%		%		%		%		%		%		%		%
86	9.6	68	9.9	63	7.0	40	5.8	19	2.1	19	2.8	35	3.9	12	1.8
266	11.4	129	6.7	323	13.8	40	2.1	94	4.0	126	6.5	110	4.7	17	0.9
355	12.6	156	6.1	350	12.4	58	2.3	132	4.5	159	6.2	107	3.8	28	1.1
287	9.2	193	7.3	318	10.2	71	2.7	125	4.0	221	8.4	112	3.6	34	1.3
302	10.0	186	6.7	230	7.6	84	3.0	126	4.2	192	7.0	122	4.0	39	1.4
200	6.3	242	7.6	192	6.1	103	3.2	147	4.7	214	6.7	96	3.0	81	2.6
264	6.7	307	7.5	347	8.8	177	4.3	209	5.3	274	6.7	173	4.4	93	2.3
288	6.6	185	4.6	476	10.9	151	3.7	274	6.3	284	7.0	219	5.0	73	1.8
248	5.9	171	3.9	373	8.9	173	3.9	199	4.8	290	6.6	221	5.3	74	1.7
205	5.2	183	4.5	346	8.8	179	4.4	188	4.8	284	6.9	182	4.7	93	2.3

カナダの経済構造と外国貿易

易を行つてゐるものといえる。即ち、その輸出の九割以上はカナダの原産品であつて、外国からの輸入原料を基とした加工製造品の輸出は極めて少い。(第20表)

輸出商品を細目別に見ると、連年を通じて第一位を占める品目は新聞用紙である。世界第一位の生産国であつて世界生産高の六〇%はカナダで生産されている。従つて供給国としても世界第一位であり、その生産高の九〇%は輸出に向けられている。このためカナダ政府は新聞用紙はバルブと共に国防生産法 (Defence Production Act) に規定する重要商品に指定して国産原料会議 (International Materials Conference) などの国際的掣肘から回避する方策を講じているほどである。この輸出は連年増加の傾向にあり、一九五〇年には輸出総額の一六%を占めるに至つてゐる。この殆ど全部はアメリカ合衆国に向けられたものであり、対米輸出のうち新聞用紙は実に二三%を占めている。これはアメリカ合衆国をしてスエーデン、ノールウェイ産の用紙からカナダ産の用紙に取つて換わらせつつあることを意味している。これは地理的利便のみならず、前述のようなカナダの対ドル外貨政策から当然にそうあるべき事情にあるからである。

第 19 表 カナダ地域別輸出入

	総 計		U. S. A.				英 国				(1) ニューファウンランド			
	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入		
1935—39 平均	897	685	332	37.0%	419	61.2%	355	39.6%	124	18.1%	8	0.9%	2	0.3%
1946	2,339	1,927	909	38.9	1,405	72.9	599	25.6	201	10.4	40	1.7	9	0.5
1947	2,812	2,574	1,057	37.6	1,975	76.7	754	26.8	189	7.3	57	2.0	9	0.3
1948	3,110	2,637	1,522	48.9	1,806	68.5	689	22.2	300	11.4	56	1.8	11	0.4
1949	3,022	2,761	1,524	50.4	1,952	70.7	709	23.5	307	11.1	10	0	1	0
1950	3,157	3,174	2,050	64.9	2,130	67.1	473	15.0	404	12.7	—	—	—	—
1951	3,963	4,085	2,334	58.9	2,813	68.9	636	16.0	421	10.3	—	—	—	—
1952	4,356	4,030	2,349	53.9	2,977	73.9	751	17.2	360	8.9	—	—	—	—
1953	4,173	4,383	2,463	59.0	3,221	73.5	669	16.0	453	10.3	—	—	—	—
1954	3,947	4,093	2,367	60.0	2,961	72.3	658	16.7	392	9.6	—	—	—	—

カナダの経済構造と外国貿易

註：(1) 1949.1-3 月の数字，其後はカナダ貿易地域に含まる。

Source: Dominion Bureau of Statistics

最近の輸出額でも依然として小麦が新聞用紙と並んで最重要品目となっている。収穫高の大半は輸出に向けられているけれども、輸出高は過去二十数年間を通じて余り伸びていない。それでも収穫高からいえば豊凶の変転はあつても趨勢的には増加しており、ここ数年は戦前の約二倍に近い収穫を上げている。(第22表参照)そして商業的輸出品からいえば、アメリカ合衆国よりも遙かに多量に世界に対し供給を

第 20 表 カナダ品目類別輸出入

単位：100万カナダ幣

	農畜産品		繊維製品		木材製品		鉄鋼製品		非鉄金属及非金属物		化学薬材及同製品		其他	
	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入
935—39 平均	373	155	14	98	221	30	60	161	190	161	20	36	19	44
1946	941	375	57	264	626	70	232	491	312	453	69	93	102	182
1947	1,020	443	52	391	887	90	285	762	386	613	86	113	95	162
1948	1,082	435	48	351	955	74	295	782	498	762	82	118	151	115
1949	1,114	451	29	333	876	86	302	892	506	710	72	131	123	158
1950	1,006	571	34	365	1,114	100	264	980	570	827	102	158	67	172
1951	1,246	668	45	484	1,400	137	361	1,332	711	975	134	192	66	297
1952	1,429	575	33	359	1,367	135	428	1,407	861	939	126	188	112	429
1953	1,352	577	28	387	1,296	161	380	1,532	842	1,023	140	222	134	482
1954	1,079	626	25	333	1,379	166	327	1,322	868	956	163	220	107	469

Source: Dominion Bureau of Statistics

行つてゐる。アメリカ合衆国の終戦後の輸出激増は在外自国軍隊に対するもの及び援助輸出が加わつてゐるからであつて、これを除けば、カナダの小麦輸出は世界第一位にあるといえる。(第21表)しかし、毎年国内消費を十分に充て余りあるだけの収穫高を上げていても、尚輸出に大半が割かれるために、逆にアメリカ合衆国から相当多量の輸入を行つてゐる。これに反し、燕麥、大麦も小麦にさほど劣らぬほどの収穫を見ているけれどもその大部分は国内消費に充てられ、しかもその輸入は遙かに少い。即ち、小麦はカナダにとり国際商品であるけれども、他の穀類は国内商品であると概していうことができる。又、アメリカ合衆国の小麦輸出事情に比較するとカナダのそれは豊凶に拘わらず又世界景気の如何にも拘わらず比較的安定してゐる。これは小麦輸出はカナダにとつて国際収入の重要源泉となつてゐるためと英国に対する重要供給国であるためにより輸出の面から政策が採られてゐるに反し、アメリカ合衆国では寧ろ国内の農業政策から常にこれを考慮して国内需給事情を貿易にシワ寄せする傾向があるからである。(第22表)

以上二品に次いでのは板材とパルプとである。これらは工業としては前述の新聞用紙や雑種紙と共に全く同じ系統の工業であるけれども、貿易上は別品目として取扱われている。パルプ及び製紙の会社は凡そ九〇あり、工場は凡そ一三〇存在してゐて、カナダの電力の三分の一はこの工業のために費されてゐる。一九四七—五〇年の四カ年を通じて輸出総額に対し板材は平均七・一%、パルプは平均六・四%であり、輸出額第一位の新聞用紙とパルプ用木材、その他木材を原料とする加工品及び雑種紙類等を合算すると、木材を基礎原料とする一切の商品輸出額は輸出総額に対して一九四七—五〇年の四カ年平均三二・〇%に当り、正にカナダ輸出貿易の大宗をなしてゐる。政府が国際産業として産業施策の重点を林業乃至製紙工業に置いている理由も当然に明瞭である。

カナダの特化産業と見るべきものとしては次に非鉄金属がある。即ち、ニッケル、アルミニウム、銅、亜鉛、鉛其の

第 21 表 小麦及小麦粉輸出高
単位：100万ブッシェル

	世界総 輸出高	U.S.A. (註)	カナダ
1935	479	4	166
1936	479	6	254
1937	552	37	210
1938	552	92	96
1939	554	71	160
⋮	⋮	⋮	⋮
1948	918	496	195
1949	875	413	232
1950	679	252	225
1951	996	476	241
1952	917	418	356
1953	829	276	386
1954	779	231	255

註：1948以降は在外駐留軍への輸出及び援助輸出を含む
Source : U. S. Department of Commerce ; Corn Trade
News, 1955.

第 22 表 カナダ主要穀物の需給 単位：100万ブッシェル

	小麦及小麦粉			燕 麦			大 麦		
	収 穫 高	供 給 高	輸 出 高	収穫高	供給高	輸出高	収穫高	供給高	輸出高
1935	275.8	479.6	165.8	321.1	352.2	17.9	63.7	74.8	15.1
1935	281.9	496.1	254.4	394.3	421.2	15.5	84.0	90.0	7.7
1937	219.2	347.0	209.8	271.8	312.2	9.5	71.9	82.2	17.6
1938	180.2	223.4	95.6	268.4	298.5	8.2	83.1	87.9	14.7
1939	360.0	386.4	160.0	371.4	394.2	12.9	102.2	108.9	14.8
1940	520.6	624.0	192.7	384.4	433.3	23.6	103.1	116.0	10.7
1941	540.2	840.8	231.2	380.5	427.5	13.6	104.3	116.9	2.7
1942	314.8	795.0	225.8	305.6	347.1	11.9	110.6	121.5	2.1
1943	556.7	980.4	214.7	652.0	680.6	63.3	259.2	270.0	33.8
1944	284.5	879.5	343.8	482.0	631.4	74.7	215.6	284.8	36.1
1945	416.6	773.6	342.9	499.6	608.1	85.8	194.7	240.7	39.4
1946	318.5	576.7	343.2	381.6	479.9	43.9	157.8	186.7	4.4
1947	413.7	487.3	239.4	371.1	448.6	29.8	148.9	178.8	6.9
1948	341.8	428.7	195.0	278.7	348.2	10.2	141.4	170.1	2.7
1949	386.3	464.3	232.3	358.8	406.9	23.2	155.0	186.5	21.7
1950	371.4	473.8	225.1	317.9	378.8	20.5	120.4	150.2	17.5
1951	461.7	573.9	241.0	419.9	465.9	35.4	171.4	191.8	23.1
1952	552.7	741.9	355.8	488.2	583.4	70.6	245.2	298.7	69.9
1953	687.9	905.1	385.5	466.8	575.2	65.4	291.4	370.9	118.9
1954	614.0	983.6	255.1	407.0	551.4	70.7	262.1	373.7	90.0

Source : Dominion Bureau of Statistics

他の金属がこれであつて、右記四カ年を通じて輸出総額に対し平均一三・二%を占めている。このうち、ニッケルとアルミニウムとが最も多いが、他の非鉄金属も大差がなく輸出されている。これらの産業は鉄鉱と共に第二次大戦中から急激に拡張開発された産業であつて、生産も輸出も年々に増加しており、政府は北部の未開発地域の探索開拓が進めば林業農業に劣らない国際産業になるものと大に期待している。

畜産品、魚類等の食料品も前記四カ年に輸出総額の平均一二・三%に相当する金額を輸出している。大部分はアメリカ合衆国に輸出され、残りの半分は英国に他の半分はヨーロッパ諸国に輸出されている。

以上記した林産品（輸出総額の三二・〇%）、非鉄金属（同じく一三・二%）、畜産品（同じく一二・三%）に更に農産品（同じく二二・九%）を合算すると、実に輸出総額の八〇・四%は原始生産物及び原料品であるということになる。故に、カナダ輸出貿易をその構造の上のみから見れば、南米諸国や植民地と余り変らない未開発地域といえるだろう。

前述のように、カナダは今次大戦前に於ては概ね輸出超過を常態とする国であつたけれども、戦後は製造工業の発達に伴い、必ずしも輸出超過でなく屢々多少の輸入超過を見た年度も生じている。しかし、ポンドの非自由化とドル不足とは、貿易外収支勘定に見るべきもののないカナダについては必然に輸出入の均衡又はこれに近い状態を維持せしめることとなり、国際収支の不均衡は寧ろ貿易外経常収支の方面から支払超過を生じ、最近は四億カナダ弗を遙かに超える支払超過を見ている。これはいづれも資本移入と在外有価証券の引揚とを主とする資本勘定の受取超過によつて完全に相殺している。（第24表）

カナダの輸入貿易がアメリカ合衆国に大半を依存していることは極めて自然であつて、極言すればカナダはアメリカ合衆国から国内需要品を輸入するために輸出を行つてゐるという観を呈している。戦前（一九三五—三九年）に於てさ

第23表 カナダ品目別輸出統計

単位:100万弗

カナダの経済構造と外国貿易

品 目	1947	1948	1949	1950	品 目	1947	1948	1949	1950
農 産 品					機械及部分品				
小 麦	265.2	243.0	435.2	325.6	農機器・エンジン (ジン・ボイラーを除く)	41.0	40.5	31.8	25.6
小 麦 粉	196.6	125.2	97.7	93.8	自動車・トラック 及部分品	91.6	55.1	38.8	40.2
其 他 穀 類	49.1	75.3	64.3	53.2	機関車及部分品	15.7	8.8	28.1	12.5
ウイスキー	23.0	27.0	32.7	41.7	其他鉄及同製品	82.7	103.3	101.7	85.0
ゴム及び製品	33.1	33.2	25.8	12.2	非鉄金属及同製品				
種 子 類	16.7	49.7	43.8	30.7	ニ ッ ケ ル	60.4	73.8	92.3	105.3
其他農産物	100.0	90.3	73.5	79.7	アルミニウム	56.6	92.7	91.0	103.2
牧・海産品					銅	52.9	75.2	84.1	83.0
牛	15.0	73.9	61.4	79.1	亜 鉛	30.0	42.3	55.7	58.7
魚類(生鮮及冷凍)	38.0	45.2	45.8	49.7	鉛	30.7	34.3	41.9	38.1
其他魚類加工品	44.4	39.8	47.9	63.0	其他非鉄金属及 同製品	73.3	77.6	61.6	69.0
牛肉(生鮮)	9.2	36.6	30.6	34.2	非金属鉱物及同製 品				
ベーコン及ハム	62.1	70.0	24.2	28.3	石 綿	32.3	41.4	36.9	62.8
其他肉加工品	31.6	26.8	13.3	12.0	其 他	42.3	53.5	36.8	40.9
其他畜産品	131.6	142.6	115.2	99.4	化 学 製 品				
木材・同製品・紙 類					肥 料	34.4	36.4	39.4	38.9
新聞用紙	34.2	383.1	433.9	485.7	其 他	49.4	43.4	31.3	61.7
木材パルプ	177.8	211.6	170.7	208.6	其 他				
板 材	208.4	196.0	160.4	290.8	船 舶	24.0	81.4	41.2	22.1
パルプ材	34.5	43.6	31.3	34.8	航空機及同部分 品	5.9	11.3	24.9	4.4
其他木材・同製 品・紙類	123.2	119.4	79.0	93.0	其 他 雑 品	108.2	98.3	76.3	63.7
鉄及び同製品					輸 出 総 額	2,774.9	3,075.4	2,993.0	3,118.4
農 機 器 具	42.2	73.8	92.5	87.8					

Source: Overseas Economic Surveys: "Canada, 1950", p. 91

第24表 カナダ国際収支勘定

単位：100万カナダ幣

カナダの経済構造と外国貿易

項目	1935	1939	1946	1947	1949	1951	1952	1953	1954
經常受取勘定									
商品輸出(調整)	732	906	2,393	2,723	2,989	3,950	4,339	4,152	3,929
N A T O相互援助	—	—	—	—	—	145	200	246	284
輸出向金生産	119	184	96	99	139	150	150	144	155
旅行者消費	117	149	221	251	285	275	275	302	302
利子及配当	64	57	70	64	83	115	145	165	143
運賃(海陸)	68	102	311	322	303	351	383	318	309
遺産及移民資金	{ 45	59	65	69	68	77	85	91	89
其他經常受取		209	220	222	249	281	319	298	
合計	1,145	1,457	3,365	3,748	4,089	5,311	5,858	5,737	5,509
經常支払勘定									
商品輸入(調整)	526	713	1,822	2,535	2,696	4,097	3,850	4,210	3,916
旅行者消費	64	81	135	167	193	280	341	365	382
利子及配当	270	306	312	337	390	450	413	404	431
運賃(海陸)	82	119	219	278	253	354	375	374	355
N A T O相互援助	—	—	—	—	—	145	200	246	284
遺産及移民資金	{ 78	112	35	49	59	70	94	91	94
其他經常支払		479	333	321	432	421	490	478	
合計	1,020	1,331	3,002	3,699	3,912	5,828	5,694	6,180	5,940
經常収支差額	125	126	363	49	177	-517	164	-443	-431
資本勘定(純計)									
在外有価証券発行 又は引揚	—	—	-321	-269	-42	227	227	189	124
直接投資	—	—	40	61	94	309	346	426	376
証券売買	—	—	219	-12	30	53	-82	-9	62
借款回収又は償還 金又は外貨の保有 高増減	—	—	-656	-454	-102	68	56	87	72
其他資本取引	—	—	88	-117	-29	-84	-674	-288	-79
資本移動差額	-152	-136	-363	-49	-177	517	-164	443	431

Source : Dominion Bureau of Statistics

え、輸入総額の六一・二％はアメリカ合衆国から仰いでおり、英国からは僅かに一八・一％しか輸入していなかった。戦後（一九四六―五四年）はアメリカ合衆国からの輸入は七一・六％、英国からの輸入は一〇・六％とその差は極めて大きくなつて来ている。両国以外からの輸入は右の關係から比重は低くなつており、絶対額に於ても大した変化は見られず、独り中南米からの輸入が増加を辿つており、最近は英国に次第に迫る地位を占めるに至つてゐる。しかし、カナダから見れば米英以外は依然として二次的な相手であると見ることができよう。（第19表参照）

この傾向は今後当分の間は益々甚だしくなるであろう。カナダの要求する物資は殆どアメリカ合衆国にあり、英国その他ヨーロッパ諸国がアメリカ合衆国より遙かに低い原価で製造できない限り、地理的に隣接し且つ資本關係の密であるアメリカ合衆国からの輸入が増大することは当然である。即ち、現在までの趨勢がそのまま押し進んで行くとすれば、カナダ市場への進出にはアメリカ商品と競争し得るか、又はアメリカ合衆国に於て生産困難な商品に限定されることになるのは自然である。

カナダ輸入のうち最大を占めるものは金属性の機械器具類である。輸入統計表（第26表）中の鉄及び同製品と非鉄金属の電気器具其他の製品とを合算すると、一九四七年九一〇百万弗、一九四八年九二二百万弗、一九四九年一、〇三九百万弗、一九五〇年一、一六四百万弗となり、平均して四年間に輸入総額の三八・三％を占めている。この八割乃至九割はアメリカ合衆国からの輸入であり、英国からも近年自動車その他の輸入が相当に増加して来ているけれども、多くはカナダ輸出に対する見返りの意味の輸入であつて、その輸入機械類は全部アメリカ合衆国のもので十分事足りるものばかりである。この機械類の中で最高を占めているものは自動車及び同部品であつて、右四カ年に於て一六八百万弗、一二九百万弗、一六二百万弗、二四四百万弗と、これだけでも輸入総額の平均六・三％を占めている。これは国内の自

自動車生産があらゆる種類のものを合せても未だ年産三万台乃至四万台を出でず、たとえ戦前の年産一万台に比べれば著しい発達とはいえ、到底需要を充たすに足りないからである。

機械類の輸入に伴い相対的に需要されるものは鉱油と石炭とである。鉱油はカナダではまだ三千万バレル程度しか生産されず、石炭も二千万屯程度であつて、到底近代工業及び交通の用には不足である。もともとカナダの油田は一九一四年にターナー (Turner) 谿谷に於て発見したのが最初であつて、その後今次大戦後、一九四七年にアルバータ州 (Alberta) に大油田を見出し、一九四八年レッドウォーターの開発となつて、現在アルバータ州が最大の油田地帯となつてゐる。しかし、石油の開発は近年の経済発展に到底追いつかず、その需要の大部分をアメリカ合衆国に仰いでゐる。石炭もノヴァスコチア (Nova Scotia)、アルバータの二州に於ける炭鉱 (前者は年産六百五十万屯、後者は九百万屯) を最大として、ブリチシ・コロンビア州、サスカチュワン州、ニューブランズウィック州に産出するけれども、これ又到底国内需要を充たすに足りない。殆ど全部がアメリカ合衆国から輸入されており、英国炭も戦前には百三十万屯位輸入されてゐたけれども近年は頓に減じて四十万屯程度となつてゐる。

次に輸入の多いものは食料品を主とする農産物及び同製品と繊維製品とであつて、前者は輸入総額に対して一九四七年一六・一%、一九四八年一六・五%、一八四九年一六・三%、一九五〇年も同じく一六・三%であり、後者は前記各年度につきそれぞれ一五・二%、一三・三%、一二・一%、一一・五%である。農産物は永らくその地位を安定しているけれども、繊維品は%が減じているばかりでなく、その絶対額に於ても次第に減じる傾向を示している。只、繊維品輸入で特にわれわれの注目を引くのは、この品目に於て最近に至り日本が多少頭を見せ始めて來てゐることである。いまだ到底アメリカ合衆国からの輸入に比すべくもないけれども、次第に英国からの輸入に近づきつつあることは注目し

第 25 表 カナダ綿織物相手国別輸入
 単位：1,000カナダ幣

	総 額	U. S. A	英 国	日 本
1948	52,815	36,004	14,580	83
1949	52,666	34,593	11,488	80
1950 ^(註)	33,363	22,147	5,603	2,761
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
1954	不明	不明	不明	2,858
1955	〃	〃	〃	10,273

註：1—9月合計

Source：1948—50 は Canada, 1950, p. 119;

1954 以降は日本貿易統計より換算

カナダの経済構造と外国貿易

値する。これは日本商人の市場開拓の力に依るところが大部分であるけれども、一部分はアメリカ合衆国の日本綿製品の輸入規制のため、カナダを経由するものが増加して来たことにも依るのである。これは鉄鋼製品の近年に於けるカナダ進出と共に日本商品の新市場というべきであろう。詳細は後に日本との関係を述べる際に明かにする。

化学製品の輸入が年々に増加しつつある現象も又カナダ近年の工業化を物語るものである。輸入総額の凡そ5%に当る部分が化学製品である。そのうち最も大きい金額は化学顔料によつて占められ、その他ペイント、ワニス、合成樹脂、テトラエチル鉛合成物、アニリン染料などが主たるものである。これらの凡そ9割はアメリカ合衆国から輸入されており、あと一割にたりぬ部分が英国から輸入されている。

カナダから見た日本貿易は従来は極めて貧弱であつて、カナダ貿易額中に於て%に上り得ない程度のものであつた。極く近年に至り相当の進出を見るに至つたけれども、しかしそれでもまだカナダ輸入総額の〇・五%、輸出総額の三%が日本の地位であるに過ぎない。日本からカナダを見ても、日本の輸出入総額のうちカナダの占める割合は、一九五四年輸出一・二%、輸入五・一%、一九五五年輸出二・二%、輸入四・四%に過ぎず、対濠洲貿易に少し及ばない程度の状況を示している。(第27表)

しかし、これでも従来に比すれば輸出入とも格段の進歩を示しており、これは一部はアメリカ合衆国の好況の影響を受けたカナダの未曾有の経済拡大にもよるけれども、最大の理由は一九五四年六月に発効した通商協定に基いてカナ

第26表 カナダ品目別輸入統計

単位：100万弗

品 目	1947	1948	1949	1950	品 目	1947	1948	1949	1950
農 産 品					農 機 器 具	36.0	51.3	58.7	53.3
果 実 類	77.5	59.6	72.6	91.0	採鋁冶金用機械	12.2	22.5	33.4	29.8
堅 果 類	22.1	31.0	23.2	22.4	事務用及印刷機 械	22.2	24.5	25.6	28.5
穀 類	36.5	30.6	25.9	39.4	エンジン及ボイ ラー	39.1	44.9	47.5	49.3
原 糖	46.4	62.1	65.6	76.4	其 他 機 械	171.6	170.1	157.3	168.0
コーヒ及チョコ ー	14.4	23.9	28.9	42.5	庄 延 板	78.0	83.9	98.1	93.6
茶	20.7	17.7	21.3	28.6	パイプ・チェー プ及附属金具	13.5	18.6	28.1	35.4
アルコール飲料	13.7	15.7	22.0	16.9	自動車（各種）	69.5	27.3	44.2	85.9
植 物 油	25.6	20.9	23.8	34.2	自動車部分品	98.4	101.3	117.7	158.4
ゴム及製品	28.7	31.6	29.0	48.7	其他鉄及製品	152.5	149.2	162.5	169.7
其他農産品	70.7	56.8	65.1	84.4	非鉄金属及同製品				
畜・海産品					電 気 機 器	68.8	62.1	69.8	82.6
毛皮及製品	22.5	24.6	19.6	22.0	貴金属(金を除 く)	13.0	16.0	17.7	31.4
原 皮 革	12.0	8.4	12.4	13.3	其他非鉄金属及 製品	79.1	77.7	87.2	101.5
其他畜海産品	52.4	51.7	42.1	51.7	非金属鋁物及同製 品				
繊維及同製品					原 鋁 油	127.5	192.0	189.4	200.5
綿 花	60.5	56.8	67.0	90.6	精 鋁 油	77.2	103.3	80.0	102.4
綿 織 物	82.6	52.8	52.7	45.9	石 炭	138.9	186.4	141.1	174.8
羊 毛	30.1	47.7	37.4	55.3	陶 磁 器	24.1	30.8	33.0	33.7
毛 織 物	29.7	42.6	41.7	31.7	ガラス及同製品	28.6	25.9	25.4	28.2
人絹及製品	34.5	29.7	30.1	21.3	其他非金属鋁物 及同製品	55.9	67.8	66.4	72.1
其他繊維及同製 品	153.2	121.0	104.1	119.7	化 学 製 品	113.1	118.4	130.7	158.2
木材・同加工品及 紙類					雑 品				
書籍及印刷物	31.9	31.3	36.1	42.5	旅行者持帰品	15.9	0	28.8	33.1
木材及加工品	34.6	25.2	30.2	34.4	科 学 用 具	17.3	17.6	20.9	22.5
紙 類	23.0	17.2	20.1	23.4	其 他 雑 品	128.8	97.7	108.3	116.6
鉄 及 同 製 品					輸 入 総 額	2,573.9	2,636.9	2,761.2	3,174.3
トラクター及部 分品	69.4	88.7	118.5	108.3					

カナダの経済構造と外国貿易

Source : Overseas Economic Surveys, "Canada, 1950". pp. 100-101.

第27表 日本側の輸出入額 単位: 1,000弗

	日本輸出		日本輸入	
	カナダ	オーストラリア	カナダ	オーストラリア
1954	21,046	28,208	122,547	117,111
1955	45,151	55,117	108,819	177,706

Source: 通商白書, 昭和31年

第28表 日本のカナダ向輸出

単位: 1,000弗

輸出品目	1954		1955	
	数量	金額	数量	金額
魚介類.....屯	2,716	1,798	2,862	1,422
まぐろ罐詰.....〃	667	702	660	513
蜜柑(生).....〃	8,692	1,492	8,422	1,595
グルタミン酸ソーダ.....〃	109	316	136	317
製材.....立方米	3,762	274	6,252	474
無機薬品.....〃		35		1,287
合板.....1,000平方米	1,243	838	2,657	1,614
綿織物.....1,000平方碼	2,116	448	13,756	3,166
絹織物.....〃	998	554	1,568	1,165
衣類.....1,000封度	774	2,410	3,122	7,107
紐・網・網.....〃	126	72	284	430
ベッド・テーブルリネン.....〃	558	530	1,494	1,269
タイル.....屯	916	145	2,256	371
板ガラス.....1,000平方呎	1,155	180	11,184	699
陶磁器.....屯	2,205	1,123	2,558	1,325
身辺細貨.....〃	131	230	295	946
鉄鋼.....〃	13,132	1,959	43,767	7,120
鋼板.....〃	2,216	210	13,594	1,522
鋼管.....〃	9,936	1,577	25,127	4,281
鑄鉄管.....〃	500	130	2,043	463
ナイフフォーク・スプーン.....1,000打	306	250	626	524
ミシン.....〃		473		1,457
電気機械.....〃		175		385
はきもの.....1,000打	20	107	82	362
医療・科学機械類.....〃		666		1,532
双眼鏡.....1,000個	31	317	43	506
造花.....屯	119	288	169	312
玩具.....〃	2,248	2,027	3,356	2,989
喫煙用具.....〃	134	549	268	973
輸出総額.....		21,046		45,151

Source: 通商白書, 昭和31年

第29表 日本のカナダからの輸入

単位: 1,000弗

輸 入 品 目	1954		1955	
	数 量	金 額	数 量	金 額
小 麦.....屯	807,552	59,851	872,316	65,601
大 麦.....〃	332,795	22,758	104,473	6,648
小 麦 粉.....〃	17,385	1,937	13,146	1,371
ふ す ま.....〃	0	0	16,599	1,235
原 皮 類.....〃	2,010	657	3,379	1,097
亜 麻 仁.....〃	29,765	4,257	39,775	6,168
採油用種子.....〃	120	25	14,680	2,171
合 成 ゴ ム.....〃	216	207	1,486	1,120
丸 太 ・ 製 材.....1000立方米	21	656	14	534
人 絹 パ ル プ.....屯	44,375	8,326	31,244	5,921
製紙用パルプ.....〃	4,196	444	3,082	462
石 綿.....〃	17,332	3,203	16,927	3,145
鉄 鉱 石.....〃	556,785	7,527	497,114	8,166
鉄 鋼 屑.....〃	7,386	2,507	185	10
チ タ ン 鉱.....〃	48,505	354	15,317	785
牛 脂.....〃	1,701	321	1,437	313
合成プラスチック材.....〃	1,062	787	760	573
鉛 塊.....〃	3,008	831	1,214	378
マ グ ネ シ ウ ム.....〃	895	730	1,387	1,115
輸 入 総 額.....:		122,547		108,819

Source: 同上

ダ輸入関税低下があつたこと、これに乗じた日本輸出業者の市場開拓の熱意に並々ならぬものがあつたことに依るものと見なければならぬ。(第28表)

しかし、日本のカナダ貿易は比較的に低い生産費の点から見て或る程度は伸びるであらうけれども、アメリカ合衆国の勢力下にあるカナダ経済にとつて、日本商品はアメリカ商品の補充的役割に甘んじなければならぬ境遇にあるから、日本の輸出には限度があり、従て又、日本の輸入も或る程度を超えることはあり得ない。尤もこの事情は独り日本だけでなく、他の第三国についても一樣にいえることである。

第28表を見て、日本鉱材及び鉱製品の輸出激増が目立つ。これは前述のように戦後に於けるカナダの資源開発と工業化とが盛であつてその需要が未曾有に増大しつゝあること、戦後建設と東西両陣営対立による軍備拡充とのためにアメリカ合衆国及びヨーロッパ諸国の輸出余力が減じていることによるものであり、殊に、カナダに於ける天然ガス開発計画が進捗して鉱管輸出が激増しつゝあること、水力発電用鉱材が著しく増加している事実を見逃すことはできない。又、国内の建設事業が頓に栄えているため建築材も相当に増加している。綿製品に至つては、カナダの全輸入が前述のように次第に減少しつゝあるに拘わらず、日本綿製品のみが最近著しく躍進を見せている。これは日本がアメリカ合衆国に対する綿製品輸出をアメリカの要求により調整しているため、カナダを經由してアメリカへ行くものが増加したためであつて、このためアメリカの業者間に物議を醸し、カナダでも一九五五年六月日本繊維品に対し相殺関税を設定するまでに至つたので、対カナダ綿製品輸出も一九五五年十二月十九日に一時停止の政策をとり、改めて一九五六年からこれに対して自主的に数量統制を行うこととなつた。

日本のカナダからの輸入は伝統的に小麦が大宗であつて、カナダからの輸入総額の一九五四年五〇%、一九五六年六

○%を占めている。この外、大麦、亜麻仁等の農産物も多く輸入されているけれども、戦前多かつた木材（一九三七年には三十余万立方メートル凡そ一千二百万円）が戦後は著しく減少していることは注目し値する。又、人絹用パルプは戦前（一九三七年約二万屯凡そ六百万円）に比して増加し、製紙用パルプ（一九三七年約三万二千屯約六百三十万円）は著しく減少している。これは為替の關係上戦後は特に北欧パルプの輸入が主になつた故である。カナダからの輸入で近年特に増加して来たのは鉄鉱石である。金額からいえばパルプの輸入額を超えており、殊にその量の多いことから小麦と共に海運を頼りとする輸入品である。（第29表）

日本の対カナダ貿易は常に例外なく輸入超過となつている。これは日本の輸入するものは小麦、大麦の食糧及び鉄鉱、木材、パルプ等の原料であつて、国民生活及び産業にとつて欠くことのできない品目が主体をなしており、日本からの輸出品はカナダ市場に於てカナダの国産品及び他国品と競争しなければならない海産物や製造品であつて、日本の輸出がアメリカ合衆国輸出品の補充的性質を帯びていることによるものである。このため、カナダは日本商品に対し屢々種々の制限を加えて来ている。最近の例をいえば、一九五四年末には日本産繊維品、雑貨等の輸入増加に鑑みてダンピング税法を強化したり、一九五五年六月には前述のように相殺関税を設定したりして来ている。しかし、日本はその後一九五五年九月十日にガットに加盟したため、即時に冷凍まぐろ、羽毛造花等四種品目の関税引下をカナダに譲許させ、又一九五六年二月にはカナダとの間に支払方式の便宜化が行われたために、日本商品のカナダ進出に対し多少は有利に転換しているといふことができる。

三、カナダの貿易政策

前述のようにカナダの人口はその農林生産高に比して著しく少く、従つて国民経済の維持発展のためには余剰生産物の吐け口を海外に求めなければならぬ。カナダの貿易政策は国民の生活水準を維持することを基準として余剰生産物の輸出促進を策することに終始しているといつても過言ではない。この単純な貿易政策も時代の変化とともに幾変遷をなしており、しかも従属国に常に見られるように、純粹に経済的動機からではなく、多分に政治意識を混えた動機からの施策が多く見られた。

カナダが英本国から政治的に離脱する以前にあつては、全くの植民地政策の下に英国への奉仕を旨とする貿易政策であり、且つその独立施策と見られるようなものはなく、殆ど英国政府の意思によつて対第三国特に対アメリカ合衆国貿易の施策を行つていた。カナダとしては母国である英国へ余剰農産物を輸出することは単に多数国民の母国愛精神を満足させるばかりではなく、経済的見地からも英国はカナダ農産物を恒常的に買つてくれる安定した市場であつたから、この時代は全くの英国依存の貿易であつた。しかし、隣接地域に同系民族で構成されており、しかもカナダより遙かに早く開發されているアメリカ合衆国との間に商業取引が起ることも亦自然である。殊に生動物や腐敗し易い食料品などは多く近隣貿易に頼らざるを得ない。この意味でアメリカ合衆国への輸出を古くから盛に行われた。一八七八年に結ばれた米加互惠条約 (Elgin-Marcy reciprocity treaty) が一八八六年に廃止される以前は、規模は余り大きくはなかつたけれども比較的円満に輸出入貿易が行われていた。カナダの生産増加に伴い対アメリカ輸出が次第に拡大されてくると、アメリカは自国農業の保護の見地から関税引上を以つてカナダ農産品の輸入防遏を始めた。この傾向はその後アメリカ

合衆国の伝統のようになつた。この間僅かに一九一六—一九二〇年のアンダーウッド関稅定率法 (the Underwood Tariff Act) でカナダからの農産物を免稅にしたことがあつただけである。このアンダーウッド関稅の実施中はカナダからの農産物輸出は著しく伸び、例えば一九二〇年には生牛のアメリカ向輸出は六十万頭に及んだ。一九二二年アンダーウッド関稅定率法を廢してフォードニー・マツカンバー関稅定率法 (the Fordney-MacCumber Tariff Act) がこれに代るに及び、これが三分の一以下に減じた。その後アメリカ、カナダの外交交渉によりこの稅率が緩和され、一九三〇年には回復して二十万頭の輸出があつた。しかるに、一九三〇年六月制定のホーレー・スムート関稅定率法 (the Hawley-Smoot Tariff Act) による禁止的關稅により一九三四年には急遽二千百七頭に減じてしまつた。これは一例に過ぎないけれども、アメリカ合衆国の互惠通商協定法 (the Reciprocal Trade Agreements Act) が實施される以前の狀態は實に斯くの如きものであつた。即ち、カナダから見ればアメリカ合衆國は輸出市場としては頗る不安定であるという印象が深く刻み込まれてゐるわけである。このため、カナダの最も望ましい輸出市場は英國始めヨーロッパ諸國であると信ぜられてゐる。

今次大戰前に於けるカナダの採つた貿易政策は、アメリカ合衆國と同じように、殆ど關稅を通じて行われ、一九三〇年の世界恐慌後にヨーロッパ諸國が用いたような貿易の直接制限や為替統制の如き方法は採らなかつた。これは前に述べたように、カナダとアメリカ合衆國とヨーロッパとの間に多角貿易が円滑に行われていたためであつて、世界恐慌の影響は決して微弱ではなかつたけれども、ヨーロッパ諸國に比しさに破壞的ではなかつたことに由るものである。

カナダの關稅体系は概ね英帝國自治領のそれと共通であつて、五種類から構成されている。(一) 英帝國特惠關稅 (British Preferential Tariff) (一) 最惠國關稅 (Most-Favoured Nations Tariff) (二) 中間關稅 (Intermediate Tariff) (四) 貿易協定關稅 (Trade Agreements Tariff) (五) 一般關稅 (General Tariff) がこれである。

英帝国特惠関税は英本国を始め英国植民地、属領、自治領から直接にカナダの港に輸送され陸揚されるこれら地域の生産物及び製造品に対する差別関税率であり、最恵国関税は本来フランスとの通商条約によつて定めた比較的に低率の関税をその後最恵国条約を結んだ国にも適用する関税率であつて、その相手国は関税法に列記してある。中間関税は最恵国条約は結ばれていないけれども特に外交交渉によつて成立した国に適用される税率であつて、この適用国も関税法中に列記してある。税率は概ね最恵国関税率と同程度である。貿易協定税率は特定国産出の特殊の商品につき貿易協定を結んで定めた関税であつて、これは著しく低いか又は免税になつてゐる。例えば濠洲及びニュージールランドとの貿易協定税率は獣肉類及び同加工品について殆ど免税になつてゐる。西印度との貿易協定税率はバナナ、ココアその他香料に対するものである。戦前に於ける貿易協定税率は右の外南阿、南ローデシア及びアイルランド自由国に対するものであつた。一般関税は上記指定の国以外から来る生産品及び製造品に課する関税であつて最高率を示してゐる。

右の関税の外に輸入に際しては更に二種の国税が課される。第一は物品税(Excise Tax)であつて、関税込値段が一件二十五弗以下の郵便物、旅客携帯品を除いて、総べての輸入品に対し関税込値段の何%かが課せられる。これにも英帝国特惠税率があると共に、商品によつては(例えばタバコ、カルタ、酒類、高級自動車)二五%という高率の特別税が課せられることになつてゐる。第二は販売税(Sales Tax)でこれも輸入に際して輸入業者又は荷受人から納めさせることになつてゐる。現実の効果は別として、関税は外国の輸業者に、物品税は国内消費者に、販売税は国内輸入業者にそれぞれ負担を歸せしめるというのが、税立法所期の目的であつた。

これらの税率は頻繁に変更してゐるけれども、これが戦前に於けるカナダの貿易政策の具体化されたものであつて、この変更の目的は国民生活の安定ということが表面に立てられていたけれども、その底には自主国家としての地位を確

保するというねらいが十分に覗かれるものがあつた。戦前に於けるカナダは、語弊はあるけれども、いわば「小市民的」国家であつたといえるであろう。このため、当時のカナダの経済は即政治であるかのような観を呈しており、特にその貿易政策のねらいには多分に植民地的地位から完全離脱して自主独立達成の意図が覗えるものがある。

カナダは英国の政治的支配から独立して以来今次大戦までは、英国とアメリカ合衆国との間に挟まれて苦悩を味うと同時に、又、この両天秤を操ることによつてその念願する自主独立の達成に近づき経済発展の礎を築いたといえる。この事情を最も端的に示しているのがカナダの貿易政策である。

第一次大戦前に於てはカナダは全く英国の属領としての活動しか許されていず、ひたすら英本国への輸出を強いられていた。又それだけでも十分に国民生活の安定を維持することができたため、当時既に綜合交通網を完成していたアメリカ合衆国の経済勢力の侵入を防ぐことができた。その後も英国を含むヨーロッパへの輸出増進の力によつてアメリカ合衆国の経済的包囲を斥けることを得ている。この反面、カナダのアメリカ合衆国への輸出も大に伸びて来た。即ち、アメリカ合衆国の余剰生産物はカナダの高関税にも拘わらず大量生産と地の利とによつて輸入が次第に増加し、これに対応してカナダの生産物もアメリカ合衆国へ向け著しく流れて行く傾向となつた。この事實はカナダをして英国に依存しなくても十分に自主経済を確立し得るという確信を与えることとなり、形式的のみならず実質的にも英国から独立する氣運を大に助長することとなつた。即ち、カナダはその余剰生産物を英国とアメリカ合衆国とに振り分けるという方法が政治的にも経済的にも自主独立を完成する所以であることを知つたのである。しかし、貿易政策が二つの方向に分裂しているということは、カナダの地位を安定させることにならない。このうちの一つの市場が失われたとするならば深刻な経済不均衡を招来するからである。この危険は今次大戦中、特に戦後に至つてカナダが現実に当面する羽目に陥

つた。そして、戦前のような関税のみに頼る単純な貿易政策は最早支持することができなくなつた。

第二次大戦後、ヨーロッパ経済は全く麻痺してしまい、救済と再建のため多大の物資を要求しているに拘わらず、為替が枯渇しているためにいづれも輸入不能であり危機に陥つた。カナダから見れば、直接の戦禍は蒙らなかつたけれども戦前の輸出市場が半減したということと同じくその経済は危機に当面した。カナダの場合はこの危機は単に貿易の危機とか国際収支の不均衡とかに終るものではなく、直ぐ国政上の危機ともつながっている。何となれば、カナダの総べての国策はその貿易の上に基礎を置いて築かれているからである。このとき、カナダは危機脱出の方策として、従来のヨーロッパ依存の輸出貿易政策を清算してアメリカ一辺倒の貿易政策に転換することを主張する識者も多数に輩出した。アメリカ側でもこれを誘う多数の論者が勿論あつた。例えばライフ誌社説(Life, March 15, 1948, p. 40)が「カナダはアメリカ合衆国と完全且つ永久的な経済同盟を必要としている。アメリカも亦同様であつて、斯くすれば健全なる世界が到来する。カナダ経済の将来はわれらと共にある。……政治的統一も望ましいけれどもこれは将来を期するとして、さし当り経済同盟である。それは両国にとり焦眉の急であり、望ましきことである。誰がこれに反対するか、その反対の理由はなにか。云々」という調子を以つてこれを主張している。

即ち、アメリカ合衆国はカナダの欲する総べてのものを供給することができる相手であり、その反面、当時アメリカ合衆国は嚴重な戦時統制計画を解除した直後であつたので、あらゆる物資に対する需要が異常に高まつていた際であり、最も簡単に入手できるカナダの生産物に対しては多大の欲求を示していたときである。この貿易転換は当時としては最も容易な且つ確実な危機脱出策ではあつたけれども、カナダ政府は当時のアメリカのカナダ商品に対する需要は一時的のものであり、アメリカ経済が正常に復すれば忽ちカナダ商品に対する熱は冷めてしまい、従来から見るとついていたよ

うにアメリカ市場の不安定が露呈して来るであらうと信じた。のみならず、この簡単な危機打開方法は政治的意義からも望ましくないものと見た。即ち、この方策を推進して行けばヨーロッパ市場を永久に失つてしまふばかりでなく、次第にアメリカの勢力圏内に吸収されることとなり、折角英国からは政治的に独立したけれども、今度はアメリカの經濟的従属者に墮してしまふということがカナダにとつては堪えられないことであつた。カナダは既に商品と資本との輸入に於て英国以上にアメリカ合衆国に依存している。この上更に輸出市場がアメリカ合衆国だけとなつたとするならば、單に經濟上ばかりでなく或は政治的にもアメリカ合衆国の衛星國となつてカナダの念願としている自主獨立國たるべき實を完全に失う結果となる。

かくして、カナダは一時的解決を捨ててカナダ本来の面目に立ち歸り、伝統的なヨーロッパ市場を永久に確保するためにヨーロッパ特に英國の危機に対する救済と援助とを実施して彼等の經濟回復に力を貸すことに決心した。この現われがカナダの「輸出クレジット政策」である。カナダの輸出クレジット政策は三つの主要目的を実現することにあつた。

(一) カナダ外國貿易の戦前に於けるような均衡を再建すること、(二) 雇傭と所得との高水準を維持すること、及び(三) カナダの國際的責任を果たすこと、がこれである。

戦前の貿易均衡に復するということは經濟と政治との両面に於て最大可能な自主獨立の保証を得るということに繋がるものと信じた。ヨーロッパ殊に英國にクレジットを与えて一面にはその經濟を救済し、一面には正常ベースを以て爲替と貿易とを再建して海外市場の安定を計ることが出来る。このことはアメリカ合衆国の經濟的支配を排除することになると共に、英國に対する優位を獲得して英國をしてカナダの政治的自主獨立の能力を信ぜしめる結果となるであらうというのである。

次に、カナダの輸出貿易の消長は前に述べたように国民所得の増減を実に卒直に反映している。換言すれば、輸出事情は国民生活の安定に強く影響を与えている。故に、恒久的な輸出市場を政策の不安定なアメリカ合衆国に決定することはカナダとしては極めて不安であつて、ここに従来は安定市場であり今後回復さえすれば安定市場であろうと信じるヨーロッパに援助の手を差しのべてその経済回復を計ることは、カナダの国策として当を得るものと信じた。

最後に、カナダは人道的立場から戦争犠牲者を救済援助することは安穩を保つてゐる国家としては義務であると信じた。これは又、国民の大部分を占めるものの英国に対する精神的支持の現われでもあつた。

カナダの輸出クレヂット政策はアメリカ合衆国のヨーロッパ援助と協力してヨーロッパ経済の回復に大に役立つものと信じて実施したのであつたが、実際にはヨーロッパ経済の歪みはこれらの援助によつて立ち直り得るような生々しいものではなく、カナダが最初考へたよりも遙かに深刻なものであつて、アメリカ合衆国の援助もカナダの援助も一時的な難民救済にはなつたけれども、ヨーロッパ経済の回復には殆ど効果がなかつた。しかし、この政策はカナダ自身にとつては一時的ではあつたけれども自己の経済回復の機会を与え、歴史上未曾有の繁栄を招来する動機となつた。アメリカ合衆国からの輸入も歴史上最高の記録を示すに至つてゐる。これらは前篇に掲げた諸資料から知ることができよう。

しかるに、この繁栄は次に來たるべき難局に直結してゐるということが間もなく知らされた。即ち、カナダはクレヂットを以てヨーロッパ特に英国へ大量に輸出し、その反面にアメリカ合衆国からは現金を以て大量の輸入を行つてゐた。これがカナダの国際収支をして逆境に陥れることは始めから知れ切つてゐたことであるが、一九四七年末に至つて現実にこの難局に當面することとなつた。この難局は決して独りカナダ政府の冒した右の不明に帰因するばかりではなく、

世界の各国が殆ど予想し得なかつた方向に戦後の国際情勢が進展して行つたということが寧ろ主たる原因になつて発生したといえる。その最も甚だしい見込違ひは太平洋戦争の終結によつて世界に完全平和が直ちに確立するものと信じたことであり、次には国際経済は再び戦前のような自由貿易が間もなく復活するだろうと予想したことである。しかるに戦争が終結しても東西両陣營の対立という新しい事態が生じ、分裂した二つの世界の間では冷戦状態が続いて、時には熱戦さえも交えるという予想外が生じた。又、自由貿易への復帰は東西陣營の閉塞ということも手伝つてゐるけれども、主としてヨーロッパ諸国の受けた戦争被害が予想したより遙かに深刻であつて生産力復活が遅れ、そのため国際的支払能力の欠如という事態が益々深刻化したことである。

この難局の実態については後に詳細に触れることとし、それに先立つて、カナダをして完全な自主性を確保させる契機となつた英国カナダ間の貿易政策の対立について経緯を述べよう。

カナダとしてはその通貨の安定と国際収支の均衡とについては既に戦時中からあらゆる施策をめぐらしていた。これが又、カナダをして戦前の小市民的性格の国策から脱して世界の大国として国際場裏に乗り出す機会を作ることとなつた。

即ち、一九四一年のハイドパーク協定に於て、カナダがアメリカ合衆国から輸入したものに對する代金は、アメリカがカナダ国内に於て消費する金額を以てこれに充てるという約束を結び、又、英国との間ではカナダの対英輸出超過分は英国政府が英国内に保有するカナダ公債を買上げてこれをカナダへ返すという方式で決済することに決めた。これはいずれも一種の清算契約であつて現金又は外貨を使用せずに決済する手段である。この方式は極端な片貿易にならなかつたとすれば、所期の通り円滑に運んだかも知からない。

又、一九四三年に主として英国とアメリカ合衆国とに於て通貨安定の問題が喧しくなつた際に、英国は先ずケインズ案を作成して国際討議にかけた。アメリカ合衆国はこの対案としてホワイト案を作成して提出した。この二つの案を検討して見ると全然共通点を見出すことができず、各国委員は困惑した。このとき、カナダはカナダ試案なるものを公にした。カナダ試案はケインズ案とホワイト案との間の橋渡しになることを目的としたものである。これが一九四四年七月に四十四カ国代表によつて決定されたブレトンウッズ協定の基本となつた原案であつて、これにより国際復興開発銀行と国際通貨基金との二つの世界機構を生むこととなつた。

更に、同じく一九四三年に英帝国所属の諸国の代表が秘密裏にロンドンに会合し、これら諸国間だけで相互の関税を引下げ、且つ保護貿易の障壁を取除くことについて協議したことがあつた。この目的は一九三〇年代から益々甚だしくなつて来ている保護貿易とバーターとを出来得る限り排除しようとすることにあつた。この会議はロンドンとワシントンとで数回催された。この会議は、これより先一九四一年にアメリカ合衆国が定めた武器貸与法の第七条に於て、これを受入れた連合国は「国際貿易に於けるあらゆる形の差別待遇を取除き、且つ関税その他の貿易障壁を減ずる」義務を生じることとしたため一層に拍車をかけられた。カナダ自身はこの武器貸与法の援助を受けていなかつたけれども、一九四二年にアメリカ合衆国政府との間に覚書を交換して、武器貸与を受ける国と同様に貿易障壁を事実上低減することを承諾した。しかし、これは英帝国特惠関税制度（一九三二年設定）と矛盾することとなる。ところが、一九四四年時の英首相チャーチルはこの点に関して、ルーズヴェルト大統領との間に、アメリカが保護関税を撤廃しない限り英帝国特惠関税制度は廃止しないという約束を成立せしめている（Gibson: *Canada's Economy in a Changing World*, p. 8）。以上の貿易政策に関する諸事実が次第に結集して遂に一九四七年十月のガットとなり、更にこれがハヴァナ貿易憲章とな

つたわけである。

これらの国際経済上の歴史的事件には常にカナダが参画し、時にはその主導的地位を占めていた。カナダは既にその小市民的國家から脱して押しも押されぬ大国となつたわけである。しかし、カナダをして完全な自主独立國家として国際場裏に進出せしめた最も大きな動力は、英國に対して莫大な経済援助を行い、英國と対等、時には優位の立場に於て兩國間の国際経済上の諸問題进行处理したという点にある。

第二次大戦直後、英國が当面した重要な問題はドル不足を解決することであつた。英國は先ずアメリカ合衆国からの借款及び贈与によつてこのドル不足を解決しようと試みた。当時、英國のドル不足を解決するために必要とした金額は約六十億弗と見積られ、この半分はアメリカ合衆国から無条件で贈与を受け、あと半分は同じくアメリカから低利で借款するという希望であつた。しかし当時はまだアメリカ合衆国に於ては戦時中の武器貸与制度から平時経済に適應する金融援助方式へ転換する準備ができていなかつたために、この希望は容れられなかつた。その代りにアメリカは英國に對して、武器貸与の未済義務に對する寛大な措置と、一九五一年からは金利を二%にするという条件の三十七億五千万弗の借款とを提供した。英國は永い期間に亙つて国会でこれを論議した結果、兎も角もこれを受け入れた。この借款の成立したのは一九四六年六月である。このときの条件は、金利及び元金の支払は一九五一年に始まり、五十年間に年々一億四千万弗づつ支払うこと、と英國は一九四七年七月十五日にポンドの自由交換に第一歩を踏み出すべしということであつた。英國はこの借款の条件に則つて一九四七年七月ポンドの交換制を復活した。これが極めて無理であつたことは直ちに明らかにされた。英國がポンドの交換を始めてから七週間内にポンドに對する国際取付額は金及びドル保有高合をせて十三億弗に達し、遂に八月二十日に交換を再停止せざるを得ない羽目に陥つた。これがためアメリカ合衆国内

にある英国の資産は一時凍結された。

英国がアメリカ合衆国から希望する額だけの借款が得られなかつたので、カナダはこれを補う意味を以て英米借款協定の進行と同時に、英国に対して借款を提供することとなつた。即ち、その金額はカナダの人口や国民所得に比較すると寧ろアメリカ合衆国よりも巨額と思われる十二億五千万弗をアメリカと全く同じ条件で英国に貸付けた。しかるに、英国々会は前述のようにアメリカからの借款受入の審議に長時日を費したので、これが成立までの期間内にカナダの借款の四分の一を引出してしまつた。そしてカナダ借款の成立した一九四六年のうちに毎月平均七千万弗の割合でカナダ借款を使用し、その年末までに既にその約半額を減じてしまつた。しかも、カナダはこの借款による輸出は国際価格よりも遙かに低い価格を以て主として金属、木材、小麦、チーズ、ベーコン等を以てこれに充てたのである。カナダは英国の借款使用度があまりに激しく、カナダ自身がドル不足を招くに至つたので、一九四七年六月には英国に対し引出制限を設け、英国の引出すドル額は英国がカナダにアメリカ弗で支払う額を限度とするという措置をとつた。換言すれば、カナダの借款はカナダからの輸入のみに使用することができ、且つこの支払はアメリカ弗でなければならないという制限である。更に、一九四七年には両国間の貿易協定を議するオッタワ会談に於て、カナダは英国に対し一九四八年三月三十一日以後の借款使用を禁止する旨通告し、且つ一九四八年三月末までの借款使用は一カ月一千五百万弗に制限した。尤も、この引出禁止は事実上四月になつても二週間だけ延期されてその間七百万弗の引出しが許された。引出し禁止実施の瞬間にはこの借款は二億一千五百万弗を残していた。

カナダ借款をめぐる英国とカナダとの間に於ける国内事情の相違は、英国が希望する輸入品とカナダが希望する輸出品と間に生じた喰い違いに於て端的に表現された。前記オッタワ会談に於て英国側代表は、英国が残り少いドル保有高の

使途としては従来の貿易契約の対象からベーコン、牛肉、ミルク、鶏卵は望ましくないから解除して貰いたく、金属、木材、チーズ及び小麦の四品目を主体とする所謂選択購入政策 (selective purchasing policy) を許容して貰いたいという要求を提案し、且つベーコン等は寧ろドル市場で売るべきであると主張した。これに対し、カナダの立場はベーコン等はカナダ農民にとつて極めて重要な輸出品であつて、小麦の輸出とは切り離せない事情にあるから、英国の如き安定市場がベーコン等の輸入を制限するならば、世界のいづこへも輸出できる小麦契約をも破棄しなければならない、というのであつた。即ち、ベーコン等が抱き合せでなければ小麦を輸出しないというのである。英国は遂に折れてベーコン等の買入契約を承諾せざるを得なかつた。そして、前述のような現金輸入契約をも承認せざるを得なかつた。

カナダと英国との間のこれらの交渉は共に両国々内の困難な事情を反映したものであるけれども、これによりカナダは英国に対して確固たる自主的地位を築き、英国とは無關係に自国の經濟政策を樹てこれを推進する機会を捕え得た。しかし、カナダ国民の氣持は極めて複雑である。カナダ国民の中には英国に対する愛着心を捨て切れなるものも多数あり、反面、英国に対して不快の念を去り得ないものも多々ある。アメリカ合衆国に対しても親しみを感じ実利を考えているものもあれば、反対に対抗意識を持ちその侵略に対する警戒心を解かないものもある。これを大勢的に見れば大部分のカナダ国民はアメリカ合衆国と連繫して經濟的利益につくことを望んでいる方向に傾いているといえるであらう。この反面、カナダにとつては戦前のようなヨーロッパ市場の安定性に頗る魅力を感じている。しかし、ヨーロッパ市場が戦後生産力の未曾有に拡大したカナダにとつて戦前のような有利な市場に戻るか否かについては識者は多大の疑問を抱いている。

カナダの金及び米ドル不足から来る困難な事態は一九四七年が頂点であつて、その後東西兩陣營の対立が明確になる

第30表 カナダの金・U.S.\$政府保有高
単位：100万 U.S.\$

各年末	金保有高	U.S.\$保有高	合計
1939	218.0	186.2	404.2
1940	136.5	195.6	332.1
1941	135.9	51.7	187.6
1942	154.9	163.6	318.5
1943	224.4	425.2	649.6
1944	293.9	608.3	902.2
1945	353.9	1,154.1	1,508.0
1946	536.0	708.9	1,244.9
1947	286.6	215.1	501.7
1948	401.3	596.5	997.8
1949	486.4	630.7	1,117.1
1950	580.0	1,161.5	1,741.5
1951	841.7	936.9	1,778.6
1952	885.0	975.2	1,860.2
1953	986.1	832.4	1,818.5
1954	1,072.7	869.9	1,942.6

Source : Bank of Canada

につけ、アメリカ合衆国に対する輸出が増加して来て多少の緩和を示すに至った。一九五〇年に勃発した朝鮮戦争は一挙に難局を打開する緒口を生じ、その後はカナダの金及び米ドル保有高も著しく増加して、国民経済は戦前とは全く違った段階と性格とを以て安定を続けている。(第30表)カナダ弗の相場も一九四九年のポンド平価切下げにも拘わらず独自の歩みを以て高い水準を維持している。

しかし、その反面にはカナダ国民の好むと好まざるとに拘わらず、カナダ経済はどんどんアメリカ合衆国の方向に傾いて行き、最近に於けるカナダ貿易の大部分はアメリカ合衆国に全く依存するという状態になった。ヨーロッパ市場は最早限界に達してしまつたと見るのが冷静な観察であろう。それでも今猶カナダは戦前のヨーロッパ市場特に英国市場を忘れることができず、その市場の拡大を研究し続けている跡が見える。英国に於ても又カナダへの製造品輸出を一層

に促進しようと手を尽している。(Overseas Economic Surveys : Canada, 1950, p. 189, Appendix I, Selling in Canada. を参照)この両国に於ける企図が捗々しく行かないのは、実は両国市場ともアメリカ合衆国の生産品が次第に浸透して来たからであるということに、果してお互に気がついていゝるであろうか。

上述のような深刻な金及び米ドル不足が到来しない以前は今次大戦後といえども、カナダの貿易政策は輸出のための政策と関税政策とだけに終つていたのであるが、

難局に当面し遂に一九四七年十一月十七日に至つてカナダ政府は己むを得ない策として為替統制と輸入の直接制限とを実施せざるを得なくなつた。カナダ政府はこの緊急措置の理由として、第一にヨーロッパに於ける経済危機を挙げ、第二にアメリカ合衆国からの輸入量とその金額が異常な昂騰を示して来たことを挙げている。(O. E. S., Canada, 1950, p. 80) この緊急措置は五つの方策から成つていた。

(一) 各国無差別に一定商品の輸入割当制度を採用し且つそれ以外の商品の輸入を全面的に禁止すること。

(二) アメリカ合衆国の輸出入銀行から三億弗の借款を得ること。

(三) 産金鉱業に対し前年度の生産量を超えた生産量に対しては賞金を与えること。

(四) カナダとアメリカ合衆国との間に於ける貿易をリンクさせて片貿易を緩和させること、これにはカナダのアメリカ向製造品輸出の増加を計り、アメリカ合衆国はマーシャル援助計画に基く買入れをカナダに於て行うよう勸奨すること。

(五) アメリカ合衆国からの原料輸入を削減し、反面米ドル獲得に役立つ産業への労働及び物資の流動を容易にすること。

以上の輸入統制の対象となつたものは独り消費財ばかりではなく、資本財も大部分はその都度個別的に輸入許可を要するものとして制限を受けていた。そして、この輸入統制は形式的には世界各国無差別に適用するということになつてゐるけれども、実際には英国その他非ドル地域からの輸入については稍緩和された取扱が行われていた。

この輸入制限及び為替統制も前述のようにカナダの金及び米ドル保有高が増加するに伴い次々に緩和され、一九五〇年の好転期から急激に制限を緩めて遂に一九五一年一月二日にはこれを全面的に廃止することとなつた。

カナダが本来重要視している関税政策も戦後は幾度か変遷を見ている。先ず、戦争中に臨時措置として採られた英国商品に対する減免税の特典は一九四八年一月一日に廃止された。これと同時に、一九四七年にゼネヴァ、一九四九年にアネシーに於てガット加盟の諸国との間に関税譲許の折衝が行われ、これに従つて一九四七年には一、〇五〇品目に互り、更に一九四九年には一三八品目の追加が行われて関税譲許及び現税率不変が実施された。即ち、ゼネヴァ会談に於ては四六〇品目が現行の最惠国税率水準を存続し、五九〇品目が現実に税率を低減された。後の五九〇品目中、四四〇品目は最惠国税率のみの引下げとなつており、英帝国特惠関税は従来のまま残されたから、結局英帝国特惠関税との較差は甚だ狭められたことになる。更に右五九〇品目中、一〇〇品目は英帝国特惠関税の引下げであり、同時にこの最惠国関税も同率若しくはこれよりも一層に低められた。最後に、残りの五〇品目については最惠国関税について減税され、これは従前の英帝国特惠関税よりも低められている。右の外、ゼネヴァ会談に於ては英帝国特惠関税は九四品目に互つて廃止された。そしてこれにより英帝国特惠関税は、ブリキ板を除いては、特惠たる特質を大方失つてしまつたと見ることが出来る。

又、アネシー会談に於てはカナダは一三八品目中八六品目は最惠国税率を現行に据置くこと、残りの五二品目については次の方法で減税を実施した。(一)二四品目は英帝国特惠関税と最惠国関税とを同率に引下げ、(二)一三品目は最惠国関税を従前の英帝国特惠関税よりも低くして英国商品も自らこれに均霑するようにし、他の一三品目については最惠国関税だけを減税して英帝国特惠関税にはこの譲許が及ばないようにした。

要するに、永らく続いた英帝国特惠関税は實質的にその特典たる性質を失わしめたのがこの改正であつたと見ることができよう。これはとりも直さずカナダが国際経済上の確固たる一独立單位になつた証拠である。このことは戦後に於

てカナダが独自の立場から諸外国と結んだ貿易協定に於て特に明確に現われている。

カナダは一九四五年太平洋戦争が終了するや直ちに曾て敵軍の占領下にあつた親交国との間の旧貿易協定を復活した。その後は引続き敵国であつたイタリー、西独逸、オーストリーなどとの間の最恵国待遇関係を発効させた。更に前述のようにカナダはガットの原署名国として既に広範囲の国々との間に関税譲許の協定を行つてゐる。ガットによる関税貿易協定以外にも、一九四八年以降に於てイタリー、オーストリー、西ドイツの外にコスタリカ、エクアドル、フィリピン、南阿連邦及びヴェネズエラ諸国との間に最恵国待遇の条約を交わし、前記関税上の特典を交換するに至つてゐる。カナダの国際経済上の地位はその海外投資の面に於ても一層の向上の跡を見ることが出来る。英国及びアメリカ合衆

第31表 カナダの海外長期投資額
単位：100万カナダ弗

	1939	1945	1951	1952
U. S. A	913	864	1,282	不明
英 国	102	668	1,502	〃
英 属 領	76	88	102	〃
其他外国	330	428	805	〃
計	1,421	2,048	3,691	4,200

Source: Dominion Bureau of Statistics.

国に最も多額の出資があることは当然であるとはいへ、両国とは全然無関係の外国（日本も含まれている）に対しても投資額は年々に増加を来たしている。このうち直接投資は主としてアルミニウム会社、国際ニッケル、ブラジル輸送、Massey Harris-Ferguson, Ltd. の国際諸会社の設立に関連するものであるけれども、大部分は政府投資の形をとつており、且つ会社の性質上輸出貿易がこれに伴つてゐるわけである。

カナダは戦後既に生産の面に於て顕著な発展を見せ、最近は一層その速度を増している。殊に朝鮮戦争以来は貿易面に於ても危機を脱して却つて未曾有の進展を示し前途洋々たる観を呈している。その反面、貿易上に於ける悩みは深く、ポンドの自由交換が復活しない限り、戦前に於けるような多角貿易による安定した均衡の夢は最早追ふことは望みがなく、概ね同じよう

な生産構造を持つアメリカ合衆国との間の貿易に主力を注がざるを得ないであろう。これはアメリカ合衆国の高度の工業及び圧倒的な資本の前には寧ろアメリカに市場を提供するだけの結果に終る恐れが十分にある。或は将来アメリカ合衆国と共に一経済圏を形成し、現在画策されつつあるヨーロッパ経済圏に類する、或はこれよりはもつと緊密な関係を生じるに至るのではないかという推測も不可能ではない。既にアメリカではこの種の構想が行われていることは前に引用したライフ誌社説の通りであるが、カナダの側に於ても識者の中にはこれを提唱するものが生じている。(Gibson: *Canada's Economy in a Changing World*, Chap. III, H. F. Angus; *Canada's Interest in Multilateral Trade*, pp. 73—79 参照)

参考及び引用文献

- The Canadian Economy and its Problems, edited by H. A. Innis & A. F. W. Plumptre, 1934.
Canadian-American Industry, by H. Marshall, F. A. Southard, K. W. Taylor, 1936.
Edward Marcus: Canada and the International Business Cycle, 1927-1939, 1954.
Overseas Economic Surveys: Canada, 1948 and 1950, by R. K. Jopson.
J. Douglas Gibson: Canada's Economy in a Changing World, 1948.
H. M. H. A. van der Valk: The Economic Future of Canada, 1954.
Heaton's Commercial Handbook of Canada, 1934, 1952.
Dominion Bureau of Statistics: Canadian Balance of International Payments, Preliminary Statement 1954. (Annual)
Ditto; Canada Year Book and Canada Hand Book, 1956. (Annual)
Ditto; Canadian Statistical Review. (Monthly)
Ditto; Summary and Analytical Tables, Vol. I. (Annual)
Ditto; Review of Canada's Foreign Trade 1955. (Annual)
Bank of Canada; Statistical Summary. (Monthly)

カナダの経済構造と外国貿易

神戸大学経済経営研究所々蔵「新聞記事文庫」
通商産業省編「通商白書・昭和三十一年」

米比通商協定の研究

川 田 富 久 雄

目 次

- 一、米比通商関係の沿革
- 二、一九四六年の米比通商協定
- 三、改訂された米比通商協定
- 四、結 語

一

比島は一八九八年の米西戦争の結果米国領土となった。即ち、一八九八年四月二十一日に米西戦争が勃発し、同年五月十九日より米軍は比島の占領地に軍政を施行した。ついで八月十二日には休戦協定、十二月十日にはパリで講和条約が締結されて、比島は二千万ドルの代償でスペイン領より米領へと移つた。

一八九八年八月十三日より一九〇二年三月八日までには比島に輸入される米国商品も、米国に輸入される比島商品もいづれも外国から輸入される同様の商品と同一の条件で取扱われた。

一九〇二年二月八日の米国歳入法 (United States Revenue Act) は比島産の有税品の米国への輸入に際しては米国関

税率の二五%引下の特恵をみとめた。しかしながら、比島に輸入される米国品については当時は何等の関税上の特恵的な措置は講ぜられなかつた。一方、スペインの商品及び船舶についてはパリ条約第四条によつて一八九九年四月十一日より十カ年間は米国の商品及び船舶と同一の条件で比島に輸入乃至入港することがみとめられていた。従つて、米国品に對して与えられる如何なる讓許もスペイン品に對して拡張されることとなつていた。

米比間の相互的な自由貿易（多少の制限はあつた）が実施されたのは一九〇九年八月五日の米国関税法（所謂 Payne-Aldrich 関税法）及び比島関税法の施行以来のことである。前記一九〇九年の米国関税法は米国へ輸入される砂糖及びタバコの年間無税輸入量に制限を設けた。（その制限は砂糖三十万トン、葉巻一億五千万本、巻煙草及び填煙草は三十万ポンドであつた。）また米国へ無税で輸入される比島製品のうちに含まれる第三国産の原料の占める割合の最高限度を製品価額の二〇%と規定した。

米国関税法も比島関税法も両国に於て米を無税取扱品目より除くこととした。また無税取扱をうける物品は比島又は米国を出国する場合に關税の割戻しを受けない物品に限定した。尚、比島関税法は対米輸出品については輸出税を廃止することを規定した。

一九一三年十月三日の米国関税法（所謂 Underwood 関税法）によつて従来規定されていた砂糖及びタバコ製品の無税輸入量の制限は撤廃された。また両国間における米の無税貿易を禁止した規定もまた削除された。そして比島輸出品はその仕向地の如何を問わず輸出税を免除された。一九〇九年の比島関税法では対米輸出品だけが輸出税を免除されたのであつたが、この措置によつて輸出税の免除が他の諸国への輸出品に對しても行われることとなつた。

一九一六年のシヨーンズ法 (Philippine Organic Act of August 29, 1916) は米国以外の諸国と比島との関税法の制定

については比島に立法権を与えた。(もつとも最終的な承諾又は拒否は米国大統領の手中にあつた)、このことは比島の立法における重大な段階をなすものであつて、比島独立の目標へ向つて立法上一步前進したものといえる。それ以来一九三四年の比島独立法の制定までは比島貿易に重大な影響を与えるような法律上の変更はなかつた。

比島独立法 (Independence Act 所謂 Tydings—Maffie Act) は一九三四年三月二十四日に大統領によつて裁可され、同年五月一日、比島立法院によつて受諾され、一九三五年十一月十五日に発効した。

比島独立法は比島に輸入される米国品に対しては何等の制限も設けなかつたが、米国に輸入される比島の主要生産物である砂糖、ココナツ・オイル及び綱索については無税割当量を定め、この割当量の範囲内においては無税で輸入されるが、この割当量を超える部分は米国の関税が全額賦課されることが規定された。無税割当量は砂糖については八五万ロング・トン、ココナツ・オイルについては二〇万ロング・トン、綱索については三〇〇万ポンドと定められた。

また比島独立法によれば一九四〇年十一月十五日以後、即ち、独立法発効後五年を経過した後は比島生産物の対米輸出に対しては輸出税が課せられることとなつた。この輸出税は無税割当を受ける商品も受けない商品も一様に課せられることとなつていた。一九四六年七月四日、即ち、十年間のコモンウェルス期間が終了して比島が完全独立を達成する日以後は比島より米国に輸出される全ての商品は外国商品と同じように関税の全額を賦課せられることとなつていた。

比島独立後は米国品が比島の関税を全面的に課せられるかどうかについては明細な規定はないが、比島品が米国関税を課せられる限り、比島政府は米国品に課税しないこととはないものと考えられた。

比島独立法が米比貿易関係に及ぼす効果は次の三期に分けて考察することが出来る。即ち、第一期はコモンウェルス時代の前半五カ年、即ち、一九三五年十一月十五日より一九四〇年十一月十五日までの期間、第二期はコモンウェルス

時代の後半五カ年余、即ち、一九四〇年十一月十五日より一九四六年七月四日までの期間、第三期は独立が達成された後の期間、即ち、一九四六年七月四日以後の期間である。

第一期には米比間に自由貿易が従前と同じように行われる。ただし、比島が輸出する砂糖、ココナツ・オイル及び綱索については無税輸入の最高量について制限が設けられる。割当量を超過する輸出は法律に従つて米国の関税の全額を課せられることとなる。

第二期には第一期と同一の無税割当量が砂糖、ココナツ・オイル及び綱索について適用される。しかしながら比島は対米輸出品（これら三商品を含めて）に対しては輸出税を課することとなる。この輸出税は比島の国庫に帰属する。税率は米関税を基準としてモンウエルの第六年目には米関税の五%、第七年目には一〇%と毎年五%づつ増加し、第十年目には米関税の二五%となる。

比島へ輸入される米商品についてはモンウエルス時代には割当や関税によつて制限を行うことは認められていない。

第三期は比島は対米輸出品に対して輸出税を課する義務はなくなる。また両国間の貿易については関税が全額課せられることとなり、両国の特殊な貿易関係は消滅し、相互に外国と同じ待遇を行うこととなる。

例を砂糖にとれば比島独立法定当時の米関税法（一九三四年六月八日発効）によれば砂糖の輸入に対する米国の関税は一ポンド当り一・八七五セントとなつていた。（ただし、キューバ糖に対してはこれより二〇%低い税率が適用された。）比島独立法の規定によればモンウエルス期間中及びそれ以後の砂糖に関する比島の輸出税及び米国の関税は次表の通りとなる。

砂糖関税の変化

時 期	割当量以内の砂糖に対する比 島(輸出税ポンド当りセント)	割当量を超える砂糖に対する 米関税(ポンド当りセント)
コモンウェルスの最初の五カ年間	無 税	一・八七五
第六年(米関税の五%)	〇・〇九三七五	一・八七五
第七年(米関税の一〇%)	〇・一八七五	一・八七五
第八年(米関税の一五%)	〇・二八一二五	一・八七五
第九年(米関税の二〇%)	〇・三七五	一・八七五
第十年(米関税の二五%)	〇・四六八七五	一・八七五
独立後(一九四六年七月四日以後)	米関税一・八七五	一・八七五

比島独立法は比島の貨幣制度に何等の変化を生ぜしめなかつた。コモンウェルス時代には比島の通貨に影響を及ぼすような比島政府の行為は米大統領の承認を得なければ法的効力を持たなかつた。この時期の間は米大統領には比島の通貨を保護し、通貨準備に損害を与えらるゝと思われような比島政府の行動を停止する権限が与えられていた。

比島独立法の制定後間もなく、(ただし、その発効前において)米国会はジョーンズ・コステイガン法 (Jones-Costigan Act) 一九三四年歳入法及び一九三五年綱索法 (Cordage Act of 1935) を可決した。

ジョーンズ・コステイガン法は一九三四年五月九日に可決されたが、この法律によつて比島から米國に輸入される砂糖の量に絶対的制限が設けられた。即ち、この限度を超える輸入は絶対的に禁止されることになつた。(比島独立法に規定された割当量は無税輸入量を意味するのであり、関税を支払えばそれ以上の輸入も可能であつた。)

一九三四年の歳入法は一九三四年五月十日に発効したが、この法律によつて比島コブラより搾出したコ、ナツ・オイルには一ポンド当り三セントの加工税を課することとした。(もつとも、比島以外のコブラより製造したコ、ナツ・オ

イルについてはポンド当り五%セントの加工税が課せられたことより見れば比島にポンド当り二セントの特恵が与えられたこととなるが、加工税の賦課そのものは米国の油脂原料生産者に比べて比島側を不利ならしめることを免れない。この租税は比島国庫へ送金されることとなつていた。

一九三五年の綱索法は一九三五年六月十四日に発効したが、この法律によつて綱索割当量は比島独立法に定められた量の二倍即ち、六百万ポンドに増加したが、しかし、その割当の性質は無税割当より絶対的割当に変更された。

国内税に関しては比島に輸入される米国品は同様の比島生産物や外国から輸入される同様の商品に比べて不利な取扱をうけないが、特恵的な取扱もうけず、また米国に輸入される比島生産物はコブラヤコ、ナツ・オイルを除いては米国に於て特恵的な租税上の取扱も不利な取扱もうけないこととなつていた。米国で消費される比島生産物に対して徴収される米国の国内税の収入は一九〇九年の米国関税法の通過以来、比島国庫へ定期的に送金されていた。しかし、比島より米国への同様の送金は行われなかつた。

比島独立法の規定する米比貿易関係についてはいろいろの問題があつたので、一九三七年四月十四日、米比貿易関係を研究するために米国人及び比島人を含む比島問題についての共同準備委員会が創設された。同委員会は周到な分析を行つた後に、現存の立法の広汎な改正を提案した。その提案の中には毎年遞増する輸出税の代りに毎年遞減する無税割当量を課することが含まれていた。また特恵的待遇をうける過渡的期間は独立と同時に打切られることなく独立後も延長され、毎年五%づつ関税を増加することが提案された。しかしながら、米国内産業の代表者達は長期にわたつて比島生産物が米国市場で競争上有利な地位に立つことは好まなかつた。

若干の物品に対する割当や特別待遇に関する勧告の諸条項は米国議会で承認されたが、他の諸条項、特に特恵の延長

に關するものは却下された。一九三九年に独立法の改正が行われたが、重要な変更は殆どなかつた。コ、ナツ・オイルシガー、貝ボタン及び若干のタバコ製品に対しては遞増輸出税の代りに遞減無税割当制が設けられた。一九四一年になつて輸出税及び割当についての独立法の諸規定は一九四二年については停止され、一九四三年より実施されることとなつた。

一九四一年十二月、太平洋戦争が勃発し、これがため米比貿易は中断された。一九四五年二月三日、米軍はマニラに入城し、戦争は一九四五年八月に終結した。この戦争によつて比島は莫大な損害を被つた。戦災をうけた比島を復興するために米国は一九四六年比島復興法 (Philippine Rehabilitation Act of 1946) を制定し、戦災を補償し、比島の復興のために援助を行うこととなつた。比島復興法は比島がその復興について米国の援助をうけるためには米比間の貿易関係を規制する法規の制定を前提条件としていたので、比島独立の約二カ月前に當る一九四六年四月三十日に一九四六年比島貿易法 (Philippine Trade Act of 1946) (別名ヘル通商法) が制定された。

この法律は一面において比島の主権に対する重大な侵害を含み、比島の眞の独立を阻害するものとされるが、他面において比島復興のためには米国の巨額の援助が必要であることも考え合せて、比島側も不満ながらこの法律を受諾するに至つたものといえよう。

一一

一九四六年比島貿易法に基いて、一九四六年七月四日米国と比島の間に通商協定が調印された。この協定は一九四六年十月二十二日に覚書の交換によつて字句に多少の修正が施され、一九四七年一月二日に発効した。

この通商協定の正式の名称は「一九四六年七月四日にマニラで署名されたフィリピン独立後の過渡期における貿易及び関係事項に関するアメリカ合衆国とフィリピン共和国との間の協定」と称せられ、前文と十カ条の本文より成立つてゐる。(外に付属議定書及び附録がついてゐる。)(この協定は比島貿易法の行政協定 (executive agreement) の性格をもつものである。)

協定の全文は附録一に示した通りであるが、重要な点について若干説明を加えよう。

第一条 関 税

第一項において本協定発効日より一九五四年七月三日までの期間は米比両国の物品は相互に無税で輸入されることを規定した。

第二項において一九五四年七月四日より一九七四年七月三日に至る期間については両国は外国品に対する関税の五%よりはじまり、毎年五%づつ漸増する関税を賦課し、二十年後の一九七三年に至つて両国は相互に外国品に対すると等しい関税(一〇〇%)を賦課することとなる。

第三項において普通関税以外の関税については本条第一項及び第二項の規定を顧慮することなく決定されるが、このような関税については第四項の規定が適用されることが規定されている。

第四項においては両国の物品は他の外国の産品である同様の物品に比べて相互に関税上不利な取扱をうけないことが規定されている。(第五及び六項では米國品の定義に含まれない米國産品、比島品の定義) (に含まれない比島産品について第四項と同様の規定を行っている。)

第二条 割 当

第一項において砂糖、綱索、米、シガー、スクラップ・タバコ、コ、ナツ・オイル、及び貝ボタンについては絶対的割当量が設定されている。

第二項においてシガー及び貝ボタンについては無税割当量が定められている。この無税割当量は絶対的割当量を基準とし、一九五五年にはその九五%、一九五六年には九〇%というように毎年逡減し、一九七三年以降は〇%となつてゐる。

第三項においては毎年の比島割当量は一九四〇年（砂糖）又はコモンウエルス発足以前十二月（綱索）の輸出実績に依りて比島生産者に配分されることが規定されている。^(註)

第四項では割当の移転または譲渡について規定されている。

(註) このような割当方法は戦前の米国の利益を温存し、競争者の参加を阻止することによつて非能率者を保護すると非難されている。しかし、経済的に重要な問題は砂糖だけである。米、シガー、タバコに割当てられる量は比島生産高の小部分に過ぎず、また、ココナツ・オイルや綱索に対する割当はこれが加工に先立つてコブラ、アバカとして輸出される場合には無税であるから、コブラやアバカの新生産者はこれを加工せず輸出することが出来るので、新生産者に対して不利益となるものではない。

砂糖については一九四一年に比島に二万四千の砂糖栽培者と四六の工場があつた。主要な輸出者は六、七工場であつて、残りは商社が輸出を行つていた。一九四〇年における砂糖割当量の配分は四六工場と二万四千の小栽培者との間に殆ど平等に割当てられた。五万トンの精糖については八四%以上が Insular Sugar Refining Corporation（これは政府が管理している National Development Corporation によつて所有されている）によつて精製された。分密糖の生産については全割当量の半分を小栽培者に留保し、残りは sugar central を所有するプランテーションに割当てられた。

一九四九年における比島の対米輸出品を分類すれば、三二%は割当制下の物品（粗糖、ココナツ・オイル）、四四%は無税品（コブラ、アバカ）、一九%は割当制はないが、一九五四年より逡増的関税を賦課せられる物品（乾燥ココナツ、刺繻、バインアップル罐詰）となつていた。^(註)

(註) 比島経済調査団報告三八頁

第三条 制限の賦課

米比通商協定の研究

第一項において一九四八年一月一日以降一九七四年七月三日までの期間は米国大統領が比島品が米国品と競争状態に入っているかまたは入るおそれありと認めた場合、またはさきに定められた割当量を超えて輸入されていると認めた場合には米国は新しく割当量を設定することが出来ることを規定した。^(註)

第二項においては米国大統領は割当量の配分の基準を示さねばならないことを規定している。(これは比島の自主性を損うものと非難された。)

(註) この規定は改訂協定では双方向的なものに改められ、また制限賦課の条件として通貨準備の減少の場合が加えられた。

第四條 内 税

第一及び二項において米比兩國は自国産品又は他の外国産品に対して賦課せられる以上の国内税を相手国の産品に賦課しないことが規定されている。(ただし本項は、米国が輸入マーガリン、或種のバター、チーズに賦課する租税については適用されない。)

第三項において兩國は相手国への輸出品に対して輸出税を賦課しないことを規定している。^(註)

(註) この規定は改訂された通商協定においては削除されている。

第四項において兩國政府の公的使用に供する物品については兩國は加工税その他の国内税を賦課しないことが規定されている。

第五項では未調整のマニラ麻については米国で加工税またはその他の国内税が賦課されないことが規定されている。

第六項では米国は比島コブラより生産されたココナツ・オイルについてはポンド当り二セントの特恵を減少せしめないこと、ただし、コブラまたはココナツ・オイルの充分な供給が得られないと米国大統領が認定したときはポンド当り

二セントの特恵を停止することが出来ることを規定している。

第五條 為替平価^(註)

第五條では米國大統領の同意がある場合を除いて米ドルとの關係において比島通貨の價值の不變が規定されている。また比島ペソの米ドルへの交換性が停止されてはならないこと及び比島から米國への資金の移轉について制限を賦課しないことが規定されている。

(註) 本條は改訂協定では全文が削除された。本條は比島への米國投資家の利益を保護する目的をもつて設けられたが、為替平価は兩國の物價變動その他の要因によつて變更されざるを得ない事態も生じるから、米國大統領が比島の国内的事情によつて生じるペソ平価の變更について形式的な承認を与えるような規定を設けることは適當でない。また比島は國際通貨基金に加入して居り、國際通貨基金と協議することなしにペソの平価を變更し得ず、また一〇%以上の變更は基金の同意を要するから、ペソ貨の安定についての米國の利益は保護されると見てよい。従つてこの條文は必要でない。(この点については比島經濟調查團報告八八頁参照)

實際問題としては米國の同意の下に比島の為替相場に實質的な變更を生ぜしめる為替稅の設定が行われた。即ち、一九五一年三月二十九日より一九五五年十二月三十一日まで必需品(即ち食糧、藥品及び農業機械など)の輸入以外の目的のための外國為替の売却については一七%の課稅が行われた。改訂協定に従つて一九五六年一月一日以降は為替稅は暫定特別輸入稅に變更された。為替稅を免除されていた物品については一七%の特別輸入稅も免除されている。

第六條 移民^(註)

第一項は一九三一年十一月三十日に終る四十二カ月の期間中に三カ年間引續いて比島に居住した米國市民及び米國に居住した比島市民が居住を再開する目的で一九四六年七月四日より五一年七月三日までの期間に以前の居住地に復歸するときは移民法上、割当外移民と看做されることを規定している。

第二項では一九四六年乃至五一年の期間に毎年千二百名の米國人が入國を許可され、その各人は比島に五カ年間滯留する權利を有することが規定されている。

(註) 第六條は改訂協定では全部削除された。

第七條 市民の権利

第一項は比島の公有に属する天然資源の開発並びに公共事業の運営が何人かに開放されるならば米国民に対し、または米国民によつて所有若しくは支配されている企業に対して開放されねばならないことを規定したものであつて、比島憲法改正ともからむ最も重大な条項である。^(註1)

^(註1) 一九四七年三月十一日に行われた国民投票の結果、比島憲法の改正は実現された。

第二項において第一項が法律として効力を発生するために比島憲法の改正を行うことが規定されている。^(註2)

(註1) 本規定は米国民をして比島市民と同一の基礎において比島資源の開発に参加することをみとめることとしたものである。これに賛成する人々はこれによつて比島に対する米国の高水準の投資を誘致し、比島の経済的發展を促進するであろうと主張するが、反対する人々は比島の経済開発が米國産業へ原料を供給する部面に主として行われ、比島の工業化への投資は行われまいであろう。また比島自身が経済開発を行う場合のために保存しておくべき天然資源が涸渇するおそれがあると主張して譲らない。

改訂された協定では米比両國が相互に平等の立場で兩國の天然資源の開発に参加することがみとめられたが、實際問題としては比島が米國資源の開発に参加することは稀であるから、改訂協定は形式的に相互主義を表明しただけといえよう。

(註2) 比島憲法第十二章天然資源の保存及利用

比島の公有に属する一切の農業地、森林、鉱業用地、水、諸鉱物、石炭、石油及びその他の鉱油、電力及一切の動力並びにその他の資源は國家に属し、その処分、採取、開発及び利用は比島市民又は比島市民により資本の六〇%以上を所有せられる会社又は組合に限られる。(以下略)

第八條 協定の効力

第一項において本協定が効力を発するとき、米國に義務を課する本協定の諸規定は、その際に米國の法律として有効であるならば協定の有効期間中は米國の法律として効力を存続するが、米國の法律として有効でないならば、効力を発生し、協定の有効期間中は米國の法律として持続的に有効であること、また比島は本協定のうち比島に義務を課する諸規定を本協定有効期間中は比島の法律として効力を発生せしめることを規定している。

第二項では第一項にのべられた米比両国の法律をそれぞれ補充するに必要な法律を速かに制定することを規定している。

比島は第二条第三項及び第四項に規定された基準に従つて割当量の配分、移転及び譲渡を有効ならしめるに必要な法律を制定、発効せしめねばならないことが規定されている。

第三項においては比島は米国の一九四六年の比島復興法による戦災補償の件につき米国を援助することを同意することが規定されている。^(註)

(註) 改訂協定では第一、二項の規定は一部修正削除されたが、第三項の規定は全部削除された。

第九条 協 議

米比両国は本協定の解釈または適用について生じる疑義に関しては相互に協議することが規定されている。^(註)

(註) 改訂協定では協定終了を予期して生じるであろう共同の問題に関して一九七一年七月一日以前に協議することが付加された。

第十条 存 続 期 間

第一項においては本協定の発効の時期について規定している。即ち、本協定が米国大統領及び比島大統領によつて公布されれば、公布の日の翌日より効力を発生することとなつている。

第二項においては本協定の終了について規定している。本協定は一九七四年七月三日以後は効力を失ふこととなつているが、五カ年を下らない予告期間をおけば文書による通告によつていつでも終了することとなつている。また米比両国の大統領は本協定に規定された権利や義務に違反する行動があると認定したときは本協定は六カ月を下らない予告期間をもつて終了することが出来る。

第三項においては比島の憲法改正が相当の期間後も行われないと米大統領が決定したときは大統領はこれを布告し、布告の日以後は本協定は効力を失うことが規定されている。

第四項では米大統領は比島大統領と協議の後、比島側に於て米国民または米国企業に対して差別待遇をすると認め、かつこれを布告するならば、米大統領は本協定の全部又は一部の効力を停止する権利を有する。ただし、その後このような差別待遇が中止されたときは効力停止は終了するが、相当な期間を経ても中止されなるときは米大統領は六カ月を下らない予告期間をもつ文書による通告によつて本協定を終了する権利があることを規定している。

(註) 改訂協定では第一項及び第三項は削除され、第四項は新第七条に併合されている。

三

予定された八カ年間の自由貿易期間が残り少くなり、関税が賦課せられる予定の時期である一九五四年七月が近づくにつれて、比島貿易法(乃至はこれにもとづく米比通商協定)に対する不満が増大した。^(註)(もともと比島側は本法乃至本協定に対して満足していなかつたが、比島復興法の下に比島再建のために米国より与えられる多額の援助を期待して、しづしづ承諾したことは既述の通りである。)

(註) 例えば協定第一条の相互的自由貿易の規定は比島が保護政策を実行する権利を否定するものであり、第五条のペソの平価不変更の規定は比島の主権の侵害であるなどの点が指摘された。

その結果、米比合同委員会が任命され、新しい立法を勧告することとなつた。

一九五四年七月、米大統領は自由貿易期間を一九五四年七月四日より、一九五五年十二月三十一日まで延長することを布告した。「一九四六年の比島貿易法」は一九五五年八月一日の法律によつて改訂米比通商協定が効力を有する間

は停止されることとなった。(United States Code Annotated, Title 22 参照)

改訂米比通商協定、所謂 Laurel-Langley 協定は一九五五年九月六日、ワシントンで調印され、一九五六年一月一日に発効した。(その全文は附録二に掲出した)(比島経済調査団の報告では友好通商航海条約の締結が勸告)
(されたが、条約は締結されず通商協定の改訂が行われた。)

旧協定の条項で修正又は削除された点は次の通りである。(Final Act of Negotiations relative to Revision of the 1946 Trade Agreement between the United States of America and the Republic of the Philippines, signed at Washington December 15, 参照)

第一条

1、第一項の一九五四年七月三日とあるのを一九五五年十二月三十一日と訂正する。

2、第二項を修正し、一九五六年一月一日より一九七四年七月三日まで米國よりの輸入品に対する比島関税の適用を加速度 (acceleration) 的にし、比島よりの輸入品に対する米國の関税の適用を減速度 (deceleration) 的にする。

一九七四年七月四日以後は特惠を完全に廃止するものとする。

3、比島政府は本条規定の関税の他に現在実施されている為替税(註)に代えて輸入税を課する権限を与えられた。この輸入税は暫定的であり、且つ遞減的であるが、その最初の水準は現在の為替税より高いものではない。

(註) 比島は一九五二年三月より必需品の輸入の場合を除き全ての為替売却に対して一七%の為替税を賦課していた。為替税は貿易外取引についても適用されたが、この廃止によつて投資利潤の対米送金が以前より有利となり、米國資本の導入に多少役立つこととならう。

第二条

1、第一項を修正し、米を削除し、シガー、スクラップ・タバコ、ココナツ・オイル、及び貝ボタンについて絶対割当の規定を削除した。

2、第二項を修正し、シガー、スクラップ・タバコ、ココナツ・オイル及び貝ボタンについては遞減的な無税割当量

を規定する。

関税割当をうける物品については今後は絶対割当を行わない。

3、割当量の配分については第三項及び第四項を削除する。

第三条、第三条は新しい量的制限を賦課する権限を相互的なものとし、国際收支上の理由で量的制限を適用することを規定した。

第四条

1、米国の対比輸出品または比島の対米輸出品に対する輸出税の賦課を禁止する第三項の規定を削除する。

2、第四、五及び六項を第三、四、五項と改める。

第五条

1、通貨及び為替に関する旧第五条を全部削除する。

2、移民に関する旧第六条を全部削除する。

3、新しい条文を第五条として挿入し、比島共和国が両国の外国人に対する条約商人の地位 (treaty merchant status) の確立に関するアメリカ合衆国第八十三議会の公法第四一九号を実行することを規定する。

第六条

1、旧第七条を改訂し、締約国のいずれもが他の一方に対して与える権利の相互化を規定する。

2、旧第七条を第六条と改める。

第七条

1、旧第七条は改訂されて第六条となる。

2、新第七条は締約国のいずれか一方によつて他の一方の市民または企業が事業活動に従事することに関して相互的な無差別待遇を規定する。

第八条

1、旧第八条は改訂されて第九条と改められる。

2、安全保障については例外を設けることとし、これについて新しい条文を挿入した。

第九条

1、旧第八条を改訂し、第一項の最後の節を削除する。第二項については比島品に対する米国の割当量の比島における配分に関する部分を削除するが、第一文だけは残す。第三項については全文を削除する。

2、旧第八条を第九条と改める。

第十条

1、旧第九条を改訂し、協定の終了を予期して生ずるであろう共同の問題に関して、おそくとも一九七一年七月一日以前に協議する規定を付加する。

2、旧第九条を第十条と改める。

第十一条

1、旧第十条を改訂し、第一及び三項は陳腐のため削除、第四項はその本質的なものが一部分新第七条に合併されている。

2、旧第十条を第十一条と改める。

改訂された米比通商協定の各条についてその内容を逐次検討して行くこととする。

第一条 関 税

第一項及び第二項では関税の賦課徴収について規定し、比島が米国品に対して賦課する関税はその上昇の割合が高いのに反して、米国が比島品に対して課する関税はその上昇の割合が比較的緩慢であることが両者を同一割合とした旧協定と異っている。これを表示すれば次の通りである。

一九五六―五八	五%	比島が米国品に対して賦課する 関税の割合(普通関税に対する%)	二五%
一九五九―六一	一〇%	米国が比島品に対して賦課する 関税の割合(普通関税に対する%)	五〇%
一九六二―六四	二〇%		七五%
一九六五―六七	四〇%		九〇%
一九六八―七〇	六〇%		九〇%
一九七一―七三	八〇%		九〇%
一九七四	一〇〇%		一〇〇%

第三項では普通関税以外の関税は第一項及び第二項の規定にかかわらず決定されるが、第四項の規定には従わねばならない。

第四、五、及び六項では諸外国よりの輸入品と比べて相互に不利とならないような待遇を規定している。

第七項では比島が現在賦課している外国為替販売税の代りに暫定特別輸入税を賦課することが規定されている。この特別輸入税は年々一定の割合(附表に示される)で遞減することとなっているが、米国品に課せられた比島の関税収入

及び特別輸入税収入の合計が一九五五曆年に米国品に課せられた為替税収入よりも低いときは次の曆年については特別輸入税の低減をする必要はないことが定められている。

第二条 割 当

第一項において絶対的割当量を規定された物品として（砂糖九五二千ショート・トン、ただし、そのうち精糖は五六千ショート・トン）及び綱索（六百万ポンド）が挙げられている。砂糖については将来米国議会の承認を得れば割当増加が行われることが規定されているが、この点が旧協定と異つてゐる。

第二条第二項では毎年遞減する無税割当量を規定された物品としてシガー、（基準となる無税割当量二億本）スクラップ・タバコ及び葉巻タバコの中身につめるタバコ（同じく六百五十万ポンド）、コ、ナツ・オイル（同じく二〇万ロンダ・トン）、貝ボタン（同じく八十五万グロス）となつてゐる。（この場合の基準割当量は旧協定の如き絶対的割当量ではない。）

無税割当量は一九五六—五八年については前記基準量の九五%であるが、その後遞減して一九七一—七三年には二〇%となり、一九七四年一月一日以降には〇%となる。即ち、輸入全量に対して有税となる。

無税割当量と絶対割当量との差違は前者は関税を支払えば無税割当量を超えても輸入されるが、後者は一定限度の絶対量以上は関税を支払つても輸入が許されない。従つて米国の需要が将来増加しても一定の絶対量以上の輸出は行われないこととなり、比島にとつて不利である。ただし、砂糖については前述の如く、米国議会の承認を得れば絶対的割当量が引上げられることが可能となつた。

第三条 制限の賦課

第一項において第二条または第三条第二項に別段の規定がある場合以外はいづれの締約国も他の一方の国よりの輸入

又はその国への輸出について制限又は禁止を行つてはならないことが規定されている。ただし、全ゆる第三国よりの輸入又は第三国への輸出が同じように制限、禁止されている場合は別である。

締約国の一方が他方の国が重大な利害關係を有する物品の輸出入に量的制限を行つたり、または第三国に割当を行えば、他方の国に対しても従来の代表的な期間の実績に比例した割前を与えねばならない。

第二項（a）は割当を新に設定し得る場合を示している。これは旧協定では米国のみが設定し得たのであるが、新協定では相互に設定し得ることとなつてゐる。その場合といふのは（1）特惠的待遇の結果として他の一方の国の物品の輸入が増大し、国内の同様の、又は直接に競争的な物品に重大な損害を惹起しまたは惹起するおそれがある場合、（2）通貨準備が減少の危機にある場合がこれである。

第二項（b）では国内産業保護のために割当を設定するときはその割当量は割当発効に先立つ十二カ月間に消費のために輸入又は倉庫より出荷せられた数量より、割当の実施せられる十二カ月間に国内生産が増加するであろうと大統領が認定する数量を差引いた量よりも少い量であつてはならないとされている。

第二項（c）では最低貿易量の確保を規定している。また商業見本の輸入を妨げたり、特許、商標、版權またはこれと同様な手続に従ふことを妨げるような制限を行わないことが約束されている。

第二項（d）では本項に従つて設定された割当は短期間に有効であつてこれを賦課する目的を達成するに必要な期間を超えて長期間にわたつて効力を存続させてはならないことが規定されている。

第三項では本条の規定に従つて割当などを行う国は他方の国に対して出来るだけ速かに予め通告を行い、その予定行動に関して協議する機会を与えねばならない。ただし、この協議の権利は割当の設定が有効となるためには他の一方の

国の同意が必要であるという意味ではないことが諒解されている。

第四条 国内税

第一項では比島に輸入される米国品またはこの米国品より製造される物品については (a) 比島産品である同様の物品に賦課せられる以上の国内税を徴収しないこと、若しこのような国内税が無税であるならば同様に無税であること、(b) 他の外国の産品である同様の物品に関して賦課せられる以上の国内税を徴収しないこと、若しかかる国内税が無税であれば同様に無税であることが規定されている。

ただし、比島産品である物品又はその生産に使用される原料について賦課せられている国内税と均衡をとるために外国産品に国内税が課せられている場合には米国品に対して賦課せられる国内税が、第四条第一項 (b) によつて許容されている金額を超過しないならばこのような国内税の徴収は本項第一文の違反とはならない。

第二項では比島産品について第一項と同様な内容の規定が設けられている。

しかしながら、外国より輸入されるマーガリンについては輸入税の他にポンド当り一五セント、adulterated butter についてはポンド当り一五セント、filled cheese についてはポンド当り八セントの国内収入税が賦課せられることとなつて居り、この国内収入税については第二項の規定は適用されない。

第三項では米比両国政府の公的機関の使用に供するために輸入される物品については加工税その他の国内税は賦課、徴収されないことが規定されている。

第四項では未仕上のマニラ麻繊維については米国で加工税又はその他の国内税が賦課徴収されてはならないことが規定されている。

第五項では米国は比島産コブラより生産されるココナツ・オイルについてはポンド当り二セントの特恵を設けているが、この特恵を減少せしめないことが規定されている。即ち、米国ではココナツ・オイル、パームオイルなどにはポンド当り三セントの加工税が課せられるが、その上に更にポンド当り二セントの追加加工税が課せられている。しかし、この追加加工税は比島産のコブラより製造されるココナツ・オイルには免ぜられている。ただし、米国大統領は比島大統領と協議の上、比島産のコブラやココナツ・オイルが充分に供給されないと認定したときはポンド当り二セントの追加加工税を停止することが出来る。この点は旧協定と同じである。

第五条 立法の実行

フィリピン共和国は本協定の改訂が効力を発生するに先立ち、または効力が発生するときに、米国議会が公法第四一九号として比島貿易業者の入国を容易ならしめるために制定した法律と同様の法律を制定且つ実施するために必要な立法的並びに行政的措置をとらねばならないことを規定した。

第六条 市民の権利

第一項では両国の公有に属する天然資源の開発利用及び公共事業の運営は若し何人かに開放されるならば他の一方の締約国の市民に対して開放され、または上記市民の所有または支配している全ゆる形態の企業に対して開放されねばならない。その時には上記の権利を許与する締約国の市民またはその市民の所有または支配する法人または団体に対する同一の方法及び同一の条件の下に開放されねばならないことが規定されている。旧協定第七条では比島資源の開発、公共事業の運営について米国人にのみまとめられた権利が、新協定では相互的になつたことが大きな改正である。

第二項では右の諸権利の行使方法について規定している。

比島市民の場合には米国の法律または米国の一州の法律にもとづいて組織された法人を媒介として行使する。米国市民の場合においては比島の法律にもとづいて組織され、少くともその資本の六〇%が米国市民によつて所有、支配されている法人を媒介として行使される。しかしながらこの規定は私有地に関しては適用されない。

また自国民の定住者に対しては各国は特に有利な条件でその公有地を処分する権利が留保されている。

両国はまた外国人が漁業に従事することが出来る範囲、通信、水上、航空輸送事業に従事する範囲を制限する権利を留保している。

米国は外国人が米国の海外領土で土地を所有する範囲を制限する権利を留保する。しかし、比島はこれらの海外領土の居住者である米国民に対しては自国民が米国の海外領土で許与されている権利と同一の権利を与える。

本項によつて規定された権利は他の一方の締約国の市民または市民によつて所有または支配されている法人の既得権を侵害するために行使されてはならない。

第三項では米国の諸州と比島との関係についてのべている。

まず、米国は米国の諸州が比島市民または法人が本項に規定した活動に従事する範囲を制限する権利を留保することを規定する。

比島は比島市民またはその所有若しくは支配する法人に対して差別的な取扱をする米国の州の市民またはその市民が資本の六〇%を所有する法人に対しては本条に明記された権利を与えることを拒否する。(ただし既得権には影響しない)

米国のいづれかの州が比島市民またはその所有、支配する法人に対して、制限賦課の当時に米国の州において従事し

ていた活動に引続いて従事する権利を拒否するような制限を課した場合にはフィリピン共和国は上記の州の市民またはその所有、支配する法人に対して同様の制限を設けることが出来る。

第七条 事業活動に従事する権利

第一項においては米比両国は両国の市民またはその所有、支配する法人が事業活動を行うことについては相互に差別的待遇を行わないことに同意する。

自国の領土内で外国人が事業活動を行うことに関して内国民待遇を与えられる範囲に対して課せられた新制限は、新制限が課せられるとき既にその土地で事業活動に従事している他方の国の市民の所有支配する企業には適用されない。

またこの新制限は比島市民またはその所有、支配する法人に対して同様な制限を課していない米国の州の市民またはその所有、支配する法人に対しては適用されない。

第二項においては米国は米国の若干の州が比島市民またはその所有、支配する法人が何らかの経済活動を営む範囲を制限する権利を留保する。また比島は比島市民またはその所有、支配する法人に対して同様の権利を拒否するような諸州の市民、またはその市民が資本金の六〇%以上を支配する法人に対して事業活動を営む権利を拒否する権能を留保する。比島によるこの留保の実行は既得権に影響を及ぼさない。ただし、米国の州が比島市民またはその所有、支配する法人に対して、制限が課せられた当時においてその州で営んでいた事業活動を引き続いて営む権利を拒否するような制限を設ける場合には比島はその州の市民またはその市民の所有、支配する法人に対して同様の制限を適用する自由を有する。

第八条 協定の解釈

第八条は協定の文の解釈について規定している。即ち、安全保障上、不利な情報の供給は要求されないし、安全保障上必要な行動をとることは妨げられない。

その行動というものは、(a) 核分裂物質またはその原料に関するもの、(b) 武器、弾薬、軍需品、軍事施設に供給する物資の輸送に関するもの、(c) 戦時または緊急事態に於てとられるものである。両国はまた国際連合憲章に従つて国際平和と安全保障の維持のためにその義務を遂行する行動をとることを妨げられない。

第九条 協定の効力

第一項では本協定発効の際または本協定の改訂が発効の際に米国に義務を課する諸規定は、(a) 協定発効の際、米国の法律として有効であるならば協定の有効期間中は米国の法律として効力を存続する。また(b) 協定発効の際に米国の法律として有効でないならば効力を発生し、協定の有効期間中、米国の法律として継続的に有効であることが規定されている。

比島は本協定の有効期間中は本協定のうち、比島に義務を課する諸規定を比島の法律としてその効力を存続せしめることが定められている。

第二項においては第一項にのべられた米比両国の法律をそれぞれ補足するに必要な法律また米比両国に義務を課する法律の規定及び本協定の規定を実施するに必要な法律を速かに制定し、本協定の有効期間中その効力を存続せしめねばならないことが規定されている。

第十条 協 議

第十条では本協定の解釈や適用について疑義を生じたときは相互に協議することが、同意されている。

また米比両国はおそくとも一九七一年七月一日までに本協定の終了の結果として生じるであろう共同の問題に関して相互に協議することを同意している。

第十一条 存続期間

第十一条は本協定の存続期間についてのべている。即ち、第一項では本協定は一九七四年七月三日以後は効力を有しない。ただし、米比両国は五カ年を下らない文書による予告を行うことによつて何時でも本協定を終了することが出来る。

若し米大統領又は比島大統領が他の一方の国が本協定に規定された権利、義務に違反する行動をとつたと決定し、これを公布すれば協定は、六カ月を下らない文書による予告によつて終了する。

第二項では一九五五年に米國議會及び比島議會によつて授權された本協定の改訂は一九五六年一月一日に発効するものとするを規定している。

四

改訂協定は旧協定に比べて著しく相互的となり、比島側にとつて不平等な点が是正されたことは否定し得ない。しかしながら、この協定が比島の貿易構造の改善にどの程度の寄与をなし得るかは疑わしい。

比島の貿易は多いときで八割程度、最近でも六割程度が対米貿易であり、これは長年にわたる米比自由貿易の結果生じたものであるが、過度の対米依存は米國市場に不況が襲来した場合は勿論であるが、たとえ不況が来なくても将来特惠的地位が失われるときには大打撃をうけることは必然であるから、市場の分散をはかることが必要である。

いま比島貿易の市場別構成の変化を示すと次表の通りとなる。(第一表参照) 即ち、スペイン領時代は比島の貿易市場は英領インド、英国、米国、スペインの順であつたが、米国占領初期になつて米国が首位に立ち、僅かの差で英国がこれについていた。日本との貿易も漸く増加しようとしている。米比自由貿易が始まると対米貿易の比重は急激に増大し、六割を超え他の諸国を引離し、第二位の日本は約八%、第三位の英国は約七%を示すに過ぎなかつた。更に自由貿易時代の後期に入ると対米貿易は七割を突破した。第二位の日本は約七%、第三位の英国は約四%を示した。この状態はコモンウェルスの時代になつても変わらず、戦後も依然として続いている。ただし、最近に至つて対米貿易の比重は幾分低下の傾向があり、一九五五年には一九一六—二五年頃と大体同じ水準を示している。日本の比島貿易に占める割合は近年目ざましく増加し、一九五五年の比率は戦前、戦後を通じて最高である。

次に比島の重要輸出品が全輸出額に占める割合及び対米輸出に振向けられる割合を示せば次表の通りである。(第二表参照)

即ち、十大輸出品の占める割合は九割に近く、特にコブラ、砂糖、アバカ、木材の四品目だけで七割以上を占めている。

対米依存度の高い商品は砂糖、乾燥ココナツ、ココナツ・オイル、パインアップル罐詰、クローム鋳などである。対米輸出割合の低い品目は鉄鉱石、木材、銅選鉱などであつて、これらは主として日本へ輸出せられ、その対日輸出割合はそれぞれ木材七一%、鉄鉱石九九%、銅選鉱九六%となつている。また、コブラやアバカの対米依存度は高くも低くもない中位にあるが、コブラは米国についてオランダ(二三%)、コロンビヤ(八%)、ドイツ(六%)、スウェーデン(四%)などに輸出されているが対日輸出は僅少(〇・五%)である。アバカは米国について日本(二八%)、英国(一五%)、ド

1. 比島貿易の市場構成の推移 (%)
(金銀を除く)

	1880-89 (スペイン) (領)	1899-1908 (米国占領 初期)	1916-25 (自由貿易 初期)	1926-35 (自由貿易 後期)	1936-40 (コモンウェ ルス時代)	1948 (戦 後)	1955 (戦 後)
英領印度*	27.3	4.5	1.4	1.9	1.1	0.7	0.3
英 国	27.1	23.5	6.9	3.8	2.7	1.0	1.8
米 国	22.6	23.7	62.8	71.4	72.9	76.5	62.6
スペイン	9.8	5.9	2.1	2.0	0.5	—	0.3
中 国	6.1	12.0	4.4	3.1	1.6	2.8	0.2
仏 印	2.7	8.2	2.7	0.8	0.6	0.1	0.1
ド イ ツ	2.1	3.4	1.1	2.5	1.8	—	2.2
フ ラ ン ス	0.9	6.0	1.5	1.3	0.9	1.8	0.5
豪 州	0.4	2.8	1.7	1.9	1.1	—	0.5
日 本	0.1	2.9	7.8	6.8	7.9	1.9	10.5
そ の 他	1.0	7.1	7.6	4.5	9.0	15.2	21.0

米比
通商
協定
の
研
究

(資料) Jenkins, American Policy toward the Philippines, 1953, p171

1955年は比島中央銀行統計時報 (1956年9月号) より算出

* 戦後はビルマ・パキスタンを含む

2. 比島十大輸出品の全輸出額に占める
割合及びその対米輸出の割合 (%)
(1955)

	輸出総額に 占める割合	対米輸出に向 けられる割合
1. コ プ ラ	29.6	38.0
2. 砂 糖	26.8	98.0
3. ア バ カ	7.0	31.3
4. 木 材	10.3	18.5
5. 乾 燥 コ コ ナ ツ	3.2	99.9
6. ココナツ・オイル	4.0	94.0
7. 鉄 鉱 石	2.5	—
8. パインアップル罐詰	1.5	99.7
9. ク ロ ー ム 鉱	2.5	89.3
10. 銅 選 鉱	1.3	4.0
(1~10) 合計又は平均	88.7	41.2

(資料) 比島中央銀行統計時報 (1956年9月号) より算出

イツ（五％）に輸出されている。

このうち、乾燥ココナツやパインアップルの罐詰は割当制はないが、一九五六年より逓増的関税を賦課せられるから、対米輸出は減少するおそれがある。ココナツ・オイルは逓減無税割当制下にあるが、輸出量は一九五五年で約七万メートル・トンで、基準無税割当量は二〇万ロング・トン（約二〇万三千二百メートル・トン）であるから当分は関税賦課の影響はない。砂糖は絶対的割当制下であり、最近はその最高限度まで到達しているので、これ以上の対米輸出増加は望まれないが、国際砂糖協定で二万五千トンの基準割当量を割当てられ、他にバター用として二万五千トンが認められているから、今後はこれを利用せねばならないであろう。コプラ、アバカ、木材、鉱石などは米国へ無税で輸入されているから米関税賦課の影響はない。従つて関税の影響を比較的多く被るのは乾燥ココナツ、パインアップル罐詰などであろう。しかしこれらは金額的にも少いから、対米輸出は依然として支配的であろう。

次に比島の輸入商品構成を見ると、多種多様の工業製品が輸入されている。これら輸入品の総輸入額に占める割合及び対米輸入の割合を見れば次表の通りである。（第三表参照）

輸入割合は繊維品、鉱物燃料、機械類、卑金属、穀物類などが高いが、輸出の商品構成のように少数品目への集中の程度は少い。

対米輸入割合の高い商品は繊維品、機械類、輸送設備、酪農品、金属製品、紙及び紙製品、電気機械などであり、対米輸入割合の低い商品は鉱物燃料、穀物及び同製品、卑金属などである。鉱物燃料は主としてインドネシヤ、マレー、サウディアラビアより輸入され、穀物及び同製品についてはカナダよりの輸入が大きな割合を占めている。

対日輸入割合の比較的高いものは卑金属（三五％）、金属製品（一〇・七％）、機械類（電気機械を除く）（七・五％）と

なつてゐる。他の品目は纖維品（三・四％）、輸送設備（三・五％）電気機械（三・五％）紙及び紙製品（〇・七％）となつてゐる。日本よりの輸入比率は米国に比し少いが、順位で米国につぐものは卑金屬、纖維品、輸送設備であり、機械類は米、英につき、電気機械では米、独に次いでゐる。紙及び紙製品では、米、カナダ、ドイツ、英国、フランスについて第六位にある。

比島の輸入品中米国品が圧倒的に優位を占めてゐるのは、米比自由貿易乃至は特惠貿易に負うところが大であるが、遞増的な関税賦課や暫定特別輸入税がどの程度の米国品の進出抑制の効果をあげるかは疑わしい。特に米国品が比島の所謂エッセンシャル・グッズである場合には対米輸入は依然として大きな比重を占めるであらう。

日本が比較的国際競争力が強いとされてゐる纖維品がこのように低率であるのは関税その他の差別待遇によるものであるから、対米関税が遞増するに従つて日本品の輸入割合も増加するであらう。しかしながら、一方、纖維品は比島において自給化を試みるであらうから、その点も考慮すると樂觀は許されない。

以上の諸点を検討すると米国以外の諸国と比島との貿易の拡大は極めて徐々にしか起らないように思われる。

次に問題となるのは比島の貿易収支である。比島は戦前は出超を常としたが、戦後は入超をつづけている。比島中央銀行の統計によると戦後十カ年間の貿易収支は次表の通りである。（第四表参照）

第四表によれば一九四六年より四九年までは入超額が著しかったが、一九四九年に輸入統制及び替管理が実施されて入超は減少した。一九四六―四九年における入超は年平均五三九百万ペソに達したが、一九五〇―五五年における入超は年平均一三六百万ペソと約四分の一に減少した。この巨額の入超尻は米国の支出によつて補填され、一九四五以来一九四九年までの米国政府の支出は約十四億ドル（戦災補償三〇二百万ドル、退役軍人支給金一一三百万ドル、軍機関

3. 比島十大輸入品の全輸入額に占める割合
及び対米輸入割合(%)
(1955年)

	輸入総額に占める割合	対米輸入の占める割合
1. 織 維 品	15.5	79.1
2. 鉱 物 燃 料	9.8	18.2
3. 機 械 類 (電気機械を除く)	9.5	74.7
4. 卑 金 属	7.0	40.6
5. 輸 送 設 備	5.5	89.0
6. 酪 農 品	5.2	70.0
7. 穀 物 及 び 同 製 品	6.7	30.2
8. 金 属 製 品	3.3	65.2
9. 紙 及 び 紙 製 品	3.4	86.3
10. 電 気 機 械	4.0	86.7
(1~10) 合計又は平均	70.0	42.4

(資料) 比島中央銀行統計時報 (1956年9月) より算出

4. 比島の貿易収支(百万ペソ)

	輸 入	輸 出	差 額
1946	591.7	128.4	-463.3
1947	1,022.7	529.1	-493.6
1948	1,170.2	635.5	-534.7
1949	1,172.8	507.5	-665.3
1950	684.9	674.3	-10.3
1951	980.0	871.0	-109.0
1952	846.1	703.8	-142.3
1953	914.0	807.6	-106.4
1954	965.3	810.3	-155.0
1955	1,095.2	801.3	-293.9
1955. 1~9	795.8	613.4	-182.4
1956. 1~9	746.0	667.0	-79.0

(資料) 前表に同じ

四二八百万ドル、復興金融会社六〇百万ドルその他九五百万ドル) (この期間の入超額は約十三億九千万ドル) に達した。(比島経済調査団報告) その後も入超額は米国政府の支出(年間一億二千万ドル乃至一億三千万ドル、そのうち軍事費約五千万ドル) によつて補填されている。(米国外交問題委員会中東、東南アジア、西太平洋特別研究使節団報告) 終戦直後は復興のため、または戦時中の蓄積された消費需要の充足のため、国内生産の未回復のためなどの理由で輸入も増大したが、戦後相当の期間が経過し、比島経済も回復して来たにもかかわらず、貿易収支は依然として赤字つきである。(もつとも、一九五六年一—九月の入超尻は七千九百万ペンで前年同期の一億八千二百万ペンに比して半ば以下に減少した。これは一九五六年一月より米国品に対する関税賦課もその一因をなすものと見られるが、今暫く成行を見る必要がある。)

比島が慢性的入超をつづけているのは比島の物価が相対的に高いからであるという意見が有力である。(例えば戦前一九三七年に比べて比島の生計費の上昇率は一九五五年において三・七七倍、米国の生計費の上昇率は一・八五倍となつている。然るに為替レートは戦前も戦後も変わらず一ドル \parallel 二・九ペンと述べられている。) 従つてペンの平価の調整が考慮されねばならぬが、「健全ペン」を維持すべきであるという意見と「ペンの平価切下」を断行すべきであるという意見とが対立している。改訂協定ではペンの平価不変更の規定は除かれているから、種々の条件を勘考して平価切下を断行することも可能であるが、政府はあくまでペンの平価維持を建前として、平価切下は考慮していかないようである。

最後に改訂協定は比島の念願とする工業化の促進についての程度の効果があるかを検討しよう。

比島生産物が米国市場で特恵的な地位が与えられていることは比島の農業中心的な産業構造を永久化し、また、綱索

やココナツ・オイルなど農産物加工品の輸出には制限を設ける一方、アバカやコプラは無税で米國に輸入されることは比島における加工産業の發達を阻害する傾向がある。

一方、良質廉価な米國品が特惠的な地位を利用して比島市場に進出するときは比島人の米國品選好の傾向より見ても比島における工業化の進展は極めて困難であろう。改訂協定では米國品に対して遞増的な関税を規定しているが、この程度の関税増加では工業化促進の効果は少いものと見られている。

要するに種々の点から見て、比島の貿易構造は改訂協定の実施によつて急に變化することはなく、効果があらわれるには相当の時間を必要とするであらう。

主要参考文献

外務省条約局編

AGREEMENT BETWEEN THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES CONCERNING TRADE AND RELATED MATTERS DURING A TRANSITIONAL PERIOD FOLLOWING THE INSTITUTION OF PHILIPPINE INDEPENDENCE

(Collection des Traités, Collection XXVIII, No.7.) Le 25 janvier 1950.

AGREEMENT BETWEEN THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES CONCERNING TRADE AND RELATED MATTERS DURING A TRANSITIONAL PERIOD FOLLOWING THE INSTITUTION OF PHILIPPINE INDEPENDENCE, SIGNED AT MANILA ON JULY 4, 1946, AS REVISED

(Collection des Traités, 1956. — XXXIV No. 52) Septembre, 1956.

Jenkins, S., American Economic Policy toward the Philippines, New York, 1953.

Absarde, P. E., American Tariff Policy toward the Philippines, 1898-1946, New York, 1948.

United States Tariff Commission, United States-Philippine Trade, Washington, 1937.

Hawkins, H. C., Commercial Treaties and Agreements, Principles and Practice, New York, 1951.

米比通商協定の研究

米比通商協定の研究

United States Code Annotated,

Title 22. Foreign Relations and Intercourse

Title 50. War and National Defence.

Economic Survey Mission to the Philippines, Report to the President of the United States, Washington, 1950.

Quaderno, M. The Bell Act and the Philippine Economy, Pacific Affairs, December, 1952.

Colay, F. Economic Consequence of Philippine Trade Act, Pacific Affairs, March, 1955.

——— The Philippine Monetary Policy Debate, Pacific Affairs, September, 1956.

The Central Bank of the Philippines, Annual Report, 1955.

Central Bank of the Philippines, Statistical Bulletin. September, 1956.

United Nations, Economic Survey of Asia and the Far East, Bangkok, 1956.

Report of Special Study Mission to the Middle East, South and Southeast Asia, and the Western Pacific, Washington, 1956.

東亜経済調査局(南洋叢書第五卷) 比律賓篇 昭和十四年

南方年鑑刊行会、南方年鑑 昭和十八年

大蔵省、フィリピン経済の現状(調査月報第四十四卷第八号)(昭和三十年八月二十五日)

(後記) 本研究は文部省科学研究費による研究の一部である。附記して感謝の意を表するものである。

附 録 一

フィリピン独立後の過渡期における貿易及び関係事項に関するアメリカ合衆国とフィリピン共和国との間の協定(仮訳)
(AGREEMENT BETWEEN THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES CONCERNING TRADE AND RELATED MATTERS DURING A TRANSITIONAL PERIOD FOLLOWING THE INSTITUTION OF PHILIPPINE INDEPENDENCE)

本協定は一九四六年七月四日マニラで調印、一九四六年十月二十二日調印の覚書の交換によつて修正され、一九四七年一月二日発効した。

前 文

米国大統領と比島大統領は多年にわたる緊密な政治的關係の期間に生じた米国民と比島国民との間の密接な經濟的紐帯を想起し、対日戦争に於ける連合国の大目的の勇敢な支持の結果として比島の被つた大きな物理的破壊と社会的混乱に留意し、兩國に於て米国の「一九四六年比島貿易法」の表題Ⅱ及びⅢ(註) (パートIを除く)を受諾して協定を結ぶことを欲し、次の諸条について同意した。

(註) 一九四六年比島貿易法表題Ⅱは比島の義務、表題Ⅲは米比兩國間の行政協定となつてゐる。

第一条 関 税

米比通商協定の研究

1、議定書第一項(e)に定義されている米国品であつて本協定の発効日より一九五四年七月三日に至るまでの期間(両日を含む)中に消費のために比島に輸入され、または倉庫より出荷された物品、及び議定書第一項(f)に定義されている比島品であつて消費のために米国に輸入され、または倉庫より出荷された物品は比島及び米国にそれぞれ普通関税を課せられることなくして輸入される。

2、議定書第一項(e)に定義されている米国品であつて、一九五四年七月四日より一九七四年七月三日に至る期間の次の部分の間に消費のために比島に輸入され又は倉庫より出荷せられたものに対し、及び議定書第一項(f)に定義された比島品であつて第二条の表のDよりG項(両項を含む)に記載されたものを除き、さきにもべた期間の部分の間に消費のために米国に輸入され又は倉庫より出荷されたものに対して徴収せられる普通関税はそれぞれ議定書第一項(h)に定義された比島関税及び議定書第一項(g)に定義された米国関税の次の百分率を適用することによつて決定される。

(a) 一九五四年七月四日より一九五四年十二月三十一日(両日を含む)に至る期間中は五%

(b) 一九五五年の間は一〇%

(c) 一九五五年以後一九七二暦年まで(この年を含む)の各暦年はさきに定義された比島関税及び米国関税の前暦年の税率のそれぞれ五%増とする。

米比通商協定の研究

(d) 一九七三年一月一日より一九七四年七月三日まで(両日を含む)の期間は一〇〇%

3、米国品及び比島品に対する関税で、普通関税以外のものは本条1及び2の規定を顧慮することなく決定されるが、本条4の規定が適用される。

4、比島に輸入される米国品について、及び、米国に輸入される比島品については輸入に対し、または輸入に関連して他の外国の産品である同様の物品について賦課せられる関税を超えて如何なる金額も徴収され若しくは支払われてはならない。またもし外国産の同様な物品について関税が賦課せられないならば関税は徴収され若しくは支払われてはならない。

本項において用いられている「関税」(duty)なる語は輸出につき、または輸入に関連して徴収される租税、(taxes)手数料(fees) 課徴金(charges)若しくは強制取立金(exactions)を含むけれども、国内税は含まない。

5、米国品の定義に含まれない米国産品については輸入につき又は輸入に関連して他の外国の産品である同様の物品に関して賦課せられる関税を超過して如何なる金額も徴収され、または支払われてはならない。またもし他の外国の産品であるこれらの同様の物品に関して関税が賦課せられないならば、如何なる金額の関税も徴収または支払われてはならない。

本項に用いられる「関税」(duty)なる語は輸入につき、または輸入に関連して賦課せられる租税、手数料、課徴金又は強

制取立金を含むが、国内税は含まない。

6、米国に輸入される比島産品であつて比島品の定義に含まれないものについては他の外国(キューバを除く)の産品である同様の物品に対して賦課せられる関税の金額を超えて関税が徴収され、または支払われてはならない。またもし他の外国(キューバを除く)の産品である同様の物品に関して関税が賦課されていないならば関税は如何なる金額においても徴収又は支払われてはならない。

本項において使用される「関税」なる語は輸入についてまたは輸入に関連して賦課せられる租税、手数料、課徴金又は強制取立金を含む、しかしながら国内税は含まない。

第一条 割 当

1、一九四六年一月一日より一九七三年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)中は議定書第一項(f)に定義された比島品であつて本条の表の項目A及びA-I及びC乃至G(両項目を含む)に明記された品目の一に該当する物品であつていづれの暦年においても消費のために米国に輸入されまたは倉庫より出荷されるものの数量は各品目についてこの表に明記された数量を超過してはならない。

一九四六年一月一日より一九七三年十二月三十一日まで(両日を含む)の期間中は比島産品であつて本条の表のB項目に明記されている品目に該当し、消費のために米国に輸入されまたは倉庫より出荷せられる物品の総量はいづれの暦年においても

前記の品目に属する物品について左表に明記された数量を超える
てはならない。

一九七四年一月一日より一九七四年七月三日に至る期間中は
(両日を含む) 本項の前節に述べられた総量はそれぞれ各品目
に関して前記の表に明記された数量の半分を超えてはならない。

2、議定書第一項(f)に定義された比島品であつて本条の表
のD項目及びG(両項目を含む)に明記された品目の一に該当
し、一九四六年一月一日より一九七三年十二月三十一日までの
期間(両日を含む)に消費のために米国に輸入されまたは倉庫
より出荷せられる物品は各品目についてこの表に明記された数
量に次の百分率を適用することによつて決定される数量につい
て普通関税を免除する。即ち、左表に明記された数量の

(a) 一九四六暦年より一九五四暦年に至る各暦年については
一〇〇%

(b) 一九五五暦年については九五%

(c) 一九五五暦年以後一九七三年まで(同年を含む)の各暦
年については前暦年の百分率より五%を減じた百分率

本項に規定された無税割当量を超えて輸入され、又は倉庫よ
り出荷される比島品は議定書第一項(g)に定義された米国関税
の一〇〇%を課せられる。

3、本条の表のA-1及びB及びD乃至G項目(両項目を含
む)に明記された品目の一に該当する物品について本条1及び
2に規定された各割当量は割当の設定されている品目の産品の

一九四〇暦年における比島の製造業者であつて、この品目の産
品がこの暦年に米国に輸出されたもの及びその利益の継承者に
対して毎年比島によつて割当てられる。その割当は各製造者に
よつて生産された次の各時期に米国に輸出された種類の産品の数
量を基準として比例的に割当てられる。(又は利益の継承者の
場合にはその利益の被継承者によつて生産される種類の産品の
数量が基準となる)

(a) 項目A-1及びD乃至G(各項目を含む)の場合には一
九四〇暦年であり、

(b) 項目Bの場合には比島コモンウェルスの発足の直前十二
カ月である。

この表の項目Aに明記された粗糖について本条1に規定され
た割当は表の項目A-1に明記された精糖の製造に要する割当
を含めて一九四〇暦年における製糖工場及び農園所有者であつ
てその暦年において米国に砂糖を輸出したものと又はその利益の
継承者に対して一九三一、三二及び三三暦年の平均年産額(利
益の継承者に対してはその利益の被継承者の平均年産額)を基
準として比島によつて毎年割当てられる。

輸出することが出来る砂糖の数量は各製糖工場及び農園所有
者が彼等の間の製糖協定に従つてまたはその協定の延長、修正、
若しくは改訂に従つて工場及び農園所有者がそれぞれ権利を有
する砂糖の割合を基準として毎年各工場と農園所有者の間に割
当てられる。

米比通商協定の研究

4、一九四六年四月二十九日に存在する法律の下に何等かの割当配分を保有するものはその利益の継承者を含めて、及び本条1及び2に規定された割当の下に何等かの割当配分を保有するものであつてその割当が本条3に規定されるものは利害關係の当事者にとつて合意し得る条件でこのような割当の全部若しくは如何なる数量でも移転又は譲渡することが出来る。

若しいづれかの曆年において最初の九カ月を経過した後以前節に述べられたいづれかの割当の下にその年の割当配分を保有するものが何等かの理由によつてその割当配分の全てをその年の割当の期限内に遂行するように輸出することが出来ないかまたは出来ないであろうときは、曆年の残りにおいて輸出され得ないことが充分な証拠によつて確証されるならばその割当配分の量は比島政府によつて同一の割当の下における他の割当配分の所有者に対して割当られることが出来る。或いはまたその年の割当を遂行することを確実ならしめるような他の方法によつて割当てられることが出来る。

次の表は第二条の不可欠の部分となすものである。

I		II		III	
品目	商品の種類	全量			
A	砂糖	九五二、〇〇〇	ショート・トン		
A-1	精糖	五六、〇〇〇	ショート・トン		

精糖とは本協定附録Iに部分的に掲出されている米国の一九三七年砂糖法の一〇一節に定義された直接消費用の砂糖を意味する。

B 綱索 六、〇〇〇、〇〇〇封度

このうちには紡糸 (yarns) 撚糸 (twines) ホール、綱索 (cordage) ロープ及びケーブル (タールを塗つたものも塗らないものも含む) であつて全部または主として (価値において) マニラ麻 (アバカ) 或は他の硬繊維でつくられているものをいう。

撚糸には一九三〇年米国税法 (改訂) 第一六二二項にのべられている binding twines を含む、第一六二二項は本協定附録に掲出されている。

C 米 (碾割米、粉米、精米及び糠を含む) 一、〇四〇、〇〇〇ポンド

D シガー 二億本

(各種のシガレット、両切葉巻煙草 (cheerots)、ペーパー・シガレット、ペーパー・シガーを除くが、葉巻煙草の外被の巻葉 (wrappers) を含む。

E スクラップ・タバコ及び葉巻タバコの中身につけるタバコ (filler tobacco) (茎を取去つたものも取去らないものも含む) 六百五十万ポンド

葉巻タバコの中身につめるタバコについては一九三〇年米国税法 (改訂) 第六〇二項に記載され、本協定の附録IIに掲出されている。

F ココナツ油 二十万ロング・トン

G 貝ボタン 八十五万グロス

第三条 制限の賦課

1、議定書第一項(f)に定義された比島品に対する割当 (第2条1及び2に規定された割当及び全ての外国の産品に適用さ

れる量的制限に関連して同様の輸入品に対して設定される割当を除く)について米国は一九四八年一月一日以前のいずれの期間に対してもいかなる割当も設定しない。

一九四八年一月一日より一九七四年七月三日までの期間(両日を含む)の如何なる部分に対しても次の場合に限り割当を設定するであろう。

(a) 米国大統領が調査の後、比島品が米国産品である同様の物品と実質的な競争に入りつつあるか、又は入るように思われると認定し、且つこれを布告した場合

(b) さきに定義された比島品に対するいずれかの十二カ月の期間の割当量が(大統領によつて調査開始の日として布告された日のある月の前の月の末日に終る十二カ月の間に)消費のために米国に輸入され又は倉庫より出荷されたこの種の比島品の全量として大統領が決定した数量よりも少くない場合、または十二カ月の期間以外のいずれかの期間について割当量が設定されているならば十二カ月に換算した数量よりも少くない場合

本項に従つて設定された割当量は大統領が調査の結果このよ
うな割当量の設定を生ぜしめた状態が最早存在しないと認定し、
且つ布告した後は効力を存続しない。

2、米国大統領が本条1に従つて設定された割当量の米国及び比島の間における配分が割当の適用を公正且つ合理的ならしめるために必要であると認定するならば、大統領はそれについて布告において又は次の布告においてこのような配分の基準を

示さねばならない。若し、大統領がこのような権利を行使するならば、比島は米国大統領によつて布告された基準にもとづいてこのような割当量の配分を速かに実施しなければならない。

第四条 国内税

1、比島に輸入される米国産品である物品に関し、またはこのような米国産の物品より全体的に若しくは部分的に比島において製造される物品に関しては

(a) 比島産品である同様の物品に対して課せられる国内税を超過した額において如何なる国内税も徴収または支払われてはならない。またこのような同様の物品に対して国内税が課せられていないときは如何なる金額の国内税も徴収または支払われてはならない。

(b) 他の外国の産品である同様の物品に関して課せられる国内税を超過した額において国内税が徴収され、または支払われてはならない。またもしこのような外国産の同様の物品に対して国内税が課せられていないときには国内税が徴収され、または支払われてはならない。

(1) 比島産品である同様の物品に関して、または(2) 比島産品である同様の物品の生産に使用される原材料に関して課せられている国内税と均衡をとるために外国産品である物品に国内税が課せられる場合には米国産品である物品に対して徴収または支払われる国内税の金額が第四条1(b)によつて許容されている金額を超えないならば、このような国内税の徴収または支

払は本項第一節の違反とは看做されない。

2、米国に輸入される比島産品である物品に關し、またはこのような比島産品である物品より、全体的に若しくは部分的に米国に於て製造される物品に關しては

(a) 米国産の同様の物品に關して課せられる国内税を超過した額において如何なる国内税も徴収され、または支払われてはならない。またこのような同様の物品に關して国内税が課せられていないときは如何なる金額の国内税も徴収されまたは支払われてはならない。

(b) 他の外国の産品である同様の物品に關して課せられる国内税を超過した額において国内税が徴収され、または支払われてはならない。またもし、このような外国産品である同様の物品に對して国内税が課せられていないときは如何なる金額の国内税も徴収され、または支払われてはならない。

(1) 米国産品である同様の物品に關して、または(2) 米国産品である同様の物品の生産に使用される原材料に關して課せられている国内税と均衡をとるために外国産品である物品に国内税が課せられている場合には、比島産品である物品に對して徴収し、または支払われる国内税の金額が第四条2(b)によつて許容されている金額を超えないならば、このような徴収及び支払は本項の第一節に違反するものと看做されてはならない。

本項は本協定の附録IV、V及びVIとして部分的に掲げられている米国内收入法二三〇六、二三二七、及び二三五六節にも

と、ついで課せられる租税には適用されない。

(註) 輸入マーガリン、バター (adulterated butter) チーズ (filled cheese) に課せられる租税をいう。

3、比島に輸出される物品に對して米国によつて、また米国に輸出される物品に對して比島によつて如何なる輸出税も賦課され、または徴収されてはならない。

4、比島政府または米国政府、またはその部局若しくは機関の公的使用に供するためにこれらの国に輸入される物品に關しては米国または比島において如何なる加工税またはその他の国内税も賦課され、若しくは徴収されてはならない。

5、如何なる方法においても仕上げられまたは調製されていないマニラ麻 (アバカ) 繊維に關しては米国で加工税またはその他の国内税を賦課され若しくは徴収されてはならない。

6、米国は専ら比島産である物品に關し、または専ら比島産の原材料より生産された物品に關して本協定の附録VIIとして掲げられた (ココナツ油などの加工税に關する) 米国内收入法の二四七〇節に規定されたボンド当り二セントの特恵を減少せしめるものではない。

ただし、米国は米国大統領が比島大統領と協議の後コブラまたはココナツ・オイルの充分な供給が米国における加工のために速かに得られないと認定した期間中はさきの米国内收入法二四七〇節(a)(2)の規定を停止することが出来る。

(註) 比島産のコブラより製造されるココナツ・オイルに對する加工税について二ポンド当り二セントの特恵をみとめている規定を指す。

第五条 為替 平 価

米国ドルとの関係において比島通貨の価値は変更されてはならない。比島ペソの米国ドルへの交換性 (convertibility) は停止されてはならない。また比島から米国への資金の移転について制限を課してはならない。ただし、米国大統領の同意がある場合は此の限りでない。

第六条 移 民

一九四一年十一月三十日に終る四十二年の期間中三カ年間引続いて比島に居住した米国市民及び米国に居住した比島市民が居住を再開する目的を以て一九四六年七月四日より一九五一年七月三日に至る期間 (両日を含む) に従前の居住国に入国するならば移民法に關しては割当外 (non-quota) 移民と看做される。

割当外移民として入国を許可された後は移民及び帰化法に關しては移民は永住のためにそれぞれの国に合法的に人口を許可されたものと看做される。

本項の利益は前記の米国市民の妻もまた米国市民であるならばその妻にもまた適用され、十八才以下の未婚の子女にも適用される。また前記の比島人の妻もまた比島市民であり、米国市民権の適格者であるならばその妻にも適用され、十八才以下の未婚の子女にも適用される。ただし、左の規定の通用は前記の米国市民又は比島市民の妻又は子が上記の期間に米国又は比島市民に同行するか又は呼寄せられる場合に限る。

米比通商協定の研究

本項は本協定附録VIIにかかがる米国一九三四年三月二十四日の法律の八節(a)の(1)項の規定の下に移民若しくは旅券査証(註) (visa) なしにハワイ准州 (Territory of Hawaii) に入国を許可される比島市民には適用されない。

(註) 米国の移民法一九二四年では比島人は外国人と看做され、年々五〇人の割当が設けられている。しかし、ハワイの移住についてはこの制限は適用されない。

2、比島の法律による如何なる数的制限にもかかわらず、一九四六年乃至一九五一年 (両年を含む) の期間に毎年千二百名の米国市民が入国を許可されねばならず、その米国市民各人は比島に五カ年間滞留する権利を有する。

第七条 市 民 の 権 利

比島の公有に属する農地、森林及び鉱山、水、鉱物、石炭、石油その他の鉱油、全ての力及び潜在的エネルギーの源泉及びその他の天然資源の処分、採取、開發及び利用並びに公共事業の運営は若し何人かに開放されるならば米国市民に対して、又は米国市民によつて直接若しくは間接に所有若しくは支配されている全ゆる形態の企業に対して開放されねばならない。ただし、(本条に述べられた比島憲法の改正に先立つ期間は) 比島人は比島憲法と抵触する本条の前述の規定の部分に従う必要はない。

2、比島政府は憲法改正以前の憲法の規定と抵触するような本条1の規定の部分が比島の法律として効力を發生することを許すために比島憲法の改正を確保する必要な措置を速かにとる

ものとする。

第八条 協定の効力

1、本協定が効力を発生する際、米國に義務を課する本協定の諸規定は

(a) 協定が効力を発生するときに米國の法律として有効であるならば、協定の有効期間中は米國の法律として効力を存続するまた

(b) 協定が効力を発生するときに米國の法律として有効でないならば、効力を発生し、且つ協定の有効期間中米國の法律として継続的に有効である。

比島は本協定の有効期間中は本協定のうち比島に義務を課する諸規定を比島の法律として効力を存続せしめるものとする。ただし、第七条1に別段の規定がある場合を除く。

2、米國及び比島は本条第一項に述べられた米比兩國の法律をそれぞれ補足するに必要な法律、並びに米比兩國のそれぞれに義務を課する上記の法律の規定及び本協定の規定を実施するために必要な法律を速かに制定し、本協定の有効期間中その効力を存続せしめねばならない。

その上に比島は第二条3及び4に規定された基準に従つて割当量の配分、再配分、移転及び譲渡を本協定の有効期間中有効ならしめるに必要な法律を速かに制定し、本協定の有効期間中、その効力を存続せしめるものとする。また、もし米國が第三条1に従つて割当量を設定し、同条2に従つてその配分を規定す

る権利を行使するならば、比島は前記の割当量が設定されている期間中、前記の割当量の配分を米國によつて規定された基準にもとづいて実行するに必要な法律を制定し、かつ効力を存続せしめるものとする。

3、比島は米國の一九四六年の比島復興法の表題I（註—被災の補償を指す）を実行することについて米國を援助することに同意し、その方法として次のことを規定する。即ち、この表題に關する次の行為は比島の法律の下に於ても犯罪であり、その有罪判決があるときこのような犯罪に對して定められた処罰が実行される。

(a) 比島またはその他の場所において偽りであると知りながら申立または陳述を行つたもの、またはこの表題に従つて何らかの補償を自己または請求人のために得る目的を以て、またはこの表題に基く補償に對する請求に關して米國の比島戦災委員會の行動に何等かの影響を与える目的を以て、またはこの表題の下に金銭、財産又は何等かの価値あるものを得る目的を以て財産の損失若しくは財産に對する損害を故意及び詐欺の目的をもつて過大評価するものは米國通貨で五千ドルに等しい金額を超えない額の比島通貨での罰金または二年以下の禁錮またはその両方で処罰せられ、この表題の下に何等の支払またはその他の利益をうけてはならない。またもし何等かの支払又は利益がなされ若しくは与えられていたならば比島戦災委員會は支払われたものを取返すに必要な行動をとるものとする。

(b) 比島またはその他の場所でこの表題の下の補償の請求に
関連してなされた、或いはなされるべき役務にもとづいて、こ
の請求を原因として米国の比島戦災委員会によつて支払われた
補償の五%を超えて何等かの報酬を支払い、または支払うこと
を申出で、または受取るものは軽犯罪を犯したものと看做され、
米國通貨五千ドル相当額以下を比島通貨で罰金を支払うか、ま
たは十二カ月以内の禁錮またはその両者に処せられる。またも
し、支払または利益がなされ若しくは与えられていたならば、
比島戦災委員会は支払つたものを取返すに必要な行動をとらね
ばならない。またその上にこの請求者はこの表題の下にある全
ての権利を失うものとする。

第九条 協 議

米國及び比島は本協定の解釈又は適用について生じる疑義に
関しては相互に協議することに同意する。その疑義に關しては
いづれの政府も他方の政府に対して申立を行うことが出来る。

第十条 存 続 期 間

1、米國の一九四六年比島貿易法は米國大統領に本協定を結
ぶ権限を与え米國議會は米國に義務を負担させる本協定の規定
を米國の法律として効力を發生させるに必要な法律を制定した
ので、比島議會が本協定を法律によつて受諾し、比島に義務を
負担させる本協定の全ての規定を比島の法律として効力を發生
せしめるに必要な法律を制定したときにはじめて本協定は効力
を發生する。ただし、第七条1に別段の規定がある場合を除く。

本協定はその時に米國大統領及び比島大統領によつて、公布
され、公布の日の次の日より効力を發生する。若しも公布が別
々の日に行われたならば日附のおそい方の日の次の日に効力を
發生する。

2、本協定は一九七四年七月三日以後は効力を失うものとす
る。本協定は米國又は比島によつていつでも、五カ年を下らな
い予告期間をもつた文書による通告によつて終了することが出
来る。

米國大統領又は比島大統領は他の一方の國が本協定に規定さ
れた権利又は義務を無効にし又は毀損するような措置や行動を
とつたと決定し、布告するならば、本協定は六カ月を下らない
予告期間をもつて終了することが出来る。

3、米國大統領が第七条2に述べられた比島憲法の改正を行
うに相当なる期間が経過したが、憲法改正が行われないと決定
したならば、米國大統領はこれを布告する。本協定は布告の日
以後は効力を失う。

4、米國大統領は比島大統領と協議の後、比島又はその政治
的一部分、または比島政府が何等かの方法において米國市民又
はいかなる形態の米國企業に対しても差別をすると決定し、か
つこれを布告するならば、米國大統領は本協定全部又は一部の
効力を停止する権利を有する。米國大統領がその後比島大統領
と協議の後にこのような効力停止の基礎となつた差別が(a)中
止されたときは停止は終了する。

或はまた(b)米国大統領によつて合理的であると決定された時間の後にも中止されなるときは米国大統領は六カ月を下らない予告期間をもつ文書による通告によつて本協定を終結する権利をもつ。

附 録 二

改訂された千九百四十六年七月四日にマニラで署名されたフィリピン独立後の過渡期における貿易及び関係事項に関するアメリカ合衆国とフィリピン共和国との間の協定(仮訳)
(AGREEMENT BETWEEN THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINS CONCERNING TRADE AND RELATED MATTERS DURING A TRANSITIONAL PERIOD FOLLOWING THE INSTITUTION OF PHILIPPINE INDEPENDENCE, SIGNED AT MANILA ON JULY 4, 1946, AS REVISED.)

本協定は一九五五年九月六日ワシントンで調印、一九五六年一月一日に発効した。

前 文

米国大統領と比島大統領は多年にわたる緊密な政治的關係の期間を通じて米国民と比島国民の間に結ばれた密接な経済的紐帯に留意し、両国の長い友情を保持し両国にとつて相互に有益であり、且つ比島共和国をして自由世界の平和と繁栄により有効に貢献することを可能ならしめるように比島経

済を強化するであろう協定を結ぶことを欲して、次の諸条を承諾した。

第一条 関 税

1、議定書第一項(e)に定義されている米国品であつて一九五六年一月一日より一九七四年七月三日に至る期間(両日を含む)中に消費のために比島に輸入され、または倉庫より出荷された物品に対して徴収される普通関税は議定書第一項に定義される比島関税の次の百分率を適用することによつて決定される。即ち、

(a)一九五六年一月一日より一九五八年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)は二五%

(b)一九五九年一月一日より一九六一年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)は五〇%

(c)一九六二年一月一日より一九六四年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)は七五%

(d)一九六五年一月一日より一九七三年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)は九〇%

(e)一九七四年一月一日より一九七四年七月三日に至る期間(両日を含む)は一〇〇%

2、議定書第一項(f)に定義されている比島品(ただし、第二條2の表に明記されている物品を除く)であつて以上の時期において消費のために米国に輸入されまたは倉庫より出荷される物品に対して徴収される普通関税は議定書第一項(g)に定義

される米國關稅の次の百分率を適用することによつて決定される。即ち、

- (a) 一九五六年一月一日より一九五八年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)は五%
 - (b) 一九五九年一月一日より一九六一年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)は一〇%
 - (c) 一九六二年一月一日より一九六四年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)は二〇%
 - (d) 一九六五年一月一日より一九六七年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)は四〇%
 - (e) 一九六八年一月一日より一九七〇年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)は六〇%
 - (f) 一九七一年一月一日より一九七三年十二月三十一日に至る期間(両日を含む)は八〇%
 - (g) 一九七四年一月一日より一九七四年七月三日に至る期間(両日を含む)は一〇〇%
- 3、米國品及び比島品に課せられる關稅は普通關稅を除いては本條の第一項及び第二項の規定に關係なく決定される。しかし、本條4の規定に従うものとする。
- 4、比島に輸入される米國品に關し、及び米國に輸入される比島品に關しては兩國以外の外國の産品である同様の物品に關して課せられる關稅を超過して關稅を徵收しまた支払つてはならない。またもし上記の外國の同様の物品に對して關稅が課せ

米比通商協定の研究

られないとすれば關稅を徵收または支払つてはならない。本項に於て關稅(duty)なる語は輸入に對し又は輸入に關連して課せられる租稅(taxes)手數(fees)料課徵金(charges)又は強制取立金(exactions)を含むが、國內稅又は普通關稅を含まない。

5、比島に輸入される米國の産品であつて米國品(United States articles)の定義の中に包含されないものに關しては他の外國の産品である同様の物品に課せられる關稅の額を超過して徵收又は支払われてはならない。又、外國の産品である同様の物品に關して關稅が課せられないならば關稅を徵收または支払つてはならない。本項に於て「關稅」なる語は輸入に對し、又は輸入に關連して課せられる租稅、手數料、課徵金、又は強制取立金を含むが、國內稅を含まない。

6、米國に輸入される比島産品であつて比島品(Philippine article)の定義の中に含まれないものに關しては他の外國(ただし、キューバを除く)の産品である同様の物品に對して課せられる關稅額を超過して、その輸入に對し、または輸入に關連して關稅を徵收しまたは支払つてはならない。他の外國(キューバを除く)の産品である同様の物品に關して關稅が賦課せられていないならば關稅を徵收し、または支払つてはならない。

本項においては「關稅」なる語は輸入に對し、または輸入に關連して賦課される租稅、手數料、課徵金及び強制取立金を含むが、國內稅を含まない。

米比通商協定の研究

7、本条1の規定にもかかわらず、比島は現在の外国為替販売税の代りに比島に輸入される商品又は生産物に対してはその仕出地 (source) の如何を問わず暫定特別輸入税 (temporary special import levy) を賦課する。

ただし、このような特別輸入税は本条4及び5に従つて無差別的な方法で適用されねばならない。また当初の課税は外国為替税の現行税率より高いものであつてはならない。この輸入税は次の表 (schedule) に明記されている割合よりもおそくない割合で累進的に低減すべきである。

この表を適用する結果如何なる暦年においても、米国品に賦課せられる比島の関税収入及び特別輸入税収入の合計が、一九五五暦年に上記の物品に課せられた為替税収入よりも少いときは引続く次の暦年については特別輸入税の低減をする必要はない。

また米国品の輸入に対して賦課せられる税収入を一九五五暦年において米国品に対して賦課せられた為替税の水準にまで回復するために必要とあらば、比島は引続いて次の暦年の税率を本表に規定されている従前のいづれかの水準であつて一九五五暦年に於て米国品に対して賦課せられた為替税の金額にまで輸入税の収入を回復するに必要と考えられる水準にまで増加することが出来る。

その後の年における特別輸入税の税率は本条に明記されている表に従つて定められる。ただし、比島政府が米国品の輸入に

対して上記の水準の収入を維持するためにより高い税率が必要であると決定したときはこの限りではない。この場合には税率は比島政府が米国政府と協議した後、この規定の運用より生じるものと予想される赤字をカバーするに足ると計算された表の水準に決定するものとする。

特別輸入税軽減のための表

- (a) 一九五六年十二月三十一日以後は九〇%
- (b) 一九五七年十二月三十一日以後は八〇%
- (c) 一九五八年十二月三十一日以後は七〇%
- (d) 一九五九年十二月三十一日以後は六〇%
- (e) 一九六〇年十二月三十一日以後は五〇%
- (f) 一九六一年十二月三十一日以後は四〇%
- (g) 一九六二年十二月三十一日以後は三〇%
- (h) 一九六三年十二月三十一日以後は二〇%
- (i) 一九六四年十二月三十一日以後は一〇%
- (j) 一九六六年一月一日以後は〇%

第一条 割 当

1、一九五六年一月一日より一九七三年七月三日に至る期間 (両日を含む) に於て本項附表A及びA-1項目に明記された種類の一に該当する物品であつて、議定書第一項(f)に定義された比島品であり、米国に於ける消費のために輸入され又は倉庫より出荷される物品の総量はいづれの暦年においても各種の物品について定められた下表の量を超過してはならない。

一九五六年一月一日より一九七三年十二月三十一日に至る期間（両日を含む）において比島の産品であつて消費のために米國へ輸入されまたは倉庫より出荷される本項附表B項目に明記された種類に属する物品の総量はこのような種類の物品について表に明記された量を超過してはならない。

一九七四年一月一日より一九七四年七月三日に至る期間（両日を含む）は本項前節にのべた総量は各種の物品についてそれぞれ表に明記された量の半分を超過してはならない。

消費のために米國に輸入され又は倉庫より出荷される比島の粗糖及び精製糖の量についてここに設定された制限は米國議會在比島に対して将来割当を増加することを妨げるものではない。次の表は第一項の不可欠な部分をなすものである。

絶対的割当量の表

項目	商品種類	数量
A	砂糖	九五二、〇〇〇ショート・トン
A-1	そのうち精糖は下記の数量を	五六、〇〇〇

超過してはならない。

精糖というのは米國の一九四八年砂糖法（改訂）一〇一節に定義された「直接消費用砂糖」（direct consumption sugar）である。第一〇一節は本協定附録Iに部分的に掲出されている。^(註)

^(註) 直接消費用砂糖という語は、主として結晶構造をなし、これ以上精製するかまたは品質の改善されないものを意味する。

B 綱索 六、〇〇〇、〇〇〇ポンド

このうちには紡糸（Yarns）撚糸（twines）ノード、綱索（cordages）

米比通商協定の研究

ロープ及びケーブル（タールを塗つたものも塗らないものも含む）を含み、全部又は主として（価値において）マニラ麻（アバカ）或は他の硬繊維でつくられているものをいう。

撚糸には一九三〇年米國関税法（改訂）第一六二項にのべられている。

binding twines を含む、第一六二項は本協定附録IIに提出されている。^(註)

^(註) 乾草、藁その他の飼料及び家畜の糞糞などをくくるために用いるくくり糸であつてニュージランド・ヘムプ、ヘネクイン、マニラ麻、イストリ、タムピコ繊維、サイザル、たぬきまめなど及びそれらの混合物によつてつくられ、一より糸で一ポンド当り七百五十フィートを超えないものをいう。

2、議定書第一項(f)に定義された比島品であつて、本項附表に包含される諸項目に明記された品目の一つに該当し、一九五六年一月一日より一九七三年十二月三十一日に至る期間に於て（両日を含む）消費のために米國に輸入されまたは倉庫より出荷された物品は、それぞれの品目について表に明記された数量に次の百分率を適用することによつて決定される数量については普通関税を免除される。

- (a) 一九五六年より一九五八年に至る各曆年（両年を含む）について九十五%
- (b) 一九五九年より一九六一年に至る各曆年（両年を含む）について九〇%
- (c) 一九六二年より一九六四年に至る各曆年（両年を含む）について八〇%
- (d) 一九六五年より一九六七年に至る各曆年（両年を含む）

米比通商協定の研究

- について六〇%
 (e) 一九六八年より一九七〇年に至る各曆年(両年を含む)
 について四〇%
 (f) 一九七一年より一九七三年に至る各曆年(両年を含む)
 について二〇%
 (g) 一九七四年一月一日以降は〇%

次の附表は第二項の不可欠の部分となすものである。

関税割当表

項目 商品種類 数量

- A シガー 二億本
 各種のシガレット、両切葉巻煙草(cheroots)ペーパー・シガー、及びペーパー・シガレットを除くが、葉巻煙草の外被の巻葉(wrappers)を含む。

- B スクラップ・タバコ及び葉巻タバコの中身につめるタバコ (filler tobacco) (茎を取去つたものも取去らないものも含む) 六百五十万ポンド、葉巻タバコの中身につめるタバコについては一九三〇年米国税法(改訂)第六〇二項に記載され、本協定の附録Ⅲに掲出されている。

(註) この wrapper tobacco というのは一定の色と組織と燃焼力をもち、シガーをつむ外被として十分な大きさをもつような葉タバコをいう。filler tobacco とはその他の葉タバコを意味する。

- C ココナツ・オイル 二〇万ロング・トン
 D 貝ボタン 八十五万グロス

本項の表に示された数量は無税割当量を計算するための基準の数量を示すものであつて絶対的割当量ではない。^(註)
 本項に規定された無税割当量を超えて輸入され又は倉庫より出荷される比島品はいづれも議定書第一項(g)に定義されている米国税の一〇〇%を課税される。

(註) 旧協定では絶対的割当量を基準とし、その範囲内で無税割当量が定められていた。

第三条 制限の賦課

1、第二条または本条第二項に別段の規定のある場合を除いてはいづれの締約国も他の一方の国の物品の輸入に対し、又は他の一方の国の領域への物品の輸出に対して制限又は禁止を課してはならない。

ただし、全ゆる第三国の同様の物品の輸入または全ゆる第三国への同様の物品の輸出が同じように制限又は禁止されている場合はこの限りでない。

いづれかの一方国が他の一方の国が重大な利害関係をもつている物品の輸入または輸出に量的制限を賦課するとき及び第三国に割当を行うときは以前の代表的な期間においてその国に供給された前記物品の数量又は金額に比例した割前を他の一方の国に与えねばならない。また前記物品の貿易に影響する特別の要因に対しては相当な考慮がなされねばならない。

2、(a) 本条1の規定にもかかわらず議定書第一項(e)に定義された米国品に対する割当に関し、または議定書第一項(f)

に定義された比島品(第二条1に於て割当が規定されている物品を除く)に対する割当に關し次の場合に限つて割当を設定することが出来る。

(1) 割当を賦課しようとする国の大統領は調果の結果、本協定によつて与えられた特惠的待遇の結果として他の一方の国の物品が国内の同様のまたは直接に競争的な物品に重大な損害を惹起し、または惹起するおそれがある程輸入量が増大するかまたはそのような状態の下にあると認定し、かつこれを公布する場合

(2) 割当を賦課しようとする国の大統領が貨幣準備の重大な減少の差迫つたおそれがあるのを予防し、若しくはこれを停止しようとするために、またはその貨幣準備が極めて低い場合にはその準備の合理的な増加率を達成するためにこのような行動が必要であると認定する場合

(b) 国内産業を保護する目的のために上記(a)(1)の下にいづれの十二カ月間に課せられるいかなる割当も輸入国の大統領によつてこの種類の商品の総量(total amount)として決定される次にのべる数量より少ない量であつてはならない。その総量とは割当の發効に先立つ十二カ月間に消費のために輸入され、又は倉庫より出荷された数量より、割当の実施せられる十二カ月間にそれだけ国内生産が増加されると大統領が認定する数量を差引いた数量である。

或いは十二カ月以外の期間について割当が決定されるならば、

米比通商協定の研究

比比例的な数量より少ない量であつてはならない。

(c) 兩締約国は各種の物品の最低貿易量(それを除去することによつて正規の貿易系路を著しく損うような量)の輸入を不当に防止するために制限を行わないことに同意する。また商業見本の輸入を妨げるか又は特許、商標、版權又はこれと同様の手續に従うことを妨げるような制限を行わないことに同意する。(d) 本項に従つて設定された割当はこれを賦課する目的を達成するに必要な期間よりも長期間にわたつて効力が存続してはならない。その時には割当を賦課する国の大統領は調査の後にこのような割当の設定を生ぜしめた状態は最早存在しないことを認定し、公布せねばならない。

3、本条の規定に従つて行動するいづれの国も他の一方の国に対して出来るだけ早く予め通告を行い、その企てる行動に關して協議する機会を与えねばならない。

この協議の権利は割当の設定について他の一方の国の同意が割当が有効となるためには必要であるということを含意しないことが諒解されている。

第四条 国内税

1、比島に輸入される米國産品である物品に關し、またはこのような米國産の物品より全体的に若しくは部分的に比島において製造される物品に關しては

(a) 比島産品である同様の物品に対して賦課せられる国内税を超過した額において如何なる国内税も徴収または支払われて

はならない。また上記の同様の物品に対して国内税が課せられていないときには如何なる金額の国内税も徴収または支払われなければならない。

(b) 他の外国の産品である同様の物品に関して賦課せられる国内税を超過した額において国内税が徴収され、または支払われてはならない。また、もし上記の外国産の同様の物品に対して国内税が賦課せられていないときには国内税が徴収され、又は支払われてはならない。

(1) 比島産品である同様の物品に関してまたは(2)比島産品である同様の物品の生産に使用される材料に関して賦課せられている国内税と均衡をとるために外国産品である物品に国内税が課せられる場合には、米國産品である物品に対して徴収または支払われる国内税の金額が第四条1(b)によつて許容されている金額を超えないならば、このような国内税の徴収又は支払は本項第一文の違反とは看做されない。

2、米國に輸入される比島産品である物品に関し、またはこのような比島産品である物品より全体的に若くは部分的に米國に於て製造せられる物品に関しては

(a) 米國産の同様の物品に関して課せられる国内税を超過した額において如何なる国内税も徴収され、または支払われてはならない。またこのような同様の物品に関して国内税が賦課せられていないときには如何なる金額の国内税も徴収されまたは支払われてはならない。

(b) 他の外国の産品である同様の物品に関して賦課せられる国内税を超過した額において国内税が徴収され、または支払われてはならない。またもし、このような外国産品である同様の物品に対して国内税が賦課せられていないときは如何なる金額の国内税も徴収されまたは支払われてはならない。

(1) 米國産品である同様の物品に関して、または(2)米國産品である同様の物品の生産に使用される材料に関して課せられている国内税と均衡をとるために外国産品であるの物品に国内税が賦課せられている場合には、比島産品である物品に対して徴収または支払われる国内税の金額が第四条2(b)によつて許容されている金額を超えないならばこのような徴収及び支払は本項の第一文に違反するものと看做されてはならない。

本項は米國国内収入法第四五九一、四八一二又は四八三一節(その条文は本協定附録IV、V及びVIに部分的に掲出されている)^(註)によつて課せられている租税には適用されない。

(註) これら各節の内容の要点は次の通りである。即ち外国より輸入されるバターガリンについては輸入税の外にポンド当り一五セント、adulterated butterについてはポンド当り一五セント、filled cheese についてはポンド当り八セントの国内収入税が課せられることとなつている。

3、比島政府または米國政府またはその部局若しくは機關の公的使用に供するために兩國に輸入される物品に関しては米國または比島において如何なる加工税またはその他の国内税も賦課され、若しくは徴収されてはならない。

4、如何なる方法においても仕上げされていずまたは調整さ

れていないマニラ麻（アバカ）繊維に関しては米国で加工税またはその他の国内税が賦課されまたは徴収されてはならない。

5、米国は米国内収入法第四五二一節（コ、ナツ・オイルの加工税に関するもので本協定附録VIIに掲出されている）に規定されているポンド当り二セントの特恵を減少せしめるものではない。

この特恵は専ら比島の生産にかかる物品または比島産の材料を専ら使用して生産された物品に関して与えられているものである。

ただし、米国大統領は比島大統領と協議の後、比島産のコブラやココナツ・オイルの充分な供給が米国における加工に対して速かに得られないと認定した期間中は米国内収入法四五一節（b）の規定を停止することが出来る。^註

（註）四五一節（a）によればココナツ・オイル、パーム・オイルなどにはポンド当り三セントの加工税が課せられるが、第四五二一節（b）によればその上に更にポンド当り二セントの追加加工税が課せられる。

この追加加工税は四五一三節によつて比島産のココナツ・オイルについては免ぜられている。

第五条 立法の実行

フィリピン共和国は一九五五年に米国議会及び比島議会によつて授權された本協定の改訂が効力を発生するに先立ち、または効力が発生するときに米国議会が第八十三議会公法第四一九号（Public Law 419, 83rd Congress, Chapter 323, 2d Session）として比島貿易業者の入国を容易ならしめるために制定した法律

米比通商協定の研究

と同様の法律を制定且つ実施するために必要な立法的及び行政的行動をとるものとする。

第六条 市民の権利

1、締約国のいづれも、公有に属する全ゆるる農地、森林、鉱山、水、鉱物、石炭、石油その他の鉱物油、可能的エネルギーの全ゆるる力及び源泉、その他の天然資源の処分、採取、開発及び利用及び公共事業の運営は、若し何人かに対して開放されるならば、他の一方の締約国の市民に対してまた他の一方の締約国の市民によつて直接若しくは間接に所有または支配されている全ゆるる形態の企業に対して、上記の権利を許与する締約国の市民に対し、またはその市民によつて所有又は支配せられる法人若しくは団体に対すると同一の方法に於て及び同一の条件の下に、開放されねばならない。

2、第一項に規定された諸権利は次のようにして行使することが出来る。

比島市民の場合に於て米国の天然資源であつて連邦の支配又は規制の下にあるものに関しては米国の法律に基いて、又は米国の一州の法律に基いて組織された法人を媒介としてのみ行使することが出来る。

米国民民の場合において比島の公有に属する天然資源に関しては比島の法律にもとづいて組織せられ、少くともその資本の六〇%が米国の市民によつて所有され、または支配されている法人を媒介としてのみ行使される。

しかしながら、この規定は米国市民が比島で私有農地を獲得又は所有する権利、或いは比島市民が米国において米国の管轄 (Jurisdiction) 下にあるが、何れの州の管轄下にもなく、また公有地でもない土地を獲得又は所有する権利に影響を与えるものではない。

比島は自国市民である現実の定住者又はその他の利用者に限つて特に有料な条件で少量づゝその公有地を処分する権利を留保する。米国は自国市民又は自国市民とならうとする意思を宣言した外国人である現実の定住者又はその他の利用者に限つて特に有利な条件でその公有地を処分する権利を留保する。

両締約国は外国人が漁業に従事することが出来る範囲または通信事業や水上及び航空輸送事業に従事する範囲を制限する権利を留保する。

また米国は外国人が米国の海外領土に於て土地を所有する範囲を制限する権利を留保する。しかし比島はこれら米国の海外領土の居住者である米国民に対しては土地の所有に關してこれら海外領土において比島市民に対して許与されている権利と同一の権利を与えるものとする。しかしながら本項に規定された権利は他の一方の締約国の市民または他の一方の締約国の市民によつて所有され又は支配される法人によつて以前に獲得された権利を毀損 (derogate) するために一方の締約国によつて行使されてはならない。

3、米国は米国の若干の州が比島市民または比島市民によつ

て所有又は支配されている法人が本項に規定した活動に従事する範囲を制限する権利を留保する。

フィリピン共和国は比島市民に対し、または比島市民によつて所有または支配されている法人に対して同様の権利を与えることを拒否する州の市民である米国民又はその州の市民によつて資本金の少くとも六〇%が所有又は支配されている法人に対しては本条に明記されたいかなる権利をも与えることを拒否する。

比島側におけるこの留保の行使は既得権に影響を及ぼすものではない。ただし、アメリカ合衆国のいずれかの州が将来に於て比島の市民又は比島の市民によつて所有され、若しくは支配される法人に対して制限が課せられたときに米国の州において従事していた活動に引續いて従事する権利を拒否するような制限を課した場合にはフィリピン共和国は上記の州の市民に対し、または上記の州の市民によつて所有され又は支配されている法人に対して同様な制限を設ける自由を有するものとする。

第七条 事業活動に従事する権利

1、アメリカ合衆国及びフィリピン共和国は事業活動に従事することに關して、他の一方の市民又は他の一方の市民によつて所有され又は支配されるいかなる形態の企業に対しても差別を行わないことに同意する。

また自国の領土内で外国人が事業活動を行うことに關して内国民待遇を与えられる範囲に対して、締約国のいずれか一方に

よつて課せられた新しい制限はこの新しい制限が採用されたときにその土地で事業活動に従事している他の一方の締約国の市民によつて所有若しくは支配されている企業に対しては適用されない。

またこの新しい制限はその州がフィリピン共和国の市民又はフィリピン共和国の市民によつて所有若しくは支配されている法人または団体に対して同様な制限を課していない米国民又は米国民によつて所有若しくは支配されている法人または団体に対しては適用されない。

2、アメリカ合衆国は合衆国の若干の州が比島の市民又は比島の市民によつて所有若しくは支配せられる法人または団体が何らかの事業活動を営む範囲を制限する権利を留保する。

フィリピン共和国は比島の市民に対し又は比島の市民によつて所有若しくは支配されている法人または団体に対して同様の権利を拒否するような諸州の市民である合衆国市民に対し、またはそのような州の市民によつて資本金の少くとも六〇%が所有されまたは支配されている法人若しくは団体に対して事業活動を営む如何なる権利をも拒否する権能 (Power) を留保する。

比島の側におけるこの留保の履行は既得権に影響を及ぼすものではない。ただし、アメリカ合衆国のいずれかの州が比島の市民または比島の市民によつて所有され若しくは支配されている法人または団体に對して下記の制限が課せられる時点においてその州で営んでいた事業活動を引續いて営む権利を拒否する

ような制限を将来において課するような場合には、フィリピン共和国は上記の州の市民又は上記の州の市民によつて所有若しくは支配されている法人又は団体に対して同様の制限を適用する自由を有する。

第八条 協定の解釈

本協定のいかなる点も次のように解釈されてはならない。

(一) 締約国のいずれにもそれを漏らすことが自国の必要不可欠な安全保障の利益に反すると考えられる情報を供給することを要求すること

(二) 締約国のいずれもが自国の必要不可欠な安全保障の利益の保護のために必要と考える何等から行動をとることを妨げること

(a) その行動というのは核分裂物質 (fissionable materials) 又はそれから核分裂物質が得られる物質に関するもの

(b) 武器弾薬及び軍需品の輸送及び直接又は間接に軍需施設に供給する目的を以て行われる他の物資の輸送に関するもの

(c) 戦時または国際関係に於ける緊急事態に於てとられるもの

(三) 締約国のいずれもが国際連合憲章に従つて国際平和と安全保障の維持のためにその義務を遂行するための行動をとることを妨げること、

第九条 協定の効力

米比通商協定の研究

1、本協定が効力を発生する際、及び一九五五年に米國議會及び比島議會によつて授權された本協定の改行が効力を発生する際に米國に義務を課する諸規定は

(a) 協定が効力を発生するときに米國の法律として有効であるならば、協定の有効期間中米國の法律として効力を存続する。また

(b) 協定が効力を発生するときに米國の法律として有効でないならば効力を発生し、かつ協定の有効期間中、米國の法律として継続的に有効である。

比島は本協定の有効期間中は本協定のうち比島に義務を課する諸規定を比島の法律としてその効力を存続せしめるものとする。

2、米國及び比島は本条第一項に述べられた米比兩國の法律をそれぞれ補足する必要な法律、そしてまた米比兩國にそれぞれ義務を課するこのような法律の規定及び本協定を実施するために必要な法律を速かは制定し、本協定の有効期間中その効力を存続せしめねばならない。

第十条 協 議

米比兩國は本協定の解釈及び適用について疑義を生じたときは相互に協議することに同意する。疑義についてはいずれか一方の政府が他方政府に対して申出を行うことが出来る。

おそくとも一七七一年七月一日までに米比兩國は本協定の終了の結果として又は本協定の終了を予期して生じるであろう共

同の問題に関して相互に協議することに同意する。

第十一条 存 続 期 間

1、本協定は一九七四年七月三日以後は効力を有しない。

本協定は米國又は比島によつて五カ年を下らない文書による予告によつて終了することが出来る。

若し米國大統領が他の一方の國が本協定に規定された権利若しくは義務を無効とし、または毀損するような措置や行動をとつたと決定し、これを布告するならば、協定は六カ月を下らない文書による予告によつて終了する。

2、一九五五年に米國議會及び比島議會によつて権限を与えられた本協定の改訂は一九五六年一月一日に効力を発生するものとする。

附 録 三

改訂された一九四六年七月四日マニラで署名されたフィリピン独立後の過渡期における貿易及び関係事項に関するアメリカ合衆國とフィリピン共和國との間の協定の附属議定書
(仮訳)

(PROTOCOL TO ACCOMPANY THE AGREEMENT BETWEEN
THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE REPUBLIC OF
THE PHILIPPINES CONCERNING TRADE AND RELATED
MATTERS DURING A TRANSITIONAL PERIOD FOLLOWING
THE INSTITUTION OF PHILIPPINE INDEPENDENCE. SIGN-

下記に署名した正当に授權された全権は改訂された一九四六年七月四日マニラで署名されたフィリピン独立後の過渡期における貿易及び関係事項に関するアメリカ合衆国とフィリピン共和国との間の協定の次の議定書に同意した。本議定書は協定の不可欠の部分をなすものとする。

1、定義 本協定に關しては——

(a) 「人」 (“person”) なる語は組合 (partnerships) 会社 (corporations) 及び団体 (associations) を含む。
 (b) 合衆国 (“United States”) なる語はアメリカ合衆国を意味する。しかし、地理的意味に用いられたときは各州、コロンビア地区、アラスカ及びハワイの准州及びプエルトリコを意味する。
 (c) 「フィリピン」 (“Philippines”) なる語はフィリピン共和国を意味する。しかし地理的意味に用いられたときは上記の領域内で問題となつてゐる特定の行為が行われ、または問題となつてゐる特定の情勢が存在したの比島共和国の創設の以前たると以後たるを問わない。ここに用いられるフィリピン共和国の領域はフィリピン憲法第一条第一節 (本協定附録 X に掲出) に明記された全ての領域を含む。

(d) 普通関税 (“ordinary customs duty”) なる語は物品そのものにもとづく関税を意味する。

(上記の関税がまた何らかの方法において物品の使用、価値、

米比通商協定の研究

若しくは生産方法にもとずいてゐるか、または輸入される同様の物品の量にもとずいてゐるか、または何等かの他の要因にもとずいてゐるかは問わない)。しかしながら、次の関税を含まない。

(1) 物品の輸入に關して何人かの作為 (act) または不作為 (omission) にもとずいて、またはその物品が輸出される国、若しくはその物品が積出される国の作為または不作為にもとずいて課せられる関税

(2) 助成金 (subsidy) 奨励金 (bounty) または補助金 (grant) を相殺するために課せられる相殺関税 (countervailing duty)

(3) 輸出国で一般に行われている価格よりも低い価格で輸出品を販売することを相殺するために課せられるダンピング防止関税 (Anti-dumping duty)

(4) 輸入に対し、または輸入に關連して賦課せられる租税、手数料、課徴金または強制取立金、ただし、それを賦課する国の法律がそれを関税と名づけているかまたは関税として賦課しているか、または関税法の下に課せられる関税として取扱わねばならない旨の規定を有している場合はこの限りではない。

(5) 合衆国の国内収入法第四五八一節 (本協定附録 VIII として掲出) によつてその重量の十% またはそれ以上が、上記国内収入の第四五一節 (本協定附録 VII として掲出) に明記された油脂、脂肪酸、または塩で成立つてゐるか、または直接若しくは間接にそれから得られた物品、商品、または総合物に關して課

せられる租税、または前記国内収入法四五〇一節(b)^(註3)(本協定附録として掲出)によつて課せられる租税

(註一) 旧協定では第二四九一節(c)

(註二) 旧協定では第二四七〇節

(註三) 旧協定では第三五〇〇節

(e) 米国品 (“United States Article”) なる語は米国の生産物である物品を意味する。ただし、いずれかの外国(比島を除く)から米国に輸入された材料を使用して生産された物品の場合には前記の輸入原材料の総価額が米国への輸入の時に於いて、比島へ輸入される物品の価額の二〇%を超えてはならない。上記物品の価額は上記物品の輸入の時に効力を有する比島関税法に従つて、また同法によつて規定されている時期におけるものとして、決定されねばならない。本項(e)に於て用いられる価額 (“value”) なる語は米国に輸入される(原材料)に關連して用いられるときは、米国へ輸入の時に於いて効力を有する米関税法の下に確定された原材料の価額を含む。また上記価額の中に含まれないならば原材料を米国へ持ち来る費用を含むが、しかし、輸入港に陸揚する費用または米国で徴収される関税を含まない。本項(e)の目的のためには米国において物品の生産に使用されるいづれの輸入原料も、その後米国で生産される物品の生産に使用されたものと考えねばならない。その物品は米国における生産の連鎖の生産物であつて、その生産行程において連鎖の一段階の生産物である物品が連鎖の後の段階において他の物品の生産において材料として用いられるものである。

(「米国品」は米国以外の国から、または米国の島嶼領域から、または上記の国若しくは島嶼領域を経由して輸入されたという理由で、比島の関税特恵の目的に關して「米国品」としての地位を失うものではない。ことが諒解される。)^(註)

(註) 括弧内は新協定において附加された部分を示す。

(f) 「比島品」 (“Philippine article”) なる語は比島の生産物である物品を意味する。ただし、外国(米国を除く)から輸入された原材料を使用して生産される物品の場合には上記輸入原料の総価額は比島への輸入の時に、米国へ輸入された物品の価額の二〇%を超えないものとする。上記物品の価額はその物品の輸入の時に効力を有する米国の関税法に従つて、関税法の規定する時の価額として決定される。本項(f)に用いられる「価額」 (“value”) なる語は比島に輸入される原料に關して用いられたときは比島への輸入のときに効力を有する比島関税法の下に確定される原材料の価額を含むものとする。この価額の中に原材料を比島へ持ち来る費用を含まないならばこれを含むものとする。ただし、輸入港における陸揚費用又は比島で徴収された関税は含まない。本項の目的のためには、比島において物品の生産に使用された輸入原材料は比島においてその後生産された物品の生産に使用されたものと考えられねばならない。その物品は比島における生産の連鎖の生産物であつて、その生産行程において連鎖の一段階の生産物である物品はその生産者又は他人によつて連鎖の後の段階において他の物品の生産に材

料として使用される。「比島品」は比島以外の国から又は米国の島嶼領域から、又は前記の国若しくは島嶼領域を経由して米国内に輸入されたという理由によつて米國関稅特惠の目的のために比島品としての地位を失うものではないことが諒解される。^(註)

(註) 括弧内は新協定において新たに附加された部分を示す。

(g) 「米國関稅」 (“United States duty”) なる語は(比島品が消費のために米國に輸入されるか又は倉庫より出荷される時及び場所において) 同様の物品に關して普通関稅の最低率又は最低合計率の適用をうける權利を有する嶼外國から輸入されたならば同様の物品に對して適用されるであろう普通関稅率を意味する。

(h) 比島関稅 (“Philippine duty”) なる語は(米國品が消費のために輸入され又は倉庫より出荷される時及び場所において) 同様の物品に關して道普関稅の最低率又は最低の合計率の適用をうける權利を有する外國から同様の物品が輸入されたならば適用されるであろう普通関稅率を意味する。

国内税

(i) 「国内税」 (“internal tax”) なる語は国内手数料、課徴金、または強制取立金を含み、更に次のものを含む。

(1) 本協定附録Ⅶに掲出する米國內收入法第四五八一節によつてその重量の一〇%またはそれ以上が本協定附録Ⅶに掲出する前記國內收入法の第四五一一節に明記された油脂、脂肪酸または塩の一またはより多くのもので構成されているか、また

はこれらから直接または間接に得られた物品または結合物に關して課せられる租稅、及び、本協定附録Ⅸに掲出された前記の國內收入法の第四五〇一節(b)によつて課せられた租稅

(2) 輸入に對してまたは輸入に關連して賦課せられるその他の租稅、手数料、課徴金または強制取立金、ただし、それを賦課する國の法律がそれを關稅と名づけるか、またはそれを關稅として賦課するか、または關稅法の下に課せられる關稅として取扱はねばならない旨の規定を含んでいる場合はこの限りではない。

2、本協定書第一項(g)及び(h)に關しては——

(a) 或る物品が外國から普通関稅を課することなしに輸入される權利があるとすれば、その國はその物品に關しては普通関稅の最低率の適用をうける權利があるものと考えられねばならない。そして

(b) 何等かの物品に關して法律、條約、貿易協定その他によつて何れかの國に對して普通関稅の輕減が認められると、上記の物品に對してさもなくば適用されたであろう普通関稅のそれに等しい輕減が行われねばならない。

(3) 第四条の第一項及び第二項の目的のためには物品の生産に使用された何れかの材料は生産の連鎖の生産物であるその後生産された物品の生産に使用されたものと考えねばならない。その生産の連鎖の行程において連鎖の一つの段階の生産物である物品はその生産者または他人によつて連鎖の後の段階で他の

米比通商協定の研究

物品の生産の材料として使用されるのである。

4、本協定に含まれる定義の中で、“include”及び“including”なる語が使用されたときは、これらの語は定義された語の意味

の中にさもなくば包含されるであろう他のものを排除するものと考えられてはならない。

新中國の對外貿易

宮 下 忠 雄

一、開 題

新中國の對外貿易については、私は一九五五年五月に公刊した小著においてその一斑を考察したことがある。^(註一) 本篇の目的とするところは、右の小著が考察の対象とした時期（一九五四年中頃まで）以後におけるこの国の對外貿易の發展を考察して、小著における所論の増補訂正を期することにある。しかし、本篇が独立の一文を形成しうるように、右の時期以前の事情についても、かるくふれることとした。

(註一) 拙著「中日貿易の研究」(一九五五年五月、日本外政学会発行) 第二章 中共貿易の基礎的認識。

二、新中國對外貿易政策の基調

新中國は資本主義諸国あるいは自由諸国とはその範疇を異にするところの新民主主義あるいは人民民主主義の国家であり、ソ連およびその他の人民民主主義諸国とともにソ連圏に属している。この国家における經濟制度は新民主主義の

経済制度であり、ここでは社会主義経済と資本主義経済が並存するが、資本主義経済に対してはすでに死刑の宣告が発せられており、しかしその刑の執行については、漸次的、平和的な方式が採用されている。いまや新中国は社会主義工業化の漸次的実現と農業、手工業ならびに資本主義商工業に対する社会主義改造の漸次的実現によつて、社会主義社会の建設に邁進しつゝある。^(註一)かような新民主主義経済のもとにおいては、国营経済を中核として可能なかぎりにおいて、つとに社会主義計画経済が運営せられてきている。ところで、対外貿易は中国経済の回復と建設に対して、すこぶる重要な地位と意義を持つている。ゆえに、新中国の対外貿易についても、はやくから社会主義計画貿易が行われてきているのである。新中国の対外貿易政策はこの国の外国貿易のかような性格によつて基本的に規定されている。

いま新中国の対外貿易政策に見られる若干の特徴を指摘すれば左のごとくである。

第一に、経済計画にもとづいて、この国の対外貿易は管理せられ、また保護貿易政策が実行されている。

社会主義工業化の実現は中華人民共和国の成立にはじまる中国の無産階級社会主義革命過程の一つの重大な要素である。社会主義工業化とは社会主義社会建設のための経済的基礎を創造するための工業化である。その特徴とするところは、工業化は全体の国家建設の一部として計画的に遂行されるが、重工業の建設をもつとも重視し、かつ重工業の建設から出発して、後進農業国である中国を工業国たらしめること、社会主義経済の中核である国营経済の国民経済における比重の増大が企図されていること、工業化に必要な資金は主として国内において、しかも国家資金の形態において蓄積され、充用されること、工業化はソ連およびその他のソ連圏の経済的、技術的援助を受けて遂行されることなどである。「社会主義工業化」なる言葉は新中国の文献においては、第一次五年計画の實行に着手した一九五三年の初めからあらわれ、やがて、中国共産党が提示した国家過渡期の総路線、総任務のなかにも用いられ、広く普及せしめられるに

いたつたものであるが、いわゆる社会主義工業化は一九五二年以前の経済回復の時代にすではじまつて^(註三)いる。

新中国の对外贸易政策はかような社会主義工業化に奉仕するものであり、その对外贸易はかような目標にてらして計画的に管理される。したがつて中国の輸入は主として直接あるいは間接に社会主義工業化に必要なものによつて構成され、その輸出は主としてこの輸入を確保するための支払手段を調達するために行われる。この故に、中国の对外贸易の発展、ひいてはその社会主義工業化の発展を制約する重要な一条件は中国の対外的輸出力である。

かような行き方は当然に、国内の幼稚産業を保護し、これを育成しようとする保護貿易政策を内包している。新中国が保護貿易政策を採ることは、一九四九年九月の共同綱領第三十七条にうたわれたほか、一九五一年五月公布施行の海関法および海関輸出入税則制定にさいして採られた方針のなかにも宣明されている。

かようにして、新中国の对外贸易は社会主義社会建設のための経済計画にしたがい、国家によつて管理されているが、それとともに外国為替や金、銀のような対外的支払に役立つ手段も管理されていることは言うまでもない。なお、外国貿易の管理にあたるものは、現在においては、对外贸易部と海関公署ならびに各地海関であり、外国為替や金銀の管理にあたるものは中国人民銀行と中国銀行となつてゐる。

第二に外国貿易は主として国营の貿易会社によつて営まれており、それによつて領導されている。

新民主主義経済のもとにおいては、国营経済は社会主義経済であり、社会主義計画経済実行の中核を形成しており、その領導的地位と勢力は日に日に高められており、これに反し私营経済の地位と勢力は相対的に低下してきていた。この傾向は外国貿易や金融業において最も早い時期にかなりの進展を見た。すなわち外国貿易額において国营と私营が占める比重は政府当局の発表によれば、一九五〇年に六一・一%対三八・九%であつたが、すでに、一九五二年において、

九〇%対一〇%と変つていた。このことは一九五二年末において、中国人民銀行が全国の預金と貸付の九〇%を占めていたことと思ひあわせて興味のあるところである。その後の政府当局発表によれば、一九五三年にはこの比率は約九二%対約八%、一九五四年には九七%対三%と變つてきている。この残されたごくわずかの私營の部分も一九五五年下期以降における資本主義商工業の社会主義改造の高潮のうちにおいて、各都市別に企業界の公私合營を達成してしまつた。現在、新中国の対外貿易のための国营会社としては十三個が数えられる。^(註三) 対外貿易のための国营会社とあわせて考へるべきものは国内商業のための国营会社であつて、地方国营会社をのぞいて、それはまた十數個を算し、中国の農工鉱生産物の買上と配給の大部分はこれらの会社およびその助手である供給合作社によつて握られており、さらに一九五三年十一月より食糧の國家による統一的買上と統一的配給の政策が断行され、同じ月に食用油品、油料の國家による統一的買上と食用油の統一的販売が実施せられ、一九五四年九月には、棉花の國家による統一的買上と綿布の統一的販売が実行にうつされた。かようないわゆる國家の統購統銷下にある物資以外についても、国营商社による物資の調達と配給力は強化せられている。外国商社の新中国における貿易活動にいたつては、一九五二年五月、英國政府が在華英商社の引揚を決意するにいたつた現実がその実相をつたえている。重要な在華英商社のうち若干のものは中華人民共和國によつて徵用された。これよりさき、一九五〇年末に新中国の当局は在華米國資産を凍結した。これはいうまでもなく、同年十二月に、米國が新中国に対する戰略物資の輸出を禁止し、さらに新中国の在米資産を凍結したことに對する報復的措施であつた。在華日、独、伊資産の運命についてはここに述べるまでもないであらう。

かくして解放前、百余年の長きにわたり、中国の対外貿易を支配してきた資本主義諸國の在華商社や外国銀行、それに結びついていた買弁は駆逐せられ、国内の華商輸出入業者の投機活動は全く抑圧せられてしまつたのである。

第三に、対外貿易はソ連その他ソ連圏に大きく偏らしめられている。

これは新中国がソ連圏に属するための当然の結果である。この点に関して思いおこすのは一九四九年七月に、毛沢東氏が「論人民民主專政」という一文において述べた「向ソ一辺倒」の主張である。そして一九五〇年二月には、中ソ友好同盟相互援助条約およびその他の二つの協定が締結され、その後、中国とソ連ならびにその他のソ連圏諸国との関係はいよいよ深いものとなつている。一九五五年七月制定の第一次五年計画のプログラムのなかにも、対外貿易の方針をのべるに際し、その冒頭において、「ソ連をはじめとする社会主義陣營の経済合作を強化し、わが国のソ連に対する貿易を拡大し、着実に各人民民主国家に対する貿易額を増進せよ。」と述べている。第一次五年計画の基本任務の「力を集中して、ソ連が中国に設計を援助する百五十六個の建設単位を中心とし、限額以上の六百九十四個の建設単位によつて組成される工業建設を進行し、わが国の社会主義工業化の初歩的基礎を建立する」ことである。新中国の企業の新建と改建に対するソ連の援助については、一九五三年九月の発表では、ソ連は中国に百四十一個の工場設備を供給することになつていた。このなかには、すでに過去三年間に、ソ連が中国のために建設した企業をも含んでいる。その後、一九五四年十月、ソ連は中国に対してさらに十五個の工業企業の新建を援助することとなり、また従前に規定されていた百四十一個の企業設備の供給範囲を拡大したが、これがためにソ連が供給を補充する設備の総額は四億ルーブル（一億米ドル）以上であるという。前記の第一次五年計画の基本任務にうたつている百五十六個の建設単位はこの段階におけるものである。これらの企業には鋼鉄連合企業、有色冶金企業、炭鉱、精油工場、自動車製造工場、トラック製造工場、水力および火力発電所、化学工場等を含んでいる。一九五五年末までにこれらの企業のうち、すでに全部あるいは部分的に生産に投入された単位は二十九個で、その他の企業の大部分も一九五八年前後に建設が完成し、あ

るいは部分的に建設が完成して生産に投入される計画であるが、実際上は期限前に完成される見込である。^(註四)一九五六年四月にいたり、ソ連はさらに中国に対し五十五個の工業企業の新建を援助することとなつた。^(註五)そこで、ソ連が中国のために新建あるいは改建を援助する企業の数に現在のところ合計二百一個となるのである。

右述の二百一個の企業の新建あるいは改建に必要な工場設備その他の生産財の大部分はソ連によつて供給される。すなわちそれらは中国の輸入となる。これに対しては、中国はソ連に対して支払をしなければならぬ。その支払はまず中国のソ連に対する輸出によつて行われるが、しかし輸入が輸出をもつて完済しえられない場合の用に供するために、ソ連は中国にクレジットないし借款をあたえることとなつている。これに関する協定はいままで二回、調印されている。

第一回は一九五〇年二月十二日に結ばれた協定で、これによりソ連は中国に対し、年利一%の条件で五ヶ年間、三億米ドル相当額のクレジットをあたえた。第二回は一九五四年十月に結ばれた協定で、これによりソ連は中国に対し五億二千万ルーブル（公定レート換算一億三千万米ドル）の長期借款をあたえた。

これを事実についてみても、現在、中国の対外貿易の八〇%ぐらいがソ連圏に属し、ソ連のみでは五〇—六〇%を占めるものと見られる。但し、中国貿易のソ連圏への偏傾については、一九五〇年十二月にはじまる米国を中心とする自由諸国の対華戦略物資禁輸政策によつて不自然に強められたきらいがある。これらの点については、後段においてふたび論及するであらう。

第四に平等互利を基礎として対外貿易の発展をはかつている。

平等とは国際政治上における平等のほか、国際貿易における交易条件の対等性を意味する。互利の貿易とはおたがいに必要なものを買うこと、また相手国が不要とする物資あるいは相手国においてすでに供給しうる物資を無理に売る

うとしないことを意味する。前項所述のように、新中国とソ連圏との国際関係は緊密化してきているが、このことはかならずしも新中国が資本主義諸国との経済的断絶をはかっていることを意味するものではない。毛沢東氏は「向ソ一辺倒」を主張した「論人民民主專政」を発表した一九四九年七月一日より半カ月前に、新政治協商会議予備会議における開会演説中において述べていわく、「われわれは全世界に向つて声明する。われわれの反対するところはただ帝國主義およびその中国人民に反対する陰謀計画である。いかなる外国政府といえどもそれが中国反動派と關係を断絶し、ふたたび中国反動派と連携せず、また援助をあたえず、かつまた人民の中国に対して真正でいつわりのない友好的態度をとりさえすれば、われわれはそれと平等互利ならびに相互に領土主權を尊重する原則を基礎として外交關係の樹立の問題を交渉することを願うものである。中国人民は世界各国の人民と友好合作をおこない、國際間の通商事業を回復發展させ、もつて生産の發展と經濟の繁榮に益することを願うものである。」と。この毛沢東氏の所論の趣旨は同年九月制定の共同綱領第五十六条および第五十七条にとり入れられていた。ちなみに、同氏の「向ソ一辺倒」の主張の趣旨は共同綱領第十一条および第五十四条にとり入れられていた。一九五〇年十二月にはじまる自由諸国の対華戰略物資の禁輸は中国の経済的発展に少からざる影響をあたえてきているが、新中国の立場からは資本主義諸国との貿易の必要を否認した言説はいまだかつてあらわれていない。むしろ一九五二年のモスクワの國際經濟會議以来、とくに第一次五年計画の開始以降、資本主義諸国との貿易の發展を望む主張が高まつてきている。第一次五年計画のプログラムのなかにも、そしてまた折にふれて發表される中国側当局者の意見のなかにも、平等と互利の基礎において中国は資本主義諸国との貿易を發展せしめたいと述べている。

ここに注意すべきは平等と互利にもとづく外国貿易の發展という原則は新中国が資本主義諸国に対してのみ要求して

新中国の対外貿易

いるところではなく、他のソ連圏に対しても要求しているところであるということである。一九五四年四月調印の中国チベット地方とインド間の諸問題に関する中印協定以来、新中国はこの国の外交における五つの原則を提示し来り、この五原則がとくに資本主義国との外交交渉に際して強調せられている。この五原則は平和的共存の五原則ともいわれ、一、領土主権の相互尊重、二、相互不侵犯、三、相互内政不干涉、四、平等互利、五、和平共存の五者を含んでいるが、これらの原則のうち、相互不侵犯、和平共存の二項をのぞいて、一九五〇年二月の中ソ同盟相互援助条約にもうたわれているのである。

第五にバーター貿易を原則としている。

中国の対外貿易の方式は少くとも現在のところ、バーター方式をもつて原則としている。しかし中華人民共和国成立以前にはじまる中国共産党政権の対外貿易方式の歴史について見れば、この政権は常にかならずしもバーター方式を採用していたものではない。すなわちこの点については、三期に分けて考察することができる。第一期は一九四九年秋以前であつて、バーター制を原則としていた時代、第二期は一九四九年秋頃以降約一カ年間であつて、この時期には外国為替取組の方式に転換している。そして第三期は一九五〇年末頃以来現在までであつて、ふたたびバーター制を採用するにいたつた時期である。一九五〇年十二月八日に定められた中華人民共和国対外貿易管理暫行条例第九条は「すべて貨物の輸出入は為替取組の方式によつて取扱う。」と規定しているが、この条例の発表の直後において、新中国の対外貿易方式の原則は為替取組からバーター制に転換せざるをえなかつたのである。それはこの日より数日前にはじまつた米国をはじめとする対華戦略物資禁輸の断行という新情勢に対応したものである。右条例にもとづいて制定されたバーター貿易管理暫行弁法および同弁法施行細則が公布されたのは一九五一年三月のことであるが、しかし広州においては

すでに一九五〇年十二月下旬にバーター貿易に転換している。ここに本来は例外の貿易方式であるバーター方式が原則となつたのである。バーター貿易管理暫行弁法においては、輸出貨物と輸入貨物のそれぞれについて、重要度にしたがつて、甲、乙、丙の三類を区別しており、甲類の輸出貨物は甲類の輸入貨物と交換することを原則とし、乙類の輸出貨物は甲、乙の二類の輸入貨物と交換することができ、丙類の輸出貨物は甲、乙、丙の三類の輸入貨物と交換することができることとなつている（同弁法第四条、第五条、第六条）。

バーター制は元来、外国為替の不足な国において、外国為替の使用を節約するために行われる窮屈な貿易方式であるが、しかし新中国の当局者はこの方式こそは貿易上において平等と互利を実現するのに役立つものであり、とくに米ドルの不足になやむ資本主義諸国に対して有利であると主張している。

一九五三年中頃以来、新中国は場合によつては貿易の決済を直接に外国為替をもつてすることが散見せられるようになった。これはこの国が多少なりとも外国為替を手持するにいたつたこと、また比較的重要な物資を或国に輸出して例えばポンド・スターリングを入手すれば、これを以て他の国から比較的重要な物資を獲得しようという事理に着目するにいたつたものであろう。しかしながら現状のもとにおいては、新中国の貿易方式がバーター制を原則としていることは變つていないと見るべきであらう。

ソ連圏を含めて、新中国は諸外国との間に協定貿易の方式を採用してきているが、この方式は一面において、バーター制の特質を活用するゆえんであるとともに、他面において、外国貿易を自国の経済計画に適合させ、社会主義計画貿易の遂行に役立たしめうるのである。協定貿易は一般に貿易協定のほか支払協定ないし清算協定を含んでおり、普通、一ヶ年を期限として、年々更改しているが、なかにはそれよりも長期にわたるものが若干ある。(註六)

新中国の対外貿易

いま中国と政府間貿易協定のある国を初めて協定を結んだ日付順に一表にまとめて示せば左のごとくである。

第一表 新中国と政府間貿易協定を調印した国

初めての協定の調印順

- 1、ソ連——一九四九年七月（東北人民政府）一九五〇年四月（中央人民政府）
- 2、ポーランド——一九五〇年三月
- 3、チェコスロバキア——一九五〇年六月
- 4、東独——一九五〇年十月
- 5、北鮮——一九五〇年十月
- 6、ハンガリー——一九五一年一月
- 7、ルーマニア——一九五二年七月
- 8、ブルガリア——一九五二年七月
- 9、越南（北ヴェトナム）——一九五二年二月
- 10、フィンランド——一九五二年九月
- 11、セイロン——一九五二年十月
- 12、パキスタン——一九五三年三月（但し一回限）
- 13、蒙古——一九五三年八月
- 14、インドネシア——一九五三年十一月
- 15、ビルマ——一九五四年四月
- 16、インド——一九五四年十月（中国チベット、インド間通商その他の協定は一九五四年四月）

- 17、アルバニア——一九五四年十二月
- 18、エジプト——一九五五年八月
- 19、シリア——一九五五年十一月
- 20、レバノン——一九五五年十二月
- △21、ユーゴ——一九五六年二月
- 22、カンボジア——一九五六年四月

備考 1、貿易協定は原則として毎年更改 2、表中○印はソ連圏、△は準ソ連圏

右表を通覧してあきらかのように、新中国と政府間貿易協定を締結している国はソ連圏の諸国とフィンランドをのぞけば、アジアおよび中近東の諸国である。パキスタンとの間には一度、貿易協定が締結されたが、その後、政府および民間商社との契約締結の方式が採用されている。政府間貿易協定のない諸国については、「貿易協議」が調印せられて、年々の両国間の貿易の枠を定める方式が採用されている場合がある。一九五二年のモスクワ国際経済会議のあいだあるいはその直後において、英国、西独、フランス、チリ、日本等とのあいだにこの貿易協議が締結された。この協議は中国側は中国進出口公司という国营貿易会社、外国側は民間代表ないし民間団体代表とのあいだに調印されるもので、その性質上、その外国政府の政策のいかんによつて実際の遂行率が制約される場合が多い。一九四二年六月、はじめて調印された日中貿易協議はすでに一九五五年に第三次貿易協議となつており、目下、この協議の有効期限の一年延長中にある。英国については、一九五三年七月に第二次貿易協議が締結されたが、その後、かような協議が締結されず、各英国商社が中国側国营会社と個々に契約を結んでいるようである。しかもそのなかには長期の契約を結ぶものがあり、

新中国の対外貿易

注目される。英国以外の諸国については事情はあきらかでないが、貿易協議の方式はすでにすてられているのではないかと見られるふしがある。

新中国の対外貿易政策の特徴は以上のごときものである。

さて、かような国においては、自由主義の国際経済理論が教うる比較生産費の理論のごときものがそのまま適用しえないことは言うまでもない。新中国の外国貿易の動きを決定する重要な因素はこの国の政府の戦略、戦術を別とすれば、社会主義経済計画そのものであるといわねばならぬ。もとより計画は現実に即して必要性和可能性とを合理的に綜合した場合において最も合理的な実現をはかりうるものであるが、現実そのものが計画となるものではない。したがつて例えば、新中国の人民の生活程度が向上し、その購買力が増加したからというて、それがそのままただちに対外貿易の発展をもたらすものであるとは言えないのである。民衆の購買力の増加が対外貿易の発展の動力として現実にあらわれるためには、新中国政府の経済計画の枠を通さねばならぬ。なお中国の物資がソ連圏を含めて外国市場においてしばしば国際市価を無視して不当に安く売られている形跡があるが、これは新中国政府が計画にもとづいて、その必要とする物資あるいは外貨を獲得することを第一義と考えている結果ではないかと推察しえられる。さらにいわゆる出血輸出と見られるべき現象も散見する。

叙上のような新中国の社会主義計画貿易がソ連を中心とするソ連圏全体の経済協力体制の一部として、計画にもとづく一種の国際的分業を営む体制にすすみつつあるかいなかは一つの重要な問題であつた。私は旧著において、この問題に対して、肯定的結論を主張したが、しかし一九五六年九月の中国共産党第八回全国代表大会にあらわれた所論は私の右の結論を修正することを余儀なくさせるにいたつた。

右大会における劉少奇氏の政治報告および大会の政治報告に関する決議、周恩来氏の第二期五年計画の建議に関する報告および大会の第二期五年計画に関する建議には、いずれも中国における一つの完全な工業体系の建設をうたつてゐる。例えば、周恩来氏は第二期五年計画の基本任務をのべた折において、「わが国社会主義工業化の主たる要求はおおよそ三個の五年計画の期間内において、基本的に一つの完全な工業体系を建設してしまふことである。」とのべてゐる。

大体上三個の五年計画の期間において、国家の過渡期における総任務を達成しようとすることは従来においても新中国の当局者によつてのべられてきたところである。しかし中国一国の独自の工業体系の建設という目標はこの大会において始めて明かにせられたものである。

しからば完全な工業体系の建設とはいかなることを意味するか。この点については周恩来氏の報告には、「かような（基本的に完成された）工業体系は各種の主なる機械設備および原材料を生産し、わが国の拡大再生産と国民経済の技術改造の需要を基本的に満足することができる。同時にそれはまた各種の消費品を生産し、人民生活水準を不断に引上げる需要を満足することができる。」と述べられている。

中国が基本的に完全な一個の工業体系の建設を目指すことは既成のソ連圏の工業体系——ソ連を中心とする工業体系とは別個独立の工業体系の建立をはかることを意味しており、その有する意義は重大である。周恩来氏は「すでにソ連を主とする社会主義各国の経済は日まじに發展し、かつ社会主義各国との間には、経済と技術の広汎な合作の可能性がある以上は、わが国が完全な工業体系を建立する必要があるか、どうか。」という設問を自から提出して、これに対して次のように答えている。いわく、「わが国目前の状況はソ連の建国の初期において、経済上、孤立無援であつたのとは大に異なるものがあり、ソ連と各人民民主国家の存在と發展はわが国社会主義建設のきわめて有利な条件ではあるが、し

かしわれわれのように、人口が多く、資源が比較的豊富で、需要の甚大な国家は依然として自己の完全な工業体系を建立する必要があるのである。それは次ぎのような理由にもとづく。すなわち国内的要求から言えば、われわれは迅速に国民経済の長期にわたる立ちおくれの状態を変えなければならず、国際的要求より言えば、わが国が強大な工業を建立することは社会主義各国経済の共同の高潮を促進することができ、かつ世界の平和を保障する力を増強するのである。」と。これによつてみれば、新中国はゆくゆくはソ連圏の重要な一翼を形成しながらも、ソ連を中心として形成されつつある工業体系とは別箇の工業体系を建設しようとしていることがあきらかである。^(註七)

周恩来氏が強調しようとしたのは新中国の経済的建設にあつて、もつぱらソ連およびその他のソ連圏諸国による国際的援助に依頼しようとする思想を打破することであり、同氏はさらに、中国における一個の完全な工業体系の建立と発展のためにはソ連圏との経済および技術の協力関係の発展が必要であるのみならず、資本主義諸国との経済、技術、文化の交流が必要であり、このことはかような工業体系が完成されたのちにおいても変りがないことを強調している。

但し、資本主義国との交流はあくまでも中国の社会主義社会建設のためである。中国における独自の工業体系の建設という命題は新中国の資本主義国への接近を許してはいるが、中国の資本主義化は決してこれを許してはいないのである。ゆえに第一期五年計画のプログラムのなかにも、対外貿易政策の方針を述べるに際し、「国家の対外貿易に対する管理を強固にし、もつて資本主義の襲撃を防止し、わが国の社会主義建設を保障する。」とのべられているのである。

(註一) 新中国の経済制度については拙稿「新中国の経済制度」、「国際経済研究」第四号(一九五四年三月)「新中国の経済制度再論」、「国民経済雑誌」第九十四卷第四号(一九五六年十月)および「中国経済建設序説」、「太平洋問題」一九五七年一月、二月参照。

(註二) 中国工業化の構想については拙稿「中国工業の恢復と工業化」一、中国工業化の構想(宮田喜代蔵先生編「アジア経済の現勢と日本」

(一九五四年) 所収) 参照。

(註三) 十三個の国営対外貿易会社の名称は左の通り。中国食品出口公司、中国土産出口公司、中国雑品出口公司、中国進出口公司、中国糸綑公司、中国茶葉公司、中国鉄産公司、中国糧穀油脂出口公司、中国畜産出口公司、中国五金進出口公司、中国機械進出口公司、中国運輸機械進出口公司、中国儀器進出口公司。

(註四) 葉季壯氏稿「中ソ両国経済合作の一段の発展」拙訳編「中国経済情報」一九五六年五月一日号参照。すでに生産に投入された二十九個の企業のなかには、鞍山鋼鉄公司の大型圧延工場、つぎ目なし鋼管工場、薄板工場、ハルピン量具刃具工場、瀋陽第一旋盤工場、阜新海州露天掘工場、鶴崗東山一号堅坑等がある。

(註五) 五十五項の工場設備、設計工作、その他の技術援助は総額二十五億ルーブル(六億二千五百万米ドル)に達する。

(註六) ソ連との間の長期経済援助協定にもとづく外国貿易のほか、チェコ・スロバキアその他アジア・アフリカの若干の諸国と長期貿易協定が締結されている。チェコとの間には一九五六年七月、若干の主要商品に関する五年貿易協定(実施期は一九五八年)が締結された。アジア・アフリカ諸国との長期貿易協定については、後段参照。

(註七) 一九四九年一月、モスクワに経済相互援助会議が設立され、これにはソ連、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、アルバニア、東独の諸国が参加している。中国とユーゴは参加していない。一九五六年五月十八日より二十五日までベルリンでひらかれたこの会議には中国はユーゴとともにオブザーバーを派遣したのみである。かような事実は新中国における独自の工業体系の建設と関連して注目される。

三、新中國對外貿易の發展

新中国の外国貿易統計については、この国の当局者は他の多くの経済統計におけると同様に断片的な発表を行つてい
るのみである。第二表はこれらの断片的な数字を基礎として作成されたものである。^(註一)

いま、本表を基礎とし、他の資料を参照しつつ新中国の対外貿易の發展を考察してみよう。

(一) 対外貿易総額の増大

新中国の対外貿易

いま、第二表の「新中国貿易総額」欄中の指数によつて、各年の対前年比増加率を算定してみると、一九五一年四三%、一九五二年九%、一九五三年二五%、一九五四年五%弱、一九五五年二五%を示している。これによつて知りうることは、一九五五年までは、新中国の対外貿易総額は一途に増大の傾向をたどつており、ただしこのあいだ一九五二年と一九五四年に増勢が一時、鈍化したということである。

しかしながら本表所載の新中国対外貿易総額指数は従来の発表（政府当局発表あるいは「人民日報」等新中国発行の新聞紙所載の記事——以下同断）の数字と大に喰いちがいがり、人をして多大の疑惑をいだかしめるものがある。

参考のために、従来の発表の数字にもとづいて、新中国の対外貿易総額の推移を一表に作成してみれば第三表となる。なお本表においてえられた各年の貿易総額を従来の発表による対ソ連圏貿易と対自由諸国貿易の比重によつて、両者の各年の金額を算定すれば第四表のごとくである。

第二表と第三表を比較した場合、そこに生ずる大きな喰いちがいはとりわけ左の二点である。

第一、一九五〇年末にはじまるアメリカを中心とする自由諸国の対華戦略物資禁輸政策は第二表と第三表のいずれにおいても一九五二年において、この国の対外貿易総額に影響をあたえたことを物語っているが、しかし第三表においては、同年は前年に比し激減を示しているのに反し、第二表においては若干の増加を示していること。

第二は第一に関連を持っているが、従来の発表によれば（第三表の「備考」欄参照）、一九五一年において、中国の対外貿易総額は戦前の水準をこえ、一九五二年においては、これを割り、一九五三年において、ふたたび戦前の水準をこえたとされていたが、第二表においてはこの発表があてはまらない。

さらにこれらの表のいずれも一九五五年において、第一期五年計画の最終年である一九五七年の原定の計画数字を突

第二表 新中国貿易概況 (単位億米ドル)

年次	新中国貿易総額		対ソ連圏貿易		対自由諸国貿易	
	指数	金額	百分率	金額	百分率	金額
1950	100	17.7	26%	4,602	74%	13,098
1951	143	25.4	61%	15,494	39%	9,906
1952	156	27.7	72%	19,944	28%	7,756
1953	195	34.6	75%	25,950	25%	8,650
1954	204	36.2	80%	28,960	20%	7,240
1955	265	47.1	80%	37,680	20%	9,420
1956(見込)	257	45.7	80%	36,560	20%	9,140
57(計画)	260	46.1	80%	36,880	20%	9,220

第三表 新中国対外貿易総額の推移 (政府当局公表)

年次	指数			対前年比	概算実額 (単位億 米ドル)	備 考
	1950年 =100	1949年 =100	1952年 =100			
1949	30以下				(5.8)	
1950	100				(19.2)	
1951	200				(38.3)	戦前水準を超えた
1952	(133)				(25.5)	
1953	181	600以上		+36%	(34.7)	戦前水準を超えた
1954	(189)			+4.5%	36.2	人民幣84億8,673万元(米ドル換算36億2,253万ドル) 葉季壯氏公表
1955	250以上			+30%	(47.9)	1950年=100として(245.7)なる数字をも得
1956	(219)		+65%		(42.0)	1956年9月劉少奇, 周恩来両氏公表の見込数
1957(計画)	(221)		+66.5%		(42.4)	

注意 括弧にくくつてない数字は政府当局公表のもので括弧内の数字はこれから算出したものである

第四表 前表によつて算定された対ソ連圏, 対自由諸国別貿易額 (単位億米ドル)

年次	貿易総額	対ソ連圏貿易		対自由諸国貿易	
		百分率	金額	百分率	金額
1950	(19.2)	26%	(4.992)	74%	(14.208)
1951	(38.3)	61%	(23.363)	39%	(14.937)
1952	(25.5)	72%	(18.360)	28%	(7.140)
1953	(34.7)	75%	(26.025)	25%	(8.675)
1954	(36.2)	80%	(28.960)	20%	(7.240)

注意 括弧にくくつてない数字は政府当局公表のもので、括弧内の数字はこれから算出されたものである。

破しているが、一九五六年の見込は一九五五年に比しかえつて減少しているのは一奇とするに足る。しかも一九五六年の見込の数字は劉少奇、周恩来という責任ある両氏が最近発表した指数を基礎としているものである点を思わねばならぬ。

ともあれ、新中国の対外貿易総額が増大の過程をたどってきていることは疑ない。新中国の対外貿易の増大は新中国の経済発展の一つの重要な因素であり、それはまた新中国の経済発展の反映でもある。

(二) 輸出入の均衡の達成

一九五〇年に中国の対外貿易は出超に転じ、爾來、貿易収支は基本的に平衡していると報告されている。一九五〇年に出超額は輸入総額の七・三四%を占めたという。中国の貿易は長い間、入超をもつて常態とされていたものであるが、かような大勢を転廻せしめたのは新中国の社会主義計画貿易である。

一九五五年二月二十日、中国人民銀行の責任者が新華社記者に語ったところによれば、国際収支中に占める国際貿易収支の比重は一九五〇年七〇・八%、一九五四年八三・九%であるという。すでに指摘した対外貿易部長葉季壯氏発表の一九五四年の中国対外貿易総額八十四億八千六百七十三萬元（三十六億二千万米ドル）をこれに適用すれば、新中国の国際収支は一九五四年において、百一億一千五百萬元（四十三億一千万米ドル）となる。なお右談話によれば、新中国の国際収支総額は一九五〇年を一〇〇として一九五四年に二二一・五を示し、国際収支尻は一九五〇年以来、常に順調で、一九五〇年より一九五二年までは支出は収入の九〇%にあたり、一九五三年と一九五四年は支出は収入の九八・六%にあたり、一九五四年の金準備は一九五〇年に比し十倍以上を増加したという。

(三) 輸入の増加、輸入品目の変化

新中国の輸入総額の趨勢については、一九五三年の輸入総額が前年に比し三八%増加したと発表されたほか、別段の発表がないが、貿易総額が増大の傾向にあり、かつ輸出入が均衡している以上、輸入額も増大の傾向にあることはあきらかである。

輸入品の主なるものは生産財をもつて占められている。政府当局の発表によれば、輸入品中生産財の占める比重（他の部分は消費財——人民の生活必需品を主とする——）は一九五〇年七八%、一九五三年八七%、一九五四年八八・五%、一九五五年九〇%以上である。輸入品におけるかような品目の構成は戦前のそれと比較して大きな変化であるといわねばならぬ。これを一九三五年に就てみれば、生産財の輸入は全輸入の二〇%以下で、八〇%以上は消費財をもつて占められていた。一九五五年七月の第一回全国人民代表大会第二期会議における葉对外贸易部長の発言によれば、国民党統治時期においては、生活資料の輸入は輸入総額の五〇%を占めていたという。

一九五六年十月二日、「人民日報」所載の記事によれば、過去六年間に、すでに輸入され、また目下、輸入されつつある工場設備は合計二四五項、すでに輸入された金属切削旋盤は合計二〇、六九三台、石油およびその生産品は合計四八五万トン、トラクターは合計一万二千余台、肥料は合計二百三十八万トン、耕馬は五万余頭で、その他の物資、たとえば採鉱機、起重機、鉄道車輛、自動車、鋼板、有色金属等の生産資料および棉花、砂糖、医薬品等の人民生活必需品の輸入数量も甚大なものがある。

中国工業の発展にともない、最近一、二年のことであるが、国内で生産しうる生産品、たとえば、一般の旋盤、起重機、空気圧縮機、紡績機械、電話機、医療機械、化学工業原料、自転車、ミシン等の輸入は次第に減少しつつあるのみならず、すすんで輸出しうる状況にある。

なお、中国は農業国であるにもかかわらず、従前は長期にわたり、多量の食糧を輸入していた。食糧の輸入は一九四一年には全輸入の二四・四三%を占めていた。ところが一九四九年以来、中国は食糧の輸出国となつた。現在、新中国はビルマから米を輸入しているが、しかしそれ以上に多量の食糧をソ連圏、セイロン、インド、日本などに輸出している。

(四) 輸出の増加、輸出品目の変化

輸出は輸入をまかなうために行われる。輸入の増大にともない、輸出も増加の大勢にある。

従来の発表によれば、輸出額は一九五〇年に戦前の水準をこえ、一九五三年には前年に比し三三%を増加した。

輸出品の主なるものは農産品(米、黄豆、落花生、茶など)、動物産品(豚毛、羊毛、卵製品など)、植物油類(桐油、落花生油類)、鉱産品(石炭、アンチモニー、錫など)のほか手工芸品(麦わら帽子、レース、刺繡、その他の美術工芸品)で、いわゆる土産物、特産物が多い。中国の土産物、特産物は農民総収入の約三〇%を占めるといわれる。

これらの物資のうち、民衆の食用に供せられるもの(米その他の食糧、食用油、豚肉、鶏卵など)については、その輸出のために民衆生活を圧迫しているのではないかと観察されていた。ところが、一九五五年七月の第一回全国人民代表大会第二期会議において、葉対外貿易部長は輸出が過多であり、国内市場に影響をあたえているとなす論に対して反駁している。まず、同氏は食糧と食用植物油の輸出に制限が行われていることを指摘する。それによれば、一九五四年と一九五五年の食糧の輸出は一九五三年の水準を維持しており、今後二年間はこの水準を維持し、一九五四年の食用植物油の輸出は一九五三年に比し三六%を減少しており、今後、各年の輸出は一九五四年の水準を維持することになつてゐる。つぎに、その他の物資の輸出が決して多くないことを指摘するために、各種物資の輸出額が国内消費量ないし生

産量において占める比率を示している。それによれば、一九五四年の豚肉（生豚と罐詰の肉）の輸出は国内消費量の六%、鶏卵の輸出は生産量の一〇%、りんごの輸出は生産量の一八%、茶の輸出は生産量の二七%、工場製生糸の輸出は生産量の六三%を占めている。なお主要輸出品で戦前の水準に到達していないものがあり、その例として一九五四年の茶の輸出が一九三六年の輸出数量の六五%にすぎず、工場製生糸の輸出数量は一九三一年の三二%にすぎないことを指摘している。商業部副部長姚依林氏が一九五六年六月の第一回全国人民代表大会第三期會議において発言したところによれば、近時における豚肉供給の不足と価格暴騰の対策として、一九五六年には豚肉の輸出量を五万トン（生豚一一〇万頭にあたる。）減少することとなった。同氏によれば、近年における豚肉の輸出量は生豚換算で三五〇万頭ないし四八〇万頭のあいだにあり、輸出量が生産量に占める地位は三%ないし四%であり、屠殺量に占める地位は五・五%前後である。したがって生豚一一〇万頭相当の豚肉の輸出の減少は従来の輸出量に対し二三%ないし三〇%の減少にあつている。ともあれ、かような事情は豚肉の輸出量が国内消費量の六%、国内生産量の三―四%という低率であるにもかかわらず、民衆生活を強く圧迫していることを物語つていものである。もともと中国経済は過少消費の状態にあり、加うるに経済の發展、生産の發展にともない、一人あたりの国民所得は増加し、民衆の消費物資に対する有効需要は漸増しつつあり、消費物資の供給は需要に追いつかない事情にある。中国の輸出はかようにして出血輸出となつていものが多いのである。^(註二)

一九五三年以降の新らしい傾向として、工業品の輸出が増大してきている。これは中国工業の發展にもとづくものである。一九五〇年に、工業品は新中国の輸出総額の一五・四%を占めていたが、一九五五年は四〇・四%を占めている。これを上海についてみれば、輸出品中、工業品と土産品、特産品の占める比重は一九五三年七・七%対九二・三%、一

九五四年一六・一%対八三・九%、一九五五年二七%対七三%、一九五六年四六%対五四%（見込）である。^(註三)輸出工業品の大部分は軽工業品（綿糸、綿布、毛織物、雑貨、文房具等）であるが、しかし若干の生産財（軽工業プラント——紡績、マツチ、煙草、製紙、ガラス製造等の工場設備——や小型エンジン、モーター、小型機械、鋼材、レール、セメントなども輸出されるようになってきている。かくして従前、輸入にあおいでいた多くの工業品も、いまは逆に輸出されるようになってきている。中国工業の発展にともない、かような傾向はいよいよ強まってくるであろう。

葉対外貿易部長は第一回全国人民代表大会第二期会議における発言において、中国の輸出品の価格が不適正であつた場合のあることを指摘している。いわく、「過去において、われわれの個別の商品の輸出価格は不適正であり、販売に影響をあたえたことがあるが、かような現象は今後、十分に注意して、これをさげ、われわれの一切の輸出商品をして合理的価格を保持させるようにしなければならぬ。」と。中国物資の安売りについては、かねてから資本主義諸国の人々が注目していいところである。ソ連や東欧のソ連圏諸国に輸出された中国の物資がめぐりめぐつて香港において、香港市場の価格よりも安い価格で買手を求めたことがある。東南アジア市場においては、中国工業品が安い価格で売られているという。葉季壯氏はおなじ発言のなかでソ連や東欧のソ連圏諸国との貿易に際しては、公平合理的な価格決定の原則によつていと述べている（後段参照）から、同氏が言わんとしているのはソ連圏以外の貿易に関するものであるかもしれない。しかしながら中国の貿易は社会主義計画貿易であり、必要ならば、国際市場価格を無視して安売りすることも可能であることは見のがしてはならない。

(五) 貿易相手国ないし地域の拡大

国家統計局公報によれば、新中国は一九五三年には五十余カ国と貿易を行つていたが、一九五五年には六十余個の国

や地域と貿易取引を行つている。華字紙によれば、一九五六年九月において、上海港は六十八個の国と、天津港は五十個の国ならびに地区とそれぞれ貿易關係を持つていた。上海港にやつてきた外国船は一九五六年初より十二月中旬までに四百余隻にのぼり、天津港出入の外国船は一九四九年全年で三百七十七隻であつたが、一九五六年前半年で四百五隻に上つた。一九五六年八月現在、中国に來た外国船の国籍はソ連、ポーランド、チェコ、英国、スウェーデン、フィンランド、パキスタン、ノールウェイ、日本、ビルマ、オランダ、東独、フランス、デンマーク、トルコ、インド、ユーゴ、南阿連邦、イタリー、朝鮮の二十カ国であつた。同年下半年にはアルゼンチンの船も上海に入つた。政府間に貿易協定のある国は一九五三年には十四カ国であつたが、現在においては二十一カ国となつている(第一表参照)。かうにして新中国はほとんど全世界の各地と取引するにいたつてゐる。

以下 (a) 対ソ連圏貿易と (b) 対自由主義諸国貿易とに分けて、その大勢を観察する。

(a) 対ソ連圏貿易

この国の性格から考へて、そしてまたこの国が急速な工業化を企図しているために、その貿易がソ連圏に偏寄するのは当然のことである。しかしながら一九五〇年にはじまる自由諸国の対華戦略物資の禁輸政策がこの傾向を強めていることはこれを否定することはできない。

中国の貿易相手国としては、ソ連は一九三六年に第二十五位にあつたが、一九四九年にはすでに第三位にのぼつてゐる。ソ連が第一位に上つたのは一九五〇年で、この年、第二位は米國、第三位は香港、第四位は英国となつてゐる。爾來、対ソ連圏貿易の比重は増大の傾向にある。従來の發表によれば、一九五〇年を一〇〇として対ソ連圏貿易の増加の趨勢を示せば、一九五一年二五五、一九五二年三一二、一九五三年四〇九、一九五四年五〇〇、一九五五年約六五〇(ソ連

新中国の対外貿易

のみでは五三一)である。上海貿易における対ソ連圏貿易の発展は一九五二年を一〇〇として、一九五三年一五二、一九五四年二四五・六、一九五五年二七六・八である。(註四)

政府当局の発表によれば、中国の対外貿易総額中に占める対ソ連圏貿易の比重は一九五〇年二六%、一九五一年六一%、一九五二年七二%、一九五三年七五%、一九五四年八〇%である。既に論及した一九五六年十月二日の「人民日報」所載の記事はこの点について、一九五〇年は三三・五%で、最近数年来ズット八〇%前後を占めっていると記されている。一九五〇年の三三・五%という百分率は従来の発表と大に異つている。この百分率を採らず、そして一九五五年以降を八〇%として、新中国貿易総額中に占める対ソ連圏貿易と対自由諸国貿易についてその実数を算定したものが第二表と第三表に掲載せられている。すでに論及した一九五五年二月の中国人民銀行責任者の発表によれば、一九五四年の中国貿易における対ソ連圏貿易の比重は一九五〇年八・六%、一九五四年七三・四%としている。これはおそらく外国為替収支の側面からみた比重であろう。(註五)

新中国の貿易における対ソ連貿易については、従来の発表によれば、一九五〇年輸入の一九・八四%、輸出の二六・五八%、一九五一年輸入の四四・七%、輸出の二六・四三%、一九五二年輸入の五三%、輸出の五四%、一九五三年貿易総額の五六%という数字をうる。

すでに指摘したように、新中国の第一期五年計画はソ連が中国のために新建と改建を援助する百四十一項(その後二百一項に増加した。)の企業単位を中心とするもので、したがって新中国のソ連および東欧のソ連圏より輸入する物資も経済建設に必要な生産財である。一九五四年にソ連圏が新中国にこれらの物資を供給した比重は九三・九%を占めていたという。各種工作機械、鉱山用、運輸用および建築用機械、各種鋼材、有色金属、電工電器器材、精密科学機械、

石油、化学工業原料などは自由諸国の対華禁輸品に属しているが、ソ連圏はこれらの物資を中国に供給し、自由諸国の圧迫にもかかわらず、新中国をしてその経済建設を予定のごとくに達成しえしめたのである。

中国のソ連圏に対する輸出品は主として農業、牧畜業およびその副業の生産品である。

中国のソ連圏との貿易における価格が公平合理的であることは政府当局がかねがね指摘してきているところであるが、一九五五年七月の第一回全国人民代表大会第二期会議において、葉対外貿易部長は「わが国がソ連および各人民民主国家と交換する商品はいずれも双方が協議してとりきめた公平合理的な価格決定の原則にもとづいて価格を計算している。価格が双方によつて確定せられたのちに基本的に変動したときには、毎年の個別の商品の価格に対してのみ、必要な合理的調整を行うだけである。」とのべている。

中国とソ連圏との貿易に関連して注目すべきは鉄道による輸出入の増大である。香港「大公報」一九五五年九月二十八日の記事にいわく、「中国とソ連、朝鮮、越南、蒙古、ルーマニア、ブルガリア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、アルバニア、ドイツ民主共和国とのあいだには、現在、すでに一つの強大な国際鉄道運輸網を組成している。本年、中国が鉄道運輸網を通過して輸出する物資は一九五二年に比し八八%を増加するであろう。」と。なお、一九五六年七月二十二日の天津「大公報」所載、張高峯氏稿「天津港」なる一文によれば、天津港のソ連圏輸出額は一九五〇年を一九五〇として一九五五年三二四であるが、その輸入額は同一年基準で、一九五一年一、三三四を示し、その後減少して一九五五年は五三となつたという。この減少の理由として中ソ運輸鉄路連絡の強化が指摘されている。

ともあれ、新中国の対外貿易が自由諸国の対華禁輸にもかかわらず増大の傾向を維持しえたのは主としてこの国がソ連圏との密接な経済協力関係（貿易の発展、借款の獲得のほか贈与、技術的援助、人材の養成等の諸側面にわたる。）

新中国の対外貿易

を建立しました發展せしめたことに負うのである。

(b) 対自由諸国貿易

新中国側の資料にもとづいて算定した新中国の対自由諸国貿易の状況については第二表と第三表を見られたい。バトル法報告とエカフェの年報にもこの点に関する別個の統計がある。参考のため第五表にこれをかかげる。

なお、バトル法報告により、主要自由諸国の新中国との国別貿易統計を示しておく。(第六表および第七表)

新中国と資本主義諸国との貿易は一九五〇年まで増加した。一九五一年には自由諸国の対華禁輸が効果を奏しはじめ、一九五二年にはさらに徹底した。しかし一九五三年には禁輸の緩和と列国の競争のためふたたび増大にむかつた。しかし一九五四年については自由諸国側の資料(第五表)と中国側の資料(第二表と第四表)はいずれも減退を示している。一九五五年については、いずれの資料も増加を示す。同年について、バトル法報告は八億米ドル余(第五表)、中国側の資料は九億四千八百万米ドル(第二表)を示している。別の新中国側資料によれば、一九五三年に資本主義国との貿易は前年に比し二九%を増加し、一九五四年については発表なく、一九五五年については前年に比し二五%以上を増加した。一九五六年十月二日の「人民日報」は中国と西方国家(自由諸国からアジア・アフリカ諸国をのぞく)との貿易は一九五五年において一九五二年に比し三六八%を増加したとべている。上海港の対資本主義諸国輸出貿易の趨勢として、齊維礼氏は既掲の一文において、一九五二年を一〇〇として、一九五三年一六六、一九五四年二〇四・一、一九五五年三六一・九を指摘している。新中国の自由諸国との貿易が増大の傾向を辿つているとしても、一九五五年において、なお一九五〇年の水準に回復していないことは注目すべきである。

自由諸国からの新中国向輸出のうち、西ヨーロッパ、日本および香港から輸出されたものは工業製品が主要な部分を

新
中
国
の
対
外
貿
易

第五表 自由諸国の対新中国貿易（自由諸国側統計）（単位百万米ドル）

年次	自由諸国の輸入		自由諸国の輸出		自由諸国の対中国貿易総額	
	エカフェ報告	バトル法報告	エカフェ報告	バトル法報告	エカフェ報告	バトル法報告
1938	310	417.9	231	672.2	541	1,090.1
1949	563	426.2	553	324.1	1,116	750.3
1950	520	534.7	540	452.1	1,060	986.8
1951	528	524.7	539	446.2	1,067	970.9
1952	270	367.9	323	272.5	593	640.4
1953	280	432.7	395	287.4	675	720.1
1954	282	375.4	342	294.0	624	669.4
1955年1~6月	119	238.8	231	136.9	350	375.7
1955		492.7		313.1		805.8

第六表 主要自由諸国の対新中国国別輸入（バトル法報告） 単位百万米ドル

1953年			1954年			1955年		
国別	金額		国別	金額		国別	金額	
香港	150.0		香港	121.1		香港	157.1	
セイロン	43.9		日本	40.8		日本	80.8	
マライ	34.4		西独	36.1		西独	45.9	
西独	33.2		セイロン	32.0		マライ	37.8	
日本	29.7		マライ	28.5		英国	34.6	
英国	28.8		英国	25.2		仏領モロッコ	19.0	
スイス	16.1		仏領モロッコ	11.1		セイロン	16.8	
オランダ	15.1		スイス	11.0		スイス	15.8	
フランス	11.0		フランス	9.4		フランス	11.8	
イタリア	7.4		インドネシア	8.9		インドネシア	9.9	

第七表 主要自由諸国の対新中国国別輸出（バトル法報告） 単位百万米ドル

1953年		1954年		1955年	
国別	金額	国別	金額	国別	金額
香港	94.6	香港	68.4	香港	31.8
セイロン	50.9	セイロン	46.5	パキスタン	31.7
スイス	26.5	パキスタン	26.1	日本	28.5
西独	25.0	スイス	23.2	西独	26.2
英国	17.5	西独	21.5	セイロン	25.5
フランス	12.4	英国	19.4	エジプト	24.5
エジプト	10.4	日本	19.1	スイス	23.7
インド	7.3	エジプト	11.4	英国	22.2
パキスタン	7.3	フランス	8.7	インド	18.0
オーストラリア	5.3	インド	8.6	フィンランド	12.5

占めていた。日本と香港をのぞくアジア、大洋州および中近東からの輸出は主として農産物から成つていた。

新中国から自由諸国へ輸出されたものは食糧その他の農産物、鉱産物、軽工業品であつた。

一九五五年四月のバンドンにおけるアジア・アフリカ会議以来、新中国はアジア・アフリカ諸国との経済的連系に格別の努力をはらつてきている。一九五五年七月制定の第一次五年計画のプログラムのなかにも、とくに東南アジア各国に対する輸出入貿易を發展させることをうたつてゐる。爾来、エジプト、シリア、レバノンなどの中近東諸国やビルマ、インド、カンボジアなどいまままで貿易協定を結んでいなかった東南アジアの諸国とも貿易協定を締結してゐる(第一表参照)。

中国側資料によれば、新中国と東南アジア諸国との貿易額は一九五四年には、前年に比し七%前後の増加であり、一九五五年についてはアジア・アフリカ諸国との貿易は前年に比し一八・四%あるいは七〇%の増加であると二様につたえられてゐる。^(註六)葉季壯氏によれば、一九五四年を一〇〇とすれば、一九五五年における中国の各国貿易はインド三七五、ビルマ三、一一四、インドネシア二九四、エジプト二三六、日本二三四、パキスタン一四四、マラヤおよびシンガポール一四三であつた。^(註七)

アジア・アフリカ諸国との貿易については、なお左の二点が注目される。

第一に、長期の貿易協定を締結している国が多く、しかもその国の経済と至大な関係のある物資を中国が買入れていること。すなわちセイロンとのあいだには、一九五二年十二月、中国の米とセイロンのゴムとの交換に関する五年貿易協定が締結され、ビルマとのあいだには、一九五四年四月、中国がビルマの米を買い、自国の物資を輸出する三年貿易協定が締結され、インドとのあいだには、同年十月、中国がインドに米を売却する二年貿易協定が締結され、エジプトとのあいだには、一九五五年八月、中国がエジプトの棉花、綿布、煙草などを買い、エジプトに中国の物資を売る三年

貿易協定が締結されている。

第二に、新中国がこれらの諸国にたいして工場設備や機械の供給者として立ちあらわれていること。これに関連して、新中国がアジア・アフリカの後進諸国に対する経済技術援助を企図していることが注目される。すでに新中国は北鮮、越南、蒙古等のソ連圏のみならず、カンボジャ、ネパールに対しても、物資や外国為替をもつてかなりの金額に上る贈与を行っている。東南アジアには祖国の政治動向を注目している数百万にのぼる華僑がおり、華僑商人は各地域、各国の商業機構をにぎっている。かように考えてくれば、東南アジアへの新中国工業品の進出は、たんにわが国にとり、日本と中国品の競争問題以上の問題を投げているといわねばならぬ。

バトル法報告（第六表、第七表参照）によれば、新中国市場における日、英、西独三国の角逐が近時白熱化してきていることを想望せしめる。このあいだにおいて、日本は輸入においては一九五三年の第五位から五四年、五五年には香港に次いで第二位にのぼり、輸出においては一九五三年の第十二位から五四年の第七位へ、五五年の第三位へと進んでいる。

(六) 新中国の貿易依存度

貿易依存度には国民所得に対するその国の輸出額の比率（輸出依存度）と国民所得に対するその国の輸入額の比率（輸入依存度）とがある。新中国については、輸出入は均衡していると見なされうるから、国民所得に対するこの国の貿易総額の比率を算定してそれを半分に割れば、それは輸出依存度であり、同時に、輸入依存度である。

第八表 新中国の貿易依存度

年次	国民所得 (単位億米ドル)	貿易総額 (単位億米ドル)	貿易依存度
1952年	276.6	27.7	10.0 %
1953年	341.2	34.6	10.2 %
1956年	381.7	45.7	12.0 %
1957年	435.4	46.1	10.5 %
1962年	653.0	x	x

新中国の対外貿易

新中国の対外貿易

一九五六年以来、新中国でも国民所得に関する数字が発表されるようになった。中共八中全会における薄一波氏の発言によれば、一九五二年を一〇〇として、一九五三―五六年の四年間に中国の国民所得は四三・八%を増加しており、毎年の平均増進速度は九・五%であるという。同様の傾向をもつてすれば、第一期五年計画の最終年である一九五七年においては、一九五二年に比し五七・四%の増加となる。なお、第二次五年計画の建議によれば、第二期の五年においては第一期の五年に比し、国民所得は五〇%前後を増加することとなっている。これによれば、第二期五年計画の最終年である一九六二年においては、中間の国民所得は一九五二年に比し一三六・一%前後を増加する。

以上の数字を基礎とし他の必要資料を考慮して、各年の国民所得の実額を算出し、さらに、それと第二表所載の貿易額総にもとづいて中国の貿易依存度を算定すると第八表をうる。

すなわち、第一期五年計画時代の新中国の貿易依存度は一〇%―一二%であることを知る。この比率は中国经济の発展による自給率の向上や自由諸国の対華禁輸政策の如何、さらには新中国をめぐる内外の情勢の如何によつて変わるであろう。しかしここにかような条件に変化なしと仮定し、また新中国の貿易依存度が今後、数年間、一〇%であると仮定すれば、第二次五年計画の最終年である一九六二年のこの国の対外貿易額は六十五億三千万米ドルとなる。さらに若し対ソ連圏貿易八〇%、対自由諸国貿易二〇%の比に変化なしとすれば、一九六二年における自由諸国の対新中国貿易額は十三億六百万米ドルとなり、それを日、英、西独等の諸国が競争してその分け前をとることとなる。おそらく、この金額が一九六二年における自由諸国の対華貿易の最低限度であるであろう。

(註一) 本表は左のようにして作成された。

一、「新中国貿易総額」の欄のうち、指数は一九五〇年より五五年までは、一九五六年十月二日「人民日報」所載の記事による。一九五六年に

ついで、同年九月の中国共産党第八回全国代表大会において、劉少奇氏がその政治報告のなかで、「対外貿易の面では、本年の輸出入総額は一九五二年にくらべて六五%増加する見込である。」と述べており（同大会における第二次五年計画の建議に関する報告においても、周恩来氏が同様のことを言うている）、本欄所載一九五六年の指数はこのパーセンテージを前記「人民日報」所載の一九五二年の指数によつて一九五〇年の基準に引直してえられたものである。一九五七年の指数については、第一期五年計画のプログラムのなかに、「一九五七年の輸出入総額は一九五二年に比して六六・五%を増進するであろう」とあり、本欄所載同年の指数はこの数字にもつき一九五六年と同様な方法によつてえられた。

二、一九五五年七月の第一回全国人民代表第二次會議において、対外貿易部長葉季壯氏は一九五四年の新中国貿易の実数を発表した。それによれば、同年の全国輸出入金額は人民幣八十四億八千六百七十三萬元、輸出入貨物の重量は九百餘万トンである。人民幣八十四億八千六百七十三萬元を一米ドルにつき二・三四元をもつて換算すると三十六億二千二百五十三万米ドルとなる。この金額を本表所載「新中国貿易総額」の各年の指数を基礎として他の年度の貿易総額を算定したものが新中国貿易総額の「金額」欄所載の数字である。

三、対ソ連圈貿易と対自由諸國貿易の百分率はその都度、政府当局あるいは政府系新聞が発表したものにより、一九五五年は前掲「人民日報」の記事により、五六・五七の兩年は一応、一九五五年に準じて仮定したものである。これらの百分率と「新中国貿易総額」の「金額」欄所載の数字にもついで、「対ソ連圈貿易」と「対自由諸國貿易」のそれぞれについて「金額」欄所載の各年の数字を算定した。

(註二) 一九五六年六月の第一回全国人民代表第三次會議における糧食部長章乃器氏の発言によれば、一九五五年の全国糧食生産量（大豆をふくむ）は三、六八〇億斤で、近年の輸出は三〇億斤ないし四〇億斤である。すなわち輸出量は生産量の一%前後にしかあたらない。しかし章乃器氏は三、六八〇億斤を全人口六〇、三三三万人（大陸人口のみ）をもつて除すれば、一人あたり平均六一〇斤となるが、このなかから家畜の飼料、その他工業、手工業、副業の原料を抽出しなければならぬのであつて、決して余裕のあるものではないといつてゐる。

(註三) (註四) 上海市対外貿易局長齊維礼氏稿「上海対外貿易の發展」拙訳編「中国経済情報」一九五六年五月十日。

(註五) 野々村一雄氏は「社会主義諸國の経済協力」(「エノミスト」一九五六年六月三十日所載)において、一九三七年から五四年までの人民民主主義諸國の貿易のなかで社会主義陣營諸國との貿易の占める比重を示しているが、これにより、一九五四年の比重を示せば、中国八〇%、ポーランド七〇%、チェコスロバキア七五%、ハンガリー七〇%、ルーマニア七二%、ブルガリア八七・四%、アルバニア九九・二%、東独七五%である。(註六) 王葆仁氏はいう、「一九五五年にわが国とアジア・アフリカ國家の貿易総額は一九五四年に比し七〇%を増加した。そのうちインドは四倍余を増加し、ビルマは三十倍を増加し、インドネシアは一倍余を増加し、エジプトは二倍余を増加し、パキスタンは一倍余を増加し、日本は二倍余を増加した。」と。同氏稿「我国同亜細亞非國家經濟貿易關係的發展」(「人民日報」一九五六年十月十一日)。ところがおなじ「人民日報」の同年同月四日の記事は中国のアジア・アフリカ諸國との貿易は一九五五年に前年に比し一八・四%の増加であるとしている。

新中国の対外貿易

(註七) 葉季壯氏稿「中国とアジア・アフリカ諸国との貿易」拙訳編「中国经济情報」一九五六年七月十日号参照。

(註八) 薄一波氏発表の国民所得増加に関する指数から年々の国民所得の実額を算出する方法はいろいろ考えられる。私は米ドル換算上の技術的考慮にもとづき左のような方法を採用した。すなわち、中共八全大会における薄一波氏の発言によれば、一九五三年において、中国の国家予算収入が国民所得中に占める比重は二九・二%である。ところが一九五三年の国家予算収入については、同年の国家予算報告(当時、薄一波氏は財政部長としてこの報告を行つてゐる)により、二百三十三兆四千九百九十一億元、米ドル換算約九十九億六千六百万ドルと公表されている。これにより、一九五三年の中国の国民所得は三四一・二三億米ドルと算出しえられる。なお、おなじ財政報告により、一九五〇年を一〇〇として一九五二年の国家財政収入は二七二・六〇、一九五三年のそれは三三六・二九である。これによつて一九五二年の国民所得を算定すれば、二七六・六〇億米ドルをうる。これを四三・八%増加せしめたものが、一九五六年の国民所得実額であり、以下同様にして一九五七年、六二年の国民所得の実額を求めた。

四、結 語

本稿においては、新中国の各国との貿易協定や支払協定についても立入つた考察を企てていたが、紙幅が膨脹するるので、この問題は他日の機会にゆづる。

新中国の対外貿易の前途を制約する諸条件のうち最も重要なものは一、新中国の経済発展の前途如何、二、ソ連圏の対華援助の前途如何、三、自由諸国の対華禁輸政策の前途如何の三つである。第一の点に関連して注目すべきは、一九五五年度以来、商業部面(流通面)における統制工作の不成績が問題となり、価格の機構に代つて、国家の統一的な意志と統制機構が財の需給を調節する社会主義経済計画に対して反省が加えられ、調整が試みられていることである。軽工業生産(消費財生産)の一層の重視、弾力的な価格政策の実施、一部の物資に対する自由市場の公認はそのあらわれである。一九五六年の中国貿易の縮小はおそらくかような事情に根指すものであり、したがつて、その発展はかような調整の前途如何に大きく左右される。さらに一九五六年秋に表面化した東欧や中近東の問題は前記の三つの条件のうち

あとの二つに同時に重大な作用をあたえつつある。中国貿易の将来は多難なりといわねばならぬ。

(一九五七年二月一日)

歐洲航路競争史

佐々木誠治

I 序論

II 競争前史

- 1 戦前における日本船の歐洲航路同盟への参加
- 2 戦後における三井船舶の加盟申請と盟外活動開始

III 競争の推移

- 1 第一期 一九五三年——一九五四年夏
- 2 第二期 一九五四年夏——一九五四年末
- 3 第三期 一九五四年末——一九五五年末
- 4 第四期 一九五五年末——一九五六年夏

I 序論

戦後の日本海運界を湧き立たした重要問題の一つである歐洲航路競争は、周知のように、昨年五月下旬、突如来日した当該同盟議長スウェーツ外二名の歐洲航路同盟幹部といわゆる「斡旋五人委員会」を構成したわが国財界代表との間に数次にわたつて商議が重ねられたのち、遂に六月二日協定案が成立し、ここに、一応落着した。この協定案はそのま

ま同月七日の同盟総会で承認され、それにもとづいて三井船舶の盟外配船は日本郵船のアンダーウイングとして行なわれるようになり、形式的には七月十五日横浜出港の宝永山丸（一〇、〇六八 D/W）から開始（註）されている。

同盟幹部と幹旋委員会との間に調印された妥協案の内容は未だ公表されず、同盟総会の決定も詳細に知られない。わが国一般の報道にもかかわらず、協定は三井船舶の同盟加入を認めたものでなく、事実、アンダー・ウイングの細目については同盟側と三井船舶側とに意見の喰いちがいを生じ、必ずしも、すつきりした形をとらなかつたようである。すくなくとも、アンダー・ウイング期間の五年後にならねば、三井船舶の加入問題は根本的に解決せず、最終的な結果を見きわめることはできぬ。

だが、右の幹旋委員会と同盟側との協定によつて、一応、現実的な競争が終熄したことは事実である。将来のことを別とすれば、約三ヶ年間にわたつた三井船舶と欧州航路同盟との争いはここに終結したとみてよい。このとき、この大海運競争のあとを振り返つてみることは、時期的にさまで失当でもなからう。

言うまでもなく、この航路競争は、戦争による潰滅状態からようやく再建されつつある日本海運業のうえに、或いは新しい再編の秩序と性格のもとに發展しつつある世界海運業のうえに、甚だ重大な影響をあたえたばかりでなく、近代日本海運発達史に照しても、刮目すべき歴史的重要性をもつ。以下はこの歴史的な意義を中心として本競争の過程を概説しようとするのであるが、この場合にも、何を主題としてとらえるかによつて、おのずから違つた敘述がなされるであらう。たとえば、この競争を、同盟（船）対盟外（船）の対立としてみるか、日本海運対外国海運の競争としてとらえるか、或いは——わが国官界・業界では避けようとする空気も強いようであるが——国内における郵・商対三井船舶の抗争として取扱うか、によつて力点のおき方がちがうであらう。これらそれぞれの見方に関して、その利害得失を論

ずるまでもなく、現実には、この競争は、同盟船と盟外船、日本海運対外国海運および郵・商対三井船舶の戦いの綜合であるが、筆者は、本稿では特に後の二つ、なかんづく、国内におけるふたつの勢力の争いにかんがりの重点をおいて、この競争が、その形をまざまざと呈している事実と、それに関連して考察するべき郵・商という歴史上の特別な一つの勢力とそれ以外の一般海運勢力との過去・現在のあり方・競合関係・その変化に歴史研究の興味をおぼえるがゆえである。明治以降の日本海運史を十分に理解認識するならば、そこに、郵・商をもつて形成される「社船」とそれ以外の「社外船」が、いわば、新・旧或いは特権・非特権の別をなしつつ対立抗争し、一面それによつて日本海運業全体の發達がもたらされたこと明白であろう。こうした古めかしい用語が忘れ去られようとしている戦後にあつても、實質上は、なお、そうした区別・対立があることは否定できない。過去を基盤とした現在、現在から生ずる将来という歴史の流れに即して、この競争の意義をかえりみることは、通常なされる日本海運対外国海運、同盟対盟外という見方とともに、或いは、それにも増して有用な面をもつはずである。

なお一つ附記すべきは、通常欧州航路同盟とか欧州同盟とか言われるこの航路同盟は、それ自体便宜的・一括的な呼称であつて、その実、多数の航路同盟をふくんでいることである。すなわち、しばしば、代用詞的に用いられる欧州復航運賃同盟は、関係諸同盟の代表的乃至中核的な存在であるが、それがいわゆる欧州航路同盟の全部ではなく、また競争上の唯一的関係同盟でもない。この欧州復航同盟に欧州往航同盟、欧州―極東同盟、欧州―フィリピン同盟を加えた四同盟が主たる競争関係をもつ同盟であると言ひ得るとしても、このほかにも、なお、数多くの航路同盟が本競争に關係を有している。三井船舶が欧州航路開設を目的として最初に加入申請をしたときは、次の十三の同盟であつた。す

歐洲航路競争史

くなくとも、これらの諸同盟は、多かれ少なかれ、紛争の渦に捲きこまれたはずである。

Colombo Homeward Conference	
Colombo Continental	〃
Far Eastern Freight	〃
Japan Homeward Freight	〃
Japan Outward	〃
Philippine Europe Freight Conference	
Egypt/India Pakistan Cotton	〃
Egypt/China Japan & Korea Cotton Conference	
West Italy/Ceylon Freight	〃
West Italy/India Pakistan Burma Freight	〃
West Italy/Far Eastern Freight	〃
Japan/Gulf of Aden Red Sea Ports	〃
Bombay/Europe Conference	

(註) 實際に三井船舶の船が日本郵船のアンダー・ウィングとして日本を出帆したのは、東廻りでは九月一日横浜発の羽黒山丸、西廻りでは青葉山丸からであり、また、歐洲からの極東向けでは宝永山丸からであった。

II 競争前史

1 戦前における日本船の欧州航路同盟への参加

当面の課題たる欧州航路競争は、改めてことわるまでもなく、第二次世界大戦後に発生・展開した。よつて、本稿も本競争の直接動機となつた戦後における三井船舶の欧州航路同盟に対する加入申請——同盟側の拒否——三井船舶の盟外活動開始から筆を起せば充分であろうかとも考えられる。だが、これは、より前史的な欧州航路もしくはその同盟と日本船との関係についてあらかじめ、若干の考察を加えることを妨げるものでも、それを不必要ならしめるものでもない。こうした過去に対する一べつは、戦後の事態をより明確に理解するためにむしろ有益でさえあろう。なるほど、この競争は、今次大戦を境として、著しく、性格・構成を変じた日本および世界の海運業を直接の背景乃至基盤としている。けれども、再建日本海運業の三大バック・ボーンと称すべき日本郵船・大阪商船・三井船舶が敵味方に分れて争いの渦中に引き込まれたという事実、この紛争解決のために現代日本経済界の最高指導者たちが骨身を削つて斡旋の勞をとつたという事実、関係諸国の政府すらもまたしばしば折衝・論議を重ね、いわば関係当事者間のみの自主的解決に委してきた従来の海運競争の解決の仕方にかなり強度の政治力が働いたという事実、さらには、日本海運史上未曾有の劃期的できごととして、同盟議長たるイギリス海運代表その他が競争の終結のためにわざわざ来日したという事実、これらのいずれをとつて見ても、この競争が、明治以来の日本海運史上に注目すべき一頁を加える重大な事件たることを示唆しており、かかる歴史的意義を十分に把握するためには、或る程度まで、過去の事情をわきまえておく必要を生ぜしめ、また、それを便宜とするはずである。

もとより、歐洲航路同盟それ自体の歴史的背景・性格或いは世界海運界に占めるその地位・役割についてまで論及しまた、この同盟もしくはそれが支配する歐洲航路と日本国民經濟全体なかんづく日本の貿易業・海運業の發展との關係をまで詳らかにすることは、あまりに本稿敘述を膨張せしめ、所論の焦点をぼかすおそれも考えられる。よつて、これは割愛し、戦後のわが国海運業の在り方・發展方向に対して政治的・社会的・經濟的に甚だ重大な影響をあたえ、そのゆえに日本海運史のうえに永く記憶さるべき劃期的意義・特殊の重要性を帯びた本競争の基本的諸特徴と諸効果とを理解するに必要な範圍で、競争舞台となつた歐洲航路およびその中心的航路同盟が、わが国に幾時、如何にして關係をもち且つそれを濃くして行くようになったか、その際における日本船の同盟加入の事情は如何なるものであつたかを摘記するにとどめる。

それが貿易船として日本・歐洲間航路にはじめて就役した日本船の嚆矢であるかどうかは、にわかには断じがたいにしても、明治十年—十一年にわたつて行なわれた第三回政府米輸出にあたり、日本の貿易商社として始めてその全業務を担当した三井物産会社が、折柄修理のために歐洲へ回航されようとしていた三菱会社（日本郵船の前身）所有の新潟丸（二、〇三—総屯）・高砂丸（二、一二—総屯）を利用して、ロンドンに日本米を輸出したという記録は、本航路への日本船就航の最古の事例——少なくともその一つ——を示すものである。

「第三回政府輸出米（明治十—十一年）に就て、当社は大蔵省より取扱の委託を受け、偶々三菱会社の風帆船（蒸汽船の誤り——引用者）新潟丸及び高砂丸が修繕のため倫敦に回航することになつていたので利用して、右の輸出米を積込み、日本人と日本船による日本米の歐洲輸出を始めて成し遂げた。」^{（註1）}

もちろん、これは、明白に不定期船の配船であつて、それ自体きわめて偶然的であり、甚だ端初的な事例である。けれども、多くの日本海運史——日本郵船株式会社五十年史さえ——が見落している日本船の遠洋進出最古の一史実としてこの事實は注目に値する。それは、わが國海運・貿易にとつて、欧州との交通が如何に古くから行なわれていたかを告げるばかりでなく、奇しくも、このときに日本郵船の前身と三井船舶の母胎とがこれに関係していたという古い因縁を物語っている。

今日問題となつてゐる日本——欧州間定期航路に、日本海運企業として先鞭をつけたのは、言うまでもなく、日本郵船会社である。同社は、明治二十六年、日本——ボンベイ航路を開いて、わが國最初の遠洋定期航路に進出したが、日清戦後の日本資本主義の成熟を基盤として、いよいよ、本格的な海外航路開設に乗り出した。欧州航路・米國航路・濠州航路の三航路がそれで、このうち、まず最初に、欧州航路が実現した。同社は、明治二十九年（一八九六年）六月、臨時株主總會を開催して資本金を八八〇万円から二、二〇〇万円に増額することを決定し、右三航路の開始に必要な汽船一八隻——欧州航路一二隻、米國航路および濠州航路各三隻——の新造資金（一一八七万円）を捻出するに成功したが、これに先き立つて、明治二十八年末取締役荏田平五郎をロンドンその他に派遣して下準備をととのえ、明治二十九年三月十五日横浜出帆の土佐丸（五、七九〇屯）をもつて、日本・欧州間月一回双方發の定期航路を開始した。同船欽送のため作られた「貿易繁昌愉快ぶし」の歌詞にも示されているように、この欧州航路はわが國經濟・貿易界から多大の期待と声援を受けたばかりでなく、航路開始を計画した当初から日本郵船が予期していた政府補助金も同年三月發布・十月から実施の航海奨励法となつて実現し、さらに、明治三十二年以降は、特定航路として補助・育成された。ところで、日本郵船が、右の如く、本航路をはじめたとき、ここには、すでに、航路同盟が存在していた。欧州極東

歐洲航路競争史

往航同盟 (Outward Straits, China & Japan Conference) がそれで、明治十二年頃から成立していたとされている。^(註2) 日本郵船が航路開始に際して、この航路同盟と如何なる交渉をとげ、如何なる諒解・關係のもとに新航路を經營し、また、如何なる経過と条件のもとで同盟に加入したか、詳らかでない。だが、

「土佐丸出帆以後暫らく、海外同業各社と競争の結果、往航運賃激落を示したれども、其後英國に於て極東(往航)

同盟の各社と交渉の結果、優秀貨物たるマンチェスター製綿布類積取の端を開きて信を外商の間に博したり。^(註3)」——
傍点引用者。

という敘述および日本郵船の欧州極東往航同盟への加入は明治三十二年であるという記録^(註4)より見れば、同社が明治二十九年三月航路をはじめてより明治三十二年同盟加入まで、いわゆる盟外船として活動したこと明らかである。

曾つて、日本郵船がボンベイ航路を開設したとき、イギリスのP・O・汽船会社と猛烈な大競争を演じた史実を憶うと、この欧州航路の開始にあつても航路同盟側と何程かの摩擦が伴つていそうに思え、事実、前記引用文にもそれがうかがわれる。航路開始後約四年を経過して、はじめて、同盟に加入した事実も無視されない。しかし、従来の所説では、殆んど大なる紛争なしに加盟したように記されている。前記ボンベイ航路の開設時をふくめて、すでに、二度もP・O・汽船と抗争して勝利した日本郵船の実力・これを強力に支持応援する日本政府の保護政策が認識されたため、或いは、日本郵船の事前・事後工作や日清戦争の勝利、日・英両国間の友好同盟成立が環境を有利にみちびいたためであろう。かくて、日本郵船は、爾後も明治三十五年に欧州極東復航同盟 (Homeward Straits, China & Japan Conference, 明治二十九年成立) およびコロンボ復航同盟 (The Colombo Homeward Conference, 明治三十五年成立)、大正九年に欧州・ジャヴァ往航同盟 (Principals' Outward Java Freight Conference, 大正九年成立) および欧州・ジャヴァ復航同盟

(Principals' Homeward Freight Conference, 成立年不詳)、昭和二年にロロンボ・欧州大陸同盟(The Colombo Continental Conference, 昭和二年成立)、昭和三年フィリッピン・欧州同盟(The Philippines Europe Conference, 昭和三年成立)に逐次加入し、ほぼ、今日と同じようなあらゆる関係航路同盟のメンバーとなった。かくて、同社はわが国戦前第一位の勢力であつたばかりか、これら欧州航路同盟のうちでも甚だ主導的地位を占め、その配船数は無制限でさえあつた。戦前のわが国海運界で、郵船とともに、特権的な「社船」を構成した大阪商船会社の欧州航路への進出は、かなりおくれ、また、その航路同盟加入は若干難渋した。同社の欧州航路は第一次世界大戦を契機として具体化した^(註5)が、その当時、同盟構成員は次の十社であつた。

イギリス 四社

P・O・汽船 青筒ライン ロイヤル・メール汽船 ベンライン

ドイツ 二社

北独ロイド会社 ハンブルグ・アメリカライン

スウェーデン 一社

イースト・アジアティック・スチーム会社

フランス

M・M・汽船会社

オーストリー 一社

オーストリー・ロイド会社

歐洲航路競争史

第一次世界大戦の戦時中、ヨーロッパ船の本航路就役は殆んど中絶し、ドイツ系両社は活動を封じられていた。こうした戦時海運事情、なかんづく、同方面の船腹不足にもとづいて、大阪商船は大正四年一月馬来丸（四、五一五総屯）五月印度丸（五、三一総屯）を臨時船として、はじめて、欧州航路に配船した。

それまでも、日本郵船を通じて同盟加入・欧州航路開始の承認を求めていたが、同盟の極度の排他性のゆえに大阪商船の加盟は認められなかつた。たまたま、わが国対欧貿易の増加・促進をはかつた荷主の要望から、右の臨時配船を行なつたものである。だが、両船とも満足すべき成功をあげず、一面航海危険の増大もあつて、戦時の異常な船腹不足を理由として、そのごも、時に、一時的な配船を黙認されたとはいへ、いまだ、正規の定期航路開設にいたらず、再三の加入申請も同盟の拒否にあうばかりであつた。同社の本航路進出への足がかりとして戦時中開始されたボンベイ・マarseiユ線（大正七年四月）、ボンベイ・ゼノア線（大正七年五月）、横浜・ロンドン線（大正七年十二月）は、いずれも、事実上、盟外活動であつた。

右の横浜・ロンドン航路開始にあたり、どうしても同盟加入が必要となり、大阪商船は懸命な工作を試み、遂に日本郵船およびM・M・汽船の幹旋と商船のロンドン在勤員（のちに同社々長となつた岡田永太郎）のイギリス船主への働きかけによつて、同盟は大阪商船の加入を認めたが、それは大戦終了直後の大正八年一月の総会においてであつた。

大正四年臨時船配船のとき以来丸四年間、大阪商船は殆んど何等の犠牲を払うことなしに同盟加入へ漕ぎつけたが、そ

れは、全く、異常な戦時状態であつたため、さなくば、もつと多くの困難に逢着したに違いない。

郵・商両社の欧州航路開始と当該航路同盟への加入経緯とは、上記のごとくであるが、これ以外、今日まで、日本船

国別	社数	隻数	総噸数	比率
日本	一	五	四二、五三三	一四・二
イギリス	四	一一・五	一一四、〇八九	三八・二
オランダ	一	一	七、七一二	二・六
ノルウェー	一	一	六、五二八	二・二
デンマーク	一	一	七、七四一	二・六
スウェーデン	一	一	五、九三一	二・〇
ドイツ	三	六・一	五三、九六一	一八・〇
イタリア	一	二	二四、三二五	八・一
フランス	一	三	三六、〇二〇	一二・一
計	一四	三二・七	二九八、八三〇	一〇〇

後退気味でさえあつた。ときに、大阪商船から航路経営を委託されながら、みずからの地位を維持・進展し、同航路同盟を主導した日本郵船は、文字通り、当航路の日本代表であつた。

一九三七年当時、この航路に配船していた月平均同盟船腹の国籍別構成は、表のごとくである。^(註6)

- (註1) 男爵益田孝伝——男爵益田孝伝記編纂会のタイプ原稿——第三章三井物産会社の創立、四四―四五頁。
- (註2) 日本郵船株式会社五〇年史、四九〇頁。
- (註3) 同書一四〇頁。
- (註4) 同書四九〇頁。
- (註5) 大阪商船株式会社五〇年史、三三九頁参照。
- (註6) 日本郵船株式会社社長室調査課、世界海運第一〇号一頁。

2 戦後における三井船舶の加盟申請と盟外活動開始

- 一九五一・一一 三井船舶および日本郵船加入申請。同盟臨時總會、三井の加入拒否。
- 一九五二・二 同盟定例總會、郵船の加入承認。
- 一九五二・一二 三井船舶第二回加盟申請。
- 一九五三・二 同盟總會、三井の加入拒否、大阪商船およびドイツ・イタリア船主の加入承認。三井再考を要望。
- 一九五三・三 三井船舶東廻り世界一周航路を開始。

第二次世界大戦後の欧州航路同盟は、日本・ドイツ・イタリア三国の船主を脱落せしめ、イギリス船主四社は月平均航船腹のほぼ六割を独占して鞏固な支配体制をととのえていた。だが、一九五〇—一九五一年頃、同盟船腹は、月平均一一隻、九万総屯強にすぎず、戦前の三三隻、三〇万総屯の三分の一にも達しなかつた。戦後の復興がすすみ、やがて、日・独・伊の商船隊が再建され、徐々に活動面を拡大するにつれて、当然に、本航路への再加入は予期された。

一九五一年末、日本郵船と三井船舶とは同時に、G・H・QのScap (Transportation Section Col. H. T. Miller)を通じて欧州航路関係諸同盟へ加入申請を行なつた。なおいまだ占領下ではあつたが、この時から、戦後日本海運業は、改めて、欧州同盟との関係を復活させるとともに、三井船舶と同盟との紛争を惹起させるのである。

日本郵船が、その戦前以来占めつづけたわが国海運界における指導的地位・伝統的な定期航路経営の実績と抱負・当該航路同盟との宿縁から、真ツ先きに復帰・再加入を願がつたのは怪しむに足りぬ。だが、同社とともに該同盟メンバーたりし大阪商船よりも先んじて三井船舶が、新に、加入を申請したのは注目すべき点である。戦後急激に変化した日本海運業の性格と機構、なかんづく、定期船至上主義の商船隊再建と海外定期航路の開設熱のなかにあつて、三井船舶の発展は、一際、特殊的に大躍進を示していた。

すなわち会社別の保有船腹量からみれば、なお、劣位に甘んじていたとはいえ^(註1)、運航船腹量については、三井船舶は第一位であつた。たとえば、一九五一年十月上旬現在、日本外航貨物船——タンカーを除く——の主要船会社別配船々腹は次のとおりである。^(註2)

三井船舶	三四隻	二八一、四七四重量屯
日本郵船	二五〃	二四八、八五九〃
大阪商船	二三〃	一八七、七七〇〃
川崎汽船	一七〃	一三八、八一—〃
山下汽船	一〇〃	九二、三三五〃
新日本汽船	一〇〃	七一、七三三〃
大同海運	八〃	六六、七六五〃
飯野海運	三〃	二三、九八六〃
その他	三八〃	二六六、〇三五〃
計	一六八〃	一、三七七、七六八〃

こうした現実から、三井船舶の積極的な加入申請がなされたとみてよい。

郵船および三井船舶の加入申請に接した欧州航路同盟側は、直ちに、臨時総会を開いて討議したが、三井船舶に対しては「船腹過剰」を理由として加盟を拒否（同年十一月二十九日附回答文書）し、一方、日本郵船の申請については次期総会に討議持ち越しと決定した。つまり、同盟側は、両社の加入申請を明白に区別し、戦前何の実績もなく、メンバー

―でもなかつた三井船舶に対しては即座に加入を拒否したが、日本郵船については、再加入の可能性あることをにおわしていた。三井船舶の加入を拒否する理由として掲げられた船腹過剰は全く単なる口実にすぎぬ。果たして、一九五二年二月の同盟総会は年十二航海とその航海数を限定しはしたが、日本郵船の復帰を許した。同年六月、日本郵船は、平安丸（六、八〇三総屯）を第一船として同航路を再開した。

おさまらないのは三井船舶である。同年十二月二十三日、三百余の荷主・経済団体からの支持推薦状を得て、再度加入を申請した。が、結果は同様であつた。一九五三年一月十五日の同盟臨時総会――このとき、日本船全体に一定の枠を与えて三井船舶の加入を認めては如何という提案があつたとか伝えられるが――は、三井船舶の申請をメルスク汽船の加盟申請とともに、翌月に予定されていた定例総会の討議にもちこすことを決めたが、二月の総会では、正式に、三井船舶の加盟を再度拒否すると決定した。この総会では、三井船舶およびメルスク社の加入をこぼみながら、戦前の同盟メンバーであつた大阪商船（年六航海）・ドイツ船主（NDL-HAPAG Joint Service）として年十八航海）・イタリー船主（ロイド・トリエステイノ、年十二航海）の加入申請に承諾をあたえ、ここに該同盟は、戦前と同じメンバーで構成されるにいたつたが、同時に、それは彼等のみで同盟を確保し、他の新規加入を峻拒するという戦前同様の極端な排他性・保守主義の復活・強化を宣明にしたものであつた。

もちろん、戦前そのままの復活・再現ではなかつた。戦時中の敵国であつた日本・ドイツ・イタリーに対する同盟主力の風当りは、依然強かつた。配船船腹の過半を制して自己の覇権をかくとくしたイギリス船主の日本・ドイツ海運の再建に対する警戒は、容易にゆるめられなかつた。日本郵船を中心とした戦前の日本海運によるイギリス海運の衰退を憂え、あくなき日本船の進出・野望に歯ぎしりした「東洋における英国海運^(註3)」という報告書に認められるイギリス流の

考へは、戦前無制限の配船権をもつた日本郵船に対し僅か年十二航海を許したにすぎず、その半分にあたる航海数をあたえられた大阪商船のごときは、ロンドン港に入る権利すら制限されていた。

それでも、加入を認められた者は、まだいい方である。たとえ、戦前の実績なくとも、現に、戦後日本第一位の運航船腹をもち、大阪商船よりも前に加入を申請した三井船舶は、再度の加入拒否に逢つて、いまや、重大な決心をかためねばならなくなつた。同盟総会の決定を二月六日に正式通達された三井船舶は、なおも、重ねて再考慮を要望し、同時に、もし考慮されないならば、みづから、盟外配船も止むを得ないと申入れた。なるほど、かかる強硬申入れは、一種洞喝的なにおいもする。また、同年始め頃よりはじめられた同社の欧州航路開設準備も同様である。だが、これは、従来の例からみて、さまで批判さるべきであるまい。むしろ、同社の加入要請の切実・強烈さをものがたり、すでに多方面の支持・援助をわずらわして今更ひくにひけぬ立場におかれた同社の事情を示して、最後の、同盟側の考慮もしくは再考をうながそうとしたものとみてよからう。たとえ、同盟から拒否もしくは無視されるとしても、これだけ条理をつくしておけば、同社爾後の行動も有利とならうという計算もあつたであらうが、ともかく、打てるだけの手をうつた同社の態度は評価されてしかるべきである。

同盟は、これを黙殺した。いまや、到底、自己の希望のみたされがたきを知つた三井船舶は、二月十六日、役員会を開いて、従前月二航海のニューヨーク航路のうち一航海をスエズ廻り日本に帰航させる世界一周東廻り航路の実施を決定した。この新航路と同時に決定した次の同社の実施方針とは、きわめて注目すべきである。

- 1、同盟を徒らに刺戟したり、無用な運賃競争は極力避けること。
- 2、特に邦船同志の競争を可及的に回避すること。

歐洲航路競争史

3、日本海運の航権擴張を図るものであること。

三井船舶のきめた世界一周航路のうち、欧州—スエズ—日本の航海区間は同盟と競争するとはいへ、日本—パナマ—欧州間は、常識的に従来の欧州・極東間航路同盟の対象外である。しかも、こうした世界一周航路は、日本海運業にとり、事実上、最初の大航路であつて、航権の擴張・新航路の開拓にほかならない。印度・パキスタン航路およびニューヨーク航路で当時演じられていたような日本船相互の醜鬪をさけるということも、日本海運業の在り方・方向として好ましいことであつた。また、三井船舶とともに同盟加入を拒絶されたメルスク汽船が、三井船舶およびメルスク社の Joint Service によつて盟外配船をしようと申入れてきたのをことわり、日本海運としての行動を中心に考えたことも評価されてよい。

三井船舶の盟外活動は、右の最高方針決定にもとづいて、一九五三年三月三十一日横浜を出帆した明石山丸（一〇、一三六 D/W）をもつて開始され、ここに、三井船舶と欧州航路同盟との競争が現実のものとなつた。

（註1）一九五一年四月現在、上位四社の保有船腹は次のとおりであつた。

日本郵船	二七隻	一〇、〇一〇 G/T	一五七、一八七 D/W
飯野海運	二〇〇	一〇四、七三六	一五八、七一一
大阪商船	三〇〇	九三、五七九	一一〇、三三八
三井船舶	二一一	六九、一二四	九八、六二五

ただし、飯野海運は、このうち一二隻、八七、六二三 G/T、一三三、七七四 D/W がタンカーである。他はすべて、タンカーを有せず。世界海運第一三号統計による。

（註2）三井船舶株式会社、海運調査月報第四号二六—二七頁参照。

（註3）The Imperial Shipping Committee: British Shipping in the Orient, London, 1939, 本文所記の訳名で大阪商船会社の訳書あり。

III 競争の推移

一九五三年三月、三井船舶が盟外配船を開始したとき、或いは、同年九月、同盟側が三井船舶の盟外活動に対する抑圧行動に乗り出したときのいずれをもつて、欧州航路競争開始の時期とすべきかを別として、三年あまりにわたる現実の競争過程のうちには幾つかの劃期的転機があり、それによつて若干の時期・段階に分つことができる。まず、一九五三年より一九五四年夏までの期間は、その間に同盟側の盟外対策が議せられ、殆んどあらゆる種類の盟外船排除手段がすでに早くも発動し、且つ、三井船舶もまた自己の競争対策に腐心したけれども、どちらかと言えば、前哨戦・小競合の域にとどまり、競争はさまで白熱化しなかつた。一九五四年夏、三井船舶がそれまでの同盟不刺戟の方針から果敢な応戦・反撥にその方針を転換し、これに応じて同盟また強硬抑圧策を採るにおよんで、局面は一変して激しい競争を現出した。両者の相譲らざる対立・抗争は、折柄の海運不況とからんで国内的にも国際的にも深刻な影響をおよぼすことになつたが、一九五四年末頃から翌年初頭にかけて、イギリスの同盟メンバー、船主団体、報道機関さらにはその政府までが、本競争に関連して日本海運政策を激しく非難攻撃するにいたつて、いままで、競争当事者間の、或いは、同盟船対盟外船のいわば純経済的な争闘であつた問題に甚だしく政治的色彩を帯びさせ、日英両国間の国際政治問題化したここに競争は、第三期を劃した。だがその結果、遂に、一九五五年末、日本政府当局者が本競争の解決の緒ぐちをつくり出し、翌年草々、日本財界代表が国内における斡旋をはじめ、他方、同盟首脳がこれと協議するため急拠来日するにおよんで、競争は最終の第四期に入り、比較的短期日のうちに、一応の妥協が成立した。

以下、こうした各時期に分たれる欧州航路競争の三年有余にわたる過程を、主として、右の各段階における注目すべ

き変化とその期の特徴とを中心としてふりかえつてみることにしよう。

I 第一期 一九五三年——一九五四年夏

- 一九五三・三・二三 同盟パナマ経由も対象なりと通告。
- 〃 六 同盟総会にて盟外対策を討議。
- 〃 九・一 同盟運賃引下げ(ファイテング・リベイト)
- 〃 九・四 同盟、三井排除行動を起す。
- 〃 九・一一 北海乙仲組合同盟に反駁し、三井船舶支持を声明。
- 〃 九 三井船舶東廻りを月二航海に増加し、新たに、西廻り月一航海を開始。
- 〃 九・二八 郵・商声明を発す。
- 〃 一〇 同盟闘争船出現。
- 〃 〃 同盟、三井船舶に為替管理法違反行為ありとして日本政府に抗議。
- 〃 〃 同盟はじめて荷主に対する罰則を適用。
- 〃 一〇・三〇 同盟はじめて荷主に対する罰則を適用。
- 〃 一〇―十一月 国際海運、歐洲航路を計画。
- 〃 十一月 郵・商に三井船舶抑圧のためパナマ経由配船を許可。
- 一九五四・二 同盟在ロンドン日本大使館に三井船舶抑止方申入れ。
- 同盟、三井船舶の海外代理店に圧力を加う。
- 荷主に対する罰則適用増大す。
- 一九五四・四 郵船・三井船舶南米航路に進出を策し商船と対立す。
- 〃 四・二九 同盟総会、盟外対策強化を決定。
- 〃 六・一 小樽の二六商社、同盟に対して三井船舶の加入実現方を申入れ。

三井船舶が、いよいよ、世界一周航路を開始し、実力によつて、欧州―日本間の同盟支配航域に割り込もうとするに

いたつて、同盟はかなり狼狽を示した。戦後、該同盟を牛耳るイギリス船主たちが、郵・商のみを加入させ三井船舶の申請を拒んだうらには、郵・商の勢力をやや過信して、これら両社を自己の側に引き入れることが、ひつきよう、日本海運会社のおそるべき進出を喰いとめる良策なりという考えがはたらいていたにちがいない。明治以来今次大戦まで、日本郵船を先頭とする日本海運の急進出のために、みずからの活動分野をせばめられ、まさに、その恨みを骨髓に徹して感得していたイギリス船主が、戦後の日本商船隊再建に最も強烈な反対を唱えたこと周知のところであり、特に日本郵船の再建に対してはきわめて警戒的であつたと伝えられる。そのイギリス船主たちが、日本郵船を真つさきに欧州航路同盟に復帰させ、のち大阪商船にまで包擁限界をゆるめたのは、ただ単に、両社が戦前のメンバーであつたがゆえのみではあるまい。イギリス海運にとつて最も警戒すべき日本・ドイツ両国海運の復活・発展の阻止しようとしても、到底阻止し得べからざる情勢なることを自覚したイギリスの船主たちは、おそらく、ぎりぎり、戦前程度の強さにまで両国海運の再建・発達を認める覚悟をきめ、同時に、極力この線を死守する決意のもとに、その方法・対策を考えたであらう。それが、たまたま、本航路同盟では旧メンバーの復活となつてあらわれたのであり、特に日本海運の場合、すでに、三井船舶という旧メンバーでないものが加盟を望むほど顕著に再建が進行している事実をみて、一応国際的にも筋の通つた口実となるべき郵・商の同盟加入を急ぎ認容し、それ以外のものに対しては門戸を開かぬ方針を確立して見えてよい。

さらに、一層うがつて観測すれば、戦前「社船」として日本海運界を支配してきた郵・商を、いま、欧州航路に受入れれば、彼等の日本国内における地歩は再び確立し、爾余の業者から抜んでた強さとなる。過去に示した彼等の進出ぶり自体もなるほど警戒すべきであるが、むしろ、いまは、彼等以外の日本船主の発展を如何に防止するかがより重要で

ある。また、引き入れた郵・商については、同盟内部で統制する方法も可能であり、いわんや、両社は同盟復帰を懇請してきた立場であるから、むしろ、同盟への忠誠をつくし、その楯となつて三井船舶その他を国内的に制御しようとするのである。そうさせることもできる。曾つて日本船の進出にあつては、イギリス船主のみがこれを迎撃しその都度被害をうけたが、この場合、既加盟の日本船主（日本郵船）は殆んどこれを傍観し、却つて、漁夫の利を占めるのがつねであつた。今後は、日本船の進出は同じ日本船によつて抑止せしめるにしかず、こうした配慮が、同盟とくにイギリス船主たちの腦裏に強く働いたであろう。すくなくとも、こうしたことの多くは、その後の競争のうちに事実となつて発現している。

かかる同盟側の配慮・対策にもかかわらず、あまりにも早く三井船舶の盟外配船が出現し、しかも、それが、巧妙に同盟の盲点をつくような形で行なわれたため、同盟の対応策も即座には立たない有様であつた。一九五三年三月二十三日附同盟 Circular によれば「同盟の対象は一定区域内船積の全部にして特定航路に限定せず、故にパナマ經由分も対象となす」と述べ、三井船舶の東廻り世界一周航路を全体的に極東—欧州間航路に対する反逆と認めている。常識的にみても、同盟の支配するスエズ經由日本—欧州間航路とは全く航路を異にするパナマ經由日本—欧州間航路をまで、ただ単に、同じく日本と欧州とをつなぐがゆえに、同盟の管轄下にあるとするのは、一方的であり、飛躍にすぎない。通告を受けた同盟契約荷主がこれを同盟の一方的処置として反駁したのは当然であり、ここに、同盟の狼狽ぶりもうかがわれる。

六月の定例総会で盟外船対策を討議したのち、九月にいたつて同盟は、はじめ、まとまつた形で三井船舶撃退策を実施しようになつた。同月四日附の同盟 Circular とそれに呼応する同盟の行動とをもつて、三井船舶は、自己に対

する同盟の挑戦とみなしている。この Circular は、三井船舶が戦前に配船の実績なき世界一周航路を開き、欧州諸港から極東諸港向けの貨物を積取つて同盟の多年助成し来たつた貿易を危殆におとし入れつつあることを非難し、Relate System を採る本同盟規約にもとづいて、同盟が加入を拒否した三井船舶の船に貨物を積込んだ荷主にはリベートを支払わない旨を通告したものである。同時に、同盟はこれが実施と対三井船舶闘争とを目的としてドイツ・オランダ・ベルギーに Area Secretary を設置した。だが、これは、なお現実の運賃競争その他の競争手段をもつてする対盟外船競争の開始というよりは、むしろ、いわば、同盟内部の規制措置であつた。右の同盟通告に反対して三井船舶支持を声明した北海乙仲組合 (Committee of Forwarding Agents of North Sea Ports) の動きに力を得た三井船舶は、九月以降東廻りを月二航海に増強するとともに西廻り世界一周航路月一航海の配船を新たに開始した (西廻り第一船浅香山丸 (一〇、三五二D/W) は九月二十一日神戸を出帆す。) ころにおいて、同盟は、はじめ、直接的な競争手段・抑圧手段を採用する決意をかため九月二十八日附 Circular をもつて、現行九・五%のリベートのほかにスペシャル・リベートを設け九月一日に遡つて適用する旨を通告した。国内でも、日本郵船と大阪商船とは連名で同日附声明を發した。

三井船舶は、一般に盟外船がそうするように、同盟運賃の一割引程度の運賃で積荷を求めていたが、同盟がスペシャル・リベートの方法で運賃切り下げをなすや、ここに、鉄鋼およびジュートの運賃を中心に、双方間の運賃競争が發生した。^(註1)

すでに述べたとおり、この第一期の期間、競争はさまで激烈化せず、すくなくとも、日本では小競合程度にしか考えられなかつた。一つには、当時、郵・商・三井船舶をふくんで、日本海運界は、印度・パキスタン航路およびニューヨーク航路で日本船相互間或いは日本船と外国船との間に醜争苦闘を演じ、これが処理に忙殺されて、欧州航路をまで顧

みる余裕もなく、一般の注意も惹かなかつたからである。また、大阪商船の独占航路であつた南米航路に対する郵船および三井船舶の割り込み計画或いは、三井船舶に対する同盟競争手段として採用されたパナマ経由配船数の割りあてに際しての郵・商間の対立等に看取されるように、同じく同盟メンバーとなつてゐる日本郵船と大阪商船との間も必ずしも円滑でなく、同盟が期待したとおり郵・商一致の行動によつて三井船舶を撃退することも思うように実行に移せなかつた。さらに、「國際海運株式会社」その他の欧州航路開設計画(註2)も郵・商または同盟の対三井船舶闘争へのふみ切り、それへの精力集中に制約的な影響をあたえたであらう。下手をすれば、三井船舶のみか多数の日本海運企業をまで敵に廻さねばならぬかしれなかつた。

そこで、この期間の競争はさまざまで激化しなかつたのであるが、一面、本期間中に採用・実施された同盟の競争手段自体は、すでに多彩であり、注目をひく。最も一般的な運賃切下げのほか、同盟契約荷主に対する拘束強化・罰則の適用三井船舶の盟外配船と同じ航路への同盟船の臨時配船、より直接的な闘争船 (fighting ship)、三井船舶の海外代理店に対する圧力(註3)から、さらには、日本政府もしくはその出先機關に対する三井船舶取締要求の提出にいたるまで、殆んどあらゆる競争・抑圧方法が実施された。これらの競争手段のうち、スペシャル・リベイトとして行なわれた運賃切下げに關して生ずべき荷主拘束その他の不當性とともに関争船という伝説じみた方法がとられたということは甚だ注意をひくもつとも本質的な競争手段である運賃切下げについては、後述にゆずり、ここでは闘争船について一言しておこう。わが國海上運送法第十八条が規定する「競争抑圧船」すなわち、

「当該協定等に参加してゐる船舶運航事業者が競争を抑圧し、又は制限することを目的として当該協定等に参加してゐない船舶運航事業者の船舶を特定航路から排除するため当該航路に使用する船舶」

を広義に解すれば、三井船舶の東廻り世界一周航路とまさに競合し、事実、かかる三井の活動の抑制・排除を目的として許可された郵・商のパナマ經由臨時配船も、競争抑圧船——鬭争船にほかなるまい。これを譲るとしても、三井船舶の東廻り世界一周船の Le Havre 寄港に対抗するために、一九五三年十月、同港発極東向けに M・M・汽船の船を仕立てたのは、明らかに鬭争船行為であつた。たとえ、わが國司法管轄権のおよばない外国の港乃至航域で、しかも、外国船によつて、鬭争船が出現したがゆえ致し方ないとしても、この事実、或いはその後が発生したアントワープにおける三井船舶の有馬山丸と郵船の有馬丸との事件とか、清水港における數隻の同盟船の「示威的・同時的な」入港とかは、法律學的にも海運史的にも注目に値いするはずである。

本期間における三井船舶対同盟もしくは郵・商の競争それ自体と直接的関連をもたぬかもしれないが、やはり、何等かのつながりにおいて關係をもつことがらも少なくない。そのうち、まず、戦後における「社船」意識の微妙な復活傾向に筆者は興味を覚える。なるほど、戦時中および戦後のかなり長きにわたつて「社船・社外船」の称呼は使われな特権階級としての歴史を想起させ或いはそうした感じを喚起することをおそれ、特に「社船」という言葉や意識は表面化するのにきわめて慎重である。だが、曾つて「社船・社外船」が「会社船・個人企業船」或いは「定期船・不定期船」の代用語として、もしくは、その粉飾のもとに使われたのと同じように、戦後の日本海運業界では、「同盟船・盟外船」或いは「中核的・指導的船主」とその他一般船主——同盟成員の間においてすら——の区別で復活しそうな氣運がある。少なくとも、そうした意識はなお底流している。歴史上の指導的地位・選ばれた存在としての自負心が、郵・商特に前者にあつたとしても、それ自体当然であろうが、こうした「社船」意識が、本競争を通じて絶えず望見されることは前言もしたし、後でも述べる。がここでは、本期間における「社船」意識の復活傾向を二、三指摘しておきたい。

当時紛議を生じていた印バ航路問題に関して、一九五三年十月二十八日岡田海運局長が関係日本船社十社に対して、日本船同志の競争を慎しむよう警告したが、このとき既加入メンバーたりし郵・商はアウト・サイダーとは手を握れないと拒否している。また、翌春の南米航路紛争では、未加盟であるにもかかわらず、郵船は、みずからは加入の資格ありと強要している。さらに、欧州航路問題にあつても、三井船舶に対しては、郵・商はひとしく「社船」を自認するが、郵・商両社間の関係では、郵船がより強く「社船」であつた。かくて、一九五三年十一月、三井船舶に対する措置としてパナマ経由の臨時配船が許可されたとき、日本船（郵・商）全体として年十二航海を一括承認されその割りふりを両社の話合いに委されながら、商船の六対六折半論と郵船の八対四説とが対立して折合わず、ために、結局、同盟本部に調停を依頼（郵船案に決定）したほどである。

最後に、この期間の競争が、全競争過程からみれば、いわば、まだ、前哨戦的小競合の域にとどまつたとはいへ、この間、運賃低下によつて欧州鋼材の対アジア輸出が増大し、わが国の同種貿易に悪影響をおよぼしたこと、また本期中にあらわれた「国際海運」の欧州航路進出計画が、結局は郵船の巧妙な裏面工作——東邦海運の抱込み——によつて挫折したこと——これは曾つての三菱会社の競争相手共同運輸会社の株式購入や日本郵船の東洋汽船会社の米国航路買収にも匹敵する——も記憶されねばなるまい。

(註1) このときの同盟のスペシヤル・リベート、すなわち、運賃切下げは、歐洲積 Iron & Steel 15% (全仕向地)、Soda & Potash Nitrate 20% (全仕向地)、Potatoes 12.5% (Strait & Hongkong 向)であつた。

(註2) 国際海運株式会社（飯野海運・三菱海運・日産汽船・東邦海運四社の共同運輸会社）の歐洲航路計画はドイツ・ベルギー（デッペ社）の船主と提携し、日本での蒐荷は国際が引受け、国際四隻、外船四隻を出し合つて月二航海の定期とするものであり、しかも、歐洲同盟への加入困難を予想して、むしろ、新たに第二の運賃同盟結成を意図した甚だ戦闘的な性格であつた。

(註3) 一九五四年二月、同盟は三井船舶のイギリス代理店社 Lambert Bros. 社に圧力をかけ、また、シンガポール代理店 C. F. Sharp 社、アント

ツープ代理店 Kennedy Hunter 社にも三井船舶の代理店辞退を強要したといわれる。

2 第二期 一九五四年夏——一九五四年末

- 一九五四・六・三 三井船舶、東廻りロンドン寄港を実施。同盟もまたロンドン主要荷主を招いて三井船舶不利用を懲遷す。
- 〃 七・三〇 三井船舶声明を発す。
- 〃 同盟、F・O・B・契約第六条に関するサーキュラーを発す。
- 〃 八・八 三井船舶、清水にて茶の積取を開始。
- 〃 八・一七 同盟、契約条項第六条の改訂を公正取引委員会に申請。
- 〃 全日本輸出組合運賃委員会、同盟および三井船舶に運賃競争停止を申入れ。
- 〃 同盟、三井船舶加盟拒否の理由を変え、そのコモン・キャリア性をとりあぐ。
- 〃 九・一三 三井船舶、銀塊を積取る。
- 〃 九・一六 来日中のイギリス政府出先機関、日本政府に対し日本海運政策につき警告す。
- 〃 九・二二 公取委、同盟の契約条項改訂申請を拒否し、同盟の不当行為に警告す。
- 〃 一〇・七 同盟総会、三井船舶排撃を確認し 三井船舶の撤退まで郵・商の配船増加要求を認めずと決定。
- 〃 一〇 五棉中心の大阪船積研究会、同盟を非難。
- 〃 一〇・一三 三井船舶、小樽寄港開始。

一九五四年の夏を転機として、欧州航路競争は、俄然、白熱化した。それまで、同盟を刺戟せずという当初方針にしたがい、どちらかと言えば、同盟側の盟外対策に対して消極的・静観的に対応してきた三井船舶が、六月二十九日横浜出帆の浅香山丸を第一船としてロンドン寄港を実施したのを手始めに、果敢な切り込み作戦に出、これに対して、同盟また反撃策を強化したからである。三井船舶が、このとき何故こうした積極的な進取を試みたか、その真意のほどは、われわれにとつてわからない。むしろ、その後においてさえ、なお、同盟不刺戟を口にして同社としては、これを

格別同盟に対する排戦とか反撥とかみられることを否定するであろう。盟外者として世界一周航路をやるときめいた以上、必然の成行であり、寄港、集荷もその努力・準備の結実にはかならなかつたかもしれぬ。だが、客観的にみて、こうした三井船舶の出かたが同盟を刺戟したのは当然である。

いよいよ、三井船舶がロンドン寄港を開始すると知つて、同盟は六月二十三日ロンドンで主要荷主約五〇〇名を招いて三井船ボイコットを慫慂した。述べるまでもなく、ロンドンはいギリス海運の中心基地であり、当該同盟本部の所在地であつて、加盟を許された大阪商船でさえ入港をいまだ認められていない。そこへ、盟外船たる三井船舶が寄港するというので、同盟特にイギリス船主がいきどおつたのも無理はない。わが国一部では、これをいみじくも「ロンドンなぐり込み」と評した。そればかりでない。三井船舶は、八月赤城山丸（一〇、〇七七 D/W）をもつて、はじめて、清水からマルセイユおよびオラン向けの茶三〇〇屯を積取り、さらに翌月、淡路山丸（一〇、〇六〇 D/W）をもつて横浜積ロンドン揚銀塊三八屯を積んだ。もつとも重要な同盟貨物（Conference Cargo）として、いままでも手をふれなかつた三井船舶、また盟外船に手をふれさせなかつた同盟、双方の関係はここでも極度に緊張した。いわんや後者の銀塊については、同盟のなかにおいてさえ日本郵船と P・O・汽船との二社だけにしか積取を許可しないのが慣例であつた。いわば、第一級の同盟船が運ぶ第一級の同盟貨物である。しかも、現実には、約五〇屯の銀塊が三井船舶の淡路山丸に積取られたため、同盟側の積取予定船であつた P・O・社の Singapore 号がアウトになるという「オマケ」までついた。

十月に開催された同盟總會が、三井船舶排除のために更に強力な方法を探ることを決定し、爾後これを運賃切下げその他の形で実施したのは必然である。ときあたかも、わが国戦後の海運界を混乱にみちびいたニューヨーク航路・印バ航路の競争が收拾され、南米航路問題また解決の方向に向いつつあり、しかも、海運市況も好転する時期であつたが、

ひとり、欧州航路では、日本海運のビッグ・スリーが、互にしのぎを削つてたたかわなければならなかつた。それはまさに、戦後日本海運業にとつての一大試練であり、また悲劇でもあつた。

すでに触れたように、もつとも基本的な競争手段である運賃切下げは、前期の一九五三年秋頃から、同盟側の special rebate = fighting rebate をもつて開始されていた。ここで、簡単に同盟運賃切下げの推移をみるに、当初は、三井船舶の東廻り世界一周航路による欧州↓極東配船面が主たる対照となり、したがつて、極東運賃同盟 (F. E. F. C.) ・日本往航運賃同盟 (J. O. F. C.) ・ノイリッピンヨーロッパ同盟 (P. E. C.) が中心であつた。しかも、Iron & Steel, Soda & Potash, Nitrate, Potatoes 三品目のうちでも、鉄鋼がもつとも中核的な対象貨物とされた。けだし、鉄鋼は、いわゆる base cargo として北欧主要港から極東向けに積出される最重要大宗貨物であつたからである。十月一日からは、上記品目のみならず、殆んど全貨物にわたつて一〇パーセントの fighting rebate が採用され、この率は一九五四年に一月一五パーセントへ引上げられた。この fighting rebate は三カ月毎に契約荷主に延戻しされる仕組——一種の deferred rebate ——で、たとえば上記の場合、契約荷主はタリフに規定される九・五パーセントの cash discount のほか一五パーセントの special rebate を合せて、究極には、基準レートの二四・五パーセント引きの運賃で貨物を送り得るわけである。こうした fighting rebate の採用およびその増率のほか、さらに、special cheap rates が地域的に設けられ特定の仕向先に対する対抗策も適用されたが、いま、二、三品目について実例を見れば次の如くであつた。

Iron & Steel, New straight off-mill, unworked value up to £ 50 p. ton F. O. B.

仕向地	マレー	香港	バンコック	日本	台湾	実施期
Base Rate	110先	115先	130先	125先	145先	

歐洲航路競争史

Fighting Rebate		15%				1953. 9. 1
(全仕向地)		20%				1953. 10. 1
		30%				1953. 12. 1
		35%				1954. 1. 1
Special Rate	44志	47志	53志	50志	67/6志	1954. 3. 8
〃	2716志	30志	42/6志	32/6志	52/6志	1954. 4. 10

Motor Car, Motor Delivery Van, unpacked

仕向地	マレイ	香港	日本	実施期
Base Rate	157/6志	162/6志	172/6志	
Fighting Rebate	10%	10%	15%	1953. 10. 1
〃			30%	1953. 12. 1
Special Rate (日本のみ)			115志	1954. 4. 12
〃 (〃)			95志	1954. 5. 1

Wool, Top, Noil

仕向地	マレイ	香港	日本	実施期
Base Rate	142/6志	147/6志	157/6志	
Fighting Rebate	10%	10%	10%	1953. 10. 1

		20%	1954. 1. 1
		15%	1954. 2. 1
		30%	1954. 5. 1
Special Rate (日本のみ)		100%	1954. 5. 18
		90%	1954. 9. 25

上記のごとく第一期中に開始された運賃切下げが、第二期で引続き適用され、一層強化されたばかりでなく、どちらかと言えば、今まで従的な競争場面とみられた極東↓欧州向け貨物の運賃にも飛火し、前記三同盟に更に日本復航同盟 (J. H. F. C.) を加えた殆んど全関係同盟と三井船舶との間に激烈な運賃競争を展開した。この期に顕著な変動を演じた若干の日本積欧州揚貨物の運賃低下傾向を同盟契約運賃と三井船舶運賃に分けてみると、

	同盟契約運賃	三井船舶	実 施 期
Chinaware and Porcelain	160 志	136 志	
(Value up to £ 50 per ton)	120	102	1954. 2. 20
	90	81	1955. 6. 25
	75	71	1955. 1. 1
Iron & Steel	90	76	
(Bar, Billets, Slabs N. O. E. unpacked)	80	68	1954. 2. 20
	75	75	1954. 12. 24

歐洲航路競争史

Toys & Sports Goods	174/6	148	
N. O. E. (not celluloid)	125	106	1954. 2. 20
	90	81	1954. 5. 4
	75	71	1955. 1. 1
Plywood Panels	185	157/6	
	157	142	1954. 10. 1
	142	128	1954. 10. 6
	128	128	1954. 10. 30

前にも述べたように、この欧州航路競争は、同盟対盟外船の争い或いは日本海運対外国海運の競争であると同時に、国内的に、郵・商「社船」対三井船舶「社外船」のたたかいである。これは、本期の競争過程において、とりわけ、明白に看取されるところとなつた。なるほど同盟総会の発表などでは、盟外対策或いは盟外船排除という表現をとり、三井船舶という名を出していない。十月の同盟総会に出席した日本郵船取締役・営業部長有吉義彌氏が、帰国後同月十三日記者団と会見して総会の模様を語つたときの談話として発表されたところを見ても、「三井船舶^(註1)については三井というネームでなしに盟外船として、これとファイトを続けることを全員一致して再確認した。」だが、現実に、当時欧州航路における盟外船とは三井船舶のみであり、したがつて盟外船排除即三井船舶排除なること自明である。有吉氏自身、すぐ続けて「それで郵船として、盟外船、端的に言えば三井だがこれをやつつけるためにはどうしても増配が必要だという要求をしたんだが、同盟では逆に『いやそれよりもまず盟外船をやつつけた、或いは現にかくのごとくやつつけつ

あるという証拠を見せろ。その証拠をみせれば何かやろう』こういうんだ。」と語っている。

同盟が口には盟外対策と唱えながら、その実、三井船舶排除のみにかかづらつていたことは、その盟外船拒否理由の變化にもうかがえる。すなわち、いまままで三井船舶その他の新規加盟を拒否する根拠としてきた船腹過剰 (overtonnage) のかわりに、戦前の実績およびライナーとしての同盟精神という点から三井船舶の不適格性を云々しはじめ、次いで、三井船舶の経営形態を Common Carrier に非ずとまで中傷する挙に出た。船腹過剰がはじめから拒否理由として根拠・妥当性を欠いたためとはいえ、いまさら戦前実績とか同盟精神とかを排斥理由にかかげるところに、この同盟およびその各メンバーのもつ保守性が明白にうかがわれる。三井船舶は、当該同盟成員が殆んどそのまま加入し且つその指導権をにぎっている印・パ航路同盟では逆に戦後の実績が云々されている事実を指摘して、同盟の主張に反駁しているようであるが、たしかに、こうした既成勢力の思いつた自尊心と保守性とは、清新潑漑の海運企業の発展を不当に制限し海運業全体の進歩を阻害するおそれがある。のみならず、九月、同盟の盟外対策特別委員会の P・O・社 A. J. Clifton 委員長によつて、はじめて、公的に非難され、その後 Daily Freight Register 紙上 (十月二日附) にも発表された三井船舶の経営形態に関する中傷は、ただ単に、現実無視の悪宣伝であるのみか、すくなくとも、われわれ海運史研究者の眼からみれば、海運業発展の法則と史実とに対する無知を暴露した妄論(註)であると思えない。

もちろん、問題は、盟外船か三井船舶かということだけではない。同盟本部もしくはイギリス船主乃至ヨーロッパ船主が三井船舶排除のための、少なくとも、主責任を郵・商に負わせまた負わせようとしている事実、および、日本郵船が止むを得ない立場ゆえにせよ、こうした同盟の方針・決議にしたがい、或いは、みずからすすんで、三井船舶をやつつける方法として増配を要求したという事実こそ注目しなければならぬ。競争過程の第一期叙述のうちに触れた、郵

・商の加盟を認めることによつてそれ以外の日本船主の進出を喰いとめ、万一そうした日本船の当航路への侵入あるときは郵・商両社に撃退の責任をになわしめ、さらには郵・商自体の同盟内での進出をも、極力、制限しようというイギリス船主流の考えは、この段階できわめて明瞭である。日本船（三井船舶）の盟外活動は日本船（郵・商）によつて排除せよ、これが同盟首腦の嚴命である。海運政策の立場もしくは国民感情の点を別として一般海運理論の見地からみれば、郵・商が同盟の構成員たるかぎり、同盟全体の行動としての対三井船舶闘争に参加すること自体は、一応是認される。だがここに見られるように、盟外船の排除は当該盟外者と同一国籍の同盟メンバーの全責任もしくは主責任でなされるべしというような理論はいまだ聞いたこともなく、甚だ問題の多い考え方である。こうした珍説を強要され、それにしたがわねばならぬとするならば、日本海運業はもちろん世界海運業の前途は甚だ暗胆たるものとならう。

戦前における日本海運進出の歴史的事情とそれへの恐怖心から考え出されたかかる同盟の狡猾な策に乗せられたのは郵・商或いは日本海運の重大な悲劇であつた。みずからの立場を *too much weak* だと述べ^(註³) 郵船まかせの態度をとつた商船はともかく、日本郵船は、上記同盟方針に忠実であつた。アントワープ港において三井船舶の有馬山丸（一〇、五三四D/W）の荷役に影響をあたえた郵船の有馬丸（九、七六三D/W）の行動のごとき^(註⁴)、「闘争船」活動にほかならず、前記、三井船舶をやつつけるために自社の航海数の増加を要求したというのも、あまりに郵船的である。如何に同盟船としての立場のゆえといつても、少なくとも兄貴分としてまた日本海運業の指導者として自他とも許す同社らしからぬ振舞に見え、識者のひんしゆくをさえ買つた。筆者は、これを曾つての「社船」意識にきわめて相通するものとみて、「郵船的」と述べた。こうした諸事實は、意識する与否とにかかわらず、この競争が、曾つての「社船」を構成した郵・商と「社外船」の雄三井船舶との対立・抗争であり、この色彩をますます濃厚にしたことを示している。

戦後の日本海運業再建にあつて、日本船相互間の醜争を避くべき必要のあることを言をまたず、現にニューヨーク航路・印バ航路で証明済である。こうした海運政策の面から、すでに、この欧州航路競争には何等かの手をうつべき段階であつた。当時、郵・商に次いで三井船舶をも当該同盟に加入させることが望ましく、そのために斡旋の労を郵船に期待するという国内輿論は次第にたかまつていた。ところが、確たる海運政策の樹立もなく、運輸省方面からする斡旋の労の要望も肝心の郵船側から時期尚早として拒否され^(註5)、郵・商もしくは同盟は三井船舶打倒を目指して一層強い競争策をとり、三井船舶また、兄二人で第一人をいぢめるように見て自社に同情的な国内輿論をたよりに一步も退かなかつたかくて、競争は収拾の必要を次第に感じさせながら、ますます悪化の途をたどつた。

右のごとき注目すべき發展を示した競争第二期において、同盟側が日本国内で一つの黒屋を演じたことは、爾後の競争方法の変化或いは解決への動きに何等かの意味で影響したものととして附記しておかねばならぬ。より早い時期でもこの種動きはあつたが、同盟は七月三十日附の Circular をもつて、欧州復航同盟の契約書式第六条 (Contract Form or Contract Clause No. 6 として一般に知られている) に関する同盟の解釈を関係荷主筋に伝えて、積荷の盟外船へ流れるのを防ごうとしたが、八月十七日^(註6)にいたり、欧州復航同盟地方議長 D・L・M・マックフアレンの名で、同条項改訂方をわが国公正取引委員会に再申請した。これは、「F O B 積により、バイヤーが当該貨物を船積すべき船舶として盟外船を指定した場合においては、当該盟外船積は一手積契約の適用を除外され、出荷人 (Contract Shipper) は、該盟外船積を行う自由を有する」旨の条項を「F O B 船積の場合において外国バイヤーが信用状に船積する船舶の実際の名称を記載するときは」という文言に改訂しようとするもので、それ自体、本質的に盟外船積を制限・抑圧しようとして意図していたこと明白である。だが、こうした改訂は、貿易事務上問題があるばかりでなく、貿易の自由と利益とを放棄せしめ

正常な貿易の發展を阻害し、且つ、同盟の独占性を強化せしめるものとして、わが国貿易界が強く反対した。公正取引委員会は、九月二十日の回答で、こうした貿易界の答申を容れて次の如くこの改訂を拒否した。

「公取としては独占禁止法、海上運送法及び昭和二十五年十一月一日附の極東運賃同盟事件の審判手続中止通告書に示された条件に照して、前記改訂案、復航同盟の現行契約書式及び日本から欧州向輸出貿易及び運輸の実情を綜合的にみると、若し前記改訂案が実行された場合には、前記関係法律及び審判手続中止通告書に示された条件に實質的に違反するおそれがあると認められた。従つて公取としては前記の契約書式第六条の改訂案の実施を認めるとは出来ない。」

これだけでも、同盟の面目つぶれであつたが、公正取引委員会の回答には、さらに、

「公取の得た情報によれば、日本、欧州間の往航及び復航において、関係運賃同盟が盟外船対策として、前記法律及び審判手続中止通告書に示された条件に違反するおそれのある諸行為を行っている疑があるが、このような行為についても、公取としては深い関心を持つていて、今後の推移如何によつては、次のような措置をとることも考慮せざるを得ないのである。即ち前記極東運賃同盟事件審判手続中止通告書によれば、公取が三〇日の予告をもつていつでも審判手続を再開する権限を有するので、事態の推移如何によつては、審判の再開について考慮せざるを得ない云々^(註7)。」

これは、あたかも、藪をつついて蛇を出すのごとく、同盟としては思わざる黒屋であつた。同盟の盟外船対策のうちに、独占禁止法・海上運送法違反の行為があるとの警告は、三井船舶に氣勢をあげしめ、爾後の同盟行動に暗影を投ずることとなつた。

- (註1) 週刊海事新報第二〇九号四頁記事による。一応真偽について同紙に照会しての上であるが、誤りがあらば取消す。
- (註2) 拙著「歐洲航路上における競争の一問題点」(海運第三二八号所載)参照。
- (註3) 海運第三二六号「歐洲航路の同盟・盟外死闘の混乱」四一頁。
- (註4) 海運第三二五号、一五頁。
- (註5) 海運第三二五号、一八頁。
- (註6) 財政経済弘報第四六六号では八月三日のようである。
- (註7) 財政経済弘報第四六六号所載、公正取引委員会経済部長坂根哲夫「日本歐洲復航運賃同盟に対する警告をめぐって」参照。

3 第三期 一九五四年末——一九五五年末

- 一九五四・一〇・二六 吉田首相渡英、日本海運政策につき討論す。
- 〃 〃 一二・七 英議員団来日、アンダースン英国海運会議所議長各方面と折衝す。
- 〃 〃 一二・一六 英誌 *Shipbuilding and Shipping Record* 「日本海運の不正競争」を非難。
- 一九五五・二・三 同盟総会。
- 〃 〃 二・二〇 イギリス海運会議所、年次報告書で日本海運政策を攻撃。
- 一九五五・二・二五 郵船社長、株主総会で独禁法・海上運送法の改正を主張。
- 〃 〃 五・三 三井船舶海外代理店会議を開催。
- 〃 〃 六・九 同盟総会。
- 〃 〃 九・ 九 第一次計画造船で、郵・商・三井各二隻を割当決定。
- 〃 〃 一〇・六 同盟総会、第一次計画造船割当を非難。
- 〃 〃 一〇・八 英国政府、海運政策につき日本政府へ抗議。
- 一九五五・一〇・一四 イギリス海運会議所も再び日本海運政策を非難。
- 〃 〃 一〇・二四 郵船有吉氏急拠訪英。
- 〃 〃 一一・一〇 日本政府、海運政策につき英政府へ回答。
- 〃 〃 〃 有吉氏帰国して三井船舶の加盟絶対不可能と言明。

〃 一一 三井船舶、新配船計画を発表。

〃 一一・二四 朝田海運調整部長訪英。

一九五四年夏以降、一転して激烈な闘争に変つた欧州航路競争は、現実の競争内容・形式・方法それ自体としては、殆んど何等の変化もなく最終妥結のときまでつづいた。ここに、第三期と劃した期間のうちに開かれた數回の同盟總會でも、前どおりの盟外対策が再確認もしくは精々強化された程度であつて、格別改まつた闘争方策は打ち出されず、他方三井船舶の側でも、一九五五年五月三日―五日にわたる海外代理店會議の開催、或いは、同年末の新配船計画の決定発表のごとき注目すべき動きがあるにしても、それらは本來自己の長期抗戦態勢の整備を意図し、精々、対外的効果をねらつたものであつて、競争の性格・方法にまで影響するほどのものでなかつた。いわんや両競争当事者間に、競争終結の交渉のごときはもちろん妥協の氣配すらも見られない。だが、競争の全過程を通觀したとき、一九五四年末もしくは一九五五年初頭から一九五五年末までの約一カ年間は、一つの特別な意義をもつ期間と言えよう。

概括的に言つて、この第三期は競争が「国際」政治問題化したときであつて、競争当事者以外のもの、特に關係国政府までがこの競争の渦中にまきこまれ、政府当局者が否応なしにこれが收拾・処理に關与せざるを得ぬ立場に追い込まれた時である。それは、主として日本海運補助政策一般に關するイギリスの政府および海運団体からの非難とそれに対する日本政府の釈明反論の形でなされたけれども、それが本航路競争を直接的な動機としていたこと明白である。

由來、航路同盟への加入或いはそれにもとづく紛争は、あくまで、純然たる經濟問題もしくは当事者間で解決すべき問題とされ、これに政治的な力が介入・關与することは好ましくならずと考えられてきていた。なにかんづく、イギリスでは、これを伝統的な方針としてきたと信じられている。さらに、この競争自体も、その最終段階では、殆んど、こうし

た政治的な力の介入・影響なしに解決されるべく努力がなされ、或る程度までは右の方針が貫かれたかに思われる。だが、それだからと言って、この競争に政治的な力が、全然、関係せず、発動しなかつたとせずを得ない。この第三期に競争が国際政治問題化したということとは客観的な史実であつて、こうした政治的配慮が、結局、事態の收拾へみちびいたことも明らかである。もしもこの種競争に政治化の事例稀少なりとすれば、或いはまた、イギリスが殊にそうした政治的力の介入を嫌つてきたとすれば、そうした点でもこの期は著しく例外的であり、われわれの大いに注目すべきところであらう。

すでに繰りかえし述べたように、同盟とりわけイギリス船主の意向は、同じ日本船である郵・商を使つて三井船舶を排除させるというのであつて、ここに、国内的には、この競争は「社船」と「社外船」との争いの戦後版という一面を強く示している。だが、戦後の日本海運業界にあつては、戦前におけるほど郵・商の勢力は圧倒的強大性を有しない。明治・大正期における東洋汽船会社——社外船たる浅野回漕部から「社船」に昇格した注目すべき会社——と同様或いはより以上に「社船」にまで昇化せんとする三井船舶の戦後の発展は、郵・商もしくは同盟全体の排撃に抗しつづけることができる力を示していた。このままに推移すれば、競争が幾時果てるやもしれぬ、のみならずすでに日本国内では同盟側に不利な傾向すらあらわれた。ここにおいて、同盟としては、何等かの局面打開をはかる必要が生じた。

同盟が三井船舶を屈服させるための一手段として、政府を動かす或いは政治的圧力を用いようとしたのは、厳密にはこの段階が最初ではない。競争の第一期たる一九五四年二月に、同盟本部はロンドン駐在日本大使館に対し三井船舶の盟外行動を取締るよう申入れた。さらにまた、同年九月には、シンガポール駐在のイギリス東洋海運・商務官ウツドが来日して、東京駐在イギリス大使館参事官チャドウィックとともに、わが国運輸大臣に対し日本海運補助政策は不当で

あると警告したといわれる。(この申入れが同盟側の働きかけにもとづいたことはほぼ推察にかたくない。)だが、同盟を牛耳るイギリス船主たちが、本腰を入れて政治問題化をはかつたのはこの第三期の期間であつて、しかも、それはただ単なる一時的・附随的な、もしくは、いやがらせ的な方策というよりは、むしろ、現実の経済競争と密着して、或いは、それを解決するための強力な武器・方法として推進された。

一九五四年十月の同盟総会にあつて、たまたま訪英がきまつた吉田首相から日本海運政策の基本方針、特に三井船舶に対する日本政府の態度をきいて、同盟としての対三井船舶措置を議定しようとした同盟首脳^(註1)の考え、或いは、吉田首相の渡英延期のために当該同盟総会が最終的対策をきめ得なかつた事実のうちに、われわれは、本競争の政治問題化の崩しを看取できるが、その實際的発現は吉田訪英直後にみられる。同盟側の期待に反して、吉田首相は日本海運政策は不当にあらざと強調し、また、政府による三井船舶の盟外活動規制のごときをすこしも約束しなかつた。ここに、日本政府が三井船舶を不当に支持していると解したイギリス船主は、まこと目覚ましい日本政府・日本海運政策に対する攻撃を展開した。それは自国イギリス政府を動かし、国会議員・船主団体・報道機関に働きかけて、一連の外交・言論戦をくりひろげ、当面の敵三井船舶を叩くよりは、むしろ、それを支持・加勢する日本の政府および海運政策を非難するに重点を指向した。

そのクライマックスは、周知のように、翌一九五五年秋、第十一次計画造船の割当にあつて、三井船舶が、第十次に引続いて、またもや、郵・商両社の割当数と同様、しかも、明瞭に世界一周航路就役用ときめられた船舶二隻の建造を許可されたときに起つた。同年十月六日開催の同盟総会は、この第十一次船割当決定の非難論議に終始し、同総会に出席しなかつた日本郵船の有吉取締役を急ぎロンドンに呼びつけて説明をもとめることになつた。同時に同盟は政府そ

の他を動かして日本海運政策をはげしく攻撃させ、十月八日にはイギリス政府の日本政府に対する抗議、十月十四日にはイギリス海運会議所の日本海運政策に関する非難声明と、間髪を入れぬ鮮かさを示した。

もちろん、この間、現実の航路競争は、いまままで通り、主として郵・商対三井船舶の争いの形で継続した。日本船による日本船の駆逐というイギリス流の考えは変更をみない。こうして、郵・商をして現実の排除作戦にあたらせつつ他方、日本の海運会社としては非難・攻撃のできぬ日本海運政策・日本政府に対する論難をかつて出たのが、この期の同盟のあり方であつた。言うまでもなく、これは三井船舶を倒すためには、日本政府の考えを直さなければならぬという認識のうえに、しかも、これを単に同盟のみの行動としてでなく、イギリス政府或いはイギリス海運界の名のもとにイギリスの輿論として唱道させたものであつて、その老槍・巧妙な遣り方は注目し値いしよう。

急拠、ロンドンに赴いて同盟首脳部と打合せた有吉取締役もまた、意識的にせよ無意識的にせよ、結果としては、こうした同盟の作戦に「役買つてゐる」。十一月初旬帰国した彼は「同盟は三井船舶排除策を一層強化しこそすれ、これと妥協する氣運は毛頭ない」と明言する一方、「日本政府が同盟船（郵・商）、盟外船（三井船舶）双方を助成して日本の航権の拡張を企図している」点に対して同盟が重大関心をいだき且つ非難していること、および、こうした日本海運政策遂行の阻止・対三井船舶ファイトに郵船の努力が足りない^(註)と詰問されたことを明らかにしている。

イギリス船主の非難、イギリス政府の抗議、さらには日本郵船の代表者の帰国報告によつて、事態がすこぶる重大化し急迫していることを知つた日本政府は、いまや不介入の方針を改め、競争を何等かの方法で解決せしめなければならぬと考えるようになった。朝田海運調整部長が同盟側と折衝すべく訪英の旅については十二月上旬である。ここに同盟側の政治問題化作戦は見事にその功を奏した。

(註1) 前掲海事新報第二〇九号所載、有吉氏談話参照。

(註2) 前掲海事新報第二六五号 一頁、三頁。

4 第四期 一九五五年末——一九五六年夏

- 一九五五・一二・二七 朝田部長帰国して、問題解決の可能性ありと声明。
- 一九五六・一 朝田部長を中心に郵・商・三井三社の話し合い進行。
- 一九五六・二・一 日本財界幹旋五人委員会発足。
- 〃 二・八 幹旋案決定。
- 〃 二・一六 同盟総会、日本財界幹旋案に対し同盟修正案を作製。
- 〃 三・一四 三井船舶、同盟の修正案を拒否、五人委員会再幹旋に乗り出す。
- 〃 四・四 三井船舶、盟外配船続行方針を発表。
- 〃 四・二六 第二次幹旋案作成。同盟に打電す(五月一日)
- 〃 五・一一 同盟総会開催するも結論出ず。
- 〃 五・二二 同盟議長等突如来日し、幹旋委員会と協議。
- 〃 六・二 協定案成立。
- 〃 六・七 同盟総会、協定案を承認。

一九五五年十二月二十七日帰国した朝田海運調整部長が解決の可能性ありと声明したことは、さきに妥協の余地全くなしと明言した有吉婦国談とまさにうらはらである。僅か一、二カ月のうちに同盟の根本方針が変更したとは考えられないから、同盟としては、口で三井排除を主張し、妥協気運など毛頭ないと唱えていても、その実、何等かの解決を欲していたと見るほかない。事実、それが前第三期に政治問題化をはかつた同盟の真意であつたはずだからである。

朝田部長が問題解決の可能性ありと認め、そのためには国内的調整すなわち郵・商・三井船舶三社間で話し合いを始め

るべきとしたことは、そのまま政府首脳に是認された。戦後の日本海運業再建を指導する政府としては、おそきに失したとはいえ、賢明な方策であつたと言ふべきである。ただし、もし必要ならば、三社会談のお膳立てを政府がしてよいという考えは、政府の不介入方針のゆえに殆んど認められず、日本財界有力者の斡旋に委嘱する途がえらばれた。

一九五六年二月一日、吉野運輸大臣から斡旋委員になるよう懇請された財界代表は、

石川 一郎 経団連会長

村田 省蔵 大阪商船相談役

田中徳次郎 東京海上火災社長

川北 禎一 日本興業銀行総裁

米田富士雄 日本船主協会理事長

小林 中 日本開発銀行総裁

の六氏であつたが、このうち、小林開銀総裁のみ計画造船にともなう財政資金を扱う立場にあることから辞退——もつとも同氏は五、六月の対同盟幹部との協議の際に川北氏にかわつて列席した——し、ここに、いわゆる斡旋五人委員会が成立した。

石川氏を委員長とする斡旋委員会は、第十二次計画造船および特に二月中旬に開催予定の同盟総会を目前に控えて急ぎ調停・斡旋につとめ、その結果、二月八日に斡旋案を作製し、これを三社社長に対し幾分強制気味におしつけて了承せしめ、直ちに同盟本部に打電して承認・解決方を要請した。この斡旋案から同盟修正案・第二次斡旋案・最終妥協案までのいずれの案も、いまだその全文は正式に公表されておらず若干の不明確さを有しているが、一般に報道されたと

ころによれば、最初の斡旋案の骨子は次のとおりと見られる。^(註1)

(1) 三井船舶の東廻り世界一周航路月二航海のうち、一航海は日本郵船のアンダー・ウィングにする。

(2) 東廻り世界一周の他の一航海は欧州運賃同盟の規則にふれない範囲で運航する。

(3) 三井船舶の西廻り世界一周航路月一航海は、欧州運賃同盟の規則にふれない範囲で運航し、寄港地・積荷などで欧州運賃同盟側の規則にふれる場合には、前もつて三井船舶が欧州運賃同盟側と話合つて調整する。

(4) 日本郵船・大阪商船は同盟の諒解を得てこの案の実現に努力し、アンダー・ウィングの解釈については三井船舶・日本郵船間並に同盟側と話合う。

(5) 以上の条件が実施されたのち、日本郵船・大阪商船は、できるだけ航海数が増加するように欧州運賃同盟側へ働きかける。

すべて、新規加盟希望者が同盟加入を許される場合の条件は苛酷である。五名の斡旋委員の顔振れから察しても、三井船舶に有利な解決案はあまり期待できないとも言われていた。日本海運集会所の岡崎幸寿氏は、これについて「この打開案によると三井は過去三カ年何の爲めに船腹を増強したか、そしてこの東西廻りの世界一周航路を斯く整備したかを疑いたくなる程、大きな譲歩を要求され而もこれを飲んだのである。」^(註2)と評している。

だが、それであつても、まだ、この斡旋案がそのまま同盟から承認されたのなら、三井船舶には、わが国はじめての世界一周航路開設の記録とともに、欧州航路同盟への加入希望とそれまでの自主的経営権がのこされる。また、本斡旋案に記されたとおり、郵・商が本案実現に真に努力したのなら「斡旋役の打開策というものは、三年前に郵船が打出すべきであつた」という前記岡崎氏の批評も或る程度報われたかもしれぬ。それにもかかわらず、当代わが国で選ばれ

得る最良・最高のメンバーで構成された幹旋委員会が最善にして最終の解決案として提出したこの案は、二月十六日の同盟総会で、見るも無惨に修正された。

この同盟総会で定められた修正案の骨子は次のようであつた。^(註3)

(1) 三井船舶の東廻り世界一周年二十四航海のうち、日本郵船のアンダー・ウイングとして配船の認められる年十二航海は、欧州折返しとする。

(2) アンダー・ウイングの期間を五カ年とするほか、その形態業務について日本郵船の優位を認める。

(3) 三井船舶の東廻り年十二航海・西廻り年十二航海は、いずれも欧州運賃同盟の規則にふれないように、寄港地・積荷について厳重な制限を設ける。

(4) この条件により妥協が成立した場合、現行のパナマ經由臨時配船の郵船十二航海・商船六航海は、そのまま正規の資格でスエズ經由に切替える。

さきの日本側幹旋案のうちに示されていたと言う「本案実現のために郵・商が努力する」という規定をもち出すまでもなく、同盟総会では郵・商の出席代表が日本側の最終・最低の幹旋案の実現に努力したにちがいないと考える。またこの修正案は、それ自身、郵・商の名でなく、同盟全体の名のもとにきめられている。だが、結果的には、日本財界の提出した幹旋案の主旨は殆んど全くかえりみられていない。三井船舶として、全くしのびがたきをしのんで譲歩した最低の基本線は、そのアンダー・ウイング条件および欧州折返し配船の決定うちに完全に打ち破られている。

多年にわたつて培い且つ海外代理店会議まで開いて結束の強化をはかった代理店の利用をはじめ、B\Lの発行・集荷業務を失うばかりでなく、わが国最初の世界一周航路を開設・運営してきた実績と光榮とは、パナマ經由欧州折返し

によつて實質上ふみにじられてしまふ。

本来、スエズ經由日本（極東）・欧州間の航路を統制するためにつくられた当該運賃同盟——それは郵・商のバナマ經由臨時配船をスエズ經由に切替えるという決定のうちにも明瞭に看取される——が、三井船舶のバナマ經由の配船をアンダー・ウイングとして認めること自体も奇妙であるが、こうした三井船舶に対する徹底的抑圧の反面、つい最近まで、フアイトが足らぬ、努力が不充分だと同盟首脳から叱責されていた日本郵船および大阪商船が、現行配船数の倍にまでその航海数をふやされるという事実、しかも、それをもつて日本海運業全体の利益であるかのように強調したような郵・商の態度は、われわれに、保守的な同盟の在り方をまざまざと認識させると同時に、国内的には、伝統的な郵・商「社船」意識の復活をひしひしと感ぜしめる。

さきにも同盟に提出された日本側の幹旋案を、日本として最善・最低且つ最終のものと確言していただけ、財界代表五人委員会もこの同盟修正案に不満であつたが、二月二十三日同幹旋委員会からこれを手交された三井船舶にとつて、これが到底受諾しがたかつたのは当然である。同社は三月十五日、幹旋委員会に対して同盟修正案反対を正式回答し、あわせて幹旋案どおりの線で再折衝するよう要請した。また三井船舶は、四月四日に盟外配船の続行と自己の態度とを声明して、輿論に訴えるとともに、有利な条件による加盟承認をちとるための牽制策とした。

かくて、幹旋委員会再度の努力が試みられ、四月二十六日第二次幹旋案の作製を見た。五月一日に同盟本部宛に打電されたこの再幹旋案は、第一次案の主旨を殆んどそのまま採り入れ、そのかぎり、三井船舶側に有利なものであつた。すなわち、

(1) 日本郵船のアンダー・ウイングとして認められる三井船舶のバナマ經由配船は、バナマ・スエズ經由の東廻

り世界一周航路とし、日本郵船のスエズ経由配船のうち年十二航海の復航をパナマ経由西廻り世界一周航路とする。

(2) 日本郵船は三井船舶の代理店を可能なかぎり利用する。

(3) アンダー・ウイングの期間は三年とする。

こうした再度の斡旋案申入れによつて開催された五月十一日の臨時同盟総会は、五月一日決定・公表された第十二次計画造船における郵・商・三井船舶各二隻づつ——ただし三井船舶は世界一周航路就役用としてでなく、ニューヨーク航路および南米航路用として許可された——の割当事情もあつたためか、結論を翌月の定例総会へ持越しときめ、一見殆んど反応を示さないかと思えた。

しかるに、全く、突如として五月二十二日、同盟議長ほか二名の同盟最高幹部が来日した。欧州復航同盟のみならず欧州・極東間に存在する十数個の運賃同盟を統率しているといわれる R. M. Thwaites (P. & O. の General Manager) と Sir John N. Nicholson (Holt & Co. の Managers Director) 及び J. Chr. Aschengreen (East Asiatic Co. の Managing Director) の二名の飛来がそれである。

石川経団連会長はじめ、わが国第一流の財界人から構成される斡旋委員会に対する敬意を表するためであろうが、航路紛争或いは日・英間海運競争問題に関して同盟議長がわが国にまでやつて来たというのは、これが最初である。また曾つて明治中期日本郵船がボンベイ航路をはじめとしたとき、これを威嚇して止めさすため使者を派遣した P. O. 汽船の立場と比較すれば、同じ P. O. 汽船の幹部が競争妥結をはかるために訪日したということは、まさに興味ふかき点である。妥協の成否にかかわらず、わが国海運史に書きとどめらるべき歴史的事件と言つてよからう。

もちろん、これら同盟幹部と日本側斡旋委員との間の折衝・協議は決してスムーズ・簡単にすんだわけではない。世界海運業界における指導的地位を自任し、且つ、戦後のわが国海運諸企業とは格段の差がある實力をもったイギリス船主・同盟の幹部が紛争解決のために日本にまでやつてきて、或る程度の譲歩をしたという事實は特記されてよく、それは海運業全体の發達に対する彼等の熱意・識見に負うところも少なくない。なかんづく、Thwaites, Nicholson 両イギリス海運代表がイギリス海運本世紀の伝統的方針たる國際協調の精神にもとづいて相互間の商議・和解に努めた点は充分評價されてしかるべきである。だが、同盟側・斡旋委員会相互間でようやく妥協に達した案は、決して、日本海運業或いは關係企業すべてにとつて有利であつたとは言えない。特に、三井船舶にとつては、第一次斡旋案より劣つた解決であり、一般報道のごとくには、三井船舶の正式加盟が実現したのでもなく、アンダー・ウイング条件の細目について後に多くの問題を残した不満足な解決案であつた。

六月二日、同盟代表と斡旋委員会とが妥結・調印せる協定は、

- (1) 七月一日から日本郵船のアンダー・ウイングとして三井船舶の東廻り世界一周航路を認める。
 - (2) 代理店の使用については同盟側の意向を尊重する。
 - (3) アンダー・ウイングの期間は五年とする。
- を主要骨子としたと伝えられるが、これをもつて、三井船舶の同盟加入決定と速断した人々は、六月七日の同盟總會のステートメントを見て、ひとりよがりを警しめられたであろう。同ステートメントは、ことさら冒頭に、三井船舶はいまだ同盟加入を許されたにあらずと明言しながら、大要次の諸点をあげている。
- (1) 三井船舶は同盟の正会員ではない。

(2) 三井船舶の現行東廻り世界一周航路年二十四航海のうち半分は同盟航路から引き下り、残り半分の十二航海は日本郵船のアンダー・ウイングとして配船され、日本郵船が集荷運航する。

(3) 三井船舶の西廻り世界一周航路年十二航海も、日本郵船により日本からポートスーダン、ポートサイド、アレキサンドリア向けにふり返え集荷運航される。

(4) 日本郵船・大阪商船の臨時配船は正式航海数として増加を認める。

同盟議長以下の来日や財界幹旋委員の尽力ということを考慮して妥協案を受諾したのであり、且つ、そのなかで世界一周航路継続のぎりぎりの線は貫かれたのであるが、三井船舶は甚だしい譲歩をあえてしたこと明白である。なるほど、三井船舶の東廻り世界一周航路の承認は、日本郵船の劃期的大譲歩によつて実現^(註4)され、また、そのアンダー・ウイング第一船の配船にあつては、郵船の友情的協力を受けて、国内的にきわめて好ましい関係が両社間に芽生えた。このことは、両社のみならず日本海運業にとつて甚だ注目すべき発展である。だが、三年有余にわたつて本航路を經營してきた三井船舶にとつて、前記妥結はかなりというよりは非常に大きな後退である。

これに反して、郵・商は三井船舶の盟外活動のおかげと言つて語弊があれば、それに対するみずからの抑圧行動のおかげで、従来正式に認められた航海数をほぼ倍加することができた。

日本郵船は、いままでスエズ經由十二航海、パナマ經由十二航海の各折返しと中近東航路十八航海を営んだが、このうち、正規の割当数はスエズ經由の十二航海のみであつた。これが、スエズ經由十二航海、西廻り世界一周十二航海、中近東十八航海として正式に認められ、固有の意味のスエズ經由日本・欧州間においては、往復十二航海から往復十二航海プラス往航十二航海へ、いわば五割の増加を示した。大阪商船はスエズ經由六航海(正規)とパナマ經由六航海

(臨時) からスエズ經由十二航海へ、すなわち正規航海数を倍増させることができた。これに比べると、三井船舶は東廻り世界一周二十四航海・西廻り世界一周十二航海から東廻り十二航海・西廻り十二航海——いずれも郵船のアンダー・ウイングとして——に減少している。

これによつて見るかぎり、欧州航路競争で得をしたものは、第一に商船、第二に郵船であつて、三井船舶は、この航路同盟に対する五年後の加入可能性の代償として、東廻り世界一周十二航海を失い、残された東廻り、西廻り各十二航海についても郵船のアンダー・ウイングという制約を受けることになつた。すくなくとも、世界で最も主要な航路でありしかも最も保守的な航路同盟である本欧州航路同盟では、いまだ三井船舶は「社船」なみに昇格できず、「社外船」の悲哀をかこたねばならなかつたと言つてよからうか。

今までのところ、犠牲は主として三井船舶にかたよつてゐるが、それにしても、同社の進出のおかげで保守性をほこつた欧州航路同盟も、幾分かその門戸を開き、三井船舶の努力もやがて結実することであろう。また、この競争のおかげで郵・商の正規航海数が増加し、そのかぎり、本航路における日本海運の航権が伸長した。さらに、たとえアンダー・ウイングとして認められたにしても、三井船舶によつて開拓された東・西廻り世界一周航路は、新に同盟の許した郵船の西廻り世界一周航路とともに、戦後の目覚ましい日本海運の発展を物語つてゐる。

大詰近くになつて示された郵船の先進者としての度量と協力とは、曾つての排他的な「社船」意識からの脱皮として注目されてよく、また、当代日本海運業を代表・指導する郵・商・三井船舶が国内的な提携を一層緊密にしつつ、海運業・国民経済全体の利益のために奉仕するならば、欧州航路競争は却つて得がたい前進契機となることも可能であろう。

アンダー・ウィング条件の実施細目その他に関して、なお、いくらかの調整を要する紛議が存在しているようであるが^(註5)、関係者なканづく、郵・商・三井船舶が、この大競争によつて得たそれぞれの教訓・経験を生かし、日本海運業の発達のために協力することこそがもつとも望ましいと言わねばなるまい。

(註1) 昭和三一・二・一六、毎日新聞。海運第三四二号 一七頁。海運調査月報第四四号 一頁および一一頁。

(註2) 海運第三四二号 一七頁。

(註3) 大島藤太郎・藤園進「日本交通政策」三四四—三四五頁。海運調査月報第四四号 一一頁。

(註4) 三井船舶の東廻り世界一周における歐洲——スエズ経由——日本の一二航海は、郵船に追加さるべきスエズ経由歐洲折返し年一二航海のうち^(註5)の復航(歐洲↓日本)をパナマ経由にふり向けることによつて檢出された。

(註5) 本稿再校中の一九五七・二・一に最終妥結案に調印された旨報道された。その内容については内外海事新報第四六二五号その他参照ありたい。

一九五六・八・三一脱稿。本書の発行が予定より著しくおくれたため現今の情勢と本文敘述とに幾分のずれを生じており、また、校正に際し^(註5)、できるだけ修正したつもりであるが、なお時月の表現などにあやまり(昨年を本年とすべきなど)があるかもしれぬ。御判読を乞う。」

國際決濟制度の新展開

——ラテン・アメリカに於ける多角化傾向を繞つて——

藤 田 正 寛

目 次

- 一、序説——ラテン・アメリカ經濟の当面する問題
- 二、通商協定の性格と現段階的特質
——双務主義より多角化への転換
- 三、ブラジル經濟のラテン・アメリカ經濟との関連
- 四、ブラジルに於ける決濟の多角化（ヘーグ・クラブの成立）とその拡大
- 五、結び——世界經濟に於ける決濟問題の動向

一

周知の如く、ラテン・アメリカ諸国の經濟は一樣に農業国家という基盤の上に立つており、全労働人口の約六〇%を占める農業人口に端的に示される如く農（部分的には鉱産物）産物を輸出して必要な工業製品及び原料を輸入する所謂先進工業国の植民地的性格をもっている。

近来、後進地域に於ける工業化傾向は急速に進んでいるといえ、ラテン・アメリカでは工業の生産及びその成長率は顯著

であるに不拘、工業人口の全労働人口にもつ重要性は農業人口程大ではない。

このようにラテン・アメリカ經濟は第一次産業經濟であるだけに一度び、国民所得及び主要輸出品（外貨の獲得の源泉としての）の減少が國際的不況等により惹起された場合は直ちに國民經濟の弾力性が奪われる脆弱さをもっているため工業国家としての基礎を確固たるものとする必要上、經濟開發が工業化の促進に集中されているのが実情である。

ラテン・アメリカの諸国の經濟が最近辿っている道は可成り峻しいものがある。即ち、

（一）インフレーションの昂進

ラテン・アメリカは地下資源にめぐまれ、銀は世界生産の三割、鉛二割、石油二割の産出を誇っており、特に石油はヴェネズエラ、コロンビア、メキシコ、ペルー等の埋蔵量は非常なもので石油産出国は均しく繁栄をつづけているが之等の中でもヴェネズエラは石油の輸出による外貨の蓄積は強力な經濟力を形

国際決済制度の新发展

成している。併しペルー、コロンビア、エクアドルは外貨収入の変動が激しく、未開發地域の常として動力や工業開發計画を急いだために財政の負担がつのり、インフレ的傾向を見せているが、現在は強力な統制政策をとりインフレーションの抑制を實行している。之に対してアルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイのインフレ昂進度は工業化強行により深刻化しチリ、パラグアイではインフレ終熄への努力は成功する迄に至つていない。アルゼンチンに於いてはペロン政権の五カ年計画の結果（国営企業の経営の失敗とブレヴィッシュは指摘しているが）インフレを招来したが新政権によるインフレ対策はブレヴィッシュの勧告に沿つて實行され安定への兆しを見せはじめている。ブラジルの場合も工業化に急なるの余り政策の綜合性を欠いた開發計画の無理がインフレを惹起しているが、クビチック新政府は未だインフレ対策について確固たる見透しはもつていないことがこの国の經濟を動揺させている。

このようにラテン・アメリカ諸国は二、三の国を除いてすべて程度の差こそあれ、インフレの重圧に苦しんでいる。

(二) 交易条件の悪化と貿易多角化傾向の増大

この地域では輸出の大半は第一次産物たるコーヒー、綿花、砂糖、銅鉱石、錫鉱石、石油であるが、世界景気の支配をうけて不利な交易条件がつづいていることは農業を輸出産業とする国の多いこの地域として甘受せねばならないところである。

之等の諸国は交易条件が不利化すると共に双務決済主義は漸

次多角化の方向へと推移を見せている。抑々、この地域の貿易協定は³⁾一國の貿易が殆んど対米依存である中米及びカリビアン諸国、メキシコ、ヴェネズエラ諸国（併しドル地域以外の諸国との貿易も大半が交換可能通貨で貿易しているものが地域全体貿易額の四〇％）と対米貿易と同等又は同等以上にドル地域外諸国との貿易量をもち、ドル地域外諸国との決済が交換不能通貨であり、双務協定による貿易協定に頼つてアルゼンチン、ブラジル、チリ、ウルグアイ、パラグアイ（尚地域全体の貿易額の四五％が米国外の国によつて占められている）や対米貿易の依存度の低い（地域全体貿易額の一五％）ボリヴィア、コロンビア、エクアドルの各国の三つの類型に分けることが出来るが過去三カ年に西欧及び日本からの輸入は二三・二六％に増加しアメリカよりの輸入は四〇・三六％に減少しているが対米依存度は戦前より遙に強い（戦前の一九三八年は日本及び西欧は三五％を占めていた）。

ラテン・アメリカの貿易構造は戦前、戦後を通じて米国の圧倒的制圧と西欧の進出によつて特徴づけられている。

第二次大戦前は熱帯圏の中南米各国は農産物及び鉱産物（チリ）を米國に輸出して工業製品を西欧（特に英國）より輸入し、一方、温帯圏の国々（特に農業國であるアルゼンチン）では農産物を西欧に輸出し工業製品（農業機械、車輛）を米國より仰ぐという三角貿易方式をとつていたが、今次大戦後は米國は種々の政治協定や通商協定、借款等によりラテン・アメリカ

経済への進出を行った結果、一九五四年ではラテン・アメリカ諸国の輸入の五六・七%、輸出の四一・一%を抑えるに至つた。⁽⁴⁾ 即ち、メキシコ、コロンビア、チリ、キューバ、グアテマラ、

第1表 ラテン・アメリカ貿易額の推移 単位百万ドル

		1951	1952	1953	1954	1955
世界貿易額	輸出	74950	72250	73350	75950	82300
	輸入	80250	79250	75850	78950	87750
ラテン・アメリカ ドル地域	輸出	3850	3910	3290	4230	4470
	輸入	3360	3510	3530	3810	8990
非ドル地域	輸出	3840	3060	3630	3560	3310
	輸入	4380	4120	3050	8490	3370

第2表 ラテン・アメリカの地域別貿易

	1952		1953		1954	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
米 国	49.1	60.9	44.6	59.6	41.1	56.7
カナダ	4.1	5.1	3.8	4.1	3.4	2.9
メキシコ	24.5	33.0	26.1	34.2	29.4	36.8
ヨーロッパ	24.4	33.0	25.1	33.5	26.9	35.2
西ヨーロッパ	—	—	1.0	0.7	2.5	1.6
東欧	2.1	1.0	3.0	2.1	3.0	3.6
日本その他	20.2	—	22.5	—	23.1	—
計	100.0	1.000	100.0	100.0	100.0	100.0

ホンジュラス、バナマ、エル・サルヴァドルでは貿易額の八〇%、コスタ・リイカ、エクアドルでは六五%を占めている。

先述した如く後進地域であるこのラテン・アメリカ経済はあ
る少数の特定農産物を支柱とする単作経済であり国際的景気
の変動による輸出価格の動きが国民経済全体を基盤から支配す
る傾向が顕著であるが、この交易条件の不利さは対米貿易にの
み依存し、米国の貿易当局が買付数量を意のままに決定するこ
とが容易である方式であることに起因していることに特に注意
せねばならない。

米国の貿易資本の支配力の強大であることが之等の後進地域
の民族主義の擡頭を促進し、ラテン・アメリカの政治不安を醸
成しているのとも見られることも一方で可能であろう。又、米国の独占
的貿易支配に対する之等の民族主義の反撥は貿易面に於ける近
年の西欧諸国や日本、共産圏諸国の進出となつて反映している。

共産圏諸国との貿易は一九五四年以後、本格化し輸出は五四
年一億四二〇〇万ドルが五五年には一億六九〇〇万ドルに、輸
入は一億二二〇〇万ドルから五五年に一億七一一〇〇万ドルと大
巾に増加しその増加率は五三%に達している。共産圏との貿易
を強力に実行しているのはアルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、
キューバ各国で五五年中に十九の互恵通商条約が締結され、総
額四億三〇〇〇万ドルの取引が成立している。之等の貿易協定
の中で共産圏諸国はラテン・アメリカから農産物を大量に輸入
することを表明し、米国の独占的貿易支配により農産物の買た

国際決済制度の新展開

たきの結果、余剰となり過剰在庫となつているアルゼンチンの小麦、肉類、ブラジルのコーヒ、綿花、砂糖、ウルグアイの皮革、肉類が主要なものとなつてゐることが注目されることである。

豊富な天然資源と広大な地域を擁するラテン・アメリカは、「可能性の大陸」として今や西欧の主要国である西独、仏、伊、英国、米國、更に共產圏諸國の激しい競争の的であるが、戦後世界經濟がドル不足と共に再編成が課題となり經濟、貿易面の地域化が西欧（E P U諸國の經濟統合）東欧諸國の統一化、アジア地域に於けるA、Aグループの經濟的結合化への努力、コロンボ、グループの動きに見られる如く地域化傾向の増大が世界經濟の特徴となつてゐるが、ラテン・アメリカも又この例に洩れず、最近、頓にこの努力がなされてゐる。即ち、国連ラテン・アメリカ委員会（E C L A）によるアルゼンチン、ブラジル、チリ、ウルグアイ、パラグアイの五カ國間の通貨クラブの結成や、グアテマラ、ニカラグア、コスタ・リイカ、エル・サルヴァドル、ホンジュラスの五カ國間の「中米共國市場」案にも如実に表れてゐる。

域内多角決済の促進化傾向や地域經濟体の結成等の一連の傾向はラテン・アメリカ諸國が殆んど硬貨不足に見舞われ、之の打開案として貿易面で従来とられて来た「双務決済」は均衡を失ふことが多く、域内貿易不振の原因でもあつた。

貿易自由化こそは現在の世界各國の均しくその經濟政策の目標とするところであり、この地域の諸國も亦、その例外でなく

貿易自由化のための為替自由化のために經濟建設を行つてゐることは言う迄もないが、為替自由化の一段階として今や多角決済が拡大しようとし今迄圧倒的であつた複數為替相場制度の検討が頻りとなり、一九四九年にベルギーで為替改革が断行されて以後各國が徐々にあとを歩み、一九五五年にはアルゼンチン、コロンビア、ニカラグアが、一九五六年に入つてからは、パラグアイ、チリ、ウルグアイ等が為替制度の改正を試みたが一本の単一レート組織にまとめ上げる迄には至らず眞の為替自由化への道はほど遠いものがある。併し乍ら、域内貿易の自由化への意欲は各國共強く域内貿易額は中南米貿易總額の一割を突破せんとしてゐることからもラテン・アメリカ全体の統一的貿易地域の成立が軌道に乗る氣運は十分と云わねばならない。⁽⁵⁾

次に資本蓄積の貧困な之等諸國に於いてはその工業化のための資金は殆んど外國より仰がねばならないが、ラテン・アメリカの工業化達成のためには年間必要投資量はE C L Aによれば二〇—四〇億ドルとされて居り、一九五五—五七年の外資導入目的を年額一〇億ドルと一応策定されてゐる。尚、アメリカの一九五〇年—五三年の年平均投資額は五億ドルであるが西独、英国、ソ連等の投資も漸次増大しつつある。即ちアメリカについては、戦後、いち早くこの地域に資本投下の形で資本輸出が見られ、当初は主として石油産業が対象となり、一九五〇年以降は製造工業や石油以外の鉱業にも向けられるに及んで一九五三年末現在のこの地域へのアメリカの投資額合計は六〇億ドル

に達し、アメリカの対外投資の六割を占めるに至つた。アメリカ資本はラテン・アメリカ經濟の枢要部門を支配して居り而も石油、鉄鉱石、砂糖等のアメリカの必要輸入品生産部門や利潤の高い部門に集中していることはアメリカの投資市場としてのラテン・アメリカに於けるアメリカ資本の決定的有利さを物語るものとして特徴的に把握出来るところである。アメリカ資本のこの側面はブラジルでは工業の大部分と鉄鉱、マンガンの採掘、電力の九割を、メキシコではアメリカ三社のみで鉄産の六割、金の五割、銀の六割、錫の九割、亜鉛の九割七分を、チリでは銅の九割五分の掌握となつて表れ、世界生産の九割五分を占めるチリの硝石、世界一のキューバ糖の大半も又アメリカ資本の所有するところであることに示されている。カリブ海沿岸諸国の英国の石油資本もヴェネズエラ等へのアメリカの石油資本の進出で駆逐されんとし今や全ラテン・アメリカ石油埋蔵量の七割五分がアメリカ資本の掌中にある訳である。

アメリカ資本のこのような進出と共に英、独、仏等の西欧資本は頽調一途を辿り、一九三〇年から三八年の世界恐慌と共に殆んどが本国に引あげられたが、第二次大戦後は西独を先頭とする西欧資本の復活の勢いは強烈となりつつある。そして南米の所謂ABC（アルゼンチン・ブラジル・チリ）に焦点をおき、特にブラジルに対しては新政権の成立と共に西独の進出は急なるものがある。即ちヴァルガス政権当時の *Salte Plan* に対してクビチック政府は「五ヶ年計画」をもつて経済再建を行わ

国際決済制度の新展開

んとしているが、西独の産業界では「ブラジル五ヶ年計画調査団」を組織して協力を申出ており、西独の目標はブラジルの鉄鉱投資である。一方、フランスも亦、ブラジル進出に真剣となり、英国は之等両国程活発ではないがブラジルの鉄道投資にも伝統的に参加し、イタリーも又ブラジル、メキシコで活動を着々と行い、我が国、亦ブラジル、アルゼンチンに対して綿紡その他（ブラジルへは鉄工所）の建設や紡績の進出をなしメキシコ、ボリヴァ、エル・サルヴァドルに対しても地歩を固めつつある。⁽⁷⁾

以上の如くラテン・アメリカは国際投資市場として先進国の全て均しく注目するところとなり、併せて工業化を標ぼうする民族主義的政府が各国で樹立され経済自立化計画を急速に成功させんとするの余りペロン、ヴァルガスの如き却つて外資に頼らざるをえないような結果を招来する情勢とがラテン・アメリカに於ける経済問題の困難さを増加しつつあると云えるが、ECLAの指導の目標にもある統一的貿易地域化のためにも地域内多角決済の推進が必要なこととなつてくる。

之に関連してラテン・アメリカでは最近、欧州諸国と多角決済についての大きな進展が見られつつあることである。即ち、一九五五年七月、ブラジル、西独間で結成された「ヘーグ・クラブ」という通貨圏構想がそれで、その後、イギリス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、イタリー、オーストリア、フランスが加入し、加盟国はEPUの過半数に迫らせんとしている。この通貨圏は硬化不足に対する必要から生じたものだけに

国際決済制度の新展開

軟貨圏だけの強力な通貨圏結成への足がかりであり、E P Uの一角と結びついたブラジルはラテン・アメリカ全域とE P U全域を単一の経済圏に含めんとするものと解されるのである。

この「ヘーグ・クラブ」に対して一九五六年七月西欧十ヶ国即ちイギリス、フランス、オーストリア、デンマーク、オランダ、ノールウェー、スウェーデン、スイス、ベルギー、イタリアとアルゼンチンの間に「バリ・クラブ」が結成され多角決済の一展開を行つている。⁽⁸⁾之は新政権成立と共にアルゼンチンは多角決済制度を積極的にとり上げ、世界をドル地域、E P U地域、南米地域、共産圏の四地域に分けて、ドル地域を除く三つの貿易地域に多角決済を行わんとしたが、先づ最も必要性の強いE P U地域との間で協定に達した訳である。

その他、ウルグアイも一九五六年三月、西欧との通商協定締結と共に多角決済制度への転換が見られようとしている。このことはラテン・アメリカに於ける貿易自由化への努力が具体化して来たことを示す以外の何物でもないが、「ヘーグ・クラブ」がブラジルを中心とし、「バリ・クラブ」がアルゼンチンを主軸とする所謂南米の二大国を中心とするものであるだけに、この多角決済化の前進は軟貨地域決済の統一化を究極的にE C L Aの指す統一貿易体に移行するものであらねば意味は薄いものといわねばならない。

一九五六年八月、フランスが「ヘーグ・クラブ」に加入したことは「ヘーグ・クラブ」と「バリ・クラブ」を統一する一つ

のプロセスにとり大きな布石であろう。ラテン・アメリカ経済が統一体として全体的に、同じく経済統一体としてのE P U諸国に全体的に結びつくことは貿易自由化への努力をつづける二つの経済圏にとり最も望ましい形である。

このような国際経済に於ける決済の自由化への一階程としての多角決済化がラテン・アメリカ地域で拡大されつつある傾向を把握し、主として「ヘーグ・クラブ」について考察を以下進めようとするのが本稿の目的である。

註(1) Raul Prebisch; Report of Argentina 1955, 1955.

(2) S. N. Sen; Central Banking in Underdeveloped Money Markets. 1952.

(3) W. C. Gordon; The Economy of Latin America. 1950.

(4) U. N.; Foreign Capital in Latin America. 1954.

(5) The Review of the River Plate. 1955-1956. Aug.

(6) Raul Prebisch; The Economic Development of Latin America and its Principles. 1950.

Feuerlein, Willy, and Elizabeth Hannan; Dollars in Latin America. 1951.

(7) U. N.; Foreign Capital in Latin America. 1954.

拙稿「激動するアルゼンチン経済」南米研究第三号

(8) The Review of the River Plate 1956 June-Aug.

二

多角決済方式がラテン・アメリカで頻りと採り上げられるようになったとはいえ貿易決済では正常な形式は双務主義がとられる。

双務支払協定では当事国は、その相互間の通常決済は、交換

可能為替と金の使用を最小限に止めるような方式で行うことと
とりきめるのが通例である。

典型的には二つの中央銀行はその各自の通貨で相互に他方の
名義で勘定を設定するが、どちらか一方の勘定だけを協定勘定
とする場合もある。許可された支払はすべて協定勘定を通じな
ければならないのは勿論である。

単一通貨協定では勘定通貨はどちらか一方の国の通貨でも又
第三国の通貨でも差支えなく、第三国通貨として米ドル、英の
スターリング貨、スイス・フランがよく使われている。

ここで注意すべきは、この種の協定は通常、一方勘定を規定
するが、双方当事国に勘定をおくこともあることである。双方
勘定協定では各勘定は夫々、その勘定の置かれる国の通貨で設
定されるが、両勘定が共に米ドルの場合、スターリングの場合、
又時には一方が当事国通貨の場合もある。このように一方、双
方勘定の区別とは別に支払が集中されるか、分散されるかによ
つて区別される場合もあり分散方式の場合は為替公認銀行はサ
ブ・アカウントの運用が許される。

支払協定について特色とされるのは、⁽¹⁾交換可能通貨又は金で
の支払は指定勘定に於ける一方当事国の純債務残高が各当事国
が担保を要求せずに自国通貨を他国通貨を見合いとして売却す
る準備限度額として協定の規定額を超過した場合にだけ必要と
される相互的信用限度（スイング又は運転信用）が各中央銀行
に他方国通貨による運転資金を提供することである。

国際決済制度の新展開

云う迄もなくスイングは売行き数年間の相互の貿易の予想量
と时期的繁閑を考慮して決定されるもので、季節的荷渡の増大、
ストライキ及びその他の変則的事態から生じうる当座借越の結
果、交換可能決済の必要の発生を防止するものであるとされて
いる。

スイングの上限を「金点」又は「ドル点」といい、債権者は
この点の超過額を金、ドル又は受取つてもよいと考える通貨で
決済することを要求する権利が与えられている協定が多い。又
スイング上限が「ドル点」の時でも、続けて一定期間以上（三
カ月以上）スイング超過とならない限り、その超過分は支払の
必要なしという規定によりスイングの受払いを協定で緩和して
いるものもある。

又スイング超過の場合、債権国は債務国向け輸出許可制限権
があることを協定に明記するものもある。他の場合はスイング
は「協議点」であつて、不均衡の是正方法の討議を要求するが、
交換可能為替又は金によるスイング超過額の即時金額決済要求
権を債権国に与えない。又スイングの上限の指定のない支払協
定も存在することは勿論である。

之を要するに相互的スイング限度の設定は典型的双務支払協
定の本質的特徴であるといえるのである。このことは一国の輸
入業者が決済機関に必要な自国通貨を払込む迄は、この国の輸
出業者はその輸出代金を受取れないという戦時中の決済協定に
よく起つた所謂「待合せ期間」をなくしたのである。この結果、

国際決済制度の展開

時間的順序を追つて払出さなくてもいいから商業銀行は自らのサブ・アカウントを運用して市中信用を提供出来る分散方式が認められる結果になり、全決済を相殺機関で行う集中方式とはつきり区別がついた訳である。

之等はいわば技術的特徴とされるものであるが、更に重要なのは支払協定のもつ政策的意義であろう。

相互の貿易に交換可能為替の使用が不必要であるならば、双方の当事国は支払協定が存在するために差別的貿易為替政策をたてることが可能となる。もし二閘国にドル決済の貿易が行われている場合は、協定の成立により当事国を交換不能国のドル地域為替管理規定から解放することが出来るようになり、スイング限度は各当事国に夫々他方国通貨を供給することになる。このことは「呼び水」の機能を果すことを意味するが、もし、一方国がその買付を増大すれば、他方国も、それにつれて増大して必然的に貿易の拡大が実現するという訳である。

支払協定には更に、スイング条項が入つても、協定は純残高の金又はドルによる定期決済を規定することがある。この規定は支払協定のドル節約的性格を限られたものにする傾向があるのは否定出来ない。支払協定ではスイング超過が可成り長期に亘る場合は、利息その他罰則を課すことがあることを、規定することもある。尚、注意が必要なのはスイングは通常、協定期に記帳された受払にしか関係しないことで商業信用又は銀行信用の授受は附随的なものであることであるという論は正当である。⁽²⁾

典型的な支払協定のもつ基本的規定の今、一つは当事国により相互に適用される為替相場の規定である。特に明示的複數為替相場の存在する国との場合、米ドル又は相手国通貨の一つを協定通貨に使用することは複數相場国をして各種の取引の場合に、国内通貨を協定通貨に転換し、又はその逆の場合の相場を自由に決定させることになるが、この自由は為替相場事項の中に相互に無差別待遇を保証する条項があれば、それにより制限をうけねばならないことが留意を要する点である。

支払協定の他の重要規定は協定の条件によつて行われねばならない基本的取引の種々の型を指示するものである。之は普通は偶發費用を含む全商業支払に適用されるが、特に多くのラテン・アメリカ諸国間の支払協定に於いては、貿易を、「一方国に原産し、そこから船積され、国内消費又は加工処理の目的で他方国を最終目的地とする商品の交換」と定義している。

次に、支払協定の大半は居住地主義をとり、現在残高に対する平価切下げ及び協定期限経過後の残高決済に関する条項を含んでいることも重要であり、更にインボイスを何通貨建にするか、インボイスの通貨を協定通貨に引のばす方法について規定をするのが普通である。

支払協定の規定では、この外に支払協定の適用される通貨地域を限定せねばならない。連合王国通貨地域は全「計画地域」即ち全スターリング地域に及び、ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟協定ではベルギーとルクセンブルグは一個の当事者とな

つてゐる。リヒテンシュタインはスイス通貨地域に包含され、インドネシアは多くはオランダ通貨地域に入れられている。

支払協定は何よりも先づ、二つの当事国間の決済のみに関係するものであるが、多くの協定は相互の承認により、一方国に對する請求権を第三国との決済に際して使用することを認める規定を含んでいる。この規定は形式的には交換不能通貨を交換不能国間で振替可能にするもので例えばEPU協定の中のスターリングの振替可能性がそれである。

又多くの双務支払協定には両国代表者から成る混合委員会に關する規定があるが、重要なことはこの委員会の責任は協定の運営を監督し、次の貿易協定の下準備をすることである。この種の委員会の任命は相手国在外公館のメンバーをどれだけ用いたかによりスターリングの限度をはじめとする貿易支払の場合の二国の關係を左右するのであるがラテン・アメリカ諸国との支払協定に混合委員会が一般的特色となつて来たのは西欧諸国の在米外交機関が拡充されて來ているからである。

現在、有効な双務支払協定及び取極は四〇〇をこえているが、そのうち約三三五是欧州諸国間のものであり、そのうち九〇以上がEPU諸国間のものである。次に欧州諸国を一方の当事者とし、ラテン・アメリカ諸国を他方の当事者とする支払協定は一〇〇に達する。欧州諸国はこの外に六〇に近い支払協定を中東及び極東諸国と結んでいる。數に於いては少いがラテン・アメリカ、中東及び極東に於ける地域内双務支払協定が存在する。

之等、双務支払協定の外に、正式の支払協定はもたないが、別の方法で二国間を規整しているものがあるがその第一の方式は上述以外の方法で為替的結合を圖るもので、相互間の貿易を二国のうち、どちらか一方の通貨で行う方法である。

國際決済制度の新发展

この方式をとるベルギーはアルゼンチンとは支払協定がないためベルギー・フランスで決済し、アルゼンチンをドル地域とは見做していない。フィンランドとスウェーデン間も同様にスウェーデン・クロネで決済し、西独とフィンランド間では一九五四年十月一日双務協定失効後は振替可能ドイツ・マルクで行つてゐる。

第二の方法はチリ・硝石の売買契約に見られるように双務的貿易協定自体が双務的支払協定と同様の効果をあげるようになつてゐる場合である。チリ、ペルー、中央アメリカの數國と結んだイタリーのグローバル求償貿易協定に於いては、既述の総額に達する迄、民間求償取引がつづけられ、個々の取引は自由米ドルからスターリングで行われることが約束されている。この取極はイタリーが支払協定に入つていないドル地域諸国との間に結ばれるのが通例となつてゐる。第三の方法は西欧諸国と東欧諸国との間に、存在する多數の求償貿易協定である。これは支払協定の有無に不拘、貿易は既定の総額に達する迄行われるものである。西欧側が東欧諸国に對し外交的承認を与えていないために政府間協定はなく、主として商業會議所のような貿易機関が西欧側署名者となつており、このことは東独との關係で重要となる。第四の方法は双方共、交換可能為替で支払いをつづけているにも不拘、一方当事國が相手國から獲得した為替取入の一定部分を当該相手國だけに使用することを約定してゐるもので西独、ペルー間の取極がこの種のものである。最後の方式は、その相互間の貿易を多角的取極の条件のもとに交換不能通貨で行つてゐる諸國間の貿易及び支払關係にも、よく双務主義の若干の形式的要素となつてゐるか、これは西独がセイロン、印度、パキスタンと結んだ貿易協定に見られるところである。之等の協定では支払はスターリングで各國が英國と結んだ支払協定の条件に従つて行うことになつてゐる。振替可能スターリングの利用を規定する非スターリング地域諸國間双務貿易協定が數多く一つは見られる。支払協定同様、取極は広く用いられており、従つて交換不能為替の使用も可成りの量に達してゐる。多數の東欧、ラテン・アメリカ、中東諸國との間にも支払協定がある。極東及び中東ではインドネシア、日本、エジプト、イラン、イスラエルが双務支払協定方式をとつてゐる。ラテン・アメリカではアルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ウルグアイについて同様のことがいえる。統計によれば一九五一年度では、共產圏を除いた世界貿易の少くとも六〇%が交換不能通貨で決済されており、恐らくEPU決済だけでその約五〇%を占めてゐる。他面、OEEC諸國間の支払協定は數に於いて全支払協定の四分の一以下であるにも不

国際決済制度の新展開

拘、E P U機構を通して相殺されない諸支払協定下の支払高は比較的小さく、恐らく世界貿易の五—一〇%にしかない。

双務支払協定を補足するものに双務貿易協定があるが、戦後の双務貿易協定は、当事国が主として相互間貿易に關し、包括的取極めを行う形式をとっている。その協定期間は通常、一ケ年である。その主な形式は、交換不能国間に於いて、各国政府が相手国に原産し、更に船積された別表に掲げる輸入品の特定量乃至価額の限度迄輸入許可を要求次第発行し、同様にして別表に掲げる自国輸出品に対し輸出許可をすることを約する協定となつてゐる。双務貿易協定には、この外に、多くの事項が規定される。即ち、貿易外受払に対する割当（相手国内旅行者為替割当の如きもの）、通過貿易、保険、海運、投資所得の処分、課税、移民等の規定がある場合がそれである。

貿易協定はその性質上、変動する需給状態に応じて改訂交渉の上、修正されるが双務支払協定は改訂を必要とせず（スイング条項のみが改訂されるが）数年間は殆んど又は全く無修正であるのが特徴である。

戦後の支払協定の変遷を見るに、⁽³⁾国際支払制度に採用された基礎的機構は一九三〇年代に形成されたものである。即ち、支払協定、決済協定、貿易割当協定、抱き合せ輸出入協定、複数を替相場及びクロス・レートの切斷等は外国為替資産を集中、配分するための諸措置と同様に、一九三〇年代中頃迄に採用された。当時の国際支払制度は之等の方法が広くとられていたにも拘らず、根本的には多角的性格をもつものであり、恐らく世界貿易の八〇%又はそれ以上が自由交換性をもつ通貨、主としてドル及びポンドで決済されていた。

一九三〇年代初頭に於いて、主としてドイツ及び中部ヨーロッパ諸国が多角的

支払機構を避けて二国間決済及び支払方式をとつた理由は、之等諸国の国際流動性ポジションが悪化し又、不況のため縮小した市場に対する通商競争に於いて優位を獲得せんとするところであり、ナチス・ドイツのシャハト方式は経済戦の武器として非難されたがイギリス・ベルギー、スイスの如く、外国為替ポジションが良かった諸国も自国の通商上の優位を躍進させるために多角的支払制度の基礎を崩す行爲に出ることがあつた。一九三九年一月にはイギリスは九、ベルギーは十三、フランス十二、オランダ七、スイス十二の二国間支払又は決済協定をもつていた。尚、一九三〇年代の取極の大半は欧州債権国と欧州又は南米債務国との間に行われたものである。大半の欧州諸国との間に清算取極を持ち乍ら主としてラテン・アメリカ諸国との貿易のためにアスキ・マルク制をとつたドイツは唯一の例外として、主要欧州諸国間の支払關係は交換可能通貨に基いて居り、全欧州諸国と米国の場合も同様であつた。一九三七年には、バルト三国とダンチツヒの分を合すると一七〇〇の清算勘定があり、その中、二〇は交換可能通貨の使用をつづける所謂支払協定であつた。一九三〇年代には世界貿易の大部分は二つの交換可能通貨即ちスターリングと米ドルで行われていたが今日は種々雑多な交換不能通貨で行われスターリングが重要なものとなつてゐる。欧州の主要貿易国にとり、清算取極が債務国との關係上非常に重要であつたことはスイスの例に徴して明らかである。スイスは世界最初の清算協定に二つ署名した（一九三二年十一月十二日オーストリアと同年十一月十四日ハンガリーとのものである）。ブルガリア及びユーゴスラヴィアとは一九三二年に、ルーマニア、ギリシア、トルコとは一九三三年に、チリーとは一九三四年に署名をした。資本、所得の移転及びある種の商業支払に關するドイツとの二つの協定は一九三三年署名を見たが一九三四年スイス相殺事務局が設立後は双務支払取極はイタリー（一九三五）、ブラジル（一九三六）、スペイン（一九三六）、ポーランド（一九三六）、スペイン・フランス政府（一九三七）、イラン（一九三八）に結ばれ、第二次大戦開始当時スイスは一四以上の有効な清算取極をもつていた。現在、スイスは二六カ国と支払協定、清算協定乃至同様取極をもち、フランスは一九四六年末で二〇〇の支払協定を、ベルギーは一七、オランダは一四、ドイツは一九五三年末には非O E C諸国と一七の協定をもつていた。

一九三〇年代と戦後とを分ける第二の區別は、一九三〇年代の居住者勘定上の交換可能性は双務協定による割当よりむしろ一方的に課される輸入及び為替の無

差別割当により支えられる程度が大であったこと、貿易及び為替の量的制限の多角的自由化がなかつたことであるとされている。

第三には大てい的主要貿易国では居住者勘定上の交換可能性には重要な例外があつたが、実際には殆んどすべての国で交換可能通貨と交換不能通貨は単に別は理論上のものに止まつたことである。

第四には戦後に於いては大部分の主要通貨は正確なクロス相場をもつ固定公定レートをもつていたのに、一九三一年九月のスターリング切下げ後は主要貿易国は変動為替レートを採用し、一九三六年の三者間協定成立で辛うじて秩序が保たれるようになったことである。

最後は、戦時中の清算協定及び取極の下での双務主義は種々の型の振替可能性（スターリング振替可能性）を特徴とし為替及び貿易政策が地域別に適用され、各国政府が協同して協定中の国際通貨基金条項にも基き通貨多元主義とガット規定の下に於いて貿易多角主義よりも厳しいものであつたに違ひないのである。

云う迄もなく一九三〇年代初期の双務決済協定は、貿易及び金融上の取引による国際支払を、当時の為替管理及び通貨封鎖の困難さから部分的に解放する手段を提供したが、之等の為替管理及び通貨封鎖は、国際收支の危機に対処する一時的措置としてとられたものであり、その後戦時及び戦後に迄、之がつづいていゝことは、双務協定は一つの基本原理を具体化した一大新機軸があり、この基本原理とは非居住者によつて取得された自国通貨残高を政府が管理することを物語つていゝ。

戦前の支払協定は通常、自由為替国と為替管理国との間のもので勘定単位は自由為替国通貨建であつたが戦後の支払協定は、殆んど例外なく為替管理国相互間のもので二国共、輸出業者に對しては、その取得した外国為替を為替管理当局に売上げねばならない。この条件下で支払手段とされる通貨は、いずれか一

国際決済制度の新发展

方の通貨でも、又は双方の通貨でもよい事になつてゐる点に相違が存在するのである。

双務決済協定については以上の如き方式とその特質が見られるが戦後相ついで結ばれた所謂戦後型の支払協定の大部分は双務的に輸出入の割当を定めた一カ年の貿易協定を伴つてゐることが特色である。欧州各国にこのような双務協定を締結させるに至つた誘因の一つは貿易上の「海外への門戸開放」の要請（戦後は大部分の品物が不足していたので他国から必需品の供給をうける事が必要で、この供給取引を世界各地に求めた）であり、第二の誘因は貨幣上のものであつた。之は、戦争により大部分の欧州諸国が貨幣準備を減少したため、之等諸国は交換可能為替と金とを節約しようとする一方、貨幣準備と順調な国際收支にめぐまれた国は欧州各国に紐つき信用を与えて輸出を支え、支払協定の成立によつて自由通貨の使用を増加させ、主要欧州諸国に対する為替相場を固定しようとしたことから分るところである。多くの重要な支払協定が一度署名されると、諸国はつづけて、この型の協定を求めた。即ち第一に、協定は紐つき信用を与える手段を提供し、第二には既に協定をもつてゐる諸国はドル地域を差別し、双務支払及び貿易協定相手国に有利な輸入許可政策及び技術をとり上げた。英国は戦後の初期には殆んど双務貿易協定の形式をとり上げなかつたが、一九四七年のスターリング交換性回復の試み以来、支払協定の発効している諸国と多数の支払協定を結び、その数を増大する方策に

国際決済制度の新发展

転換して来ていることもこの間の事情を物語るに十分であらう。

双務主義が有力となつた今一つの原因は（先の場合には割当制度によりデフレーションと失業を防止しようとし債務国との支払関係を清算協定に委ねて、その輸入を等量の輸出と相殺しようとしている。戦後の支払協定は貨幣を対内移転についても対外移転についても規定して、貨幣の準備水準と構成を操作可能にしているものが多く、貨幣準備額が大で国際収支の順調な国に於いてだけ輸出と雇用の維持に重点がおかれている。）第三国交換不能通貨の減少によるものである。ここ数年、低開発国は一般に新しい支払協定を結ぶ要因をもつていた。朝鮮事変勃発直後の大きな輸出ベースに依じて大量の輸入を行つたため朝鮮ブームが終ると之等諸国の支払準備は激減し交易条件は悪化した。支払協定を結ぶことにより有効貨幣準備は協定のインダグメントだけ増加し、これにより協定のない場合に比して、より自由に輸入を許可することが出来た。支払準備の減少によりE P U圏の国は低開発国から硬貨国として取扱われることを回避しようとして支払協定を毎年追加締結し又、その数を増大した。

このような事情であつたため満期失効の支払協定は稀であつたが一九四九年失効のベルギー―スイス支払協定、一九五二年の西独―メキシコ間のものや、ベルギー対ルクセンブルグ（一九五〇）、ベルギー対ブラジル（一九四八）、デンマーク対ウルグアイ（一九五一）、デンマーク対エジプト（一九五一）、エチ

オピア対ノールウェー（一九五四）、エチオピア対イスラエル（一九五四）が満期失効の例である。最近では一九五六年に入つて西独は二、三の南米支払協定相手国に交換可能為替又は準交換可能西独マルクで貿易するため現行支払協定廃棄を申出ている。西独とコロンビアとの支払協定は失効しているがアルゼンチンとベルギー、ルクセンブルグ、スイスは支払協定を結んでいるという対照もある。

支払協定は戦後は各国の経済就中貿易の回復の迅速化の効果をもつたが漸次双務主義から制限付多角主義というE P U方式に移行し今や国際決済の多角化のために変貌を遂げつつある。

支払協定の経済的效果は屢々差別的輸入許可政策をとる場合の如く、差別的取扱いに向い易いことで間接的には硬貨国にとつては市場の恒常的喪失の原因ともなり、交換通貨の流出をつづけることになり交換性回復の障害になる可能性があることである。

双務支払協定の運営に内在する危険は一つは一国の輸出品を対照的な価格と経費条件をもつた二つの部分に分ける傾きのあることである。

更に、支払協定網が一定の広さに及んで、諸国の差別的貿易及び為替政策が原則に基いて適用されるようになると交換可能国の輸出業者は種々の市場から閉め出されるが、もし支払協定を結んでいる交換不能国と交換可能国が同種の製品を生産するようになると交換可能国の輸出品は交換不能国に売込が可能

になることである。

又対外的に弱くないのに支払協定を使用しはじめた国では、この貨幣準備の歪みは内在化してゆく傾向があることである。

支払協定は廃止又は更新を前提としているため、この協定の存在は諸国の為替及び通商政策に非弾力的要素を生み出していることも注意したい。

之等の諸効果は要するに輸出市場を新しく獲得するというところに集中的に表現されるともいえるがEPU主義は世界の貿易の四〇%を多角決済化し、既述した如く、各地域における地域経済体による他のそれとのリンクは漸次世界決済同盟の様相への転回を求めていると云わねばならない。⁽⁵⁾このようにして一國単位の道と地域又は、グループ単位への道を支払協定なる走者が疾駆して交換性回復の頂上に至る努力はいよいよ最終段階に入つたものといえる。

註(一) J. H. C. Looper, Current Usage of Payments Agreements and Trade Agreements. Staff Papers Aug. 1956. Vol. IV No. 3. 拙稿「国際決済の通貨非交換性と振替可能性について」国民経済雑誌九三の一。
(二) R. F. Mikesell; The Emerging Pattern of International Payment. 1954.

R. F. Mikesell; Foreign Exchange in the Postwar World. 1954.

(三) J. H. C. Looper; Current Usage of Payments Agreements and Trade Agreements, Staff Papers Vol. V No. 3. 1956. Aug. R. F. Mikesell; Foreign Exchange in the Postwar World. 1954.

(四) 戦後型の支払協定としては、

ヘルギー・オランダ支払協定(一九四三年)
ヘルギー・イギリス支払協定(一九四四年)

国際決済制度の新展開

イギリスは一九四四年末から一九四六年五月にかけて次の順で支払協定を結んだ。

ベルギー、スウェーデン、フランス、デンマーク、オランダ、チエッコ、ノールウェー、スイス、ポルトガル

(5) 拙稿、現下世界決済機構の一考察、国際経済研究IV

三

このところブラジル経済は国際収支の悪化に悩まされている。⁽¹⁾即ちインフレーションが引つづき、コーヒの価格操作も成功せず輸出の減少と輸入の増大のため外貨の大巾の減少を見せている。一九五三年来増加していた輸出は(五三年一・一%増、五四年一四%)五五年は増加せぬままで交易条件は五三年一〇%増、五四年三・一%増であつたのに対し、五五年は二・一%減を示している。外貨の減少は遂に輸入余力の大巾な減退となり五三年以来の順調が崩れた。

通貨の増発がつづき外国貿易の危機が濃化してクルゼイロ為替相場は深刻な局面に際会している。この危機は現在の為替制度の複雑さによつて倍加され実勢為替レートの動向により政府は輸出業者に対するプレミアムを増額せねばならなかつた。このために現在の複數為替制度の改訂が検討されている。

国際収支の悪化は国内経済にも影響し農業(五四年が五・三%増であつたが五・七%と五五年は飛躍)以外の経済部門は減少した。政府は五四年末から経済再建策として貨幣、信用政策を通じ公共及び民間投資を抑制する方策をとつたために支払手

国際決済制度の新发展

段の増加は五四年の一八・八%増に対し五五年は一四・八%と減少はしている。政府は一九五四年十月に通貨信用監理委員会(SUMOC) 令を公布し、之が銀行信用膨脹を制限するに役立つている(五四年が二八・一%増に対し五五年は一〇・八%増)ことは注目されねばならない。

このようなインフレ対策が講じられなかつたならばインフレーションの昂進は非常なものであろうが、それでも尚、五五年のインフレ速度はリオ・デ・ジャネイロの生計費は五四年が二一%増であつたが、五五年は二三%となつてゐる実情にも端的に表われている。

新政府は之等の国歩の困難に対しては大統領の本年の議会への教書の中に現状を明らかにしている。⁽²⁾即ち、

一、国民経済はインフレーションにより強い破壊的影響をうけて居り、経済の發展率は減退し物価と生計費は騰勢をつづけている。

二、一九五五年の財政の赤字は一一〇億クルゼイロであつたが以前からの赤字の累積は三四九億クルゼイロに達した。五六年の赤字予想は二六〇億クルゼイロ内外と見積られる。

三、連邦政府の固定債務は一〇六億クルゼイロに増え、流動債務(社会保障協会に対する債務を除く)は三四〇億クルゼイロとなつた。

四、一九五五年度には債務償還及び利子支払に一一八〇万ドル、四九〇万ポンドが必要であつた。

五、紙幣流通高は一九五四年末は五九〇億クルゼイロであつたが、一九五五年末には六九三億クルゼイロとなり一七%増加した。

六、一九五五年のブラジルの粗投資額の三六%は政府投資で、外国投資は二三四〇万ドルとなつた。純投資額の増加状況は五二年一三・六%、五三年一〇%、五五年八%で年々減少の傾向にある。

七、インフレーションは引続き銀行券発行高は五五年末六九三億クルゼイロ、五六年四月末六九億三六〇〇万クルゼイロ、五月末七一五億三六〇〇万クルゼイロとなり、生計費指数は一九五三年を一〇〇とする時、五五年平均一三九であつたが五六年一月一五五、二月一六六、三月、四月共に一六七と昂

進し政府は八月一日より最低賃銀引上令を実施している状況である。

このようにインフレ⁽³⁾の推移により五六年上期の通貨増発率が一一%、生計費上昇率が一三・五%となつて居り、ブラジルのインフレの原因の最大のもののは財政赤字によるものであるが、新政府は新大統領主宰の経済開発委員会が中心となり対策を進めているが外国資本及び技術の導入が先決であ

第3表 ブラジルの生計費指数の動き

1939	1940	1944	1945	1946	1947	1948
100	105	191	232	276	329	364
				100	119	132
1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
411	435	472	555	581	802	904
100	104	113	133	162	190	226

るとの結論に到達した。現在、米・英をはじめとする欧米諸国より機械、設備等の形式による資本導入は急激に進んでいることは既述したところであるが、所謂近代化していない経済と特色づけられるブラジルの近代化には外資導入よりも経済の安定が急がねばならないことは他の中南米諸国と同じであり、このためにも政治の安定が必要とされるのである。

このような背景の下に貿易自由化への一歩として、ブラジルは巨額の対外債務をもつていて、之が貿易の拡大を阻害しているため、この打開のために「ヘーグ・クラブ」という形式の多角決済制度が誕生したがこの制度はブラジルの対外貿易を今迄よりも有利にしている。

翻つて戦後、ブラジルは経済開発計画を実施して来たのであるが、後進国中でも経済発展途上の国に常に見られることであるが前述したところでも想像される通り国際収支の困難を経験して来た。この打開のために極度に双務決済方式に頼つて来たことも当然のプロセスであつたが、先進諸国も亦、ブラジルの将来性と市場の確保という点から双務協定によりその輸出拡大を目標として来たのである。このような事態は一九五五年末現在のブラジルのもつ双務決済協定締結二三ヶ国という数に如実に表れている。即ち、

(一) オープン・ドル決済によるもの

アルゼンチン、オーストリア、チリ、チエッコ、フィンランド、西独、ギリシャ、日本、オランダ、ハンガリー、イ

国際決済制度の新发展

タリー、ノールウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、トルコ、ウルグアイ、ユーゴ

(二) 現金決済によるもの

ベルギー（ベルギー・フラン決済）

フランス（フランス・フラン決済）

アイスランド（アイスランド・ポンド決済）

ポリヴィアバラグアイ（クルゼイロ決済）

抑々、西独とブラジル間の⁽⁴⁾オープン勘定協定は一九五〇年八月十七日締結を見ている。

この協定によれば、ブラジル中央銀行はドイツのレンダーバンクに米ドル建勘定を設定し、相互の貿易決済は全部この勘定へ記入することが規定される。単一勘定制による集中勘定方式をとつていた。そして相互のスイング限度は両国間の貿易規模を基準に一応一五〇万ドルと定められたが、西独のブラジル向け輸出が多く（資本財が大半）なつている反面、ブラジルの西独へのコヒ、麻等の輸出は季節的変動を伴うものであることを考慮して、以後更にスイング限度は二〇〇万ドル追加され合計一三五〇万ドルであつたが、この限度を超過した時は、債務国は債権国の要求次第、規定により金又は米ドルを支払わねばならないものとされていた。一方、スイング限度内の勘定残高は年一回決済することとし、勘定残高に対しては年利三%の利息を課すことが規定されていた。

更に、このオープン勘定は相互の貿易の円滑を図るため資本関係取引はオープン勘定決済から除外され、且つ貿易取引中、第三国向け再輸出のために両国の何れかにより購入された物資及び購入日から一年以内に再輸出される物資に対しては交換可能通貨で決済せねばならぬ規定があつた。

この支払協定には、相互に片道一億一五〇〇万ドルの交易を規定した通商協定が附いており、何れかの一国が右協定額迄、輸入許可証を出さないために過剰ペランスが生じた時、債権国は許可証未発行金額に対する金又は米ドルによる支払要求は出来ぬものとの規定が含まれていた。このように、貿易均衡を目指した通商協定の存在と、支払協定に於けるスイングの導入、勘定残高の年間決済、及び

国際決済制度の新展開

勘定残高に対する利払の強制等の諸規定によりオープン勘定債権累積阻止対策が十分になされていたのであるが五一年初頭には西独の余剰はスイング限度を超過して増大し出し、朝鮮事変の発生と共に、ブラジル側の最高管理機関たる通貨信用審議会が、大戦発生による輸入物資の不足よりも対外債務増大の危険を負担するのが賢明であるとの決定を行い、ブラジルは大規模な輸入促進政策を引つづけたが債務を愈々累積したのである。

ブラジルは当時貿易赤字（五一年度の赤字は二億四二〇〇万ドル）を擁していたため西独の要求によつてスイング限度を一時的に三三〇〇万ドルに引上げて赤字解消を図つたが、西独の対ブラジル債権は五二年半ばには約六〇〇〇万ドルに達した。

西独は過剰バランス是正のために拡大均衡の方向で之を行わんとすれば債務国の債権国向け輸出増大という通常のコースをとらねばならないが、この事態に於いては到底、このコースの実行は困難であるので債権国が債務国への輸出を制限し、債務国も亦債権国よりの輸入を制限するという縮小均衡方向をとつたが、第三国物資の再輸出による是正策がそれである。そして、これには債務国が債権国向け第三国物資を再輸出する方法と債権国が債務国物資を輸入して之を第三国へ再輸出する方法の二つがあるが西独とブラジルの場合は後者がとられた。

併し、ブラジルが西独に再輸出権を与えた物資はコーヒーのみであり、ブラジル自身のコーヒー輸出の見地から西独がドイツ、カナダ、スカンデナヴィア諸国へコーヒーを再輸出することに同意しなかつたためEPU内への再輸出を西独はするより外なく西独の対EPU債権を累積させたに止まつたので西独はブラジル中央銀行に対し、(一)中央銀行はブラジルの西独向け輸出総額の八〇%に対してだけ輸入許可を与える。(二)中央銀行は西独に対する輸出をリンクさせて貿易均衡を達成すること。(三)西独に与えられているコーヒーの再輸出権に加え、その他のブラジル物資の再輸出権を追加すること。(四)中央銀行は国内物価引下げ策を行い、ブラジルの西独向け輸出を刺激すること等の内容の勧告を行つたが実行されず、債権は増大一途を辿つたため一九五二年八月支払協定は改正され西独にブラジルのオープン勘定ドルの自由市場が成立した。

即ち、この協定の成立によりドイツ・レンダーバンク内に各公認為替銀行名義のブラジル・ドル勘定が設定され、ブラジル中央銀行からレンダーバンクに対し、レンダーバンク内にあるブラジル銀行名義のオープン勘定から引落す旨の払出要

求のあつた場合はレンダーバンクは受益為替銀行の当座預託金勘定にドイツ・マルクを振込む代りに受益為替銀行のブラジル・ドル勘定にブラジル・ドルで振込み、受益為替銀行は之を自行又は他の為替銀行に設けられた最終受益者たる輸出業者のブラジル・ドル勘定に振込むという仕組みになつた。

更にブラジル・ドルに対してはレンダーバンクは集中には応ぜず又米ドルその他いかなる第三国通貨への交換も認められないこととした。之等勘定残高はレンダーバンクの定める公定相場に拘束されず、需給によつて建つ市場の実勢レートで(一)一為替銀行から他の為替銀行へ、(二)業者から為替銀行へ、又為替銀行から業者へ、(三)業者から他の業者(但しブラジルからの輸入許可又はブラジルに対する支払許可をもつている者)へ自由に振替が認められることになつた。ブラジルからの西独の輸入業者は所要ブラジル・ドルの八〇%迄を自由市場で調達し、残り二〇%は従来通りレンダーバンクから公定相場で購入せねばならなくなつたが、この方法は西独のブラジル向け輸出の急激な減少を回避しつつ対ブラジル債権を減少させる方策としてとられたものであつた。この措置により西独の累積債権は六九〇〇万ドルであつたが一九五三年四月には再び増大し九六〇〇万ドルに達した。

この年の九月、資本取引に関する新協定が成立し過剰バランス抑制に有力な方

第4表 西ドイツの対伯輸出入額 単位百万ドル

	輸 出 額	輸 入 額	差 額
1937-1938	77.0	57.5	(+) 19.5
1950	19.0	18.1	(+) 0.9
1951	112.0	84.1	(+) 27.9
1952	186.4	79.4	(+) 107.0
1953	108.2	147.1	- 38.9
1954	157.1	187.5	- 30.4
1955	104.0	88.0	(+) 16.0

第5表 1-3月間の英独の対伯貿易 (百万ポンド)

	1955	1956
英の対伯輸出	6.0	7.9
英の対伯輸入	18.4	15.0
英の収支	-12.4	- 7.1
西独の対伯輸出	26.1	12.2
西独の対伯輸入	29.1	21.9
西独の収支	- 3.0	- 9.7

法となつたが十月にブラジルでは所謂アラニア・プランにより為替競争制度が布かれ、ブラジル銀行が外貨ポジションの悪い西独に対しては比較的控え目にして輸入外貨を売りに出さなかつたため西独に対する競争相場は米ドルについて割高となりブラジルの西独輸入は抑制された。このようにブラジルに於ける輸入競争制度の採用と西独に於けるブラジル・ドルの自由売買制度とによつて西独の過剰バランスは是正され、一九五五年一月には三六〇〇万ドルとなつたが、三月に入つて従来、輸出商品別に段階をつけて支給していた輸出ポナナス制度に改正を行い、

之は西独に対する輸出ポナナスをドル地域及びポンド地域に対するものより四％低めに定めた。このため従来通りブラジル物資を輸入して、之をポンド地域向けに再輸出することは西独の業者にとり不利となり、西独のブラジルからの再輸出物資の輸入は減少し西独の過剰バランスは再び増大し出したためブラジル銀行は一九五五年五月十六日、西独オープン勘定ドルの競争を一時、停止せざるを得なくなつた。

この対策として多角的決済を導入するのが得策と西独当局は判断し、ヘーグ・クラブの結成となつたのである。

第 6 表 西独の対伯オープン収支及び残高 (百万ドル)

	on	off	残高 (月末)	中外 高 銀行 保存分
1952. 9. 4			87	
1952. 9. 4 ~11.30	47.	25		
1952. 11			90	
〃 12			92	
1953. 1			93.2	
〃 2	6.7	5.8	94.1	(4.3)
〃 3	8.6	7.6	95.1	(4.6)
〃 4	7.3	6.9	95.6	(4.9)
〃 5	7.6	8.5	94.7	(5.0)
〃 6	5.4	6.5	93.5	(3.8)
〃 7	9.6	12.3	90.8	(6.5)
〃 8	14.4	12.4	92.8	(7.0)
〃 9	14.9	18.4	89.3	(6.8)
〃 10	14.5	25.2	78.6	(4.7)
〃 11	16.3	20.0	74.9	(7.6)
〃 12	18.4	14.7	78.6	(8.2)
1954. 1	13.4	16.6	74.9	(5.6)
〃 2	10.0	15.1	70.2	(5.0)
〃 3	16.3	23.6	63.0	(7.0)
〃 4	15.7	16.7	62.0	(7.0)
〃 5	12.0	14.4	59.7	(13.3)
〃 6	12.1	12.7	59.1	(13.2)
〃 7	9.1	21.4	46.8	(5.2)
〃 8	12.3	22.2	37.0	(6.3)
〃 9	11.0	15.9	32.1	(3.8)
〃 10	12.7	19.2	25.7	(6.7)
〃 11	10.3	15.3	20.6	(7.1)
〃 12	14.6	9.2	26.0	(12.8)
1955. 1	12.4	8.8	29.6	(16.8)
〃 2	9.1	8.0	30.7	(20.6)
〃 3	12.5	9.8	33.5	(23.5)
〃 4	7.7	10.1	31.1	(24.5)
〃 5	7.1	9.9	28.4	(24.9)
〃 6	7.8	6.9	29.2	(23.8)
〃 7	5.1	8.6	25.7	(20.1)
〃 8	—	13.3	12.5	
〃 9	0.4	6.7	6.2	

西独との関係は以上であるがブラジルにとつては英国こそ最大の債権国であるが両者の決済はポンド現金で行われている。ブラジルは英国の輸出業者に対して多額の債務をもつており、一九五三年九月末には七三〇〇万ポンドに達していたが之を回

収するため英、伯債務協定(一九五三年十月一日成立)が結ばれた。

それによれば(一)ブラジルは最初の支払用に国際通貨基金より一〇〇〇万ポンドの引出を申請する(二)一九五三年十月一日

国際決済制度の新展開

第7表 1955.8-1956.1迄C A C E Xによる
対各国輸出入額
単位 1000ドル

	輸 出		輸 入	
	米ドル	%	米ドル	%
英	27366	51	34321	58
西 独	13847	25	19749	33
オ ラ ン ダ	11285	21	1694	3
ベ ル ギ ー	1549	2	3330	6
計	54047	100	59094	100

第8表

スターリング受取 (百万ポンド)	追加払
35 ~ 45	超過分の10%
45 ~ 50	ク 30%
50 ~ 60	ク 50%
60 以上	ク 100%

ジルの石油購入は、毎年一五〇〇万ポンド迄スターリングでの支払が認められ、それ以上の支払はスターリング以外の通貨で行われることである。

領からの貿易受取及び貿易外受取、(ロ)ブラジルが支払協定を締結していない国からのスターリング純受取をいうものである。(内利息は一九五三年一〇月一日以降、支払の時期迄の期間につき年三・五%の割合で支払うこと。(イ)英国石油会社からのブラ

以後、ブラジルは毎年最低六〇〇万ポンドを支払う。(三)ブラジルは十月一日以後毎年三五〇〇万ポンド以上のスターリングを受取る場合は次の割合で追加払いをする。(四)上記の支払は一九五三年七月三十一日に於けるポンドの公定相場による債務金額が清算される迄つづけられる。(五)ブラジルのスターリングの受取は、(イ)ブラジルの英国及びその属

第9表 英国の対伯輸出入額 百万ドル

	輸 出	輸 入	差 額
1937-38	35.5	28.4	7.1
1950	135.4	112.3	23.1
1951	170.7	172.7	-2.0
1952	171.8	38.3	133.5
1953	48.8	70.6	-21.8
1954	17.3	74.4	-57.1

第10表

伯よりの輸出	ポンド(£)	ドイツマルク (DM)	F I (オランダ)	B F r (ベルギー)
イギリス	9731	—	452	—
西 独	106	54727	1941	377
オランダ	728	198	34195	438
ベルギー	173	—	1218	37080
伯の輸入				
イギリス	12256	8	—	—
西 独	0.2	82943	—	—
オランダ	0.4	4	6429	—
ベルギー	—	—	—	166521

英国への債務支払が協定の規定の最低額である年六〇〇万ポンドつつか支払われぬとすれば、全債務が償還される迄は九年かかることになる。
次にオランダとの関係については従来はクルゼイロ決済であったが、クルゼイロ貨物化と対ブラジル貿易停滞のためオランダ銀行は一九五二年一〇月一日以後クルゼイロの集中を停止した。一九五三年八月にはクルゼイロ決済は廃止されオープン・ドル建決済に転換したにも拘り、対伯貿易は立直らなかつた。西独、オーストリアに於けるブラジル・オープン・ドルのデイスカウントのために、之等の国ではより安くブラジル品を入手

第 11 表 ブラジルの国際収支

		1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951
A. 輸 出	+	312.0	275.6	373.7	416.7	484.9	595.9	677.7	974.6	1143.2	1113.2	1034.8	1278.6	1665.5
輸 入	-	231.2	230.3	255.7	217.7	285.9	371.0	399.7	592.6	1031.9	851.1	890.8	878.8	1602.1
金	±	6.8	11.0	9.6	9.2	6.4	5.8	-.3	-10.5
貿易差額	±	87.6	56.3	127.3	208.3	205.4	230.7	277.6	371.4	111.3	262.1	144.0	399.8	64.4
B. 輸入運賃保険料	-	-30.2	-27.7	-23.9	-19.5	-31.1	-52.9	-56.9	-82.8	-157.8	-156.5	-103.4	-122.6	-237.7
投資所得	-	-11.7	-26.8	-34.4	-40.8	-53.7	-68.5	-62.5	-64.6	-51.4	-96.9	-91.9	-90.2	-80.1
その他のサーヴィス	±	-11.6	-9.2	4.8	27.5	33.6	34.0	42.0	-30.6	-63.4	-61.3	-62.9	-82.1	-114.7
商品及サーヴィス合計	±	34.1	-7.4	74.0	175.4	154.2	143.3	200.2	193.4	-161.3	-52.6	-114.2	104.9	-368.1
C. 送金, 長期資本移動	±	-3	-29.4	-35.2	-29.3	50.2	19.6	-16.0	24.8	21.0	47.7	34.6	17.1	-13.1
米国への短期債権と短期資本移動とクルゼイロ差額	±	...	7.0	2.8	2.8	-6.3	-1.2	4.8	-30.3	5.0	18.6	-10.8	-4.4	...
合 計	±	-3	-22.4	-32.4	-26.5	43.9	18.4	-11.2	-5.5	26.0	66.3	23.8	12.7	-13.1
D. 償還公債, 武器貸与決済	-	...	-2.9	-6.0	-6.5	-6.0	-45.0	-24.2	-21.1	-29.1	-38.3	-26.9	-90.3	-24.9
米政府機関, 貸付, 貸金	+	...	1.8	2.5	3.9	7.7	9.1	2.8	23.1	31.7	9.1	14.2	5.6	8.4
世界銀行貸金	+	23.5	20.5	26.6
公式贈与	±	1.7	4.0	3.3	-7.6	-24.4	-5.7	.8	.6	.8	.8
IMF, IBRDへの金出資	-	-35.2
総 計	±	...	-1.1	-3.5	-9	5.7	-35.6	-29.0	-22.4	-3.1	-63.6	11.4	-63.4	10.9
総 合 計	±	33.8	-30.9	38.1	148.0	203.8	126.1	160.0	165.5	-138.4	-49.9	-79.0	54.2	-370.3

国際決済制度の新展開

出来るためにオランダのブラジルからの直輸入はふるわなかつた。

この対策としてオランダ政府は一九五五年一月一〇日より対伯輸出入リンク制度を実施したが、之は輸出業者が協定勘定からの支払を受ける前に、その輸出額の少くとも一二五%相当額が輸入支払勘定に貸記されねばならないこと等を内容とするものである。

このような債権処理についての各国の対策が遂にヘーグ・クラブを生み出すに至つたのである。

第12表 ブラジルの輸出入 単位百万ドル

	輸 入	輸 出	差 額
1953	1319	1529	+ 220
1954	1634	1562	- 72
1955	1307	1423	+ 116

第13表 ブラジルの相手国別輸出入額 (単位 百万ドル)

輸 入	1954		1955		輸 出	1954		1955	
	1954	1955	1954	1955		1954	1955	1954	1955
アメリカ	573	309	アメリカ	578	602				
アルゼンチン	105	152	西 独	188	194				
ヴェネズエラ	80	93	アルゼンチン	100	100				
西 独	157	88	イギリス	74	60				
オランダ	122	79	フランス	92	51				
フランス	82	72	日 本	68	56				
イタリー	47	49	スウェーデン	56	49				
日 本	79	47	イタリー	53	48				
スウェーデン	66	33	オランダ	46	42				
ス ペ イ	14	一	ウルグアイ	31	33				

註(一) ECLA: Annual Report, 1955.

Wythe, Wight, Midkiff; Brazil An Expanding Economy, 1949.

J. A. Camacho; Brazil, 1952.

(2) Financial Times, Feb. 3, 1956.

The Review of the River Plate, 1956, Feb.

(3) 拙稿「ラテン・アメリカに於ける金融制度の一考察、金融経済四〇

B. H. Beckhart; Banking Systems, 1954.

Benjamin Higgins; Financing Economic Development, 1955.

(4) Institute of Inter-American Affairs Foreign Operations Administration; The Development of Brazil, 1954.

(5) 一九五三年一〇月十二日より実施されたブラジルの為替販売制度の要

点は次の如くである。即ち、

(1) 商品の輸出により獲得した外国為替は全部ブラジル銀行又は公認銀行に公定相場で売る事。

(2) 公認銀行はこの外国為替をブラジル銀行に集中すること。

(3) 輸入品代金支払はすべて公定外国為替市場を通すこと。

(4) 外貨割当のため輸入品は国民経済への重要さにより五つのカテゴリーに分けること。

(5) 輸入のための外貨はブラジル銀行外国為替局が株式取引所で公認仲

介人を通じ競売の形で売却すること。

(6) 実際の競売はブラジル銀行の出す為替証明書で行われること。この

証明書は五日間有効で前記五つのカテゴリーに分けられる。

(7) 為替証明書が購入出来るのは政府機関及び会社、以前に輸入貿易に

従来したことのある会社に限られる。

(8) 一回の競売で一会社の購入最高限は一万ドルで、之を超過する場合は特別許可が必要。

(9) 証明書購入者は購入の翌日に購入代金をブラジル銀行に預金せねば

ならない。その後ブラジル銀行は輸入許可証を出す。

(10) 為替証明書及び輸入許可証をもつて輸入業者は公認銀行より外貨を

公定相場で購入する。

(11) 輸入に対するボーナス(コヒーは一ドルにつき五クルセイロ、その他は

一〇クルセイロ)は「購入及び輸出品の売却」勘定に借記される。

(12) 前記(6)によるブラジル銀行への預金は前記(11)の勘定に貸記

され、この勘定残高は前記(11)による輸出ポナナスの支払、外貨取引の決済、農業近代化のための低利融資、農産物や農業機械等の購入に使用されること。

(13) 最初の三つのカテゴリーに対する輸入許可証の交付は少くとも一年間の外貨からの融資があると認められた場合にのみ交付される。

(14) 以上の諸規定は無為替の製造品の形の資本輸入には適用しない。この場合は特別の許可が必要となつてゐる。

さて、五つのカテゴリーは、次の通りである。

(一米ドルにつきクルゼイロ)

カテゴリー	品目	最低のプレミアム
第一類	航空燃料、種子、製業設備、医薬品、トラクター、その他農業機械	一五
第二類	鉱物(銅、錫、鉛、ニッケル)、石油、石炭、鉄道設備、ボイラー・タービン	一八
第三類	自動車のモーターと部品、航空機、船舶、特殊の羊毛、鉄鋼製品	二三
第四類	果物、ナイロン、オリーフ、事務用機械及び特定の消費財	三〇
第五類	その他	

A. Karka: The Brazilian Exchange Auction System; The Review of Economic and Statistics, Aug. 1956, pp. 308-322.

(6) 一九五三年一〇月九日からブラジルは輸入についての為替競争制をとる一方、輸出ポナナス制をも併せてよりコーヒーの輸出に対しては一米ドルについて五クルゼイロ、その他の輸出については一〇クルゼイロが与えられることになり、為替相場(買取相場)は次の如く変つた。その後、数回の改正を経て一九五五年一月十八日の改正で、輸出品を次の四つのカテゴリーに分け、各々につき通貨別にポナナスをつけることにした。

第 15 表

	米ドルつきクルゼイロ
コーヒー	23.36(18.36+5)
その他	28.36(18.36+10)

第 14 表 ブラジル為替競争のプレミアム(リオデジャネイロ)

1弗につきクルゼイロ

	米ドル	英ポンド (ドルに換算)	独オープンドル	日本オープンドル
1954. 6.22-24				
カテゴリー I	17.00- 17.70	25.4- 31.1	13.20- 15.10	13.00- 13.30
ク II	23.50- 24.50	22.2- 37.3	22.20- 22.70	14.00- 15.40
ク III	52.10- 57.37	50.3- 7.00	34.00- 36.60	17.60- 18.00
ク IV	72.10- 77.00	89.9	40.10- 46.00	31.50- 35.00
ク V	130.50-132.00	14.6	86.20- 86.60	90.30- 95.00
1954. 8.21-27				
カテゴリー I	32.10- 35.40	30.9- 31.1	24.70- 26.10	27.50- 29.60
ク II	48.00- 51.60	43.3- 44.6	39.10- 43.10	32.50- 35.50
ク III	78.10- 90.10	42.9- 54.8	50.50- 55.40	33.50- 35.20
ク IV	83.60-107.10	97 -100	66.00- 66.10	62.60- 70.80
ク V	161.00	115.	132.00-132.20	180.10
1954.10 12.2-14				
カテゴリー I	30.10- 32.00	29.3- 31.1	22.00- 23.80	22.00- 22.20
ク II	39.10- 40.80	36.1- 41.5	34.10- 44.00	30.00- 30.40
ク III	88.10- 91.20	46.8- 51.8	43.20- 50.00	37.00- 41.50
ク IV	110.00-114.20	75	73.00- 80.10	69.70
ク V	163.00-183.20	143	178.80	239.00

第 16 表 輸 出 為 替 買 取 相 場

1米ドルにつきクルゼイロ

(公 定)	(輸 出)	(買 取)	輸 出 品 目	決 済 通 貨
(レ ー ト)	(ホ ー ナ ス)	(相 場)		
18. 36			政 府 受 取 登 録 貨 付 クレジット	全 通 貨
ク	17. 19	35. 55	カテゴリー 2	スターリング貨を除く、軟貨
ク	18. 70	37. 06	カテゴリー 2	硬貨、スターリング
ク	22. 95	41. 31	カテゴリー 3	スターリングを除く、軟貨
ク	24. 70	43. 06	カテゴリー 3	硬貨、スターリング
ク	29. 67	43. 03	カテゴリー 4	スターリングを除く、軟貨
ク	31. 70	50. 06	カテゴリー 4	硬貨、スターリング

カテゴリー 2	コーヒ、バナナ
カテゴリー 3	綿花、ココア、煙草、ひまし油、大豆、皮革、マグネサイト、雲丹、鉄鉱石、松材、マンガン鉱、石英等
カテゴリー 4	その他の輸出品

国際決済制度の新发展

カテゴリーによる差別で英ポンドを米ドル並みに取扱其他の軟貨と区別したが、これはポンド地域と西独とを区別したことになる。西独向輸出ポナスは四%低い結果、ブラジル物資を輸入して之を英国へ再輸出すること

とは西独の輸入業者の魅力のないものとなり、西独のブラジルからの輸入は減少し、ブラジルの対西独債務は再び増大し、之がヘーグ・クラブ設立を促進したことになるのである。

四

上来考察したブラジルをめぐる貿易情勢特に西欧諸国との債券の累積は之等の国々との貿易を停滞させ、ブラジル経済自体を窒息の危険に曝したので、先づ西独との間に一九五五年五月二十三日より貿易交渉をはじめ七月一日、リオ・デ・ジャネイロで独伯新支払協定が成立し八月一日より発効したが之に八月十六日より英国とオランダが参加する旨の協定がオランダのヘーグで調印され、ここに多角決済機構の一形式としてのヘーグ・クラブが発足し、E P U の一角との交渉がもたれることとなつた。

一、独伯新支払協定^(註)

ヘーグ・クラブといわれる多角決済構想の骨子をなすもので(一)支払協定に関する覚書(一九五五、七、一調印)と及び附則一、支払に関する議定書、附則二、貿易に関する議定書、附則三、支払に関する臨時規定の覚書が中心で之に同日調印の、(二)一九五〇年八月十七日附貿易協定満了に関する覚書、(三)、一九五〇年八月十七日附議定書第三条の解釈についての覚書、(四)一九五三年九月四日附投資及び融資取極に関する覚書、(五)ブラジルのドル地域に於けるドイツ・マルク(D M)使用に関する覚

書、(イ)ドイツに対する貿易議定書第二項の実施に関する覚書、(ロ)ブラジル商品のスイッチ取引に関する覚書、(ハ)ドイツの融資に関する覚書が一括して内容となつていたのである。

次にこの新しい協定によつて明らかになつたことを列挙すれば、

(一) 独伯間の決済は原則として制限付交換可能ドイツ・マルクとされて従来の西独協定ドルを廃し、西独は自国の通貨で決済出来る有利さを獲得するに至つたこと。

(二) ヘーグ・クラブの核心ともなる理念で両国間の決済はドイツ・マルクの他、多角的支払方式に参加する国の通貨で行うことが可能となりポンドとギルダの使用が自由に認められたこと。

(三) 独伯オープン勘定はブラジル側の借越(七月三十一日現在約二五〇〇万ドル)を清算するために暫定的に存続させ、この間の経過措置としては西独の対伯支払は西独協定ドルで行い、この協定ドルを英国の輸入業者等が入手出来るようにしたので協定ドルは西欧三国の対伯支払にひとしく使用されることになつたこと。

(四) レンダーバンクはブラジル銀行に対し八〇〇〇万ドイツ・マルクを限度とする借款を与えて西欧三国へのブラジルの支払用に供するが、この返済は借款供与の日から六ヶ月以後に開始され、毎月ブラジルの対伯受取の一二・五%又は最小一五〇万ドルが支払われること。

国際決済制度の新展開

(四) 独伯オープン勘定フランスのブラジル側の借越分がなくなれば両国間の決済はすべてドイツ・マルク建(ポンド及びギルダも使用はされるが)となり、ブラジルは対ドイツ輸出については交換可能通貨又はポンドにより輸出に与えるのと同じの取扱いをする事になり対西独輸出はポナナスの増加分だけ(ドル、ポンドと同じポナナスが与えられるため)値下げ出来て、西独には有利となつたことである。

協定は尚、次の如き諸規定がおさめられている。

独伯支払協定に関する覚書

(伯外相よりドイツ代表へ)

ブラジル合衆国とドイツ連邦共和国代表間に到達した貿易及び支払に関する了解事項を確認し、ブラジル政府は次の条項に同意することを貴下に通知する。

一、(1) ブラジルとドイツ通貨地域間の支払は本取極により規定される。

(2) 本取極に於けるブラジル通貨地域とは、ドイツ国土及びベルリン地域をいう。

二、(1) ドイツ中央銀行はブラジル銀行に対し貸方のドイツ・マルク勘定(当座勘定)を設定し無利子及び諸費用なしで操作する。

(2) 外国貿易を取扱うドイツ諸銀行は、ブラジル銀行及び合法的に認可されたブラジル諸銀行に対し、ドイツ・マルク勘定を開くことが出来る。

三、(1) 両国の現行為替規定を尊重する限り、第二条記載の勘定を通ずるどのような支払も可能である。

(2) 両国の現行為替規定の許す範囲内でブラジル通貨地域からドイツに対し、又その反対の諸支払いを他の通貨ですることが出来る。

四、ブラジル銀行とドイツ中央銀行は、協議の上、本取極の実施に必要な技術規定を設ける。

五、一九五〇年八月一七日附支払協定第三条に定めるドル勘定はブラジル銀行とドイツ中央銀行間の取極めに従つて清算される。

六、本取極の三つの附則はその全体の一部分となるものである。

国際決済制度の新展開

七、本取極めは、ドイツ政府がブラジル政府に対し本取極め実施日から起算して三ヶ月の期限内に反対の意見表示をしない限り、ベルリン地区に対しても同様に有効なものとする。

八、(1) 両国間の本取極めの基礎となつてゐる貿易及び支払制度が本質的に変化した場合、特に当事国一方の通貨が自由交換通貨となつた場合は両当事国とも本取極めを新状態に適合させるため、直ちに交渉の開始を他方に要請出来る。

(2) 右交渉の日から起算して両当事国が二ヶ月以内に新協定に到達出来ない場合は第一〇条に定める破棄通告の期間は一ヶ月に減じられる。

九、(1) 本取極めはブラジル銀行とドイツ中央銀行間の一九五〇年八月一七日附支払協定及びその総ての改正に代るものとする。

(2) しかし一九五〇年八月一七日附協定及びその改正箇条は本取極め第五条に基づくとドル勘定の清算に対しては引きつづき実施される。

一〇、(1) 本取極めは一九五五年八月一日より実施され常に三ヶ月の事前通告により破棄することが出来る。

(2) 本覚書及び同日附内容の貴下の覚書はブラジル政府とドイツ政府間の正式の取極めを構成する。

多角的支払方式のラテン・アメリカ・グループに於ける最初の形式は、このような協定をもつて発足したのであるが、この双務主義から多角決済主義への転換をするためには貿易に関する種々の覚書が交換されているが、独伯取極めの具体的な部分は附則としてつけられている之等の覚書に見られる。即ち、

附則一 支払に関する議定書

ブラジル及びドイツ代表は、本日附の支払に関する取極めを締結するに当り次のことに同意する。

一、ブラジルのドイツ・マルクによる輸出は、交換可能通貨地域及び多角支払制参加諸国に於ける輸出に対する許与(註 輸出報奨金)と同様の取扱いをうける。

二、ブラジルの自由為替市場に於ける取引に対するドイツ・マルクの割合は現行

ブラジル法規の条項に基づき、関係者間で自由に取極められる。

三、ドイツ政府当局は、ブラジルとドイツ間の貿易に関し、第一項に記載された通貨に対するドイツ・マルクの等価に變動を起させ、ブラジル商品価格構成を变化させるような国内諸措置をとらない。

四、ドイツ政府当局は、ブラジル原産商品のスウィッチ取引に許可を与える場合、ドイツ商社が自由交換性通貨を受取る場合は常にブラジルに対し自由交換性通貨でこの商品の支払いをなすべき義務をドイツ商社に対して与える。

五、支払取極め第二条に基づき外国貿易を取扱うドイツ諸銀行がブラジル銀行及び合法的に認可されたブラジル諸銀行に対して設定するドイツ・マルク勘定は、ドイツの現行法規に従い制限付交換性ドイツ・マルク勘定とする。

六、多角支払制度に参加する諸国の通貨による輸入は、ブラジルに於いて同様の取扱いをうける。

双務貿易協定方式より多角方式への移行については次の附則に規定する部分が重要である。即ち、

附則二 貿易に関する議定書

一、ブラジル、ドイツ兩國政府当局は輸入商品に対し、生産国が発行する原産証明を要求する権利を保留する。

二、ブラジルとドイツ及び多角支払制度に参加する諸国間の多角貿易を容易にするため、前記諸国の何れか一國で生産され、同地域内の他國を経由する商品の輸入も承認される。

三、当該機関の間に定める方法に従い、兩國間の貿易状況に関し出来るだけ詳細な情報が毎月交換される。

四、リオ・デ・ジャネイロ及びボンに本部をもつ合同委員会を設け、その委任事項を次の如くする。

A、貿易支払の発展に寄与すること。

B、兩國間の経済関係を促進させる提案及び意見書を作成すること。

C、相互に意見の相違が生じた場合、本議定書の適用及び解釈につき合議の上で研究すること。

D、兩國間の貿易及び支払いに関し、生じ得る他の問題を検討すること。

五、右合同委員会は兩國政府、ブラジル銀行、ドイツ中央銀行の各代表により構

成され、必要な場合更に工業及び商業の技術顧問を参加させることが出来る。委員会は兩國政府の何れか一方の要望により遅くとも一ヶ月内に召集される。六、本議定書実施後一ヶ月後に、ブラジル及びドイツ政府は前記委員会に対し、夫々代表を任命する。

七、本議定書の期限が満了しても、発行された輸入及び輸出許可の有効期間中認可の効力は有効である。

八、ブラジル政府当局はドイツを原産地とする機械、設備の製造期間が正当な理由のため輸入許可期間をこえる場合、その輸入許可有効期間の延長申請の検討に対し最善の注意をする。

更に支払協定を補足するために次の覚書を交換している。即ち、

附則三 支払に関する臨時規定の覚書

本日署名された支払い取極めに関する新制度の実施を容易にするためブラジルとドイツ代表者間に到達した次の了解事項を確認する。

一、一九五五年七月三十一日現在の協定ドル勘定の債務残高は本勘定を通じ、ドイツが行う支払により清算される。

二、前記日附で、ドイツの自由市場になお存在するブラジルに対する協定ドルは、上記勘定残高の全清算まで、ブラジルに対する支払いのため使用される。

三、協定ドル勘定の清算後ブラジルに対するドイツ側の支払いは、ドイツ・マルクで行われる。

四、一九五〇年八月一七日附支払協定で設定されたドル支払のブラジル輸出に対する輸出ボーナス制度は、ブラジル政府当局がその輸出に対し、本日署名された支払に関する議定書第一項のドイツ・マルクによる輸出に対し定めたと同様の取扱いが直ぐみとめられる。

五、ドイツ中央銀行は、特別勘定として最高八〇〇万ドイツ・マルクまでブラジル銀行に対しクレジットを設定、その利子及び償還についての技術的詳細は、協議の上公式銀行間で定める。

本日署名された支払協定の、いかなる変更或いは破棄も上記クレジット運営に關し、両銀行間で定められる条件、効力を減少させるものではない。

国際決済制度の新展開

二、ヘーグ・クラブ

(1) 特質

次には、新しい多角的決済機構の誕生によりいかなる影響が之等の関係国間に発生したかが問題となるのであるが、

(一) ブラジルの為替競争制度により各国からの輸入に適用されるクルゼイロの実効レートが国によつて従来は違つたが、今度の機構で西欧三国からの輸入についてはプールされた通貨で一括した競争を設け、之により三国からの輸入をすることに成り、この競争で取得権をえた者が、その為替で西欧三国から自由に輸入出来ることが西欧三国の貿易面で同一条件となつたことの利点である。

(二) 同一枠の為替競争制に移行したため西欧三国は対伯輸出の場合、自国商品の国際競争力を充分にもつ必要が生じたことである。

(三) 今迄は、例えば西欧の場合は自国商品をブラジルへ輸出するに当つては先ずブラジル商品を買ひ、ブラジルの対西独バランスを好転させることが必要であつたが、今度の協定で、この機構参加国は、自国の輸出増大の場合にブラジルとのバランスについて顧慮する必要がなくなつたのである。

之等の利点に対しては、国際競争力の弱い国は、従来は双務主義により利益をうけていたのが消滅するマイナス面もあることは注目せねばならないところである。

(2) ヘーグ・クラブと各国

国際決済制度の新展開

① ブラジル ブラジルがヘーグ・クラブ成立によつてける利益については上述した諸点から容易に理解することが出来るが、要約すれば、①通貨プールによる一括競売が出来るようになり、三国からの輸入に当つては最も有利な商品を選択することが出来る。②一括的為替競売は現行為替競売制度を簡素化し複數為替制度の改革へ一歩前進したことになる。

いわば、ブラジルは能率的輸入により外貨を節約し、自由に外貨資金を運用し為替制度を改革する端緒を掴んだといえる。

② 西 独 西独は戦争直後の疲弊時代は双務主義をとり貿易の拡大均衡を目指していたが今や経済の回復著しく国際競争力に自信をもつに至つたため、米国につぐ対ブラジル貿易を更に飛躍させて英蘭両国への優位の維持は勿論、米国に迫らんとするには有利であることを新機構参加の契機としているものと云わねばならない。

③ 英 国 ヘーグ・クラブを成立させたものは外ならぬ英国のブラジルへの圧力であつたと云われている。英国はブラジルが排他的双務協定をとつていことがブラジル自身の利益にならぬことを確信させる一方、ブラジルの対英通常輸出の大部分が西独経由で、この輸出で得た外貨はドイツ品輸入に向けるより外ないことを訴えたが、さてこのクラブが成立して見るとその利点として、①対伯輸入の場合のドイツの優位が消滅したこと。②輸出について為替の一括競売によりプレミアムが平等になつたこと。③年六〇〇万ドルの債務償還が確実に保証され

ること等があげられるに對し、①債務協定のエスカレーター条項を破棄せねばならぬこと。②對伯輸出競争では販売組織を確立していることや支払協定以外に投融资に関する協定をドイツが結んでいるため到底西独を圧倒出来ないこと等の不利さが表面化するという懸念が多いのである。一応競争面で同一条件を獲得したとは云え前途樂觀を許さぬところに英国の悩みがある。

尚ヘーグ・クラブの通貨プールに入るスターリング貨が非常に少いことが予想され、その貢献度は西独のマルクより弱いことも注目される。又英国は従来も現金決済であつたしその對伯債権が四〇〇〇万ポンドも残つており蘭、西独の二倍であるので借款は与えていない。

④ オランダ オランダはギルダーを對伯輸入の決済通貨に認めさせたことはオランダが今迄、對伯貿易に輸出入リンク制度をとつて来たから協定参加は一応利益である。オランダは仲継貿易が全貿易額中大きな部分を占めており、他の西欧諸国及びその他の地域に対するブラジル商品の仲継貿易をする場合に有利さを増したことになる。

尚オランダも西欧の如く、協定参加に當り、借款(二四〇〇万ギルダー)をブラジルに与えていることも注意に値することである。

(3) ヘーグ・クラブの拡大

西独、英、蘭三国の参加で一九五五年八月十六日発足したヘーグ・クラブはその後九月に入つてベルギー・ルクセンブルグ

が加入しその後イタリア、オーストリア、フランスが相ついで参加し益々そのブロックを拡大せんとしている。西欧ではこの外にスイスが、ラテン・アメリカではアルゼンチン、ブラグアイ、ペルー、ウルグアイ、チリー等も多角方式を採ろうとしてこの機構への参加に積極的である。貿易正常化への道はこのようにして先進経済ブロックと後進経済ブロックとの接合の進展如何によつて左右されると思われる。

一方、この多角決済方式傾向の強くなると共に既述した如くアルゼンチンを中心とするバリ・クラブが一九五六年七月に誕生して、南米を中心として二つの多角機構が西独やEPUとの結合をもつ事になつたのである。

アルゼンチンでは一九五三年には一七億七二〇〇万ペソの黒字を示していた国際収支はペロン失政の結果、五四年末には三億五〇〇〇万ペソとなり交易条件も悪化の一方で生計費指数も一九三八年を一〇〇とする場合、一九四五年一四三、一九五二年七七四、一九五五年九五八となりインフレの圧力はペロンの国有化方式の強行のために強まりペロン失脚後、暫らく安定を示していたがアルゼンチン中央銀行の外貨準備は五五年末には一五億一〇〇〇万ペソとなり、五四年末三〇億一〇〇〇万ペソ、五三年末三〇億八〇〇〇万ペソに半減する結果となり、これはそのまま国際収支にも反映し五五年の貿易の赤字は約二億ドルに達した。

プレビッシュによる新政府の復興計画は、(一)年間一〇%の増

国際決済制度の新展開

産を目標とし、ここ二、三年以内に現在の二〇%増産を達成せんとし、このために民間企業の増産奨励、農産物の適正価格の樹立等の諸措置を講ずる。(二)運輸部門の改善と石油開発の促進、(三)ここ三年間に必要とされる資本財一二億ドルに短期対外負債を合せた約二〇億ドルは外国民間投資及び外国借款によつて賄うことであるが、このためにアルゼンチンは一〇月二七日為替制度を改革し一一種もある複數為替相場を廃止し、一ドル一八ペソの公定レートと自由市場の二本建とする一方、プレビッシュ勸告では、今後の貿易政策として双務協定を整理して多角決済方式への移行を示しているがアルゼンチン外務当局は四月に入つてEPU加盟十一国と交渉を開始し五月中旬に原則的一致を見出し、七月二日にバリで西欧十カ国(イギリス、フランス、オーストリア、デンマーク、オランダ、ノールウェー、スウェーデン、スイス、ベルギー、イタリア)との間にバリ・クラブが結成された。

アルゼンチンの西欧に対する債務約四億五〇〇〇万ドルに就いては、参加国は同じ条件で一〇年間漸次増加する年賦で返済(年三・四%の利子をつける)をうけることとした。西欧側の債権はイタリア一億二五〇〇万ドル、イギリス七〇〇〇万ドル、西独一億八〇〇〇万ドルとなつてゐる。

バリ・クラブの場合もヘーグ・クラブと殆んど同じ構想の上に立つており、この二つのクラブの連繫は中南米を一体とする通貨圏の結成を意味し、EPUとの接合によつて世界決済同盟

国際決済制度の新展開

(I・P・U)への前進的階程となるであろう。

このことはウルグアイの多面決済への動きで一層促進されて来ている。

我が国としては従来双務協定を通じて中南米貿易を開拓して来ただけに之等多角決済機構の動きに重要な関心をもたねばならない。

ブラジルは一九五六年六月の日本との清算勘定廃止と共にヘーグ・クラブへの参加を要求している。

又アルゼンチンとの清算勘定は一九五六年三月に廃止され九月九日、英ポンド現金決済による暫定貿易協定が成立したが正式の通商協定は西欧諸国との交渉の推移と共に結ばれねばならない関係上、バリ・クラブ加入がその際に要請されるものと思われる。

尚西欧との新協定には投資についての覚書が附されていて他國に比しブラジルとの関係は特色がある。即ち、

投資及び融資取極めに関する覚書

(ブラジル外相よりドイツ代表へ)

- 一、一九五五年五月二十二日から七月一日まで、独伯代表間に於いて投資及び融資問題が、独伯新支払貿易方式に基礎をおいて検討された。
- 二、両国代表は、一九五三年九月四日創設された経済発展独伯合同委員会が、独伯間経済協力に貴重な寄与をして来た事を認め、その存続に同意する。
- 三、一九五三年九月四日附の投資及び融資協定を一九五五年八月一日からの独伯経済関係を規定する制度と調整するため、同協定中に次の変更を挿入することが必要である。

(A) 第三条は次のように変更される。

「ドイツ政府は尚ブラジルに於いて投資の実現に対し、助力することを約束

し、その目的のための必要な投融資に対し便宜を与える」

(B) 第四条は削除。

(C) 第一附則、第七条は次の如く変更される。

- 「合同委員会は、利益を与える投資の実施を、両国政府に勧告するため、第七条に定めるところによつて、委員会に提出された諸計画を研究する。委員会は勧告された計画の完全な登録を保存し、ブラジル及びドイツ当局は合同委員会に対し同委員会により事前に承認された計画の認可を通知する」
- 四、第八条に関しては、ブラジル政府は合同委員会ブラジルの行政上の所属変更を保留する。そのためブラジル政府によつて採られる措置はすべて適当な時期にドイツ政府に通知される。

ドイツ融資に関する覚書

ドイツ代表よりブラジル外相へ

- 一、伯独間の経済協力に関する覚書交換の交渉中、経済発展独伯合同委員会はブラジル側輸入推定額の三〇%というドイツ融資額の制限を今後尊重する義務のないことに同意した。
- 二、併しドイツ政府の意見によれば、ブラジルに於ける投資計画の設備及び補給に向けられる融資は、その残部の輸入額に対し妥当な割合でなくてはならないことを承認してほしい。その意見によれば我が国政府は三〇%が妥当のものとする。

ドル地域に於けるドイツ・マルク使用に関する覚書

「ブラジル外務省経済領事局長よりドイツ代表へ」

本日締結の交渉の経過中、ドイツ代表が表明した「交換可能通貨地域と本多角支払制度に参加する諸国の通貨地域との分離を保持したい」という希望に対し、ブラジル政府は本問題に関し正式な約束は出来ないが、米ドル地域からの輸入支払のため或いは同地域に於ける他の義務を履行するため、本多角支払制度参加国の通貨の使用を避けたい意向であることを通知する。

ブラジル商品のスウィッチ取引に関する覚書

ブラジル代表よりドイツ代表へ

ブラジル政府とドイツ政府間に本日署名された支払取極め附則「支払に関する議定書」第四項に関しブラジル政府当局はドイツ商社により輸入され而もブラジ

ルと双務協定を結んでいる国へ最終的に向けられる取引がその協定による義務を妨げる場合、ブラジル商品によるスウィッチ取引実現に反対する権利を保留する。
註 ヘーグ・クラブについては次のものによつた。

The Monthly of BDL, Dec. 1952, Oct. 1953, Dec. 1954, Feb. 1955, Apr. 1955, Aug. 1955.

IMF: Annual Report, Exchange Restrictions, 1953.

Economist Oct. 10, 1953, July 9, 1955, Aug. 20, 1955, Aug. 27, 1955.

The Review of the River Plate, Aug. 1955-Aug. 1956.

又新独協定についてはその条文の Copy. を見ることが出来た。

五

之を要するに、ヘーグ・クラブはブラジルとの貿易決済に参加各国が自国通貨の外に、他の参加国の何れの通貨でも自由に使用することを認め、ブラジルは参加各国に対する輸出対価をプールしてこのプール資金で参加国からの輸入を無差別に行うという制度である。

従つて従来、ブラジルで各国との双務バランスに応じて国別に売出されていた輸入為替の競売は参加国に関する限り制限付交換可能通貨地域 AGL (Area de Convertibilidade Limitada) という名で一括して売り出されることになり、今迄ブラジルが輸出面で相手国により差別をして支給していた輸出ボーナスもヘーグ・クラブ参加国に対しては一樣にドル地域並みに引上げたのである。換言すればブラジルは決済面で参加国を単一の経済圏又は通貨圏と見做した訳である。

ヘーグ・クラブ設立の劃期的意義はブラジルがこの機構を通

国際決済制度の新发展

じて E P U 諸国と直接的に結びついたことであり、戦後特に西欧との貿易関係を濃化している中南米諸国がその宿望である E P U 諸国と究極的に直接、連絡する端緒を開いたことである。
先述の如く、ブラジルはヘーグ・クラブへの日本の参加を頻りに要望しているが、之には参加国全体の承認が必要であることも即時加入をためらわせている一因である。併し、国際決済の大勢は双務方式より多角決済方式に移りつつある今日、日本も対ブラジル出超の現状ではブラジルが売りに出す対日輸入為替のオッフアームも比較的大きく、競売プレミアムも A C L のそれを下廻つて居る状態であるので、日本のブラジル向輸出はヘーグ・クラブ各国より有利と云わねばならない。

併し乍ら、この機構が拡大すれば競売プレミアムも低下し E P U とラテン・アメリカ諸国との間に決済ブロックが結成される傾向にありその暁には日本がこの経済圏(ヘーグ・クラブ圏)の圏外にとり残されることは賢明な策とはいえないであらう。

日本の如く先進国に対しては入超、後進国に対しては出超のボジションの場合はこのような多角決済機構に参加するならば、ドルを除いた通貨ブロック圏に加入したことになり欧州各国との決済をポンド及びドルに転換せねばならず国際收支全体の見地からは尚、問題が残ることになり、且つこのような通貨圏に属するには、決済通貨の転換が前提となるのである。

ヘーグ・クラブを貿易正常化への一つの前進としての多角方式の結成であるとするのは皮相的見解であると云えぬでもない。

国際決済制度の新展開

即ちこの機構はラテン・アメリカ貿易に於けるアメリカの独占的地位を排する民族主義に乗り対米競争に平等の条件で臨もうとする西欧資本の進出場で、何よりも英国資本の利益擁護を主張する英国の強要による産物とも云えるもので貿易正常化や自由化への直接的手段ではないと考えることが出来るのである。そのことは英国のような巨額の債権をもつ国が多額の借款を与える筈がないため西独、オランダが借款を与えているという事実が裏書しているが之等の国としても継続的に借款を与えるとは保し難いであろう。

このような見地からはヘーグ・クラブの前途は必ずしも明朗なものとは云い難く、日本が之に加入して参加各国特に英、西独と同一の条件で競争することになれば、現在の対米貿易に於ける有利な条件を自ら放棄する結果ともなることに注意せねばならない。

国民経済がモノカルチュアという奇型を呈し、一方的に発展し貧困階級の充満する後進ラテン・アメリカ経済がアメリカ資本の政治経済面での圧倒的支配を受け、資本主義経済のもつ生産方式に伴う大衆の困窮を生み出して、而も之が半封建的生産様式からする生活難を醸成している現実では土地改革（地主、富農の一扫）や進歩的税制の確立等による社会革新によつて富の再分配が実施されねば奇型性は払拭出来ず、経済水準の引上げは期待出来ないであろう。

「可能性」の大陸たるラテン・アメリカが先進資本の均しく資

本投下の好箇の場とされ漸く擡頭する民族主義的な政権に対し激甚な競争を見せつつも援助を行う所以は世界経済の至りつく局面として当然の道である。

アメリカのラテン・アメリカ政策が最近は政治的にも国連においてラテン・アメリカ諸国を自動的多数派視から不成功に帰しつつあり、西独を先頭とする西欧資本の進出急なものあり、共産圏諸国又この間隙を縫つて低利借款により地歩を固めつつある時我が対中南米貿易も転機にあると云わねばならないのである。

国際決済制度は戦後ケインズの清算思想が通貨基金設立の際に安定基金思想に歩を譲つたが之がやがて、EPUに結実し、今やヘーグ・クラブ、バリ・クラブ更にはカイロ・クラブ（エジプトを中心とする決済圏）を作る契機ともなつて推移している。戦後の決済制度としては、(一)通貨の自由交換性及び經常勘定に関する為替取引の自由を目的とする国際通貨基金、(二)オープン・アカウンタ協定及び之を多角化したEPU、(三)スターリン・ブロックの三つの型があるが今や、之等はEMA等にも見られるようにある面で統一への動きを見せているのである。

ラテン・アメリカに於いてはブラジルを中心とするヘーグ・クラブとアルゼンチンを中心とするバリ・クラブとウルグアイの多角決済化の統一によつて新しい展開と転換をラテン・アメリカ経済に与え、延いてはこの動向を基軸としてラテン・アメリカ経済が世界経済の新展開に一石を投ずるであろうことを予想するのである。

第 17 表

ブラジルの各国との通商協定表

国際決済制度の
新展開

	協定国	有効期間	協定額	主要輸出品目	備 考
通商協定	ウルグアイ	1953. 12. 18 調印 3 年	片道年間 3800万ドル	ブラジル 硬質材, 針葉樹材, 綿花, 砂糖, コーヒ マテ茶 ウルグアイ 小麦, 冷凍肉	協定期間は一応定め た通りであるが割当 品目については毎年 度末に修正する
通商金融 協 定	ボリビア	1953. 12. 24 調印 1 年	ブラジル 410万ドル ボリビア 400万ドル	ブラジル 砂糖, 原綿 ボリビア 錫, その他原料	
通商協定	イタリー	1954. 4. 30迄			ブラジルがイタリー に対し実施している 輸入についての通貨 制度はいくらか変更 を見た
〃	アルゼン チン	1953. 1. 1~ 1956. 12. 31		ブラジル コーヒ, バナナ, 木 材, 屑鉄 アルゼンチン 小麦150万ドル, 果物	取引は1948年の協定 同様, グルゼイロ決 済
〃	フィンラ ンド	1953. 7. 1~ 1954. 6. 30	片道 2600万ドル	ブラジル コーヒ, 原綿, 落花 生油, 皮革(430万ト ン) フィンランド 紙, 繊維素その他	両国いずれかで3カ 月前に破棄せぬ限り 協定期間は1 年延 長
通商協定	フランス	1953. 7. 1 ~1954. 6. 30	ブラジル 1億3205万ドル フランス 1億2890万ドル	ブラジル コーヒ, その他 フランス 機械類, 自動車, 鉄 鋼製品, 鉄条網, 鉛 鋸線	本協定は 1951. 7. 14 の協定更新である 支払いは1946. 3. 8の 支払協定に基くもの とする
〃	ユーゴ	1952. 6. 11 調印 2 年 1954. 6. 1 延長	片道年間 450万ドル 片道 2700万ドル	ブラジル コーヒ, ココア, 蠟, サイザル麻 ユーゴ セメント, 亜鉛, ホ ップ化学製品	覚書の交換により延 長可能, 但し商品リ ストは1 年有効, 後は交渉により細目 決定
〃	ポルトガル	1953. 6. 30 失効のものを 1 年延長	ブラジル 3億950万エ スクド ポルトガル 3億980万エ スクド		
〃	アイスラ ンド	1953. 7. 1 から1 年	片道 80万ポンド	ブラジル コーヒ(60万ポンド) 皮革, 植物油, バタ ー, ココア, 砂糖 アイスランド 鱈, 肝油(80万ポンド)	本協定は2 カ月前の 破棄通告なき限り更 に1 年延長
通商金融 協 定	日 本	1952. 7. 1~ 1953. 6. 30 を自動的に延 長	ブラジル 3560万ドル 日本 3550万ドル	ブラジル 綿花, コットンプリン ター, サイザル麻, ワッ クス, ニカワ原料, コー ヒ 日本 食料品, 紙製品, 化学製 品, ガラス及び陶磁器 製品, ミシン及び同部 品, 金属及び同製品	決済はドル建 O/A (但し1956. 10廃止) スワイング額1000万 ドル 決済文書は L/C 破棄通告なければ自 動的に1 年延長

	協定国	有効期間	協定額	主要輸出品目	備考
通商協定	チエッコ	1953.7 調印 1954.5.17迄 延長	片道 約1600万ドル	ブラジル 皮革, 鞣皮材料, コーヒ, ココア, 鉄鉱石 チエッコ 金属, 機械, 工業製品 ホップ麦芽	
"	西 独	1953.9.6調印 1953.10.30~ 1954.5.9 1955.8.10 新協定	片道 1億4200万ドル	ブラジル コーヒー(6500万ドル) 綿花 (2500万ドル) 鉄石, ココア 西独 機械 (1700万ドル) トラクター, 鉄道資材, 道路用資材	スイング額1350万ドル 貿易計画は 1954.5.9 失効したが通商協定は自動的に1955.5.9 迄有効 1953.9.4調印の投資協定は無制限
通商金融協定	ノールウェー	1953.10.30調印 1 年		ノールウェー パルプ, 紙, 鱈	決済は自由ドル
通商金融協定	スペイン	1953.12.30締結 1954.6.30迄 6 ヵ月延長			スイング額 200万ドル
通商航海友好条約	レバノン	1954.5 調印 3 年			この条約は自動的に延長可能で相互に最恵国待遇及び通商, 銀行, 支店, 設置の自由を規定
通商協定	ハンガリー	1954.4 調印 1 年	総額 2000万ドル	ブラジル 綿花, 皮革, ココア, 油 ハンガリー 農業用機械, 工作機械, 電気資材, 化学製品	

第 18 表

第 19 表の 1

ブラジル 双務貿易協定締結国	
ドイツ, アルゼンチン	
オーストラリア, オーストリア	
ボリヴィア, スペイン	
フィンランド, フランス, ギリシア	
アイスランド, イタリア, ユーゴスラビア	
日本, ポーランド, ポルトガル	
チエッコ, スロヴァキア, ウルグアイ	

第 19 表の 2

アルゼンチンの金融協定締結国
デンマーク, コロンビア, ドイツ (貿易増進認定書)
ブラジル, チリ, オランダ, ルーマニア (パートナー取引)
ハンガリー (清算取引)
イタリア (パートナー取引)
ボリヴィア, ノールウェー, 日本

アルゼンチン 通商協定締結国 単位百万ペソ			
オーストリア	118.4	フランス	412.7
ブラジル	1759.2	ドイツ	1083.2
チリ	535.4	ルーマニア	84.3
チエッコ	30.1	スウェーデン	223.5
スロヴァキア		ウルグアイ	10.1
デンマーク	40.2	パラグアイ	139.5
ハンガリー	14.9	ペルー	223.1
イスラエル	20.7	ポーランド	83.7
イタリア	652.3	ソ連	70.9
日本	416.4	米 国	1758.7
オランダ	455.5	ユーゴスラヴィア	6.1
ノールウェー	31.3		
フィンランド	172.7		
			計 8342.7

(本稿は昭和三十一年度文部省研究費助成補助金による研究の一部である。附記して感謝する。)

國際均衡について

片野彦 二

一、問題の提出

私は、この論文において、國際的な經濟の均衡とは、どのような状態を意味するものであるかを検討する。

經濟とは再生産である。この再生産は、如何なる經濟においても二つの側面を持つ。一つは生活資料及び生産手段の再生産であり、これによつて生産力（生産手段及び労働力）の再生産が行なわれる。他の一つは生産關係の再生産である。この様な再生産が順調に行なわれる状態として、均衡なる概念が生ずる。しかしながら、この均衡は、均衡そのものとしてよりも、むしろ均衡への傾向という形において扱かわれるべきものである。このことは、均衡がたえまなく攪乱されるといふ事実を意味している。即ち、均衡は、それを保とうとする種々の生産部面のたえざる傾向と、この均衡のたえざる破壊との間の矛盾の内に把えなければならぬ。

それにも拘わらず、私はここでは、均衡をそれ自体として把

國際均衡について

えることにする。その理由は、この論文が、次に予定される論文において均衡への傾向を問題とする為の足掛りだからである。そこで私は、この論文においては、均衡のたえざる破壊（生産技術の變化、資本家行動のバターンの變化、等々）の力を暫く停止させると仮定し、均衡が全く達成された状態を分析する。

二、一國の經濟における均衡

資本制的な生産方法の支配的な一つの封鎖的な國の經濟を考へる。この國の經濟が均衡しているといふ場合、それはどのような状態を意味しなければならないだろうか。

従来の經濟學において支配的な均衡の規定は、全ての財の需給を一致せしめることによつて与えられる⁽¹⁾。この様な規定の下における価格体系は決して安定的ではない⁽²⁾。即ち、單なる需給の一致という規定しか持たない均衡は、たかだか一時的な均衡でしかなく、競争過程を通して絶えずそこに引きつけられる価格体系は与えない。従つて、一時的均衡の變化の方向及びその

国際均衡について

性質を知る為には、均衡は単に、全ての財の需給が一致する状態という規定では不十分となり、更に、一時的均衡の内の特殊な条件を充たす状態として規定されねばならない。そこにおける価格体系は常に安定的でなければならぬ。私は、この為の特種な規定をおく為に、各産業部門において平均利潤率が成立する状態こそが、自由競争による資本の移動の結果、絶えず実現されようとする状態であることを考へる。従つて、全ての財の需給が一致し、その上、平均利潤率が成立する状態を均衡と規定する。⁽³⁾

均衡についてのこの様な規定は、各国におけるこの様な均衡の比較が、各国の経済の特質を比較しうる唯一のものである。一時的均衡の状態は、一国の経済の特質を、他国のそれと比較しうるものではない。これは一時的均衡の状態が不安定であることによる。これに対し、全ての財についての需給が一致し、更に平均利潤率が成立する状態においては、生産技術及び分配構造を不変とすれば安定であり、新しい変化は生じない。従つて、この状態においてこそ、一国と外国との経済の特質の比較は可能となる。

- (1) 均衡の概念を、この様なものとして経済学の基礎概念としたのはヒックスである。(J. R. Hicks, *Value and Capital*, 1939). 均衡の概念がこの様なものとして扱えられるに到つたのは、(1) 経済学の問題が、ますます短期的な現象に限られて来たこと、及び (2) 価格を究極的に規定する要因の発見という課題を放棄したことによる。(置塩信雄「価値と価格」。神戸大学・経済学研究 I、二一七頁)。

- (2) 一時的均衡における価格体系が不安定な理由は次の通りである。(1)

需給を一致せしめる価格体系が負の価格を含まないという保証はない。(2) 需給を一致せしめる価格体系が負の企業利潤を生じないという保証はない。そして (3) 需給を一致せしめる価格体系が各産業部門での利潤率を一致せしめる保証はない。従つて、需給を一致せしめる価格体系が負の価格を含むのであれば、供給が変動して価格体系は変化し、需給を一致せしめる価格体系が負の利潤を含めば、資本の移動による供給変動を生じ価格体系は変化する。需給を一致せしめる価格体系が各産業部門での利潤率を一致せしめなければ、自由競争を前提とする限り、資本の移動による供給変動が生じ、価格体系は変化する。従つて、単なる需給の一致という規定しか持たない均衡は、たかだか一時的均衡でしかない。(置塩「前掲論文」二一七頁)。

(3) 自由競争によつて、この関係に導びかれる価格は、資本従つて労働の支出によつて生産量を増加しうる商品の価格に限られる。労働の支出によつて供給を増加しえない商品の価格は、存在量と需要量の関係によつて定まる。しかし、ここではこの様な商品は扱われない。

以上において私は均衡の規定が如何にあるべきかを示した。即ち、全ての財について需給の一致があり、更に平均利潤率が成立していることである。そこで次に、この様に規定される均衡が、順調な再生産の遂行を保証するかどうかを検討しなくてはならない。この保証が可能であれば、ここで規定された均衡は経済学的にみて意味のある均衡である。もしもそれが不可能であれば、他の均衡の規定が探されねばならぬ。

今、特定の一国において、この様な均衡状態を考へる。

まづ、この国において、全ての財についての需給が一致する場合を考へる。

経済の再生産の為には、生産手段の補填と労働力の再生産の二つは、絶対に必要である。生産手段の補填は生産財生産部門の生産により、また労働力の再生産は消費財生産部門の生産に

より賄なわれる。その仕方は次の通りである。

生産財生産部門も消費財生産部門も共に、前期より受け継いだ不変資本の価値を当期に雇用した労働力により生産物に転化することにより、生産財及び消費財を生産する。生産財に対する需要は、両部門の不変資本補填と不変資本の増加・新投資よりなり、消費財に対する需要は、両部門の労働者所得と資本家消費よりなる。

$$D_1 = \sum a_{jp} x_j + \sum I_j \quad (j=1, 2) \quad (1)$$

$$D_2 = \sum b_j x_j + \sum c_j R_j \quad (1)$$

1) 1) p

$$R_j = r_j (A_j p + b_j r_j) x_j \quad (2)$$

また、消費財が貨幣としての役割を果たしている。またここで、 a_j は j 財一単位の生産に必要な生産財の量、 x_j は j 財の生産量、 p は消費財で測つた生産財の価格、 I_j は j 財生産部門における新投資の量、 b は労働一単位時間の再生産に必要な消費財の量、 r_j は j 財一単位の生産に必要な直接労働時間の単位数、 c は資本家の消費率、 R_j は j 財生産部門における資本家の利潤、 r_j は j 財生産部門における資本の利潤率、 A_j は j 財一単位の生産に必要な固定設備の量及びその他の生産財の量を示す。このモデルにおいては、労働者の実質（時間当り）賃金 b と資本家の消費率は、両部門共に同一であると仮定している。

これらの需要による収入は、夫々の部門において、不変資本補填、賃金及び利潤に分けられる。利潤は更に、資本家消費と

国際均衡について

資本家貯蓄に分けられる。

$$x_1 p = a_1 x_1 p + b_1 r_1 x_1 + (s+c) R_1 \quad (3)$$

$$x_2 = a_2 x_2 p + b_2 r_2 x_2 + (s+c) R_2$$

新投資は、夫々の部門において、不変資本（設備・機械等の固定資本や原料・梱卸等の流動資本）を増加させる。

$$I_j = a_j \Delta x_j = \Delta K_j \quad (4)$$

K_j は、 j 財生産部門における資本の量である。

$$K_j = (A_j + \frac{1}{p} b_j r_j) x_j \quad (5)$$

不変資本は労働力により生産物に価値を転化する。生産技術が不変であれば、設備・機械を正常に稼動した時、資本と不変資本減耗部分、労働時間及び生産量の間には一定の関係がある。

$$a_j x_j = a_j K_j \quad (6)$$

以上の前提により、全ての財の需給の一致の齎らす条件を考える。

投資の結果、増大した生産物がうまく実現し、蓄積が順調に進む為には、設備・機械を正常に稼動した時の生産物が、価格の下落を伴わないで、販売し尽されねばならない。さもないれば、資本家は更に、資本の蓄積を続けるどころか、逆に不変資本の補填を控え、生産を縮小する。それでは、蓄積が順調に進む為の条件はどうか。

国際均衡について

第一に、この為には、総額について需給が一致しなければならぬ。

$$\sum D_j = \sum p x_j + \sum s_j \quad (7)$$

これは、明らかに、

$$\sum I_j = \sum R_j \quad (8)$$

である。

これを充たすだけの新投資は、実現が完全に行なわれ、蓄積が順調に進行する為の、絶対に必要な条件である。しかしこれだけでは充分でない。総計としての需要が総計としての供給に等しくても、それが各部門の生産額の比率に等しく配分されていなくては、各部門が全て共に順調に発展することはできない。従つて、第二には各部門について考える。しかしながら、既に二つの部門について考えるに当り、総計についての条件をみたから、ここでは、二つの部門の内の何れかについて考えればよい。従つて、消費財生産部門についてみる。

$$\sum x_2 = \sum b r_1 x_1 + \sum c r_2 R_2 \quad (9)$$

これより

$$K_2 = I K_1 \quad (10)$$

$$I = \frac{b \beta_1 + c r_1 p}{a_2 p + s r_2 p}$$

なる関係が得られる。これは、両部門が順調な発展を続ける為には、両部門は一定の均衡比率を保たねばならないことを示している。この式より明らかなことは、均衡比率 I は、消費財生産部門における有機的構成が大となり、利潤率が増大し、資本

家の貯蓄率が大となるにつれ、また生産財生産部門において利潤率が減少し、実質賃金率が低下し、資本家の消費率が小さくなるにつれて小となる傾向にある。この傾向が部門間の不均等発展である。しかしながら、この均衡比率がどの様な大きさのものであつても、猶、両部門が順調な蓄積を行うことは可能である。このことは、不均等発展が直ちに不均等発展ではないことを意味している。しかし、不均等発展の深化は、不均等発展の契機を深める。

以上において、蓄積が順調に進行する為の二つの条件を示したこの二つの条件は、より簡単には、

$$\begin{aligned} \Delta K_j &= g K_j \\ g &= \frac{s(r_1 + r_2)}{1 + I} \end{aligned} \quad (11)$$

と書くことができる。これは、資本家の貯蓄率と利潤率の積 $s r_j$ を、均衡比率を加重値として平均した値が均衡発展率 g であることを意味している。投資が毎期、この割合で増加してゆかなければ、設備・機械を正常に稼動した時の生産物を、価格の下落を伴わないで、販売し尽すことはできない。更に利潤が大になるにつれて、資本家の貯蓄率はより大となり、また資本の蓄積が進み、その有機的構成が大となるにつれて、順調な発展を続けてゆく為には、益々大きな投資が必要となる。

ところで、この様な条件を充す投資が常に行なわれることを資本家に望み得ない。この困難は次の事情による。これは、各部門の利潤率に差があることによる。

均衡発展の条件より、

$$I_j = sr_j K_j + s \left\{ \frac{r_1 + r_2 d}{1 + l} - r_j \right\} K_j \quad (12)$$

このことの意味は、利潤率が各部門毎に異なるときは、低い利潤率を持つ部門においては、他の部門より、資本を移動せしめて投資しなければ、順調な発展は望めないということである。また、両部門の資本家の貯蓄率が一定でないと考えらるならば、順調な発展の為に、低い利潤率を持つ部門の資本家は、より大きな貯蓄率を持たなくてはならないことである。しかし明らかに、高い利潤率を持つ部門から低い利潤率を持つ部門に資本が移動することはないし、低い利潤率を持つ部門の資本家が、高い利潤率を持つ部門の資本家よりも高い貯蓄率を持つことは望めない。従つて、部門間に利潤率の不一致のある場合には、そのことだけで、既に均衡発展は不可能である。

しかしながら、両部門の利潤率は競争を通して等しくなる傾向にある。利潤率が低く、しかもこの状態が此の後も続くことが予測しうる部門の資本家は、自らの部門における不変資本補填を中止し、それによつて増加した貯蓄を、利潤率の高い部門に投資する。その結果、利潤率の高い部門の生産量は増大し、価格は下落する。これに対し、低い利潤率の為に生産力を抑えられた部門の生産量は減少し、価格は上昇する。従つて、利潤率は均等化する。また、最初の状態において需給が一致し、順調な蓄積が行なわれていたとしても、利潤率の均等化の結果、その均衡は破壊され、順調な蓄積は阻害される。生産力の上昇

国際均衡について

した部門においては、売残りがあり、下落した部門では過度稼動がある。かくして均衡発展は不均衡となる。

以上において、生産技術が不変である限り、各生産部門における利潤率が等しい場合にのみ均衡発展が維持されることを示した。従つて、再生産が順調に継続される為には、単に全ての財についての需給が一致するだけでなく、その上に更に、平均利潤率が成立しているという条件が附加されなければならない。

平均利潤率は、この場合、

$$\begin{aligned} p - (a_1 p + b r_1) &= r (a_1 p + b r_1) \\ 1 - (a_2 p + b r_2) &= r (a_2 p + b r_2) \end{aligned} \quad (13)$$

によつて与えられる。この方程式が、正の価格の下で、正の平均利潤率を保証する為の、必要にして充分な条件は、次の様にして示される。

$$\begin{aligned} 1 - a_1 < 0, 1 - b r_2 > 0 \\ \frac{1 - a_1 - b r_1}{-a_2} > 0 \end{aligned} \quad (14)$$

これは、経済学的には次のことを意味する。即ち、剰余生産物及びその資本制社会での特殊な形態である剰余価値の存在していることである。

以上において、全ての財について需給が一致し、更に平均利潤率が成り立つ場合には、再生産が順調に行なわれることを示

国際均衡について

した。その場合の条件は、

$$\Delta K_j = g_e \cdot K_j \quad (15)$$

$$g_e = s^r$$

が充たされればよいことを示した。そして、この条件が充たされる経済の状態を均衡と呼ぶことにする。

(1) 利潤の内、蓄積されるものを全て、不変資本への附加として、附加労働への可変資本の増加は考えないことにする。このことは、賃金は本来先払でなく、労働者全体が自らの労働によつて、その消費の為に必要な部分を生産するから、予め資本家が、可変資本の増加分を持つ必要がないと考えるからである。

(2) 新投資は、附加労働についての可変資本の増分を含まないから、これは不変資本のみの増加からなるものと考えることが出来る。

(3) 価格の下落は二つの場合に分類することが可能である。一つは生産性の増大により生ずるものであり、他は需要の不足により生ずるものである。ここでは勿論、後者を指す。

(4) これは、私的資本について述べる限りでの結論である。国家資本が介入し、利潤率の低い部門に対して、補助金・国家資本の投下、または金融優先等の手段を構ずる場合は別である。

(5) 置塩信雄「価値と価格」神戸大学・経済学研究第1号、及び置塩信雄「価格・賃金・利潤」国民経済雑誌、第92巻第1号、参照。

以上において、再生産が順調に行なわれる為の条件を見た。

そこで次に、この様な状態において、物質的再生産は、どの様な構造を示すだろうか。

生産財は不変資本の補填と新投資に向けられる。この新投資は、均衡においては、均衡発展率に従う。消費財は、労働力の再生産と資本家消費に向けられる。

$$x_1 = \Sigma (1 + g_e) a_j x_j \quad (16)$$

$$x_2 = \Sigma b_j x_j + c^r \Sigma (A_j p + b_j^r) x_j$$

従つて、均衡状態における生産財と消費財の数量の比は、

$$\frac{x_2}{x_1} = \frac{1 - (1 + g_e) a_1}{(1 + g_e) a_2} = \lambda \quad (17)$$

となる。この比率は、(16) 式のどちらの式からでも導びかれる。これは、均衡が保たれる為には、生産財と消費財が常にこの比率で生産されればよいことを示している。

この国において蓄積されている固定設備及びその他の生産財の量、即ち不変資本の量が総計Bであるとすると。更に、労働の供給が無限大であり、また不変生産費の仮定をとるものとする

$$\Sigma A_j x_j \leq B$$

$$x_3 = 0 \quad (18)$$

により示される。

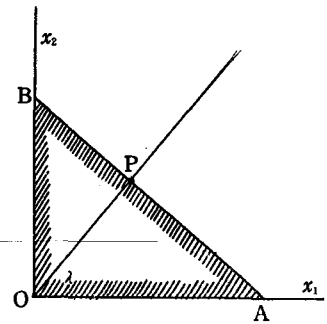
均衡が保たれている限り、物理的に可能な最大限の生産を行うことは、資本家にとつて有利だから、結局、この国の均衡における生産量は、

$$x_2 = \lambda x_1 \quad (17)$$

$$\Sigma A_j x_j = B$$

$$x_3 = 0 \quad (18)$$

によつて決定される。このことは、グラフを用いて次の様に示される。横軸に生産財の生産量 x_1 、縦軸に消費財の生産量 x_2 をとる。ABは(18)により示される生産可能線であり、この直線と x_1 軸及び x_2 軸に囲まれる範囲が、生産可能領域である。即ち、



この領域の内部及び境界線上の何れの点においても生産は可能である。また、 OP は (17) により示される均衡生産線である。この直線上の何れの点における生産量の組合せも、常に均衡を保証している。

(1) これは、ヒックス (F. R. Hicks, Value and Capital, 1939) における「価格・消費曲線」と類似するものである。但し、本質的には全く異なる。

三、国際均衡についての従来の考え方

以上において私は、一国の経済の均衡が如何に規定されるべきかを示すと同時に、その均衡においては、如何なる状態が展開されるかを示した。次にこの考え方を、国際経済の問題に拡充して考える。

国際的な経済の均衡においては、一国の経済の均衡がそうであつた様に、第一に、各国の生産物が、世界的にみて、全ての財について需給が一致していなければならない。更に、この場合には、国際的な価格が、この様な国際的な物質的な需給を一

国際均衡について

致せしめるように決定される。このことは当然、各国の国際收支の均衡が保たれることを意味する。第二に、国際的な経済関係が開始された後においても、各国内において平均利潤率が成立していなければならない。しかしこの場合には、(一国内の平均利潤率が価格と同時に決定されたのに対し)、ここでは国際均衡価格が既に与えられていて、各国内の平均利潤は、労働者の実質賃金と共に決定されることになる。国際均衡はこの様にして規定されるものとする。

本論に入る前に、従来の(近代)貿易論における国際均衡の考え方はどの様なものであつたか、更にまた、それはどの様な点に欠陥を持つていたかを検討する。

従来の貿易論における国際均衡の扱い方には、全く異なる型の二種類のものがあつた。第一はケインズ派の型のものであり、第二は(狭義の)選択理論による型のものである。前者は巨視的な考え方によるものであるのに対し、後者は微視的な考え方による。ここで巨視的とは、総体量で表示される各経済活動水準の間の関連を問題とし、微視的とは、価格体系の分析を言う。この意味においては、これら二つの考え方は、何か一つの一貫性によつて結合されていなければならない。それにも拘わらず、これら二つの考え方の間には、何らそれらしきものがない。

第一のケインズ派の型の国際均衡論は、主としてハロッド⁽²⁾によつて展開される。この場合、各経済活動水準を表示する総体量は、実物単位により測られる。

国際均衡について

国内生産物に対する需要 Y は、国内消費 C_h 、国内投資 I_h 及び輸出 X に向けられる。

$$Y = C_h + I_h + X$$

輸入は、夫々の需要の内、国外品に向けられるものからなる。

$$M = C_m + I_m$$

かくして、

$$Y = C + I - (M - X)$$

この状態は、全ての財についての国際的な需給の一致を完全に満たしている。そして、かかる状態を充たす様な総需要の均衡水準 Y を決定するのが、この議論の焦点である。消費需要 C も、輸入需要 M も共に、総需要 Y に比例するものとする

$$C = cY, M = mY$$

また、投資需要 I と輸出 X は与えられたものとする、総需要 Y の均衡水準は次の様にして決定される。

$$Y = \frac{1}{1-c+m} (I+X)$$

この場合には、国際収支の均衡

$$D \equiv M - X = 0$$

は、国際均衡の成立にとつて、必要な条件でもなければ、充分な条件でもない。国際収支の均衡は、単に、金融的な調整に委されることになる。即ち、ここで扱かれたのは経常勘定についてのみのことであつて、国際収支の均衡は、資本勘定を併せて考えることにより見出すことができる。

ところで、この議論は、次の二つの重要な欠陥を持つている。

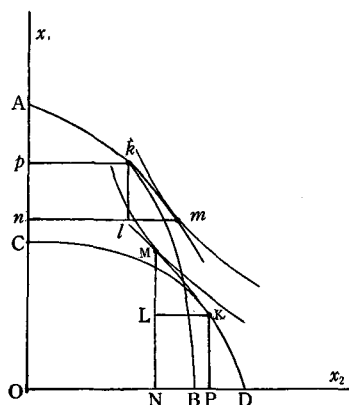
第一は、この様な巨視的な議論が余りにも巨視的でありすぎる為、そこで用いられている総体量が、階級関係及び素材関係を全く塗り潰してしまつてゐることである。ここでは、階級関係を没却して、国民所得とか有効需要等の総体概念のみによる結果、有効需要の不足がいかなる階級関係から生み出されるかが論じられない。その結果、本来、生産力と有効需要の矛盾として現われているものが、単に不生産的消費の増大によつてのみ解決されるものと解されるに到つてゐる。その矛盾の根源である階級関係の批判的分析は行なわれていない。また、素材関係が区別されない為、再生産の行なわれてゆく条件が分析されず、部門間の不均衡発展の問題が隠されてしまつてゐる。

第二に、この議論が、単に一時的均衡のみを問題としてゐることの結果、この問題の扱ひ方は短期的なものとならざるをえない。ここでは、現在の生産力をどの様にして実現させるかの問題が扱かわれるだけで、発展してゆく生産力と有効需要の矛盾を正面から扱えてはいない。この問題については、最近、一応解決されたかに見られたが、実際にはまだ、正しい解決はなされて⁽⁴⁾いない。

次に、国際均衡に関する第二の議論である(狭義の)選択理論に⁽⁵⁾基づくものを検討する。

ここでは、生産函数が各国別に与えられれば、国際均衡は直ちに決定されることを述べる。これはグラフを用いて次の様に示される。

今、 AB をA国における生産代替曲線、 CD をB国における生産



代替曲線とする。また両国の消費者の消費態度を同一とする

と、両国共に、同一の無差別曲線群を持つことができる。

扱、グラフに示された状態にあつては、A国は x_1 財の生産において比較的利益である。各国共に貿易開始前においては、生産代替曲線と無差別曲線の接する点において、生産を均衡せしめていた。この事情は貿易の開始により変化する。国際価格 ll 交易条件が成立すると次の様になる。与えられた交易条件 (kl または ML または LK) が、A国の生産代替曲線と k において、またB国の生産代替曲線と K において接するものとする。A国の k 及びB国の K は、夫々の国における、貿易開始後の生産均衡点である。上記の交易条件を示す直線の内、A国の生産代替曲線と接したものは消費無差別曲線と m において、またB国の生産代替曲線に接したものは消費無差別曲線と M において夫々接するものとする。

この場合、A国における x_1 財の生産は op 、その需要は on であ

国際均衡について

り、この差 np は輸出される。また、 x_2 財については、需要 nm の内、 nl が国内で生産され、 lm が輸入される。B国においては、 x_1 財の需要 NM の内、 NL が国内で生産され、 LM が輸入される。 x_2 財については OP の生産の内、 ON が国内で消費され、 NP が輸出される。交易条件は両国共に同一である。また各国の輸出・輸入の量は等しくなければならない。即ち、 x_1 財については

A国の輸出 $NM =$ B国の輸入 ML

また x_2 財については、

A国の輸入 $lm =$ B国の輸出 LK

でなければならない。この様な貿易の結果、両国は、貿易開始前と同一の生産代替曲線によつて、より高次の無差別曲線に到達し、同一の犠牲により、より多くの効用を獲得することになる。

この考え方の内には、ケインズ派の考え方よりも更にひどい欠陥がある。この議論における均衡が一時的であることにより、この議論の短期的性格が示され、また、一定の与えられた生産代替曲線のみが生産を代表することにより、その内部における再生産の関係が全く塗り潰され、更に、消費無差別曲線により消費者一般の消費態度を表示することにより、階級関係を抹殺する。これらのことより、ケインズ派の議論と全く同じ欠陥を見出すことができる。しかもここでは、更にその上に、貿易均衡が消費無差別曲線を用いて示されることにより重要な欠陥を生む。消費無差別曲線は元来、消費財の需要に対する消費者行

国際均衡について

動を決定するものでしかない。従つて、ここで示される均衡における輸出入は、全て消費財についてのみ考えられている筈である。しかしながら、貿易においては、取扱われる輸出入商品は、生産財を含むことは当然である。この意味において、この議論は、貿易均衡の全体を示すものではなくなる。

以上私は、国際均衡についての従来の二つの考えを検討し、その何れもが全く異なる立場で展開され、更にその何れもが、多くの欠陥を持つことを示した。そこで次に、少くともこれらの欠陥を含まないで、国際均衡を規定し、その特質を明らかにする。

(1) ここで「狭義の」と呼んだのは、選択理論一般は、「広く、一定の与えられた条件の下で、最も効率的に目的を達する仕方を示す理論」であり、ここで検討する無差別理論は、その典型的なものではあつても、その全てではないからである。

(2) R. F. Harrod, "International Economics", 1939.

(3) ケインズは元來、彼の「一般理論」においては、総体量は全て賃金単位で測られるものとして規定した。しかし、その後のケインズ派の人々は、この伝統をそのまま順奉しないで、単に「実物単位」で測られるものとして扱うに到つてゐる。

(4) 有効需要と生産力の問題についてはハロッド、ドマール、チャン等の仕事がある。

Harrod, R. F., *Towards a Dynamic Economics*, 1951.

Domar, E. D., "Capital Expansion, Rate of Growth, and Employment," *Econometrica*, Vol. 14, No. 2.

Tsiang, S. C., "Rehabilitation of Time Dimension of the Investment in Macrodynamic Analysis", *Economica*, Aug., 1949.

しかし、これらはすべてこの問題を生産関係の面より理解しなご為で、正しい解決を得るに到つてゐない。

(5) ここでは、その代表的なものとして、次のものを採る。

Leontief, W. W., "The Use of Indifference Curves in the Analysis of Foreign Trade," *Quarterly Journal of Economics*, May, 1933.

Leontief, W. W., "A Geometry of International Trade", 1952 で示されたことと本質的な差異はない。

四、貿易開始後の均衡—国際均衡の成立

そこで、国際均衡はどの様な状態で成立し、如何なる性格を持つかを扱う問題に進むことにする。

国際均衡は、(前にも述べた様に)、次の条件を充す場合に達成される。

(1) 各国の生産物が、全ての財について国際的に需給が一致する場合、

(2) この状態を実現する様に、国際均衡価格が成立すること、従つて、国際收支は均衡していること。

(3) この国際均衡価格の下で、各国に平均利潤率が成立すること。

国際貿易の開始は、第一に、国際価格の成立を齎らす。これは直接に、どの様な変化を各国に与えるだろうか。

各国の貿易前の均衡価格体系は、A国及びB国において夫々、

$$\begin{cases} p_1 - (a_{11}p_1 + b_1\tau_{11}) = r_1(A_{11}p_1 + b_1\tau_{11}) \\ p_2 - (a_{12}p_1 + b_1\tau_{11}) = r_1(A_{12}p_1 + b_1\tau_{11}) \end{cases} \quad (19)$$

$$\begin{cases} p_1 - (a_{21}p_2 + b_2\tau_{21}) = r_2(A_{21}p_2 + b_2\tau_{21}) \\ p_2 - (a_{22}p_2 + b_2\tau_{22}) = r_2(A_{22}p_2 + b_2\tau_{22}) \end{cases}$$

とする。ここで、議論の単純化の為に、次の仮定をとる。A国通貨の単位を弗とし、B国の通貨単位を円とする。しかし、各国の通貨価値を夫々、

$$\$1 = \text{消費財一単位}, \quad ¥1 = \text{消費財一単位}$$

とすると、

$$\$1 = e ¥1, \quad e = 1$$

となり、\$1はそのまま¥1として通用することになり、以下の議論においては、通貨換算の繁雑さに悩まされなくともよくなる。この仮定は、本稿の問題が、直接に為替の問題に向けられるのではないから、充分に許される。だから、今後の価格の単位は、すべてどちらの国の通貨単位で測られていようと問題はないことになる。

今

$$p_1 \wedge p_2 \quad (20)$$

の状態にあるとする。(逆の場合は、今後の議論がすべて逆になるだけのことである。)これより、A国は生産財の生産において比較的有利であり、B国は消費財の生産において比較的有利であるのは明らかである。一物一価を仮定すると、国際価格 p は、(後に詳しく触れるが)、国際的に再生産を順調に進行せしめる為に必要な各国の相互需要を一致せしめるように定められる。上に仮定した様に、為替レートを一とすれば、それは次の様にして決定される。再生産が順調に進行する為の条件を考えた上で、A国は M 単位の消費財を輸入し、B国は E 単位の生

国際均衡について

産財を輸入(A国にとつての輸出)しなければならぬとする。消費財を貨幣とする生産財の国際価格は、相互需要の均等により決定される。即ち、

$$pE = M$$

$$\text{or } p = \frac{M}{E}$$

ところが、これだけでは、 p のとりうる範囲は

$$0 \wedge p \wedge \infty$$

となり、国際価格としての性格が不明瞭である。

しかしながら、A国において生産財の価格が p_1 以下となることはないし、B国においてそれが p_2 以上となることはない。それは、これらの状態においては、夫々の国は、国際的な取引をやめて、国内取引に専念するだろうからである。従つて、国際価格 p は、

$$p_1 \wedge p \wedge p_2 \quad (21)$$

の範囲にて定まる。

この様な国際価格の下においては、各国の有利部門II特化部門の資本家は、その時の生産技術及び分配構造により定まる平均利潤率より大きな利潤率を持つ。これに対し、非特化部門の資本家は、平均以下の利潤率を押しつけられることになる。

$$r_1 \wedge r_1 \wedge r_2$$

$$r_2 \wedge r_2 \wedge r_1$$

(22)

かくして資本は、各国共に、利潤率の低い部門から高い部門に移動し、特化が実現し始める。この場合、各国の特化の方向

国際均衡について

は全く異なるから、A国における消費財の減産と、B国における生産財の減産は、B国における消費財の増産と、A国における生産財の増産により埋め合されるから、ある特定の条件が充たされる限り、均衡は保たれる。この可能性は、どちらか一方の国において、完全特化が達成されるまで続く、この過程は、国際価格が固定されている限り、各国の特化部門に資本が集中しても、利潤率の低下がないから、各国内の低い利潤率の部門よりの資本の移動が続くからである。この限界を超えての資本の移動は、利潤率を低下せしめる。

しかしながら、ここでは、当分の間、特化の程度がどれ程であるかは問題にしないことにする。唯、国際的な全ての財の需給が一致し、各国内において、平均利潤率が成立する場合をのみ考へる。

国際的な均衡価格が成立したとしても、従来と同じく生産技術及び分配構造が不変であるとすると、平均利潤率が各国において再び成立する為には、⁽²⁾価格は、各国の貿易前の夫々の価格体系に戻らざるを得ない。このことは、各国が何れも、貿易の利益を享受しないと言うだけでなく、貿易の存在そのものを否定する。従つて、貿易が開始され、国際均衡価格が成立した後、平均利潤率が成立する為には、生産技術や分配構造の内、何れか亦はその何れもが変化しなければならない。ところが、生産技術の変化は、問題の再構成を要請するものだから、結局ここでは、分配構造の変化が必要となる。分配構造Ⅱ実質賃金

水準の変化は次の様にして行なわれるだろう。

この場合、最も妥当と考えられる実質賃金水準 w の変化は、特化部門における労働者の実質賃金が僅かに引き上げられるのに対し、非特化部門における労働者の実質賃金水準はひどく下げられる、ということである。この場合には特化部門における利潤率は、国際均衡価格に対応して与えられる利潤率より僅かに下落するのに対し、非特化部門における利潤率は、この部門における労働者の実質賃金水準を切下げることにより、特化部門の利潤率に接近する。⁽³⁾

ところが、資本制経済においては、常に産業予備軍が駐在するから、そしてまた、労働者自身も、資本と同じく自由に国内の産業間を移動しうるから、低い実質賃金水準の産業Ⅱ非特化部門の労働者は、高い実質賃金水準の産業Ⅰ特化部門に殺到する。かくして、労働力の供給の多くなつた特化部門では、実質賃金水準を切下げうる契機が与えられる。特化部門の資本家は、恐らく、この好機を見逃しはしないであろう。これに対し、労働力の供給の減少した非特化部門においては、実質賃金水準を引上げることにより、労働者をこの部門につなぎとめなくてはならない。この相反する二つの傾向は、各国内における実質賃金水準を平均化する傾向を持つ。しかしながら、この様な傾向が、常に完全に達成されるという保証はない。何故ならば、両部門の実質賃金が均等の割合で切下げられる場合に、平均利潤率が成立するか否かは、その時の生産技術及び切下げ以前の实

質賃金水準に従つて異つた結論に導くものだからである。(3)

いずれにせよ、たとえ特化部門の実質賃金水準が貿易開始後、暫くの間、上昇せしめられていたとしても、労働市場の競争により、両部門共に全面的に（比例的にせよ不比例的にせよ）実質賃金水準は切下げられ、それだけ利潤率は上昇せしめられる。以上において、国際貿易の開始、従つて国際価格の成立に伴う平均利潤率の上昇、及びその直接的結果としての、労働者の実質賃金水準の下落の必然性を示した。そこで次に、これらの諸原因による、各国の経済の諸条件の変化を考える。利潤率の変化は、この場合、生産技術不変の仮定の下で考えられている。従つて、利潤率の変化により、直接に影響をうけるのは、資本家の消費態度である。利潤率の増大は利潤の絶対量の増加を齎らす。従つて当然、消費の絶対量も増加する。しかし、その増加の仕方は、もつと低い利潤の水準にあつた場合に較べて小さいだろう。かくして、利潤の内消費に向けられる比率で示される消費率は、以前よりも小さくなる。このことは正に逆に、資本家の貯蓄率は、利潤率の上昇に伴つて大となる。更に、均衡においては、貯蓄はそのまま投資となるから、この国の経済の、各生産部門の成長率は大となる。

以上において、貿易の開始に伴う、各国の経済構造の変化を示した。この様な状態で、貿易を含む再生産がどの様に行なわれるかを次に考える。

(1) (本節の註においては、議論の単純化の為に $A_{11} = a_{11}$ を仮定する。こ

国際均衡について

のことは、議論の本質に対して、何の損失も加えるものでない。価格・利潤率の体系は、何れの国においても

$$\begin{cases} (a_{11}p_1 + b_{11}r_1)(1+r_1) = p_1 \\ (a_{22}p_2 + b_{22}r_2)(1+r_2) = 1 \end{cases} \quad (1)$$

にて与えられる。そこで

$$\frac{1+r_1}{1+r_2} = B_{12} \quad (2)$$

の変数交換を行へば、

$$\begin{aligned} B_{11} &= a_{11} + \frac{b_{11}r_1}{p_1} \\ B_{22} &= a_{22}p_2 + b_{22}r_2 \end{aligned} \quad (3)$$

となる。

ここで、何れの国においても、国際的に成立つ生産財の（消費財で測つた）価格 p が、平均利潤率と併存する価格より大であれば、

$$B_{11} < B_1 < B_{12}$$

また逆であれば、

$$B_{11} > B_1 > B_{12}$$

となる。かくして、夫々の場合に対応して、

$$r_{11} > r_1 > r_{12}, r_{11} < r_1 < r_{12} \quad (4)$$

となる。

(2) 本稿においては、資本及び労働は、国内の産業間の自由な移動は認めめるが、国際的な移動は認めない。従つて、平均利潤率は各国毎に成立する。

(3) 貿易開始前の価格は、

$$\begin{cases} (a_{11}p + b_{11}r_1)(1+r_1) = p_1 \\ (a_{22}p + b_{22}r_2)(1+r_2) = 1 \end{cases} \quad (5)$$

にて与えられる。

貿易が開始され、国際価格 p が

$$p_1 > p$$

の如く定まつたとすると、生産財生産部門の利潤率は上昇し、消費財生産部門の利潤率は下落する。ところが、生産条件 (a_{11}, r_1) 及び分配構造 b_1 が不変であれば、この状態において再び平均利潤率が成立つ為には、(i) の状態に戻らなくてはならぬ。

国際均衡について

(4) 国際価格 p が決定された後、各国の利潤率は、

$$\begin{cases} (a_{11}p + b_{11}r_1)(1+r_1) = p \\ (a_{22}p + b_{22}r_2)(1+r_2) = 1 \end{cases} \quad (v)$$

にて与えられる。更にこの場合、

$$r_1 > r_2$$

であるとすると、この利潤率を平均化せしめる為には、少くとも、 b_{11} が上昇し、 b_{22} が下落すればよい。

(5) 貿易開始前の均衡価格体系は、

$$\begin{cases} (a_{11}p + b_{11}r_1)(1+r_1) = p \\ (a_{22}p + b_{22}r_2)(1+r_2) = 1 \end{cases} \quad (i)$$

にて与えられる。また、国際価格 p の成立する場合の各部門の利潤率は、

$$\begin{cases} (a_{11}p + b_{11}r_1)(1+r_1) = p \\ (a_{22}p + b_{22}r_2)(1+r_2) = 1 \end{cases} \quad (v)$$

にて与えられる。そこでまず、

$$p < p$$

の場合について考える。これは、この国が生産財の生産において比較的優位を占めることを意味する。この場合には、

$$B_1 = a_{11} + \frac{b_{11}r_1}{p}, \quad B_2 = a_{22} + b_{22}r_2$$

$$B_1 < B_2 < B_2$$

であるから、生産財生産部門における実質賃金を不変とすると、消費財生産部門の実質賃金を切下げただけで、新しい平均利潤率

$$R^*(=B_1)$$

は成立する。しかし、消費財生産部門における実質賃金の切下げに影響されて、生産財生産部門の実質賃金も切下げられるものとする、平均利潤率が成立する為には、

$$a_{11} + \frac{b_{11}r_1}{p} = a_{22}p + \frac{b_{22}r_2}{p} \quad (vi)$$

でなければならない。これは、 i 国における i 財生産部門の実質賃金切下げ率を示す。

また

$E_1 = E_2$
である場合には、

$$E_1 = \frac{a_{11} - a_{22}p}{b_{22}r_2 - \frac{b_{11}r_1}{p}} \quad (vii)$$

となる。ところで、この切下げが有効である為には、

$$0 < E_1 < 1 \quad (viii)$$

でなければならない。これを満たす為には、

$$E_1 = \frac{1}{\frac{B_2 - B_1}{a_{11} - a_{22}p} + 1} \quad (ix)$$

より、

$$a_{11} - a_{22}p > 0 \quad (x)$$

でなければならない。

$$a_{11} - a_{22}p < 0 \quad (xi)$$

の場合には、

$$E < 0 \quad \text{for} \quad \frac{B_2 - B_1}{a_{11} - a_{22}p} > 1$$

$$E > 1 \quad \text{for} \quad \frac{B_2 - B_1}{a_{11} - a_{22}p} < 1$$

となり、この何れの場合においても、経済学的には無意味である。

更に (x) の条件が満たされ、一様な切下げが可能であるとしても、それを充たすだけの切下げは、実質賃金の大幅な切下げを必要とする。従って、実際に妥当な切下げは E_1 と E_2 の異なる場合であろう。非特化部門の実質賃金の切下げが、特化部門のそれよりも大であれば、何れの部門の切下げも、余り大巾でなくとも充分となる。これは、実際の経済においても妥当な結論である。

また、

$$p < p$$

であつてこの国が消費財の生産に比較的有利であつても、上述と同じ理由により、同じ結論をうる。

五、国際経済における均衡

以上において、国際均衡の成立をめぐる経済構造の諸変化について示した。そこで次に、国際貿易が開始された後、各国の、そして世界的な再生産は、どの様に行なわれるかの問題を検討する。

以下、世界的な再生産の行なわれる状態について考えるのであるが、国際価格・生産条件及び分配構造は、前節で示した様に、貿易開始前と、貿易開始後において変化しているものとして議論を進める。

国際的な再生産に当つては、何れの国においても、生産財生産部門においては、輸入生産財と国内で生産した生産財を労働と結合して生産財を生産し、これを自部門及び消費財生産部門の生産財補填と拡張の為の新投資及び輸出に向ける。また消費財生産部門においては、同じく輸入生産財と国内で生産した生産財を労働と結合して消費財を生産し、これを両部門の労働者の賃金、資本家の消費及び輸出に向ける。輸入生産財は、生産財及び消費財の輸出により賄なわれ、更にこの輸出は、労働者の賃金及び資本家の消費により購入される輸入消費財をも賄う。何れの国においても、夫々同質の生産財及び消費財が、異つた生産条件の下で生産される。何れの国においても、消費財が貨幣商品となり、また為替レートを一とすることは前節と同じとする。

国際均衡について

かくして、

$$D_{a1} = \sum d'_{ij} x_{ij} p + \sum I'_{ij} p + E_{a1} p \quad (23)$$

$$D_{a2} = \sum b'_{ij} \tau_{ij} x_{ij} + \sum c'_{ij} R_{ij} + E_{a2}$$

$$R_{ij} = r_{ij} (A_{ij} p + b_{ij} \tau_{ij}) x_{ij} \quad (24)$$

ここで用いられる記号は第二節において用いられたものと同じである。但し、各国別の表示の為に i を用いる。勿論 i は二つの国 (A国は1, B国は2) を示す。また「ダッシュ」をつけたものは、国内生産物に対する国内の需要を示す。

ところで、各国の不変資本補填・新投資・労働者消費及び資本家消費は、何れも、国内生産物と輸入により賄なわれるから、

$$\sum a_{ij} x_{ij} p = \sum d'_{ij} x_{ij} p + \sum d''_{ij} x_{ij} p$$

$$\sum I_{ij} p = \sum I'_{ij} p + \sum I''_{ij} p \quad (25)$$

$$\sum b_{ij} \tau_{ij} x_{ij} = \sum b'_{ij} \tau_{ij} x_{ij} + \sum b''_{ij} \tau_{ij} x_{ij}$$

$$\sum c_{ij} R_{ij} = \sum c'_{ij} R_{ij} + \sum c''_{ij} R_{ij}$$

従つて (23) 式は、

$$D_{a1} = \sum a_{ij} x_{ij} p + \sum I_{ij} p - p (M_{a1} - E_{a1}) \quad (23^*)$$

$$D_{a2} = \sum b_{ij} \tau_{ij} x_{ij} + \sum c_{ij} R_{ij} - (M_{a2} - E_{a2})$$

こゝで、

$$M_{a1} = \sum d'_{ij} x_{ij} p + \sum I'_{ij} p \quad (26)$$

$$M_{a2} = \sum b'_{ij} \tau_{ij} x_{ij} + \sum c'_{ij} R_{ij}$$

また、輸入は相手国の輸出であるから、

$$M_{11} = E_{21}, M_{12} = E_{22} \quad (27)$$

$$M_{a1} = E_{11}, M_{a2} = E_{12}$$

(23*)式によつて示される様な需要による収入は、夫々の部門において、不変資本補填・賃金及び利潤に分けられる。また利潤は資本家貯蓄と資本家消費に分けられる。

$$x_{1j}P = a_{1j}x_{1j}P + b_{1j}T_{1j}x_{1j} + (s_j + c_j)R_{1j} \quad (28)$$

$$x_{2j} = a_{2j}x_{2j}P + b_{2j}T_{2j}x_{2j} + (s_j + c_j)R_{2j}$$

労賃は後払とされるから、新投資は夫々の部門において不変資本を増加せしめる。

$$I_{1j} = a_{1j}\Delta x_{1j} = \Delta K_{1j} \quad (29)$$

K_{1j} は*i*国*j*財生産部門における資本の量である。更にこの資本の量は、生産物の量に対して正常に保たれているものとする。

$$K_{1j} = (A_{1j} + \frac{1}{P}b_{1j}T_{1j})x_{1j} \quad (30)$$

A_{1j} は、*i*国における*j*財生産部門において、*j*財一単位の生産に要する固定設備及びその他の生産財の量である。

不変資本は労働力により生産物に価値を転ずる。生産技術が不変の下においては、設備・機械を正常的に稼動した時、資本と不変資本減耗分・労働時間及び生産物の量の間には一定の関係がある。

$$a_{1j}x_{1j} = a_{1j}K_{1j} \\ T_{1j}x_{1j} = B_{1j}K_{1j} \\ x_{1j} = \sigma_{1j}K_{1j} \quad (31)$$

また、各国各財の輸入量は、その国における当該財の生産量に對し一定の関係を持つ。

$$M_{1j} = m_{1j}x_{1j} \quad (32)$$

従つて、

$$M_{1j} = m_{1j}\sigma_{1j}K_{1j} \quad (33)$$

以上の前提に基いて、国際的な均衡を考える。国際的な均衡においても、まず第一に必要なことは、全ての財についての需給が一致することである。何故ならば、投資の結果、増大した生産力がうまく実現し、再生産が順調に行なわれる為には、設備・機械が正常的に稼動されたときの生産物がすべて、価格の下落なしに、販売しつくされねばならない。さもなければ、資本家は、更に資本の蓄積を続けるどころか、逆に不変資本の補填すら控え、生産を縮小するからである。

そこで、国際的な均衡が保たれる為の条件を考える。それはまず第一に、各国における、総額としての需要と供給の一致について考えられねばならない。

$$\sum D_{1j} = \sum p_{1j} + x_{12} \quad (34)$$

これは明らかに、

$$\sum I_{1j}P = \sum R_{1j} + (P(M_{11} - E_{11}) + (M_{12} - E_{12})) \quad (35)$$

これは、資本家の蓄積部分と入超の合計が、国内における新投資を形成することを意味する。これを充たすだけの新投資が行なわれることが、再生産を順調に進める為に絶対に必要なことである。しかし、これだけでは充分でない。総計としての需給の一致があつたとしても、それが各部門の生産額の比率に等しく配分されていなければ、各部門が総て共に順調な発展を遂げることができない。従つて次に、各部門について考える。既に

各国においての總体的な条件を考えたから、ここでは各国の需給の関連する両国四個の生産部門の内、三個の生産部門について考えればよい。ここでは、A国の生産財部門を除く、残りの三個の生産部門について考える。

$$x_{12} = \sum b_{1j} r_j x_{1j} + \sum c_1 R_{1j} - (M_{12} - E_{12})$$

$$p x_{21} = \sum a_{2j} x_{2j} p + \sum l_{2j} p - (M_{21} - E_{21}) \quad (36)$$

$$x_{22} = \sum b_{2j} r_j x_{2j} + \sum c_2 R_{2j} - (M_{22} - E_{22})$$

$$\Pi_k = c \quad (37)$$

が得られる。この値を代入して

$$\Pi = \begin{vmatrix} b_{11}\beta_{11} + p c_1 r_{11} & 0 & m_{22}\sigma_{22} \\ 0 & a_{21} + p s_2 r_{21} - p \sigma_{21} & a_{22} + s_2 r_{22} p + m_{22}\sigma_{22} \\ 0 & b_{21}\beta_{21} + c_2 p r_{21} & b_2\beta_{22} + c_2 r_{22} p - \sigma_{22}(1 + m_{22}) \end{vmatrix}$$

$$k = \frac{\frac{K_{11}}{K_{12}}}{\frac{K_{21}}{K_{12}}}, \quad c = \frac{-b_1\beta_{12} - c_1 r_{12} p + \sigma_{12}(1 + m_{12})}{m_{12}\sigma_{12}}$$

$$\frac{K_{21}}{K_{12}} \quad \frac{K_{22}}{K_{12}} \quad -m_{12}\sigma_{12}$$

である。これより、 $\frac{K_{11}}{K_{12}} \cdot \frac{K_{21}}{K_{12}}$ 及び $\frac{K_{22}}{K_{12}}$ が決定される。更にこれより、

$$K_{12} = l_{12} K_{11}$$

$$K_{21} = l_{21} K_{11} \quad (38)$$

$$K_{22} = l_{22} K_{11}$$

が得られる。これは、設備・機械が正常的に稼動されたとき

国際均衡について

再生産が順調に行なわれる為には、これらの均衡比率が、各生産部門間に保たれていなければならないことを意味している。

以上において、国際均衡の為の条件を二つ(35)及び(38)示した。これは、より簡単には、次の様に示される。

$$\Delta K_{ij} = (G_{ij} + G_{im} - G_{is}) K_{ij} \quad (39)$$

$$= G_{ij} K_{ij} \quad (39^*)$$

より、

$$G_{ia} = \frac{s_i(r_{i1} + r_{i2} l_{i2})}{1 + l_{i2}}$$

$$G_{im} = \frac{p m_{i1} \sigma_{i1} + m_{i2} \sigma_{i2} l_{i2}}{p(1 + l_{i2})}$$

$$G_{is} = \frac{p m_{j1} \sigma_{j1} \left(\frac{K_{j1}}{K_{i1}} \right) + m_{j2} \sigma_{j2} \left(\frac{K_{j2}}{K_{i2}} \right) l_{j2}}{p(1 + l_{i2})} \quad (j \neq i; i, j = 1, 2)$$

これは、 i 国の均衡発展率 G_{ij} が、その国における資本家の貯蓄率と利潤率の積 $s_i r_{ij}$ の均衡比率 l_{i2} を加重値とする加重平均で示される国内的な均衡発展率 G_{ia} と、この国の輸入依存度と生産力係数の積 $p m_{i1} \sigma_{i1}$ の均衡比率 l_{i2} を加重値とする加重平均で示される輸入の均衡発展率 G_{im} との和から、相手国の輸入依存度と生産力係数の積 $p m_{j2} \sigma_{j2}$ に、その国の夫々の生産部門の資本の量の、 i 国における同一生産部門の資本の量に対する比率を乗じたものの、均衡比率 l_{i2} を加重値とする加重平均で示される輸出の均衡発展率 G_{is} を差し引いたものに等しいことを意味する。投資は、毎期この割合で増加してゆかなければ、設備・機械を正常に稼動した場合、価格の下落を伴わなわなわで、生産物を販

売しつくすことはできない。

また、この様な投資が常に行なわれることを資本家に望みうるのは、従つてまた、再生産の順調な進行が期待できるのは、各国においての両部門の利潤率が均等している場合に限られることは、一国の経済の均衡発展について述べた場合と同じである。即ち、(39)式より直ちに導びかれる。

$$I_j = s_j r_j K_j + s_j \left\{ \frac{r_{11} + r_{12} d_{12}}{1 + r_{12}} - r_j \right\} K_j + (g_m - g_a) K_j \quad (40)$$

において、 g_m 及び g_a は、直接には利潤率の大きさと関連を持たないから、投資の各部門における過不足に関連する機構は、全く、(12)式について示された場合と同じである。また、このことが、生産技術の不変の下においてのみ保たれるものであることも、第二節において示した場合と同じである。ともあれ、生産技術の不変の下でのみであるにせよ、再生産の順調な進行が継続的に保たれるのは、平均利潤率が成立している場合に限られる。

次に、以上示した様な国際的な均衡状態において保たるべき、物質的再生産の条件を考える。

何れの国においても、そこで生産された生産財は、その国で

$$\textcircled{1} \quad \begin{array}{r|l} 1 - a_{11}(1 + g_1) + m_{11} & a_{12}(1 + g_1) \\ b_{11} r_{11} + c_1 r_{11} (A_{11} P + b_{11} T_{11}) - 1 - \{b_{12} r_{12} + c_1 r_{12} (A_{12} P + b_1 T_{12})\} + m_{12} & 0 \\ m_{11} & 0 \\ 0 & m_{12} \end{array} \quad \begin{array}{l} 1 - a_{21}(1 + g_2) + m_{21} \\ b_{21} r_{21} + c_2 r_{21} (A_{21} P + b_{21} T_{21}) - 1 - \{b_{22} r_{22} + c_2 r_{22} (A_{22} P + b_{22} T_{22})\} + m_{22} \\ 0 \\ m_{21} \end{array}$$

おける不変資本補填、新投資及び輸出にあてられ、生産された消費財は、その国における労働力の再生産、資本家消費及びその輸出に向けられる。更にこれらの輸出は、その代償として生産及び消費財を獲得し、夫々の需要に振り向ける。従つて、

$$x_{11} = \sum a_{1j} x_{1j} + \sum a_{2j} \Delta x_{1j} + E_{11} - M_{11} \quad (41)$$

$$x_{12} = \sum b_{1j} r_{1j} x_{1j} + \sum c_1 r_{1j} (A_{1j} P + b_{1j} T_{1j}) x_{1j} + E_{12} - M_{12}$$

とらう。均衡が保たれる為には、

$$I_j = a_{1j} \Delta x_{1j} = g_a a_{1j} x_{1j} \quad (42)$$

であるから、(41)式は、

$$x_{11} = \sum a_{1j} (1 + g_a) x_{1j} + E_{11} - M_{11} \quad (41^*)$$

$$x_{12} = \sum b_{1j} r_{1j} x_{1j} + \sum c_1 r_{1j} (A_{1j} P + b_{1j} T_{1j}) x_{1j} + E_{12} - M_{12}$$

となる。更に、

$$E_{11} = M_{21} = m_{21} x_{21}, \quad E_{12} = M_{22} = m_{22} x_{22}$$

$$E_{21} = M_{11} = m_{11} x_{11}, \quad E_{22} = M_{12} = m_{12} x_{12}$$

をもちたかた、

$$\textcircled{2} \quad x = 0 \quad (41)$$

を得る。この式において、

$$x = \begin{array}{c} x_{11} \\ x_{12} \\ x_{21} \\ x_{22} \end{array}$$

である。

この式より

$$\frac{x_{12}}{x_{11}} = \lambda_1, \quad \frac{x_{22}}{x_{21}} = \lambda_2 \quad (44)$$

を決定することは容易である。これは、各国において、均衡が保たれる為には、生産財生産量に対する消費財生産量の比率が、A国及びB国において夫々 λ_1 及び λ_2 に保たなければならないことを意味している。

次に、A国及びB国における不変資本の総量が夫々 B_1 及び B_2 であるとする。更に、労働の供給が無限大であり、また、不変生産費の仮定をとると、各国における生産可能な領域は、何れも、

$$\sum A_{ij}x_{ij} \leq B_i \quad (45)$$

$$x_{ij} \geq 0$$

にて示される。かくして、各国における均衡生産量は、(44)と(45)により決定される。ところで、生産は、均衡が保たれ、売残りがなければ、その時の可能な最大量を求めるのだから結局、均衡生産量は、

$$\sum A_{ij}x_{ij} = B_i$$

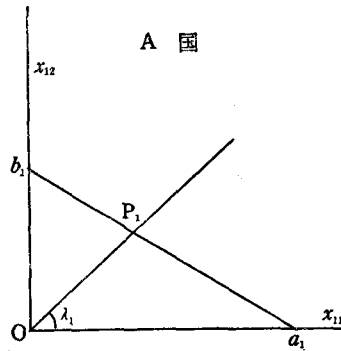
$$x_{ij} \geq 0$$

$$x_{12} = \lambda_1 x_{11}$$

によつて決定される。

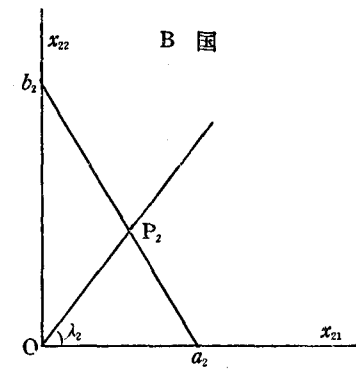
国際均衡について

このことは、グラフを用いて、明示することができる。グラフにおいて、横軸には、各国共に、生産財の量を取り、縦軸には消費財の量をとる。 ΔOa_1b_1 は何れの国においても生産可能な領域を示し、 $O P_1$ は均衡生産量の比例関係を示す。上に示した理由により、均衡生産量は P_1 において定まる。



このグラフの設例においては、A国は生産財の生産において比較的優位を占め、B国は消費財の生産において比較的優位を占める。これは、価格状態における

$$p_1 \angle p_2$$



に対応している。従つて、各国の資本家が、より多くの利潤を得る為には、A国においては、 P_1 が b_1 に沿つて a_1 の方向に、またB国においては、 P_2 が a_2b_2 に沿つて b_2 の方向に、できるだけ移動することが望まれる。

国際均衡について

このことは、各国の λ_i の値の変動を意味するが、 λ_i の値は、各国の経済の持つ海外依存の程度により定まる値であるから、海外依存の程度が変化すれば変化するのが当然である。

この過程は、 P_1 乃至 P_2 の何れかが、先に a_1 乃至 b_2 に到達した時に終る。一方が先に到達しているのに、他方がまだその運動を続けるならば、均衡は破れずにはないからである。

何れかの国が先に完全特化（ a_1 乃至 b_2 への到達）を実現した場合、その状態に留るならば、それは両国間の国際貿易による利益が最大限に享受しうる状態である。この状態における、世界全体としての生産財の量を X_1 消費財の量を X_2 とすると、この二量間の比率は、

$$\begin{aligned} \frac{X_2}{X_1} &= \frac{x_{12}+x_{22}}{x_{11}} = \frac{x_{12}}{x_{11}} + \frac{x_{22}}{x_{11}} = \Lambda \\ \text{or} \quad \frac{X_2}{X_1} &= \frac{x_{22}}{x_{11}+x_{12}} = \frac{1}{\frac{x_{11}}{x_{11}+x_{12}} + \frac{x_{12}}{x_{11}+x_{12}}} = \Lambda \end{aligned} \quad (46)$$

である。第一の形式はB国が先に完全特化を実現した場合、第二の形式はA国が先に完全特化を実現した場合である。この様に示される Λ の値は、(43)式の解から容易に計算できるものである。この何れになるかは、両国の資本量に依存する。一般的に言いつて、資本の量の少ない国が先に完全特化を実現するであろう。

この場合の生産可能領域は

$$A_{11}X_1 + A_{12}X_2 \leq B_1 + \frac{A_{12}}{A_{22}}B_2 \quad \left(0 \leq X_1 \leq \frac{B_1}{A_{11}}\right)$$

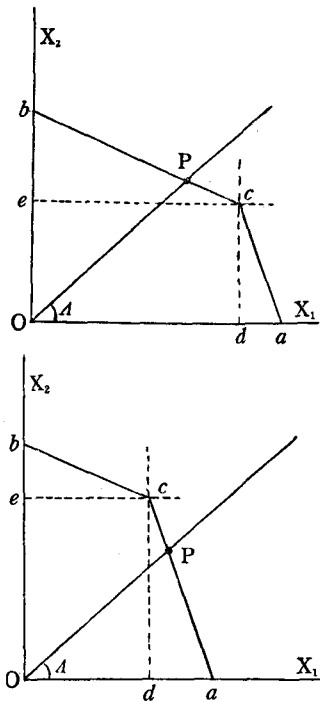
$$A_{21}X_1 + A_{22}X_2 \leq B_2 + \frac{A_{21}}{A_{11}}B_1 \quad \left(\frac{B_1}{A_{11}} \leq X_1 \leq \frac{B_1}{A_{11}} + \frac{B_2}{A_{21}}\right) \quad (47)$$

にて示されるから、結局、均衡生産量は、

$$\begin{aligned} A_{11}X_1 + A_{12}X_2 &= B_1 + \frac{A_{12}}{A_{22}}B_2 \quad \left(0 \leq X_1 \leq \frac{B_1}{A_{11}}\right) \\ A_{21}X_1 + A_{22}X_2 &= B_2 + \frac{A_{21}}{A_{11}}B_1 \quad \left(\frac{B_1}{A_{11}} \leq X_1 \leq \frac{B_1}{A_{11}} + \frac{B_2}{A_{21}}\right) \\ X_1 &= 0 \\ X_2 &= \Delta X_1 \end{aligned}$$

により決定される。

これはまた、次の様にグラフに示される。横軸には、世界全



体としての生産財の生産量がとられ、縦軸には、世界全体としての消費財の生産量がとられる。このグラフにおいては、 c 点において、上に示した各国別のグラフにおける a_1 と b_2 が重ねられる。横軸及び縦軸は常に平行にとられるから、 $ec=oa_1$ 、 $eb=ob_1$ 、 $da=oa_2$ 、及び $dc=ob_2$ である。(1)と(2)の左辺は常に X_1 と X_2 平面

における距離を、右辺は常に $x_{1,0}x_2$ 平面における距離を示す。従つて、このグラフにおいて四辺形 $ocab$ は、世界全体としての生産可能領域を示す。かくして、世界全体としての均衡生産量比率 Δ が与えられれば、世界全体としての均衡生産量が決定される。ここで上図は A 国における資本の量が大きな場合、下図は B 国における資本の量が大きな場合を示している。

六、国際収支の均衡と国際均衡価格の成立

以上において、国際均衡の保たれる条件及び、その均衡における生産の状態を示した。そこで最後に、かかる均衡において保たれなくてはならない「国際収支の均衡」について考える。国際均衡が保たれ、その状態において、再生産が順調に保たれる為には、国際収支は常に均等していなければならない。さもなければ、国際収支の赤字（乃至黒字）の累積は、貨幣面より、その順調な再生産の進行を阻害するからである。従つて、ここにおいて、国際的な均衡価格が成立する。

このことは、従来、 Δ 相互需要の均等」という言葉で述べられて来たものである。国際収支の均衡は、 i 国における輸出と輸入が金額的に一致する状態である。

$$pE_{i1} + E_{i2} = pM_{i1} + M_{i2} \quad (48)$$

ところが、各国の輸出は相手国の輸入であるから、

$$pM_{j1} + M_{j2} = pM_{i1} + M_{i2} \quad (49)$$

従つて、国際収支が均衡する場合には、国際的な均衡価格は直

国際均衡について

ちに定まる。

$$p = \frac{M_{i2} - M_{i1}}{M_{j1} - M_{j2}} \quad (50)$$

七、残された問題

以上において私は、国際均衡が成立する為の条件を分析して来た。しかし、ここでは、まだ扱わずに残されたままの問題が多くある。第一に、輸入の海外依存の比率が均衡において、既に与えられたものとして、議論を進めて来た。しかし、その比率がどの様にして決定されるかを分析することは欠くべからざる分析の一つであるし、この問題に就いては、直ちに、海外依存率の変化し、特化の程度が変化するにつれて、国際価格がどの様に変化するかを分析することも重要な問題となる。

また第二に、この論文においては国際価格と国際価値の間の関係が全く扱われていない。このことは、また、当然に扱われなければならない問題である。

国際均衡をめぐる、これらの残された問題は、次の機会に扱うことにする。

—— 以上 ——

一九五七・一・二十二

マルクスの Nutzeffekt に つ いて

—— 交通業を産業資本と規定する根據 ——

山 本 泰 督

一、問題の所在

交通資本が産業資本であるという⁽¹⁾ことについては何人にとつても異論のないところであろう。しかし交通が如何なる意味において生産的であるかと云い直すならばかなり異論が存している。支配的な見解は、マルクスの交通業に関する叙述に基き交通業が場所的移動なる利用効果(有利用効果)を生み出すから生産であるとする、「利用効果—生産説」であるが、これに対して交通が一般に生産であるとは云えず、物質的生产に関連を有する場合のみ生産と見做さねばならぬとする見解が存する⁽²⁾。

「利用効果—生産説」にあつては、交通が使用価値の生産と関連が存する場合のみ生産といふると考へるならば、交通現象を統一的に把握することが不能であることを指摘している。しかし此の「利用効果—生産説」にあつてはマルクスの基本的な価値論との関係について何等の考察をなしておらず、その結

果あらゆるサーヴィスは人間にとつて有用であり利用効果を生むが故に生産であるという結論が引き出されるかも知れない。

少くとも特定の社会形態とは無関係に存在する(全ゆる社会において存在する)サーヴィスは全て利用効果を生むが故に生産であるとの結論を予想せしめるのである。しかしながらサーヴィスの全てに有利用効果を適用することは、マルクスの有利用効果を正当に把握しているものであろうか。マルクス自身はサーヴィスの多くは消費々用に属すると述べており、従つてかかるサーヴィス全体に迄、有利用効果の概念を拡張適用する意図がなかつたことは明白である。だから我々は有利用効果の内容をマルクスの理論体系の内で把握しなければならぬ。

他面、物質的生产に役立つ限りでの交通のみが生産であるという見解は、全ゆる交通現象——人間および貨物の運輸・通信——を全て生産と見做して、交通業を産業資本と把握しているマルクスの見解と矛盾する。この点に関するマルクスの叙述は

誤解を招く余地なく明確である。若しこの叙述が誤謬であるならば当然批判されねばならぬのであるが、そのためには確実な論拠が示されねばならない。だから問題の解明のためには、マルクスの有用的効果の概念を彼の価値論の関連において究明して行かねばならない。しかる後にマルクスが交通業を産業資本と規定した意味が把握しうる。小論の目的は右の問題に解決を与えることであるが、飽くまで試論の域を出ない。批判を得て検討を重ねたいと思う。

(1) 我国では交通業というと通常は狭義に解して運輸業と同義に取扱うことが多い。しかしマルクスは交通業として運輸業(貨物及人間の運輸)の外に通信業をも含めている。従つて小論において交通業というとき、マルクスの用法に従つて通信業をも包含している。

(2) 利用効果—生産説の代表的なものとして

阿部隆一 流通諸費用の経済学的研究

富永祐治 交通労働の生産性(経済学雑誌十九卷一号)

交通用役が生産的に消費される場合のみ交通が生産であると見做すものの一例をあげれば

石井彰次郎 交通生産説についての一考察(経済理論二七号)

パリツエフ 資本主義社会における国民所得理論の諸問題(マルクスレー

ニン主義国民所得論に収録)

其他

(*) K. Marx, Theorien über den Mehrwert, herausgegeben von K. Kastry Bd. I. S.421 長洲訳 二四七頁。

二、交通業を産業資本となすマルクスの規定

マルクスは資本論第一巻において産業資本の循環を考察した後に、独自の産業資本として交通業を挙げている。「かの(産

業資本の)一般範式においては、pの生産物は、生産資本の諸要素とは異なる物質的な物——すなわち生産過程から分離された実存・生産諸要素の使用形態とは異なる使用形態をもつ一対象——と看做される。……ところが、その生産過程の生産物が新たな対象的生産物でなく商品でないような自立的な産業諸部門がある。そのうちで経済的に重要なのは交通業——それが商品や人間のための本来的運輸業であろうと、報道・手紙・電信・等々の伝達であろうと——のみである。」⁽¹⁾ 運輸業に関しては又、剰余価値学説史中で述べている。「抽出産業、農業、工業のほかに、さらに物質的生産の第四の領域が存在する。これも手工業経営、マニユファクチュア経営、機械制経営という異なる諸段階を経過する。人間や商品を運送する運輸産業がこれである。」⁽²⁾ 右にみたマルクスの文言は交通用役の供給を全て生産と見做しているものである。なぜならマルクスは運動するところの単一なる資本価値を産業資本と名付けたのである。「総循環の経過中にこれらの形態(貨幣的・生産的・商品的形態)をとつては脱ぎすて、そしてそのとる形態においてそれに照応する機能を果す資本、その資本は産業資本である。ここに産業資本というものは資本制的に経営される一切の生産部門を包括するという意味においてである。」⁽³⁾ 通常産業資本というとき、工業部門に投下された資本として、一方では農業に投下された資本に、

又他方では商業、信用部門に投下された資本に対立せしめられているのであるが、マルクスは産業資本をかける用法とは異なる

り、資本制的に経営される一切の生産部門を包括せしめ、貨幣資本、生産資本、商品資本の三つの形態を相次いでとる、資本として把握している。かくて産業資本として交通業を規定することは、交通労働過程に投下された資本は生産的資本として、換言すれば交通用役の生産（供給）は、生産として把握していることを物語るのである。

ところでマルクス自身が述べているように交通業は対象的な形態をとる生産物——商品を生み出すことはない。周知のごとくマルクスは資本主義社会の分析を商品から始めている。商品は使用価値と価値との相対立するモメントの統一であり、商品を生産する労働は又具体的・有用的労働と抽象的・人間的労働との対立矛盾する性格を有している。このようにマルクスが資本主義社会の分析を商品から始めたということは、彼が資本主義の下においては人間関係が物と物の関係として現象するフエテシズムを認識していたからであるが、又別言すれば生産力と生産関係との対立矛盾関係が最もエレメンタリーリッシュな形で商品に体现されていたからに外ならない。生産力とは人間が物質的生活を維持し発展してゆくために、自然に働きかけ自然を改造してゆく社会の能動的な力であり、生産力といい、生産という場合において、つねにそれは物質的財貨の生産であり、それを可能にするものとしての生産力である。商品の相持抗する二要素——使用価値と価値——は夫々生産力と生産関係を表示するものと考えうるのであるが、かく使用価値、即ち人間に

マルクスの *Nutzenfakt* について

有用な属性を有する「物」として価値の対立概念が把握されていることは、マルクスの経済学、価値論の背景に史的唯物論が存することからして当然であろう。⁽⁵⁾そして商品に内在する矛盾の展開として彼の理論体系が構成されている。しかるに使用価値（勿論資本主義社会では単なる使用価値ではなく商品として現象するのである）を生産しないにも拘らず、交通業は生産的であり、運輸業は物質的生産の第四の領域だということは、明らかにマルクス自身の生産の概念からはみ出しているように思われる。この場合の生産とは如何なる意味において生産なのであるか、又価値、剰余価値はどのように把握されるのであるか。「運輸業が販売するのは場所変更そのものである。生み出される有用的効果は、運輸過程、すなわち運輸業の生産過程、と不可分離に結合されている。人間や商品は運輸機関と共に旅する、そして運輸機関の旅——その場所的運動——こそは、運輸機関によつて惹起される生産過程である。その有用的効果は生産過程の中でのみ消費されるものである。それは、この過程とは異なる使用物——その生産後に初めて取引財として機能し、商品として流通するもの——としては実存しない。しかし、この有用的効果の交換価値は、あらゆる他の商品の交換価値と同じように、その有用的効果「の生産」において消費された生産諸要素（労働力および諸生産手段）の価値に加えるに、運輸業において成就せられた労働者たちの剰余労働が創造した剰余価値を以てしたものでよつて規定されている。その消費に関しても、

この有用的効果は他の諸商品の場合とまったく同じ事情にある。もしそれが個人的に消費されるならば、その価値は消費と同時に消滅する。もしそれが生産的に消費されるならば、かくしてその有用的効果そのものが輸送中にある商品の一生産段階だとすれば、その有用的効果の価値は追加価値としてその商品そのものの上に委譲される。かくして運輸業のための範式は $G \rightarrow W \wedge P_m \dots G'$ であろう。——ただし生産過程から分離される生産物ではなくて生産過程そのものが、支払われ且つ消費されるからである。……この場合の G' は……生産過程中に生み出された有用的効果の転態形態(である)。「いささか長文を引用したが、ここで明らかにしたのは運輸業は「有用的効果」(Nutzeffekt)を生産するものと考えられていることである。そこでは有用的効果は商品の如きものとして把握されている。有用的効果と商品との相異は、前者が対象的形態をとらぬこと、即ち有形物ではない点である。有用的効果が対象的形態をとらぬ結果、有用的効果は生産過程から分離されるものではなく生産されると同時に消費されねばならず、そのため「生産過程そのものが、支払われ且つ消費される」とも表現されるのである。有用的効果が、このようにいわば商品的なものであるならば、商品における相対立する二契機——使用価値と価値——と同様に、有用的効果においても使用価値なるものと価値とが相対立する二契機として存するのだからなければならない。有用的効果における使用価値的な契機とは何であるか。それは労働対象の「場所

変更」(Ortsveränderung)であり「空間的変化、場所変化」(eine räumliche, eine Ortsveränderung)である。運輸業が提供する用役 II 有用的効果の購入されるのは、人間、貨物の如き労働対象の場所変化をなしてくれるが故であり、かかる有用な属性の提供こそ運輸業の果す社会的機能である。有用的効果が対象的形態をとらぬ如く、有用的効果の使用価値的な契機 II 「場所変更」も又、それは物との結び付きを有するものではない。単に人間にとつて有用な属性を有すると云いうるに過ぎず、使用価値が物を離れてはありえないのと著しい相違を示しているものである。

かくて場所変更を齊らす労働が具体的・有用的労働であり、その同じ労働は社会的・人間的労働の支出であるという面からして、価値を形成、増殖する労働であるとして商品を生産する労働と全く同様の方法で把握されている。その意味ではマルクスの価値論の方法がここでも貫かれていると云いうる。ただ有用的効果の使用価値的契機 II 場所変更は使用価値の如く対象的な形態をとつていないものではないから、運輸業によつて生産された価値も又、商品の場合、価値が使用価値と共に存続するものとは異つてゐる。有用的効果の価値は生産過程において形成・増殖され、その消費過程において生産的、又は個人的に消費されることにより、商品に価値追加し、或は消滅するが、生産過程 II 消費過程という運輸過程の特質のため、生産過程を離れて存続しえない(9)。だから流通過程の欠如した、運輸業の特異な

資本の範式が齎らされるのである。

マルクスは有目的効果を運輸業についてのみ述べているのであるが、彼が交通業を一括して産業資本と規定した以上、通信業においても同様に有目的効果が生産されるものと考えたと見做してよいであろう。尚有目的効果を適用している他の例としては倉庫業（保管）がある。⁽¹¹⁾

(1) K. Marx, Das Kapital. Bd. II, S. 49-50 訳日評版一〇四一頁。

(2) Theorien. Bd. I, S. 427 訳二五三—四頁。

(3) Kapital. Bd. II, S. 48 訳一〇二頁。

(4) 使用価値はそれが生産力を表示するということは図式的な把握には便であるが、実は不正確である。よく云われるように小麦を見てそれが奴隷労働によつて生産されたか或は近代的な農業機械の使用によつて生産されたかは不明なのであるから。生産力の高さはそれが生み出す使用価値の量的大きさによつて表示される。だから労働過程が生産力を、価値増殖過程が生産関係を表示するといえども、直ちに商品の使用価値が生産力を表示するといふことは誤りなのであるが、以上のことを確認しておけば、便宜的な把握の仕方として、かく表現することは許されようであろう。

(5) 史的唯物論とマルクスの価値論との関連については、遊部久蔵「価値論と史的唯物論」特に第一章参照。

(6) Kapital. Bd. II, S. 50-51 訳一〇六一—〇七頁。

(7) マルクスは有目的効果に明かな規定を与えておらず、その用法も又混乱しており、ある場合は商品類似の概念として、又他の場合は使用価値類似の概念として使用している。多くの論者は、有目的効果を使用価値的な概念として把握している。（例えば阿部、前掲書四〇頁及九二頁、富永、前掲論文六一—七頁）事実「Nutzeffekt」なる語は「nutzliche Arbeit, Nutzlichkeit」等と同様、マルクスが使用価値的な概念として考えていた一面を示すものではあるが、又彼が有目的効果について敘述している主要部分（Kapital Bd. II, S. 50-51 訳一〇六一—〇七頁）においては、商品概念としてしか把握しえない。例えば先に引用した「有目的効果の交換価値は、あらゆる他の商品

マルクスの Nutzeffekt について

の交換価値と同じように」という語句は、明らかに有目的効果を商品類似の概念として考えていたことを示すものである。仮りに上の語句の有目的効果を使用価値を置き換えてみるならば「使用価値の交換価値」というおおよそ滑稽なことをマルクス自身が考えたこととなる。従つて彼の文章を忠実に理解するためには、有目的効果を商品類似の概念として把握することの方がより正確であると考えられる。殊に使用価値的な用法をなしているのは、二カ所（a. a. O. S. 133 訳二六三頁（S. 144 訳二八四頁）のみであり、しかも交通業が生み出す使用価値的な契機として場所変更が考えられているのであるから、主要な敘述部分とは逆に有目的効果を使用価値の内容を有するものと解することには賛成し難い。

尚、マルクスが交通業の生産物は商品ではないと述べているのだから、有目的効果を商品類似の概念と見做すのは前後撞着ではないかと考える人があるかもしれないがそれは誤りである。交通業では「その生産過程の生産物が新たな対象的生産物でなく、商品でない」（傍点引用者）即ちこの場合の商品とは我々の行論で明らかにしたように、使用価値と価値との統一としての「商品」従つて対象的生産物なのであつて、交通業の生産物が対象の形態をとらぬために両者の区別を明確にすべく商品という語の使用を避け、有目的効果概念を新たに導入したものである。（但しこのことからサーヴィス業全体に有目的効果を適用してはならない。後述参照）資本主義社会では全ゆるものが商品となるという意味の商品の内には勿論、有目的効果が含まれるものである。だから富永教授の、マルクスの交通業の生産物の取扱いに混乱があるとする指摘（前掲論文七頁註二）は首肯し難い。

(8) Kapital. Bd. II, S. 50 訳一〇六頁。

(9) Theorien. Bd. I, S. 427 訳二五三—四頁。

(10) 流通過程の欠除から結果する交通資本の運動の特異性については富永「交通における資本主義の発展」三三九—三四一頁参照。

(11) Kapital. Bd. II, S. 133 訳二六三頁。

三、有目的効果概念の必然性

マルクスが有目的効果に商品と同一の位置を与えることによ

つて交通業を産業資本と規定することは彼の理論構成においては何故、必然的であつたろうか——彼の労働過程に関する規定（資本論第一巻五章）からは逸脱しているように考えられ、又理論の明快性を損うにも拘らず。或る論者の如く交通は一般に生産と見做されるから生産として把握したと述べることは何等問題の解決とはならぬのである。この点に関してはマルクスの運輸過程に関する次の文章が手掛りとなるであろう。

「どの生産過程の内部でも、労働対象の場所変化は、またそのために必要な労働手段や労働力は——たとえば梳棉室から紡績室に移される棉花や、堅坑から地表に揚げられる石炭は、大きな役割を演ずる。既成商品としての既成生産物の、一の自立的生産場所から他のそれ——前者と空間的に隔つた——への移行は、ただより大きな規模で同じ現象を呈する。一の生産場所から他の生産場所への生産物の運輸には、さらに生産部面から消費部面への既成生産物の運輸がつづく。生産物がこの運動を完了したとき、それは初めて消費のための既成品である。」⁽¹⁾

右の文章の最初の部分は工場内における労働対象の場所的変化について述べているのであるが、この場合、労働対象の場所移動に必要な労働力や労働手段は、使用価値を生産し、又価値を形成し価値を生産物に移転するものとして理解されていることは次の文章によつて明らかである。「同じ商品の生産に多数の労働者が協働する特殊的・資本主義的生産様式が発展するにつれて、直接に生産の対象にたいする彼等の労働の関係は当然、

きわめてさまざまなものにならざるを得ない。たとえば……工場内の下働きたちは、直接には原素材の加工となんの関係ももたない。直接にこの加工に関係する労働者の監督者である労働者も、「直接の加工から」一步離れているわけである。技師の関係もまたこれとちがつており、彼はおもに彼の頭だけで労働する、等々。しかし、さまざまな価値の労働力をもつこれらの労働者の全体は、たんなる労働過程の結果だけを考察すれば、商品すなわち一つの物質的生産物としてあらわれる成果を生産するのであり、彼等すべては、いつしよになつて、労働者として、これら生産物の生きている生産機械なのであるが、彼らはまた、総生産過程を考察すれば、自分の労働を資本と交換し、資本家の貨幣を資本として、すなわち自己増殖する価値、自己増大する価値として再生産するものなのである。さまざまな労働を、したがつてまた頭の労働と手の労働とを——またはそのいずれかのがわが優勢である労働を——分離し、異なる人々に分配することこそ、まさに資本主義的生産様式の特徴である。しかし、このことは、物質的生産物がこれらの人々の共同の生産物であるということ、または彼らの共同の生産物が物質的富に対象化されるということをもさまたげるものではない。」⁽²⁾（傍点引用者）

工場内における各種の労働は、たとえそれが直接的に労働対象に働きかけるものではなくとも、それは「商品すなわち一つの物質的生産物としてあらわれる成果を生産する」のであり、又価値を形成し剰余価値を創出するものである。工場内における

運送のために使用される労働（運輸労働）は明らかにこの範疇に属させねばならないであろう。

ところで既成商品として存在する生産財の、空間的に隔つた生産場所間の移動は、運送を自己の独自の機能とする運輸業によつて遂行されるのであるが、かかる商品の移動は「ただより大きな規模で同じ「工場内における移動と同じ」現象を呈する」に過ぎない。機能の自立化はその機能の本質を変化せしめるものではなく、又最終生産物の価値を考察する限りでは、種々の特殊な、時間的にも空間的にも分離された、諸労働過程は、一個同一の労働過程の種々なる継起的段階だと見做されるのであるから、当然にマルクスは一つの生産場所から他の生産場所への、商品としての生産財の運送を生産と見做さなければならぬのである。そして又同時にこの運送業で使用される労働は他の労働と共に総体として「商品を生産する労働」として把握されねばならぬ。以上は「既成商品としての既成生産物の、一の自立的生産場所から他のそれ——前者と空間的に隔つた——への移行は、ただより大きな規模で「生産過程内部での労働対象の場所変化」と同じ現象を呈する。」との文言を、剰余価値学説史中の生産的労働に関する彼の考察を手掛りとして理解したのであつた。

右で我々が得た結論は運輸労働が直接的に对象的な形態をとる生産物、即ち商品を生産するというのではない。「たんなる労働過程の結果だけを考察すれば、商品すなわち一つの物質的

マルクスの Nutzeffekt (2) (3) (4)

生産物としてあらわれる成果を生産する」のであつて、運輸労働が直接的に何らかの物質的生産物を生産すると結論したのではない。労働者の監督者たる労働者も、技師も労働対象の直接の加工からは離れているけれども、これらの労働者が生産的労働者として把握される如く、生産財の輸送に従事する交通労働者も又直接的には商品を生産しないが、全労働過程の結果からは、彼等も商品を生産すると云わざるを得ぬのである。だから我々の得た結論は、運輸業が物質的生産物、商品を生産しないというマルクスの敘述とは何等矛盾するものではない。この彼の敘述は直接的には、商品を生産せぬことを意味しているものである。

マルクスは一生産過程内部における輸送、空間的に隔つた自立的生産場所間の生産財の、運送の考察に引継いで、消費財の運送について語っている。再び引用しておく。「一つの生産場所から他の生産場所への生産財の移動には、さらに、生産部面から消費部面への既成生産物の運輸がつづく。生産物がこの運動を完了したとき、それは初めて、消費のための既成品である。

(Das Produkt ist erst fertig für die Konsumtion, sobald es diese Bewegung vollendet hat)⁽⁵⁾ (傍点引用者)「消費のための既成品」でマルクスは何を意味しているのだろうか。消費のための既成品とは完成された使用価値のことであろうか。もしそのように解するならば、此の章句では工場に生産されたまま工場内に置かれている生産物は使用価値、少くとも最終消費財として完

成された使用価値ではない。生産部面から消費部面へ運輸されて後、製品は初めて完成された使用価値となる、と述べていることになる。しかし使用価値をそのように理解することは出来ない。使用価値とは人間に有用な諸属性をもつたものとしての物——外界の一対象——と解されている。⁽⁶⁾労働過程から出て来た生産物は具体的・有用的労働が体化したものととして、明らかに人間にとり有用な属性を有しており、又それは運送されることによつては、かかる有用な諸属性が変化するものではない。むしろ質的悪化、量的減少が生ずることが多い。今、生産者が自己の労働によつて作り出した生産物を消費する場合を考えれば、消費に際して何ら運送を必要とするものではなく、又直ちに消費可能である。それ故、労働過程から出て来た生産物は既に人間にとり有用な諸属性を有する物、すなわち完成された使用価値であり、使用価値の完成と運送とはこの場合、無関係であることが判明する。

しかしながら広汎な社会的分業が成立し、又商品生産が全生産分野を支配している資本主義社会においては、生産物は全て商品として現象し、生産者は自らの需要を満すために生産するのではなく他人の需要を満すために他人のための使用価値を生産するのであつて、もはや生産物の自給自足を想定することは出来ない。勿論この場合においても運送過程を経ることがなく、労働過程から出て来た使用価値は既に完成されており、その消費は可能であるとは云いえよう。が果して資本主義社会

では何人が、生産過程から出てきてその場にある使用価値(商品)を直ちに消費することが出来るであろうか。生産者は自ら消費するために生産するのではなく、商品需要者は交換過程を経て初めて消費、利用が可能であるのだから、何人によつても不可能である。だから資本主義社会においては生産過程から出て来た使用価値は、生産者の手中にあり潜在的な、又可能的な形で存在するのである。商品は流通過程に投げ込まれてその価値が実現されねばならぬのであるが、商人資本によつて遂行されるこの商品流通、交換は必ずしも商品の移動を必要とするものではない。何ダースもの流通過程を経ながら商品がその期間中、倉庫で居眠りをしていても差支えない。商品の運送と商品の流通とは必ずしも相伴うものではなく、両者は全く別個の概念である。生産過程から出た生産物(商品)は運送により初めて現実の商品消費者の手許まで達する。広汎な社会的分業が成立する結果、生産物は生産された地点において消費されるのではなく(その地点で消費される場合も勿論あるにしても)多くは空間的に隔つた地点迄運送され、初めて消費が可能となるのである。つまり運送されることによつて初めて人間(消費者)にとり、生産物の有用性が現実確認される訳である。生産者の手許においては潜在的・可能的な形で存在した使用価値が、運送され消費者の手許にまで届くことによつて、現実的・効果的な使用価値となる。別言すれば運送はこの場合、使用価値の実現のための不可欠の条件となつているのである。⁽⁷⁾「生産物がこの

〔生産部面から消費部面へ〕運動を完了したとき、それは初めて消費のための既成品である」とは、右にみた如き内容を有するものと考えられるのである。^(註)

(註) 消費財の運送に関する我々の解釈(実は生産財たる消費財たるを問はず、それが商品の運送として現象する限りはその双方を含むことになる)は、流通主義とは無縁である。商品流通と運送とは全く分離して理解されねばならない。

或いは私の解釈に対して次の如き批判があるかも知れない。「商品はその所有者にとつては価値であり、他人のための使用価値である。せいぜい価値を有するものとして使用価値を有するに過ぎない。商品は交換を通じてその商品が自ら使用価値たることを実証する。だから商業も使用価値をその潜在的・可能的な姿から現実的・効果的使用価値に転じせしめるものとして生産だと誤った結論が引き出されるではないか」と。これは私の解釈を誤解しているものである。商業が流通過程で果すことは、所有権の移転であつて、必ずしも商品の現実的移動(使用価値実現のための不可欠の条件)を必要とするものではない。⁽⁸⁾資本主義社会では生産物が全て商品となり、価値及使用価値の実現のためには流通過程に投ぜられなければならない。資本主義社会においてはかくの如く生産物の配分過程が商品流通という形で遂行されるために、商業の機能と運輸業の機能(貨物運送についての)が、絡まり合つており、運送の使用価値の実現のための不可欠性が、商業の不可欠性であるかの如く誤つて認識される結果を生じ易いのである。

尚商人資本と運輸資本とを混同して商人資本を生産的資本とする、誤謬に對するマルクスの批判に関しては、資本論第三卷十六章註三八(Bd. III, S. 309, 訳五九二―五九三頁)参照。

しかもこのような生産物の移動は、単に資本主義社会においてのみ必要であるのではない。一度社会的に分業、協業が成立するならば、その時以後、かかる生産物の移動は、物質的財貨の生産あるいは消費のために技術的に必要不可欠のものとなる。

マルクスの Nutzeffekt 論

再生産の観点よりすれば、生産財であると消費財であるに拘らず、その輸送は物質的生産、再生産のための技術的に不可欠の条件であると云いうるであらう。但し生産財の輸送はそれが商品の総生産過程中の継起的一段階であると見做されるに對して、消費財の運送は単に再生産のための不可欠の条件であると云いうるに過ぎぬのである。運輸業がこのように物質的生産、再生産にとり技術的に不可欠の条件をなすが故にこそ、マルクスはいわば広義の生産と見做して、運輸業を「物質的生産の第四の領域」⁽⁹⁾、「追加的生産過程」⁽¹⁰⁾と呼んだと考えられる。

貨物II商品の運送に関しては、明らかに生産過程と見做する場合および使用価値の実現のための不可欠の条件をなしている場合、総じて物質的財貨の生産、再生産に不可欠の条件である場合の存することが確かめられた。ところで人間の運輸や通信についても物質的財貨の生産、再生産に不可欠の条件である場合が考えられるであらうか。此の点についてマルクスは考察を行つていないけれども、かかる場合は存在する。即ち例えば鉱山において坑口から採鉱現場迄、労働者を輸送する交通労働は、全労働過程の成果を考察するならば彼等も又商品(鉱石)を生産しているし、生産場所での連絡、指令に用いられる通信労働も同様である。又労働者の通勤輸送は再生産過程の運行にとつて不可欠な条件と考えられるであらう。ただし所与の社会的条件の下においては労働者の居住場所と、生産場所(工場)との立地は与えられており、その輸送が行われることなくして、

労働力の消費は不可能である。通信においても生産手段の入手、生産物の配分のための連絡は、それに当る。(但し、この過程は資本主義的生産においては、商品流通遂行として商人資本の機能として現象しており、それは再生産に必要な範囲を超えることが多々あり、再生産に必要な範囲に止まるといふ保障はない。しかし今取上げているのは再生産過程の進行にとつて必要な範囲において考えている。)

我々が以上概観したところから判明するように交通業(貨物及人間の運輸・通信)が営む機能は、その総生産過程の結果からみて生産である場合、又厳密には生産と見做しえずとも社会的形態から独立して物質的再生産過程に不可欠の条件をなしている場合が存在している。それ故に交通用役の供給過程が使用価値を生産せず、単に労働対象の場所的变化を齎らすに過ぎぬに拘らず、その過程から商品的なるものとして「有用的効果」が生み出される「労働過程」だと把握されたのである。(勿論、交通業の機能が自立化しなかつたならば、有用的効果なる概念をわざわざ設定する必要はなかつたのである。)

生産過程は資本主義社会においては、単純な労働過程として存するものではない。商品を生産することが目的なのであるから、使用価値が価値の担い手である限りにおいて、使用価値を生み出す労働過程が必要なのである。商品が使用価値と価値との統一である如く、商品の生産過程は労働過程と価値増殖過程との統一として存する。労働過程は資本主義社会においては価

値増殖過程としてあらわれるのである。かくて交通業においても、その労働過程Ⅱ交通用役の供給過程は、又価値増殖過程として把握される。かくの如く交通用役の供給過程が同時に価値増殖過程と把握されるのは、物質的生産、再生産のための、技術的に不可欠な条件をなしていること、生産力の一分枝として存しているからに外ならない。

だからマルクスの有用的効果なる概念が事実的には如何なる形をとつて成立して来たかを確認することは一応措けておいても、(実はこの点の正確な追求が必要なのであるが、現在の私にとつては、その余裕も能力もない。将来に残された課題である。)論理的には以上の如く解すべきであると考えられる。それ故有用的効果なる概念は、使用価値を生産する労働過程を以て、生産過程と規定するマルクスの生産概念を拡大するため、又同時に生産過程を、いわば即自的な労働過程と価値形成、増殖過程との統一として把握する彼の方法——それは商品を使用価値と価値との統一として把握することと対応している——の拡大、理論の一貫性の保持のために必要なのであつた。

ここに至つて漸く我々はマルクスが交通業を産業資本として規定した意義を正確に理解することが可能となつた。交通業の果す機能は、それが生産力の一分枝としてあらわれること、交通業の機能なくしては、分業、協業が社会の全分野において行われているまでに生産力の発展がみられる社会は、その再生産過程の維持が不可能であること、をマルクスが認識していたこ

とを示すに外ならぬのである。(11)

(註) 交通業の提供する用役が個人的に消費される場合は、これを生産とは見做しえない、つまり交通はあるときには生産であり、他の時には生産でないという見解の誤謬は、交通業における生産物に有用の効果の特殊性、即ち対象的形態をとらず、生産と同時にしか消費しえぬこと、(交通論において即時財として把握されている)から、生産過程と消費過程を混同したことに由来する。たとえ生産過程と同時に消費が行われるにしても生産過程と消費過程とは理論的に厳密に区別して考察を進めなければならない。この点を簡単に考察しておく。

労働過程から生み出される生産物は、それがどのような形で消費されようと、その労働過程にとつてはかかわり知らぬ所である。例えば綿糸を生産する労働過程(紡績過程)は、その労働過程から出て来た綿糸が、直ちに縫糸として個人的に消費されようと、あるいは更に更に綿布生産の原料として生産的消費のために織布過程に入りこむようと、そして又、織布労働者の過誤によつて、綿糸が綿布とならずに、廃棄されてしまおうともそれは紡績過程から生み出された生産物が、完成された使用価値であることを否定するものではない。紡績過程においては綿糸自体が使用価値として完成されたものであるか否かのみが問題なのであつて、その消費が如何なる形で行われるか、即ち生産的に消費されるか、又は個人的に消費されるかということは問題とならない。ただし紡績過程の生産物たる綿糸が、綿糸としての有用な属性を有していなかつたならば、それは個人的に消費されることも、新たに原料として織布過程に入りこむことも不可能なのである。そして生産物に使用価値はさまざまなる有用な属性によつて人間の諸欲望を満しうるものであつて、使用価値が原料として現象するか、労働手段として現象するか、労働手段として現象するか、生産物として現象するかは、その使用価値の労働過程における一定の機能に、その使用価値が労働過程において占める位置に、依存するのであるから。それ故、紡績過程の生産物たる綿糸が個人的に消費されたからといつて、そのことを以て、紡績過程を以て労働過程と見做してはならぬという根拠とすることが奇妙であり誤謬であることが判明する。従つて交通用役の消費は、その供給が行われる時、所においてしか行いえないという特殊性はあるにしても、交通用役の提供によつて生み出された場所的移動が個人

マルクスの Nutzfakt について

的に消費されたことを以てして、交通用役の供給過程が労働過程ではなく生産ではないという結論を引き出すことは出来ぬのである。又、商人資本が再生産に必要な範囲以上に貨物を移動したり、通信を利用した場合、それは商品に価値を追加しない。それは、生み出された有用な効果を、商人資本が誤用したからであつて、このことから交通用役の供給過程自体が生産ではないという結論は引き出しえない。だからこそ先に我々が推論した如き根拠によつて労働過程として把握された交通用役の供給過程の生産物たる有用な効果の消費についてマルクスは述べる。「その消費に關しても、この有用な効果は他の諸商品とまつく同じ事情にある。もしそれが個人的に消費されるならば、その価値は消費と同時に消滅する。もしそれが生産的に消費されるならば、かくして有用な効果そのものが輸送中にある商品の一生産段階だとすれば、その有用な効果の価値は追加価値としてその商品そのものの上に委譲される。」(13)即ち交通用役が個人的に消費された場合は、交通労働過程から生み出された有用な効果が、個人的に消費されたのみで、それは商品が個人的に消費された場合と同じことであるから、交通がある場合は生産であり、又然らざる場合もあると述べることは誤りである。

国民所得を物財生産にのみ限定することの必要性を説く人々が、交通業についてその把握が混乱しているのは、右の視点を欠除しているからに外ならない。但しこの人々がある交通機関の用役が専ら個人的にのみ消費されて何ら物質的財貨の生産、再生産に役立つ場合があると指摘するとき、それはかかる交通用役が次期の生産に如何なる形において役立つか、社会の再生産から脱落してしまうことを指摘している限り、それはそれで正しい。しかしかかる指摘にも拘わらず、社会の再生産には全く役立つ物財の生産(例えば資本階級によつてのみ消費される奢侈品や軍需品)であつても、それが「物」である限りは国民所得に算入するという取扱い方は奇妙である。問題は「物」の場合、生産的消費、再生産の消費(労働力の生産に役立つ消費)、不生産的消費に区分して、所謂サービスをも含めて社会の再生産過程について考察を進める必要があるのである。交通用役の個人的消費に關しては、この見地から改めて考察したい。

「生産過程の生産が新たな対象的生産物ではなく、商品でないような自立的産業諸部門」とマルクスが述べる場合、その産業

諸部門は既に交通業に就いては明らかにしたように、その生産過程が、物質的生産、再生産過程において必要不可欠である如き機能を果すものであつて、そこにも有目的効果概念が適用されるものと考えてよいであらう。もつとも、その諸部門が生み出す有目的効果の使用価値的な契機は、夫々異なつてゐる。マルクスが有目的効果を適用した他の例たる倉庫業においては、使用価値の質的悪化及び量的減少の防止である。又電力産業においても、通常解されている如く、電気を使用価値と把握するよりも、電気が対象的形態をとらず、又その貯蔵が不可能である以上は、有目的効果を生産するが故に産業資本であると規定することの方が、使用価値の概念の混乱を招くこともなく、より正確であらう。

さて有目的効果の概念の成立の必然性が、我々の把握した如くであるかぎり、この概念の徒らな拡大適用は厳に慎まねばならない。例えばこの概念を非物質的生産分野にまで拡大したり、或いはかかる誤謬は恐らく存することはあるまいが、商業、金融業に適用せんと試みることは、全くマルクスの有目的効果の内容を歪曲しているものと云わざるを得ない。再び強調しておくならば有目的効果とは社会形態の如何を問わず、物質的生産、再生産過程において、その機能が不可欠でありながら、対象的生産物を生産せぬ労働過程を生産過程と見做すために設定されたものであつて、それは社会形態とは無關係に物質的生産、再生産に必須である機能にのみ限定されるべきである。有目的効果

における使用価値的な契機が、使用価値の如く物との結び付きにおいて考えられていないということが、直ちに、人間に有用な属性Ⅱ効用として、一般に云うサーヴィス業全体に迄、拡大されることを可能にするものではない。常にそれは物質的生産、再生産への「役立ち」の可能なることとして理解されることを要求する。我々はマルクスの価値論が、その基礎には史的唯物論を有しており、使用価値を生産する労働過程（資本論第一巻第五章において考察されているもの）が生産力を表示している如く、有目的効果の使用価値的な契機を生産する労働過程も又生産力を表示しているの見做さねばならぬことを強調しておきたい。

(1) Kapital. Bd. II. S. 144 訳二八四—二八五頁、但し、訳文は一部訂正してある。

(2) Theorien. Bd. I. S. 426 訳二五二—二五三頁。

(3) 「分業すなわち一機能の自立化は、その機能がそれ自体として——かくしてすでにその自立化以前に——生産物および価値を形成するものでないかぎり、その機能をしてかかるものたらしめはしない。」 Kapital. Bd. II. S. 128 訳二五五頁。

(4) 労働過程についてマルクスは次の通り述べている。「もしひとが、この全〔労働〕過程をその成果たる生産物の立場から考察するならば、労働手段と労働対象とは共に生産手段として現象し、そして労働そのものは生産的労働として現象する。」(Kapital. Bd. I. S. 189 訳四八五頁) この敘述は単純な労働過程の考察に当つてなされているのであり、生産物とは有形物を意味している。しかし交通業が、その労働過程において有形物を生み出すことによつて、右の敘述が妥当しないと考へてはならない。何故ならその敘述は労働過程を最も抽象的な形で規定しているものであつて、機械の採用と共に、分業・協業による生産力の発展は従来単一の労働過程であつたものを、諸労働過程に分割する。「種々の特殊な、時間的にも空間的にも分離された、諸労働過程は、一個同一の労働過程の種々なる継起的段階だと看做されう

- る」のである。(a. a. O. S. 196 訳四九八頁)そして「労働過程そのものの協業の性格が拡大するにつれて、必然的に、生産的労働の、およびその担い手たる生産的労働者の、概念が拡大する。生産的に労働するためには……全体労働者の器官となつて、その何らかの細目機能を遂行すれば充分である。」(a. a. O. S. 533-4 訳一四九—一五〇頁)かくて「労働過程内において直接に有形物を生産せぬ労働者も、彼が全体労働者の一器官たる限り生産的労働者であるし、又有形物を生産しない労働過程も生ずるに至るのである。尚ここに云う生産的労働者とは云うまでもなく本源的規定におけるものであつて、形態規定からのみ生産的(資本にとつてのみ生産的)であるのではない。マルクスの生産的労働の概念については、左記参照。
- 田中菊次 生産的労働の概念(経済学一八・一九合併号)
生産資本と生産的労働の二範疇の関係については、
ローゼンベルグ 資本論註解第二卷第一分冊梅村訳九二—九三頁。
(5) Kapital. Bd. II. S. 144—145 二八四—二八五頁。
(6) 宮川実、資本論研究(二)四〇頁。
(7) 阿部、前掲書七三頁。
- 阿部教授は運輸業が使用価値実現のために不可欠の条件であることを認め

られながらも、運輸業の機能は、使用価値の完成実現とは直接に何の関連をも有していないが故に、運輸業の機能を使用価値と関わらしめて生産として把握すべきではないと論じ、利用的效果を生み出すが故に生産的であると云われる。阿部教授にあつてはだから明示的ではないが、マルクスの価値論とは異質な要素として有用的効果が認識されているものと云わざるを得ない。我々は逆に価値論からの一貫した説明のためにこそ、有用的効果概念がマルクスにとり必要であつたのであり、使用価値の完成、実現との関連においてその概念の把握の正確な把握が可能であると考へる。

- (8) Vgl. G. Rehbein: zur Marxschen Lehre vom Transport- und Nachrichtenwesen im gesellschaftlichen Reproduktionsprozess S. 41-45
(9) Theorien. Bd. I. S. 427 訳二二三頁。
(10) Kapital. Bd. II. S. 144 訳二八四頁。
(11) 交通業が単に「利潤を獲得するが故に」つまり剰余価値を創造するのではなく他から取得するが故に産業資本であるとなす見解(石井前掲論文九〇—九二頁)には、それ故左袒し難い。
(12) Kapital. Bd. I. S. 190 訳四八八頁
(13) a. a. O. Bd. II. S. 50-51 訳一〇六一—一〇七頁。

ラテン・アメリカに於ける
通貨、爲替問題

藤田正寛

ラテン・アメリカの経済は所謂未開発地域として今や注視の的となつてゐるが、政情の不安定な中に経済開発をすすめる等諸国の経済政策は複雑を極めてゐる。

我々は今幸いにして爲替事情を中心とする新しい動き——国際決済の多角化傾向——に伴う根本的な問題に対する即ち通貨制度、爲替制度に対する次の論者の意見を見ることが出来たが J. C. Hunt, Latin American Currency Practices, The Banker Feb. 1956, Argentina's New Hope, The Banker, Dec. 1955. Monetary Policy in Latin-America, Monthly Review of Credit and Business Conditions Apr. 1956, Pick's Currency Yearbook 1956. 之等を中心としてラテン・アメリカ諸国のもつてゐる通貨、爲替問題を考察したい。

尚、拙稿「ラテン・アメリカに於ける金融制度の一考察」金融経済四〇号、及び拙稿「国際決済制度の新展開」国際経済研究年報にも一部考察するところあつた。

ラテン・アメリカ諸国は政情不安定を常とするのであるが、現在は小康を保つものが多い。

例えばブラジルではクビチック大統領は就任後、一九五五年九月に反政府クーデターがあつたが之を難なく抑えて安定への方向をつづけ、クビチックはヨーロッパ及びアメリカを先次早に訪問して莫大な収穫を得、帰国後この成果を整理し、新しい経済政策の立案をはじめてゐる。

欧米訪問の決意をクビチックがしたのは実に就任当時のブラジル国内の経済困難が背景となつてゐた。

即ち、ブラジルの経済発展は一に外国資本の投入如何にかかつて居り国内資本蓄積の特に少いことから国内経済発展の積杆となる工業化についても——三十二の鉄工所の建設がブラジルの経済開発の計画の重点となつてゐるにも不拘、この所要資金は国内では到底調達不可能——十分な外国資本の力に仰がねばならぬ訳で欧米先進国との経済外交の必要があつたのである。

クビチック氏が特に外国資本に要望したのはブラジル自身だけに止まらず大多数のラテン・アメリカ諸国が実施している経済政策が風土的なものに影響されてゐるので之を近代化するための指導であつた。

併し、実際のところ、ブラジルの国内資本の有力な地域では、現在でも尚、外国資本に対する猜疑心は濃厚であるので、慎重

を期する外国の資本家はクビチックの国内資本対策を注視し、特にブラジルの石油開発の独占権の帰属に異常な関心をもつてゐる実情で、クビチックの外資対策は恐らくこの面から着手されるであらうと云われている。

ブラジルへの民間資本の流入は現在では最も多いのはドイツ資本であるが、ドイツの進出が貿易面でも符調を合すごとく顯著でドイツの対伯貿易債権の累積が遂にヘーグ・クラブを結成せしめるに至つたことは別稿で觀察したところである。

第二次大戦の最中、及び戦後に拮がつたラテン・アメリカのナシヨナリズムは外国資本に恐ナシヨナリズム病ともいふべき要素を植えたのである。例えばヴェネズエラやコロンビアではナシヨナリズムを恐れる事、甚しく、この気運は国内で圧倒的となり、ナシヨナリズムが最も勢力をもつたのは周知の如くアルゼンチンに於いてであつた。この国ではナシヨナリズムはファシヨ化し最も露骨な形をとつていたがペロン失脚の直前からはややこの体制は緩和されて、現実主義的色彩の深い政策に転換してゐた。

ペロンの失脚は外資導入政策をとらざるを得なくなつたことに対する民族主義への裏切りの追求が表面的原因であつたが、実は無理な工業化が農業を犠牲としたインフレ政策に基因したのであり、逆説的には或程度迄はアメリカの石油会社の進出を容認したこともあることは首肯されることである。

アルゼンチンの新政府はペロンの失政の原因を国有化強行に

よる国力消尽と見、外資導入を一枚看板とするが、外国会社の自由活動に対しては、ペロン時代のドイツ資本の投下の場合に可成り細目に互る尖锐な問題が未解決のままに若干残つてゐるが、それを除いては、外資への拘束の大部分を撤廃してゐる。

アルゼンチン新政府の支柱ともいわれるプレビッシュ氏の外資導入策は最も実現可能な条件で外資を歓迎奨励し、アルゼンチン経済がそのまま荒廃沈滞するか、又外資の導入に有利な条件をつくるかの何れを選択するに当つても先ず、前提条件はインフレーションの終熄であるとの信念が彼の基調となつてゐる。

併し外資導入に際しては戦後の経済政策、又或る場合には一九三〇年代初期の経済政策の効果が再検討されねばならない。

大部分のラテン・アメリカ諸国が採用してゐる非常に複雑な為替管理制度は主として實際的理由に基くものである（併し決して原理的要請がない訳ではないが）。複數為替相場制度による為替管理は原理的要請以上に便宜的考慮からラテン・アメリカ全域に拡大してゐると見る方が妥当であり双務主義の不十分さがなせるものともいえる訳である。

最も大きなラテン・アメリカに於ける為替自由化傾向の一つの動きはアルゼンチンの為替相場の改訂であり、アルゼンチンは一九五五年十月に単一公定相場制へ踏み切つたのである。

この動きが漸次他の地域へ及ぼうとしているがペルーは一九四九年以前の為替制度に復帰、コロンビアは原料輸入に対しては割安公定相場を制定してインフレ抑制を行つてゐるが、昨年

に至つて自由為替市場を著しく拡大し、アルゼンチンの例に倣つた。

ブラジルは為替の過大評価と複数相場を改革するために永らく検討を行つて来たがクビチック大統領は双務決済方式の弾力的運用により改訂を行う方向にある。

スターリング貨、ドイツ・マルク貨、ギルダー貨、ベルギー・フラン貨が稼得されるとこの四つの通貨は、いづれの地域でも之等が使用されるように常にブルーしているのである。一九五六年一月に、ブラジル政府代表と前述の四ヶ国の代表との間に西欧とラテン・アメリカとの間の通貨協定を更に他の西欧各国やラテン・アメリカ全域に拡大すべきことが同意されるに至つた。

チリーでは今迄の経済政策の全面的再検討が、ウルグアイでは現在の複数為替相場の運用に新展開を加えようとする兆しが見られる。

このようにラテン・アメリカでは単一通貨圏化への動きが先づ現在の諸協定の背景の再検討と、完全な為替自由化への障碍の検討とがはじめられる時期を迎えたようである。

抑々、ラテン・アメリカでは為替管理制度は為替に対する種々の圧力を排するためにとられたが決済について危機に直面した時、為替管理は永久化されることが特に屢々この管理制度の下で見られたのである。

一九三〇年代に為替に対して圧力となつたものは主として世

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

界市場の主要商品価格の下落であり、戦後、為替が蹂りんされたのはスターリング貨と他のヨーロッパの通貨の非交換性と多くのラテン・アメリカ諸国の為替の実質的収支が累積的になり、之が硬貨地域との決済に使用出来なくなつたので、多くの国では為替管理制度と複数為替相場とを濃化する一方であつた。

若干の国では特に国内経済政策としてはボジティブな措置（国内経済自立のための工業化を強化する政策を当面の経済政策と諸国は定めた）として是認され、為替管理制は工業品の輸入を阻止し、安定的第一次生産物の輸出を犠牲として工業品の輸出の育成の機構となつて来たようである。

第二次産業の成長は緩慢であつたが、政府は累年のインフレーションの抑制手段を講じ、新産業生産物の需要は能力を超えぬこと等が目標となつていたのである。

更に、政治的には急進的社会改革の要望がインフレ圧力でもあつた。

戦争中、相当量の為替準備が積立てられたが漸次減少し一國経済の稼得能力を強化しこの範囲内で何等かの補償が必要となつた。

為替準備の涸渇は特に大多数の国では重大で、世界経済の消長に特に敏感であることは勿論で、ラテン・アメリカもこの体験をしたのである。ラテン・アメリカの輸出量は戦後は全体として着実に上昇方向を示しているが、世界物価の変動（輸出価格の変化が多数の国の経済政策に影響を与える形式をとるが）

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

が為替稼得を大規模に変化させて了つたのである。

即ち、ブラジル、アルゼンチン、チリ、その他の諸国では主要輸出品は予想以上、売口がないことが分り、鉱産物の生産切下げや農業生産の滞貨の累積は実際問題としてはインフレ圧力の強化をもたらすだけという事も判明したのである。更に、国際収支のボジションが弱いのは特に慎重な政策の結果でもあつた。

全体として正しい価格が守られている市場が不十分であるという現実的な問題又は輸出品が不十分であるという問題も *Ever-Plate* 諸国では大切なこととなつている。

戦後、輸入需要は非常に増加したがそれは工業化で建設された新産業の輸入原料依存度が大きであつたことは謂う迄もない。特に原料の中でも燃料不足は深刻でブラジルやアルゼンチンではこの不足の割合は驚異すべき率となりウルグアイとチリでは非常なものである。

為替準備の減少と関連して、ラテン・アメリカ諸国の輸出代金収入の不安定性は種々、困難な問題を起している。

もし輸入が安定のままである場合、決済の危険があるが、もし輸出に依つて輸入を変化させてもよいならば供給を中止すれば国内経済は混乱するものと思わねばならない。この防止策は輸出優先主義をとることである。金融政策は国際収支の変動の補整のためには一般には用いられず又国内活動への貨幣的撥ね返りの対抗策としてもとられなかつた。

併し、ウルグアイでは銀行の金融政策は好況時には信用引締を、沈滞時には信用膨脹が中立主義の立場から実行されたが銀行の信用政策の効果は政府による大規模な不足融資政策より優れていたようである。

二

ラテン・アメリカの貨幣史は初期にあつては次の如く記されるのが適當であらう。

植民地時代以来、流通の際に貨幣が本質的価値をもつならば金貨及び銀貨が取引され、紙幣は広汎には流通しない複本位制で、この場合の金貨は *escudos* 金貨、銀貨は *rales* 銀貨、金貨及び銀貨の *pesos*、銀貨、*ducados* 金貨が流通しており、金銀の進幣比率は一对九・五七及び一对一三・六四の間を昇降していた。

十九世紀初期にはラテン・アメリカでは不換紙幣が発行され、十九世紀の末期は大部分の国では政府紙幣と銀行券が発行されていたが二十世紀に入るや殆んどの国は金本位制を採用するに至つた。今迄、他の国々と歩調を別にしていたメキシコも又国際的貨幣市場の不利をも勘案の上、金本位制を採用した。

ラテン・アメリカ諸国は一九二九年の大不況迄は金本位制を維持し、その後は金為替本位制に切替えられ、管理通貨制に移行した。

次に一九二九年——一九四七年は管理通貨期であるがラテン

・アメリカでは一九二九年十二月、アルゼンチンが金支払を停止し金本位の離脱を行い、ドルとの結びつきも弱化し為替管理に突入したのが抑々の始発点である。一九三三年にはドル自身も金本位より離れ各国も之に準じたが購買力平価説による相対的価値の調整から例えはペソはドルの半分という状態から起る諸混乱を回避するために安定基金を設けたがこの目的は英米が通貨安定に進んでその資金を使い、効果をあげようとしたものであつた。一九三八年、石油の収用でメキシコのペソは米ドルの比率一対三が一対五に下落したが米国は一対四、八五に安定するメキシコ案を一九四一年に受入れた。この場合、米のメキシコへの安定基金貸金は四〇〇〇万ドルであつたが一九四七年五〇〇〇万ドルに増額したにも拘、ペソは一九四九年に米ドルの一二％に下落した。

他のラテン・アメリカ諸国の多くは財政的に強力な国々、尠くともペルー、メキシコ、ボリヴィア、チリ、コロンビア、エクアドル、キューバ等とある種のつながりがあつた。又バナマとドミニカは密接に結びつきドミニカでは米国の連邦準備券及び他のアメリカの通貨はごく最近迄は実際に流通媒介たる機能を果し、バナマ・ペソの価値はドルに固定的に結びついていた。一九三〇年代の一切のラテン・アメリカ諸国の情勢を解く鍵はその国の国際収支の实情であり、之を基礎として金融事情が推移した。現在はラテン・アメリカの大部分の国は国際通貨基金に加盟し、国際本位として金又は米ドル本位をとつている。アルゼン

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

チンのみが未加盟でウルグアイは平価未設定、パラグアイ、チリ、ヴェネズエラは今日尚、基金の承認をえて複数為替相場制度をとつている。

ラテン・アメリカでは政府施策への信認が大きく、それ以上は先進諸国の国際政策や通貨基金の政策が各国の経済安定の鍵となつている。

さてラテン・アメリカの主要国の通貨情勢を簡単に素描すれば次の通りである。即ち、

(1) アルゼンチン

貨幣制度としては金為替本位をとり対外取引は通常、その単位は金ペソで対内単位は紙幣ペソで行い、何れも法貨である。金ペソの略号は ₮ 。(造幣金、紙幣ペソの場合は ₮. 、国家貨幣)で紙幣ペソは ₮. 、四四紙幣ペソと均しく、兌換率も之に従つている。又金ペソを紙幣ペソと兌換するには二、二七二七を乗ずることになつている。一金ペソは $\frac{9}{10}$ の純分の金一、六一二九グラムで、以下の単位は一〇〇セントヴォスである。一八八一年十一月五日の貨幣法は五ペソ金貨及び二、五ペソ金貨の鑄貨を法定したが前者は八、〇四五グラム(重量)、純分は ₮. 、九〇〇で含有純金量は七、二五八〇五グラムであつたが金貨は広汎には流通しなかつた。

流通貨幣は主に一八九七年後は一〇〇〇ペソから五〇セントヴォスの紙券で鑄貨は五〇、二〇、一〇、五のセントヴォス銅アルミ貨及び銅ニッケル貨である。この外二及び一セントヴォ

スのブロンズ貨がある。

金は個々人が私有し自由に売買されて居るが、一九三九年以後紙幣ペソは米ドルとの関係では公定レートは二九、七七三セントであつたが一九五〇年八月二十八日、二〇セントに改訂された。又スターリング貨との間には新しい三つのレートが設定されたが、それは基本レート及び選択輸入レートは一ポンドが一四ペソ、選択輸出レートは二一ペソで金融取引については一九五四年に自由レートとして一ポンドは $\frac{78}{38}$ — $\frac{18}{39}$ が設定を見ている。

(2) ポリヴィア

ポリヴィア中央銀行 (Banco Central de Bolivia) 一九二八年 La Paz に中央發券銀行として發足して一九三九年国家に移管となつた。一九四六年一月一日より資産及び負債は發券部と銀行部又は商業部に分けられたのである。

現在の紙幣流通高は八五億五五〇〇ポリヴィアノ、予金は一八億五二〇〇万ポリヴィアノ、金保有高は四四億一八〇〇万ポリヴィアノ、外国為替は九一億六二〇〇万ポリヴィアノである。

中央銀行は支店は一八であるがこの外に三〇の支店をもつ国内銀行が七行あり、更にペルーとコロンビア銀行が営業している。最大銀行は八〇〇万ポリヴィアノの払込資本金の鈔業銀行である。

貨幣単位は一九五三年五月十四日、國際通貨基金が認めた一

金ポリヴィアノは〇、五二六アメリカ・セント(又は一ドル一九〇ポリヴィアノ)の相場に規定されておる(英貨との相場は以前は一六五—一七五であつたが一九五四年後は五三一、七六一五三七、〇八)。

インフレの程度は苛酷で、一ドル一〇〇ポリヴィアノの自由相場は一九五二年九月に一ドル二〇〇ポリヴィアノ、一九五二年十一月一対二四五、一九五三年十二月一対七〇九、一九五四年一月一五六〇と急落を辿り、一、五、一〇ポリヴィアノ鑄貨は新しく造幣し直さねばならなくなつた。

生計費指数は一九三一年十二月を一〇〇とすれば一九四〇年平均は八六五、一九五二年十月は六〇二七、一九五三年一月は七〇六四となり以後公表を中止する状況でありインフレの猛威が遅しかつた。

通貨は一金ポリヴィアノは純金〇、五四九一七グラムを含有し三六・五セントに均しいものとされている。流通鑄貨は五〇セントヴオス(九五%が銅、五%は亜鉛)、二〇と一〇セントヴオス(亜鉛混合物)五セントヴオス(銅ニッケル)があり、紙券としては一、五、一〇、二〇、五〇、一〇〇、五〇〇、一〇〇〇、五〇〇〇、一〇〇〇〇ポリヴィアノがある。

一九三二年九月二十五日、金支払停止、為替管理がはじまり、金の保蔵はその年の内に百万ドルから三五〇万ドルとなり一九四七年には二二八〇万ドルとなつたが一九五四年三月には八〇〇万ドルと推移している。

(3) ブラジル

一九四六年にブラジルはドル一八九六クルゼイロ、一クルゼイロ五、二七セントのレートで国際通貨基金との了解が成立した。一九四八年七月ブラジルはドル一八、五〇クルゼイロ、又は五、四〇五一セントに改訂したが一クルゼイロは純金〇、〇四八〇三六三グラムの含有、一トロイ・オンスの純金は六四七・五〇クルゼイロとされている。

一九五三年十月十二日二つの輸出自由レート即ち、一クルゼイロ四・二八〇八セント及び三・五二六一セントが導入された。一九四九年にスターリング貨の切下げで公定レートは一ポンド五一・四一六〇クルゼイロ (Buying)、と五二・四一六〇クルゼイロ (selling) となり一九五四年のロンドンの公定レートは³⁸₅₁ 1¹/₂、自由レートは一四〇—二一〇、クロス、レートは二一〇となつた。

一九四二年十一月一日基礎通貨単位がクルゼイロと制定され一クルゼイロは一〇〇セントヴオスと定められ金属通貨(鑄貨)は一と二クルゼイロ及び一〇、二〇、五〇セントヴオスで之等は全部銅アルミ亜鉛貨である。又紙幣は一、二、五、一〇、二〇、五〇、一〇〇、二〇〇、五〇〇、一〇〇〇クルゼイロの種類がある。(一九四二年以前はクルゼイロ等価でミルレスと称し一〇〇〇ミルレスを一コントと称した)

尚一八〇八年設立、一九〇三年組織変更、授權資本一億クルゼイロのブラジル銀行は中央券銀行ではないが統制の行届い

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

た商業銀行で、国内支店数三二四、予金四三八億で国内紙幣流通高は五九〇億、金保有は一九二九年七二五万(純金)だったが一九三〇年五〇万と減少し、一九五四年には三億二二〇万ドルと変遷した。

金融機関の数は三〇二七、その中七八の主要銀行が資本金と準備金で六三億一九〇〇万クルゼイロ、予金五三二億四四〇〇万クルゼイロ(ブラジル銀行はその六割に当る量を別にもつてゐる)貸付は四五六億八九〇〇万クルゼイロの実力をもつてゐる。全国内銀行の金財産(資産及び負債の計)は二九〇四億六一〇〇クルゼイロで外国銀行は一八億二五〇〇万クルゼイロの力をもつてゐる。

(4) チリ

チリは一九五三年十月五日、国際通貨基金の勧告により一ドル三二ペソから一ドル一一〇ペソへの切下げを断行し一九五四年十一月十一日、ある限定された使用の場合の特殊レートとして一ドル二〇〇ペソをも制定した。

外国為替は外国為替局が管理しているが一九五四年ロンドンの振替勘定は一ポンド三三五—六二五ペソとしたのである。

古い貨幣単位は(古いアメリカ金ドル又は新二〇・六セントであるが)六ペンス金貨又は一二・一七セントの平価価値の純金〇・一八三〇五七グラムの純分の金ペソであるから一英貨は四〇金ペソに等しいことになつたのである。このレートは一九四八年一月迄中央銀行の採用していたもので一ドルは三一ペソ

であつた。併し輸出入は依然古いレート(六ペンス)のままであり、普通、金の流通は見られず一九四三年十二月政府は金貨を鑄造し一〇〇ペソ(金ニグラム)一〇〇〇ペソ(金二〇グラム)を内容とすることにした。銀貨は一方で鑄貨として存在したが一ペソの含有分は二・四グラムであり、一九三四年にはニッケル・ペソ(二五%)、銅ペソ(七五%)が之に代り、一九四八年になると一〇ペソと五ペソ銀貨の鑄造があり主として銀鑄業を援助した。そして銅貨で一ペソと二〇セントヴォスが鑄造流通したが、実際には流通通貨は紙幣の形をとり、一〇〇〇〇、五〇〇〇、一〇〇〇、五〇〇、一〇〇、五〇、一〇、五の各種があつた。

(5) コロンビア

一九〇七年の施行の法律では通貨単位は金ペソで英貨の五分の一の重量と金純分をもち、九七・三セントに等しいものとされ、以後経済の変動と共に一九三九年五七・一四三セント、一九四八年五一・二八二セントと下落を辿つた。

金貨には二、五、五、一〇ペソの三種、銀貨は〇・五ペソ、二〇及び一〇セントヴォスの三種があり、銀貨では半分銀貨、半分銅、ニッケル、亜鉛貨が使われた。銅ニッケル貨は一、二、五セントヴォス貨が流通し、金ペソでは一、二、五、一〇、二〇、五〇、一〇〇、五〇〇、一〇〇〇ペソの各種があるが現在は金ペソはもはや流通していない。

一九二三年七月二三日共和国銀行(Banco de la República)が

開業したが、之は半官的色彩がつよくコロンビア国内の猪券の独占権をもつものであつた。一九五一年にこの権限は一九七三年迄延長を見たが、発行した紙幣二五%の金及び外国為替準備を必須とすることになつてゐる。

金保有は当初は五〇〇万ドルであつたが第二次大戦発生時は二一〇〇万ドル、一九四七年には一億四七〇〇万ドルとなつたが之を頂点として再び減少し一九五三年十二月三十一日には八六〇〇万ドルとなり一九五四年末の中央銀行の金及び外国為替保有は一億九七〇〇万ドルである。

ポータ農業抵当銀行(Agricultural Mortgage Bank of Bogota)は一九二五年五つの主要銀行の不動産抵当部を統合して創立され一九三一年土地信用銀行(Agrarian Credit Bank 資本金一〇〇〇万ペソ)を併合したが支店は一九二である。

その他十大商業銀行と一三の小さい商業銀行、外国銀行が六行(英、加、米、仏伊)あるが全商業銀行の預金の七割は三大銀行に集中されている。

(6) コスタ・リイカ

一九四六年コスタ・リイカは一コロン一七・八〇九四セント又は純金〇・一五八二六七グラム、一ドル五・六一五コロン、純金一トロイ・オンズ一九六・五二五の方式で国際通貨基金に加盟し之が一九四七年三月十八日法律により確認されたが一方で統制下の自由レートは一ドル六・六五コロンであつた。

金貨は流通界から消え、通貨の大部分は紙幣であるが中央銀

行は一九五一年に五、一〇、二〇、二五、五〇、一〇〇、五〇〇、一〇〇〇コロンの紙幣を発行した（それ以前の紙幣は国立銀行の発行したものである）。一コロンの銀貨、五〇及び二五センチイモスは大部分消えて了い、一九三五年には之に代つて一二二〇万コロンの貨（二、一、五〇、二五センチイモス）が三種類は銅で一種はニッケルで造られ補助的銀貨として同じ価値とされた。

一九五〇年一月三十一日中央銀行法の施行によりこの国の国家金融制度として、外国為替の処理、信用の便宜促進、他の金融機関の監督の機関として中央銀行が発足した。金保有は一一五〇万三〇〇〇コロンの、外国為替保有七六二六万七〇〇〇コロンの、紙幣流通高一億六六三万一〇〇〇〇コロンのである。

中央銀行法施行以前はコスタ・リイカ国際銀行 (Banco Internacional de Costa Rica) が一九一四年発足し政府發券銀行として当初資本金二〇九万コロンのをもつた。一九三七年 *Credito Hipotecario* を併合して国立銀行となり為替平衡部をもち鑄貨と通貨を九九年間統制することになった。

一九五二年七月三十日發券部は金で二〇五万五二六ドル、外国為替で一六〇二万二〇二二ドルを保有するに至つた。

一九四八年七月には三つの小商業銀行が強制的に国有化されている。

国民保険金庫は一九二四年は保険業務の独占金融機関として國家の銀行として發足したものである。

(7) キューバ

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

キューバ・ペソは一ドル等価で純金〇・八八八六グラムに等しく、純金一トロイ・オンスが三ペソということになっている。この平価は貨幣単位一・六七一八グラム（一・五〇四六グラム純分）が一〇〇センチヴォの金ペソであるとした一九一四年十一月七日附の法律に定められている。

昔の金ペソやアメリカの金貨は今では法貨でなく一トロイ・オンス三五銀ペソのレートで政府に売却されるにすぎない。

この国では外国為替統制なく、第二次大戦前の一九三九年百万ドルであつた金保有が一九四九年一億九一〇〇万ドルに増加し一九五二年三億一八〇〇万ドルとピークに達したことが注目されるところである。

一九四八年十二月二十三日一〇〇〇万ドルの資本金で中央銀行を創立する法律が成立し一九五一年七月三十日發効した國家通貨制度（ペソだけを法貨とするもの）はペソとドルが二つ共法貨であるという二重通貨制度を廃止させたのである。

中央銀行は一九五〇年四月二十七日開業し、一九五四年末では金保有は一億八五八七万一〇〇ドル、外国為替保有高二七五七万九〇〇〇ドル、紙幣流通高四億二〇〇七万一〇〇〇ドルで貨幣供給（銀行預金を含めて）は八億二八〇〇万キューバ・ペソという実績をあげている。

ドル為替は国立銀行を通じ迅速に利用され為替の三割は砂糖とシロップ輸出に向けられている。

銀貨には一ペソのものでも五〇、四〇、二五、二〇セントの

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

ものが発行され銅・亜鉛貨のうち五、三、一セントのものも出されている。

金融特に銀行界の実権は Royal Bank of Canada, National City Bank of New York, Chase National Bank of New York, Bank of Nova Scotia, Banco del Comercio が握っており、この国では絶対的地位にある。尚、全銀行の総数と支店の総計は一九六である。

(8) パラグアイ

一九五四年八月十八日、ガラニーの平価は一ドルは二二で一ポンドは五八・八〇、金価値は純金〇・〇四三二七七グラムと公定された。以前は一ドルが一五(一九五四年一月一日)、一ドルが六(一九五一年三月三日)、一ドルは三・〇九〇(一九四六年十二月十八日)であつた。

通貨インフレは継続的平価切下げが原因で生産費指数(一九四八年を一〇〇とする)は一九五四年八月には一四五〇となつた。

ガラニーは一九四三年十月五日、昔の紙幣ペソ一〇〇に等しく設定されたが旧金ペソは、一・七五ガラニーに等しい。一ガラニーは一〇〇センタヴオである。

旧貨幣単位については、一九二三年後はアルゼンチン・ペソに基礎をおく金ペソであるが、実際には金はなく、普通は紙幣が使われ、紙幣ペソが主な流通貨幣であつた。銅アルミ貨は五〇、二五、一〇、五センタヴオと一センチノがあつた。

パラグアイ中央銀行は一九五二年七月一日創立されたが、そ

れは一九四三年三月創立のパラグアイ国立銀行の中央銀行業務と一九四四年九月、貨幣、銀行、不動産部を再編成したパラグアイ銀行の業務とを継承したものである。

一九五四年末の新中央銀行の実績は金保有は三九八万四〇〇〇ガラニー、外国為替保有は五八七三万ガラニー、紙幣及び貨流通高は六億四六〇万二〇〇〇ガラニーとなつている。併しこの銀行は金準備の法定はうけていない。

パラグアイ銀行は引つぎ商業及び土地銀行であり、その他は外国銀行として Bank of London and South America Ltd., Bank del Hogar Argentino, Banco de la Nacion Argentina, Banco del Brazil がある。

(9) ペルー

ソルは法定平価を未設立である。一九四六年十一月、中央銀行は国際通貨基金へ次の如く通告した。即ち、ソルの公定平価を二五・三八四セント又は純金〇・一三六七一九グラムとし一ドルは六五ソル、一ポンドは二六・一六ソル、一トロイ・オンスの純金は二二七・五ソルで、之は一九四〇年乗有効なレートとして使われて来たことを主張した。

一九四九年十一月十四日、中央銀行はこの金ソルの公定平価を中止することとしたのである。十一月十四日迄はある取引については法定レートであつたのが自由レートとなつた(一九四六年には一ドルは六・九九ソル、一九四七年は一二・五四ソル、一九五一年は一五・一八ソル、一九五四年は一九・〇ソル)。

ペルーの通貨単位は一九三一年三月十六日の法律によりペルー金ソルであるが、之は旧ペルー・リイヴラ又はポンドの十分の一に等しく、金ソルは造幣されたものでなくて、含有を示しており、理論的には純金四二・一二六四センチ・グラムである。一九五〇年、金生産者のために一〇金ソル、五〇金ソルが造られた。

ペルーは一九三二年五月十八日、金本位制を離脱したが一九四五年はじめの急激なドル不足迄は外国為替の管理をする意図は抑制されていた。一九五四年末のスターリングの買相場は一ポンド五一・二五ソル、売相場は五二・二五ソルとなり一九五四年間の相場は五一・二五から五八・五ソル間にあつた。

銀貨はその量の一割迄は法貨であるが銀貨には純ソル、 $1\frac{1}{2}$ 純ソルがあつたが、一九三五年初頭にはなくなり、ソル及び $1\frac{1}{2}$ ソル（銅・亜鉛）の铸貨に代り、二センチヴオ及び一センチヴオ（銅）、二〇、一〇、五センチヴオ（銅・亜鉛及び銅ニッケル）が出たのである。

ペルーでは中央銀行の発行する紙幣が流通しているが、それには一〇、五、一、の高額紙幣と五ソルとに分れ、之が五〇〇、一〇〇、五〇、一〇、五ソルと呼称されている。

政府の發券銀行はペルー中央準備銀行（Banco Central de Reserva del Perú）で一九二二年三月九日設立、一九三一年九月再編成（ケムメラール勸告による）し、三〇年の歴史と三〇〇〇万ソルの資本金をもつ銀行である（一九三二年五月一〇〇〇万円

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

に減資もしたが）。

保有金は低評価はしたが五二万五二八九オンスは三五ドルの代りに一一・三五ドル純金と等価に評価されて記帖されている。金保有は一九四〇年には二〇〇〇万——三二〇〇万ドルを上下し、一九五一年三月には四五七〇万ドルに達したが一九五四年末には三二〇〇万ドルとなつてゐる。

又この年末の外国為替保有は三億二七〇〇ドル、流通紙幣は一七億三〇〇万ドルである。

銀行はすべて、この国では外国銀行たると国内銀行たるとを問わず銀行監督官の統制下にある。現在一〇大国内銀行と三大外国銀行（英一、加一、米一）とがあり資本金と準備金の合計は四億ソル、予金総量は三二億九〇〇万ソルである。

(10) ウルグアイ

一九四九年十月六日のドルに対する基本的公定買相場は一・五一九ペソ、又は一ペソ・六五・八三セントで売相場は一・九〇ペソ、一ペソ・五二・六三セントとなつてゐる。

ウルグアイは一九五四年国際通貨基金に加入したものの平価は未設定である。

金貨は重量八グラム、〇・四八五純分が一九三〇年に定められ、ごく少量流通したがウルグアイ金貨はないのに本位制度は金本位制である。

理論的には金貨はペソ（オロ）で金含有は一九三八年一月十二日の公定では〇・五八五〇一八グラムで以前は〇・七〇九五三

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

グラムになつてはいたが、それは一〇〇センチイモに等しいとされた。

実際の流通通貨は紙幣で（共和国中央銀行発行）五〇〇、一〇〇、五〇、一〇、五、一ペソと五〇センチスモの呼称のものがあつた。銀貨は一ペソと五〇及び二〇センチスモがあるが実際は一〇センチスモ銅貨として流通し、五、二、一センチスモ銅又は銅ニッケル貨は流通するが非常に少量に止まつている。

輸出入のための外国為替は一九三四年二月以来共和国中央銀行の管理するところで、為替は公定と自由レートがあり、資本移動の統制は見られない。一九五二年八月來、金の輸出入は自由無制限である。

ボンド切下げ後、共和国銀行はボンドは四・二五ペソとしロンドンに於ける相場は $1\frac{16}{8}$ ペソから $3\frac{8}{9}$ ペソとし、クロス・レートは $1\frac{1}{2}$ から $3\frac{4}{8}$ としている。

一八九六年設立の共和国銀行は總裁と支配人が政府任命で払込資本金は七〇〇〇万金ペソであり、一九五四年の実績は金保有は三億四四一六万七〇〇〇ペソで、内二億六七〇七万二〇〇〇ペソは証券部手持で残りの七一三六万八〇〇〇〇万ペソは海外保有、紙幣流通高は四億五三〇四万ペソとなつている。

因みに一九三九年の金保有は六八〇〇万ドル、一九五一年五月は二億九三〇〇万ドル、一九五二年十月には二億五〇〇万ドル、一九五四年には二億二七〇〇万ドルである。

一九二二年政府は国民保険金庫を保険業務の独占機関として

創立したが、之はロンドンでの業務が大半で而も再保険が主である。

ウルグアイには二七行の銀行があるが、その中、二行は英国銀行（Bank of London and South America, Royal Bank of Canada）である。

(11) ヴェネズエラ

公定の貨幣単位はボリヴァールである。之は一九四七年四月十八日、国際通貨基金加盟のため一対二九・八五〇七セントとし、〇・二六五二七五グラムの金に等しく、三・三五〇ボリヴァールは一ドル、一トロイ・オンスの金は一一七・二五ボリヴァールと平価が設定された。

金は無制限に民間で輸入されるがその量は不明のままにされ、この金の実質的分配や輸出はライセンスを目標にされている。

為替レートを中央銀行が一定にしているが、商業銀行は自由に売買するという具合になつている。

ボリヴァールは一〇〇センチイモで金貨は一〇〇、二〇、一〇ボリヴァールの形で造幣されたがもはや流通してはず、銀貨は五、二、一、〇・五と〇・二五ボリヴァールがあり、銅ニッケル貨は $1\frac{1}{2}$ センチイモと五センチイモの種類に分れている。

銀行券紙幣は五〇〇、一〇〇、五〇、二〇、一〇ボリヴァールで外国銀行の流通は禁止されている。

一九三九年十月一〇〇〇万ボリヴァールの資本金で中央銀行が設立（半額政府出資）され通貨の規制、政府の財務代行機関

たる活動をして来ている。

金保有の推移は、一九四一年一月二九〇〇万ドル、一九四九年三億七三〇〇万ドル、一九五四年四億三〇〇〇万ドルとなり一九五五年一月は一億三三〇〇万ボリヴァール（外国為替保有は二億二一〇〇万ボリヴァール）で、中央銀行券流通高は九億八二〇〇万ボリヴァール、予金量は二億三〇〇〇万ボリヴァールである。

一九三九年以前はヴェネズエラの銀行の資本金は五二五〇万ボリヴァールであつたが今日は国内では二三行が営業し、その中一八行はヴェネズエラ人のものであり（Marcaibo 銀行は資本金二〇〇〇万ボリヴァールであるがこの銀行を含めて）、外国銀行は五行（英二、米一、和蘭一、仏伊一）である。

三

為替相場の変動→複數為替制より部分的自由化への方向でラテン・アメリカの輸入統制は複數為替相場の結合とエクアドルを除いては物理的制限によつて遂行されている。

輸入の優先性の型は殆んど一定で皆同じである。即ち必需消費財、原料、燃料は耐久消費財や奢侈品が犠牲とされることにより有利となる。

為替の割当により差別は一般分類以上に実際は大きくなり優先制度が明瞭となつて来た。

複數為替相場はその伸縮性を大きくするために関税を選択し

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

ているが優先主義の規模は減多に変更はされず農産物の国内生産者は法定の割安輸出為替相場と同様に必需品に有利な輸入為替相場により損害をうけるところ大であつた。

抑々複數為替相場はラテン・アメリカでは一般に徴税難で国庫収入がはかばかしくないため収入を増加する手段として採用されているものである。

ラテン・アメリカの多くの国に見られる輸入業者に対する為替競争制度は原理的には国庫への収入を最大にするものであるのに不拘、対外支払に利用出来る量を自動的に制限して居るのでアルゼンチンやパラグアイではこの制度の複雑なことからくる種々の煩しさのために数年前に廃止された。二年半前にブラジルに導入された実験的為替競争制度は計画的為替制度の改革の場合は廃止されるのが至当であらう。

チリーは為替競争制度を試験的に種々検討したが真剣な段階に入る前に国際通貨基金の強い勧告により採用を中止した。

為替競争制度も複數為替相場制度も共に貨幣的には拡大的効果をもつものであり、輸入業者に為替購入資金の大規模の短期融資を銀行に仰がせる輸入為替相場は変動が絶えぬ性質をもつものである。

複數為替制度により政府は収入を増加させるのでその報酬として政府は景気対策として使用せずその利益を為替取引に全額使用させようとした場合が多かつた。

為替統制の場合の選択的統制の主要目的というのは平価切下

げの防止であるが事実、ラテン・アメリカでは平価切下げが今迄に何回も実施されているのである。このことは完全な統制を行つても漏れるところあることを物語るに十分である。

輸出為替相場の過小評価 (under-value) については under-invoicing の詳細な計画がつくられて強く反撥されて来たことは我々の知るところである。

複數相場制度と共に闇相場も段々その範囲を拡大し為替市場でも大きな割合を占めるに至つており、例えばアルゼンチンでは一九五四年、総額六〇〇〇万ドルとなり、バラグアイに於いては銀行を通じて自由な商議をした後に政府が支払う最小限に對しては輸出で得た為替余剰という形で認められており、又コロンビアやチリーの場合は、割安の公定為替相場で競争出来ない生産物を輸出して稼いだ為替のごく一定量に對し自由市場が設けられて居たが自由市場の發展はこのようになり強い統制を厳しく施行した場合に直接的な種々の効果が出てくるのである。

大半のラテン・アメリカ諸国は為替管理制度が究極的自由に對し経済力を強化するための過渡的機構として採用されたものであることを現在反省しつつあるのである。

バラグアイは決済上の諸困難を解決するのに十分な水準に達する迄、為替準備を引上げることが当面の目標とし、ボリヴィアは輸入を拡大するのに必要な額迄準備額を引上げようとし、コロンビアは全為替制限と為替相場の一本化という転換を実現する野心的政策を行うことを内外に宣言し、ペルーは複數相場

を一九四九年以前の形の單一相場に復帰したのである。

前述した如く大部分のラテン・アメリカ諸国では平価切下げが行われたがヴェネズエラは例外であつた。その他の数国では平価切下げは布告直後失敗に直面し、固定的な為替統制制度に移行せざるをえなかつたのである。之等の国に於いては為替準備を不注意に使い出したために統制制度は漸次崩壊の一途を辿ることにさへなつた。ラテン・アメリカの為替準備は全体として以前より余程増大はしているというもののこの準備の分配は一様ではない。

キューバ及びヴェネズエラでは為替準備率は特に強制的意味の深いものがあるが、戦後ラテン・アメリカ諸國中、最大の為替準備額を誇るアルゼンチンとブラジルは現在の涸渇した為替資産の二倍以上に達する短期及び中期の外国負債をもつに至つているが、之等両国に於いて重要なことは産業計画遂行上の管理宜しきをえない資本支出の野心の多過ぎる投機的資本支出と同様に巨額にのぼる保有資産の本国送還費が対外為替收支調整に大いに寄与していることである。

ペルーやヴェネズエラは例外であるが殆んどラテン・アメリカ諸国は外貨予算をもちその運用は法律の規定するに従つてゐるが、エクアドルの如きは外貨の受取と支出の予想が共に符合させられて居る。例えばチリーでは外貨予算による外貨の割当は支払が危険に陥り速やかに支払いが必要な場合を基礎とすると、輸出入の為替割当についての優先順位を詳細にリストし

この組織立つたリストによつて払出しが行われているが実際のところこの方式は効果をあげて居らず、悲観的見透しが外貨予算の配分について見られるために逆投機が盛んとなる形勢にあることは注目すべきであろう。又、例えば、一九五五年チリー政府は銅ブームが濃化必至との見透しの下に外貨予算の拡大と、之と一致する為替収入の低評価を強行したが、この措置はチリー・ペソに対する直接的投機活動に貢献するところがあつたにも不拘、実質的には支払差額を強化したことになつた。又一九五二年、ブラジルは輸出が二〇%下落したにも不拘、輸出市場が有利であつた一年前に導入した輸入統制を徐々に自由化の方向へもつていく事を進めたのである。

ラテン・アメリカ諸国の支払が困難な際に頻りに起つた如く、結果としては、輸入は輸出が恢復に向い増大を見せているのに翌年以降（五三年以後）具体的に思い切つて削減せねばならなかつたのである。もし正統な統制が最初から採用されていたならば、輸入や為替政策の変更はもう少し緩和されていたに違いないといえるであろう。

朝鮮戦争ブームの間にラテン・アメリカ諸国は過大消費というか消費病が蔓延していたが、突然に商品価格の下落によりこの好景気は一挙に反落し、以来大部分の政府は弱音をはかざるを得なくなり、資本投下の割合は著しく先細り傾向となつて行つた。

一九四五年にはラテン・アメリカ諸国の粗国民生産の一〇%

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

から一九五二年には一七・六%に増大した粗資本投資は一四・九%迄に下落したが、この平均的數字は個々の国の間に存在する非常に大きい差があることを示している。

ヴェネズエラでは投資の割合は他のラテン・アメリカの国々の倍となつていたが River Plate と南アンデスの三カ国の消費は勿論投資以下ではあるが絶対的意味では下落して居り、ラテン・アメリカ諸国で投資が段々減退したのは対外収支が悪化したことと密接な関係があるのはいう迄もないことである。

正しく投資される国民生産の割合を示す利用可能のデータは交易条件と密接に平行している傾向を示しているものに外ならない。

交易条件が改善され、輸出収支が増大した時、輸出業者の利益が増大したがこれは殆んど投資に廻されるが、その投資は民間投資の場合と政府投資に向けられる場合との双方がある。

併し乍ら一九五二年以来、交易条件は朝鮮戦争後のスランプを経て恢復し投資率も又騰勢に復したが対外的動的要素は弱かつたものと見られている。

若干のラテン・アメリカ諸国政府は必然的刺戟はインフレによつて支えられるものという信念をもつているが、インフレを刺戟剤として投資を結実させる意味では之をあまり長くつづける事は経済情勢を悪化させるものとの論議が基調とはなつていないがインフレはあく迄も一時的刺戟剤に止めねばならない。

實際上、インフレによるすべての利益は必然的にすべての層

ラテン・アメリカに於ける通貨、為替問題

に返つてくるものではないが、インフレーションは周知の如く
贅沢品消費を増大するものであることに留意したい。

チリーのインフレは投資インフレともいふべき好箇の例で資
本形成率は人口増加率をわづかに上廻つていく程度に漸落して
いる。

之等の貿易上従つて為替上の諸困難に現在ラテン・アメリカ
諸国は直面しているが、この袋小路を切りぬける道は輸入を削
減するためには輸入代替品を生産し工業の組織的發展の強化遂
行あるだけである。

工業の体系的再編成は消費財産業が主力となる方式だけであ
つてはならない。消費財産業は工業開発の初期計画では有利な
ものとされたが、むしろ工業開発計画構想は資本財産業と石油

産業を主軸とせねばならない。

その理由は之等の資本財や石油産業は基礎産業であり輸出産
業のために優先的に開発奨励されねばならぬからであり外国資
本がナシヨナリズムの退潮と共に再びラテン・アメリカ諸国に
導入され心から歓迎されるのは基礎産業開発という面であり、
之こそ後進国開発政策を促進するものにならねばならぬと考え
られる。

併し、もし海外の投資家の信頼を確保することにラテン・ア
メリカ諸国が成功するならばラテン・アメリカの各国政府は何
よりも為替の安定と為替自由化への計画を大々的に立案し実行
することを明らかにせねばならない。

事業要録

専門委員会

一、アジア経済専門委員会

日本商品の市場として、また、原料の供給源として日本経済再建に重大なる意義をもつアジア諸国の経済情勢の理論的ならびに実証的研究を進めている当研究所アジア経済専門委員会は昭和二十五年九月設立以来、研究報告会二十九回、研究成果の発表をみたるもの主要論文のみ三十数篇、叢書二冊を数えた。特に各方面より注目された中国経済情報（月刊）は、昭和二十六年一月、第一号を刊行して以来第一一七号を發行するまで実に五年半の長きに渉り、新中国への世人の関心をうながさうという啓蒙的任務をもつて刊行してきたが、一応その目的を達した段階に入つたので、昭和三十一年九月をもつて停刊し、他日、全面的に構想を新たにして、再出発することとなつた。年報Ⅵ所載後の研究報告会は次の通りである。

一、研究報告会

昭和三十一年二月十三日

事業要録

イギリスにおける中国研究について

委員 宮下 忠 雄氏

昭和三十一年十一月七日

東南アジア諸国の国民所得構造について

経済企画庁調査課

原 覚 天氏

二、中南米研究会

中南米諸国の政治経済情勢、移民問題などを研究する目的をもつて当研究所専門委員会の規定により、中南米研究会（専門委員会）が、昭和二十六年十一月設立され、爾来、研究報告会、在伯邦人帰朝懇談会、中南米諸国駐日外交官、外務省、民間研究家等を交え懇談会等の開催、研究成果の刊行等を行つてきた。なお、神戸大学学生の研究団体「南米研究会」を指導し機関誌「南米研究」を發行している。年報Ⅵ所載後の研究報告会は次の通りである。

一、研究報告会

昭和三十一年六月三十日

現下のブラジル事情

野 田 良 治氏

部門研究会

一、神戸貿易研究会

神戸貿易研究会は、学会と業界との知識の交流により、我国貿易の振興策樹立の目的をもつて、当研究所長柴田銀次郎教授が主査となり、昭和二十六年四月神戸商工会議所において結成され、更に、第三十三回例会よりは、当研究所川田富久雄教授が主査となり、研究報告会を継続している。年報Ⅵ所載後の研究報告会は次の通りである。

第三十二回（昭和三十年十二月十六日）

アルゼンチン貿易の動向

神戸大学教授

川田富久雄

第三十二回（昭和三十一年五月八日）

戦後十年間における我國貿易及び爲替諸方策の推移と今後の動向

神戸外大講師

中井省三

第三十三回（昭和三十一年六月十二日）

懇談會「日本貿易の現状と將來」

——通商白書を中心として——

神戸大学教授

司会 川田富久雄

第三十四回（昭和三十一年七月十日）

外國での合弁事業の經營について

神戸大学教授

入江猪太郎

第三十五回（昭和三十一年九月十三日）

アメリカにおけるソ連研究

神戸大学教授

尾上正男

第三十六回（昭和三十一年十月二十三日）

ヘーグ・クラブについて

神戸大学助教授

藤田正寛

第三十七回（昭和三十一年十二月十一日）

神戸市貿易業の實態について

神戸大学教授

川田富久雄

二、金融研究会

金融研究会は神戸経済大学経済研究所金融調査室研究報告会を継承し、新庄教授主任となり金融問題を理論的、実的に研究する目的で再発足し定例研究会を行つてゐる。メンバーは神戸大学経済経営研究所、経済学部、経営学部金融関係教官を中心とした学界側と京阪神に本店をもつ銀行調査部関係の人々による業界側から成立つてゐる。

昭和二十二年四月以降、研究会を神戸大学経済経営研究所内で開催しているが昭和三十年十二月以後の研究報告及び要旨は次の通りである。

第六回研究会（昭和三十年十二月二日）

日本資本主義の發展と銀行資本

の發達との關連性

——一九三二年より一九四五年にいたるまで——

則 武 保 夫

一九三二年から一九三五年までは、日本資本主義にとつては、国家独占資本主義への移行を準備しつつあつた時期とみられるのであるが、一九三二年、滿洲国の建國から次第に軍事経済化されつつあつた時代であり、金融政策としては、低金利を中心とする国債消化策がとられた。

一九三六年になると生産諸要素はほぼ完全雇用の状態に入り、公債の消化も鈍化しはじめたが根本的な対策はとられず、十一月に「外国為替管理法」の運用を強化して貿易管理がはじまつたに止まる。

一九三七年には戦争拡大とともに、公債消化と設備資金の重点配給、しかもそれを軍需産業およびその基礎産業に集中するよう金融政策が強化され、九月には「臨時資金調整法」が実施された。これは、我国戦時金融統制の出発点をなすものである。

一九三九年九月の欧州戦争の開始により、機械その他の生産および原料財の輸入は激減し、これまでの、公債消化対策、事業資金の統制強化に加えて、流動資金に対する統制が開始された。

一九四〇年に入ると新体制運動に呼応し、十月には「銀行等資金運用令」が公布され、資金統制計画が発足し、国家の直接支配力が強化された。さらに国民的規模で、貯蓄奨励が行われ、一九四一年三月には、兌換発行制度が改革され、八月には、軍需手形引受制度が設定された。これにより、ほぼ第二次世界大戦に入る金融的な布石は完了したとみることが出来る。一九四二年の新「日本銀行法」の制定、およびそれに続く諸々の特別戦時金融機関の設立などは、この方向の上における仕上げ、あるいは強化乃至補充としてみることができよう。したがつて、金融財政的にはほぼ一九四〇年を国家独占資本主義の開始する時期とみることが出来る。

なお、この当時の財閥系諸銀行の協調融資およびその国家資金との結合は、当時いわれたごとく、財閥の解体ではなく、国家独占資本主義期に入る再編成としてみなおされねばならない。さもなければ、第二次大戦後の財閥解体およびその後の新しい再編成における動向が、一貫して説明されえないからである。

第六四回研究会（昭和三十一年一月二十七日）

第一次大戦中におけるわが國貨幣金融制度

石井隆一郎

この小稿は「日本における資本制経済の発達と貨幣金融制度の発達との相関性に関する歴史的事証的研究」の、筆者の分担にかかる第三期（大正三年—昭和五年）についての中間報告である。

(一) 概観 第一次大戦を契機として日本資本主義は未曾有の発展を遂げた。これを端的に示すものは異常な貿易の膨張と輸出超過である。すなわち大戦四年間に輸出超過は合計一四億、貿易外収支を含めると約二八億に達する。

貿易の膨張は勿論生産の急激な拡張を要請した。かくして紡績織物製糸等の繊維工業に加うるに、鉄鋼造船化学工業等の重工業ならびに電気工業の一大躍進を見た。

(二) 貨幣制度 わが國は大正六年九月十二日、国際收支の

好調にも拘らず、金輸出禁止を断行した。その直接原因として米国の金輸出禁止、それと関連した中国為替投機業者の金取付、カウンスルビルの売出制限を指摘し得る。

(三) 金融制度 以上の如き資本主義の発展はまた銀行の資本金、預金貸出高の飛躍増大にあらわれている。銀行業における集中は既に明治三〇年代半ばにはじまり、大戦中もこの傾向が看取される。詳細は第二表を参照されたし、また貿易の膨張は正金以外に有力普通銀行を為替業務に進出させ、大銀行の優越性を決定的ならしめた。

第一表

年次	物価	日銀券発行高		銀行会社新設		貿易額
		万円	%	万円	高	
1914	100.0	38,559	(100)	25,080		118,684
1915	101.1	43,014	(112)	29,258		124,076
1916	122.4	60,122	(156)	65,780		188,390
1917	154.0	83,137	(216)	156,253		263,882
1918	201.7	144,474	(297)	267,790		363,024

第二表

年次	銀行数	支店・出張所	預金		貸出
			万円	万円	
1914年末	2,153	3,352	64,530	232,886	282,657
1918年末	2,105	4,282	93,301	822,503	746,386

他面輸出金融は為替銀行のコール

需要を喚起し、コール市場の活躍を刺激するとともに、ビルブローカー業の発達を促進せしめた。割引市場も大正八年銀行引受手形ならびにスタンプ付手形制度の実施とともに活況を呈する。

(四) 金融政策 この間の金融政策は輸出金融の円滑化にもつぱら奉仕した。各国の金輸出禁止によりわが国は二五億におよぶ龐大な正貨を海外におくことを余儀なくされた。かくして輸出金融の疎通のため、日銀は外国為替貸付の制度を通じて為替銀行を援助する一方、為替銀行より直接に在外正貨を購入、政府もまた自ら預金部資金ならびに一般会計剰余金をもつて在外正貨を購入するとともに内外債の借換、積極的な海外投資の奨励等各種の手段を講じた。

第六五回研究会 (昭和三十一年二月二十四日)

徳川時代の信用制度についての

一 試論

——両替商金融を中心として——

新 保 博

我国における近代的信用制度は、徳川時代が自生的に発展したのではなく、明治維新以後西歐の近代的信用制度の移植によつて成立したものと、一般に云われている。勿論この事はそれ自体決して誤りではない。しかし上からの移植とはいへ、近代的信用制度が成立し得たのは、明治以前に移植を可能とする土壌が準備されていたためではないであろうか。徳川時代の信用制度は封建的信用制度あるいは前期的信用制度といわれるが、近代的信用制度への指向は全く持つていなかったであろうか。

かくて、徳川時代における信用制度の歴史的性格を明らかにしつつ、近代的信用制度への指向をさぐり、それらと近代的信用制度成立と関連を明らかにすることは、重要な意義を持つと考えられる。このような観点から、徳川時代における大阪両替商金融の歴史的性格を明らかにしようとした。報告は次の如き順序に従つて行われた。

序

一、徳川時代の商業における信用関係

1、徳川時代における商業機構

2、商業取引における信用関係の成立発展とその特徴

二、両替商金融の展開

1、両替商の成立と預り手形の発生

2、手形取引の成立と貸出

3、両替商における預金と貸出

4、徳川時代における商業機構・信用関係における両替商の

地位

三、幕末における両替商の衰退

1、地方資本の成長と大阪問屋資本を中心とする商業機構・

信用関係

2、開港にともなう貨幣制度の混乱

3、両替商の衰退

四、結びに代えて——両替商と為替会社との対比

なお、報告内容の詳細については、新保稿「徳川時代の信用制度についての一試論―兩替商金融を中心として―」(神戸大学経済学部「経済学年報」Ⅲ所収)を参照。

第六六回研究会 (昭和三十一年七月十七日)

銀行の三つの類型

三和銀行囑託

板倉董一

銀行経営より見る場合、世界主要国の銀行形態は凡そ、三つの型に分類することが出来る。

第一次大戦以後の商業銀行の経営形態は分業化が進行したことから、(一)英国型の商業銀行と、(二)日・独型の兼営主義を基調とする商業銀行と、(三)アメリカ型の商業銀行とに民族性、歴史性の見地にもとづいて分けられる。

(一) 英国型 一八世紀及び一九世紀を通じて英国が国際金融の中心になつていたことが商業銀行主義を確立させた。現在に於いては経常勘定と予金勘定の推移を通じて商業銀行的色彩が端的に見られ、多少、定期性のものが増えていることが注目される一方、貸出は減少を見せ、政府証券(蔵券と長期公債)が増加していることである。とはいえ、貸出は投資を僅かに下廻る程度で予金に対しては五〇―六〇%であるが、貸出が減退しつつあるのは企業の集中が進み、その自己金融が盛んになつた

からである。

貸出の中では第二次大戦後は *time loan* 及び *temporary loan* (一年内)が増加していて、いわばこの面で商業銀行主義の姿が見られるが一年内の貸出については厳重な制限を行い、商業銀行主義による経営原則は今も維持されている。換言すれば商業銀行主義はある面でくづれたとはいうもののその経済的基盤は依然として鞏固なのである。

中小企業や大企業への設備資金は工業金融会社が供給し、この会社は限度一杯の貸出をしている。中小商工業への商工金融会社もあり、前者と共に夫々専門金融を行つているが実効は左程でない。現状は貸出が減少して公債保有が増加しているのが一つの特徴とも云える。

(二) ドイツ型 第二次大戦前はドイツでは大銀行主義が見られたが、第二次大戦後は大銀行の分割が行われ(大企業への貸出は銀行側にとつては魅力的で重役派遣の道もあり、金融支配を強化出来る)、戦後日本で占領軍のとつた集中排除の原則に則つて所謂民主化を強行したのである。併し、ベルリンにある大銀行(九行)は今尚、三行が牛耳つている現実である。

地方政府は各州の中央銀行から貸付をうけているため中央銀行の再統合が中央政府の金融政策としてとられることに反対したが、之を阻止するに至らず再統合の傾向にある。このような中央銀行の統合方式は漸次、商業銀行に波及している。

従来、ドイツ銀行の特徴は自己資本量が大いことであつた

が今や三〇―四〇%になり、資本を出して工業金融の条件とす
る傾向は少くなりつつある。又予金も貸出も共にその半分位は
長期性であるのも特質であり、更に、証券業が未発達であるこ
とが兼営主義による銀行経営の基盤にもなっているが厳密には
戦後のアメリカ色の輸入でこの基盤はくづれ、回復していると
はいえない。

兼営型に属する日本は長期の貸出が多いこともドイツの事情
と同じである。

(三) アメリカ型 イギリス資本主義の後進国であつた時代の
アメリカの銀行経営は兼営主義であつたが、今日はマネー・ト
ラストが中心となつている。

即ち一九二〇年代から変化が生じ証券業と銀行は夫々分離・
独立し、戦後は公債保有も増大したが、貸出も急増した。貸出
は消費関係が全貸出の半分に及んでいる(商業及び工業貸出で
半分、農業貸出五―六%、証券貸付六―七%、不動産貸付二四
―二五%、個人貸付消費金融・賦払金融二―二三%、商工貸
出の約半分は月賦販売機関の運転資金貸付であるし直接銀行か
らの消費者金融を加えると全貸出の半分が消費金融ということ
になり、産業への結びつきよりは国民の消費生活と金融の結び
つきが強いのがアメリカの特質)。

アメリカの産業界は集中化をすすめた結果の利潤の増大によ
り自己資本が増大し自己金融を中心としており銀行との関係は
うすいため、月賦販売貸出で銀行は之を補つているため消費者

金融の分野が主力となるのである。因みに英国も最近この傾向
は強まりつつある。

アメリカの金融資本を考える場合にアメリカ資本主義の現状
が公式的な(ヒルプアディングやスウィージー)見解に加えて耐
用年数等を勘案した分析が必要になつてくる。このことは英国
については、英国で集中・独占化がはつきりしているのは化学
工業と人絹業位で商業銀行主義を買っていることが英国の産業
に於ける集中独占の形式をチェックし、英国産業の斜陽化を招
いていると見ねばならず、銀行は、その国の資本主義の要請に
最も適合した形で経営方針を樹て経済の動脈とならねばならな
いことを物語っている。

翻つて日本の場合には戦後、占領軍の方針もあり兼営主義的基
盤はくづれつつはあるとは云うものの基本線は維持されるであ
ろう。日本では起債市場の発達せぬ限り銀行と産業の結びつき
は強い。そして系列化は今後益々強化される一方であろう。日
本の大企業は英米資本主義のレヴェルに近いのは中小企業との
懸隔が甚しいため国際競争の見地からも大企業中心主義をとら
ざるを得ない。資本主義的發展の見地から大産業・大企業優遇
主義は銀行の側からは当然の事であり、財閥形態とは異なるい
みの銀行を中心とした産業の系列化が期待されているのである。

(諸統計略)

(藤田記)

第六七回研究会（昭和三十一年十月十九日）

資本蓄積の金融的側面

矢尾次郎

本報告は次の四項目に互る。

(1) 日本における戦後の国民所得の成長率と資本蓄積率との関連

(2) 貯蓄と投資の金融的関連の社会會計的分析

(3) 産業資金供給の側面からの総資本形成への接近

(4) 戦後資本蓄積の金融的諸特徴

（詳細は産業経済社刊「バンキング」一〇七号（昭和三十一年二月号）所収の論文参照）

三、通商政策研究会

世界各国の通商政策と国際通商協定の分析を中心とし、それによつて各国が国際経済の内において置かれている地位を分析・研究している当研究所通商政策研究会は、昭和三十一年三月十七日に開かれた第一回研究会以来、七回の研究報告会を行ない、研究成果の発表を行なつて来た。第一回以来の研究報告会は次の通りである。

昭和三十一年三月二十七日

我國の通商協定について

——幕末から小村条約まで——

片野彦二

昭和三十一年四月十一日

アルゼンチンの經濟情勢について

藤田正寛

昭和三十一年四月二十五日

アルゼンチンの政治について

山本泰督

昭和三十一年五月九日

米國の五〇%積取條項に對する

諸外國の見解

山本泰督

昭和三十一年六月十三日

歐洲航路における競争のいきさつ

佐々木誠治

昭和三十一年十一月二十日

日米友好航海通商條約の
經濟的効果

片野彦二

昭和三十三年二月五日

(改訂) 米比通商協定について

川田富久雄

執筆者紹介 (執筆順)

柴田銀次郎……教授・經濟經營研究所長・海事經濟部門
國際貿易部門・經濟學博士

川田富久雄……教授・國際經濟科長・國際貿易部門

宮下忠雄……經濟學部教授・アジア經濟論担当・經濟
學博士

佐々木誠治……助教授・海事經濟部門

藤田正寛……助教授・中南米經濟部門

片野彦二……助手・國際貿易部門

山本泰督……助手・海事經濟部門

RÉSUMÉ

Economic Structure and Foreign Trade of Canada

1. Economic structure of Canada

Areal and industrial distribution of population and its movements. Agricultural, forestry, stock-raising, mining and manufacturing activities. Industrial distribution of national income.

2. Foreign Trade of Canada

Triangular trade between the United States, United Kingdom and Canada before the War. Statistical analysis of imports and exports of Canada. Sterling crisis and difficulties in Canada's exportation. Great development of Canada's foreign trade since the War. Foreign trades between Canada and Japan.

3. Commercial policy of Canada

Tariff policy of Canada. Inconvertibility of Sterling and Canada's efforts to overcome the difficulties in her trade. GATT and trade agreements since the War. Economic inclination from Europe to the U. S. A. International economic future of Canada.

Ginjiro Shibata

*Professor and Director of the
Research Institute for Economics
and Business Administration,
Kobe University*

A Study on the United States-Philippine Trade Agreements.

1. The Philippine Islands came under the possession of the United States of America as a result of the Paris Treaty in 1898.

Reciprocal free trade between the United States & the Philippines was instituted by the United States Tariff Act of 1909.

The United States Tariff Act of 1913 modified slightly the reciprocal free trade relations between the Islands & the United States; until 1934, trade relations between the United States & the Philippines continued on substantially the same tariff basis as they were when the United States Tariff Act of 1913 first became effective.

The Philippine Independence Act, which was approved by the President on March 24, 1934 and became effective in November 1935, prescribes tariff quotas with respect to certain major Philippine products such as sugar, cordage and coconut-oil, entering the United States.

It also provides that after November 15, 1940, all Philippine products shipped to the United States which are not free of duty when imported into the United States from other countries, shall be subject to progressive Philippine export taxes. This provision applies to the items which are subject to tariff quotas as well as to those which are not subject to them. Commencing July 4, 1946, all products from the Philippines entering the United States are to be accorded the same tariff treatment as is extended to similar goods originating in other countries.

In 1941, the Pacific War broke out, and the Philippine-United States trade was stopped until the termination of the War in 1945.

On July 4, 1946, the Independence of the Philippines was instituted. In order to regulate the trade relations between the Republic of the Philippines and the United States, the Philippine Trade Act of 1946 was passed by the Congress on April 30, 1946, about two months before the independence. As the Executive Agreement of this Act, the Trade Agreement was signed at Manila on July 4, 1946.

2. The main points of the agreement of 1946 are as follows :

- (i) Reciprocal free trade was established until July 3, 1954 ; from that date gradually increasing duties (5 per cent annually) were to be imposed by both countries until 1973, when both countries would impose full duties in trade with the other country. (Article I)
- (ii) Absolute quotas were established for Philippine exports to the United States of the seven products, such as (1) sugar (including not more than 50,000 long tons of refined sugar), (2) cordage, (3) rice, (4) cigars, (5) tobacco, (6) coconut oil, (7) buttons of pearl or shell. (Article II. 1.)
- (iii) Duty-free quotas were established for cigars & buttons of pearl or shell. The quotas would decrease annually by 5%, after 1955 until 1973. (Article II, 2.)
- (iv) The annual Philippine quotas would be allocated to Philippine producers on the basis of firms existing in 1940 & their output in that year. (Article II. 3.)
- (v) Further trade restrictions might be imposed by the United States if the President of the United States, after investigation, finds and proclaims that Philippine articles are coming or likely to come in substantial competition with like articles which in the product of the United States. (Article III)
- (vi) No export tax shall be imposed or collected by the United States on articles exported to the Philippines, or by the Philippines on articles exported to the United States. (Article IV, 3)
- (vii) The value of Philippine currency in relation to the U.S. dollar should not be changed or the convertibility of pesos into dollars be suspended except by agreement with the President of the United States. (Article V)
- (viii) A so-called " parity clause " providing the disposition, exploitation, develop-

ment, and utilization of all agricultural, timber and mineral lands of public domain, waters, minerals, coal, petroleum and other mineral oils, all forces & sources of potential energy, and other natural resources of the Philippines should, if open to any person, be open to citizens of the United States. (Article VII)

As a whole, the agreement was too favourable for the United States, paying little regards to the interests of the Philippines. Therefore, with the approach of the time when the United States was to impose duties on Philippine imports, dissatisfaction with the trade agreement as well as the Trade Act mounted, and this culminated in the appointment of a Joint Philippine-United States Commission to recommend substitute legislation. In May 1954, President Eisenhower suspended the U. S. tariff on Philippine imports, which would otherwise have gone into effect in July, until the end of 1955. In the meantime, the new & revised trade agreement, what is called the Laurel-Langley Agreement, was signed on September 6, 1955 and went into force on January 1, 1956. The Philippine Trade Act of 1946 was suspended during such time as revised agreement is in effect.

3. The principal points of revision are as follows :

- (i) The period of reciprocal free trade was extended to December 31, 1955. (Article I)
- (ii) Acceleration of the application of the Philippine duties on imports from the United States and deceleration of the application of United States duties on imports from the Philippines was provided. (Article I)
- (iii) The Philippine Government is authorized to impose a tax, which is temporary & on a declining basis, on imports to replace the exchange tax currently in effect. (Article I)
- (iv) Rice was deleted from the absolute quota list ; cigars, scrap tobacco, coconut-oil and buttons of pearl were removed from the absolute quota list to the duty-free quota list.
The present absolute quotas on Philippine raw & refined sugars shall be without prejudice to any increases which the United States Congress might allocate to the Philippines in the future. (Article II)
- (v) The authority to impose new quantitative restriction is provided to be reciprocal and the application of quantitative restriction for balance of payments reasons is provided. (Article III)
- (vi) Provisions prohibiting the imposition of export tax are deleted. (Article IV)
- (vii) Articles relating to currency & exchange and to immigration are deleted. (Article V)
- (viii) Mutualization of rights to develop natural resources is provided. (Article VI)
- (ix) Reciprocal non-discrimination by either party against citizens or enterprises of

the other with respect to engaging in business activities is provided. (Article VII)

4. Thus, the Revised Agreement has increased mutuality and equity, correcting the disadvantageous provisions for the Philippines. It is, however, doubtful whether the Revised Agreement might contribute much towards the rectification of the international trade structure of the Philippines.

Fukuo Kawata
Professor of International Trade
Kobe University

Foreign Trade of New China

New China has been carrying out the socialist planned foreign trade. Therefore, regarding the characteristics of her foreign trade policy, five points can be pointed out as follows :—

1. Her foreign trade is controlled according to the economic plan of the state and the protectionism is pursued.

2. Her foreign trade is operated mainly by the state foreign trade companies and led by them.

3. Her foreign trade is planned to lean to U. S. S. R. and other communist countries as large as possible.

4. Her foreign trade is aimed at realizing the principle of equality and mutual benefit.

5. Her foreign trade is carried on on the basis of barter trade as a rule. In connection with this matter, the development of the bilateral trade agreements between New China and the communist countries in addition to a large part of the countries in Middle, South and South-east Asia.

Owing to the socialist planned foreign trade, the comparative cost theory is difficult to apply to the foreign trade of New China.

When we consider the future development of New China, it must be noticed that New China aims at establishing her own industrial system independent of the one which has been established in U. S. S. R. and other communist countries in eastern Europe by the leadership of the former, although New China is sure to remain in the communist economic sphere in the world.

In spite of the embargo on the strategic goods toward New China by the free countries, her foreign trade has greatly expanded and the balance of export and import as well as the structure of exports and imports has quite changed. The author analyzed these matters from every angle. After that he expects that the total amount of the foreign trade of New China in 1962, namely final year of the second Five Year Plan is

to expand at least to 6,530 million U. S. dollars even if the present conditions in and around New China are not changed.

Tadao Miyashita
Professor of International Economics
Kobe University

A short history of the competition in the steamship lines to Europe

While this article gives a brief glance to the historical process how the Japanese steamship companies first set up their lines to Europe and joined into the Freight Conferences of the lines, describes mainly the most recent competition between the Mitsui Steamship Co. and the Conferences. This competition gave a great impetus to the Japanese shipping industry during about three years, though it seem to have ceased by the convention which was brought about after the deliberation between the Japanese arbitrators and the representatives of the Conferences.

We divide this competitive process into four periods and explain each characteristic period as follows :—

- 1) From 1953 to summer 1954 :— In this period, the Conferences considered the new situation and took various measures of excluding the outsider. The Mitsui Steamship Co. challenged against the old, strong and exclusive Conferences by setting up the novel round-the-world services. But the real competition was not yet so severe that we call this period a skirmish.
- 2) From summer 1954 to the end of the year :— Since the summer of this year, the Mitsui Steamship Co. turned their policy from non-aggression to positive repulsion against the Conferences and the later also took the aggressive methods, so the situation developed suddenly to a violent battle. The Conferences caused the Japanese members to fight against the Mitsui.
- 3) From the end 1954 to the end 1955 :— During this period, it must be remaked that the British Conference-members, organization of shipowners, news rronts and even their government blamed the Japanese Shipping Policy in relation to this competition. This fact gave much political character to the above economic competition, then the originally economic competition became an international political trouble between Britain and Japan.
- 4) From the end of 1955 to the summer 1956 :— At the end of 1955, Japanese Government determined to solve this problem and sent their representative officer to Europe. The five arbitrators, composed of the most representative businessmen in Japan, began to adjust the interests of the competitive Japanese companies. On the other hand, some leading members of the Conferences, including the chairman, came to Japan in order to consult with the Japanese arbitrators. Then, this

competition ended once at least with the success of compromise between the both representatives.

Seiji Sasaki
Assistant Professor of Marine Economics
Kobe University

A New Aspect of the Development of International clearing System

— A Study on the Multilateral tendency in Latin America —

Although it may safely be said the fundamental doctrine of international clearing system, as a result of the two Great Wars, was transferred from the Keynesian idea (so-called “clearing principle”) to the Stabilization Fund idea (so-called “White plan”) in starting the International Monetary Fund (I. M. F.). This organization subsequently resulted in the formation of the European Payments Union (E. P. U.). Now, the creative motive of the Hague club, the Paris club (clearing sphere of Latin America) and the Cairo Club (clearing sphere of Egypt), is fermenting from this tendency of new development in the international clearing fields.

According to the Hague Club organization, the *Export Bonus System* which Brazil once issued exchange differentials united to Dollar Area in treatment of exchange clearing by abolition of bilateralism. In other words, a member of this system can unrestrictedly settle in its own currency and in any other members' currency, and Brazil equally import from member countries by the pooling fund which Brazil is pooling export price for member countries. Therefore, Brazil regards as a simple currency sphere member countries of the Hague club in the clearing fields.

The reform, adopted in October 1953, was more radical and is still in force. the most important innovation was the creation of an auction market, which rationed the available among imports, according to their nature as essential or non-essential, through the establishment of an exchange quota for each of the five categories and basic rate for bids. Under this system certificates are sold which entitle the holder to buy foreign exchange, the purchase price of the certificate and the transfer tax.

Exports, in turn, are negotiated at the official exchange rate, plus a bonus or subsidy.

According to the latest modifications in this system, the government will employ the exchange proceeds for the following purposes in the order given : (1) payment of bonus to exporters : (2) regularization of the exchange operations carried out for the Treasury before the law came into force : (3) long term financing at low interest rates of the modernization of methods of agricultural production, purchase of products, seeds, fertilizers, machinery, etc.

Thus Brazilian exchange system reformed, but the object of international economic policy of the country in post-war is equally fulfilment of liberalization of trade.

Moreover, it is most important to accomplish the normalization of exchange mechanism. Today, the multilateral tendency of exchange clearing as a step of normalization of exchange is encouraging and promoting.

The post-war clearing systems may be classified into the following three types; (1) I.M.F. (which aims at the realization of free convertibility of currency, free transaction of foreign exchange of current account, (2) open account agreements and E.P.U. (which multilateralized open account) area, (3) Sterling Block. However, these three types are about to be unified to E.M.A.

For instance, the Hague club (as for Brazilian policy) and the Paris club (as for Argentina policy) and the multilateral tendency of Uruguay are going to unify the Latin American clearing Union or Latin American Economic Cooperation, attempt new development and more huge change.

So, in this article, we try to analyze the following points.

- (1) Introduction—urgent problems of Latin American Economy.
- (2) Character and feature in present stage of Trade Agreements—from bilateralism to multilateralism.
- (3) Relation between Brazilian Economy and Latin American Economy.
- (4) Promotion and Extension of multilateralism in Brazil—Formation and development of the Hague club.
- (5) Conclusion—future movements of clearing problem in world economy.

Masahiro Fujita

*Assistant Professor of International Finance
Kobe University*

On the Equilibrium in the International Economy

1. In this paper, I attempt to show some conditions to be needed for the equilibrium in the international economy.

2. Equilibrium shall be spotlighted on the process of economic growth.

3. Prices, in the closed economy of each country, shall be determined by the law of production cost.

4. To maintain the economy, a reproduction is needed. I will assume that the equilibrium is the situation in which the reproduction is satisfactorily processed. The equilibrium in the international economy is the one which the international reproduction of economy is satisfactorily processed.

5. It is shown that equilibrium growth is kept only by the price-system with the average rate of profit.

6. "Comparative cost principle" is a guiding principle for the reorganization of

the reproduction in the each closed economy to the international one. According to this principle, reproduction in the each closed economy to the international one. According to this principle, the production of any particular commodity is entrusted to the country with lower price. In entrusting production, the equilibrium external dependence of economy of any particular commodity in any country is determined, which must be kept for the satisfactory processing of the international reproduction.

7. Proper price-system of each country is determined according to the level of production technique and the average rate of profit. Each price of any commodity in any country is subjected into the international price according to the external dependence of economy of each commodity. Under such international prices, the average rate of profit is reformed in each country. Within the processes, it is noted that there is the capital movement from a sector of import goods production to export, the reduction of real wage in the former sector, and the rise of real wage in the latter. Consequently, the average rate of profit in each country shall be rised compared with the pre-trade situation.

Hkoji Katano

Assistant in International Trade Section

Regarding Marx's "Nutzeffekt"

K. Marx defined transport-and communication-industry as an industrial capital that does not produce value in use in itself. It seems there is a contradiction between his definition of transport industry as an industrial capital and his theory of value, because in his theory the industrial capital is regarded as the capital employing productive laborer, who produces commodities (values in use).

In general productive labor in its intrinsic sense is understood as the labor producing value in use. But in Marx's writing (*Das Kapital*) there is a conception of Nutzeffekt (useful effect). The writer of this article pursued the meaning and significance of Nutzeffekt and arrived at the conclusion that the productive labor is not always confined to those producing values in use but includes those producing Nutzeffekt ; and that the transport industry is an industrial capital because it produces Nutzeffekt. Nutzeffekt differs from utility in the subjective sense of value, and it must be always considered in relation to the usefulness to produce value in use.

In addition Marx's concepts of productive labor and service is not so clear as is thought usually. The concept of productive labor which is necessary for the production and reproduction of labor (*Arbeitskraft*), and its content enlarges with the progress of the living standard of the laborer as well as with the division and co-operation of labor.

Therefore it is wrong to consider as is ordinarily understood that transport is

productive if it is employed for the conveyance of goods while it is unproductive if it is made use of for travel. The labor which constitutes the productive force together with the labring tool should be regarded as productive labor even though it may not produce the value in use. Transport industry is necessary for the process of social reproduction, and for that reason Marx introduced a new somewhat vague concept of Nutzeffekt, which does not contradict with his theory of value, so it is right for him to define the transport industry (and also communication industry) as an industrial capital.

Hiromasa Yamamoto
Assistant in Marine Economic Section
Kobe University

國際經濟研究 (既刊) 目次

第一号 昭和二十六年刊

アメリカ合衆国の外国貿易地帯	柴田銀次郎
戦後日本貿易構成の分析	川田富久雄
為替レートと安定性	新庄博
米国における法人の能力の準拠法補講	川上太郎
戦争インフレーションの歴史	宮田喜代藏

第二号 昭和二十七年刊

東南アジア諸国の経済計画と貿易問題	川田富久雄
香港貿易の性格	柴田銀次郎
戦後神戸貿易業の実態	藤井茂
外国仲裁判断の執行に関するジュネーブ条約	川川太郎
所得流通速度の分析	矢尾次郎
欧米における位置地代理論の特徴	野村寅三郎

第三号 昭和二十八年刊

東南アジア諸国の国際収支	川田富久雄
タイ国の外国貿易とその産業構造	柴田銀次郎
日本綿業の統計的分析について	家本秀太郎
Alternath of Inflation	新庄博
The Position of Japan in the Asian Economy	宮田喜代藏

第四号 昭和二十九年刊

自由港の起源とその史的発展	柴田銀次郎
東南アジアとラテンアメリカの貿易構造の比較研究	川田富久雄

新中国の経済制度	宮下忠雄
東南アジアのインフレーション	矢尾次郎
現下世界決済機構の一考察	藤田正寛
戦後の国際収支	片野彦二
日本海運業生成過程における海運競争	佐々木誠治

第五号 昭和二十九年刊

世界に於ける自由港の経営実態	柴田銀次郎
戦前及び戦後の東南アジア貿易	川田富久雄
古代経済と海運活動	佐々木誠治
国際流動性準備変動の地域的研究(其の一)	藤田正寛
国際分業について	片野彦二

第六号 昭和三十一年刊

アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向	柴田銀次郎
アルゼンチン経済の発展	川田富久雄
社外船の系譜—その一—	佐々木誠治
アルゼンチンの金融制度	藤田正寛
国際分業と国際交換	片野彦二

(併刊) 企業経営研究 第Ⅶ号目次

小売棚卸法の発展	渡邊進
シングル・インダストリー・タウン試論	米花稔
モルガンによる産業会社支配の特徴について	井上忠勝
社会会計と企業部門	能勢信子
エレクトロニック・データ・プロセシング	木谷秀雄
における分類機能	上村久雄
価格水準調整について	上村久雄

雑誌文献目録

雑誌
文献
目録

- 1 収録範囲 1955年10月から1956年12月までに當所に収録された定期刊行物より収録した。
- 2 分類 國際經濟・貿易、國際金融・為替、海事經濟、中南米經濟の4項目に大別した。
- 3 排列 同項目内はA B C順に排列した。
- 4 記載順序 筆者、論題、誌名、巻號(號行年月)、所載頁

項 目		頁	項 目		頁
國際經濟・貿易			國際金融・為替		
1. 國際經濟・貿易理論	1	1. 貨幣・金融	16	1. 理論・政策	34
2. 貿易政策	4	2. 國際通貨	23	2. 各国海運造船事情	36
3. 貿易統計	6	3. 為替	25	3. 港 灣	38
4. 世界貿易	6	4. 國際資本移動	26	4. 海法・海上保險	38
5. 各国貿易事情	9	5. 國際投資	26		
6. 後進国開發問題	12	6. 國際決済制度	27	中南米經濟	
7. 經濟協力・對外援助・賠償	14	7. 國際収支	28	1. 中南米全般	39
		8. 各国金融為替事情	28	2. 各国經濟事情	39

國際經濟・貿易

1. 國際經濟・貿易理論	貿易經營に於ける取引形態 商事仲裁 2-2 (1955. 9) 23-32
2. 貿易政策(關稅)	浜 谷 源 藏
3. 貿易統計	貿易經營に於ける信用限度 經濟集志(日本大) 25-5 (1955. 12) 123-147
4. 世界貿易(東西貿易・貿易仲裁)	原 猛 雄
5. 各国貿易事情(日本・アジア・欧州・アフリカ・北米・南米)	最近における日米貿易業態について(2) 同志社商学 7-6 (1956. 3) 18-38
6. 後進国開發問題	堀 江 忠 男
7. 經濟協力・對外援助・賠償	國際價值論の根本問題 國際經濟 8 (1956. 9) 153-158
1. 國際經濟・貿易理論	生 島 広 治 郎
赤 松 要	世界經濟學と國際經濟學との異同論 商經學叢(近畿大) 4-2/3 (30周年記論集) (1956. 3) 319-334
日本貿易發展の諸要因—アジア政經学会と國際經濟学会とにおける2.3の問題— 世界經濟評論 33 (1957. 1) 4-9	犬 田 章
荒 井 寿 一	輸入増加の分析について(上下) 外国為替 146 (1956. 8. 1) 2-4, 148 ('56. 9. 1) 8-10
ソヴェト型經濟の國際貿易 バンキング 96(1956. 3)97-109	犬 田 章
淡 路 憲 治	「わが国將來の貿易規模について」の一つの覚書—特に輸出發展率について— 外国為替 137 (1956. 3. 15) 11
アダム・スミスの貿易理論(上, 中, 下) 富山大学經濟学部論集 8 (1955. 11) 89-99, 9 ('56. 3) 61-73, 10 ('56. 6) 105-117	磯 野 修
Gatz, Werner	國際貿易と国内均衡—小島助教授の論文を讀んで— 一橋論叢 36-1 (1956. 7) 35-50
輸出促進の國民經濟的効果とその問題点 調査月報(大蔵省) 45-2 (1956. 2) 121-130	
浜 谷 源 藏	

- 伊藤 薫
国際貨幣の視点より見たる J. S. ミルの国際交換論 六甲台論集(神戸大) 2-3 (1956. 2) 79-89
- 嘉治 元郎
日本貿易の産業連関分析 世界経済評論 33 (1957. 1) 27-32
- 神谷 克巳
東南アジアの通貨圏—貿易結合度の推移に関連して— アジア問題 5-2 (1956. 8) 10-26
- 神谷 克巳
戦後における国際貿易構造の変化(上, 下)—地域別貿易依存度および貿易結合度に関連して— 外国為替 152 (1956. 11. 1) 22-24, 153 ('56. 11. 15) 12-15
- 片野 彦二
外国貿易における剰余価値の生産とその分配 国際経済 7 (1955. 10) 144-150
- 片野 彦二
国際分業と国際交換 国際経済研究(神大経研) 6 (1956. 1) 205-244
- 片野 彦二
比較生産費差の導く状態について 国民経済雑誌(神戸大) 93-1 (1956. 1) 29-45
- 加藤 隆司
国際貿易と国民所得 貿易と関税 4-9 (1956. 9) 14-22
- 川尻 武
国際貿易論の体系と内容—ポタポーフ, ロギンスキー, カペリンスキー監修「国際貿易」を中心として— 経商論叢(中央大) 67 (1956. 6) 82-95
- 木村 滋
(紹介) エヌ・アゲエフ「日本の外国貿易における障害」 六甲台論集(神戸大) 2-1 (1955. 10) 78-84
- 木村 滋
資本主義経済と社会主義経済の外国貿易の基本的特色—ソ同盟における外国貿易論— 六甲台論集(神戸大) 3-1 (1956. 6) 35-60
- 木村 保重
貿易と国民所得分配(3)—要素価格均等化命題を中心に— 神戸外大論叢 6-1 (1955. 10) 1-10
- 木下 悦二
国際価値論争(1)(2)—その成果と問題— 世界経済評論 29 (1956. 9) 40-48, 30 ('56. 10) 19-28
- 来住 哲二
輸出業者の立場より見たる商業荷為替信用

- 状取扱上の問題点(1, 2完) 関西大学経済論集 5-5 (1955. 8) 49-70, 5-7 ('55. 11) 57-80
- 来住 哲二
ロベス・レイモンド「地中海世界に於ける中世貿易」について 関西大学商学論集 1-3 (1956. 8) 83-110
- 木曾 栄作
「商品貿易と経済発展」—その問題点について— 商学討究(小樽商大) 6-2 (1955. 9) 69-97
- 交易条件の分析—貿易の現状把握への一視角として— 経済調査(大和銀) 94 (1955. 11) 37-51
- 小島 清
Equilibrium in international trade: A diagrammatic analysis of the case of increasing cost. The Annals of the Hitotsubashi Academy 6-1 (1955. 10) 27-42
- 小島 清
1949年為替切下げの日本貿易への衝撃 ビジネス・レビュー(一橋大) 3-2 (1955. 10) 19-44
- 小島 清
国際貿易の均衡条件—不変生産費ケース— 一橋論叢 34-6 (1955. 12) 1-21
- 小島 清
国際貿易論—ハーバラー教授の学界展望— 一橋論叢 35-4 (1956. 4) 74-94
- 小島 清
経済発展における貿易の役割(1, 2, 3) 貿易と関税 4-4 (1956. 4) 14-18, 4-5 ('56. 5) 17-21, 4-6 ('56. 6) 24-28
- 小島 清
国際貿易の幾何学的解明—柴田, 磯野両氏の批判に接して— 一橋論叢 36-1 (1956. 7) 86-92
- 小島 清
経済発展と交易条件 一橋論叢 37-2 (1957. 2) 1-25
- 小宮 隆太郎
アクティビティ アナリシスと国際貿易の理論 理論と統計—有沢教授還暦記念論文集 1 (1956. 8) 283-324
- 馬淵 透
貿易差額の弾力性に関する一考察(ブラウソ算式の発展とハルバーガー算式の位置) バンキング 103 (1956. 10) 71-82
- 松井 清
社会主義的世界市場の問題—コールマイ教授の新著を中心として— 経済論叢(京

大) 77-4 (1956. 4) 1-18

松井清
世界経済と経済学 経済論叢(京大) 78-2 (1956. 8) 1-12

松井清
世界経済の理論的諸問題(欧州経済学行脚2), 経済評論 5-4 (1956. 4) 100-109

三辺信夫
国際価値と貿易利益 経済学雑誌(大阪市大) 34-1/2 (1956. 2) 41-75

毛利亮
国際貿易の経済地理的考察 早稲田商学 123 (1956. 7) 17-35

森垣淑
外国貿易における価値法則について 金融経済 35 (1955. 12) 55-72

森本憲夫
統一体としての世界経済と構成体としての世界経済 愛媛大学紀要社会科学 2-2 (1955. 12) 43-73

森本憲夫
西ヨーロッパにおける世界経済学の研究 国際経済 8 (1956. 9) 70-94

村上敦
リカードオにおける国際経済の構造と循環 六甲台論集(神戸大) 2-4 (1956. 3) 24-31

中井省三
Exship と Delivered Terms の実証的考証 神戸外大論叢 6-1(1955. 10)66-107

名和統一
社会主義貿易理論—比較生産費説と関連して— 世界経済評論 27 (1956. 7) 4-9

名和統一
社会主義経済と貿易理論 国際経済 8 (1956. 9) 95-118

名和統一
社会主義貿易と比較生産費説 エコノミスト 34-38 (1956. 9. 22) 12-16

名和統一
社会主義貿易と経済法則—野々村教授の批判に答えて— エコノミスト 34-48 (1956. 12. 1) 18-22

二塚正也
「輸出」への再認識—企業利潤の観点において— 呉羽紡績月報 76 (1956. 4) 26-32

西村孝夫
東インド貿易に関するジョン・ジュルデーンの日記 大阪府立大紀要人文社会科学 4 (1956. 3) 157-168

野々村一雄

社会主義貿易と計画的発展の法則—名和統一教授の批判— エコノミスト 34-44 (1956. 11. 3) 12-15

野々村一雄
社会主義貿易理論の再批判—名和統一教授に答える— エコノミスト 35-3(1957. 1. 19) 16-20

岡茂男
コーリン・クラーク「自由貿易論」—イギリス経済を救うもの— アナリスト 5-4 (1956. 4) 59-64

岡倉伯士
貿易の利益に関する二三の問題 山口経済学雑誌 7-3/4 (1956. 7) 23-38

岡倉伯士
世界経済学の方法論 世界経済評論 30 (1956. 10) 12-18

岡山隆
国際経済学研究序説 早稲田政経雑誌 138 (1956. 4) 129-152

岡山隆
新しい国際経済学の方角 早稲田政経雑誌 141 (1956. 10) 165-186

最近の国際経済と経済学(座談会: 赤松要他) 世界経済評論 26 (1956. 6) 34-50

繊維輸出に関する統計的研究(続) 東洋紡績研究月報 64 (1956. 2) 57-77

柴田裕
J.E. ミード及び J.S. チップマンの多数国貿易モデルについて 富山大学経済学部論集 8 (1955. 11) 73-87

柴田裕
国内商品(home-trade products)を含む国際貿易—二国四財モデル(1)—富山大学経済学部論集 9 (1956. 3) 39-50

柴田裕
同心円的手法による国際貿易の幾何学的分析 一橋論叢 35-5 (1956. 5) 18-39

篠原三代平
小島清氏の「経済発展における貿易の役割」(本誌4. 5. 6月号掲載)に対する反論 貿易と関税 4-8 (1956. 8) 14-17

庄司哲太
「国際価値論」に関する一問題—名和教授の国際価値論についての疑問点— 経済学(東北大) 38 (1956. 2) 65-97

副島万里夫
戦前, 戦後日本貿易構造の推移 松商論叢 3 (1956. 3) 53-69

鈴木重靖
(紹介)(G. Fabiunke H. Seidel) ゲー・ファビウンケ ハー・ザイデル 外国貿

- 易における清算取引と求償取引 山口経済学雑誌 7-1/2 (1956.6) 45-56
- 高橋清
資本制の蓄積と世界市場にかんする考察 (1,2) 経済学(東北大) 37 (1955.10) 1-41, 39 ('56.3) 63-79
- 高橋正雄
世界経済論への反省—F.Sternberg: "Capitalism and Socialism on Trial" について— 世界経済と日本経済・大内先生還暦記念論文集(下) (1956.1) 3-27
- 高井真
貿易経営に於ける販売組織の形成—販売政策樹立の基礎として— 商学論究(関学大) 13 (1956.3) 75-95
- 建林正喜
資本制再生産と外国貿易 工業経営(広島大) 6-1 (1956.3) 13-34
- 建元正弘
Exchange depreciation, national income and the balance of trade. 経済科学(名古屋大) 3-4 (1955.7) 1-10
- 建元正弘
Exchange Depreciation, National Income and the Balance of Trade. 国際経済 7 (1955.10) 157-165
- 建元正弘
日本貿易の計量的分析—価格効果と所得効果— 世界経済評論 33 (1957.1) 20-26
- 鶴岡義一
J.B.ウィリアムズの国際貿易均衡理論について—その均衡条件の数学的解明の骨子と資本移動・トランスファー問題に関するその適用とを中心として— 早稲田政経雑誌 141 (1956.10) 69-92
- 内田忠夫 福地崇生
貿易動向の予測と限界供給者説 アナリスト 3-1 (1957.1) 13-22
- 内田武男
資本不足, 過剰人口条件下の生産選択 大分大学経済論集 7-2 (1955.10) 1-22
- 内田武男
生産要素と国際商品市場 大分大学経済論集 8-3 (1956.12) 1-18
わが国輸入依存度の変化について—とくに鉱工業生産と関連して— 経済分析(通産省) 21 (1956.7) 1-30
- 渡部経彦
中間生産物の貿易による生産領域の拡大について 経済学論集(東大) 24-1(1956.2) 74-80
- 渡辺源次郎

- トーマス・マンの経済理論—「元本」と「貿易差額」— 商学論集(福島大) 25-2 (1956.9) 1-70
- 渡辺太郎
Over-population and inter-national trade. Osaka Economic Papers 4-3 (1956.2) 23-38
- 渡辺太郎
比較生産費説に関する一つの覚書 大阪大学経済学 5-3/4 (1956.3) 134-145
- 渡辺太郎
人口の成長と国際貿易 大阪大学経済学 6-2 (1956.10) 33-46
- 吉村正晴
戦後日本貿易に関する諸問題 産業労働研究所報(九大) 10 (1955.11) 45-60
- 吉村正晴
世界市場における経済法則 産業労働研究所報(九大) 12 (1956.9) 9-24
2. 貿易政策
- 淡路憲治
イギリス重商主義の貿易政策 富山大学経済学部論集 7 (1955.8) 53-64
米比間の改正通商協定について 税関調査月報 8-9 (1955.11) 31-49
米国保護貿易派の動向 エコノミスト 34-7 (1956.2.18) 28-30
貿易双務方式改訂の問題—アルゼンチンとパキスタン— エコノミスト 34-13 (1956.3.31) 30-32
中国の貿易政策と価格問題 中国資料月報(中国研) 92 (1955.10) 1-35
- 古畑建
米国保護貿易派と対日輸入割当問題の近状 外国為替 139 (1956.4.15) 22-24
- 長谷川光延
戦後10年の我が国貿易政策を批判する 調査時報(伊藤忠) 74 (1956.1) 18-29
- 橋本英三
"Trade Terms" 1953 と C. I. F. 条件の慣行(1) 名城商学 5-3/4 (1956.3) 19-38
- 広瀬達夫
アメリカの対日輸入制限運動の動向 経団連月報 4-5 (1956.5) 41-44
- 本田実
国際商品協定の研究—序論 神戸外大論叢 7-1/3 (1956.6) 267-276
- 入江啓四郎
日本繊維品排斥法 法律時報 28-6(1956.6) 78-79

ジェトロ調査部
 米国市場における対日輸入割当制をめぐる
 動向 海外市場月報 6-53 (1956. 3) 39-
 44
 活発な米国の輸入規制運動 貿易と関税
 4-3 (1956. 3) 28-32

加藤 廉平
 終戦後の貿易政策と貿易自由化の問題 名
 城商学 5-3/4 (1956. 3) 1-17

木下 悦二
 最近における日本独占資本の対外市場政策
 経済評論 5-1 (1955. 1) 15-25
 国際商品協定の現状と問題点 貿易と関税
 4-6 (1956. 6) 22-23
 国際商品問題の再検討 税関調査月報 (大
 蔵省) 8-7 (1955. 9) 12-26

熊谷 善二
 貿易における過当競争防止問題—どうした
 らダンピングは防止できるか— 通商産
 業研究 4-7 (1956. 7) 19-27

正岡 マイク
 米国第84議会における日本綿製品輸入制限
 立法をめぐる動き (マイク・正岡報告)
 日本紡績月報 120 (1956. 12) 39-51

松村 憲一
 第一次大戦後における米国貿易政策の発展
 (1) 学習院大. 政経学部研究年報 3
 (1955. 12) 585-642

村山 高
 米国における日本綿製品輸入制限問題 日
 本紡績月報 114 (1956. 6) 2-11

村山 高
 綿業から見た米国貿易政策の動向—及びス
 エズ運河問題と英国綿業— 日本紡績月
 報 118 (1956. 10) 16-24
 西ドイツにおける税制上の輸出促進措置
 調査月報(大蔵省) 45-2 (1956. 2) 16-31

野本 不可止
 戦後貿易における求償貿易制度の変遷につ
 いて(上, 下) 外国為替 141 (1956. 5.
 15) 22-23, 143 (1956. 6. 15) 30-31

岡本 広作
 アメリカ植民地に於ける航海条例下のイギ
 リス貿易政策 商経学叢 (近畿大, 30周
 年記論集) 4-2/3 (1956. 3) 47-82
 最近における各国輸入制限の動向 貿易と
 関税 4-4 (1956. 4) 34-37
 戦前におけるわが国の通商政策—特に通商
 擁護法及び複関税法案について— 税関
 調査月報 8-10 (1955. 12) 1-17

柴田 銀次郎
 アメリカ合衆国の貿易政策に於ける動向—

その通商条約・関税政策並びに通商協定
 の変遷— 国際経済研究 (神大経研) 6
 (1956. 1) 3-42

志賀 敬夫
 米国家産業界における日本商品排斥の実態
 通商産業研究 4-7 (1956. 7) 28-33

白石 孝
 貿易政策の価格調整効果の分析—四つのケ
 ース— 三田学会雑誌 49-8 (1956. 8)
 1-10
 商品見本及び広告資料の輸入を容易にする
 ための国際条約について 税関調査月報
 (大蔵省) 9-1 (1956. 1) 1-8

谷 頼 孝
 豪州の新貿易政策とその背景 外国為替
 143 (1956. 6. 15) 13-16

(関 税)

米国関税の変遷について 税関調査月報
 (大蔵省) 8-8 (1955. 10) 1-33
 米国における別珍織物の関税引上げ問題
 税関調査月報 9-10 (1956. 11) 37-56
 米国の1956年関税簡素化法成立の経緯
 税関調査月報 9-10 (1956. 11) 13-19
 ダンピング防止関税について 税関調査月
 報 9-9 (1956. 10) 1-26
 フィリピンの関税制度 エカフエ通信
 92 (1956. 8. 1) 38-57
 フィリピンの関税制度 税関調査月報
 9-5 (1956. 6) 1-8
 複関税—その意味と運用— 税関調査月報
 8-9 (1955. 11) 1-2
 ガット第10回締約国団会議の概観 税関調
 査月報 9-1 (1956. 1) 9-17
 ガット第11回締約国団会議の概観 税関調
 査月報 9-12 (1956. 12) 1-9
 ガット第35条援用諸国との貿易関係 税関
 調査月報 8-9 (1955. 11) 3-24
 ガットの第4回関税交渉会議について 税
 関調査月報 9-5 (1956. 6) 9-16
 ガット第4回関税交渉の分析 (米商務省発
 表) について 税関調査月報 9-10
 (1956. 11) 20-36

伊木 常昭
 アメリカの関税 世界経済 11-3 (1956.
 11) 31-42
 関税の担保—特に保証人の保証について—
 税関調査月報 9-2 (1956. 2) 33-49
 各国における関税水準と担税率 貿易と関
 税 4-6 (1956. 5) 26-28

川崎 昭典
 羽田空港における通関状況 財政経済弘報

雑
 誌
 文
 献
 目
 録

- 551 (1956. 2. 6) 11-12
 経済団体連合会
 ガット加入の影響等についての調査 経済資料(経団連) 152 (1956. 2) 1-21
 木 村 庄 一
 ガット加入の日本経済に及ぼす影響 通商産業研究 3-12 (1955. 12) 58-64
 松 永 正 直
 ガット関税交渉の経過とその譲許内容 財政経済弘報 577 (1956. 7. 2) 1-3
 日本品に適用されるフランス連合の関税制度 税関調査月報 9-3 (1956. 3) 13-19
 Smith, R. Elberton
 米国における税関の価格鑑定 (1-5) (Customs valuation in the U.S. 訳)
 税関調査月報 9-6 (1956. 7) 32-41, 9-7 ('56. 8) 54-65, 9-8 ('56. 9) 51-60, 9-9 ('56. 10) 57-68, 9-12 ('56. 12) 51-56
 ソ連邦の関税制度 税関調査月報 9-11 (1956. 11) 46-63
 わが国のガット加入について 税関調査月報 8-7 (1955. 9) 3-7
 わが国鉄鋼関税について (1-6) 税関調査月報 9-2 (1956. 2) 50-62, 9-3 ('56. 3) 1-12, 9-4 ('56. 5) 26-38, 9-6 ('56. 7) 19-28, 9-7 ('56. 8) 9-15, 9-9 ('56. 10) 53-56
- 3. 貿易統計**
 貿易数量指数について 税関調査月報 9-4 (1956. 5) 9-25
 逸 見 顕 善
 国際貿易統計の標準化(2) 産業経済研究(久留米大) 2 (1955. 12) 45-92
 逸 見 顕 善
 貿易指数について 産業経済研究(久留米大) 5 (1956. 10) 121-176
 細 川 俊 雄
 貿易数量指数について 財政金融統計月報 65 (1956. 7) 14-20
 コレスニコフ, V. S.
 貿易統計の品目分類 (R. G. D. アレン及び J. E. エラー共編「国際貿易統計」より(第5回) 税関調査月報 9-1 (1956. 1) 18-35
 美濃部亮吉
 貿易の実質的規模はどのくらい恢復したか—貿易量指数について— 経団連月報 4-4 (1956. 4) 38-41
 大蔵省の新貿易数量指数 東洋経済統計月報 16-6 (1956. 6) 5-7
 統一された貿易数量指数—本年一月から大蔵省で発表— 貿易と関税 4-6 (1956.

- 6) 34-36
 通産省調査統計部統計解析課
 輸出入と生産との関係—輸出入数量指数の試算— 統計分析(通産省) 11 (1956. 6) 1-22
- 4. 世界貿易**
 赤 松 要
 貿易自由化の限界 貿易と関税 4-6 (1956. 6) 14-16
 赤 松 要
 貿易自由化の動向分析 国際経済 8(1956. 9) 1-28
 天 谷 直 弘
 貿易正常化への課題—貿易の自由化とは何を意味するか— 通商産業研究 4-8 (1956. 8) 32-41
 貿易自由化の背景と方向 経済月報(三和銀) 239 (1956. 12) 32-41
 貿易協力のための国際機構の概要 国連月報(外務省) 5-6 (1956. 6) 66-80
 フェンスワース, ヘレン, C
 国際小麦協定とその問題点 —1949年—1956年における— 国際食糧農業 5-12 (1956. 12) 33-41, 6-1 ('57. 1) 43-47
 ガット第4回年次報告(1955年の国際貿易)の概要 税関調査月報 9-6 (1956. 7) 1-11
 弘 田 嘉 男
 世界貿易の発展の特質—戦後における米、西欧の貿易推移— 世界経済評論 27 (1956. 7) 38-50
 稲 葉 秀 三
 貿易自由化と日本経済 通商産業研究 3-12 (1955. 12) 2-13
 海外市場の現状 海外市場 6-61 (1956. 11) 1-89
 片 山 謙 二
 貿易自由化の背景とその現状 通商産業研究 3-12 (1955. 12) 25-47
 片 山 謙 二
 戦後における世界景気と世界貿易—戦後の景気と貿易の関係をどうとらえるか— 世界経済評論 27 (1956. 7) 23-37
 片 山 謙 二
 戦後世界貿易の地域的傾向とその帰趨 国際経済 8 (1956. 9) 29-48
 片 山 謙 二
 欧州共同市場の成立をめくつて エコノミスト 34-26 (1956. 6. 30) 22-26
 片 山 謙 二
 欧州共同市場計画とその問題点 世界経済評論 34 (1957. 2) 24-31

小島 清
貿易自由化の理論的考察 通商産業研究
3-12 (1955.12) 14-24

小島 清
世界貿易の回復と日本の市場 世界経済評論
33 (1957.1) 10-19

国際連合
世界経済と貿易政策 (国連世界経済報告
1953-54年) 世界週報 36-26 (1955.9.
11) 60-73

工藤 振作
国際砂糖協定—脱退規定をめぐって— 外
国為替 150 (1956.10.1) 20-23

Looper, Johan H. C. de
支払協定および貿易協定運営の近況 (外務
省経済局訳) (I. M. F. Staff Paper 4-3
(Aug. 1955)) 外国為替 号外 (1956.
5.15) 1-18

松井 清
新しい世界市場の問題 エコノミスト 34-
5 (1956.2.4) 11-12

Меньшиков, С.
米—根本的变化を示す国際市場— 外国為
替 148 (1956.9.1) 22-25

美濃部 亮吉
貿易を通じて見た世界経済の一断面 世界
経済と日本経済・大内先生還暦記念論文
集 (下) (1956.1) 28-58

水野 不二夫
欧州自由貿易地域計画をめぐる諸問題 財
政経済弘報 603 (1956.11.26) 3-4

村野 孝
最近における貿易自由化の成果 通商産業
研究 3-12 (1955.12) 48-57
欧州共同市場創設への歩み 海外市場 7-
63 (1957.1) 70-79
西欧における国際取引の自由化 (OEEC 第
7回年次報告より) 外国為替 141
(1956.5.15) 28-31
世界貿易機関の設立 国連月報 (外務省)
5-3 (1956.3) 47-98
世界貿易の発展と構造変化 調査月報 (東
海銀) 107 (1956.6) 2-14
世界貿易の大勢—貿易構造の変化に関連し
て— 経済調査 (大和銀) 100(1956.5)
28-47

世界経済研究所
戦後、資本主義世界市場の発展と安定—市
場の拡大と貿易の自由化、後進国の経済
自立と工業化— 経済評論 5-11(1956.
11) 20-38
世界毛製品貿易の変貌についての考察 調

査時報 (大日本紡) 44 (1955.11) 1-36
世界の輸出市場における綿製品とスフ製品
の競争状態 調査時報 (大日本紡) 49
(1956.9) 2-11

戦後における世界貿易の推移 調査月報
(大蔵省) 45-12 (1956.12) 29-40
1957年を迎えて—世界経済の回顧と展望—
東京銀行月報 9-1 (1957.1) 4-60
資本財の世界市場(英大蔵省発行「Bulletin
for Industry」1955年7月号による)
調査月報 (大蔵省) 44-10(1955.10)75-
77

白石 孝
通商自由化の方向と限界 エコノミスト
34-11 (1956.3.17) 11-13

白石 孝
世界貿易自由化の過程 世界経済評論 27
(1956.7) 51-55

白石 孝
国際分業の現況と将来—世界貿易の姿を追
つて— 世界経済 11-3 (1956.11) 2-9

Sundbom, Ivar
貨幣制度と国際貿易の自由化 (スカンジナ
ビヤ銀行四季報訳) 調査時報 (富士銀)
101 (1956.9) 38-46

渡辺 治
貿易自由化を繞る諸問題 日機連会報 5-
1 (1956.1) 22-26

依田 信太郎
国際商品協定と国際商業会議所—原始生産
品の政府関取極をめぐる問題— 東商
109 (1956.7) 32-35
ヨーロッパ共同市場案 外国為替 144
(1956.7.1) 22-24
ヨーロッパ共同市場計画の展開とその意義
経済情勢 327 (1956.12) 24-29
ヨーロッパ共同市場及びユーラトム案 (ス
パーク・ベルギー外相の報告) 調査月
報 (大蔵省) 45-8 (1956.8) 1-16

(東西貿易)
バトル法第7次報告 (1955年上半年) 世
界週報 37-14 (1956.5.11) 26-39
バトル法 第8回半年次報告 世界週報
37-32 (1956.11.11) 60-72

秦 正流
東西貿易をめぐる諸問題 アジア問題 3-
7 (1955.12) 93-101

平野 義太郎
東西貿易の新発展—国際貿易促進委員会理
事会に出席して— アジア経済旬報 295
(1956.8.19) 1-16

風 間 憲 三
急展開する東西貿易 エコノミスト 34-32 (1956. 8. 11) 26-34

倉 田 寛 吉
二つの世界の貿易と債権関係 法律時報 28-10 (1956. 10) 19-24

松 井 清
東西貿易はどうあるべきか—東亜貿易の経済法則— エコノミスト 34-32 (1956. 8. 11) 22-25

松 村 善 太 郎
東西貿易の現状に関するアメリカの見方と政策—S. ルベルの「世界貿易革命」を説いて— バンキング 97 (1956. 4) 65-77

森 村 勝
拡大する東西貿易とその背景 通商産業研究 4-1 (1956. 1) 34-43

村 本 浩 二
ココム—その崩壊は遠くないであろう— 世界 132 (1956. 12) 38-44
戦略統制と東西貿易(アメリカ ICCの証言) 世界週報 36-36 (1955. 12. 21) 56-63

田 中 千 秋
アジアにおける東西貿易の動向 アジア問題 3-4 (1955. 10) 98-108

徳 永 清 行
東西貿易論序説—アジアを中心として— 同志社商学 7-4 (1955. 10) 1-18
東西貿易の発展—禁輸緩和への各国の動き— 中国資料月報(中国研) 98 (1956. 6) 1-52
東西貿易の実情と将来 東洋経済新報 2701 (1955. 10. 29) 34-38

(貿易仲裁)

浜 谷 源 蔵
国際商事紛争の解決と仲裁 貿易クレームと仲裁 3-2 (1956. 3) 18-27
インドの仲裁法(関口猛夫訳) 貿易クレームと仲裁 3-3 (1956. 5) 37-45

稲 脇 修 一 郎
契約違反による契約解消につき英米法の研究(1-3) 貿易クレームと仲裁 3-3 (1956. 5) 1-4, 3-4 ('56. 7) 7-14, 3-5 ('56. 9) 1-9

上 坂 酉 三
最近における貿易慣習の諸問題(1) —その問題点と商学的検討— 早稲田商学 122 (1956. 5) 1-26

倉 地 圭 二

貿易クレームとその背景 外国為替 139 (1956. 4. 15) 28-31

倉 地 圭 二
日ソ貿易仲裁協定の成立 外国為替 144 (1956. 7. 1) 2-5

村 本 一 男
仲裁裁判に現われた法律思想(上, 下) 貿易クレームと仲裁 3-5 (1956. 9) 10-18, 3-6 ('56. 11) 5-13

小 川 桂 吉
輸入貨物を繞る留置権の問題 商事仲裁 2-2 (1955. 9) 3-10

ラムザイェフ, デ.
FOB条件の解釈をめぐるソ連外国貿易仲裁委員会のクレーム処理(外国貿易誌55年7月訳) 貿易クレームと仲裁 8 (1956. 1) 37-45

笹 森 四 郎
貿易紛争と其の解決 商学論究(関学大) 13 (1956. 3) 47-74

関 口 猛 夫
東ドイツ及びチエッコスロバキヤにおける商業会議所の仲裁規程 貿易クレームと仲裁 8 (1956. 1) 7-20

関 口 猛 夫
ブルガリア及びユゴスラヴィアの商業会議所の仲裁規則 貿易クレームと仲裁 3-2 (1956. 3) 28-53

関 口 猛 夫
ルーマニアおよびハンガリーの商業会議所の仲裁規程 貿易クレームと仲裁 3-3 (1956. 5) 11-19

関 口 猛 夫
中華人民共和国の仲裁規程 貿易クレームと仲裁 3-4 (1956. 7) 31-36

関 口 猛 夫
「外国仲裁裁定の執行に関する協定」の研究 貿易クレームと仲裁 3-6(1956. 11) 32-44

鈴木 不二男
貿易クレームの防止と解決の要点 貿易クレームと仲裁 3-2 (1956. 3) 1-10

津 田 昇
貿易クレームの研究(1-6) 貿易クレームと仲裁 3-1 (1956. 1) 21-36, 3-2 ('56. 3) 54-68, 3-3 ('56. 5) 20-28, 3-4 ('56. 7) 22-30, 3-5 ('56. 9) 20-28, 3-6 ('56. 11) 14-23

依 田 信 太 郎
裁定の本質と効力に関する問題 貿易クレームと仲裁 3-2 (1956. 3) 11-17

依 田 信 太 郎

国際裁定の執行に関する問題 貿易クレームと仲裁 3-4 (1956.7) 15-21

5. 各国貿易事情
(日本)

- 荒川 健夫 水野 政寿
アルゼンチン貿易支払の問題点 外国為替
141 (1956.5.15) 2-4
貿易から見た東南アジアと日本 調査時報
(伊藤忠) 66 (1955.5) 31-42
貿易の現状と問題点—31年版通商白書を中心として— エコノミスト 34-24
(1956.6.16) 34-37
貿易の自由化とわが国の立場 証券 80
(1956.2) 35-39
- 海老沢 道進
A.A制拡大の経済効果 外国為替 138
(1956.4.1) 2-4
- 藤井 潤二
日印貿易概観 経済情勢(三菱経研) 322
(1956.7) 32-37
- 藤井 茂
日本の貿易と生活水準 調査時報(伊藤忠)
63 (1955.2) 3-41
- 林 雄二郎
日本経済と東南アジアの市場性 アナリスト
5-6 (1956.6) 38-45
- 逸見 顕善
九州外国貿易における国内市場の構造—国内
生産・消費地に関する統計的観察—
産業経済研究(久留米大) 4 (1956.5)
101-150
- 平松 守彦
貿易自由化と主要産業の動向(上,下) 外国
為替 140 (1956.5.1) 9-12, 141 ('56.
5.15) 14-16
- 日塔 治郎
日本雑貨に対するアメリカの市場 海外市
場 6-58 (1956.8) 1-3
日本貿易と世界経済(座談会:井汲卓一,
入江猪太郎,名和統一他) 世界経済評
論 28 (1956.8) 40-57
- 池田 善行
対亜債券—億ドルの処理 財政経済弘報
546 (1956.1.9) 1-3
- 池田 善行
オープンノ廃止と貿易の自由化 財政経済
弘報 580 (1956.7.16) 1-2
- 伊東 昭
わが国に於ける生産性向上運動に関連して
貿易商社経営の今後の方途を論ず 調査
時報(伊藤忠) 74 (1956.1) 30-36

- 角 谷 清
寒天輸出の現状と問題点 西日本貿易情報
11 (1955.12) 12-17
- 神谷 克己
わが国将来の貿易規模について(上,下)
外国貿易 133 (1956.1.15) 11-13, 134
('56.2.1) 10-12
紙輸出の近況 調査月報(神戸銀) 160
(1955.12) 64-73
- 金井 多喜男
対米綿製品輸出とその問題点 財政経済弘
報 609 (1956.12.31) 1-2
- 川崎 昭典
東京港貿易の現況と将来(1.2) 財政経済
弘報 539 (1955.11.21) 7-8, 540 ('55.
11.28) 4-6
経済循環における輸出の地位と役割—わが
国経済の構造と関連して— 経済調査
(大和銀) 100 (1956.5) 5-15
- 木村 禧八郎
図説日中貿易—過去,現在,未来— 世界
132 (1956.12) 26-37
- 小島 英敏
雑貨輸出の特質と問題点 通商産業研究
4-7 (1956.7) 42-49
- 小島 清
東南アジアへの進路 エコノミスト 34-
15 (1956.4.14) 12-14
- 小島 清
戦後の日本貿易 ビジネス レビュー(一
橋大) 4-2 (1956.9) 49-69
- 小島 正時
日ノ貿易の回顧と展望 税関調査月報 9-
11 (1956.11) 25-35
- 久保田 高明
日本・ビルマ間経済交流の現状と問題 経
済情勢(三菱経研) 320 (1956.5) 23-
31
- 串田 貞男
日・パ貿易協定について 外国為替 141
(1956.5.15) 5-7
- 郷田 忠夫
繊維製品輸出市場の変ぼう 通商産業研究
4-3 (1956.3) 68-75
綿製品貿易と東南アジア市場
繊維経済 47 (1956.7) 21-31
ミシン輸出とその問題点 経済調査(大和
銀) 100 (1956.5) 87-96
- 森 弘
アルゼンチン貿易問題の現況 外国為替
135 (1956.2.15) 15-17
- 長 橋 尚

- 輸入自由化の問題をめぐって (1, 2) 外国
為替 134 (1956. 2. 15) 3-5, 136 (56.
3. 1) 2-4
- 中井省三
終戦以降の貿易, 為替, 金融方策の推移
神戸外大論叢 7-1/3 (1956. 6) 387-450
日中貿易の現状 調査時報 (大日本紡)
51 (1956. 12) 1-19
日中貿易と禁輸の現状 エコノミスト 34-
13 (1956. 3. 31) 42-45
日・インドネシア貿易の現状と打開の方向
(2, 3) 調査時報 (伊藤忠) 56 (1954.
7) 11-19, 57 (54. 8) 11-39
- 西原文夫
日本経済の「体質改善」と貿易問題—戦後
日本における資本蓄積過程の一断面—
世界経済評論 27 (1956. 7) 10-22
伸び悩むプラント輸出 エコノミスト 33-
48 (1955. 11. 26) 46-49
- 尾形昌夫
日・亜貿易の現状と将来—南米航路のため
の一資料— 海運 341 (1956. 2) 12-15
- 岡達夫
日本・インドネシア間米綿委託加工貿易に
ついて 外国為替 149 (1956. 9. 15) 18-
21
- 大川 親
我国に於ける生産性向上運動に関連して貿
易商社経営の今後の方途を論ず 調査時
報 (伊藤忠) 75 (1956. 2) 26-32
- 大沼喜一郎
増進する日中貿易の実態—中共第2次5カ
年計画との関連— エコノミスト 34-
43 (1956. 10. 27) 22-27
プラント輸出の現状—30年におけるプラン
ト輸出の動向— 機械統計月報 8-1
(1956. 1) 81-85
琉球の経済, 貿易の動向 外国為替 128
(1955. 10. 15) 30-33
最近の貿易動向と問題点 調査月報 (三井
銀) 247 (1956. 2) 55-64
最近の日中貿易 政経月誌 40 (1956. 9)
31-36
戦後におけるわが国の東南アジア貿易 経
済調査 (大和銀) 96 (1956. 1) 4-13
戦後の日ソ貿易 ソ連研究 5-11 (1956.
11) 50-60
繊維機械の輸出競争力とその問題点 大阪
商工会議所月報 74 (1956. 5) 34-41
- 佐藤剛弘
1955年の日中貿易 アジア経済旬報 (中国
研) 274/5 (1956. 1. 1) 23-29
- 新輸出計画の問題点—片山大来論争によせ
て— 調査時報 (伊藤忠) 58 (1954. 9)
33-49
昭和30年における機械貿易 日機連会報
5-3 (1956. 3) 14-20
昭和30年の日本貿易の回顧 税関調査月報
9-2 (1956. 2) 1-32
昭和31年上半年期の貿易概況 税関調査月報
9-7 (1956. 8) 1-27
対米貿易に於ける問題点 調査時報 (富士
銀) 105 (1956. 12) 16-34
対米輸出の現状と見通し 経済月報 (住友
銀) 90 (1956. 5) 25-30
対米輸出の考察 東京銀行月報 8-4
(1956. 4) 4-19
対スターリング地域貿易の考察 東京銀行
月報 8-9 (1956. 9) 25-59
- 高見重義
日中貿易と当面の問題点 中央公論 71-
12 (1956. 11) 350-355
- 高島節男
AA制拡大の是非をめぐって 通商産業研
究 4-6 (1956. 6) 54-61
- 谷林正敏
輸出好況の背後にあるもの—輸出の好調は
どこまで続き得るか— 通商産業研究
4-7 (1956. 7) 2-13
転換期に立つ対米輸出綿布 呉羽紡績月報
75 (1956. 3) 3-9
- 徳永清行
わが国貿易の課題—アジア貿易と中共貿易
— 同志社商学 7-6 (1956. 3) 1-17
- 徳永清行
日中貿易の調整 同志社商学 8-3 (1956.
10) 20-40
東京と大阪, その経済力の変遷—特に貿易
業を中心に— 調査時報 (伊藤忠) 85
(1956. 12) 25-44
東南アジア貿易に関する覚書 調査時報
(富士銀) 99 (1956. 6) 12-30
東南アジア貿易の考察 東京銀行月報 8-
11 (1956. 11) 18-43
- 津田昇
中共貿易の過去と現在 東商 113 (1956.
11) 23-27
我が国の貿易情勢と今後の動向 東京銀行
月報 7-12 (1955. 12) 4-38
わが国綿製品輸出市場の変貌 経済調査
(大和銀) 104 (1956. 9) 15-27
わが国の輸出市場 経済調査 (大和銀)
100 (1956. 5) 48-62
わが国繊維機械の輸産業における地位と

その国際競争力(1) 調査時報(伊藤忠) 82 (1956.9) 25-45

わが国鉄鋼輸出市場の分析(1-3)---パキスタン, アルゼンチン---調査時報(伊藤忠) 69 (1955.8) 69-77, 70 ('55.9) 69-83, 71 ('55.10) 35-69

わが輸出市場としての東南ア 東洋経済統計月報 16-12 (1956.12) 10-13

躍進する名古屋港貿易---三十年の貿易実績とその将来---名古屋商工 12-2(1956.2) 11-15

矢 崎 正 中
昭和30年上半年プラント輸出契約実績概観 外国為替 131 (1955.12.1) 5-9

吉 田 英 三
貿易ブロック化と日本の立場 エコノミスト 34-21 (1956.5.26) 42-44

吉 村 正 晴
日本経済の国外市場 経済評論 5-1 (1955.1) 2-14

行 沢 健 三
日本の市場としての東南アジア 経済評論 5-1 (1955.1) 26-40

輸出価格の動向---二重価格の改善と解消---大阪商工会議所月報 69 (1955.12) 41-44

輸出産業としてのスフ工業---輸出の現況と問題点--- 経済調査(大和銀) 100 (1956.5) 74-86

輸出振興対策の推移と今後の問題点 経済調査(大和銀) 100 (1956.5) 22-27

(アジア各国)

栗 本 弘
主要物資のエカフエ地域内貿易---鉄鉱石, 石灰, 塩, 魚製品--- エカフエ通信 101 (1956.11.1) 1-46

菅 原 藤 也
東南アジア諸国の貿易金融 アジア問題 5-2 (1956.8) 28-43

東南アジア諸国の対共産圏貿易協定---一覧 エカフエ通信 108 (1957.1.11) 75-88

東南アジアの食糧および原料貿易の傾向 エカフエ通信 107 (1957.1.1) 45-84

北鮮の経済貿易事情 外国為替 128 (1955.10.15) 20-21

内 藤 昭
新中国の対外貿易---その特質をめぐって--- 経営研究(大阪市大) 25 (1956.11) 35-74

米 沢 秀 夫
中華人民共和国の対外貿易 国際経済 7

(1955.10) 184-192

葉 季 壯
アジア・アフリカ諸国との貿易 世界週報 37-15 (1956.5.21) 44-46

曹 中 枢
中国の工業化と中日貿易 世界週報 37-15 (1956.5.21) 47-48

副 島 有 年 宮 本 一 三
香港---わが国商品の再輸出の問題を中心として--- 外国為替 139 (1956.4.15) 32-34

最近のフィリッピン貿易動向とベル通商法の改訂 海外市場 6-54 (1956.4) 9-13

フィリッピンの資本財輸入統計(1952-1955年) 海外市場 6-55 (1956.5) 1-5

カンボジアおよびヴェトナムの貿易法規と手続 エカフエ通信 108 (1957.1.11) 1-30

経済的独立を見たインドシナ三国の貿易為替事情 調査月報(日銀) (1955.9)1-44

尾 崎 忠 二 郎
タイ国の米経済と国際貿易 アジア問題 4-6 (1956.6) 54-67

くぬぎ 功 力 喜 久 男
マライ全貿易の特質 アジア問題 4-3 (1956.3) 54-65

賠償実施段階にはいるビルマの経済と貿易 東京銀行月報 8-3 (1956.3) 4-18

インド貿易の国営化論 経済情勢(三菱経研) 315 (1955.12) 23-24

アフガニスタンの貿易と開発計画 外国為替 136 (1956.3.1) 15-18

(欧州各国)

寺 尾 義 男
西欧諸国の中共貿易に関する最近の動き 外国為替 144 (1956.7.1) 9-12

危機をつたえられるスターリング地域について---その貿易構造と当面の諸問題--- 調査時報(富士銀) 103 (1956.10) 16-52

英国輸出力と輸入可能量 経済月報(住友銀) 84 (1955.11) 31-35

Gatz, Werner
西ドイツにおける輸出超過の原因とその経済政策的効果 調査月報(大蔵省) 45-2 (1956.2) 108-120

西ドイツ貿易の実情 第一銀行調査月報 8-2 (1956.2) 18-21

西欧諸国の輸出競争力---西独, 重化学工業品を中心に--- 経済調査(大和銀) 100 (1956.5) 63-73

池 田 重 隆

- 1955年の西ドイツ貿易 経済情勢 320
(1956. 5) 14-16
- 東独貿易の一側面 経済情勢 (三菱経研)
324 (1956. 9) 36-39
- ドル地域諸国における経済, 貿易の動向—
スペイン— 外国為替 133(1956. 1. 15)
17-21
- イラクの貿易統計 ((1952年-1955年9月)
海外市場 6-56 (1956. 6) 1-11
- 望 月 正
社会主義諸国の外国貿易—ソ連邦の外国貿
易を中心として— 税関調査月報 9-11
(1956. 11) 1-24
- 寺 村 鉄 三
(紹介) スミルノフ及リュビモフ「ソ同盟
の外国貿易」 経済評論 4-12 (1955.
12) 152-159
- ソ連の貿易事情 調査時報 (伊藤忠) 60
(1954. 11) 83-103
- 積極化してきたソ連圏の対中近東貿易攻勢
エコノミスト 33-45 (1955. 11. 5) 26-29
- ソ連圏の対アジア貿易攻勢 エコノミスト
33-51 (1955. 12. 17) 30-33
- 1954年度のソ連の対西欧貿易 調査月報
(大蔵省) 44-12 (1955. 12) 80-82
- ヴァクトロフ, エス
ソ連と東南アジアおよび近東諸国との間の
貿易ならびに経済関係の増大 (ソ連「外
国貿易」誌1955年12月訳) 政経月誌
36 (1956. 4) 22-27
- ソヴェトの貿易公社について (上, 下) 外
国為替 155 (1957. 1. 1) 47-49, 157
(57. 2. 1) 23-25
- (アフリカ各国)
- 入 江 猪 太 郎
(紹介) P. T. バウア著, 西アフリカの貿易
アジア問題 4-3 (1956. 3) 127-133
- 南阿連邦の対アフリカ貿易 大阪商工会議
所月報 68 (1955. 10) 42-43
- エチオピアの経済, 貿易事情 外国為替
126 (1955. 9. 15) 12-14
- (北米各国)
- 米国余剰農産物貿易について(下) 外国貿
易 155 (1957. 11) 32-34
- 飯 村 英 一
ニューオルリンズの貿易機関と外国貿易地
帯 海外市場月報 52 (1956. 2) 53-56
- (南米各国)
- 川 田 富 久 雄

アルゼンチンの外国貿易の発展—低開発国
の外国貿易発展の事例的考察— 国民経
済雑誌 (神戸大) 92-6 (1955. 12) 34-47

6. 後進国開発問題

- アジア問題研究会
ビルマの工業開発—その基盤と開発計画—
アジア問題 3-2 (1955. 8) 110-121
- 有 吉 巖
インドネシアの工業北計画 アジア問題
2-6 (1955. 6) 68-75
- 麻 田 四 郎
経済開発理論—フート—R. ヌルクセの所論を
中心として— 商学討究 (小樽商大)
7-2/3 (1956. 12) 195-206
- ビルマとセイロンの開発計画の企画, 実施
機構 エカフェ通信 104 (1956. 12) 1-
13
- フェデリコ・チェッサ
未開発地帯と経済的進歩 経済分析 (通産
省) 17 (1955. 2) 75-86
- 地域開発計画に関する方法論 経済分析
(通産省) 18 (1955. 10) 60-71
- 中近東経済の現状—各国開発計画の動き—
海外市場 6-59 (1956. 9) 5-12
- 海 老 沢 道 進
先進工業地域と後進原料地域間の経済交流
外国為替 132 (1956. 1. 1) 25-27
- 藤 崎 信 幸
日本のアジア諸国に対する技術協力の現状
とその問題点 アジア問題 3-1 (1955.
7) 111-120
- 原 覚 天
中国と東南アジア諸国の経済開発と経済発
展速度の比較 調査時報 (伊藤忠) 61
(1954. 12) 22-26
- 原 覚 天
後進国経済発展のカギ エコノミスト
34-47 (1956. 11. 24) 22-26
- 本 位 田 祥 男
アジアにおける電力開発 アジア問題
3-5 (1955. 11) 106-111
- インド第二次五カ年計画の概観 アジア経
済旬報 (中国研) 266 (1955. 10. 11) 8-
16
- インド第二次五カ年計画暫定草案に示され
た主要計画目標 アジア問題 3-3
(1955. 9) 102-106
- インドにおける開発資金調達計画とその問
題点 アジア問題 3-3 (1955. 9) 70-77
- インドの経済開発計画 調査月報(大蔵省)
44-8 (1955. 8) 11-42

インドの経済建設と新たな後進国援助問題
政経月誌(政経研) 34 (1956. 1) 34-39

板垣与一
「経済的後進性」と経済発展理論の課題
国際経済 7 (1955. 10) 62-76
各国の地域計画—イタリア, イギリス, 日本—
経済分析(通産省) 19 (1956. 1) 107-162

金子弘
社会生活における自由と秩序—後進諸国における
経済開発に関連して— 経済学論究(関学大) 10-3 (1956. 10) 1-27

川並将麿
セイロンの開発計画と外資問題 アジア問題
4-5 (1956. 5) 44-53

川田富久雄
トルコの経済開発政策 国民経済雑誌(神戸大)
92-4 (1955. 10) 65-68

北川一雄
後進国開発の経済理論 国際経済 7 (1955. 10)
37-61

コロンタイ, ヴェ
後進国の経済的發展の問題にかんするブルジョア
経済学(「経済学の諸問題」誌1956-3) アジア
経済研究資料(大阪市大経済研) 10 (1956. 10) 1-24
後進国の開発と日本の立場(討論会: 伊藤義市,
都留重人, 山本登他) 東洋経済新報 2736
(1956. 7. 14) 34-42

栗本弘
ソ連の後進国開発理論の分析 エカフェ通信
104 (1956. 12) 35-67

松井清
後進国開発論の問題点(欧州経済学行脚3)
経済評論 5-7 (1956. 7) 91-97

松井清
後進国開発の根本問題 世界経済評論 31
(1956. 11) 4-10

Myrdal, G.
開発と低開発(1)—国内のおよび国際的経済
不平等のメカニズムに関するノート—
金融経済 41 (1956. 12) 37-49

水川秀夫
西独版, 後進国開発計画 エコノミスト
34-14 (1956. 4. 7) 34-36

中西市郎
後進国開発理論の根本問題 経営と経済
(長崎大) 35-2 (1956. 2) 75-108

中山富弥
低開発地域の資金問題 政経論叢(明治大)
25-1/2 (1956. 12) 23-44
日本版, 東南アジア開発計画 エコノミスト

34-14 (1956. 4. 7) 30-32

太平善梧
Colonialism and international cooperation in Asia. The Annals of the
Hitotsubashi Academy 6-1 (1955. 10) 88-95

岡倉伯士
未発達地域経済の基本問題 経済と経営
(山口大50年記論集) (1956. 3) 177-213

大川一司
アジア経済発展の問題—E C A F Eの経済
発展計画作業部会における問題点— ア
ジア問題 4-2 (1956. 2) 10-21

大来佐武郎
インド第二次五カ年計画の構想と批判 ア
ジア問題 3-3 (1955. 9) 10-19

小野一一郎
後進国開発問題の一視角 経済評論 5-11
(1956. 11) 24-32

尾崎彦朔
インドにおける計画的開発の国民経済にお
よぼせる影響 国際経済 7 (1955. 10) 77-100

斎藤一夫
後進国開発と市場構造(1, 2) 国際食糧農
業 5-9 (1956. 9) 48-51, 5-10 ('56. 10) 59-64

坂本二郎
後進国の経済発展—問題の所在と文献—
国際経済 7 (1955. 10) 120-143

佐藤和男
セイロン経済の現勢と開発問題 アジア問
題 4-5 (1956. 5) 20-37

清水知久
アメリカの後進国援助 世界経済 12-1
(1957. 1) 34-42
新局面に立つ東南アジア開発 東洋経済新報
2721 (1956. 3. 31) 47-56

鈴木諒一
後進国における公共投資の理論的分析 パ
ンキング 99 (1956. 6) 35-44

鈴木諒一
後進国における投資計画の問題点 電力経
済研究所所報 4 (1956. 8) 49-56

友枝重俊
後進国における経済成長の問題 商経学叢
(近畿大) 4-2/3 (30周年記論集)
(1956. 3) 211-221
東南アジア経済開発計画の現状とその問題
点(1, 2) 調査時報(伊藤忠) 64
(1955. 3) 32-46, 65 ('55. 4) 20-51
東南アジア経済開発に於ける資本調達の間

- 題 調査時報(伊藤忠) 66 (1955. 5) 21-30
 東南アジアに於ける資本財の需給構造—コロンボ・プランの実施を中心に— 調査時報(伊藤忠) 68 (1955. 7) 47-67
 東南アジア低開発国の停滞と発展 調査時報(伊藤忠) 66 (1955. 5) 10-20
- 都 留 重 人
 後進国経済発展の理論によせて 国際経済 7 (1955. 10) 1-9
- 都 留 重 人
 東南アジア経済のいわゆる「不安定性」について 世界経済と日本経済・有沢教授還暦記念論文集 Ⅱ (1956. 12) 89-108
- 山 口 辰 六 郎
 インド経済開発の社会的経済的背景 アジア問題 3-3 (1955. 9) 51-59
- 柳 父 徳 太 郎
 経済開発理論の背景—国連開発理論の形成と批判 国際経済 7 (1955. 10) 10-36
- 山 本 登
 マライの経済開発計画と問題点—世界銀行調査団の報告書を中心として— アジア問題 4-3 (1956. 3) 24-37
- 山 本 登
 貿易自由化とアジアの経済開発 金融経済 37 (1956. 4) 1-13
- 山 本 登
 後進国経済開発と世界市場 世界経済評論 29 (1956. 9) 26-31
7. 経済協力・対外援助・賠償
 (経済協力)
- Hartog, F.
 ヨーロッパ経済統合: 現実的構想 税関調査月報 8-10 (1955. 12) 18-26
- 本 位 田 祥 男
 経済協力の諸態様 アジア問題 5-1 (1956. 7) 10-19
- 入 江 猪 太 郎
 国際経済協力の一事例—マーシャルプラン—国民経済雑誌(神戸大) 94-3 (1956. 9) 21-39
- 野 々 村 一 雄
 社会主義諸国の経済協力 エコノミスト 34-26 (1956. 6. 30) 12-14
- 小 椋 広 勝
 二つの体制の経済協力 世界経済評論 29 (1956. 9) 4-9
- 尾 上 利 治
 O. E. E. C. パンキング 89 (1955. 8) 181-192

- 西欧繁栄に寄与した協力機構 東洋経済新報 2735 (1956. 7. 7) 43-45
- シール, イエ
 社会主義諸国の協力の新段階 世界経済評論 28 (1956. 8) 31-34

(対外援助)

- アジア問題研究会
 開発援助をめぐる東西両陣営の拮抗 アジア問題 4-1 (1956. 1) 88-102
 アジアにおけるアメリカの技術援助 調査月報(大蔵省) 45-5 (1956. 5) 1-15
 アイゼンハワー対外援助教書 世界週報 37-11 (1956. 4. 11) 64-69
 アメリカの1956年度相互安全保障計画 調査月報(大蔵省) 45-1 (1956. 1) 1-47
 アメリカの余剰農産物処理—ア大統領第4回半年次報告— 世界週報 37-24 (1956. 8. 21) 43-52
 米国の余剰農産物処理問題 第一銀行調査月報 7-8 (1955. 8) 27-30
- ダークス, フレデリック, C.
 アメリカの余剰農産物輸出について(IMF. Staff Papers. Vol. 5. No. 2 訳) 通商調査月報 65 (1956. 11) 68-77
- 土 井 章
 米ソの東南ア援助 エコノミスト 34-5 (1956. 2. 4) 13-16
 朝鮮人民民主主義共和国とソ連圏諸国との経済関係 調査月報(大蔵省) 44-8 (1955. 8) 79-73
- 本 郷 賀 一
 中国の五ヶ年計画にたいするソ連の援助 アジア問題 3-2 (1955. 8) 99-109
- 池 田 穎 昭
 ソ同盟の後進国援助にかんして 国際経済 7 (1955. 10) 101-119
- 小 谷 義 次
 見返資金の性格とその役割について—対日援助と見返資金— 経済学年報(大阪市大) 6 (1956. 3) 173-271
 欧州における米国の域外調達現状(米上院委員会報告訳) 調査時報(調達庁) 10 (1955. 9) 64-82
 相互安全保障計画 1955年上半期報告 世界週報 36-30 (1955. 10. 21) 62-67
 相互安全保障計画—1955年下半期報告— 世界週報 37-17 (1956. 6. 11) 64-73, 37-18 (1956. 6. 21) 62-68
- 滝 川 勉
 アメリカの過剰農産物形成についての一考察—対外援助政策との関連において—

農業総合研究 10-2 (1956. 3) 27-66

滝川 勉
アメリカの過剰農産物と対外援助計画 国際経済 8 (1956. 9) 159-162

(賠償)

荒巻与四郎
ビルマ賠償の実施について 外国為替 131 (1955. 12. 1) 10-12
賠償交渉の進展とその影響 調査時報(富士銀) 89 (1955. 8) 4-21
賠償の経済的意義 調査月報(神戸銀) 166 (1956. 6) 2-7
賠償とビルマ経済(上, 下) 外国為替 142 (1956. 6. 1) 13-15, 143 (1956. 6. 15) 27-29
賠償と日比貿易 東京銀行月報 8-7 (1956. 7) 18-29

海老沢道雄
賠償の経済効果 財政経済弘報 581 (1956. 7. 23) 3-4

藤崎信幸
インドネシヤ賠償問題の経緯とその背景 アジア問題 2-6 (1955. 6) 46-54

林 雄二郎
賠償と貿易の関連に関する覚書 アジア問題 5-1 (1956. 7) 110-120
インドネシヤ賠償の問題点 世界週報 37 -19 (1956. 7. 1) 64-69

入江猪太郎
賠償支払理論への覚書 経営学会計学商学研究年報(神戸大) 1 (1956. 3) 205-239

入江猪太郎
賠償ブーム成立の前提 エコノミスト 34-17 (1956. 4. 28) 18-21

岩田耕作
東南アジアへの賠償問題をめぐりて バンキング 97 (1956. 4) 51-59

小島 清
賠償と貿易拡大 アジア問題 5-1 (1956. 7) 134-147

小島 清
賠償トランスファーの理論 国際経済 8 (1956. 9) 140-148

栗本 弘
日比賠償の積極的意義 エコノミスト 34-22 (1956. 6. 2) 28-32

栗本 弘
資本財賠償の効果に疑問 エコノミスト 34-39 (1956. 9. 29) 22-26

黒用英雄
東南アジア経済と日本の賠償 海運 343

(1956. 4) 2-6

三島 彰
賠償とアジア投資機関 エコノミスト 34-22 (1956. 6. 2) 33-35

宮田喜代蔵
賠償実施と日本経済の展開の方向 アジア問題 5-1 (1956. 7) 20-31

三好俊吉郎
インドネシヤ賠償の見通し アジア問題 5-1 (1956. 7) 93-103

永野 護
フィリピンの経済開発と賠償問題 アジア問題 5-1 (1956. 7) 32-40
日比賠償実施計画について 外国為替 156 (1957. 1. 15) 20-23

岡野鑑記
日本賠償問題の財政的特質 国際経済 8 (1956. 9) 136-139

大来佐武郎
賠償問題の変遷と国民経済 アナリスト 54 (1955. 9) 20-24

小沢武夫
日本の対外債務と賠償問題 アジア問題 5-1 (1956. 7) 58-66

白幡友敬
日比賠償交渉の経過と今後の問題 アジア問題 5-1 (1956. 7) 84-92

傍島省三
賠償トランスファーの経済理論 バンキング 94 (1956. 1) 34-43

傍島省三
Japan's reparation as a third type of capital transfer. Osaka Economic Paper 4-3 (1956. 2) 9-16

傍島省三
トランスファー・メカニズムの概要—対日賠償の問題にからませて— 大阪大学経済学 5-3/4 (1956. 3) 68-86

植田捷雄
賠償形態の歴史的変遷 アジア問題 5-1 (1956. 7) 48-57

渡辺文平
ビルマ賠償実施の現段階と問題点 アジア問題 5-1 (1956. 7) 76-83

山本重信
賠償と日本経済 アジア問題 3-7 (1955. 12) 84-92

山本重信
賠償問題と貿易 東商 107 (1956. 5) 14-18

吉崎英男
ビルマ賠償の内容について 外国為替

雑誌
文獻
目録

- 137 (1956. 3. 15)5-7
 吉崎英男
 日比賠償協定について 外国為替 143
 (1956. 6. 15) 4-6
- 国際金融・為替**
1. 貨幣・金融 (貨幣・金融・支払準備制度)
 2. 国際通貨 (通貨交換性)
 3. 為替
 4. 国際資本移動
 5. 国際投資
 6. 国際決済制度
 7. 国際収支
 8. 各国金融為替事情 (日本・アジア各国・英国・西独・欧州各国・米・中南米各国)
 1. 貨幣・金融 (貨幣)
- 安部一成
 経済変動過程に於ける貨幣の地位 バンキング 103 (1956. 10) 55-69
- 相川尚武
 近代化投資の実態と展望 アナリスト 5-11 (1956. 11) 11-20
- 天利長三
 再生産表式における貨幣流通 バンキング 105 (1956. 12) 54-75
 アメリカの Flow-of-Funds System について 経済調査 (大和銀) 107 (1956. 12) 10-19
- 荒憲治郎
 フェルナーの袋路と乗数 一橋論叢 35-5 (1956. 5) 81-94
- 荒牧正憲
 通貨論争の背景 経済学研究 (九大) 21-4 (1956. 3) 99-131
- 有沢広巳
 第一次大戦後のマルクの安定をめぐつて— ジャハト著「76年の余の生涯」を讀んで— 世界経済と日本経済・大内先生還暦記念論文集 (下) (1956. 1) 59-82
- 米国連邦準備制度理事会
 米国におけるマネーフロー (訳) 調査月報 (日銀) 31-10 (1956. 10) 33-55
 米国のマネーフロー体系— 国民経済計算の一方式としての「資金の流れ」体系— 経済分析 (通産省) 20 (1956. 3) 88-103
- Dobb, Maurice
 Capital accumulation — A note in reply to Professor H. Horie— Economic

- 吉崎英男
 賠償問題をめぐつて 通商産業研究 4-7 (1956. 7) 50-57

- Review (京都大) 25-1 (1955. 4) 42-48
 エルスナー, フレット
 ヒルファディング金融資本論における功績と誤謬 (林要 訳) 経済評論 5-1 (1956. 1) 147-166
- 衛藤綾子
 リカード貨幣論の展開 経済志林(法政大) 23-4 (1955. 10) 84-112
- 藤田正寛
 輸入価格とインフレーションの関係について—1950~2年の英国の場合に就いて— 国民経済雑誌(神戸大) 94-5 (1956. 11) 67-73
- 深貝善太郎
 利子生み証券における資本擬制について バンキング 98 (1956. 5) 61-68
- 麓健一
 ウィザーズの信用創造論 バンキング 92 (1955. 11) 23-40
- 麓健一
 信用創造と貸借対照表 経商論纂(中央大) 65 (1956. 1) 1-21
- 麓健一
 日本銀行券論—岡橋保教授の所説によせて— バンキング 105 (1956. 12) 24-40
- 五井一雄
 (紹介) F. V. メイヤー「インフレーションと資本」 経商論纂 (中央大) 64 (1955. 11) 189-196
- 五井一雄
 流動性選好説と貸付資金説—とくにカレッキ及びロビンソンの利子論とロバートソンの利子論との対立について— 経商論纂 (中央大) 65 (1956. 1) 58-79
- ガーリー, ジョン・G.
 過剰流動性と欧州の通貨改革(1944~52年) (American Economic Review. 1953年3月号訳) 経済分析 (通産省) 17 (1955. 2) 21-42
- 花井益一
 近代的利子生み資本の本来の運動形態と「貨幣の前貸か資本の前貸か」問題(下) 富山大学経済学部論集 7 (1955. 8) 65-74
- 花井益一

貨幣価値規定の本源的考察 富山大学経済学部論集 8 (1955. 11) 39-50

花井益一
貨幣流通法則の諸形態についての若干の批判的考察(上,下) 富山大学経済学部論集 9 (1956. 3) 13-22, 10 (1956. 6) 51-62

橋爪勝次
貨幣理論の対象とその範囲 研究季報(奈良短大) 3-2 (1956. 1) 33-46

橋爪勝次
一貨幣理論の思想的基礎 バンキング 95 (1956. 2) 57-66

橋爪勝次
メタリズムとノミナリズム 研究季報(奈良短大) 4-1 (1956. 7) 89-102

逸見謙三
商品準備通貨案について 農業総合研究 10-1 (1956. 1) 229-260

平山玄
静態利子について 同志社商学 7-6 (1956. 3) 39-55

平山玄
利子と貨幣 同志社商学 8-1 (1956. 5) 79-91

堀家文吉郎
貨幣の流通速度の分析機関への挿入—もしくはそのときそれに与えられた役割についての覚書— 早稲田政治経済学雑誌 137 (1956. 2) 67-90

一谷藤一郎
生産力要因と時間的選択要因—利子率の決定におけるその相対的重要性— 大阪大学経済学 5-3/4 (1956. 3) 22-49

一谷藤一郎
短期利率と長期利率との関係 バンキング 97 (1956. 4) 12-26

一谷藤一郎
ケインズ利子論の再検討 金融経済 38 (1956. 6) 1-13

一谷藤一郎
所得の変動と利子率の決定 バンキング 100 (1956. 7) 25-42

飯田繁
利子つき資本の運動方式—流通と信用— バンキング 95 (1956. 2) 12-24

飯田繁
利子つき資本の形態における物神と擬制 バンキング 100 (1956. 7) 89-101

飯田繁
兌換銀行券と不換銀行券—岡橋保教授の所説をめぐって— 経済評論 5-11(1956. 11) 33-45

生川栄治
金融資本の概念と銀行 バンキング 102 (1956. 9) 41-50

今野登
信用制度の基礎としての利子つき資本についての—考察 経済学(東北大) 37 (1955. 10) 102-135

石田興平
貨幣理論におけるシュムペーターとケインズ バンキング 101 (1956. 8) 12-25

石野典
銀行信用について 札幌短大論集 1 (1956. 3) 73-95

伊藤岩
社会主義貨幣の本質 新潟大学法経論集 5-2 (1956. 1) 1-17

伊藤薫
リカードの貨幣論と国際交換論—貨幣数量説に関する—考察— 六甲台論集(神戸大) 2-1 (1955. 10) 1-20

伊東政吉
貨幣の職能と貨幣政策の効果 経済研究(一橋大) 7-3 (1956. 7) 209-217

伊藤俊夫
新古典派貨幣理論の吟味—パティンキンの所説について— 金融経済 40 (1956. 10) 15-27

川口弘
所得速度と有効需要弾性性 バンキング 96 (1956. 3) 39-50

金融問題調査委員会
発券制度に関する参考資料 金融 111 (1956. 6) 19-33

Kohlmay, G.
貨幣論の分野においてドイツ・マルクス経済学の当面する課題(Wirtschafts wissenschaft 1955. 5号訳) バンキング 97 (1956. 4) 89-99

小泉忠之
資金循環分析について 財政経済弘報 563 (1956. 4. 16) 8-9

国民経済計算における資金流れ体系, 1939-54年年別推計(Federal Reserve Bulletin. Oct. 1955) 調査月報(大蔵省) 45-4 (1956. 4) 94-118

国連統計事務局
資本形成の概念と定義(U. N.: Concepts and definitions of Capital Formation) 調査月報(大蔵省) 45-4 (1956. 4) 78-93

公定歩合引上のインフレ抑制効果について—英国の経験— 産業金融時報(興銀)

雑誌
文
献
目
録

- 84 (1955. 12) 1-25
- 紅 林 茂 夫
管理通貨の管理と本質—ケインズ管理通貨論への若干の疑問— 調査時報(富士銀) 100 (1956. 7) 29-43
- 紅 林 茂 夫
管理通貨の管理と本質—管理通貨におけるケインズへの疑問— 経済研究(一橋大) 7-3 (1956. 7) 238-243
- 沓 水 勇
中央銀行による信用創造の問題 経済志林(法政大) 23-1 (1955. 1) 51-84
- Machlup, Fritz
平価切下の分析における相対価格と総支出 調査月報(大蔵省) 44-10 (1955. 10) 60-74
- 松 岡 孝 児
所得説と数量説との異同—アフタリオンを中心として— バンキング 98 (1956. 5) 25-38
- 三 上 隆 三
販路法則と貨幣数量説—販路法則のケインズの批判について— バンキング 95 (1956. 2) 47-55
- 三 木 谷 良 一
「流動性選好」利子理論への一考察—ストック分析とフロー分析をめぐつて— 神戸商大論集 18 (1956. 7) 77-102
- 源 秀 夫
貨幣供給と流動性選好 商経学叢(近畿大) 4-2/3 (30周年論集) (1956. 3) 223-243
- 三 宅 武 雄
信用創造理論の現実化 金融経済 34 (1955. 10) 17-27
- 三 宅 武 雄
後進国におけるインフレーション—第二次世界大戦以降における東南アジア諸国について— 金融経済 36 (1956. 2) 43-59
- 宮 田 喜 代 蔵
インフレーションと通貨改革 国民経済雑誌(神戸大) 93-1 (1956. 1) 1-14
- 宮 田 喜 代 蔵
ドイツ通貨改革の性格 バンキング 96 (1956. 3) 12-25
- 森 七 郎
銀行券発行制度について(上)—インフレ・デフレの基礎構造(4)— 金融経済 39 (1956. 8) 28-61
- 森 川 太 郎
投資乗数における問題 バンキング 100 (1956. 7) 44-53
- 村 井 俊 雄

- 現金準備率と信用創造—多数銀行に於ける乗数の理論— 三田学会雑誌 49-6 (1956. 6) 30-39
- 長 尾 義 三
投入産出分析に於ける貨幣の導入 同志社商学 7-6 (1956. 3) 56-75
- 長 岡 豊
金融資本とは何か 六甲台論集(神戸大) 2-4 (1956. 3) 32-37
- 中 村 重 夫
正常価格論としての購買力平価説 バンキング 100 (1956. 7) 78-87
- 中 西 仁 三
経済に於ける所謂流動性に就て 経済学論叢(同志社大) 6-5/6 (1956. 3) 1-18
- 中 谷 稔
Credit money and its control. Economic Review(京都市大) 24-2 (1955. 10) 1-17
- 新 野 幸 次 郎
「一般理論」における貨幣について バンキング 101 (1956. 8) 78-85
- 西 村 閑 也
1810年のイギリスのインフレーション—地金論争の理解のために— 金融経済 36 (1956. 2) 25-42
- 則 武 保 夫
貨幣的経済理論の成立・性格とその基盤 経済学研究年報(神戸大) 2 (1955. 12) 255-279
- 岡 橋 保
日本銀行券論—その擬制的資本規定を中心として— バンキング 100 (1956. 7) 55-76
- 岡 橋 保
不換銀行券 金融経済 39 (1956. 8) 1-27
- 岡 橋 保
インフレーション論争史(1) 世界経済評論 31 (1956. 11) 55-63
- 大野 喜久之輔
(紹介) J. S. ガーレイ, E. S. ショー「経済発展の金融的側面」 国民経済雑誌(神戸大) 93-3 (1956. 3) 72-75
- 大野 喜久之輔
J. J. ボテーク, W. H. ホワイト「貨幣数量に及ぼす所得拡張の効果」 国民経済雑誌(神戸大) 94-2 (1956. 8) 70-74
- 大野 喜久之輔
貨幣的経済理論としての「一般理論」に対する一考察—「一般理論」における貨幣作用をめぐつて— 国民経済雑誌(神戸大) 95-1 (1957. 1) 47-64
- 大 野 信 三

分配学説の典型—分配理論への序説— 明
大商学論叢 40-2 (1957.1) 21-48
大崎平八郎
ソヴェト信用の特質とその諸形態(3) 経
理知識(明治大) 5-3/4 (1955.12) 29-
36
Polak, J. J., White, W. H.
貨幣量に及ぼす所得膨脹の効果 (I. M. F.
Staff Papers, Aug. 1955 訳) 調査月報
(大蔵省) 45-1 (1956.1) 70-90
連邦準備制度理事会のマネーフロー分析
調査月報(日銀) (1956.11) 41-52
利子率(上) 調査月報(大蔵省) 44-11
(1955.11) 1-34
利子理論と日本の高金利—近代経済理論よ
りみた日本経済(5)(討論会: 館竜一郎
他) 東洋経済新報 2744 (1956.9.8) 56
-64
佐々木 晃
マルクス「貨幣論」の方法について(5)
経済集志(日本大) 25-5 (1955.12) 83-
122
島本 融
デフレ政策の意味するもの 商学討究(小
樽商大) 5-3 (1954.12) 39-55
新庄 博
国民所得論への金融論的関心 経済学研究
年報(神戸大) 2 (1955.12) 85-108
静田 均
金融資本の概念と本質 経済論叢(京大)
77-3 (1956.3) 17-36
傍島 省三
貨幣の諸機能について バンキング 106
(1957.1) 12-22
副島 種典
社会主義経済における貨幣についての一考
察 法経論集(愛知大) 17/18/19(1956.
11) 47-72
杉浦 治七
銀行券に関するアダム・スミスの学説につ
いて—その通貨主義および銀行主義との
関係— バンキング 92 (1955.11) 42-
49
鈴木喜久夫
ヒルファディングの信用理論 経済学(東
北大) 39 (1956.3) 1-30
高田 博
社会的評価の性質と貨幣 経済学季報(立
正大) 11 (1955.8) 41-60
高田 博
貨幣的理論の反省—ラッキングの経済学—
経済学季報(立正大) 12 (1955.11) 15

-32
高木 暢 哉
商業信用と銀行信用 バンキング 92
(1955.11) 12-21
高木 暢 哉
スミスの原理と通貨主義 バンキング 99
(1956.6) 12-21
高木 暢 哉
通貨原理と銀行原理について 経済学研究
(九大) 22-1 (1956.6) 21-50
高橋 泰 蔵
「交換方程式」の原型と銀行主義理論—サ
イモン・ニューコムの「交換方程式」—
—橋論叢 36-3 (1956.9) 64-71
竹村 脩 一
信用制度の基礎について 大分大学経済論
集 7-4 (1956.3) 21-42
滝口 義 敏
インフレの処理と通貨の安定工作 世界経
済と日本経済・大内先生還暦記念論文集
(下) (1956.1) 170-210
玉野 井 昌 夫
信用理論と貨幣理論 学習院大・政経学部
研究年報 3 (1955.12) 503-546
田中 生 夫
「アイルランド通貨報告」と「地金報告」
法経学会雑誌(岡山大) 15 (1955.11)
1-25
田代 正 夫
第二次大戦における日本の貨幣信用制度
(2) 社会労働研究(法政大) 5 (1956.
3) 54-66
投資の生産力効果について 調査月報(日
銀) 31-11 (1956.11) 1-8
宇野 博 二
スウィーザーの金融資本観について—ア
メリカ金融資本の類型と関連して— 学習
院大・政経学部研究年報 3 (1955.12)
547-583
渡辺 佐 平
オーヴァーストーンのパーマー批判 世界
経済と日本経済・大内先生還暦記念論
文集(下) (1956.1) 321-356
山田 良 治
物価理論における一つの問題点—いわゆる
貨幣数量説と所得説を通して見た貨幣観
— 青山経済論集 7-3 (1955.12) 113-
158
山本 二 三 丸
貨幣理論の根本問題—「貨幣の本質」論に
ついて— 法経論集(愛知大) 17/18/19
(1956.11) 73-119

- 矢内原 勝
スターリング地域の植民地通貨制度 三田
学会雑誌 49-11 (1956.11) 15-28
- 矢尾次郎
乗数と所得流通速度 バンキング 93
(1955.12) 21-32
- 矢尾次郎
貨幣の復活 国民経済雑誌(神戸大) 94-
2 (1956.8) 1-15
- 安田 充
利子理論における最近の新展開 銀行論叢
50-10 (1956.10) 1-9
- 安田 充
利子の一般均衡理論—ヒックスとパティン
キンを中心として— バンキング 106
(1957.1) 35-46
- 安川七郎
金利体系と金利政策(上,下) アナリスト
3 (1955.11) 29-40, 4 ('55.12) 35-42
- 吉田 義三
経済変動における貨幣的要因 バンキング
98 (1956.5) 39-49
- 吉野 昌甫
要因費用と利子費用 バンキング 93
(1955.12) 55-59
- 吉野 昌甫
利子論覚書 バンキング 104 (1956.11)
47-53
- 全国銀行協会連合会
主要各国の発券制度とわが国現行制度の沿
革および概要 金融財政事情 7-14
(1956.4.2) 31-42
- (金 融)
- 荒井 寿一
銀行統制に関する若干の問題点 バンキン
グ 98 (1956.5) 51-59
- 荒井 政治
イギリス初期地方銀行の成立について 関
西大学経済論集 6-6 (1956.10) 59-70
米英独三カ国の金融政策について 調査
(三菱銀) 37 (1956.12) 17-32
中央銀行の選択的信用調節 調査月報(日
銀) 31-3 (1956.3) 1-7
- Dacey, W. Manning
公定歩合の作用についての一考察 (“The
British Banking Mechanism” 第12章
訳) 調査月報(大蔵省) 44-11 (1955.
11) 75-82
- Dacey, W. Manning
イギリスの金融のメカニズム(The British
Banking Mechanism, 1952年版第1章~

- 第4章抄訳) 調査月報(大蔵省) 45-
10 (1956.10) 75-92
- 英蘭銀行の公開市場操作について 調査月
報(日銀) 31-12 (1956.12) 9-15
- 藤沢 正也
London money market の構造的変化につ
いて 商学討究(小樽商大) 6-3 (1955.
12) 1-44
- 藤沢 正也
イギリスに於ける cheap money policy の
展開 商学討究(小樽商大) 7-1 (1956.
7) 1-40
- 藤沢 正也
イギリスに於ける金利政策の新傾向につ
いて 商学討究(小樽商大) 7-2/3 (1956.
12) 127-169
- 福田 敬太郎
株式投資と資本蓄積 バンキング 103
(1956.10) 20-28
- Hansen, A. H.
通貨政策について (Review of Econ. &
Statistics. May. 1955訳) 調査月報(大
蔵省) 45-1 (1956.1) 54-63
- Harrod, R.
英蘭銀行公定歩合論 (Bankers' Magazine.
所載訳) バンキング 92 (1955.11)
104-108
- Hawtrey, R. G.
公定歩合と信用制限 (Bankers' Magazine.
Oct. 1955訳) 調査月報(大蔵省) 45-
1 (1956.1) 64-69
- 林 久吉
割賦信用 明大商学論叢 40-2 (1957.1)
1-19
- 肥後 和夫
緊縮政策の構造と系譜—平価高=物価安政
策の限界— 経商論叢(中央大) 64
(1955.11) 111-131
- 樋口 午郎
銀行預金の貨幣性と証券性 バンキング
97 (1956.4) 28-38
- 家田 茂一
アジアの経済構造における中央銀行の役割
とその機能 アジア問題 5-2 (1956.8)
44-55
イギリスの1955年の通貨政策(The Banker.
Feb. 1956訳) 調査月報(大蔵省) 45-
5 (1956.5) 16-22
- 飯田 正義
前期的銀行形態について 産業経済研究
(久留米大) 1 (1955.7) 116-139
- 飯田 正義

英蘭銀行以前の金匠銀行について(2)(3)
—近代的銀行の端緒を探る— 産業経済研究(久留米大) 2 (1955.12) 93-115, 3 ('56.2) 53-85

飯田正義
資本前期の銀行設立計画 産業経済研究(久留米大) 4 (1956.5) 71-100

飯田正義
銀行制度について—その方法と展開— 産業経済研究(久留米大) 5 (1956.10) 75-120

今西庄次郎
公社債価値論 関西大学経済論集 5-7 (1955.11) 1-26

伊東讓
金融市場と農業 バンキング 92 (1955.11) 63-77

伊東讓
資本制限について バンキング 102 (1956.9) 52-62

岩田巖雄
投資銀行の機能と性格—「伝統型」アメリカ財務論の生成基礎— 経商論纂(中央大) 71 (1956.12) 31-52

井関孝雄
金融論における消費金融の地位 バンキング 102 (1956.9) 28-39
海外諸国(除米国)の消費者賦払信用について(F. R. B. of N. Y. Monthly Review Jan. 1956訳) 金融情報(勤銀) 9-5 (1956.5) 22-33

梶山武雄
マーケット・オペレーションの意味するもの 銀行論叢 49-12 (1955.12) 1-16

川口慎二
企業金融の新様式—米国銀行業とターム・ローン— 大阪大学経済学 5-3/4 (1956.3) 244-268

川合一郎
投機信用について 経済研究(一橋大) 7-3 (1956.7) 192-200

川合一郎
株式市場と貨幣資本市場 インヴェストメント 9-8 (1956.9) 1-11

河本博介
銀行の証券業務に関する一考察 経営と経済(長崎大) 35-1 (五十周年記念論文集 1955.9) 135-152

黒川芳蔵
政府金融機関の金融補完について 同志社商学 7-4 (1955.10) 19-36

黒川芳蔵

政府金融機関の産業資金供給について—日本開発銀行について— 同志社商学 8-3 (1956.10) 74-99

桑田英次
通貨政策の復活と公開市場操作の復位 金融 109 (1956.4) 9-11

桑田英次
銀行の流動性と国庫手形の問題 金融 117 (1956.12) 11-14

Macrae, N.
イギリスの資本市場の機構と運営(1)(2) (Macrae, N.: The London Capital Market. 1955. 抄訳) 調査月報(大蔵省) 45-4 (1956.4) 119-142, 45-8 ('56.8) 88-109

松村善太郎
ニュー・ディール通貨政策の展開過程 経済理論(和歌山大) 30 (1956.3) 27-45

Miller, Ervin
世界経済の変貌と金融政策 (Quarterly Journal of Economics, Feb. 1956 訳) 経済分析(通産省) 21 (1956.7) 93-107

森垣淑
イギリス地方銀行小論(1) 金融経済 41 (1956.12) 18-36

森川太郎
大戦以後の英国銀行業—貸出減少の傾向とそれをめぐる問題— 関西大学経済論集 70周年特集 (1955.11) 205-225

長尾義三
金融連関と産業連関 バンキング 93 (1955.12) 12-19

長尾義三
金融への政治の圧力—日本の経験の記録— 銀行論叢 50-6 (1956.6) 1-11

長尾義三
資金循環の経路と量 バンキング 103 (1956.10) 30-41

長沢惟恭
金融論 一橋論叢 35-4 (1956.4) 54-73

中西仁三
1844年の英蘭銀行条例に就て 経済学論叢(同志社大) 7-2 (1956.9) 34-53

中村勝己
アメリカの土地投機に関する一研究—Holland Land Company の場合— 三田学会雑誌 50-1(1957.1) 39-52

Newlyn, W. T.
基本原則から見た信用引締め (Bankers' Magazine, Oct. Nov. 1955 訳) バンキング 95 (1956.2) 117-123

西川元彦

雑誌
文獻
目録

- 景気政策としての金融政策 通商産業研究 4-5 (1956.5) 35-41
- 欧米における公定歩合の変更と市中金利の関係 調査月報(日銀) 31-8 (1956.8) 33-41
- 大平陽太郎
銀行事務のオートメーション・システム—アメリカに於ける機械化の進歩— 銀行論叢 50-6 (1956.6) 52-56
- 岡田孝
銀行の流動性をめぐる問題 金融 114 (1956.9) 12-16
- 岡村正人
自己金融と配当政策 バンキング 97 (1956.4) 40-49
- 沖中恒幸
預金コストについて バンキング 98 (1956.5) 12-24
- 沖中恒幸
普通貸出の流動性について 銀行論叢 50-9 (1956.9) 1-8
- 沖中恒幸
資金の潜在需要と役割 バンキング 106 (1957.1) 61-73
- 奥隅栄喜
企業金融の基本問題への接近—ナイト理論の線にそつて— 明大商学論叢 40-1 (1956.12) 59-75
- Rogers, R.
柔軟性ある信用政策 (Bankers' Magazine. Sept. 1955. 訳) バンキング 93 (1955.12) 61-67
- Rogers, Ramond
貸出対預金比率の重要性 バンキング 105 (1956.12) 89-101
- 酒井安隆
通貨・金融政策の現段階とその本質 経済学雑誌(大阪市大) 33-1/2 (1955.8) 155-180
- 佐藤博
銀行経営における本部経費の配賦について—営業店原価計算を中心として— 商学論集(福島大) 24-3 (1955.12) 62-84
政府短期証券起債方法の変遷(1)—短期証券と日銀信用の関係を中心として— 調査月報(日銀) 31-6 (1956.6) 23-35
戦前における「預け金」勘定について 調査月報(日銀) (1956.3) 38-47
- 下村治
預金超過と貯蓄超過との関係について 金融財政事情 286 (1956.3.5) 24-26
- 新庄博
金融政策とその中立性 バンキング 100 (1956.7) 103-113
- 篠原康次郎
産業金融の諸側面 通商産業研究 4-9 (1956.9) 18-25
信託予金の性格について 金融 118 (1957.1) 18-28
- 高木暢哉
預金銀行取引の発展と構造 金融経済 41 (1956.12) 1-17
- 高木暢哉
貨幣取引業と預金銀行 バンキング 106 (1957.1) 48-59
- 高橋長太郎
資金需給・産業別貸出と政策投資 経済研究(一橋大経研) 6-4 (1955.10) 323-327
- 高橋泰蔵
経済社会と企業をつなぐもの—オーバー・ローンと企業資本の異常構成とに因みて— ビジネス・レビュー(一橋大) 3-4 (1956.3) 1-13
- 高橋泰蔵
産業体系と金融—経済の「軌道」をめぐつて— 通商産業研究 4-9 (1956.9) 2-10
- 竹島富三郎
金融政策の目標と体系—金融体系の分析— バンキング 105 (1956.12) 42-52
投資動向を示す諸統計について 経済分析(通産省) 20 (1956.3) 59-87
- 土屋喬雄
日本における銀行業黎明期に関する一考察—世界経済と日本経済・有沢教授還暦記念論文集Ⅱ (1956.12) 139-167
- 鶴岡義一
金融政策の基本に関する序章的—考察 早稲田政治経済学雑誌 137 (1956.2) 113-134
- 渡辺佐平 桑野仁 芹沢彪衛 黒田久太
通貨政策の再検討 アナリスト 5-7 (1956.7) 1-29
- 吉野昌甫
「ファイナンス」について 金融経済 38 (1956.6) 49-61
- 吉野俊彦
公開市場操作について バンキング 95 (1956.2) 26-36
- (支払準備制度)
アメリカの支払準備制度 調査月報(三井銀) 248 (1956.3) 29-33
米国における支払準備率操作 調査月報(日銀) 31-6 (1956.6) 3-6

米国における支払準備制度の運用 調査月報(日銀) 31-11 (1956.11) 8-14
 英国に於ける流動比率の法定をめぐる諸問題 調査(三菱銀) 33 (1956.8) 17-40
 笹 健 一
 支払準備制度をめぐる諸問題 銀行論叢 50-5 (1956.5) 2-11
 堀 田 庄 三
 海外支払準備制度の現況 経済人 10-5 (1956.5) 7-10
 一 谷 藤 一 郎
 支払準備制度創設をめぐる問題 エコノミスト 34-37 (1956.9.15) 24-27
 飯 塚 由 利
 地方銀行の立場からみた支払準備金制度の在り方 金融財政事情 287(1956.3.12) 29-31
 堀 山 武 雄
 支払準備制度論 銀行論叢 50-4(1956.4) 7-20
 各国における支払準備制度について (1-3) 金融 111 (1956.6) 9-18, 112 (1956.7) 19-26, 113 (1956.8) 8-21
 各国の支払準備制度 (F. R. B. of N. Y. Monthly Review. Oct. 1955 訳) 調査月報(日銀) 31-1 (1956.1) 32-38
 金融問題調査委員会
 支払準備制度の導入について 金融 116 (1956.11) 21-23
 紅 林 茂 夫
 支払準備制度設定の是非を繞る諸問題 金融財政事情 287 (1956.3.12) 26-28
 紅 林 茂 夫
 支払準備制度設定の是非を繞る諸問題 調査時報(富士銀) 97 (1956.4) 4-11
 黒 川 芳 蔵
 支払準備制度について 同志社商学 7-6 (1956.3) 76-96
 黒 川 芳 蔵
 我国の中小金融機関と支払準備制度について 同志社商学 8-1 (1956.5) 59-78
 中 谷 実
 支払準備制度の意味するもの バンキング 96 (1956.3) 27-37
 田 村 俊 夫
 西ドイツにおける最低準備の法制と手続 金融 110 (1956.5) 33-38
 西ドイツにおける支払準備制度の運用 調査月報(日銀) 31-10 (1956.10) 7-12
 西ドイツの支払準備制度 調査月報(日銀) 31-7 (1956.7) 7-11
 ニューゼーランドの支払準備制度とその運

用 調査月報(日銀) 31-11 (1956.11) 15-20
 オーストリアの支払準備制度について 調査月報(日銀) 31-9 (1956.9) 7-10
 流動性比率は決定化さるべきか—英国における支払準備論争— (The Banker. 1956.4月号訳) 調査月報(三井銀) 253 (1956.8) 36-43
 支払準備制度導入の問題点 調査時報(富士銀) 99 (1956.6) 4-11
 支払準備制度にたいする外国の市中銀行の見解 金融 115 (1956.10) 12-15
 支払準備制度について 金融情報(勸銀) 9-4 (1956.4) 22-27
 支払準備制度の原理と効果 調査時報(富士銀) 97 (1956.4) 12-28
 支払準備制の機能と問題点—通貨政策としての効果をめぐつて—エコノミスト 34 -12 (1956.3.24) 27-29
 島 本 融
 支払準備制度論 金融経済 40 (1956.10) 1-14
 吉 野 俊 彦
 各国の支払準備制度の実情 経団連月報 4-4 (1956.4) 45-47
 吉 野 俊 彦
 支払準備制度について バンキング 101 (1956.8) 27-37
 わが国金融問題の性格と支払準備制度導入について 調査時報(富士銀) 101 (1956.9) 24-37

2. 国際通貨

ベーヤマン, J. N.
 国際通貨基金協定に対する改正意見 (Economic Journal 1953年6月号訳) 経済分析(通産省) 17 (1955.2) 51-55
 ベルギー自由金市場の再開 東京銀行月報 8-3 (1956.3) 43-45
 エイデルナント, A.
 帝国主義の時代における金の価値尺度としての機能 (「貨幣と信用」誌1956年1号訳) 経済評論 5-11 (1956.11) 131-140
 IMF 1956年年次報告(訳) 世界週報 37 -31 (1956.11.1) 60-71
 駒 杉 秀 次
 スターリング地域におけるルビーの地位 アジア問題 5-2 (1956.8) 118-126
 松 村 善 太 郎
 ドル不足の現段階とアメリカ貿易自由化の限界 バンキング 101 (1956.8) 62-76
 森 沢 秀 二

- 国際通貨基金 商経学叢 (近畿大) 4-2/3
(30周年記論集) (1956. 3) 245-270
- 森 沢 秀 二
世界銀行—国際復興開発銀行— 商経学叢
(近畿大) 5-1 (1956. 6) 59-80
- 村 野 孝
破れた封鎖性の機能的分析—スターリング
地域は崩壊するか— エコノミスト 34
-30 (1956. 7. 28) 17-22
- 村 野 孝
戦後の国際通貨問題と国際通貨基金 経済
評論 5-11 (1956. 11) 115-121
- 小 沢 茂 樹
世界銀行に対する出資円貨の解除について
外国為替 137 (1956. 3. 15) 8-10
最近における金生産と通貨準備の動向—国
際決済銀行年次報告より— 東京銀行月
報 7-10 (1955. 10) 36-52
世界銀行の融資実績 東京銀行月報 8-2
(1956. 2) 45-51
世界通貨と交換性 (IMF 年次報告1955年)
世界週報 36-28 (1955. 10. 1) 56-68
スエズ問題とスターリング・ポンド 通商
調査月報 66 (1956. 12) 1-19
スターリング・ポンド 通商調査月報 63
(1956. 9) 44-64
- 東京銀行ロンドン支店
ロンドン銀市場の近況 東京銀行月報 8-
7 (1956. 7) 11-17
- 矢 島 保 男
1930年代初期における金とアメリカ経済
早稲田商学 120 (1956. 1) 121-130
ヨーロッパ通貨協定 東京銀行月報 7-11
(1955. 11) 4-14
ヨーロッパ通貨協定条文 (資料) 東京銀
行月報 8-8 (1956. 8) 28-45
- 行 沢 健 三
ポンド・スターリング論の展望 (1, 2) 経
済学論究 (関学大) 10-1 (1956. 4) 67-
92, 10-2 (56. 7) 47-78
- 行 沢 健 三
スターリング地域における通貨問題 世界
経済評論 34 (1957. 2) 10-15

(通貨交換性)

- Albrecht, Karl
交換性の経済的側面について (Economia
Internazionale, May. 1955 訳) 調査月
報 (大蔵省) 44-12 (1955. 12) 52-60
近づく欧州通貨の交換性回復 外国為替
135 (1956. 2. 15) 12-14
- 藤 井 正 夫

- 交換性回復とアジア通貨の将来 アジア問
題 5-2 (1956. 8) 66-73
- Goedhart, C.
通貨交換性回復の諸条件 (Economia Inter-
nazionale, May 1955 訳) 調査月報 (大
蔵省) 44-10 (1955. 10) 31-38
- Harrod, Roy
交換性の諸問題 (Economia Internazio-
nale, Feb. 1955 訳) 調査月報 (大蔵省)
44-10 (1955. 10) 23-30
- 長 谷 川 光 延
国際経済に於ける通貨交換性回復と貿易自
由化の動向—特に日本の立場を回つて—
調査時報 (伊藤忠) 63 (1955. 2) 42-59
- Jacobson, Per.
交換性復帰の諸問題 (Economia Interna-
zionale, Feb. 1955 訳) 調査月報 (大
蔵省) 44-10 (1955. 10) 17-22
- 景 山 哲 夫
国際協働による通貨兌換性の回復の問題—
欧州経済統合の経験に鑑みて— 商経学
叢 (近畿大) 4-2/3 (30周年記論集)
(1956. 3) 291-318
交換性問題をめぐつて—ハロッドの所論を
中心とする論争— パンキング 92
(1955. 11) 108-114
- Küng, Emil
通貨自由交換性実施に至る過渡段階の諸問
題 (Economia Internazionale, May 1955
訳) 調査月報 (大蔵省) 44-10 (1955.
10) 39-49
- 半 谷 二 三 男
国際経済に於ける通貨交換性と貿易自由化
の動向 調査時報 (伊藤忠) 63 (1955.
2) 60-69
- 西 巻 嘉 次
通貨交換性に関する問題 呉羽紡績月報
74 (1956. 2) 22-25
- 佐々木 暈
ドル不足の恒常性と自由交換回復問題 外
国為替 132 (1956. 1. 1) 19-24
通貨交換性問題の現段階 調査時報 (伊藤
忠) 57 (1954. 8) 45-55
通貨交換性と欧州通貨協定 海外市場月報
48 (1955. 10) 48-50

3. 為 替

- 安 藤 盛 人
為替正常化と為替相場制度 アナリスト
5-4 (1956. 4) 21-30
- 荒川健夫 森 弘 尾関春彦 工藤振作
双務協定の現況および考察 (1-3) 財政経

済弘報 585 (1956. 8. 15) 1-3, 586 ('56. 8. 20) 3-4, 587 ('56. 8. 27) 4
 Brems, Hans
 外国為替レートと独占的競争 (Economic Journal June 1953 訳) 経済分析 (通産省) 17 (1955. 2) 43-50
 ドル・プール再論 東京銀行月報 8-11 (1956. 11) 4-17
 古川 汎 慶
 外国為替自由化の諸問題 財政金融統計月報 65 (1956. 7) 3-8
 後藤 誉之助
 外貨バッファー論 エコノミスト 34-21 (1956. 5. 26) 18-22
 後藤 誉之助 金森久雄
 外貨バッファー論 通商産業研究 4-5 (1956. 5) 24-34
 池田 実
 外国為替理論の再吟味 商経学叢(近畿大) 4-2/3 (30周年記念論集) (1956. 3) 19-52
 石井 隆一郎
 (資料) 為替相場引下げの分析について 国民経済雑誌(神戸大) 92-6 (1955. 12) 72-77
 川口 嘉一
 非集中通貨為替相場の自由化について 外国為替 150 (1956. 10. 1) 5-8
 為替平衡資金について—国内金融市場に対する中和的操作を中心に— 調査(三菱銀) 32 (1956. 6) 2-16
 為替平衡資金について 調査月報(日銀) 31-8 (1956. 8) 1-5
 小寺 武四郎
 自由為替レートと固定為替レート バンキング 101 (1956. 8) 39-49
 小泉 明
 外貨バッファー論の問題点 一橋論叢 36-5 (1956. 11) 81-98
 国際為替の動向—1955年中の推移と今後の問題— 東京銀行月報 8-2 (1956. 2) 4-29
 隈部 大蔵
 保有外貨と経済安定成長政策—外貨バッファー論の問題点— 貿易と関税 4-6 (1956. 6) 19-21
 松岡 健二郎
 主要国の外貨準備利用状況 外国為替 139 (1956. 4. 15) 25-27
 水谷 一雄
 外国為替相場の二面性 国民経済雑誌(神戸大) 94-6 (1956. 12) 1-13
 Morgan, E. Victor

伸縮的為替率の理論(American Economic Review. June. 1955 訳) 調査月報(大蔵省) 44-10 (1955. 10) 50-59
 森 七郎
 外国為替管理制度について—インフレ・デフレの基礎構造(3)— 金融経済 35 (1955. 12) 1-29
 西川 徹
 為替レート切下げの交易条件に与える効果 経済論叢(京大) 78-2 (1956. 8) 33-56
 小野 朝男
 「手形の価格」としての為替相場の形成 (1, 2)—為替相場理論批判— 経済理論(和歌山大) 28 (1955. 11) 41-56, 29 ('56. 1) 47-66
 大月 高
 進展する為替自由化 貿易と関税 4-3 (1956. 3) 14-18
 尾崎 英二
 ブレトンウッズ体制下の為替に対する一考察 外国為替 135 (1956. 2. 15) 7-12
 尾崎 英二
 外貨バッファー論について 財政経済弘報 574 (1956. 6. 18) 6-8
 尾崎 英二
 蓄積外貨をめぐる問題—外貨バッファー論を検討する— 通商産業研究 4-8 (1956. 8) 58-66
 戦前の為替金融について 調査月報(日銀) (1956. 7) 1-6
 柴田 裕
 外国為替市場の安定性についての覚書—二国二財ケース—国際経済 7 (1955. 10) 166-179
 下村 治
 「外貨バッファー論」への反論(上, 下) —後藤誉之助氏を批判する— エコノミスト 34-23 (1956. 6. 9) 12-16, 34-24 ('56. 6. 16) 28-31
 真藤 素一
 金輸出禁止下の為替相場 金融経済 40 (1956. 10) 52-76
 わが国外貨集中勘定の機能的特性—殊に英国為替平衡勘定との対比における— 経済調査(大和銀) 102 (1956. 7) 4-12
 山口 茂
 外国為替理論の一考察 バンキング 103 (1956. 10) 12-18
 依光 良馨
 ドル不足問題序説 東京経大会誌 31 (1955. 7) 1-42
 依光 良馨

ドル不足問題(1) —世界資本主義の全般的危機の現れとしてのドル不足問題—
東京経済学会誌 15 (1956. 5) 71-102

雑
誌
文
献
目
録

4. 国際資本移動

Bromfield, A. I.

戦後の国際経済における資本移動について
(3-7 完) 外国為替 127 (1955. 10. 1)
21-27, 128 ('55. 10. 15) 23-27, 129 ('55.
11. 1) 32-34, 130 ('55. 11. 15) 24-27,
131 ('55. 12. 1) 13-17

原 覚 天

国際資本移動における植民地利潤の戦後形
態 国際経済 8 (1956. 9) 131-135

樋 口 午 郎

国際資本移動の諸形態 バンキング 104
(1956. 11) 12-24

藤 田 正 寛

国際短期資本移動理論の一考察—異常的移
動について— 国民経済雑誌 (神戸大)
94-2 (1956. 8) 50-66

1953-55年における民間資本の国際移動(国
連経済社会理事会報告) 調査月報(大蔵
省) 45-11 (1956. 11) 1-43

田 中 喜 助

戦後の国際短期資本移動 早稲田商学
119 (1955. 11) 105-138

5. 国際投資

安 達 次 郎

海外投資保険制度の創設について 経団連
月報 4-5 (1956. 5) 45-47

米国外海外投資活動 (1-3完)—直接投資を中
心として— 証券 79 (1956. 1) 24-28,
80 ('56. 2) 46-49, 82 ('56. 3) 22-28

紡績の資本輸出 日本経済のうごき 33
(1956. 5) 28-33

外人投資の実態と旧株取得制限の廃止 日
本経済のうごき 32 (1956. 4) 3-13

外貨に関する法令集覧 インヴェストメン
ト 9-11 (1956. 12) 1-107

林 雄 二 郎

最近におけるわが国の海外投資の実情—主
として東南アジア諸国について— 金融
財政事情 7-24 (1956. 6. 11) 39-41

池 田 重 隆

進出する西ドイツの資本輸出 世界経済評
論 32 (1956. 12) 22-28

石 橋 邦 夫

戦後におけるイギリスの資本輸出 世界経
済評論 32 (1956. 12) 16-21

石 丸 忠 富

わが国民間海外投資の現状と問題点 経団
連月報 4-3 (1956. 3) 42-45

石 見 尚

戦後農業における外資導入の展開—日本ナ
ショナリズムの側面との関連において—
農村研究 (東京農大) 4 (1955. 11) 14-
35

従属化深まる外資導入 エコノミスト 33
-40 (1955. 10. 1) 28-33

海外投資の動向を探る—原料投資から機械
投資へ— エコノミスト 34-20 (1956.
5. 19) 40-44

海外投資促進のための具体策 日本経済の
うごき 33 (1956. 5) 22-28

各国の外資導入措置の概要 外国為替
156 (1957. 1. 15) 24-27

小 島 慶 三

世界経済の構造的変化と対外投資政策の動
向—とくに日本における対外投資政策の
問題点その位置, 機能, 効果, 限界をめ
ぐつて— アナリスト 3-1 (1957. 1)
23-33

小 長 啓 一

最近における海外投資の動き—海外投資の
現状と欧米各国の動向— 通商産業研究
4-7 (1956. 7) 34-41

小 長 啓 一

海外投資の現状と問題点 外国為替 146
(1956. 8. 1) 15-18

後進諸国の外資導入法又は外資に対する措
置 海外調査資料 (輸銀) 8 (1956. 3)
69-140

町 田 夷

資本輸出についての覚え書 早稲田商学
120 (1956. 1) 67-84

Machlup, Fritz

貧窮諸国の開発融資—外国資本と国内イン
フレー (川口芳弘訳) 季刊理論経済学
6-3/4 (1956. 4) 103-111

ミナス製鉄所への投資問題—日本ブラジル
合辦の製鉄所建設計画— 海事資料 5-
9 (1956. 8. 10) 10-12

中 西 市 郎

戦後におけるアメリカ資本輸出の形態的特
質—私的 direct 投資の自己金融を中心と
して— 経営と経済 (長崎大) 35-1 (五
十周年記念論文集1955. 9) 153-180

中 西 市 郎

戦後におけるアメリカ資本輸出の形態的特
質—私的 direct 投資の自己金融化傾向を中
心として— 国際経済 8 (1956. 9) 123
-130

日本鉄鋼業と海外投資 日本経済のうごき
33 (1956.5) 34-42

日本輸出入銀行審査部調査課
世界に於ける中長期輸出金融・輸出保険・
海外投資の各機関の現状について 海外
調査資料 (輸銀) 9 (1956.6) 1-175:
外国為替 155 (1957.1.1) 18-31, 156
(1957.1.15) 31-40

西田 勲
アメリカの対外投資の特質 世界経済評論
32 (1956.12) 9-15

小川 良夫
中南米の外資と民族闘争 エコノミスト
34-30 (1956.7.28) 38-41

岡田 賢一
第一次大戦前におけるアメリカの海外投資
経済論叢 (京大) 78-3 (1956.9) 49-69

岡田 賢一
第1次大戦期における米国の海外投資 経
済論叢 (京大) 78-6 (1956.12) 43-60
ラテンアメリカにおける外国投資とそれに
及ぼす国家政策 吳羽紡績月報 70
(1955.10) 19-27
ラテン・アメリカの外資導入—アルゼンチ
ンとチリの場合— 海外市場 6-56
(1956.6) 1-9
最近におけるアメリカ民間対外投資の動向
経済情勢 (三菱経研) 324 (1956.9) 30
-35
最近における外資導入状況の概観 (1,2)
政経月誌 40 (1956.9) 1-18, 41 (1956.
11) 25-31
最近における海外投資 日本経済の動き
36 (1956.8) 62-74

斎藤 四郎
わが国海外投資の実施状況 財政経済弘報
580 (1956.7.16) 10-11

向坂 正男
日本の海外投資の現段階 世界経済評論
32 (1956.12) 29-33

佐瀬 六郎
海外投資の実状とその動向 経団連月報
4-10 (1956.10) 45-49

沢村 幸次郎
ブラジルにおける外資状況 海外市場 6-
54 (1956.4) 1-7
戦後におけるアメリカの資本輸出—貿易多
角化要因としての意義— 経済情勢 (三
菱経研) 315 (1955.12) 28-35

芝 寛
インドシナにおける外国投資 アジア問題
3-5 (1955.11) 96-105

柴田 正利
一般的危機における資本輸出の意義 国際
経済 8 (1956.9) 119-122

傍島 省三
国際投資の現状に思う 企業経済 8-3
(1956.3) 10-18

田村 次郎
外資導入と貿易拡大 貿易と関税 4-4
(1956.4) 27-30

内田 勝敏
パキスタン貿易市場の分析—外資問題をふ
くめて— アジア問題 4-4 (1956.4) 62
-77

山口 和男
海外投資保険制度について 外国為替
137 (1956.3.15) 24-27

吉田 英三
ソ連・東欧の投資政策 エコノミスト 34
-15 (1956.4.14) 34-36

吉村 正晴
資本輸出の必然性について—根本的な考察
と再検討によせて— 世界経済評論 32
(1956.12) 4-8

6. 国際決済制度
EPUの今後を憂う—最近のハロッドをめ
ぐる通貨交換性問題の一視角— 調査時
報 (伊藤忠) 56 (1954.7) 34-41

藤田 正寛
国際決済の通貨非交換性と振替可能性につ
いて 国民経済雑誌 (神戸大) 93-1
(1956.1) 67-73
ヘーグ・クラブ—対ブラジル多角決済機構
について— 海事資料 5-6 (1956.6) 12
-13

加瀬 正一
EPUとEMAについて 世界経済評論
34 (1957.2) 16-21
国際決済銀行第26回報告 世界週報 37-27
(1956.9.21) 60-70

Mikesell, R. F.
国際支払方式の発展について (The Emer-
ging Pattern of International Pay-
ments. 訳) 東京銀行月報 8-1 (1956.
1) 19-30, 8-2 (1956.2) 30-38

水野 政寿
ブラジルをめぐる貿易支払の多角化
—Hague Club について— 外国為替
127 (1955.10.1) 7-10

森本 清文
国際為替決済制度について 外国為替
134 (1956.2) 13-16

- 新 庄 博
 国際決済制度とポンドの低迷 世界経済評論 34 (1957. 2) 4-9
 ソヴェト経済圏における国際決済関係 (1, 2) 外国為替 149 (1956. 9. 15) 21-23, 150 ('56. 10. 1) 38-40
 多角決済「ハーグ・クラブ」の拡大 海外市場月報 6-53 (1956. 3) 45-49
7. 国際収支
- 平 山 正 隆
 セイロンの国民所得と国際収支 アジア問題 4-5 (1956. 5) 106-119
 イギリスの国際収支 (1955年) 外国為替 144 (1956. 7. 1) 13-15
- 嘉 治 元 郎
 国際収支と国内経済 貿易と関税 4-9 (1956. 9) 23-26
- 金 森 久 雄
 世界景気の変動と日本の国際収支 世界経済評論 33 (1957. 1) 33-39
- 北 本 駒 治
 国際保険取引の一考察—本邦国際収支の観点に於ける— 商学論究 (関学大) 14 (1956. 8) 69-109
 国際収支と為替相場 (討論会: 建元正弘, 赤松要, 小島清他) 東洋経済新報 2759 (1957. 1. 5) 40-48
- 小 寺 武 四 郎
 国際収支弾力性悲観論の評価 経済学論究 (関学大) 10-1 (1956. 4) 31-66
- 小 寺 武 四 郎
 経済成長率の差異と国際収支の不均衡 経済学論究 (関学大) 9-3 (1955. 10) 75-106; 国際経済 8 (1956. 9) 149-152
- 小 宮 隆 太 郎
 平価切下げと国際収支 季刊理論経済学 6-1/2 (1955. 12) 33-45
- 三 宅 武 雄
 わが国の国際収支に関する統計的研究 金融経済 35 (1955. 12) 30-54
- 武 藤 正 平
 国際収支改善と為替相場の問題 エコノミア (横浜大) 6-3/4 (1955. 3) 155-171
- 中 村 文 雄
 昭和30年国際収支の概観 財政金融統計月報 65 (1956. 7) 8-13
- 並 木 信 義
 内需と国際収支—アブソープション・ディスアブソープション分析— アナリスト 5-11 (1956. 11) 1-10
 1954-55年の国際収支 (FRB月報10月1955)

- 調査時報 (富士銀) 94 (1956. 1) 50-59
- 柴 田 裕
 多数国貿易における国際収支 (続) 富山大学経済学部論集 7 (1955. 8) 83-100
- 土 屋 六 郎
 戦後におけるわが国国際収支の変動要因—構造改変への一視点— 貿易と関税 4-12 (1956. 12) 34-41
 我国貿易外収支の構造と問題点 金融情報 9-7 (1956. 7) 2-20
- 山 田 耕 之 助
 国際収支の危機と近代経済学 金融経済 35 (1955. 12) 73-91
8. 各国金融為替事情 (日 本)
- 雨 宮 昌 一
 産業資金調達機構 財政経済弘報 539 (1955. 11. 21) 3-4
- 青 葉 翰 於
 戦後の金利政策を批判する エコノミスト 34-34 (1956. 8. 25) 12-15
- 荒 井 正 夫
 日本における地方銀行の発展 (2, 3)—地方銀行の創生記— 経商論纂 (中央大) 64 (1955. 11) 164-188, 70 (1956. 10) 100-138
 長期金融をめくつて 財政金融統計月報 60 (1955. 12) 13-17
- 中 小 企 業 庁
 中小企業金融の実態調査 (上, 下) 金融財政事情 7-18 (1956. 4. 30) 35-43, 7-19 ('56. 5. 7) 36-42
 大和銀行小史 経済調査 (大和銀) 107 (1956. 12) 51-80
- 伊 達 良 治
 銀行秘密と国税庁の調査 ジュリスト 98 (1956. 1. 15) 40-43
- 海 老 沢 道 進
 投資ブームの自己発展 財政経済弘報 599 (1956. 10. 29) 1-2
- 藤 沢 一 郎
 銀行資本の支配力 (1-9完) エコノミスト 34-40 (1956. 10. 6) 32-38, 34-41 ('56. 10. 13) 30-36, 34-42 ('56. 10. 20) 32-38, 34-43 ('56. 10. 27) 38-46, 34-44 ('56. 11. 3) 38-44, 34-45 ('56. 11. 10) 38-43, 34-46 ('56. 11. 17) 34-39, 34-47 ('56. 11. 24) 32-36, 34-48 ('56. 12. 1) 28-34
 普通銀行の資金調達状況について 金融情報 (勸銀) 9-5 (1956. 5) 2-21
 普通銀行の資産構成について 金融情報

(勸銀) 9-4 (1956. 4) 2-21
 普通銀行損益の現状と問題点 金融情報
 (勸銀) 9-6 (1956. 6) 2-20
 外貨予算制度の運営状況 東京銀行月報
 8-12 (1956. 12) 35-42
 銀行の配当状況について 金融 107
 (1956. 2) 8-13
 後藤欣五郎
 産業金融について 金融 105 (1955. 12)
 22-25
 樋詰誠明
 外貨予算について 金融 117 (1956. 12)
 5-10
 一谷藤一郎
 金融の正常化と金融政策の機能 金融
 105 (1955. 12) 5-9
 伊藤長正
 財政投融资は後退すべきものであろうか
 東商 100 (1955. 10) 13-16
 井関孝雄
 相互銀行における今後の問題点 バンキン
 グ 94 (1956. 1) 45-53
 上場銀行三十年上期の経営実績 証券 80
 (1956. 2) 4-9
 柏木雄介
 貿易為替の正常化とオープン勘定の再検討
 外国為替 132 (1956. 1. 1) 11-18
 加藤俊彦
 (紹介) 銀行史紹介 社会科学研究(東大
 社研) 6-4 (1955. 10) 87-101
 経済企画庁調査課
 戦後の資本蓄積の特色と今後の問題点(2
 完) 財政経済弘報 588 (1956. 8. 30) 10
 -11
 君島賢太郎
 為替交換決済制度の創設と問題点 バンキ
 ング 98 (1956. 5) 134-145
 近時における銀行經理の推移 経済調査
 (大和銀) 95 (1955. 12) 4-16
 金利について 財政金融統計月報 60
 (1955. 12) 7-12
 金利水準と金利統計 東洋経済統計月報
 15-12 (1955. 12) 1-5
 金利体系について 調査月報(日銀) 31-
 2 (1956. 2) 1-7
 金利低下の足取りと現段階 財界観測(野
 村証券) 13-2 (1956. 1) 22-29
 金融引締政策の推移と最近の詣情勢(上,
 下) 調査(三菱銀) 26 (1955. 11) 2-
 21, 27 ('55. 12) 24-40
 金融緩和と預金通貨 調査月報(日銀) 31
 -1 (1956. 1) 2-6

金融正常化の現状とその方向について 経
 済調査(大和銀) 94 (1955. 11) 24-36
 金融問題調査委員会
 産業資金の調達ならびに供給と民間金融機
 関(1, 2) 金融 102 (1955. 9) 5-12,
 110 ('56. 5) 5-9
 金融と銀行特集—金融機関分析と金融政策
 の方向— 東洋経済新報増刊 (1956. 6)
 14-88
 金融財政事情研究会
 九大銀行の主要企業に対する融資関係の現
 況—デフレ政策以降の系列化の実態—
 金融財政事情 7-25 (1956. 6. 18) 44-55,
 7-26 ('56. 6. 25) 38-50
 北原道貫
 銀行合理化の問題点とその背景 アナリス
 ト 4 (1955. 12) 10-17
 興銀調査部
 戦後における産業資金の流れ アナリスト
 3 (1955. 11) 55-65
 国民所得と銀行運用資金量 調査(三菱銀)
 25 (1955. 10) 2-12
 久米英次 平山静夫 桜井忠
 わが国における金利体系のあり方について
 金融 108 (1956. 3) 12-19
 紅林茂夫
 投融资委員会と銀行の自主性 金融財政事
 情 270 (1955. 10. 31) 21-24
 紅林茂夫
 管理通貨か金ドル準備か アナリスト 5-
 4 (1956. 4) 1-8
 紅林茂夫
 質的金融統制の本質とその現段階的意義
 通商産業研究 4-9 (1956. 9) 26-34
 紅林茂夫
 質的金融統制の本質とその現段階的意義
 調査時報(富士銀) 105 (1956. 12) 4-15
 明治期における低金利政策 経済月報(住
 友銀) 87 (1956. 2) 21-27
 明治初期における銀行制度 調査月報(三
 井銀) 253 (1956. 8) 31-35
 水戸部知己
 社債市場の自由化をめぐる諸問題 通商産
 業研究 4-10 (1956. 10) 81-91
 三井銀行史話(1-11) 調査月報(三井銀)
 243 (1955. 10) 28-35, 244 ('55. 11) 33-
 37, 246 ('56. 1) 27-33, 247 ('56. 2) 27
 -33, 249 ('56. 4) 27-34, 250 ('56. 5) 34-
 37, 251 ('56. 6) 32-37, 252 ('56. 7) 29-
 36, 254 ('56. 9) 28-35, 255 ('56. 10) 29-
 34, 257 ('56. 12) 27-33
 三宅武雄

- 日本経済とオーバー・ローン 金融経済
37 (1956. 4) 41-60
- 宮下武平
産業金融における開銀の役割 通商産業研究
4-9 (1956. 9) 46-53
- 森垣淑
戦中戦後の金融体制の変遷 (3-5) 金融経済
34 (1955. 10) 28-43, 36 ('56. 2) 60-77, 37 ('56. 4) 61-75
- 武藤謙二郎
今後における金融政策の焦点 財政金融統計
月報 58 (1955. 10) 1-5
- 武藤謙二郎
金融制度改革の変遷—わが国における発展
の諸段階とその特質について— 金融財政
事情 7-24 (1956. 6. 11) 49-56
- 中山素平
戦後に於ける産業金融の動向 金融経済
37 (1956. 4) 14-27
- 半沢治雄
設備投資ははたして過剰か—設備投資の動
向と過剰投資警戒論をめぐつて— 通商
産業研究 4-12 (1956. 12) 34-41
日・瑞オープン勘定の廃止について 日・
タイオープン勘定の廃止と新取極 外国
為替 140 (1956. 5. 1) 13-17
- 尾島巖
世銀借款および外銀融資の近状と見直し
金融財政事情 285 (1956. 2. 27) 24-26
債券流通市場再開への動きとその意義 証
券 83 (1956. 4) 4-10
最近5カ年間に於ける銀行貸出の推移 経
済調査 (大和銀) 101 (1956. 6) 4-16
最近における郵便貯金の動向 第一銀行調
査月報 7-12 (1955. 12) 13-16
最近における郵便貯金と銀行預金の増加趨
勢 金融105 (1955. 12) 10-13
三十年の証券市場とその問題点 証券 80
(1956. 2) 16-29
世界的高金利時代(The Banker. Sept. 1955
訳) バンキング 94 (1956. 1) 98-104
石油輸入金融に就いて 調査(三菱銀) 28
(1956. 1) 18-35
戦後に於ける我国の金利体系と金利政策
調査時報(富士銀) 93 (1955. 12) 4-18
戦前における銀行間預金々利の格差につい
て 金融 115 (1956. 10) 16-28
戦前の米穀金融について 調査月報(日銀)
31-5 (1956. 5) 1-6
戦前の公社債市場について 証券 83
(1956. 4) 11-21
- 芹沢彪衛

- 日本金融資本再生の跡を辿る 世界経済と
日本経済・有沢教授還暦記念論文集Ⅱ
(1956. 12) 193-221
- 重田勝士
銀行業務の原価計算方式について 金融
108 (1956. 3) 33-39
- 島本得一
株式定期取引に関する論議をめぐつて イ
ンヴェストメント 9-2 (1956. 2) 1-7
- 新庄博
公定歩合引上と我国の金利動向 経済人
(関経連) 9-11 (1955. 11) 8-11
- 新庄博
日本経済の動向と金融政策 大阪商工会議
所月報 75 (1956. 6) 24-29
信用組合業界の展望 金融情報 9-2
(1956. 2) 2-24
昭和7-8年の事例に見る金利低下と債券市
場 投資月報(日興) 7-4 (1956. 4) 14-
28
自和和29年7月至30年12月の起債市場 産
業金融時報(興銀) 88 (1956. 8) 1-42
- 鈴木正一
為替交換決済規程の制定について 金融
110 (1956. 5) 10-17
- 鈴木武雄
金融制度再編成問題の現代的意義について
金融財政事情 7-24 (1956. 6. 11) 22-27
- 高橋浩
金利低下の現状と背景 財政経済弘報
536 (1955. 10. 31) 1-2
- 高村和秀
わが国における金利体系のあり方について
金融 108 (1956. 3) 23-29
- 武田満作
消費者信用の実態と構造 アナリスト 5-
11 (1956. 11) 21-31
- 滝沢中
貿易・為替政策の方向—正常化と自由化に
ついて— エコノミスト 34-12 (1956.
3. 24) 14-16
低金利下における金融問題の全面的検討
東洋経済新報 2719 (1956. 3. 17) 29-39
転換期に立つ為替政策 財政経済弘報
539 (1955. 11. 21) 5-6
- 天谷直弘
貿易自由化、交換性の回復とわが国の立場
(2) 外国為替 129 (1955. 11. 1) 15-19
- 天谷直弘
商社外貨保有制度と通商政策の方向 外国
為替 133 (1956. 1. 15) 5-10
- 天谷直弘

商社外貨保有制度の展望 通商産業研究
4-3 (1956. 3) 84-92

天 谷 直 弘
貿易正常化とオープン勘定方式—決済方式
の分解過程をめぐる一つの政策的提案—
アナリスト 5-4 (1956. 4) 9-20

天 谷 直 弘
商社本支店間交互計算勘定の実施について
外国為替 138 (1956. 4. 1) 5-8

東京株式懇話会会報部
額面引上げ問題の推移 会報 (東京株式懇
話会) 59 (1956. 7) 18-57
投融資委員会と銀行の自主性 調査時報
(富士銀) 93 (1955. 12) 19-27
わが国の貿易為替金融 (5, 6) 外国為替
130 (1955. 11. 15) 18-21, 132 ('56. 1. 1)
50-54
わが国消費者信用の現状と問題点 調査月
報 (日銀) 31-9 (1956. 9) 1-7

渡部経彦 小宮隆太郎
国際物価の比較と円の購買力 国際経済
7 (1955. 10) 151-156

渡 辺 佐 平
過剰投資と金融の現段階 アナリスト 5-
3 (1956. 3) 4-9

渡 辺 佐 平
日本資本主義と金融正常化の意義 経済評
論 5-3 (1956. 3) 2-11

上 原 聰
五大都市における金融の変遷とその相互の
関係 経済と貿易 (横浜市大) 69/70
(1956. 1) 1-12
郵便貯金の経費率と資金効率 金融 105
(1955. 12) 14-21
輸出超過と金融市場 経済調査 (大和銀)
100 (1956. 5) 16-21

(アジア各国)

明 野 義 夫
中国における通貨と金融制度 アジア問題
5-2 (1956. 8) 110-117

游 仲 勲
1955年3月1日における新中国の通貨改革
について 六甲台論集 (神戸大) 3-1
(1956. 6) 61-71

欽 訳 編
(資料) 会計科目より見たる中国人民銀行
の業務特質 六甲台論集 (神戸大) 2-1
(1955. 10) 51-77

武 博 宜
アジア諸国の為替管理 (2) —インド, フ
ィリピン, タイ— エカフエ通信 104

(1956. 12) 14-34

伊 部 時 代
インドシナ三国の通貨と対外依存性 アジ
ア問題 5-2 (1956. 8) 74-85
ヴィエトナムにおける為替自由市場設定
(上, 下) 外国為替 149 (1956. 9. 15)
24-26, 150 ('56. 10. 1) 32-33

有 馬 駿 二
インドネシア通貨の不安定性とその実態
アジア問題 5-2 (1956. 8) 86-99
インドネシア為替管理の概要 東京銀行月
報 8-6 (1956. 6) 22-27

式 田 敬
タイの通貨および金融事情 アジア問題
5-2 (1956. 8) 100-109

小 長 啓 一
ビルマの投資環境—経済協力への道— 外
国為替 154 (1956. 12. 1) 7-10
インドの金融機構 東京銀行月報 8-8
(1956. 8) 14-27

(英 国)

英国の為替管理 (4, 5) 東京銀行月報 7-
10 (1955. 10) 19-35, 7-11 ('55. 11) 26-
40
英国の金融機構 (1-3) 東京銀行月報 8-
3 (1956. 3) 27-42, 8-4 ('56. 4) 20-31,
8-5 ('56. 5) 27-40
英国市中銀行の現金比率と流動比率 調査
月報 (日銀) 31-8 (1956. 8) 6-11
英国の新貯蓄奨励策 金融情報 (勸銀) 9-
6 (1956. 6) 21-28

Harrod, Roy
衰えをみせぬブーム 東京銀行月報 8-9
(1956. 9) 4-9
イギリスに於ける正統的金融政策 (上, 下)
—そのデイス・インフレ効果を繞つて—
調査時報 (富士銀) 93 (1955. 12) 28-42,
94 ('56. 1) 15-40

梅 村 又 次
イギリスの資本形成 経済研究 (一橋大)
6-3 (1955. 7) 245-251
イギリスの通貨政策について 金融情報
(勸銀) 9-9 (1956. 9) 2-10

村 野 孝
イギリス為替管理体系の変遷 国際経済
8 (1956. 9) 49-69

大 原 美 範
最近の英国為替政策 (1-3 完) 外国為替
136 (1956. 3. 1) 5-8, 137 ('56. 3. 15) 12-
14, 138 ('56. 4. 1) 19-21

大 島 居 蕃

スターリング地域の将来 (1,2) 松山商大
論集 6-2 (1955.6) 59-92, 7-1 ('56.3)
19-34

ポンドとイギリス経済の現実 世界週報
36-27 (1955.9.21) 52-63

ポンド残高の現状 (ミッドランド銀行月報
1956年2月訳) 東京銀行月報 8-5
(1956.5) 4-14

矢内原 勝

結合力を弱めた構造的要因—スターリング
地域は崩壊するか— エコノミスト 34
-30 (1956.7.28) 12-17

(西ドイツ)

堀 勇也

西独逸の銀行制度概観(1,2完) バンキン
グ 94 (1956.1) 74-89, 95 ('56.2) 92-
100

川村 隆三

西独の中央銀行改組問題 経済人 10-3
(1956.3) 75-79

Layton, C. W.

ドイツマルクの将来 (The Banker, Apr.
1956 訳) 調査月報 (大蔵省) 45-8
(1956.8) 83-87

西ドイツ中央銀行関係法規 調査月報 (日
銀) 31-2 (1956.2) 34-49

西ドイツにおける公開市場政策 調査月報
(日銀) 31-1 (1956.1) 7-9

西ドイツにおける為替の集配機構—西独為
替管理法解説 (1)— 東京銀行月報
8-5 (1956.5) 15-26

西ドイツにおける為替相場体系—西独為替
管理法解説 (2)— 東京銀行月報 8-6
(1956.6) 11-21

西ドイツにおける対外決済方式—西独為替
管理法解説 (3)— 東京銀行月報 8-9
(1956.9) 10-24

西ドイツの輸入管理—西独為替管理法解説
(4)— 東京銀行月報 9-1 (1957.1) 61
-73

西ドイツにおけるオープン勘定残高の処理
について—対ブラジルオープン勘定の場
合— 東京銀行月報 8-1 (1956.1) 31-
36

大林 克巳

西独乙の金融政策と産業 経済評論 5-8
(1956.8) 1-9

小川治男 佃近雄 森本清文

ドイツ・マルクに対する—考察(上,中,下)
外国為替 153 (1956.11.15) 20-23, 155
(57.1.1) 56-59, 157 (57.2.1) 18-21

向坂 正男

金利低下と資本市場—西ドイツの場合—
ダイヤモンド 43-50 (1955.11.11) 38-
42

向坂 正男

西ドイツにおける戦後資本蓄積(上,下)
金融財政事情 274 (1955.11.28) 26-27,
275 ('55.12.5) 21-25

戦後の西ドイツ資本発行市場—通貨改革か
ら55年まで— 財界観測 (野村証券)
13-2 (1956.1) 6-21

Schacht, H.

将来の信用政策と輸出金融について 世界
週報 37-22 (1956.8.1) 38-49

(欧州各国)

欧米における政府短期証券の発行方法並び
にその金利 調査月報 (日銀) 31-5
(1956.5) 29-33

西欧諸国の中・長期貿易金融の現状 海外
調査資料(日本輸出入銀行) 1 (1954.3)
1-23

Gerbi, A.

イタリアの金融制度(上,中,下) (Beckhart
編 Banking Systems 訳) 調査時報
(富士銀) 95 (1956.2) 37-71, 97 ('56.4)
39-63, 99 ('56.6) 42-60

末藤 高義

イタリアの為替管理の概要—特に多角的裁
定取引参加後の事情について— 外国為
替 149 (1956.9.15) 6-9

イタリアの為替管理(上,中) 東京銀行月
報 8-10 (1956.10) 32-42, 8-12 (1956.
12) 18-34

フランスの銀行制度(下) (Backhart, B.
H. 編 Banking Systems 訳) 調査時報
(富士銀) 93 (1955.12) 43-67

Wilson, J. S.

フランス銀行制度論 (Bankers' Magazine.
Sept. 1955. 訳) バンキング 93(1955.
12) 67-75

フランス銀行と金融政策 調査月報(日銀)
31-4 (1956.4) 6-8

フランス銀行基本法規 調査月報 (日銀)
31-4 (1956.4) 34-46

オランダ銀行の新金融分析—IMF第11回
総会におけるオランダ銀行総裁の報告—
調査月報 (日銀) 31-12 (1956.12) 36-
42

スイスの為替管理 東京銀行月報 7-11
(1955.11) 15-25

石野 典

デンマークの銀行制度 (Bankers' Magazine, Dec. 1954 訳) 経営論集 (札幌短大) 5-1 (1956. 3) 107-117

伊 部 政 一
ソ連のいわゆるルーブル攻勢について パンキング 106 (1957. 1) 24-33
エジプトの綿花金融 東京銀行月報 8-4 (1956. 4) 38-40
濠州の特別勘定制度—支払準備制度の一類型として— 調査月報 (日銀) 31-3 (1956. 3) 13-15
オーストリアの新中央銀行法について—戦後における中央銀行制度の特色— 調査月報 (日銀) 31-5 (1956. 5) 7-9
オーストリア国民銀行法 調査月報 (日銀) 31-9 (1956. 9) 31-33

(米 国)

楊 井 克 己
アメリカ銀行の対外発展について 世界経済と日本経済・有沢教授選題記念論文集 I (1956. 12) 45-63

岡 部 常 夫
アメリカ合衆国における「販売金融会社」の研究 PR 7-9 (1956. 9) 47-57
(紹介) D. A. アルハデン著アメリカにおける銀行業の独占と競争 金融経済 34 (1955. 10) 56-65
アメリカにおける設備投資について 調査時報 (富士銀) 102 (1956. 9) 4-44
アメリカに於ける消費者賦払信用制度について 繊維経済 50 (1956. 10) 14-33
アメリカの金利体系について 調査時報 (富士銀) 95 (1956. 2) 4-31
アメリカの消費者信用について 調査月報 (東海銀) 101 (1955. 12) 2-11
アメリカの消費者信用と住宅抵当信用について 金融情報 (勸銀) 8-12 (1955. 12) 2-43
アメリカ戦後の金融政策(調査) 経済研究 (一橋大経研) 7-1 (1956. 1) 26-47

荒 井 寿 一
米国の最近の銀行合併 パンキング 102 (1956. 9) 77-100
米国における公開市場操作 調査月報 (日銀) 31-3 (1956. 3) 8-12

岡 部 常 夫
米国における販売金融会社について 中部経済学 4 (1956. 5) 60-63
米国の住宅金融 東洋経済統計月報 15-11 (1955. 11) 8-9
米国の預金保険制度 第一銀行調査月報

8-12 (1956. 12) 20-24
米国債券市場概要 証券 83 (1956. 4) 22-33
中小企業の金融問題(米国) 経済人(関経連) 10-1 (1956. 1) 60-66
ニューヨーク金融市場の見方 東京銀行月報 8-10 (1956. 10) 4-31
連邦準備制度の政策決定手続 調査月報 (日銀) 31-9 (1956. 9) 28-31
最近におけるアメリカの金融情勢 東京銀行月報 8-12 (1956. 12) 4-17
最近のアメリカ社債市場の概要 投資月報 (日興証) 7-3 (1956. 3) 11-26
最近の米国中長期輸出金融の動向 海外調査資料 (日本輸出入銀行) 5 (1955. 6) 1-23
ワシントン輸出入銀行概観 海外調査資料 (日本輸出入銀行) 1 (1954. 3) 24-51

(中南米各国)

南米各国の為替管理の概要(2) 東京銀行月報 7-10 (1955. 10) 9-18
中南米における為替自由化 経済調査(大和銀) 101 (1956. 6) 17-28

藤 田 正 寛
ラテン・アメリカに於ける金融制度の一考察—特にその後進性について— 金融経済 40 (1956. 10) 28-51
ラテン・アメリカ諸国の通貨政策 (ニューヨーク連邦準備銀行月報1956年4月号訳) 調査月報 (大蔵省) 45-7 (1956. 7) 86-91

副 島 有 年
南米諸国の為替貿易事情 外国為替号外 (1956. 12. 15) 33-39
アルゼンチン為替制度の改訂とその反響 海外市場月報 50 (1955. 12) 49-52
為替政策改訂のアルゼンチン—輸入金属製品に対する新為替レート— (Iron & Coal Jan. 13. 1956) 富士鉄調査資料 昭31第2号 (1956. 4) 62-68
アルゼンチンの新多角決済構想 海外市場 6-56 (1956. 6) 62-63

森 弘
アルゼンチンの貿易為替事情—欧州との多角決済方式を中心として— 外国為替 149 (1956. 9. 15) 10-13

藤 田 正 寛
アルゼンチンの金融制度—特に銀行制度の後進性と社会化について— 国際経済研究 (神大経研) 6 (1956. 1) 169-204

大 塚 武

アルゼンチンの自由為替市場 外国為替
号外 (1956. 12. 15) 29-32
伯・亜の新決済機構とわが国の貿易 日本
経済の動き 36 (1956. 8) 9-15
ブラジル為替管理制度の推移 海外市場
6-55 (1956. 5) 5-8

海 事

1. 理論・政策
2. 各国海運造船事情 (世界, 日本, 英,
米, 独其他各国)
3. 港 灣
4. 海法・海上保険

1. 理論・政策

秋 山 一 郎
交通経営の経済的基礎 国民経済雑誌 (神戸
大) 92-4 (1955. 10) 29-43
秋 山 一 郎
西欧経済における海運業の重要性とその量
的決定 国民経済雑誌 (神戸大) 93-2
(1956. 2) 76-82
秋 山 一 郎
運賃の作用—ロードナーの法則をめぐって
— 運輸と経済 16-5 (1956. 6) 31-33
秋 山 一 郎
社会的運送費用 国民経済雑誌 (神戸大)
94-3 (1956. 9) 57-71
地 田 知 平
不定期船企業の運送選択とその指標として
の運賃 ビジネス・レビュー (一橋大)
3-4 (1956. 3) 51-73
地 田 知 平
滞船による企業の損失と滞船料—繋船点理
論への接近のために— 一橋論叢 35-6
(1956. 6) 38-62
地 田 知 平
海運市場と船舶の技術的条件—海運企業の
船舶の技術的構造の決定における市場の
影響— ビジネス・レビュー (一橋大)
4-2 (1956. 9) 71-101
越 後 和 典
戦後日本造船業の変遷とその特質—計画造
船政策をめぐって— 関西大学経済論集
5-4 (1955. 7) 18-49
越 後 和 典
日本造船業の成立と構造 (1, 2) 関西大学
経済論集70周年特集 (1955. 11) 251-267,
6-2 (1956. 5) 35-55
越 後 和 典
造船諸資本とその特徴 関西大学経済論集
6-8 (1956. 12) 36-59

原 田 明
ブラジルの経済特に為替貿易管理など 外
国為替 号外 (1956. 12. 15) 23-28
森 弘
ウルグァイの新為替制度について 外国為
替 150 (1956. 10. 1) 15-17

経 済

藤 川 種 男
船員需給に対する一考察 海運 344
(1956. 5) 45-48
ギリシヤ系船主についての若干の考察 海
外調査資料 (輸銀) 7 (1955. 12) 1-16
後 藤 茂 也
海運と国際収支 海運 347 (1956. 8) 2-5
橋 本 武 昭
海運市場における価格変動 海事研究 27
(1956. 10) 6-27
伊 坂 市 助
イギリス海運 Trust の研究—近代資本主
義における独占形態発展の一基本研究と
して— 経済系 (関東学院大) 32
(1956. 11) 1-44
海運業に於ける損益分岐点の探究と展開
海事資料 4-15 (1955. 12. 10/25) 2-6
苅 野 照
タンカー超大型化の傾向とその採算性につ
いて 海運 350 (1956. 11) 35-44
苅 野 照
タンカーの搭載機関と経済速力について
海運 353 (1957. 2) 4-13
樫 原 只 好
ギリシヤ・ローマ時代の印度貿易航路と
Hippalus の発見について 神戸外大論
叢 6-1 (1955. 10) 35-65
小 泉 貞 三
交通輸送力経済の本質—主体的なるものを
中心として— 商学論究 (関学大) 13
(1956. 3) 1-30
小 門 和 之 助
海上労働問題の取扱いについて 海事研究
23 (1955. 12) 63-73
小 門 和 之 助
賃金, 船内労働時間及び定員に関する条約
の解説 海事研究 25 (1956. 4) 39-73
郡 菊 之 助
商業の世界化と交通事情 法経論集 (愛知
大) 17/18/19 (1956. 11) 327-341
鉦石及び鉦石専用船 (1-4) 海運調査月報
48 (1956. 7) 2-7, 49 ('56. 8) 2-6, 50
('56. 9) 4-9, 51 ('56. 10) 7-8

- 黒田英雄
新しい海運政策論の構図 海運 349
(1956.10) 15-16
- 前田義信
定期船市場に関する一考察 甲南論集(甲南大) 8 (1955.9) 74-103
- 前田義信
海運同盟の性格に関する一考察 甲南論集(甲南大) 9 (1955.12) 86-102
- 前田義信
国際不定期船市場の構造(1,2)—Activity Analysis による— 甲南論集 10 (1956.3) 68-90, 4-1 ('56.6) 82-114
- 前田義信
貨物運賃と物価(1,2) 甲南論集 4-2 (1956.9) 153-181, 4-3 ('56.12) 152-168
- 増井健一
アルフレッド・マーシャルにおける交通論 三田学会雑誌 48-9 (1955.9) 1-24
- 松尾進
国際収支面における運輸の役割について 海運 351 (1956.12) 14-16
- 宮本清四郎
戦後海運政策の回顧と展望—ライナー経営の特質を中心として— 海事研究 27 (1956.10) 1-5
- 宮本清四郎
吾国定期船経営とその国家助成の必要性(上,下) 海運 351 (1956.12) 2-7, 352 ('57.1) 15-21
- 中川安信
運賃騰落の予測について(1,2完) 海運調査月報 52 (1956.11) 11-14, 53 ('56.12) 14
- 中村忠一
日本造船業発達史ノート(2) 甲南論集(甲南大) 9 (1955.12) 103-120
- 中西健一
交通経済学の序論的問題 経済論叢(京大) 78-6 (1956.12) 25-42
- 野村寅三郎
交通機関の調整について 国民経済雑誌(神戸大) 93-2 (1956.2) 1-15
- 岡庭博
第二次大戦後の遠洋不定期船の性格とその変化に就て 運輸と経済 16-6 (1956.6) 34-43
- 斎藤浄元
日本船舶の変遷と海難 海事研究 24 (1956.2) 31-40
- 佐々木誠治
社外船の系譜(1) 国際経済研究(神大経研) 6 (1956.1) 107-168
- 佐々木誠治
歴史的概念としての「社船・社外船」 海事研究 25 (1956.4) 16-32
- 佐々木誠治
黎明期の社外船—明治20年代前半の海運— 海運 348 (1956.9) 41-45
- 佐々木誠治
わが国貨物蒸気船業の生成事情 国民経済雑誌(神戸大) 95-1 (1957.1) 17-31
- 佐波宣平
小島昌太郎先生の海運研究業績 海運 353 (1957.2) 22-27
船舶に関する原子力利用に就いて 海運資料 5-11 (1956.9.10) 12-21
- 志津田氏治
船舶金融法制の研究 大分大学経済論集 7-3 (1955.12) 55-76
- 志津田氏治
アメリカ船舶法制の一考察—その日本法制との比較— 大分大学経済論集 8-3 (1956.12) 19-40
- 鈴木広吉
西独海運新助成策について—日独海運政策の比較— 海事研究 25 (1956.4) 1-15
- 高田源清 植村啓次郎
「海上企業の範囲と離島航路振興について」—主として長崎県を中心として— 産業労働研究所報(九大) 10(1955.11)61-75
- 高村忠也
一手運送契約制の基本問題 経営と経済(長崎大) 35-1 (五十周年記念論文集) (1955.9) 331-360
- 高村忠也
契約運賃制における盟外船積特免条項をめぐる論争 経営と経済(長崎大) 35-2 (1956.2) 41-73
- 高村忠也
米国合衆国における契約運賃制論争の史的考察(1) 経営と経済(長崎大) 36-1 (1956.7) 85-99
- 鷹取 稠
日本における外航船の概況 経済集志(日、本大) 25-3 (1955.8) 94-122
- 竹内誠一
船舶の原子力推進について 海運 344 (1956.5) 2-4
- 田中文信
交通経済現象の本質 富山大学経済学部論集 8 (1955.11) 13-25
- 田中文信
交通論の任務と伝統的交通学説の批判 富

- 山大学経済学論集 10 (1956. 6) 119-130
 谷山 新 良
 ロイズ船級協会—創立(1760年)より再建
 (1834年)まで— 経済論叢(京大) 77-
 6 (1956. 6) 28-48
 戸 張 正 胤
 日英船の運賃原価の研究 海運調査月報
 41 (1955. 12) 2-6
 辻 本 春 男
 貿易貨物と海上運送 商経学叢(近畿大)
 4-2/3 (30周年記論集) (1956. 3) 53-89
 辻 本 春 男
 世界商船隊の推移 商経学叢(近畿大)
 5-1 (1956. 6) 43-57
 脇 村 義 太 郎
 クライドサイドの造船業者—その生涯と事
 業— 世界経済と日本経済・大内先生選
 暦記念論文集(下) (1956. 1) 83-144
 山 田 浩 之
 イギリス海運業形成過程の基本的特質—イ
 ギリス海運業形成過程の一側面(1)—
 経済論叢(京大) 78-4 (1956. 10) 13-35
 山 田 浩 之
 運送貿易とイギリス海運業の確立—イギ
 リス海運業形成過程の一側面(2)— 経
 済論叢(京大) 78-5 (1956. 11) 52-70

2. 各国海運造船事情
 (世界)

- エジプトのスエズ運河国有と世界海運 海
 事資料 5-10 (1956. 8) 2-7
 小 浪 充
 スエズ運河 世界経済 11-1 (1956. 9) 38
 -44
 日本船主協会企画室
 世界不定期船貨物の荷動き量調査について
 海運研究資料 11 (1957. 1) 1-6
 最近の世界海運市況 海事資料 5-5
 (1956. 5. 25) 2-9
 沢 正 治
 大型船のチャーターベース(cb)は何故悪
 くなるか 海運 345 (1956. 6) 6-10
 世界貿易と海運 海運調査月報 44(1956.
 3) 3-4
 世界における造船事情 海事資料 6-1
 (1957. 1. 10) 2-9
 世界油槽船隊への展望 調査時報(伊藤忠)
 84 (1956. 11) 35-47
 1955年のタンカー事情と将来の見通し(J.
 I. ジャコブ社年次報告) 海運調査月報
 44 (1956. 3) 5-7
 主として石油および船舶を中心としてみた

- スエズ紛争の影響 通商調査月報 66
 (1956. 12) 1-81
 スエズ問題とタンカー市況の動き 海事資
 料 5-16 (1956. 11. 25) 2-14
 鈴木 広 吉
 スエズ運河の現況 海運 348 (1956. 9) 22
 -25
 運輸省 海運局
 世界不定期船の荷動き調査について 海運
 調査月報 45 (1956. 4) 2-3

(日 本)

- 蒲 章
 海運政策の転換期 海運 346 (1956. 7) 2
 -6
 浜 崎 洋 至
 備船料の足跡 海運 340 (1956. 1) 32-35
 浜 崎 洋 至
 戦標船2E型の記録 海運 343 (1956. 4)
 33-38
 本 間 次 郎
 欧州航路問題について 海事研究 26
 (1956. 7) 1-8
 井 上 文 治
 海運には助成が必要であるか 海運 348
 (1956. 9) 2-9
 海運業界の現状と見通し 経済月報(三和
 銀) 232 (1956. 4) 32-37
 海運会社9月決算の総合調査 海運調査月
 報 53 (1956. 12) 4-6
 海運政策の転換期 海事資料 5-17(1956.
 12. 10/25) 2-7
 海運市況の現況と見通し 海運調査月報
 42 (1956. 1) 2-7
 小型船海運組合法案と機帆船業 海事資料
 5-16 (1956. 11. 25) 18-19
 村上堅之 末吉了 榎本喜三郎
 テワン材に関する一考察(4)(完)—運賃
 安定策をめぐって— 海運 342 (1956.
 3) 33-35, 343 ('56. 4) 13-19
 村田正義 北村 進
 トン運計算から見た日本の貿易と海運の概
 況 海運 344 (1956. 5) 60-63
 永 田 元 也
 瀬戸内海における内航海運貨物運輸の概況
 —特に機帆船輸送の概況について— 運
 輸と経済 15-10 (1955. 10) 40-46
 日本海運の不定期船活動について 海運研
 究資料(日本船主協会) 4 (1956. 11. 5)
 1-16
 日本タンカー備船市場の構成と最近におけ
 る運賃市況 海事資料 5-14 (1956. 0.

25) 2-7

岡田良一
昭和31年度の海運による外貨獲得目標について 海運 344 (1956.5) 5-9

岡庭博
最近の貨物船市況の分析と今後の動向 海運 342 (1956.3) 2-7

小野田清
戦後における船舶金融の推移 金融 108 (1956.3) 5-9
落着した欧州同盟問題 海事資料 5-6 (1956.6) 2-6
最近におけるわが国定期傭船の動向について 海事資料 5-4 (1956.4.25) 2-7

佐波宣平
戦後日本海運市場の特殊相 海運 338 (1956.11) 2-11
石油販売価格とタンカー運賃—我国石油企業の特異性— 海事資料 5-3 (1956.3) 4-8
1955年海運市況の回顧と56年への展望 海事資料 4-13 (1955.10.25) 2-8
1955年の売買船市況に就いて 海事資料 5-1 (1956.1.10/25) 2-7

下条哲司
石炭と海運市況—西欧の石炭需要を中心として— 海運 342 (1956.3) 8-12
主要不定期船貨物の荷動状況(1)—小麦— 海運調査月報 45 (1956.4) 4-6

寺井久美
小型船海運業の組織化の必要性 海運 348 (1956.9) 10-13

運輸省
日本海運の現状(海運白書) 海運 350 (1956.11) 2-30

渥美治
計画造船における船主詮衡方法の提案 海運 340 (1956.1) 20-23
第12次計画造船について 調査月報(神戸銀) 166 (1956.6) 8-17

畑賢二
造船関連工業の現状と問題点 日機連会報 4-10 (1955.10) 7-10

金子栄一
造船業の問題点と今度の見透し—輸出船大量受注の理由とその問題点— 海運 344 (1956.5) 23-31

金子栄一
各国の造船事情と日本の地位 アナリスト 3-1 (1957.1) 44-53

松尾進
新造船の船価問題 海運 341 (1956.2) 26

-29

森 朗通 米田博 下河義弘
十二次新造申請船船価の一般的傾向 海運 345 (1956.6) 2-6
最近における輸出船受注状況と輸銀の融資について 海事資料 4-13(1955.10.25) 9-12

佐波宣平
計画造船の危機—その限界・矛盾— 海運 341 (1956.2) 2-8
世界的船腹需要の見通しと本邦造船業の立場 海事資料 4-14 (1955.11.10) 2-5
船舶の自己資金建造を繞つて 海事資料 4-12 (1955.9) 8-11

手島正毅
日本鋼造船業における下請制の研究—5大造船工業の実態調査資料による下請工業の経済法則— 工業経営(広島大) 6-1 (1956.3) 51-84
わが国海運界の変遷 調査月報(神戸銀) 172 (1956.12) 45-60
輸出船の見通しと造船工業の問題点 経済調査(大和銀) 100 (1956.5) 97-103

米田博
造船好況の実態 海運調査月報 40(1955.11) 2-5

米田博
来るべき市況沈静時の日本造船業 海運 349 (1956.10) 2-8

(英・米・独其他各国)

中山皓司
英国海運会社の財務諸表分析と日本との比較 海運 343 (1956.4) 28-31

沢正治
英国における鉱石専用船 海運調査月報 37 (1955.8) 2-5
世界貿易と英国海運—1938年以來の推移と現況— (Shipbuilding & Shipping Record 誌) 海事資料 5-3 (1956.3) 9-10
世界造船ブームの今後とイギリス造船業 経済情勢(三菱経研) 322 (1956.7) 28-31

Smith, J. E.
最近の米国海運の活動状況—海運収支面よりの分析— (Survey of Current Business, Mar. 1956 訳) 海運 344 (1956.5) 38-41
米国の新船型に就いて—リパテイ, マリナーに続くもの— 海事資料 5-2 (1956.2.10/25) 2-6

ドイツの新海運補助策 海運調査月報 42 (1956.1) 8

再建途上のドイツ海運(上,下)
(Wirtschaftsdienst. Sept. Oct. 1953 訳)
海運 346 (1956.7) 7-12, 347 ('56.8) 18-22

最近の西独海運および西独造船 海事資料 5-9 (1956.8.10) 2-7

トウイーハウス, J. ハイソリッヒ
ドイツ平水航路の使命とその重要問題 海運 344 (1956.5) 49-52

アールフェルト, J. ハイソツ
平水航路運送法とそのドイツ国内及び国際
運航に及ぼす影響に就て 海運 339
(1955.12) 7-9

ソ連海運の現況 海運 351 (1956.12) 42-43

トルコ海運銀行法 海外調査資料(日本輸
出入銀行) 4 (1955.3) 57-78

3. 港 湾

伊坂市助
国際港都の経済発展と自由港問題 国際経
済 7 (1955.10) 193-198

港湾文獻目録—自由港, 港湾労働, 港にお
ける福利厚生, 神戸港—
神戸港 45 (1956.12) 17-23

大重秀雄
港湾運送事業の変遷 運輸と経済 16-2
(1956.2) 40-48

竹中一雄
京浜三港の港湾計画と展望 運輸と経済
16-11 (1956.11) 40-48

宇田米夫
港湾と工業—大阪港の復興計画を中心とし
て— 関西大学経済論集 70周年特集
(1955.11) 269-290

渡辺昌太郎 三内学
工業と港湾の面より見たる東京と横浜 経
済と貿易(横浜市大) 68 (1955.9) 30-
40

4. 海法・海上保険

橋本昇
「損害査定に関する処理規定」の批判 損害
保険研究 18-1 (1956.2) 40-59

今村有
1950年ヨーク・アントワープ規則の解釈
(7,8) 損害保険研究 18-1 (1956.2)
209-242, 18-4 ('56.1) 148-181

賀屋俊雄
海上売買に於ける F. O. B. 条件につい

て—白耳義国アントワープ港に於ける慣
習を中心として— 関西大学商学論集
(創立70周年記念特集) (1955.11) 13-38

賀屋俊雄
海上売買形態の研究(1,2) 関西大学商学
論集 1-3 (1956.8) 22-31, 1-4 ('56.
10) 21-46

木村栄一
イタリア海上保険法 損害保険研究 18-4
(1956.11) 33-65

木村治郎
危険概念管見 損害保険研究 18-1 (1956.
2) 140-147

松岡和生
所謂船荷証券の文言的効力に関する一考察
明治学院論叢 42-2 (1956.10) 9-115

宮武和雄
1930年ノルウェー海上保険通則(1) 損害
保険研究 18-4 (1956.11) 100-124

村田治美
傭船契約に於ける一部不積の補充 経営と
経済(長崎大) 35-1 (五十周年記念論文
集1955.9) 424-469

二木悋知
初期の戦艦船の保険(上,下) 海運335 (1
955.8) 46-50, 342 ('56.3) 13-16

西島弥太郎
船舶堪航性について—旅客及び船員との関
連において— 神戸法学雑誌(神戸大)
5-1/2 (1955.10) 1-16

西島弥太郎
滞船料に関する若干の考察 法と政治(関
学大) 7-2 (1956.6) 49-65

大野栄三
ロイツの業績(1948-1954) 産業経済研究
(久留米大) 5 (1956.10) 209-241

鴻常夫
戦後海事判例覚書 海事研究 24 (1956.2)
1-21

相良英明
船荷証券統一条約について 海事研究 23
(1955.12) 17-49

勝呂弘
被保険船舶の委付—和文船舶約款第10条~
第12条について— 国民経済雑誌(神戸
大) 94-6 (1956.12) 14-26

戸田修三
米国船主有限責任法の形成(2) 海事研究
23 (1955.12) 1-16

横尾登米雄
Perils of the Seas と Scuttling —判例批
評の形式による「海固有の危険」の定義

と英因果関係理論の検討 損害保険研究
18-1 (1956.2) 34-59

中南米経済

1. 中南米全般
2. 各国経済事情 (アルゼンチン・
ブラジル・メキシコ・其他各国)

1. 中南米全般

中央アメリカの綿業 (1,完2) 呉羽紡績月報 68 (1955.8) 3-12, 69 ('55.9) 14-17
第5回ラテン・アメリカ経済委員会全体委員会の審議概要 国連月報 (外務省) 5-7 (1956.7) 47-63
第六回ラテン・アメリカ経済委員会の事業概要 国連月報 (外務省) 4-10 (1955.10) 1-43

Franco, Jorge

ラテン・アメリカにおける生産性と経済発展 (Internat. Labour Review. 1955年11月号訳) 呉羽紡績月報 74 (1956.2) 3-9

藤田正寛

ラテン・アメリカの外貨予算 (資料) — その特徴と展望 — 国際経済研究 (神大経研) 6 (1956.1) 245-260

小林新

ラテン・アメリカ経済の不均衡 国際経済 8 (1956.9) 163-166

美濃部亮吉

ラテン・アメリカの経済—後進国の経済的発展における一つの实例— 世界経済と日本経済・有沢教授還暦記念論文集Ⅱ (1956.12) 65-87

モブレイ, レオナルド, A

中央アメリカ諸国の綿花と綿業 (上, 中, 下) 日本紡績月報 105 (1955.9) 28-34, 106 ('55.10) 30-36, 107 ('55.11) 30-35
南米経済および為替貿易事情 (座談会植村甲午郎, 大月高他) 外国為替 号外 (1956.12.15) 1-17

大平善治

ラテン・アメリカの経済発展の考察 外国為替 156 (1957.1.15) 16-19

大志摩孫四郎

南米移住の諸問題 経団連月報 4-10 (1956.10) 36-40

ラテンアメリカ経済に於ける自由化の動向 調査時報 (富士銀) 97 (1956.4) 29-38

ラテン・アメリカにおけるパルプ及び製紙業 呉羽紡績月報 75 (1956.3) 12-15

ラテン・アメリカ諸国の経済開発概観—ア

ルゼンチン, ブラジル, チリ, メキシコを中心として— 海外調査資料 (日本輸出入銀行) 1 (1954.3) 52-80

佐野泰彦

ラテン, アメリカ史序説—植民地行政機構を中心としての考察— 耕文 (東外大) 6 (1956.2) 33-52

山崎禎一

南米の工業化とその地理的基礎—ブラジルとアルゼンチン— 国民経済雑誌 (神戸大) 93-4 (1956.4) 17-33

吉田英三

注視される中南米—先進各国の動向と政治経済を探る— エコノミスト 34-23 (1956.6.9) 40-48

2. 各国経済事情

(アルゼンチン)

アルゼンチン経済復興計画 (上, 下) — 第二次プレビッシュ白書— 外国為替 138 (1956.4.1) 25-27, 139 ('56.4.15) 52-54

アルゼンチン経済の検討 富士鉄調査資料 昭30.39号 (1956.3) 55-91

アルゼンチンの革命—その経過と背景— 世界週報 36-31 (1955.11.1) 54-59

アルゼンチンの経済事情と新経済政策 調査月報 (大蔵省) 45-9 (1956.9) 111-122

アルゼンチンの鋼と石炭需要 (Iron & Coal Trades Review. Aug. 26.1955)

富士鉄調査資料昭30第26号 (1955.11) 31-39

反ペロン叛乱の背景 世界 117 (1955.9) 18-22

久光重平

アルゼンチンの会社 外国為替 130 (1955.11.15) 7-9

池田善行

革命前後のアルゼンチン経済 財政経済弘報 540 (1955.11.28) 1-3

片山保

アルゼンチンの日本移民 世界週報 37-9 (1956.3.21) 62-65

加藤好三

亜国政治経済の推移と今後の動向 海外市場月報 52 (1956.2) 47-52

河内寛次

アルゼンチン印象記—民族, 政治, 経済— 外国為替 143 (1956.6.15) 20-22

川田富久雄

アルゼンチン経済の発展—低開発地域経済発展の事例的研究— 国際経済研究 (神大経研) 6 (1956.1) 43-106

雑誌
文
献
目
録

小林新
中南米の“ザ・タイムス”世界週報 37
-12 (1956. 4. 21) 26-27

大月高
アルゼンチン經濟警見 外国為替 号外
(1956. 12. 15) 18-22
プレビッシュ白書 (1-3) —アルゼンチン
經濟の実態— 外国為替 132 (1956. 1.
1) 59-61, 133 (56. 1. 15) 30-32, 134
(56. 2. 1) 32-34
政変で動揺するアルゼンチン市場 海外市
場月報 49 (1955. 11) 42-44

山本泰督
アルゼンチンにおける工業化 國際經濟研
究 (神大經研) 6 (1956. 1) 261-282
(ブラジル)

芦沢安平
南米ブラジルの米作 國際食糧農業 5-8
(1956. 8) 15-18
ブラジル經濟事情概観 海外調査資料 (日
本輸出入銀行) 6 (1955. 9) 1-62
ブラジル經濟開發銀行關係法及び同行融資
狀況 海外調査資料 (日本輸出入銀行)
3 (1954. 12) 48-88
ブラジル工業化活動の実態 (U. S. : Fore
ign Commerce Weekly. Aug. 15. 195
5譯) 海外市場月報 48 (1955. 10) 42-
47

森弘
ブラジルの貿易・經濟 (上, 下) 外国為
替 144 (1956. 7. 1) 16-17, 145 (56. 7.
15) 15-16
ブラジルの工業擴張 富士鉄調査資料昭31
第12号 (1956. 6), 63-82
ブラジル鉄鋼業の増産 (Iron & Coal Tra
des Review. Aug. 12. 1955譯) 富士鉄
調査資料昭30第26号 (1955. 11) 41-51

原田明
ブラジル經濟の見方とわが国の対伯貿易政
策 経団連月報 4-11 (1956. 11) 50-53

桑島主計
ブラジルにおける工業 日化協月報 8-10
(1955. 10) 10-14

西藤雅夫
アマゾンニアの問題 彦根論叢 32 (1956. 7)
49-67
投資市場としてのブラジル 海外市場月報
46 (1955. 8) 52-55

和田俊二
ブラジル經濟開發史上における労働力氣候
適応の問題—東北海岸地方における甘蔗
プランテーションの発達と奴隷労働力—

彦根論叢 (滋賀大) 34 (1956. 12) 174-1
92

(メキシコ)

久光重平
メキシコの会社 外国為替 131 (1955. 12.
1) 26-28
メキシコ—ドル地域諸国における經濟, 質
易の動向について— 外国為替 137 (1
956. 3. 15) 21-23
メキシコ興業銀行法及び同組織法 海外調
査資料 (日本輸出入銀行) 2 (1954. 9) 5
7-80
メキシコの經濟事情 調査時報 (伊藤忠)
57 (1954. 8) 40-44
最近のメキシコ經濟事情 海外調査資料
(輸銀) 7 (1955. 12) 17-78
(其他諸国)

キューバ—ドル地域諸国における經濟, 質
易の動向について— 外国為替 139 (1
956. 4. 15) 59-61

平井泰太郎
パナマ, キューバおよびフロリダの海の巻
(経営学旅日記百話の内 (9)) PR 6-9
(1955. 9) 62-75

平井泰太郎
チリーとペルーの文化と生活 PR 6-8 (1
955. 8) 46-58
チリー—國産業開發公団綜合運輸公団及び
海上輸送公団の設置法 海外調査資料
(日本輸出入銀行) 6 (1955. 9) 63-85

高橋正一
ペルー—經濟一年の動向 海外市場月報 51
(1956. 1) 51-54
グアテマラの農業と米穀事情 國際食糧農
業 5-11 (1956. 11) 28-32

堀由紀夫
ヴェネズエラ經濟の繁榮と石油 海運 352
(1957. 1) 27-29

米谷栄一
ドル地域諸国における經濟貿易の動向につ
いて—ヴェネズエラ, ウルグアイ— 外
國為替 136 (1956. 3. 1) 29-32

**THE RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY**

Director: Ginjiro **SHIBATA**

Secretary: Toshio **HARA**

**GROUP OF INTERNATIONAL
ECONOMIC RESEARCH**

Ginjiro SHIBATA	Professor of International Trade and Marine Economics
Fukuo KAWATA	Professor of International Trade
Kiyozo MIYATA	Professor of Economics
Hiroshi SHINJO	Professor of International Finance
Torasaburo NOMURA	Professor of Transportation
Taro KAWAKAMI	Professor of Private International Law
Jiro YAO	Professor of International Finance
Tei-ichi YAMASAKI	Assistant Professor of Area Study on Latin America
Seiji SASAKI	Assistant Professor of Marine Economics
Hiroshi SAITO	Assistant Professor of Area Study on Latin America
Masahiro FUJITA	Assistant Professor of Area Study on Latin America
Hikoji KATANO	Assistant in International Trade Section
Hiromasa YAMAMOTO	Assistant in Marine Economics Section

**GROUP OF BUSINESS
ADMINISTRATION RESEARCH**

Susumu WATANABE	Professor of Accounting
Minoru BEIKA	Professor of Plant Location
Yasutaro HIRAI	Professor of Business Administration
Tadakatsu INOUE	Assistant Professor of Business History
Nobuko NOSÉ	Assistant Professor of Social Accounting
Hideo KITANI	Engineer of Business Machinery
Hisao KAMIMURA	Assistant in Accounting Section

Office: The Kanematsu Memorial Hall,

**THE KOBE UNIVERSITY
ROKKO, KOBE, JAPAN**

昭和 32 年 3 月 25 日印刷
昭和 32 年 3 月 30 日發行

編集兼發行所
神戸市灘區六甲台町
神戸大學經濟經營研究所

印刷所
奈良縣天理市川原城
天理時報社

KOBE UNIVERSITY
INTERNATIONAL ECONOMIC
REVIEW

ANNUAL REPORT

VII

CONTENTS

Economic Structure and Foreign Trade of Canada	Ginjiro SHIBATA
A Study on the United States Philippine Trade Agreements	Fukuo KAWATA
Foreign Trade of New China	Tadao MIYASHITA
A Short History of the Competition in the Steamship Lines to Europe.....	Seiji SASAKI
A New Aspect of the Development of International Clearing System — A Study on the Multilateral Tendency in Latin America—	Masahiro FUJITA
On the Equilibrium in the International Economy	Hikoji KATANO
Regarding Marx's "Nutzeffekt"	Hiromasa YAMAMOTO
Résumé (<i>in English</i>)	

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY

1957